

H25-27 国営滝野すずらん丘陵公園
運営維持管理業務
民間競争入札実施要項
(案)

平成24年〇月

国土交通省北海道開発局札幌開発建設部

目 次

1. 対象公共サービスの詳細な内容及びその実施に当たり確保されるべき対象公共サービスの質に関する事項	1
1.1. 対象施設及び対象業務の概要	1
1.1.1 対象施設の概要	1
1.1.2 開園期間及び時間	3
1.1.3 入園料	3
1.1.4 施設目的	4
1.1.5 対象業務の概要	4
1.2. 業務内容	7
1.2.1 本業務全体のマネジメント及び企画立案業務	7
1.2.2 施設・設備維持管理業務	7
1.2.3 植物管理業務	8
1.2.4 収益施設等管理運営業務	8
1.3. サービスの質の設定	9
1.3.1 包括的な質の設定	9
1.3.2 個別業務の質の設定	10
1.3.3 創意工夫の発揮可能性	11
1.3.4 モニタリング方法	13
1.3.5 委託費の支払い方法	13
1.3.6 費用負担等に関するその他の留意事項	14
2. 実施期間に関する事項	18
3. 入札参加資格に関する事項	19
3.1. 入札参加資格について	19
3.2. 企業の業務実績に関する要件	20
3.3. 配置予定者の業務実績に関する要件	22
3.4. 共同体での入札について	26
4. 入札に参加する者の募集に関する事項	27
4.1. 入札の実施手続及びスケジュール（予定）	27
4.2. 入札実施手続	29
4.2.1 提出書類	29
4.2.2 申請書類の内容	29
4.2.3 企画書の内容	30
4.2.4 収益施設運営計画書	30
4.2.5 ヒアリングの実施	30
4.2.6 その他	31
5. 対象公共サービスを実施する者を決定するための評価の基準その他の対象公共サー	

ビスを実施する者の決定に関する事項.....	32
5.1. 事業者決定にあたっての質の評価項目の設定.....	32
5.1.1 基本項目審査.....	32
5.1.2 提案項目審査.....	32
5.2. 事業者決定にあたっての評価方法.....	35
5.2.1 事業者の決定方法.....	35
5.2.2 総合評価の方法（※協議中）.....	35
5.2.3 留意事項.....	37
5.3. 初回の入札で事業者が決定しなかった場合の取り扱いについて.....	37
6. 対象公共サービスに関する従来の実施状況に関する情報の開示に関する事項.....	38
7. 事業者を使用させることができる国有財産に関する事項.....	39
7.1. 施設.....	39
7.2. 設備.....	39
8. 事業者が、対象公共サービスを実施するに当たり、国の行政機関等の長等に対して報告すべき事項、秘密を適正に取り扱うために必要な措置その他の対象公共サービスの適正かつ確実な実施の確保のために契約により事業者が講ずべき措置に関する事項.....	40
8.1. 報告について.....	40
8.1.1 業務計画書の協議と承諾.....	40
8.1.2 業務責任者及び業務の関係者.....	40
8.1.3 業務報告書.....	40
8.1.4 検査・監督体制.....	40
8.2. 調査への協力.....	40
8.3. 指示について.....	41
8.4. 秘密の保持.....	41
8.5. 個人情報の取り扱い.....	41
8.6. 契約に基づき落札業者が講ずべき措置.....	41
8.6.1 業務の開始及び中止.....	41
8.6.2 公正な取り扱い.....	41
8.6.3 金品等の授受の禁止.....	41
8.6.4 法令の遵守.....	42
8.6.5 安全衛生.....	42
8.6.6 記録・帳簿書類等.....	42
8.6.7 権利の譲渡.....	42
8.6.8 権利義務の帰属等.....	42
8.6.9 一般的損害.....	42
8.6.10 再委託または下請負の取り扱い.....	42
8.6.11 契約解除.....	43
8.6.12 契約解除時の取り扱い.....	43
8.6.13 契約内容の変更.....	44

8.6.14	契約の解釈	44
8.6.15	業務計画書の提出	44
8.6.16	業務計画書の変更	44
8.6.17	業務の引き継ぎへの対応	44
8.6.18	業務評定について	44
9.	事業者が対象公共サービスを実施するに当たり第三者に損害を与えた場合において、その損害の賠償に関し契約により事業者が負うべき責任（国家賠償法の規定により国の行政機関等が当該損害の賠償の責めに任ずる場合における求償に応ずる責任を含む。）に関する事項	46
10.	対象公共サービスに係る法第7条第8項に規定する評価に関する事項	47
10.1.	調査方法	47
10.2.	実施状況に関する調査の時期	47
10.3.	調査方法及び項目	47
10.4.	北海道開発局札幌開発建設部総合評価審査委員会への報告	47
11.	その他対象公共サービスの実施に関し必要な事項	48
11.1.	対象公共サービスの実施状況等の監理委員会への報告及び公表	48
11.2.	北海道開発局札幌開発建設部の監督体制	48
11.3.	事業者が負う可能性のある主な責務等	48
11.3.1	罰則等	48
11.3.2	会計検査について	48

H25-27 国営滝野すずらん丘陵公園運営維持管理業務民間競争入札実施要項(案)

競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成 18 年法律第 51 号。以下「法」という。）に基づく競争の導入による公共サービスの改革については、公共サービスによる利益を享受する国民の立場に立って、公共サービスの全般について不断の見直しを行い、その実施について、透明かつ公正な競争のもとで事業者の創意と工夫を適切に反映させることにより、国民のため、より良質かつ低廉な公共サービスを実現することを目指すものである。

上記を踏まえ、国土交通省北海道開発局札幌開発建設部（以下「北海道開発局札幌開発建設部」という。）は、公共サービス改革基本方針（平成 23 年 7 月 15 日閣議決定）別表において民間競争入札の対象として選定された H25-27 国営滝野すずらん丘陵公園運営維持管理業務（以下「本業務」という。）について、公共サービス改革基本方針に従って、本実施要項を定めるものとする。

1. 対象公共サービスの詳細な内容及びその実施に当たり確保されるべき対象公共サービスの質に関する事項

1.1. 対象施設及び対象業務の概要

1.1.1 対象施設の概要

(1) 対象施設

施設名称 国営滝野すずらん丘陵公園
 所在地 北海道札幌市南区滝野 247 番地
 敷地面積 395.7 ha 注)

注) 本業務の対象敷地は国営滝野すずらん丘陵公園（以下「本公園」という。）の供用区域であり、その面積は、平成 24 年 6 月現在 395.7ha である。

(2) 施設概要

対象となる施設は、本公園の供用区域に位置する各公園施設（一部施設を除く）であり、本実施要項表 1 に示すとおりである。

詳細は、別紙－1「主要公園施設一覧」、別紙－2「主要建築物一覧」、別紙－3「収益施設一覧」を参照のこと。

表 1 主な対象施設一覧 (1)

ゾーン名	面積 (ha)	名 称	主 要 施 設
溪流ゾーン※1	20.0	溪流口	入口広場、公園案内所、時計塔、白帆橋
		溪流口駐車場	普通車、身障者スペース
		疎林広場	芝生広場 (9,360 m ²)
		溪流園	レストラン、炊事広場 (4,500 m ²)、釣堀、芝生広場 (3,270 m ²)、時計塔、不老橋、アシリベツ橋
		アシリベツの谷	アシリベツの滝、滝見橋
		鱒見口	入口広場、時計塔、サイクリングセンター(売店)
		鱒見口駐車場	普通車、身障者スペース
		平成の森	みずばしょう池、ショウブ園、スズラン群落、散策路
		鱒見の谷	鱒見の滝、散策路
		不老の谷	不老の滝、散策路
		炊事遠足広場	ロッジゆきざさ(飲食店)、炊事場(2ヶ所)、時計塔
滝野パークブリッジ	スウィングボール (No.3～4 橋脚間)		
保全ゾーン	67.8	自然林	
		自然林	
中心ゾーン	71.4	つどいの森	芝生広場、ボーダー花壇、時計塔
		中央口広場	中央口休憩所(2ヶ所)(飲食店)、時計塔
		中央口駐車場	中央口駐車場(普通車、大型車、身障者スペース)
		東 口	東口休憩所(研修棟、ボランティア棟、レストハウス(飲食店))、パークゴルフ場(9,320 m ²)、マウンテンバイクコース、芝生広場
		天文台	天文台
		東口駐車場	普通車、身障者スペース

表1 主な対象施設一覧(2)

ゾーン名	面積(ha)	名称	主要施設
中心ゾーン	71.4	ローンスタジアム	芝生広場、時計塔、展望台、ソリコース・ロープトウ(冬季)
		カントリーガーデン	水の広場、花のまきば、まきばのせせらぎ、収穫の谷、花人の隠れ家、くらしの花園、花のテラス、峠の庭、山のお花畑、時計塔、カントリーハウス(レストラン)、ゲレンデ・リフト(冬季)
		こどもの谷	虹の巣ドーム、あり塚の塔、フワフワエッグ(白・橙)、ありの巣トンネル、マウントコニーデ、溶岩滑り台、さまよいの洞窟、大地の広場、森の池、森のせせらぎ水路、時計塔、子供の谷休憩所(飲食店)
		森のすみか	りすの散歩路、切り株迷路、木のぼりネット、トロッコ橋展望台、森の隠れ家、メロディきのこ、ゆらゆらきのこ、材木飛ばし、森の吊り橋、秘密の抜け道、森の工房、石造りの家跡、森人の山小屋
		自然林	
宿泊ゾーン	26.0	オートリゾート滝野	<u>センターハウス(1棟)、キャビンAサイト(14サイト)、キャビンBサイト(5サイト)、キャビンSサイト(6サイト)、キャンピングカーサイト(23サイト)、スタンダードカーサイト(40サイト)、フリーテントサイト(62サイト)、サニタリーハウス(1棟)、炊事棟(7棟)、トイレ棟(2棟)、プレイロット(2基)、徒歩池、遊歩道、展望台、芝生広場(9,800㎡)、時計塔、彩りの森</u>
		青少年山の家	多目的ホール※2、研修棟※2、宿泊棟※2、風のはらっぱ、営火場(3ヶ所)、野外ステージ、炊事広場※2、野外トイレ、時計塔(2基)、くわの実広場が「トルーフ」※2
		自然林	
滝野の森ゾーン	124.8	東エリア	森の交流館、森見の塔、森の教室、森の炊事広場、ローラー滑り台、散策路、歩くスキーコース(冬季)
		南駐車場	普通車、身障者スペース
	85.7	西エリア	森の情報館、多目的広場、森の観察デッキ、田んぼの広場、はるにれ広場、みずなら広場、歩くスキーコース(冬季)
		滝野の森口駐車場	普通車、身障者スペース
		自然林	
計	395.7		

・下線は利用料金を徴収する施設や飲食・物販施設(以下「収益施設」という。)を示す。

・このほかに自動販売機を設置する。

注) ※1: 溪流ゾーンは無料エリアである。

※2: 青少年山の家が多目的ホール、研修棟及び宿泊棟は、札幌市の指定管理者制度による管理を行うため、本業務の対象外となる。

1.1.2 開園期間及び時間

本公園の開園期間及び時間は、本実施要項表 2 に示すとおりである。

表 2 開園期間及び時間

期間		開園時間
春	4月 20日～ 5月 31日 (4/19 が日曜日の場合は 4/19 開園)	9:00～17:00
夏	6月 1日～ 8月 31日	9:00～18:00
秋	9月 1日～ 11月 10日	9:00～17:00
冬	12月 23日～ 3月 31日 (12/22 が日曜日の場合は 12/22 開園)	9:00～16:00

※休園日は、11月 11日～12月 22日 および 4月 1日～4月 19日。

※繁忙期、行催事開催時等においては、本業務の受託者（以下「事業者」という。）が北海道開発局札幌開発建設部に協議し、承諾を得た上で開園時間の変更を行うことができる。

※開園期間においても、定期点検等の実施により休園が必要な場合は、事業者が北海道開発局札幌開発建設部に協議し、承諾を得た上で休園とすることができる。

1.1.3 入園料

本公園の入園料は、本実施要項表 3 に示すとおりである。

表 3 入園料

区分	大人（15歳以上 65歳未満の者）	シルバー （65歳以上の者）	小人 （小・中学生）
個人（1回）	400円	200円	80円
団体（1回）	280円	200円	50円
年間パスポート（1年間）	2,500円	1,300円	500円

※4月 20日から 11月 10日までの期間における入園料であり、12月 23日（12月 22日が日曜日の場合は 12月 22日）から 3月 31日までの期間の入園料は無料である。

※未就学児は無料。

※身障者・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳を提示された方とその付添の方 1名は無料。

※団体は、小学生以上の有料入園者 20名以上（上記手帳及び年間パスポートを提示した方を含む）を対象とする。

※無料入園日：原則として、以下のとおり無料入園日を設けることとし、各年度の日付は 1ヶ月前までに通知する。

- ・春の都市緑化推進運動：4月 1日～6月 30日【期間中 1日】
- ・秋の都市緑化月間：10月 1日～10月 31日【期間中 2日】
- ・みどりの日：5月 4日【1日】
- ・児童福祉週間：5月 5日【1日】
- ※小学生若しくは中学生又はこれらに相当する者のみ無料
- ・敬老の日：9月第 3月曜日【1日】

※満 65歳以上の者のみ無料

1.1.4 施設目的

本公園は、国が設置したイ号国営公園である。札幌市の中心部から約 20km の札幌市南区滝野地区に位置しており、溪流ゾーン、中心ゾーン、宿泊ゾーン、滝野の森ゾーン、保全ゾーンの 5 つに区分されている。

本公園は、北海道道央圏を中心とする広域的レクリエーション需要に対応する都市公園とするため「自然とのふれあい」を基本テーマに、以下の 7 つの基本方針のもとに総合的に整備、管理・運営を進めている。

- ①末永く親しまれる魅力ある公園づくりの推進
- ②活力ある新しい社会・地域づくりと人づくりへの貢献
- ③自然や文化の保全と活用
- ④北海道の気候風土に合った植物を活かした美しい景観構成
- ⑤多様な利用者の交流を促進する新たな公園利用の創出
- ⑥季節変化や公園の特色を活かしたレクリエーション活動の展開
- ⑦地域環境に配慮した循環型公園づくりの推進

昭和 58 年度の開園時から平成 24 年 3 月までの入園者数累計は、約 1,580 万人であり、平成 23 年度には約 60 万人の方々に利用されている。

事業にあたっては、上記 7 つの基本方針のもとに持続的な需要喚起と来園者に対するサービス向上を目指し、一元的に運営維持管理を進めるものである。

(詳細は、別紙－4「国営滝野すずらん丘陵公園運営維持管理基本方針」(以下「基本方針」という。)を参照のこと。)

1.1.5 対象業務の概要

(1) 対象業務の構成

本業務は、委託契約により、本公園において、国営公園設置の意義を踏まえ、その効用を最大限発揮させるべく、公園の運営維持管理全般について計画立案を行い、目標及び業務計画を策定し、その一元的管理方針のもとで、利用促進のための行催事や広報宣伝の企画・立案・実施、入園料徴収、巡視・保安警備、公園利用者に対するサービスの提供、利用指導、救急、公園利用者の安全・安心の確保、地域貢献や市民等との協働、他の施設管理者との連携、建物や工作物等公園施設の維持管理、清掃、植物の育成・維持管理、収益施設の運営など多岐にわたる業務を総合的な調整のもと、相互連携を保ち、適切に進捗管理を行いつつ実施するものである。

このうち、飲食・物販施設、駐車場等、公園利用者へのサービス向上に資する収益施設については、北海道開発局札幌開発建設部からの委託費で運営維持管理を行うものではなく、事業者が独立採算で運営維持管理を行うものである。収益施設におけるサービス提供が、委託費による公園の運営維持管理と両輪をなす事業として、互いに相乗効果を発揮し、公園利用者にとって利便性が高く魅力のある公園管理が展開されるよう、事業者の創意工夫を期待するものである。

さらに、委託費で行う業務に加え、公園の利便性や魅力をより一層高めるため、北海道開発局札幌開発建設部の許可を受けた上で、事業者の提案により土地使用料等を

納めて独立採算により臨時の飲食・物販施設等の運営や行催事を行う事業（以下「自主事業」という。）について、効果的に行われることを期待する。

本業務は、費目でみると委託費により行う「本業務全体のマネジメント及び企画立案業務」、「施設・設備維持管理業務」及び「植物管理業務」と、事業者の提案により独立採算で行う収益施設の運営及び自主事業（以下「収益施設等管理運営業務」という。）により構成される。

なお、会計上の注意として、事業者は、委託費を収益施設等管理運営業務の実施に用いてはならない。

また、委託費で行う事業と独立採算で行う収益施設等管理運営業務の経理状況に関する帳簿類は分けて整理し、年度終了毎に決算書類を提出することとする。

さらに本業務は、利用指導の一環として、都市公園法の許認可に係る前段階の調整、北海道開発局札幌開発建設部が行う各種行事への対応を実施するなど、行政と連携を行うものである。

これら多岐にわたる業務は相互に密接に関連するものであり、公園の円滑な運営維持管理のため、総合的な調整のもとに実施されるものである。

なお、建設業法上の改築工事、施設保全業務、庁舎清掃業務、庁舎警備業務、光熱水費の支払い等は本業務には含まれず、北海道開発局札幌開発建設部が別途行う。

本業務の実施にあたっては、都市公園関係法令等を踏まえた公園管理のための専門的知識を有し、また一定のサービス水準の維持及び公園利用者の安全確保のため、上記業務を安定的に行うとともに、事故・災害等緊急事案にも迅速な対応が可能となる管理体制を整えることが必要である。

(2) 対象業務項目

本業務に含まれる対象業務は下記のとおりである。

1) 公園運営維持管理業務（委託費により行う業務）

① 本業務全体のマネジメント及び企画立案業務

- ・本業務全体の計画立案及びマネジメント
- ・入園料徴収、臨機の措置、その他本業務が円滑に行われるための諸業務 等
- ・企画広報（行催事企画運営、広報、公園ボランティア活動の支援・調整）
- ・公園利用者への利用指導、公園利用者へのサービス、園内巡視 等

② 施設・設備維持管理業務

- ・維持修繕・保守点検等（建物、建物設備、園路広場、遊具、電気設備、汚水・排水施設、給水施設、水景施設、その他設備）
- ・清掃（園内清掃、園内建物清掃）

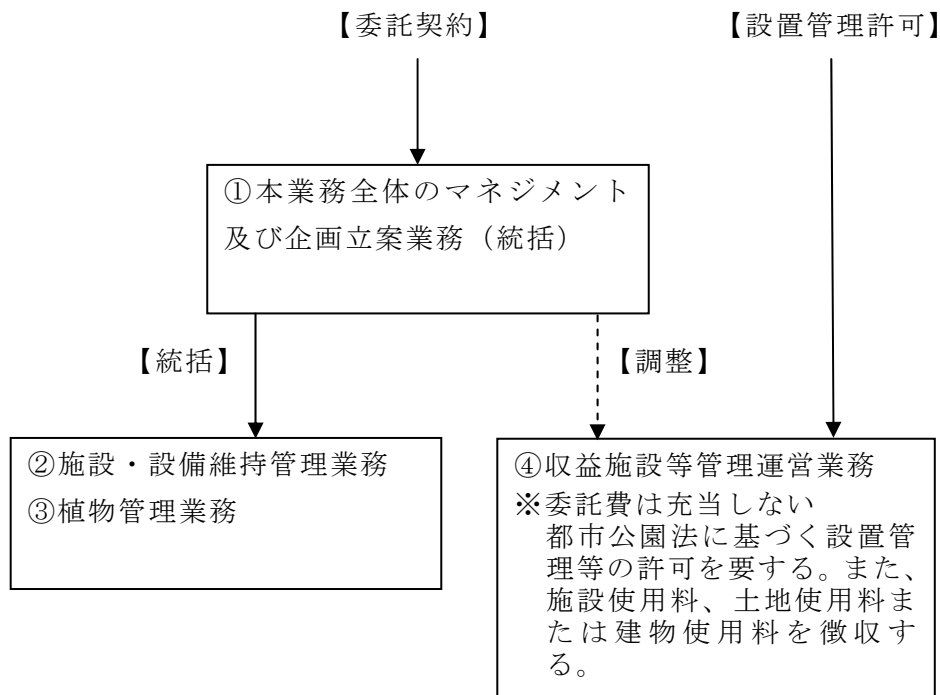
- ・利雪 等
- ③ 植物管理業務
 - ・高木管理、中低木管理、林地管理、草地管理、草花管理等（草刈り、施肥、灌水、剪定等）

2) 収益施設等管理運営業務（土地使用料等を納めた上で独立採算により行う業務）

- ① 収益施設等管理運営業務
 - ・飲食・物販施設、駐車場等の運営
- ② 自主事業
 - ・臨時飲食・物販施設等の運営

（詳細は、別紙－5「H25-27 国営滝野すずらん丘陵公園運営維持管理業務共通仕様書」（以下「共通仕様書」という。）、別紙－6～8（「H25-27 国営滝野すずらん丘陵公園運営維持管理業務個別仕様書（本業務全体のマネジメント及び企画立案）」（以下「個別仕様書（企画立案）」という。）等）、別紙－9「H25-27 国営滝野すずらん丘陵公園収益施設等管理運営規定書」（以下「管理運営規定書」という。）を参照のこと。）

(3) 業務全体像



1.2. 業務内容

1.2.1 本業務全体のマネジメント及び企画立案業務

(1) マネジメント

本公園の運営維持管理全般について、目標及び業務計画を策定し、その一元的管理方針の下で、施設・設備維持管理業務、植物管理業務等、多岐にわたる業務について総合的な調整のもと相互連携を保ち、適切な進捗管理を行うとともに、入園料の徴収事務、北海道開発局札幌開発建設部の実施する整備・修繕工事における実施方針の検討等の助言・調整、臨機の措置、その他本業務が円滑に行われるための諸業務を行う。

(詳細は、別紙－5「共通仕様書」及び別紙－6「個別仕様書(企画立案)」を参照のこと。)

(2) 企画運営管理

利用促進のための行催事(材料代等実費を公園利用者から徴収すること等ができるものを含む)や広報宣伝の企画・立案・実施・参加者受付及び公園ボランティアに対する支援・調整を行う。また、公園利用者の安心・安全を確保し、円滑に利用してもらうために、利用指導及び利用案内等の公園利用者に対するサービスの提供、公園利用者の施設予約等の受付、園内巡視、本業務に関わる自動車維持等を行う。(詳細は、別紙－5「共通仕様書」及び別紙－6「個別仕様書(企画立案)」を参照のこと。)

1.2.2 施設・設備維持管理業務

(1) 維持修繕・保守点検

建物、園路広場、遊具、電気設備、汚水・排水施設等について、所要の目的が果たされるよう、日常、適宜巡回点検・保守点検し、常に安全で良好な状態にあるよう、利用の状況に応じて破損個所の軽微な補修又は補充を適切に行う。また、給水施設や電気設備の使用量を計測し記録を確実にを行うとともに、水景施設に関しては、衛生面の安全を確保するよう、水質管理を確実に行う。(詳細は、別紙－5「共通仕様書」及び別紙－7「H25-27 国営滝野すずらん丘陵公園運営維持管理業務個別仕様書(施設・設備維持管理)」(以下「個別仕様書(施設・設備)」という。)を参照のこと。)

(2) 清掃

公園利用の動向、塵芥及び汚水等の発生量に即応して適切な措置をとり、園内や建物の清掃を行い、常時公園内を清潔にする。また、園内に塵芥が散乱した場合は、速やかに園内の清掃を行い、利用に支障が生じないよう適切な措置をとる。なお、塵芥は種類ごとに定められた処理方法に従って、適切に処理する。(詳細は、別紙－5「共通仕様書」及び別紙－7「個別仕様書(施設・設備)」を参照のこと。)

(3) 利雪

冬季において、園路の除雪・排雪を行うとともに、歩くスキーコース、ファミリーゲレンデ、そりゲレンデなどのための圧雪や排雪作業を行う(詳細は、別紙－5「共通仕様書」及び別紙－7「個別仕様書(施設・設備)」を参照のこと。)。なお、収益施設に係る雪対策(駐車場や建物周辺の除雪、建物屋根の雪下ろし)は除く。

1.2.3 植物管理業務

北海道の気候風土にあった花風景の演出を行うため、利用状況、景観等に応じた除草、外来種の除去、芝刈り、施肥、灌水、樹木の剪定等を行うことにより、園内の植物が常に良好な状態にあるように植物管理を行うとともに、公園利用者に怪我等がないよう適切な管理を行う。(詳細は、別紙－5「共通仕様書」及び別紙－8「H25-27 国営滝野すずらん丘陵公園運営維持管理業務個別仕様書(植物管理)」(以下「個別仕様書(植物)」という。)を参照のこと。)

1.2.4 収益施設等管理運営業務

本実施要項 1.2.2～1.2.3 の業務と連携して公園利用者サービスの向上を図るため、飲食・物販施設、駐車場などの収益施設の運営管理を行わなければならない。また、公園の利便性や魅力をより一層高めるため、独立採算により行う行催事や繁忙期における臨時物販施設等の自主事業を行うことができる。

具体的には、都市公園法第5条、第6条または第12条の手続きを行った上で、各施設の施設使用料、土地使用料または建物使用料を北海道開発局札幌開発建設部に支払い、別紙－3「収益施設一覧」で示す施設の運営管理や、繁忙期における臨時飲食・物販施設・臨時駐車場等の運営管理を行い、収益施設等の運営において得た利益は事業者の収入とする。また、収益施設のうち、必須施設は公園の開園日時に常時営業する施設、裁量施設は公園の開園日時内で運営日時を事業者が設定し営業する施設である。

なお、各施設の利用料金については、駐車場は、北海道開発局札幌開発建設部の指定する料金を上限とし、収益施設の継続的運営が可能な料金設定とする。その他収益施設の利用料金等については、北海道開発局札幌開発建設部と協議の上、周辺類似事例に基づき、収益施設全体の収支のバランスを鑑みながら、市場価格に準じて定める。

(収益施設の詳細は、別紙－3「収益施設一覧」及び別紙－9「管理運営規定書」を参照のこと。)

1.3. サービスの質の設定

本業務の実施にあたり、達成すべき包括的な質（本実施要項 1.3.1 参照）及び個別業務の質（本実施要項 1.3.2 参照）は以下のとおりとする。

1.3.1 包括的な質の設定

本業務に関する包括的な質は本実施要項表 4 のとおりとする。

表 4 包括的な質

基本的な方針	主要事項	達成すべき質
本業務を通して、公園の理念を多くの公園利用者が実感できるような公園利用を可能とする	公園利用者数の確保	<ul style="list-style-type: none"> 本公園の年間及び運営シーズン※1 ごとの公園利用者数（平成 22 年度及び平成 23 年度実績平均値以上【平成 22 年度及び平成 23 年度実績平均値：年間約 600,000 人、第 1 期約 480,000 人、第 2 期約 120,000 人】） 本公園の札幌都市圏外※2 からの公園利用者の割合※3（平成 22 年度及び平成 23 年度の実績平均値以上【平成 22 年度及び平成 23 年度の実績平均値：約 15%】） 滝野の森 3 施設（森の教室、森の情報館、森の交流館）の年間及び運営シーズン※1 ごとの利用者数（平成 23 年度の実績値以上【平成 23 年度の実績値：年間約 110,000 人／年、第 1 期約 90,000 人、第 2 期約 20,000 人】）
	利用者満足度の確保	<ul style="list-style-type: none"> 年間及び運営シーズン※1 ごとの公園の運営に関する「非常に満足」の回答比率※4（平成 23 年度実績値以上【平成 23 年度実績値：年間約 52%、第 1 期約 52%、第 2 期約 53%】）
	地域特性を生かした植物管理	<ul style="list-style-type: none"> 北海道の気候風土にあった花風景に関する「非常に満足」の回答比率※5（平成 23 年度実績値以上【平成 23 年度実績値：年間約 44%】）
	多様な利用プログラムの提供	<ul style="list-style-type: none"> 滝野の森エリア（森のすみかを含む）における利用プログラム※6 の開催回数、延べ参加人数（平成 22 年度及び平成 23 年度実績平均値と同程度以上【平成 22 年度及び平成 23 年度実績値：年間開催回数 200 回、延べ参加人数約 4,600 人】）
	情報受発信	<ul style="list-style-type: none"> マスコミによる報道件数※7（平成 22 年度及び平成 23 年度実績平均値以上【平成 22 年度及び平成 23 年度実績平均値：年間 430 件】） ホームページの総アクセス件数（平成 22 年度及び平成 23 年度実績平均値以上【平成 22 年度及び平成 23 年度実績平均値：年間約 630,000 件】）

※1：運営シーズンとは、第 1 期：4 月 20 日～11 月 10 日、第 2 期：12 月 23 日～3 月 31 日の 2 期をいう。

※2：札幌都市圏外とは、札幌市、石狩市、江別市、北広島市、恵庭市、千歳市、苫小牧市の 7 市以外をいう。

※3：別紙－1 3 「利用実態調査アンケート」の Q3 において、札幌都市圏外と回答した割合。

※4：「利用実態調査アンケート」（別紙－1 3）の Q6「公園には満足されましたか？」における「非常に満足」の回答比率

※5：「利用実態調査アンケート」（別紙－1 3）の Q8①～③における「非常に満足」の回答比率の平均値

※6：利用プログラムとは、本公園の基本方針に即した、事業者が主催する 10 人程度以上を想定した体験系、コンテンツ系、展示系、講習会系の 4 つのプログラムで、入園者に対するサービス水準向上の一貫として提供されるサービスとする。

ここでは、当公園の基本テーマ「自然とのふれあい」に即した利用プログラムを対象とし、展示企画は計測対象に含めない。

・参加者数が延べ 1 人以上の場合に、1 プログラムを 1 回と数える。

・ほぼ同じ内容で 1 日複数実施したプログラムは、1 回と数える。

・同じプログラムを数日間に渡って実施した場合は日数分を回数とする。

※7：マスコミ報道件数の目標とは、以下のそれぞれの件数と合計件数。

委託費による有料広告等についてはカウントできないが、委託費によらない自主事業等による有料広告等はカウントできるものとする。

- ・テレビ（NHK・民放）・ラジオ（AM、FM）の放送件数で、1番組につき1カウントとする。
- ・財団法人日本新聞協会加盟の新聞や雑誌・情報誌への紙面掲載件数で、新聞については1紙／回につき1カウントとし、雑誌・情報誌については、1冊／回につき1カウントとする。
- ・ホームページ等インターネット記事掲載は除く。

1.3.2 個別業務の質の設定

次に示す個別業務の質を確保すること。なお、個別業務の質、および最低水準は、別紙－5「共通仕様書」及び別紙－6～8（「個別仕様書（企画立案）」等）による。

ただし、個別業務の質の最低水準は、企画書（本実施要項 4.2.3 参照）において改善提案を行うことができる。

個別業務の質の最低水準と異なる提案を行う場合は理由を示すこと。

また、設計数量が変更となる提案をする場合は、当該工種と変更数量、変更が可能な理由を示すこと。

(1) 本業務全体のマネジメント及び企画立案業務

1) マネジメント

多岐にわたる業務について適切な目標を定め、総合的な調整のもと、相互連携を保ちつつ、実施の方法が決定され、さらに、これらの業務の適切な進捗管理が行われていること。

また、入園料の徴収、国庫への納入などを行うことその他本業務が円滑に行われるための諸業務を実施すること。（詳細は、別紙－6「個別仕様書（企画立案）」を参照のこと。）

2) 企画運営管理

公園利用者の満足度が高いレベルで保たれていることを目的とし、多種多様な公園利用者のニーズを適切に把握したうえで、指定された業務内容を実施し、公園利用者への適切な指導・サービス、利用促進のための行催事、公園ボランティアとの良好な連携に向けた支援・調整を行うとともに、常時適切な広報、情報発信を行い、認知度を向上すること。（詳細は、別紙－6「個別仕様書（企画立案）」を参照のこと。）

(2) 施設・設備維持管理業務

1) 維持修繕・保守点検

建物、園路広場、遊具、電気設備、汚水・排水施設等の性能が常時適切な状態で保たれているとともに、公園利用者の安全が確保されていることを目的とし、指定された業務内容を実施し、建物、園路広場、遊具等の機能及び劣化の状態を調査するとともに、異常又は劣化がある場合は、必要に応じ対応措置が判断・実行されていること。（詳細は、別紙－7「個別仕様書（施設・設備）」を参照のこと。）

2) 清掃

快適な公園環境が保たれていることを目的とし、指定された業務内容を実施し、

施設内外の汚れを除去し、又は汚れを予防すること。(詳細は、別紙－7「個別仕様書(施設・設備)」を参照のこと。)

3) 利雪

公園利用者の安全が確保されていること。また冬季の雪利用が可能であることを目的とし、指定された業務内容を実施し、積雪によって公園の機能に障害が出ないようにすること。(詳細は、別紙－7「個別仕様書(施設・設備)」を参照のこと。)

(3) 植物管理業務

本公園の意義や役割、機能を踏まえた演出を目的とし、公園全体の利用状況、景観、季節、及び生物の生育環境等に応じ、自生植物や園芸植物等の特性にあった年間管理計画を作成し、植物が常に良好な状態にあること。(詳細は、別紙－8「個別仕様書(植物)」を参照のこと。)

(4) 収益施設等管理運営業務

公園利用者へのサービス向上を目的とし、公園管理の包括的・統一的な管理のもと、公園運営維持管理業務との連携調整を図りながら、公園利用者の利便性が高まり、安全・快適かつ清潔な環境が保たれていること。また、自主事業を行う場合は、公園の利便性や魅力をより一層高めるよう適切に行うこと。(詳細は、別紙－9「管理運営規定書」を参照のこと。)

1.3.3 創意工夫の発揮可能性

本業務を実施するにあたっては、事業者の創意工夫を反映し、本公園が国民に提供する空間・サービスの質の向上(包括的な質の向上、効率の向上、経費削減等)に努めるものとする。

(1) 企画提案

事業者は、別途定める様式に従い、本公園が国民に提供する空間・サービスの包括的な質(本実施要項1.3.1参照)の向上の観点から、以下の事項を提案し企画書(本実施要項4.2.3参照)を提出すること。なお、企画書に記載した提案については、履行の義務を負うものとする。また、業務計画書の承諾にあたり、北海道開発局札幌開発建設部が実施を認めない提案がある場合は、その実施前までに代替案を検討するよう指示することがある。この場合でも、原則として、企画書に記載した目標の変更は認めない。

- ① 目標とする公園利用者数の確保に関する提案
- ② 利用者満足度の確保に関する提案
- ③ 地域特性を生かした植物管理に関する提案
- ④ 公園特性及び資源、施設を生かした運営管理に関する提案
- ⑤ 多様な利用プログラムの提供に関する提案
- ⑥ 情報受発信に関する提案
- ⑦ 地域との連携活動・市民との協働活動に関する提案

- ⑧ 公園利用者等の安全を確保する管理手法に関する提案
- ⑨ 緊急時及び非常時の対応に関する提案
- ⑩ 自主事業に関する提案
- ⑪ 収益施設の運営に関する提案

(2) 各業務の最低水準として示された仕様書に対する改善提案

事業者は、下記に示す業務の最低の水準（本実施要項 1.3.2 参照）として示された仕様書に対し、改善すべき提案がある場合は、別途定める様式に従い、具体的な方法等を示すとともに、最低水準が確保できる根拠等を提示し企画書（本実施要項 4.2.3 参照）を提出すること。なお、企画書に記載した提案については、履行の義務を負うものとする。

- ① 本業務全体のマネジメント及び企画立案業務
- ② 施設・設備維持管理業務
- ③ 植物管理業務
- ④ 収益施設等管理運営業務

また、設計数量が変更となる提案をする場合は、当該工種と変更数量、変更が可能な理由、企画提案との関連がある場合は該当箇所を示すとともに、改善提案で変更を提案した数量以外は、公示している数量に基づき入札を行うこと。ただし、業務計画書の承諾にあたり、北海道開発局札幌開発建設部が提案の実施を認めない場合がある。

(3) 収益施設運営実績書及び計画書

事業者は、各収益施設の運営実績および運営計画を具体的に記述し「収益施設運営実績書」（様式 1－9）及び「収益施設運営計画書」（様式 3）を提出すること。

1.3.4 モニタリング方法

北海道開発局札幌開発建設部は、包括的な質及び個別業務の質について、その実施状況を確認するため、業務実施前に事業者が作成した業務計画書をもとに、その達成状況について本実施要項表5に示すモニタリング調査を実施する。なお、モニタリング調査の結果は、北海道開発局札幌開発建設部により公表されることがある。

表5 モニタリング調査

主要事項	達成すべき質	モニタリング方法	実施者
公園利用者数の確保	・本公園の年間及び運営シーズンごとの公園利用者数	・管理月報の確認（毎月実施）	北海道開発局札幌開発建設部
	・本公園の札幌都市圏外からの公園利用者の割合	・アンケート調査（年6回、5, 6, 7, 9, 1, 2月実施）	
	・滝野の森3施設（森の教室、森の情報館、森の交流館）の年間及び運営シーズンごとの公園利用者数	・赤外線カウンターの確認（毎月実施）	
利用者満足度の確保	・年間及び運営シーズンごとの公園の運営に関する「非常に満足」の回答比率	・アンケート調査（年6回、5, 6, 7, 9, 1, 2月実施）	北海道開発局札幌開発建設部
地域特性を生かした植物管理	・北海道の気候風土にあった花風景に関する「非常に満足」の回答比率	・アンケート調査（年3回、6月チューリップ・すずらんフェスタ, 7月ラベンダーフェスタ, 9月コスモスフェスタ時実施）	北海道開発局札幌開発建設部
多様な利用プログラムの提供	・滝野の森エリア（森のすみかを含む）における利用プログラムの開催回数、延べ参加人数	・管理月報の確認（毎月実施）	北海道開発局札幌開発建設部
情報受発信	・マスコミによる報道件数	・管理月報の確認（毎月実施）	北海道開発局札幌開発建設部
	・ホームページの総アクセス件数	・管理月報の確認（毎月実施）	北海道開発局札幌開発建設部
個別業務の質	・「1.3.2 個別業務の質の設定」に記載した内容の確保	・管理月報の確認（毎月実施）	北海道開発局札幌開発建設部

北海道開発局札幌開発建設部は、公園利用者を対象として、別紙－13「利用実態調査アンケート」にある調査票によりアンケート調査を年間6回（実施月の平日・休日各1日）実施する。サンプル数は年間で1,200件程度とし、アンケート調査は、主要箇所において、対面式で行う予定である。

1.3.5 委託費の支払い方法

(1) 公園運営維持管理業務

- a) 事業者は、提出した業務計画書に基づいて、公園運営維持管理業務を実施することにより、包括的な質（本実施要項1.3.1参照）の確保に努めるとともに、個別業務

の質（本実施要項 1.3.2 参照）の最低水準を確保しなければならない。

- b) 北海道開発局札幌開発建設部は、上記の履行内容を確認し、検査したうえで、会計年度（4月1日から翌年3月31日まで）を基準とし、四半期毎に委託費を支払うものとし、その支払いは適正な請求書を受領した日から起算して30日以内とする。ただし、検査の結果、包括的な質及び個別業務の質の最低水準が確保されていない場合は、適切に業務を行うよう改善の指示（業務の履行中を含む。）を行うこととし、事業者は要因分析を行い、業務改善計画書を提出し、承諾を得ない限り、委託費の請求はできないものとする。なお、委託費の請求は、業務計画書及び各年度別四半期別必要経費内訳書に基づく、完了報告書、精算報告書、委託費経費内訳報告書及び残存物件報告書による各年度の四半期における所要額とする。
- c) 各年度の委託費の確定額は、業務に要した経費の実支出額と各年度の委託費の支払の限度額のいずれか低い額とする。
- d) 委託費の支払いについては、会計法第22条、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第58条に基づく協議が整った場合において、事業者は委託費の概算払を四半期毎に請求できるが、業務の改善の指示があった場合には、事業者は要因分析を行い、業務改善計画書を提出し、承諾を得ない限り、次の四半期の概算払に係る委託費の請求はできないものとする。なお、委託費の請求は、業務計画書及び各年度別四半期別必要経費内訳書に基づく、各年度の四半期における所要額とする。
- e) 事業者の運営維持管理の責任に抛らない事由により、業務実施前に事業者が作成した業務計画書をもとに設定した包括的な質及び個別業務の質の最低水準が未達成の場合には、委託費の減額は行わない。

(2) 収益施設等管理運営業務

収益施設や自主事業の運営において得た利益は事業者の収入とし、各施設の施設使用料、土地使用料または建物使用料（詳細は、別紙－9「管理運営規定書」を参照のこと。）を北海道開発局札幌開発建設部に支払うものとする。施設使用料、土地使用料または建物使用料については、許可後、歳入徴収官北海道開発局札幌開発建設部調査官が発行する納入告知書により、納入告知日から20日以内に納入しなければならない。（別紙－9「管理運営規定書」を参照のこと。）

なお、北海道開発局札幌開発建設部は、経済情勢の変動その他特に必要があると認める場合には、施設使用料、土地使用料または建物使用料を改定することができる。

1.3.6 費用負担等に関するその他の留意事項

(1) 消耗品等

本業務を実施するにあたり、別紙－5「共通仕様書」及び別紙－6～8（「個別仕様書（企画立案）」等）に記載のあるものを除き、公園利用者が使用する消耗品、本業務を行ううえで事業者が使用する消耗品や付属品については支給しない。また、北海道開発局札幌開発建設部から貸与する物品（詳細は、別紙－20「提供物品一覧」を参照のこと。）については、事業者の責めに帰すべき事由により損害した場合は原状復旧

を事業者の負担により行った上で、北海道開発局札幌開発建設部へ返却するものとする。この場合、原状復旧に要する費用に委託費を充当することはできない。

(2) 光熱水費

北海道開発局札幌開発建設部は、事業者が本業務を実施するのに必要な光熱水費を無償で提供するものとする（収益施設等管理運営業務の実施に係るものを除く。）。

光熱水費については、基本的に園内に係わる全ての使用について、一括して供給会社より請求されるため、事業者は調査職員（本実施要項 8.1.4 参照）の指示に従い、以下の作業を行うものとする。

- ① 個別にメーターを設置するなど、収益施設等管理運営業務の実施にかかるものの使用量が切り分けられるようにし、調査職員の指示する日に各メーターを確認し、毎月の使用量の集計表を作成するものとする。
- ② 北海道開発局札幌開発建設部、事業者、その他の光熱水費を負担すべきものの詳細な負担金額計算を行ない、その明らかにした算定表を、集計表とともに調査職員に指示された期日までに提出するものとする。
- ③ その他、光熱水費の使用から支払に至る諸般の事務処理について、調査職員の指示に従い、また協力するものとする。

(3) 法令等変更による増加費用及び損害の負担

法令等の変更により事業者が生じた合理的な増加費用及び損害は、以下の①から②のいずれかに該当する場合には北海道開発局札幌開発建設部が負担し、それ以外の法令変更等による増加費用及び損害については事業者が負担する。

- ① 本業務に類型的又は特別に影響を及ぼす法令、行政基準等の制定又は改廃
- ② 消費税（地方消費税を含む）その他の税制度（法人税その他事業者の利益に課される税に関するものを除く。）の税率及び課税対象の変更並びに税制度（事業者の利益に課される税に関するものを除く。）の新設

(4) 収益施設等管理運営業務に関する留意事項

収益施設等管理運営業務に関し、企画書において提案された内容については、当該事業が公園利用にふさわしくない場合等、その実施を許可しない場合があるため、本業務の契約段階で北海道開発局札幌開発建設部に協議するものとする。

事業者が北海道開発局札幌開発建設部との協議の後に、自主事業を実施する場合には、あらためて北海道開発局札幌開発建設部から必要な許可を得なければならない。その際、事業者は北海道開発局札幌開発建設部に対して土地使用料または建物使用料を納める必要がある場合がある。

(5) 事業者と北海道開発局札幌開発建設部の責任分担

事業者と北海道開発局札幌開発建設部の責任分担は、本実施要項表 6 に示すとおりとする。

表 6 事業者と北海道開発局札幌開発建設部の責任分担

項目	内 容	北海道開発局札幌開発建設部	事業者	
			運営維持管理	収益施設
料金徴収業務	入園料（収益施設運営に係るものを除く）の徴収業務（徴収料金は、北海道開発局札幌開発建設部に納付）		○	/
公園施設の管理	公園施設の管理（都市公園法第 5 条に基づき設置・管理している施設は除く。）		○	
収益施設の管理	収益施設の管理			◎
物品の管理	北海道開発局札幌開発建設部より提供のあった物品の管理		○	◎
	本業務において取得した物品及び消耗品の管理		○	
苦情・要望対応	施設管理、運營業務内容に対する住民及び公園利用者からの苦情、訴訟、要望への対応		○	◎
	上記以外の場合	○		
事故・災害時対応	本仕様書等に記載された業務内容による対応		○	◎
	上記以外の場合	○		
物価変動	人件費、物品費等物価変動に伴う経費の増		○	◎
	但し、30/1000 以上の物価変動が見込まれる場合	○		
金利変動	金利の変動に伴う経費の増		○	◎
運営日時の変更	開園日時の変更（事業者による提案）に伴う経費の増減		○	/
	収益施設の運営日時の変更に伴う経費の増減		/	◎
許認可	都市公園法に基づく許認可	○		/
	公園利用者の受付及び書類交付手続きの補助		○	/
施設・物品等の修繕	事業者の責めに帰すべき事由による場合（事業者による管理が不適切なために修繕が必要になった場合も含む。）（以下この表において「①」という。）		◎	◎
	修繕にかかる費用が 1 件あたり 100 万円を超えない場合かつ年間修繕費用 1,900 万円（税抜き）※を超えない場合（上記①を除く。）		○	/
	収益施設の建物の構造に関わる部分を除く修繕にかかる費用（上記①を除く。）		/	◎
	上記 3 項目以外の場合 ※予算の状況により施設の使用中止又は臨時閉園とする場合には、年間業務計画の変更を協議するものとする。	○		
不可抗力	大規模な自然災害等（災害対策本部運営計画に基づく警戒体制以上の体制をとるような事態）の不可抗力（以下この表において「②」という。）により公園施設に著しい損害を受けた場合に、公園を一時閉園するなどして行わなければならない施設、設備等の復旧等 ※上記②により施設の使用中止又は臨時閉園とする場合には、対応を協議するものとする。	○		
公園利用者への損害	事業者の責めに帰すべき事由により、公園利用者に損害を与えた場合（事業者の不適切な運営又は、施設管理による公園利用者の怪我等）		◎	◎
	共通仕様書第 27 条の保険の付保及び事故の補償に係る場合		○	◎
	上記 2 項目以外の場合	○		
第三者への損害	事業者の責めに帰すべき事由により、第三者に損害を与えた場合		◎	◎
	上記以外の場合	○		

※年間修繕費用（1,900万円（税抜き））は、軽微な維持管理修繕に要した費用の平成22年～平成23年の実績平均と現在の状況を踏まえた額であり、本業務において事業者によるこれと同程度の修繕を見込んでいる。実績は、別紙-32「建物・工作物に係る修繕履歴」を参照のこと。

※事業者の責任分担に係る項目のうち◎の項目については、委託費を充当することはできない。

(6) 資料等の作成・提出の指示

本業務の遂行上、必要に応じて北海道開発局札幌開発建設部は事業者から業務状況を把握するための資料及び資料に付随するデータの作成及び提出を指示することがある。事業者が北海道開発局札幌開発建設部に対して提供した資料及び資料に付随するデータの著作権（本業務の成果及び本業務の実施の過程において、派生的に生じたもの並びに事業者に権利が帰属しないものを除く。）はすべて、事業者に属する。ただし、事業者は、北海道開発局札幌開発建設部に対して、本業務の目的を達成するために必要な限度で、当該成果物を無償で使用させる。

(7) 広報・行催事経費について

広報・行催事経費への委託費の支出にあたっては、本公園の設置趣旨を踏まえ、公園の広報・行催事としてふさわしいものであるとともに、公共性が高く、利用者全体に係わるもので、社会通念上理解の得られる範囲内での必要な経費に限るものとする。

2. 実施期間に関する事項

本業務の実施期間は、以下のとおり予定している。

平成 25 年 4 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日

但し、以下の場合、実施期間中であっても、契約を打ち切る場合がある。

- a) 北海道開発局札幌開発建設部の検査の結果、質及び最低水準が確保されておらず、適切に業務を行うよう改善の指示(業務の履行中を含む。)を行ったにもかかわらず、事業者が業務改善計画書の提出を怠る、あるいは、承諾に足り得ない、または改善内容の履行が十分に図られないなど、本業務の履行が著しく困難と判断されるとき。
- b) 法第 22 条第 1 項第 1 号イからチ又は同項第 2 号に該当するとき。
- c) 繰り返し法令違反を行ったとき。
- d) 暴力団員を業務を統括する者又は従業員として雇用していることが明らかになったとき。
- e) 暴力団又は暴力団関係者との社会的に非難されるべき関係を有していることが明らかになったとき。

3. 入札参加資格に関する事項

3.1. 入札参加資格について

入札参加者に要求される資格は以下のとおりである。

- a) 法第 15 条において準用する法第 10 条各号に該当する者でないこと。
- b) 予決令第 70 条の規定に該当する者でないこと。
- c) 予決令第 71 条の規定に該当する者でないこと。
- d) 開札日において、国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」の北海道地域の競争参加資格を有する者であること（本実施要項 4.2.2 に示す申請書類（以下「申請書類」という。）の提出期限において、現に競争参加資格を有するか、競争参加資格申請書が受理されていることが確認できること。なお、本実施要項 4.1. に示す「企画書・収益施設運営計画書の受付期限」に競争参加資格の認定がなされない場合は、競争に参加する資格を有しない者のした入札に該当し、入札は無効となる。）
- e) 申請書類の提出期限の日から開札の時までの期間に、北海道開発局長から指名停止を受けていないこと。
- f) 他の入札参加者又は所属する共同体以外の共同体の構成員との間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。
 - ① 資本関係
以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社又は子会社の一方が更生会社又は更生手続が存続中の会社である場合は除く。
 - ア) 親会社と子会社の関係にある場合
 - イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合
 - ② 人的関係
以下のいずれかに該当する二者の場合。ただしイ)については、会社の一方が更生会社又は更生手続が存続中の会社である場合は除く。
 - ア) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
 - イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合
- g) 競争の公正性を害すると判断される場合には、当該対象公共サービスに係る業務に関与する者でないこと。
- h) 北海道開発局札幌開発建設部総合評価審査委員会の構成員又は構成員が属する事業者でないこと。
- i) 守秘義務の遵守などについて社内の規則で明記していること。
- j) 国営滝野すずらん丘陵公園事務所で平成 22 年度に実施した「滝野公園運営維持管理に関するモニタリング調査検討業務」の受託者でないこと。
- k) 国営滝野すずらん丘陵公園事務所で平成 23 年度に実施した「滝野公園管理運営計画検討業務」の受託者でないこと。
- l) 国営滝野すずらん丘陵公園事務所で平成 24 年度に実施の「滝野公園管理運営方針検討業務」の受託者でないこと。

3.2. 企業の業務実績に関する要件

本実施要項 1.2. に掲げる業務を担当する企業等は、業務内容に応じて次頁に示す「表 7 企業の業務実績等に関する要件」を満たすこと。なお、参加資格要件の確認は、申請書類の提出期限の日をもって行うものとする。

表7 企業の業務実績等に関する要件

	①本業務全体のマネジメント及び企画立案業務	②施設・設備維持管理業務	③植物管理業務	④収益施設等管理運営業務
	・本業務全体のマネジメント及び企画立案業務に必要な要件	・施設・設備維持管理業務に必要な要件	・植物管理業務に必要な要件	・収益施設等管理運営業務に必要な要件
業務実績 ^{※1}	下記に示す業務（平成14年度以降に完了した履行期間が概ね12ヶ月以上の業務に限る）において1件以上の実績を有していること（申請書類提出時において実施中の業務にあつては、平成25年3月31日までの業務実績を含む）			
	下記の1)～2)のいずれかを対象とした業務全体のマネジメント及び企画立案業務（本実施要項1.2.1参照）の実績を1件以上有すること	下記の1)～2)のいずれかを対象とした施設・設備維持管理業務（本実施要項1.2.2参照）の実績を1件以上有すること	下記の1)～2)のいずれかを対象とした植物管理業務（本実施要項1.2.3参照）の実績を1件以上有すること	下記の1)～2)のいずれかを対象とした収益施設等管理運営業務（本実施要項1.2.4参照）の実績（収益施設のうち、いずれか1種類以上の運営を行った実績）を1件以上有すること
	1)都市公園の種別として、地区公園、特殊公園、総合公園以上（総合公園、運動公園、広域公園及び国営公園） 2)レクリエーション施設 ^{※2} 又は観光・商業施設 ^{※3} で、園地管理 ^{※4} を行っている施設			
注意事項	共同体等の代表者等の中心的役割を担った業務のみを実績とする	共同体等の一員（代表者以外）としての実績も認める		
保有資格者			1級造園施工管理技士を1名以上有する法人であること	索道技術管理者を1名以上有する法人であること（再委託でもよい）

- ※1：業務実績は、契約書等により実績が確認できるものに限る。（共同体での実績の場合は、当該企業が実施した業務分のみが実績となる。）
 ※2：レクリエーション施設：主に屋外において、都市公園法の公園施設と同様な施設の構成により不特定多数の利用者へ有料でサービスを提供しているもの（例：遊園地、動物園、植物園、水族館、牧場、テーマパーク、ゴルフ場等）
 ※3：観光・商業施設：宿泊、ツアーガイド、物品販売など多様なサービスを一元的に不特定多数の利用者へ有料で提供しているもの（例：大規模ホテル、複合ショッピングセンター等）
 ※4：園地：屋外において年間を通して植物と空地が一体となり、それらの利用・鑑賞を目的として広く一般に周知されているとともに、適切かつ計画的な維持管理がなされている現存する園地。（移動可能なプランター等の植物管理は含まない。）

3.3. 配置予定者の業務実績に関する要件

本実施要項 1.2. に掲げる業務を担当する配置予定者は、業務内容に応じて次頁に示す「表 8 配置予定者の業務実績等に関する要件」を満たすこと。なお、参加資格要件の確認は、申請書類の提出期限の日をもって行うものとする。

表 8 配置予定者の業務実績等に関する要件

	①本業務全体のマネジメント及び企画立案業務の業務責任者(総括責任者)	②施設・設備維持管理業務の業務責任者	③植物管理業務の業務責任者	④収益施設等管理運営業務の業務責任者
業務の経験	下記に示す同種又は類似業務(平成14年度以降に完了した履行期間が概ね12ヶ月以上の業務に限る)の経験を有すること(申請書類提出時において実施中の業務にあっては、平成25年3月31日までの業務経験を含む)			
同種業務の経験※1	下記の1)～2)のいずれかを対象とした業務全体のマネジメント及び企画立案業務(本実施要項1.2.1参照)の実績を有し、かつ、下記のア)～ウ)のいずれかの経験を有すること	下記の1)～2)のいずれかを対象とした施設・設備維持管理業務(本実施要項1.2.2参照)に関する業務の実績を有し、かつ、施設・設備維持管理業務に関する下記のエ)又はオ)のいずれかの経験を有すること	下記の1)～2)のいずれかを対象とした植物管理業務(本実施要項1.2.3参照)に関する業務の実績を有し、かつ、植物管理業務に関する下記のエ)又はオ)のいずれかの経験を有すること	下記の1)～2)のいずれかを対象とした収益施設等管理運営業務(本実施要項1.2.4参照)に関する業務の実績(収益施設のうち、いずれか1種類以上の運営を行った実績)を有し、かつ、収益施設等管理運営業務に関する下記のエ)又はオ)のいずれかの経験を有すること
	1)都市公園の種別として、総合公園以上(総合公園、運動公園、広域公園及び国営公園) 2)レクリエーション施設※4 又は観光・商業施設※5 で、2ha以上の園地管理※6を行っている施設			
	ア)延べ2年以上の総括責任者※2の経験 イ)延べ3年以上の業務責任者※3の経験 ウ)総括責任者※2または業務責任者※3の経験を有し、かつ技術士(建設部門:都市及び地方計画)または技術士(総合技術監理部門:建設)の資格を有する者	エ)延べ2年以上の業務責任者※3の経験 オ)延べ3年以上の業務経験		
類似業務の経験	下記の4)～5)のいずれかを対象とした業務全体のマネジメント及び企画立案業務(本実施要項1.2.1参照)の実績を有し、かつ、下記のア)～ウ)のいずれかの経験を有すること 又は、下記の3)～5)のいずれかを対象としたマネジメント、企画運営管理、施設・設備維持管理業務、植物管理業務、収益施設等管理運営業務(本実施要項1.2.1(1)、(2)、1.2.2～1.2.4	下記の4)～5)のいずれかを対象とした施設・設備維持管理業務(本実施要項1.2.2参照)に関する業務の実績を有し、かつ、施設・設備維持管理業務に関する下記のエ)又はオ)のいずれかの経験を有すること	下記の4)～5)のいずれかを対象とした植物管理業務に関する業務(本実施要項1.2.3参照)の実績を有し、かつ、植物管理業務に関する下記のエ)又はオ)のいずれかの経験を有すること	下記の4)～5)のいずれかを対象とした収益施設等管理運営業務(本実施要項1.2.4参照)に関する業務の実績(収益施設のうち、いずれか1種類以上の運営を行った実績)を有し、かつ、収益施設等管理運営業務に関する下記のエ)又はオ)のいずれかの経験を有すること

	参照)のいずれかに関する業務の実績を有し、かつマネジメント、企画運営管理、施設・設備維持管理業務、植物管理業務、収益施設等管理運営業務のいずれかに関する下記のイ)又はロ)のいずれかの経験を有すること			
	3)都市公園の種別として、総合公園以上(総合公園、運動公園、広域公園及び国営公園) 4)都市公園の種別として、地区公園または特殊公園 5)レクリエーション施設 ^{※4} または観光・商業施設 ^{※5} で、園地管理 ^{※6} を行っている施設			
	ア)延べ3年以上の総括責任者 ^{※2} の経験 イ)延べ4年以上の業務責任者 ^{※3} の経験 ウ)延べ1年以上の総括責任者 ^{※2} または延べ2年以上の業務責任者 ^{※3} の経験を有し、かつ技術士(建設部門:都市及び地方計画)または技術士(総合技術監理部門:建設)の資格を有する者	エ)延べ3年以上の業務責任者 ^{※3} の経験 ロ)延べ4年以上の業務経験		
資格	—	—	1級造園施工管理技士	
実施体制	<ul style="list-style-type: none"> ・業務責任者^{※3}は、平成25年4月1日時点において、単体企業又は共同体の構成員との直接的な雇用関係があるものであること。企画書の提出時に雇用関係が無い場合は、業務開始時までに雇用関係にあること(雇用関係にあることを約束する念書等(任意書式)で確認する)。なお、単体企業又は共同体の構成員との直接的な雇用関係がないことが判明した場合、「虚偽の記載」として取り扱う。 ・上記①の業務責任者^{※3}を総括責任者^{※2}とすること。 ・共同体にあっては、上記①の総括責任者^{※2}は代表企業に所属する者とすること。 ・総括責任者及び総括責任者以外の業務責任者は、原則、実施期間中専任^{※7}とする。なお、病気・死亡等の事情によりやむを得ず総括責任者又は総括責任者以外の業務責任者を変更する場合は、上記に掲げる基準を満たし、かつ、当初の者と同等以上の者を配置するものとし、予め北海道開発局札幌開発建設部の承諾を得るものとする。 ・総括責任者^{※2}は各業務の業務責任者を兼務することができる。また、業務責任者^{※3}は他業務の業務責任者^{※3}を兼務することができる。 ・開園期間中は、上記①～④の業務責任者のうち、少なくとも2名以上が勤務する体制とすること。さらに業務責任者が勤務しない業務については、その業務に精通した者を勤務させるものとし、緊急対応を含め上記①～④が円滑かつ迅速に行われる勤務体制をとること。なお、やむを得ず業務責任者を2名以上勤務する体制をとることが一時的に困難となる場合には、緊急対応を含め、上記①～④の業務が迅速かつ円滑に行われる勤務体制を確保した上で、事前に総括調査員の承諾を得ること。 ・主な業務従事(勤務)場所は、国営滝野すずらん丘陵公園管理センターとすることを想定している。 			

※1:業務実績は、契約書等により実施が確認できるものに限る。(共同体での実績の場合は、当該配置予定者が実施した業務のみが実績

となる。)

- ※2:総括責任者とは、複数の業務分野について全体的に総括する立場の者をいう。ただし、収益施設等管理運営業務への委託費の支出は認めない。収益施設等管理運営業務責任者と兼務する場合、収益施設等管理運営業務とそれ以外の業務との従事割合等を明確に区分しなければならない。
- ※3:業務責任者とは、個別業務の責任者をいう。ただし、収益施設等管理運営業務責任者への委託費の支出は認めない。収益施設等管理運営業務責任者と兼務する場合、収益施設等管理運営業務とそれ以外の業務との従事割合等を明確に区分しなければならない。なお、複数の業務分野について全体的に総括する立場の者を補佐する業務の経験は、業務責任者の経験とみなす。
- ※4:レクリエーション施設：主に屋外において、都市公園法の公園施設と同様な施設の構成により不特定多数の利用者へ有料でサービスを提供しているもの(例：遊園地、動物園、植物園、水族館、牧場、テーマパーク、ゴルフ場等)
- ※5:観光・商業施設：宿泊、ツアーガイド、物品販売など多様なサービスを一元的に不特定多数の利用者へ有料で提供しているもの(例：大規模ホテル、複合ショッピングセンター等)
- ※6：園地：屋外において年間を通して植物と空地が一体となり、それらの利用・鑑賞を目的として広く一般に周知されているとともに、適切かつ計画的な維持管理がなされている現存する園地。(移動可能なプランター等の植物管理は含まない。)
- ※7:専任とは、他の工事及び業務等に係る職務を兼務せず、常時継続的に当該業務に係る職務にのみ従事していることをいう。ただし、契約の締結後、業務を開始するまでの期間（準備期間）は専任を要しない。

3.4. 共同体での入札について

本業務は、本実施要項 3.2. で定める要件を満たす単体企業で構成される共同体により実施することも可能とする。

共同体で本業務を実施する場合、代表企業は、本業務全体のマネジメント及び企画立案業務、施設・設備維持管理業務、植物管理業務、収益施設等管理運営業務を包括的に管理すること。

- a) 入札参加者は、共同体として参加する場合、下記の業務を担当する企業を明らかにするものとする。
 - ア) 本業務全体のマネジメント及び企画立案業務
 - イ) 施設・設備維持管理業務
 - ウ) 植物管理業務
 - エ) 収益施設等管理運営業務
- b) 入札参加者は、共同体として参加する場合、代表企業を定め、当該代表企業が入札・契約手続きを行うこととする。代表企業は、上記 a) ア) 本業務全体のマネジメント及び企画立案業務を担当する企業とする。
- c) 入札参加者は、共同体として参加する場合、申請書類の提出期限の日以降は、共同体を構成する者の変更を認めない。ただし、やむを得ない事情が生じた場合は、北海道開発局札幌開発建設部はその事情を検討のうえ、可否の決定をするものとする。
- d) 共同体の代表企業及び構成員は、本実施要項 3.1. a) から 1) の全ての要件を満たすこと。
- e) 参加に際しては、代表企業及びその他の構成員の役割及び責任の分担ならびに代表企業の役割を他の構成員が代替・保証する旨を明記した協定書を作成し、申請書類と併せて提出すること。
- f) 本実施要項 3.2. に示す企業の業務実績等に関する要件において、収益施設等管理運営業務に必要な企業の資格要件である「索道技術管理者」は、収益施設等管理運営業務を担当する企業、又はその再委託企業において有していること。

4. 入札に参加する者の募集に関する事項

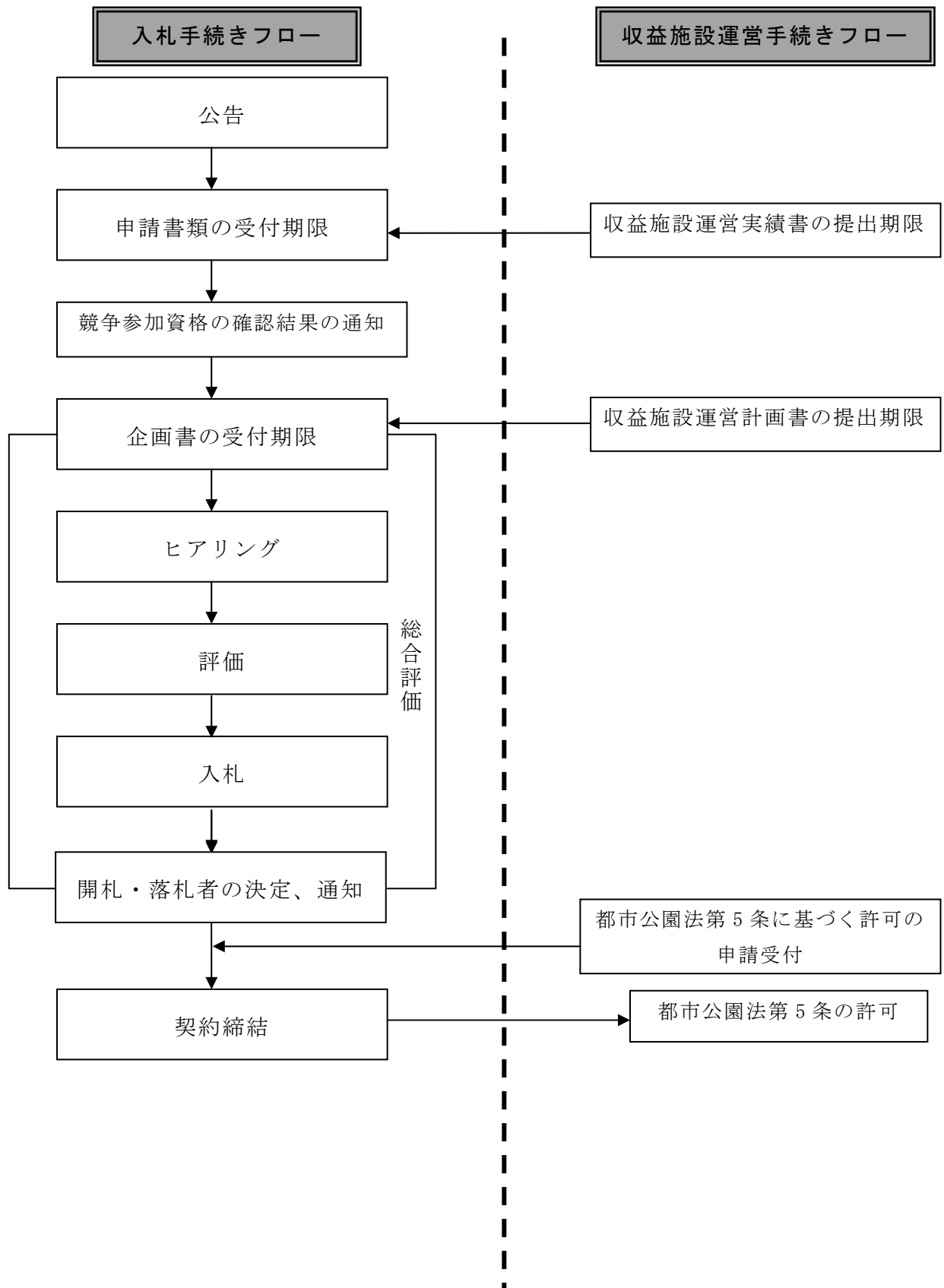
4.1. 入札の実施手続及びスケジュール（予定）

- | | |
|----------------------|--------------------------------|
| ① 公告 | : 平成 24 年 6 月下旬 |
| ② 現場見学可能期間 | : 平成 24 年 6 月下旬～平成 24 年 11 月上旬 |
| ③ 入札等に関する質疑応答 | : 平成 24 年 6 月下旬～平成 24 年 11 月上旬 |
| ④ 申請書類の受付期限 | : 平成 24 年 7 月下旬 |
| ⑤ 競争参加資格の確認結果の通知 | : 平成 24 年 8 月中旬 |
| ⑥ 企画書・収益施設運営計画書の受付期限 | : 平成 24 年 9 月中旬 |
| ⑦ ヒアリング | : 平成 24 年 9 月下旬 |
| ⑧ 評価 | : 平成 24 年 9 月下旬～平成 24 年 11 月上旬 |
| ⑨ 入札 | : 平成 24 年 11 月上旬 |
| ⑩ 開札 | : 平成 24 年 11 月上旬 |
| ⑪ 落札予定者の決定 | : 平成 24 年 11 月上旬 |
| ⑫ 契約締結 | : 平成 25 年 1 月上旬 |

※ 現場見学とあわせて関連資料を閲覧することができる。ただし、閲覧資料は検討過程のものであり、本業務の実施条件として提示するものではない。

※ 現場見学は予約制とする。公平性を保つため質問については後日文書により対応する。

H25-27 国営滝野すずらん丘陵公園運営維持管理業務 一般競争（総合評価落札方式）手続きフロー（案）



4.2. 入札実施手続

4.2.1 提出書類

民間競争入札に参加する者（以下「入札参加者」という。）は、本件業務に係る入札金額（ただし、収益施設等管理運営業務に要する費用は含まない。）を記載した書類（以下「入札書」という。）、申請書類並びに、企画書及び収益施設運営計画書（以下、「企画書等」という。）を提出する。

上記の入札金額には、本業務に要する一切の諸経費（収益施設等管理運営業務に要する費用は含まない）の105分の100に相当する金額を記載すること。

なお、提出された申請書類及び企画書等は、競争参加資格の確認、企画書等の評価以外に提出者に無断で使用しない。

4.2.2 申請書類の内容

① 競争参加資格確認申請書（様式1-1）

② 企業の業務実績（様式1-2）

※面積、植栽地、遊具を管理していたことが証明できる資料（契約書の写し、施工図面、空中写真、地形図等）

※図面等で植栽地、遊具を管理していたことが証明できない場合は、図面等と照合できる現地写真を添付すること。

※実績として記載した業務に係る契約書の写しを提出すること。

③ 業務責任者の業務実績（様式1-3）

※面積、植栽地、遊具を管理していたことが証明できる資料（契約書の写し、施工図面、空中写真、地形図等）を添付すること。

※図面等で植栽地、遊具を管理していたことが証明できない場合は、図面等と照合できる現地写真を添付すること。

※企画書の提出時に雇用関係が無い場合は、業務開始時までに雇用される念書等（任意書式）を添付すること。

※必要とされる資格を証明する書類の写しを添付すること。

④ 守秘性に関する要件（様式1-4）

※守秘義務に関する規程を定めた社則等を添付すること。

⑤ 業務実施体制（様式1-5）

※組織図（業務実施のための管理機構）を添付すること。（任意書式）

⑥ 実施方針（様式1-6）

※年間業務計画書を添付すること。（任意書式）

⑦ 再委託または下請負の予定（様式1-7）

⑧ 必要とされる資格を証明する書類の写し（様式1-3に添付のこと）

⑨ 申請書類提出時に雇用関係が無い場合の念書等（任意書式）

⑩ 業務経歴証明書（様式1-8）

⑪ 収益施設運営実績書（様式1-9）

⑫ 共同体で参加する場合の協定書の写し

⑬ 欠格事由該当性の審査に必要な資料である入札参加事業者等確認書（様式 1-10）

4.2.3 企画書の内容

入札参加者が提出する企画書には、本実施要項 5. で示す総合評価を受けるために、次の事項を記載する。なお、標準評価項目等の詳細については本実施要項表 9 を参照のこと。

① 表紙（様式 2-1）

② 企画提案

- ア) 目標とする公園利用者数の確保に関する提案（様式 2-2-1）
- イ) 利用者満足度の確保に関する提案（様式 2-2-2）
- ウ) 地域特性を生かした植物管理に関する提案（様式 2-2-3）
- エ) 公園特性及び資源、施設を生かした運営管理に関する提案（様式 2-2-4）
- オ) 多様な利用プログラムの提供に関する提案（様式 2-2-5）
- カ) 情報受発信に関する提案（様式 2-2-6）
- キ) 地域との連携活動・市民との協働活動に関する提案（様式 2-2-7）
- ク) 公園利用者等の安全を確保する管理手法に関する提案（様式 2-2-8）
- ケ) 緊急時及び非常時の対応に関する提案（様式 2-2-9）
- コ) 自主事業に関する提案（様式 2-2-10）
- カ) 収益施設の運営に関する提案（様式 2-2-11）

なお、本業務開始初年度から実施しない提案事項については、開始年月を記載すること。開始年月の記載のない提案は初年度から実施するものとする。また、企画提案によって設計数量を変更する場合には、必ず③の改善提案も行うこと。

③ 改善提案（様式 2-2-12）

業務の最低水準として示された仕様書に対する改善提案を行う場合、提案を行う内容を明確にし、提案を行う理由、提案の内容・数量、提案による質の維持向上効果又は経費の削減効果（あるいはその両方）を具体的に示すこと。

また、設計数量が変更となる提案をする場合には、該当工種と変更数量、変更が可能な理由、企画提案との関連がある場合は該当箇所をそれぞれ示すこと。改善提案で変更を提案した数量以外は、公示している数量に基づき入札を行うこと。

4.2.4 収益施設運営計画書

様式 3 「収益施設運営計画書」を提出する。

4.2.5 ヒアリングの実施

a) 企画書に関するヒアリング

ヒアリングでは、実施方針および企画書等に記載された事項について質疑応答を行う。また、ヒアリングにより、提案が実現可能な内容であるかを確認し、評価項目の得点に反映させる。

ア 実施場所：北海道開発局札幌開発建設部

イ 実施期間：別途通知

ウ ヒアリング時間：別途通知

エ 出席者：総括責任者の出席を必須とし、業務責任者の出席も認める。

4.2.6 その他

- a) 競争参加資格の確認及び企画書等の評価は、申請書類及び企画書等の資料提出期限の日をもって行うものとする。
- b) 申請書類及び企画書等の資料作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- c) 北海道開発局札幌開発建設部は、提出された申請書類及び企画書等の資料を、競争参加資格の確認、企画書等の評価以外に提出者に無断で使用しない。
- d) 提出された申請書類及び企画書等の資料は、返却しない。
- e) 提出期限以降における申請書類及び企画書等の資料差し替え及び再提出は認めない。
- f) 落札者は、様式 1 - 1 0（第 8 面）の一覧表に示す住民票の写し等を提出するものとする。詳細は様式 1 - 1 0 を参照すること。

5. 対象公共サービスを実施する者を決定するための評価の基準その他の対象 公共サービスを実施する者の決定に関する事項

事業者の決定は、総合評価方式によるものとする。なお、本業務に係る企画書及び業務実施内容の審査・評価は、北海道開発局札幌開発建設部が行うが、客観性を確保するため、第三者の有識者で構成される北海道開発局札幌開発建設部総合評価審査委員会の意見を聴取し、評価を行うものとする。

なお、入札参加者は企画書と同時に、収益施設運営計画書を提出し、落札後、都市公園法第5条第1項に基づく公園施設の設置管理許可申請を行わなければならない。

5.1. 事業者決定にあたっての質の評価項目の設定

事業者を決定するための評価は、提出された企画書等の内容が本業務の目的・趣旨に沿って実行可能なものであるか（基本項目審査）、また、効果的なものであるか等（提案項目審査）について行うものとする。（本実施要項表9を参照のこと。）

5.1.1 基本項目審査

基本項目審査においては、入札参加者に対して、本実施要項表9の基本項目について審査を行う。各項目ごとに業務が可能な最低水準を満たしている場合には基礎点を与える（基礎点計50点）。さらに、実施体制に係る項目においては、最低水準を超える部分についてその内容に応じ得点を与える（加算点計10点）。なお、最低水準を1つでも満たしていない項目がある場合は失格とする。

5.1.2 提案項目審査

提案項目審査においては、基本項目審査の全ての項目で業務が可能な最低水準を満たした入札参加者に対して、本実施要項表9の提案項目について審査を行う（加算点計145点）。

様々な公園施設の維持管理と収益施設等の運営を一元的に行うことが必要であり、サービス水準（質）の向上や公園利用者の安心安全を確認することを目的としている。なお、提案内容については、具体性、実現性があり、当該公園において適切かつ効果的なものであるか等、妥当性について総合的な観点から審査し得点を与える。各加算点の数値はサービスの質の向上の観点から重要度に応じて配点している。

表9 標準評価項目及び得点配分

項目	区分	項番	評価項目	得点配分		様式
				基礎点	加算点	
① 基本項目	業務共通					
	1) 実施体制	1	各業務の業務水準が維持される体制であるか (共同体で参加する場合、代表企業又は代表者と構成員の連携が可能な体制であるか)	0/10	0~5	様式 1-2~ 1-8
		2	提案された内容が実現可能な体制であるか	0/10	0/5	
	2) 業務に対する認識	3	本業務の目的を理解し、計画的な業務の実施が考えられているか	0/10	—	
		4	本業務を確実に実施するための基本的な方針が明確となっているか	0/10	—	
3) 現行基準レベルの質の確保の実態	5	各業務の提案内容は、北海道開発局札幌開発建設部の要求水準(実施要項1.3.1及び1.3.2)が確保されているものとなっているか	0/10	—	様式 2-2-1 ~ 2-2-12	
② 提案項目審査	企画提案					
	1) 目標とする公園利用者数の確保	6	年間及び運営シーズンごとの公園利用者数、札幌都市圏外からの公園利用者の割合、指定施設の年間及び運営シーズンごとの利用者数の目標を各年度設定の上、その公園利用者数確保に向け、具体性、実現性があり、本公園として妥当性のある提案が示されているか。(目標値と具体性・実現性・妥当性の合計をもって評価を行う。)	—	0~15	様式 2-2-1
	2) 利用者満足度の確保	7	年間及び運営シーズンごとの公園の運営に関する満足度の目標を各年度設定の上、その満足度の確保に向け、具体性、実現性があり、本公園として妥当性のある提案が示されているか。(目標値と具体性・実現性・妥当性の合計をもって評価を行う。)	—	0~15	様式 2-2-2
	3) 地域特性を生かした植物管理	8	本公園の植生、生態系、景観等を踏まえ、周辺環境と調和しつつ公園内の自然資源等を活用した魅力のある花修景や風景の演出に関する満足度の目標を各年度設定の上、その満足度の確保に向け、具体性、実現性があり、本公園として妥当性のある提案が示されているか。(目標値と具体性・実現性・妥当性の合計をもって評価を行う。)	—	0~10	様式 2-2-3
	4) 公園特性及び資源、施設を生かした運営管理	9	本公園の「子どもの谷」「森のすみか」「滝野の森」の機能を発揮させるための維持管理方法について、具体性、実現性があり、本公園として妥当性のある提案が示されているか。	—	0~10	様式 2-2-4
	5) 多様な利用プログラムの提供	10	本公園の意義や役割、機能を踏まえ、滝野の森のエリア(森のすみかを含む)における利用プログラムの種類・開催回数と延べ参加人数の目標を各年度設定の上、多くの公園利用者が参加、体験、交流できる自然、歴史文化等に関する多様な利用プログラムの実施について、具体性、実現性があり、本公園として妥当性のある提案が示されているか。(目標値と具体性・実現性・妥当性の合計をもって評価を行う。)	—	0~10	様式 2-2-5
	6) 情報受発信	11	マスコミ報道件数やホームページアクセス件数の目標を各年度設定の上、本公園が提供するサービス内容や公園の魅力等に関する広報宣伝・情報の受発信について、具体性、実現性があり、本公園として妥当性のある提案が示されているか。(目標値と具体性・実現性・妥当性の合計をもって評価を行う。)	—	0~10	様式 2-2-6
	7) 地域との連携活動・市民との協働活動	12	周辺自治体や学校、地域住民等関係機関や関係者との連携体制、協力体制の構築について、具体性、実現性があり、本公園として妥当性のある提案が示されているか。また、ボランティアやNPO団体との連携方策及びボランティア活動の充実・継続について、具体性、実現性があり、本公園として妥当性のある提案が示されているか。	—	0~15	様式 2-2-7
8) 公園利用者等の安全を確保する管理手法	13	本公園の特性を踏まえた上で、公園利用者の安全・安心を確保する施設管理及び運営管理について、具体性、実現性があり、本公園として妥当性のある提案が示されているか。また、既存地形や本公園の特性を踏まえた上で、ハード面、ソフト面でのユニバーサルデザイン対応について、具体性、実現性があり、本公園として妥当性のある提案が示されているか。さらに、公園スタッフ(職員、臨時職員、アルバイト、その他関係従事者)に関する事故を未然に防ぐ取組について、具体性、実現性があり、本公園として妥当性の	—	0~15	様式 2-2-8	

			ある提案が示されているか。			
	9) 緊急時及び非常時の対応	14	具体的な緊急事態を想定し、現実的かつ効果的な対策が提案されているか。また、トラブル時や緊急時に円滑に対応し、かつ被害を拡大させないためのハード面・ソフト面の対応策について、具体性、実現性があり、本公園として妥当性のある提案が示されているか。さらに、繁忙期において、混乱回避のための対応策について、具体性、実現性があり、本公園として妥当性のある提案が示されているか。	—	0～15	様式 2-2-9
	10) 自主事業の提案	15	自主事業の実施内容について公園の目的・魅力の向上の観点から、具体性、実現性があり、本公園として妥当性のある自主事業の方法が示されているか。	—	0～10	様式 2-2-10
	11) 収益施設の運営に関する提案	16	公園利用者サービスの質的な向上に向けた運営について、具体性、実現性があり、本公園として妥当性のある提案が示されているか。	—	0～10	様式 2-2-11 様式 3
	従来の実施方法に対する改善提案					
	1) 各業務の最低水準（現行基準）として示された仕様書に対する、改善提案	17	質の維持・向上に関する提案があり、実施について具体的な方法が明記されているか。また、それらを実施可能な体制であるか。	—	0～10	様式 2-2-12
合計得点				0～50	0～155	

5.2. 事業者決定にあたっての評価方法

5.2.1 事業者の決定方法

- a) 入札参加者は、「価格」及び「企画書」をもって入札をし、予決令第 79 条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で入札したもののうち、下記 5.2.2 総合評価の方法によって得られた数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあるとき、著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、評価値の最も高い者を落札者とすることがある。

- b) 落札者となるべき者の入札価格が予決令第 85 条に基づく調査基準価格（予定価格に 10 分の 6 を乗じて得た額）を下回る場合は、予決令第 86 条の調査を行うものとする。
- c) 上記において、評価値の最も高い者が 2 人以上あるときは、該当者にくじを引かせて落札者を決める。また、入札者又はその代理人が直接くじを引くことができないときは、入札執行事務に関係のない職員がこれに代わってくじを引き事業者を決定するものとする。

5.2.2 総合評価の方法（※協議中）

(1) 評価値の算出方法

評価値の算出方法は以下のとおりとする。

提出された書類に係る本実施要項表 9 により得られた技術評価点と当該入札者から求められる価格評価点の合計値（評価値）をもって行う。

$$(\text{評価値}) = (\text{価格評価点}) + (\text{技術評価点})$$

(2) 技術評価点の算出方法

企画書の内容に応じ、本実施要項表 9 の評価項目毎に評価を行い、技術点を与える。なお、技術評価点の最高点数は 60 点とする。

$$(\text{技術評価点}) = 60 \times (\text{技術点}) / (\text{技術点の満点})$$

なお、本業務における技術点の満点は 205 点(基礎点 50 点+加算点 155 点)とする。

(3) 価格評価点の算出方法

価格点の評価方法は以下のとおりとする。

$$(\text{価格評価点}) = (\text{価格点}) \times (1 - (\text{入札価格}) / (\text{予定価格}))$$

なお、価格点は 30 点とする。

(4) 基本項目審査の評価方法

基本項目審査については、本実施要項表 10 の評価基準を満たしているかによって評価する。

表 10 実施体制の様式 1-5-2 の加算点は、提案内容に対する具体性、実現性等を総合的に勘案して、原則として本実施要項表 11 の 3 段階評価に基づいて評価をする。

表 10 提案項目審査の評価基準

区分	評価項目	評価基準
実施体制	<p>各業務の業務水準が維持される体制であるか。 (共同体で参加する場合、代表企業又は代表者と構成員の連携が可能な体制であるか)</p>	<p>提案する運営内容に対して提案する職務区分・人数が適切に明示されている。(様式1-5-1) なお、上記の水準を満たした上で、以下に示す体制が確保されている場合は、加算点を与える。(様式1-5-2) ・迅速かつ円滑な意志決定及び臨機の対応等の体制に関し、緊急時等においても混乱なく対応できる水準を超えた優れた提案がなされている。 (組織面、費用面の対応が適切に明示されている。)</p>
	<p>提案された内容が実施可能な体制であるか。</p>	<p>提案する職務区分ごとに休憩時間、休日を考慮した労働時間の設定が行われている。 現地体制及び繁忙期の現地を支援する本社等の体制(責任体制、現地体制)を含め適切に明示されている。(様式1-5-1) なお、上記の水準を満たした上で、以下に示す体制が確保されている場合は、加算点を与える。(様式1-5-3) ・緊急時における代替性等の確保の観点から、申請書類の提出期限の日時点で、申請した総括責任者以外に同一企業内に表8に示す総括責任者の業務実績を有している者(代替総括責任者)が1名以上在籍し、申請した総括責任者に事故等があった場合、速やかに配置できる体制が確保されている。なお、代替総括責任者は、本業務の実施期間中、専任規定のある工事又は業務には従事することはできない。(本業務は除く)</p>
業務に対する認識	<p>本業務の目的を理解し、計画的な業務の実施が考えられているか。</p>	<p>年間業務計画(様式1-6添付)に記載された業務内容が、仕様書に定める業務内容と適合している。</p>
	<p>本業務を確実に実施するための基本的な方針が明確となっているか。</p>	<p>企画書に記載された実施方針が仕様書に定める基本方針と適合している。</p>
現行基準レベルの質の確保の実態	<p>各業務の提案内容は、北海道開発局札幌開発建設部の要求水準(本実施要項1.3.1及び1.3.2)が確保されているものとなっているか。</p>	<p>仕様書に定める管理水準を満足させる企業の業務実績、配置予定者の業務経験の明示があり、これらを踏まえた様式2-2-1～2-2-12の提案内容について実現性が高いものとなっている。</p>

(5) 提案項目審査の評価方法

提案項目審査は以下のとおりとする。

提案項目審査の企画提案のうち、包括的な質に関する提案項目については、提案した数値（目標値）とその実現性について、それぞれ評価を行い、その合計点を評価点とする。ただし、実現性が乏しい場合は目標値が高くても加算しない（0点）ものとする。

上記以外の提案項目審査は、提案内容に対する具体性、実現性、実施体制との整合等を総合的に勘案して原則として本実施要項表 11 の 3 段階評価に基づいて評価する。なお、①関係法令に違反する提案、②入園料、使用料等を増減させる提案、③開園日時を変更させる提案（主催イベントなど仕様書で明示してあるものは除く）については、内容の如何に問わず評価しないものとする。

表 11 基本項目審査（様式 1-5-2）及び提案項目審査における評価基準と評価係数

評価基準		評価係数
優	全体的に優れた提案となっている。又は特に高く評価すべき提案がなされている。	配点×1.00
良	一定の評価ができる提案がなされているが、特に優れた提案はなされていない。	配点×0.50
可	特に評価すべき提案が見られない。	配点×0.00

5.2.3 留意事項

北海道開発局札幌開発建設部は、事業者が決定したときは、遅滞なく、事業者の氏名若しくは名称、落札金額、事業者の決定の理由並びに提案された内容のうち具体的な実施体制及び実施方法の概要について公表するものとする。

5.3. 初回の入札で事業者が決定しなかった場合の取り扱いについて

初回の入札で予定価格の制限の範囲内で入札した者がいないときは、直ちに再度の入札を行うこととし、これによってもなお落札者となるべき者が決定しない場合は、入札条件を見直し、再度公告入札に付することとする。

再度の公告によっても落札者となるべき者が決定しない場合、または業務の実施に必要な期間が確保できない等、やむを得ない場合は、別途、当該業務の実施方法を検討・実施することとし、その検討結果及び理由を公表するとともに、官民競争入札等監理委員会（以下「監理委員会」という。）に報告するものとする。

6. 対象公共サービスに関する従来の実施状況に関する情報の開示に関する事項

従来の実施状況に関する情報は、別紙－10～45のとおりである。

7. 事業者で使用させることができる国有財産に関する事項

7.1. 施設

別紙－1「主要公園施設一覧」、別紙－2「主要建築物一覧」、別紙－3「収益施設一覧」による。

7.2. 設備

- a) 使用できる設備については、本業務に係る建物・設備全てとする（別紙－19「提供施設一覧表」を参照のこと）。
- b) 本業務に支障を来さない範囲において、事業者は施設内に本業務に必要な機器・設備等を持ち込むことができるものとするが、持ち込んだ機器・設備については適切な管理を行うこと。

8. 事業者が、対象公共サービスを実施するに当たり、国の行政機関等の長等に対して報告すべき事項、秘密を適正に取り扱うために必要な措置その他の対象公共サービスの適正かつ確実な実施の確保のために契約により事業者が講ずべき措置に関する事項

8.1. 報告について

8.1.1 業務計画書の協議と承諾

別紙－5「共通仕様書」による。

8.1.2 業務責任者及び業務の関係者

別紙－5「共通仕様書」による。

8.1.3 業務報告書

別紙－5「共通仕様書」による。

8.1.4 検査・監督体制

事業者からの報告を受けるにあたり、調査職員の検査・監督体制は次のとおりとする。

(1) 調査職員

① 総括調査員

国営滝野すずらん丘陵公園事務所長（予定）

② 主任調査員

国営滝野すずらん丘陵公園事務所工務課長（代表）（予定）

国営滝野すずらん丘陵公園事務所総務課長（予定）

③ 調査員

国営滝野すずらん丘陵公園事務所総務課総務係長（予定）

国営滝野すずらん丘陵公園事務所工務課工務係長（予定）

国営滝野すずらん丘陵公園事務所工務課建設設備係長（予定）

国営滝野すずらん丘陵公園事務所工務課開発専門職（予定）

(2) 検査・監督体制

a) 事業者は、各年度ごとの業務終了までに調査職員へ業務の引渡日等について連絡すること。

b) 事業者からの連絡を受けた場合には、支出負担行為担当官北海道開発局札幌開発建設部長から任命された検査担当者は契約図書に基づく業務履行の検査を行うものとする。

8.2. 調査への協力

a) 調査職員は、事業者による業務の適正かつ確実な実施を確保する必要があると認める時は、事業者に対し、当該管理業務の状況に関し必要な報告を求め、又は事業者の事務所等に立ち入り、業務の実施状況又は帳簿、書類その他の物件を検査し、若しくは関係者に質問することができる。

- b) 立ち入り検査をする調査職員は、検査等を行う際には、当該検査等が法第 26 条第 1 項に基づくものであることを事業者に明示するとともに、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示するものとする。

8.3. 指示について

北海道開発局札幌開発建設部長は、事業者による業務の適切かつ確実な実施を確保するために必要があると認めるときは、法第 27 条第 1 項に基づき、事業者に対し、必要な措置をとるべきことを指示できるものとする。

8.4. 秘密の保持

事業者は、本業務に関して調査職員が開示した情報等（公知の事実等を除く）及び業務遂行過程で作成した提出物等に関する情報を漏洩してはならないものとし、そのための必要な措置を講ずること。事業者（その者が法人である場合にあっては、その役員）若しくはその職員その他本業務に従事していた者は業務上知り得た秘密を洩らし、又は盗用してはならない。これらの者が秘密を洩らし、又は盗用した場合には、法第 54 条により罰則の適用がある。

8.5. 個人情報の取り扱い

別紙－5「共通仕様書」第 8 章による。

8.6. 契約に基づき落札業者が講ずべき措置

8.6.1 業務の開始及び中止

- a) 事業者は、締結された本契約に定められた業務開始日に、確実に本業務を開始しなければならない。
- b) 事業者は、やむを得ない事由により、本業務を中止しようとするときは、予め北海道開発局札幌開発建設部の承諾を受けなければならない。

8.6.2 公正な取り扱い

- a) 事業者は、本業務の実施にあたって、公園利用者を合理的な理由なく区別してはならない。
- b) 事業者は、公園利用者の取り扱いについて、自らが行う他の事業における利用の有無等により区別してはならない。

8.6.3 金品等の授受の禁止

事業者は、本業務において、金品等を受け取ること又は与えることをしてはならない。ただし、収益施設等管理運営業務として行う場合など、北海道開発局札幌開発建

設部から許可等を受けた業務を行う上で必要な場合を除く。

8.6.4 法令の遵守

事業者は、本業務を実施するにあたり適用を受ける関係法令等を遵守しなければならない。

8.6.5 安全衛生

事業者は、本業務に従事する者の労働安全衛生に関する労務管理については、責任者を定め、関係法令に従って行わなければならない。

8.6.6 記録・帳簿書類等

事業者は、実施年度毎に本業務に関して作成した記録や会計に関する帳簿書類を、本業務を終了し、又は中止した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

なお、行政機関の保有する情報の公開に関する法律の第4条に基づく行政文書の開示請求がなされた場合、同法第5条に基づく不開示情報の確認を行った上で、第6条による部分開示や第7条による公益上の理由による裁量的開示を確認し、開示方法を明らかにし、第9条に基づき事務処理上の困難その他正当な理由があるときを除き、開示請求のあった日から30日以内に情報を開示する必要がある。そのため、開示請求の対象が事業者の保有する記録・帳簿書類等の場合、事業者は、情報公開に速やかに対応しなければならない。

8.6.7 権利の譲渡

本業務の成果及び本業務の実施の過程において、派生的に生じた著作権、特許権及び実用新案権等の無体財産権については、北海道開発局札幌開発建設部が承継するものとする。また、事業者は、原則として本契約に基づいて生じた権利の全部または一部を第三者に譲渡してはならない。

8.6.8 権利義務の帰属等

本業務の実施が第三者の特許権、著作権その他の権利に抵触するときは、事業者は、その責任において、必要な措置を講じなければならない。

8.6.9 一般的損害

本業務を行うにつき生じた損害（本実施要項9.に記載した損害を除く。）については、事業者がその費用を負担する。ただし、その損害のうち、北海道開発局札幌開発建設部の責に帰すべき事由により生じたものについては、北海道開発局札幌開発建設部が負担する。

8.6.10 再委託または下請負の取り扱い

a) 事業者（共同体を含む。）は、本業務の実施に当たり、その全部を一括して再委託

してはならない。

- b) 事業者は、本業務の実施に当たり、その一部について再委託を行う場合は、原則として予め企画書において、再委託に関する事項（再委託先の住所・名称、再委託する業務の範囲、再委託または下請負を行うことの合理性及び必要性、再委託先の業務履行能力並びに報告徴収その他業務管理の方法）について記載しなければならない。

なお、本業務における主たる部分を再委託することはできない。本業務における主たる部分は、次のとおりとする。

- ・業務における総合的計画立案、業務遂行管理、入園料の収受及び納入、救急・災害時の統括管理、各業務手法の決定及び本業務履行者としての最終的な意思決定を行うための技術的判断等

- c) 事業者は、本契約締結後やむを得ない事情により再委託を行う場合には、再委託に関する事項を明らかにしたうえで北海道開発局札幌開発建設部の承諾を受けなければならない。なお、再委託の内容を変更しようとするときも同様とする。
- d) 事業者は、上記 b) 及び c) により再委託を行う場合には、事業者が北海道開発局札幌開発建設部に対して負う義務を適切に履行するため、再委託先の事業者に対し、本実施要項 8.4. 及び 8.6. に規定する事項その他の事項について必要な措置を講じさせるとともに、再委託先から必要な報告を徴収することとする。
- e) 上記 b) から d) までに基づき、事業者が再委託先の事業者に業務を実施させる場合は、すべて事業者の責任において行うものとし、再委託先の事業者の責めに帰すべき事由については、事業者の責めに帰すべき事由とみなして、事業者が責任を負うものとする。

8.6.11 契約解除

北海道開発局札幌開発建設部は、事業者が次のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

- a) 法第 22 条第 1 項第 1 号イからチ又は同項第 2 号に該当するとき。
- b) 繰り返し法令違反を行ったとき。
- c) 暴力団員を業務を統括する者又は従業員として雇用していることが明らかになったとき。
- d) 暴力団又は暴力団関係者との社会的に非難されるべき関係を有していることが明らかになったとき。

8.6.12 契約解除時の取り扱い

- a) 上記 8.6.11 に該当し、契約を解除した場合には、北海道開発局札幌開発建設部は事業者に対し、当該解除の日までに当該サービスを契約に基づき実施した期間にかかる委託費を支給する。

- b) この場合、事業者は、契約金額から上記 a) の委託費を控除した金額の 100 分の 10 に相当する金額を違約金として北海道開発局札幌開発建設部の指定する期間に納付しなければならない。
- c) 北海道開発局札幌開発建設部は、事業者が前項の規定による金額を北海道開発局札幌開発建設部の指定する期日までに支払わないときは、その支払い期限の翌日から起算して支払いのあった日までの日数に応じて、年 100 分の 5 の割合で計算した金額を延滞金として納付させることができる。
- d) 北海道開発局札幌開発建設部は、契約の解除及び違約金の徴収をしてもなお損害賠償の請求をすることができる。

8.6.13 契約内容の変更

北海道開発局札幌開発建設部は、必要がある場合には、業務の内容を変更することができる。この場合において委託費又は実施期間を変更する必要があるときは、北海道開発局札幌開発建設部及び事業者は協議し、書面によりこれを定めるものとする。

8.6.14 契約の解釈

本契約に関して疑義が生じた事項については、その都度、事業者と北海道開発局札幌開発建設部が協議するものとする。

8.6.15 業務計画書の提出

事業者は、契約締結日の 14 日前までに業務計画書を提出し、その内容について北海道開発局札幌開発建設部と協議の上、承諾を得なければならない。

8.6.16 業務計画書の変更

業務計画書を変更しようとするときは、変更後の業務計画書について北海道開発局札幌開発建設部と協議を行い、北海道開発局札幌開発建設部の承諾を得なければならない。この場合、委託費等の契約内容の変更の必要がある場合は、北海道開発局札幌開発建設部と協議し書面にてこれを定めるものとする。

8.6.17 業務の引き継ぎへの対応

契約が完了する場合、又は解除になる場合には、調査職員の立会の下、調査職員が指示する者に対し、誠意を持って、円滑に事務の引き継ぎを行わなければならない。引継ぎにあたっては、必要な資料の作成及び提出を行い、必要な説明等を行うものとする。ただし、契約が引き続き締結され、当該業務を継続する場合はこの限りではない。

8.6.18 業務評定について

本業務は、業務評定を行う試行業務であり、評定については業務終了後通知し、北海道開発局札幌開発建設部ホームページ等により公表するものとする。(詳細は、別紙－45「業務評定」を参照のこと。)

なお、評定については、本公園を含む国営公園維持管理業務の次回以降の入札時における評価事項の一つとする。

9. 事業者が対象公共サービスを実施するに当たり第三者に損害を与えた場合において、その損害の賠償に関し契約により事業者が負うべき責任（国家賠償法の規定により国の行政機関等が当該損害の賠償の責めに任ずる場合における求償に応ずる責任を含む。）に関する事項

本契約を履行するにあたり、事業者又はその職員その他の当該公共サービスに従事する者が、故意又は過失により、当該公共サービスの受益者等の第三者に損害を加えた場合には、次に定めるところによる。

- a) 北海道開発局札幌開発建設部が国家賠償法第1条第1項等に基づき当該第三者に対する賠償を行ったときは、北海道開発局札幌開発建設部は事業者に対し、当該第三者に支払った損害賠償額（当該損害の発生について北海道開発局札幌開発建設部の責めに帰すべき理由が存する場合は、北海道開発局札幌開発建設部が自ら賠償の責めに任ずべき金額を超える部分に限る。）について求償することができる。
- b) 事業者が民法第709条等に基づき当該第三者に対する賠償を行った場合であって、当該損害の発生について北海道開発局札幌開発建設部の責めに帰すべき理由が存するときは、事業者は北海道開発局札幌開発建設部に対し、当該第三者に支払った損害賠償額のうち自ら賠償の責めに任ずべき金額を超える部分について求償することができる。

10. 対象公共サービスに係る法第7条第8項に規定する評価に関する事項

10.1. 調査方法

北海道開発局札幌開発建設部は、事業者が実施した業務の内容について、その評価が的確に実施されるように、実施状況の調査を行うものとする。

10.2. 実施状況に関する調査の時期

北海道開発局札幌開発建設部は、10.3の調査項目に関する内容について、内閣総理大臣が評価（平成27年3月を予定）を行うに当たり必要な情報を収集するため、本業務の実施状況について平成26年11月10日時点における状況を調査する。

10.3. 調査方法及び項目

本実施要項「1.3. サービスの質の設定」により設定した事項。

10.4. 北海道開発局札幌開発建設部総合評価審査委員会への報告

北海道開発局札幌開発建設部は、上記の調査についてとりまとめた本業務の実施状況等について、上記の評価を行うために、平成27年2月を目途に内閣総理大臣及び監理委員会に提出するものとする。北海道開発局札幌開発建設部は、本業務の実施状況等を提出するに当たり、北海道開発局札幌開発建設部総合評価審査委員会に報告を行い、意見を聴くものとする。

1 1. その他対象公共サービスの実施に関し必要な事項

11.1. 対象公共サービスの実施状況等の監理委員会への報告及び公表

事業者の実施状況については、北海道開発局札幌開発建設部総合評価審査委員会に示す報告を踏まえ、北海道開発局札幌開発建設部において年度ごとに取りまとめて監理委員会へ報告するとともに公表することとする。

また、北海道開発局札幌開発建設部は、事業者に対する会計法令に基づく監督・検査の状況について、業務終了後に監理委員会へ報告するとともに、法第 26 条及び法第 27 条に基づく報告聴取、立ち入り検査、指示等を行った場合は、その都度、措置の内容及び理由並びに結果の概要等を監理委員会へ報告することとする。

11.2. 北海道開発局札幌開発建設部の監督体制

- 1) 本契約に係る監督は、支出負担行為担当官が、自ら又は補助者に命じて、立ち会い、指示その他の適切な方法によって行うものとする。
- 2) 本業務の実施状況に係る監督は、本実施要項 8.1.4 により行う。

11.3. 事業者が負う可能性のある主な責務等

11.3.1 罰則等

- a) 本業務における入園料の管理に従事する者は、刑法（明治 40 年法第 45 号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなされる。
- b) 次のいずれかに該当する者は、法第 55 条の規定により 30 万円以下の罰金に処されることとなる。
 - ・本実施要項 8.1. による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は本実施要項 8.1.4 による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者
 - ・正当な理由なく、本実施要項 8.3. による指示に違反した者
- c) 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員が、その法人又は人の業務に関し、上記 b) の違反行為をしたときは、法第 56 条の規定により、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して前記 b) の刑を科されることとなる。

11.3.2 会計検査について

事業者は、①公共サービスの内容が会計検査院法第 22 条に該当するとき、又は②同法第 23 条第 1 項第 7 号に規定する「事務若しくは業務の受注者」に該当し、会計検査院が必要と認めるときには、同法第 25 条及び第 26 条により、会計検査院の実施検査を受けたり、同院から直接又は北海道開発局札幌開発建設部を通じて、資料・報告書等の提出を求められたり質問を受けたりすることがある。

H25-27 国営滝野すずらん丘陵公園
運営維持管理業務

別紙資料
(案)

平成24年〇月

国土交通省北海道開発局札幌開発建設部

実施要項に関連する別紙・別紙（情報開示）・様式

【国営滝野すずらん丘陵公園】

分類	資料名		頁番号
業務の内容を示す書類	別紙 1	主要公園施設一覧	別紙1
	別紙 2	主要建築物一覧	別紙2
	別紙 3	収益施設一覧	別紙4
	別紙 4	国営滝野すずらん丘陵公園運営維持管理基本方針	別紙5
	別紙 5	国営滝野すずらん丘陵公園運営維持管理業務共通仕様書（以下「共通仕様書」）	別紙17
	別紙 6	個別仕様書（本業務全体のマネジメント及び企画立案業務）	別紙44
	別紙 7	H25-27 国営滝野すずらん丘陵公園運営維持管理業務個別仕様書（施設・設備維持管理業務）（以下「個別仕様書（施設設備）」という。）	別紙70
	別紙 8	H25-27 国営滝野すずらん丘陵公園運営維持管理業務個別仕様書（植物管理）（案）（以下「個別仕様書（植物管理）」という。）	別紙109
	別紙 9	H25-27 国営滝野すずらん丘陵公園収益施設等管理運営規定書（以下「管理運営規定書」という。）	別紙129
従来の実施状況に関する情報の開示資料	別紙 10	従来の実施状況に関する情報の開示	別紙191
	別紙 11	精算報告書	別紙197
	別紙 12	公園利用者数（団体、パスポート含む）	別紙199
	別紙 13	利用実態調査アンケート	別紙201
	別紙 14-1	行催事一覧	別紙202
	別紙 14-2	利用プログラム一覧	別紙204
	別紙 14-3	市民参加活動一覧	別紙233
	別紙 15	広報・報道実績	別紙234
	別紙 16	ホームページアクセス件数	別紙236
	別紙 17	開園時間延伸状況	別紙237
	別紙 18	混雑時の状況	別紙239
	別紙 19	提供施設一覧表	別紙241
	別紙 20	提供物品一覧	別紙243
	別紙 21	購入備品一覧	別紙246
	別紙 22	備品以外の残存物品一覧	別紙255
	別紙 23-1	貸与車両の使用状況（日報）・維持管理状況	別紙256
	別紙 23-2	リース車両の使用状況（日報）・維持管理状況	別紙282
	別紙 24-1	危機管理対応実績・報告①（事故対応等）	別紙306
	別紙 24-2	危機管理対応実績・報告②（自然災害、火災）	別紙314
	別紙 25	職員・臨時職員・アルバイト等の園内配置	別紙315
	別紙 26	総括責任者による外部会議への出席	別紙321
	別紙 27	苦情、要望等対応処理	別紙323
	別紙 28	紙媒体発行実績（種類、部数）	別紙349
	別紙 29	記者投込み実績	別紙350
	別紙 30	公園利用者は無償で貸与している物品一覧	別紙354
	別紙 31	巡視計画書(案)	別紙355
	別紙 32	建物・工作物に係る修繕履歴	別紙358
	別紙 33	清掃箇所、方法および頻度等	別紙365
	別紙 34-1	一般廃棄物（排出量、経費）	別紙370
	別紙 34-2	産業廃棄物（排出量、経費）	別紙376
	別紙 34-3	資源廃棄物（排出量、経費）	別紙377
	別紙 34-4	汲み取り（排出量、経費）	別紙381
	別紙 35	除雪出動実施実績（日時、日数）	別紙382
	別紙 36	農薬、肥料、土壌改良材リスト	別紙386
	別紙 37	薬剤散布（位置、数量、時期、頻度等）	別紙388
	別紙 38	生態エリア管理指導事項	別紙389
	別紙 39	植物性廃棄物の取扱（発生・処理・活用量等）	別紙391
	別紙 40	収益施設（飲食・物販施設）サービス内容等一覧	別紙392
	別紙 41	収益施設利用状況	別紙395
	別紙 42	収益施設利用料金一覧	別紙408
	別紙 43	臨時物販施設等一覧	別紙412
	別紙 44	公衆電話	別紙414
	別紙 45	業務評定	別紙415

分類	資料名		頁番号
様式	様式 1-1	参加表明書	別紙416
	様式 1-2	企業の業務実績	別紙417
	様式 1-3	業務責任者の業務実績	別紙418
	様式 1-4	守秘性に関する要件	別紙419
	様式 1-5	業務実施体制	別紙420
	様式 1-6	実施方針	別紙425
	様式 1-7	再委託または下請負の予定	別紙427
	様式 1-8	業務経験証明書	別紙429
	様式 1-9	収益施設運営実績書	別紙430
	様式 1-10	入札参加事業者等確認書	別紙434
	様式 2-1	表紙（企画書）	別紙446
	様式 2-2-1 ～11	企画提案	別紙447
	様式 2-2-12	改善提案	別紙459
	様式 3	収益施設運営計画書	別紙462

主要公園施設一覧

ゾーン名	面積(ha)	名 称	主 要 施 設
溪流ゾーン ¹	20.0	溪流口	入口広場、公園案内所、時計塔、白帆橋
		<u>溪流口駐車場</u>	普通車、身障者スペース
		疎林広場	芝生広場(9,360㎡)
		溪流園	レストラン、炊事広場(4,500㎡)、釣堀、芝生広場(3,270㎡)、時計塔、不老橋、アシリベツ橋
		アシリベツの谷	アシリベツの滝、滝見橋
		鱒見口	入口広場、時計塔、サイクリングセンター(売店)
		<u>鱒見口駐車場</u>	普通車、身障者スペース
		平成の森	みずばしょう池、ショウブ園、スズラン群落、散策路
		鱒見の谷	鱒見の滝、散策路
		不老の谷	不老の滝、散策路
		炊事遠足広場	ロッジゆきざさ(飲食店)、炊事場(2ヶ所)、時計塔
滝野パークブリッジ	スウィングボール(No.3～4橋脚間)		
保全ゾーン	67.8	自然林	
		自然林	
中心ゾーン	71.4	つどいの森	芝生広場、ボーダー花壇、時計塔
		中央口広場	中央口休憩所(2ヶ所)(飲食店)、時計塔
		<u>中央口駐車場</u>	中央口駐車場(普通車、大型車、身障者スペース)
		東 口	東口休憩所(研修棟、ボランティア棟、レストハウス(飲食店))、パークゴルフ場(9,320㎡)、マウンテンバイクコース、芝生広場
		天文台	天文台
		<u>東口駐車場</u>	普通車、身障者スペース
		ローンスタジアム	芝生広場、時計塔、展望台、ソリコース・ロープトウ(冬季)
		カントリーガーデン	水の広場、花のまきば、まきばのせせらぎ、収穫の谷、花人の隠れ家、くらしの花園、花のテラス、峠の庭、山のお花畑、時計塔、カントリーハウス(レストラン)、ゲレンデ・リフト(冬季)
		こどもの谷	虹の巣ドーム、あり塚の塔、フワフワエッグ(白・橙)、ありの巣トンネル、マウントコニーデ、溶岩滑り台、さまよいの洞窟、大地の広場、森の池、森のせせらぎ水路、時計塔、子供の谷休憩所(飲食店)
		森のすみか	りすの散歩路、切り株迷路、木のぼりネット、トロッコ橋展望台、森の隠れ家、メロディきのこ、ゆらゆらきのこ、材木飛ばし、森の吊り橋、秘密の抜け道、森の工房、石造りの家跡、森人の山小屋
	自然林		
宿泊ゾーン	26.0	<u>オートリゾート滝野</u>	センターハウス(1棟)、キャビンAサイト(14サイト)、キャビンBサイト(5サイト)、キャビンSサイト(6サイト)、キャンピングカーサイト(23サイト)、スタンダードカーサイト(40サイト)、フリーテントサイト(62サイト)、サニタリーハウス(1棟)、炊事棟(7棟)、トイレ棟(2棟)、プレイロット(2基)、徒歩池、遊歩道、展望台、芝生広場(9,800㎡)、時計塔、彩りの森
		青少年山の家	多目的ホール ^{※2} 、研修棟 ^{※2} 、宿泊棟 ^{※2} 、風のはらっぱ、営火場(3ヶ所)、野外ステージ、炊事広場 ^{※2} 、野外トイレ、時計塔(2基)、くわの実広場 ^{※2}
		自然林	
滝野の森ゾーン	124.8	東エリア	森の交流館、森見の塔、森の教室、森の炊事広場、ローラー滑り台、散策路、歩くスキーコース(冬季)
		<u>南駐車場</u>	普通車、身障者スペース
	85.7	西エリア	森の情報館、多目的広場、森の観察デッキ、田んぼの広場、はるにれ広場、みずなら広場、歩くスキーコース(冬季)
		<u>滝野の森口駐車場</u>	普通車、身障者スペース
	自然林		
計	395.7		

・下線は利用料金を徴収する施設や物販施設(以下「収益施設」という。)を示す。

・このほかに自動販売機(〇〇台)を設置している。

注)※1：溪流ゾーンは無料エリアである。

※2：青少年山の家が多目的ホール、研修棟及び宿泊棟は、札幌市の指定管理者制度による管理を行うため、本業務の対象外となる。

主要建築物一覧

平成24年1月末現在

ゾーン名	種類	施設名	構造・延床面積 (㎡)	備考
渓流ゾーン	飲食・物販施設	バーベキュー棟	木造平屋建(32.4㎡)	
		レストラン(焼肉ガーデンアシレツ)	RC造平屋建(304.13㎡)	
		ロッジゆきざさ	W造一部RC造平屋建一部地下1F(152.62㎡)	地下1F,地上1Fの一部
	休憩所	休憩所(溪流口駐車場)	木造(25㎡)	
		休憩所(みずばしょう園)	木造(13㎡)	
		ロッジゆきざさ	W造一部RC造平屋建一部地下1F(162.74㎡)	飲食・物販施設以外
		炊事遠足広場四阿(2棟)	木造(10.01㎡)	
		炊事遠足広場四阿(5棟)	木造(134.997㎡)	
		疎林広場四阿(2棟)	木造(8.42㎡)	
		鱒見口休憩所	軽量鉄骨平屋建(18.75㎡)	
	便所	アシレベツの滝多目的便所	RC造平屋建(15㎡)	
		アシレベツの滝便所	RC造平屋建(27.5㎡)	
		案内所横便所	RC造平屋建(46.75㎡)	
		溪流園多目的便所	RC造平屋建(15㎡)	
		溪流園便所・電気室	RC造平屋建(41.25㎡)	
		溪流口便所	RC造平屋建(60㎡)	
		作業センター多目的便所	RC造平屋建(15㎡)	
		作業センター横便所	RC造平屋建(49.5㎡)	
		炊事遠足広場便所	RC造平屋建(44.35㎡)	
		鱒見口便所	RC造平屋建(46.75㎡)	
		鱒見の滝多目的便所	RC造平屋建(15㎡)	
	鱒見の滝便所	RC造平屋建(27.5㎡)		
	釣堀施設	釣堀	木造平屋建(9.92㎡)	
レンタル施設	サイクルセンター	S造平屋建(126㎡)	売店・サイクルセンター	
路線バス	バス停(溪流口駐車場)	軽量鉄骨平屋建(8.1㎡)		
管理棟・ 車輛倉庫・ 案内所等	案内所	木造平屋建(113.4㎡)		
	溪流口駐車場ブース	木造平屋建(4.52㎡)		
	溪流口料金所(2棟)	木造平屋建(6.75㎡)		
	作業センター	RC造平屋建(85.05㎡)		
	鱒見口料金所	S造平屋建(4.52㎡)		
	門衛所	RC造平屋建(5.88㎡)		
中心ゾーン	飲食・物販施設	カントリーハウス	木造2階建、地下1階(1,562.21㎡)	売店・レストラン・厨房・厨房機器・食品庫・倉庫・用具貸出室・プロパン庫・2F自販機置場
		こどもの谷休憩所	RC造平屋建(180.6㎡)	休憩室・売店・厨房・厨房機器の一部・食品庫・風除室2・倉庫1・自動販売機置場
		中央口休憩所A(管理棟)	RC造平屋建(506.43㎡)	自動販売機置場・売店
		中央口休憩所B(休憩所)	RC造平屋建(398.844㎡)	自動販売機置場・リフト機器保管倉庫(搬器・券売所含む)
		東口情報センター(レストハウス棟)	RC造平屋建、4棟底 鉄骨造(1,107.61㎡)	売店・厨房・厨房機器・事務室・倉庫・便所・自動販売機置場
	休憩所	四阿(子どもの谷Ⅱ期上・八角)	木造(4.839㎡)	
		四阿(ハーコウの場)	木造(10.35㎡)	
		四阿(東口駐車場)	木造(10.35㎡)	
		四阿(溶岩すべり台下)	木造(39㎡)	
		四阿(ロースタジアム)	木造(17.1㎡)	
		四阿(ロースタジアム)	木造(17.1㎡)	
		カントリーハウス	木造2階建、地下1階(1,562.21㎡)	飲食・物販施設以外
		こどもの谷休憩所	RC造平屋建(188.91㎡)	飲食・物販施設以外
		収穫の谷四阿	木造(25.92㎡)	
		中央口休憩所A(管理棟)	RC造平屋建(506.43㎡)	飲食・物販施設以外
		中央口休憩所B(休憩所)	RC造平屋建(398.844㎡)	飲食・物販施設以外
		峠の庭四阿	木造(11.52㎡)	
		花人の隠れ家四阿	木造(16㎡)	
		花人の隠れ家四阿	木造(36㎡)	
		花のテラス四阿	木造(6.48㎡)	
	便所	東口情報センター(研修棟)	RC造平屋建、3棟底 鉄骨造(1,107.61㎡)	
		東口情報センター(ホフテイア棟)		
		東口情報センター(レストハウス棟)		
		東口便所・休憩所	RC造平屋建(144㎡)	飲食・物販施設以外
		うねりの大地(大地の広場)便所	RC造平屋建(72.41㎡)	
		さまよいの洞窟便所	RC造平屋建(101.26㎡)	
	遊戯施設	中央口便所(中央口連絡橋)	RC造平屋建(117.4㎡)	
		森のすみか便所(こもれびの森)	RC造平屋建(22.5㎡)	
		あり塚の塔	RC造平屋建(345.152㎡)	
	展望施設	ありの巣トンネル	RC造平屋建(441.82㎡)	
		虹の巣ドーム	RC造2階建(705.8㎡)	
	天文台	収穫の谷展望施設(サイロ)	RC造2階建、地下1階(45.62㎡)	
		すずらんの丘展望台	SRC造4階建(735.91㎡)	
	路線バス	天文台	RC造平屋建(292.699㎡)	
		バス停(中央口)	軽量鉄骨平屋建(10.38㎡)	
	管理棟・ 車輛倉庫・ 案内所等	バス停(東口)	軽量鉄骨平屋建(10.38㎡)	
		うねりの大地・さまよいの洞窟機械室	RC造平屋建(22.5㎡)	
事務所車庫		RC造平屋建(828.17㎡)	本業務の対象外	
滝野公園事務所庁舎		RC造2階建(2311.15㎡)	本業務の対象外(ビジターセンター以外)	
滝野公園事務所庁舎(ビジターセンター)		RC造2階建(2311.15㎡)		
バックヤード屋外作業棟		RC造平屋建(105㎡)		
バックヤード北棟		RC造2階建(376.92㎡)		
バックヤード南棟		RC造平屋建(122.03㎡)		
森のすみか電気室(森の工房)		木造平屋建(236.16㎡)		
園内移動用施設 (リフト)		リフト運転小屋	木造平屋建(4.86㎡)	
	リフト監視小屋	木造平屋建(9.72㎡)		

ゾーン名	種類	施設名	構造・延床面積 (㎡)	備考	
宿泊ゾーン	休憩所	オートリゾート滝野 彩りの森四阿	木造(12.96㎡)		
	便所	オートリゾート滝野 便所(2棟)	RC造平屋建(63.18㎡)		
		山の家野外トイレ	木造平屋建(49㎡)		
	展望施設	オートリゾート滝野 展望デッキ	木造平屋建(20.25㎡)		
		オートリゾート滝野 キャビンA(14棟)	木造平屋建(275.4㎡)		
		オートリゾート滝野 キャビンB(5棟)	木造平屋建(81㎡)		
		オートリゾート滝野 キャビンS(6棟)	木造2階建(295.2㎡)		
		オートリゾート滝野 センターハウス	木造2階建(984.94㎡)		
		オートリゾート滝野 センターハウス横倉庫	木造平屋建(16.4㎡)		
		オートリゾート滝野 オイルタンク設置小屋	軽量鉄骨平屋建(13.75㎡)		
		オートリゾート滝野 車庫棟	木造平屋建(46.08㎡)		
		オートリゾート滝野 汚水ポンプ棟	木造平屋建(18.36㎡)		
		オートリゾート滝野 滅菌棟	木造平屋建(7.29㎡)		
		オートリゾート滝野 炊事棟(7棟)	木造平屋建(204.12㎡)		
		オートリゾート滝野 キッチンハウス	木造平屋建(155.52㎡)		
		オートリゾート滝野 コミステーション上屋	木造平屋建(23.04㎡)		
		オートリゾート滝野 コミステーション上屋	木造平屋建(5.76㎡)		
		オートリゾート滝野 自販機置場(3棟)	木造平屋建(8.4㎡)		
		青少年山の家	青少年山の家(多目的ホール)	SRC造2階建(1,520.27㎡)	本業務の対象外
	青少年山の家(宿泊棟、研修棟)		RC造2階建(3,593.19㎡)	本業務の対象外	
滝野の森ゾーン	休憩所	森の教室	RC造平屋建(161.25㎡)		
		森の交流館	RC造一部木造地上1階、地下2階(回廊)S造4階建(1,267.94㎡)	回廊含む	
		森の情報館	RC造地上1階、地下2階建(1,102.02㎡)		
	便所	便所・電気室(南駐車場)	RC造平屋建(158㎡)		
		みずなら広場便所	木造平屋建(89.10㎡)		
		はるにれ広場便所	木造平屋建(66.83㎡)		
		滝野の森口便所	木造平屋建(66.83㎡)		
	展望施設	森見の塔	RC造(304.92㎡)		
		管理棟・車輛倉庫・案内所等	滝野の森口料金所(2棟)	木造平屋建(6.76㎡)	
			滝野の森口門衛所	軽量鉄骨平屋建(6.21㎡)	
その他		旧監督員詰所	RC造平屋建(34.25㎡)		
		1号井戸ポンプ室	S造平屋建(3.24㎡)		
		新2号井戸ポンプ室	S造平屋建(3.24㎡)		
		6号井戸ポンプ室	S造平屋建(3.24㎡)		
		中の沢ろ過機械室	RC造平屋建(60.5㎡)		
		配水池	RC造平屋建(499.9㎡)		
		ポンプ室(中の沢)	RC造平屋建(32.64㎡)		
		汚水処理場	RC造平屋建(262.4㎡)		
		白帆電気室	RC造平屋建(33.25㎡)		

収益施設一覧

別紙3

平成24年1月末現在

施設区分	施設名/内訳	面積(m ²)	備考				
レストラン	1. 溪流園	レストラン	304.13				
		プロパン庫	5.61				
		野外ピット	32.40				
		バーベキュー園	2,177.89				
		釣堀	2,281.97				
	2. カントリーハウス	飲食店・売店	363.17				
		自動販売機置場	2.86				
用具貸出室等		221.54					
	プロパン庫	5.46					
売店	1. 鱒見口	①鱒見口売店	60.00				
		スキー貸出室、物置	42.24				
	2. 溪流口(ロッジゆきざさ)	倉庫、スナック、休憩室の一部	86.58				
		テラス(自動販売機置場含む)	42.33				
	3. 中央口管理所	売店	18.18				
		自動販売機置場	4.02				
		休憩所自動販売機置場	13.86				
	4. 東口情報センターレストハウス棟	売店	81.33				
		自動販売機置場	3.57				
	5. 子供の谷休憩所	厨房、売店、食品庫、休憩室	192.20				
		厨房機器等	一式				
		自動販売機置場	4.44				
	駐車場	1. 中央口駐車場	収容台数		954台	11台	11台
アスファルト舗装等			4,601.00				
アスファルト舗装			24,053.00				
案内看板等			一式				
2. 鱒見口駐車場		収容台数		162台	-	5台	167台
		アスファルト舗装等	4,253.00				
		料金徴収ブース(1ヶ所)	4.52				
		案内看板等	一式				
3. 溪流口駐車場		収容台数		149台	-	8台	157台
		アスファルト舗装	4,029.00				
		料金徴収ブース(2ヶ所)	6.75				
		料金ブース1ヶ所	4.52				
4. 東口駐車場		案内看板等	一式				
		収容台数		612台	11台	5台	628台
		アスファルト舗装等	19,248.00				
5. 南駐車場		駐車場内区画線、車止め、案内看板等	一式				
		収容台数		218台	10台	5台	233台
6. 滝野の森口駐車場		アスファルト舗装等	10,447.00				
		収容台数		216台	-	5台	221台
		アスファルト舗装等	1,844.76				
		収容台数計		2,311台	32台	39台	2,382台
サイクリング施設		1. サイクリング施設	サイクリング施設	187.00	66台		
園内交通施設		1. カントリーガーデン園内移動用施設(リフト)	カントリーガーデン園内移動用施設	1式			
	機器保管倉庫		77.40	延長256.45m、搬器48台			
オートキャンプ場	1. オートキャンプ場	キャンピングカーサイト(23サイト)	10,706.0				
		スタンダードカーサイト(40台)	4,990.0				
		キャンピングサイトA(14台[415.80m ²])	2,037.0				
		キャンピングサイトB(5台[114.75m ²])	552.0				
		キャンピングサイトS(6台[328.32m ²])	3,590.0				
		フリーテントサイト	5,116.0				
		センターハウス	984.9				
		管理用駐車場	441.0				
		駐車場	1,417.0				
		サニタリーハウス	155.5				
		炊事棟(7棟)	98.0				
		便所棟(2棟)	79.4				
		ゲートシステム	1箇所				
		園内監視システム	1式				
		放送設備	1式				
		園路誘導灯	49箇所				
		ゴミステーション	2箇所				
		残り火入れ	5箇所				
		自動販売機置場	3箇所				
		ダンプステーション	1箇所				
車庫棟	46.1						

国営滝野すすらん丘陵公園 運営維持管理基本方針 (案)

平成 2 1 年 3 月
(平成 年 月更新)

目 次

1 . 維持管理基本方針の目的・位置づけ	1
1 . 1 維持管理基本方針の策定の背景・目的	1
1 . 2 維持管理基本方針の位置づけ	1
1 . 3 維持管理基本方針の対象	1
2 . 滝野公園における維持管理の基本方針	2
2 . 1 滝野公園の公園づくりの基本理念	2
2 . 2 今後の維持管理の基本方針	3
3 . 維持管理の重点事項	5
4 . 維持管理の項目別の基本方針	7
4 . 1 公園の維持に関する項目	7
(1) 動植物管理	7
(2) 施設管理・清掃	8
4 . 2 公園の運営に関する項目	9
(1) 利用者サービス	9
(2) 公権力の行使に準じた行政的対応	10

1 . 維持管理基本方針の目的・位置づけ

1 . 1 維持管理基本方針の策定の背景・目的

国営滝野すずらん丘陵公園（以下、滝野公園）は、道央圏を中心とする広域的なレクリエーション需要に対応するために設置された国営公園であり、国営公園としては、日本最北に位置し、北海道唯一の公園となっている。また、北海道で初めて通年利用を目指した公園として、グリーンシーズン(夏)、ホワイトシーズン(冬)を通じ、約 60 万人/年が来園している。

滝野公園では、昭和 58 年 7 月に「溪流ゾーン上流部」が供用開始されて以来、順次供用区域を拡げ、平成 22 年度に全園供用している。

このため、平成 14 年度に策定した公園整備を中心とした「全体基本計画」や平成 18 年度に策定した「国営公園整備プログラム」（平成 18 年～平成 21 年）に代わり、今後は、維持管理を中心とした新たな計画の策定が必要となっている。

一方、「公共サービス改革基本方針」（H21. 7. 10 閣議決定）に基づき、平成 22 年度から国営公園の維持管理業務に民間事業者も含めた競争入札を試行しており、事業者に対して、維持管理業務の目標・水準等を示す必要もある。

以上のような背景をふまえ、今後の滝野公園における維持管理の基本的な考え方を示す「維持管理基本方針」を策定した。

1 . 2 維持管理基本方針の位置づけ

この維持管理基本方針は、北海道唯一の国営公園である滝野公園が、今後、その使命や役割を担うための維持管理のあり方を示したものであり、以下の内容で構成している。

- ①維持管理の基本方針
- ②維持管理の重点事項
- ③維持管理の項目別の基本方針

1 . 3 維持管理基本方針の対象

本維持管理基本方針は、平成 22 年度の全園供用後の滝野公園全体を対象としたものである。今後の維持管理においては、青少年山の家やオートキャンプ場、レストラン等の収益施設についても、互いに連携・調整を図りながら、効果的・効率的な維持管理に努めるものとする。

2 . 滝野公園における維持管理の基本方針

2 . 1 滝野公園の公園づくりの基本理念

滝野公園では、これまで、以下に示す基本テーマ・基本理念及び基本イメージのもと「整備」を中心とした公園づくりを進めてきた。

今後は平成 22 年度の全園供用や社会情勢の変化などを背景として「維持管理」を中心とした公園づくりを進めていくことになるが、この基本テーマ・基本理念等については、共通した考え方として今後も継承していく。

【基本テーマ】

「自然とのふれあい」

【基本理念】

①環境保全と魅力ある空間づくり

都市縁辺部にある本公園は、大気浄化、水源涵養などの機能を果たすとともに、野外レクリエーション活動の定着化、多様化に対応する。

②多様なニーズに対応

大規模な面積を有する本公園は、北海道最大の人口集積地である札幌市からの大量の利用需要を受け止めるとともに、多様な利用層の需要も受け止める。

③四季を通じた利用

積雪寒冷地にある本公園は、冬期利用を推進するとともに、利用の低下する紅葉期を過ぎ積雪が始まるまで、融雪が始まり新緑期までのグレイシーズンの利用向上を図る。

【基本イメージ】

「緑」：森林・草原・芝生 「水」：滝・溪流・湖 「白」：雪・氷

2.2 今後の維持管理の基本方針

滝野公園は、その存在価値や利用価値を、守り・育て・高めていくことにより、北海道における都市公園の模範となる先導的な役割を担う公園である。

公園の存在価値とは、社会資本である公園が公共の福祉の増進に貢献する機能や施設を有していることであり、公園の存在自体に意味があることである。この存在価値は、市場原理に馴染みやすく、持続的に維持しなければならない根源的なものである。

一方、利用価値とは、存在価値を維持した上で、公園施設や機能を活用した様々な活動が豊かに展開される公園の利用環境を意味している。この利用価値は、多様な主体の知恵や工夫を活用して、安全、安心、快適な公園環境を創出していかなければならないものである。

この存在価値や利用価値を守り・育て・高めていくためには、滝野公園を維持管理・利用する多様な主体（国、維持管理事業者、NPO、ボランティア、利用者等）が、今後の滝野公園のあるべき目標・将来像を共有し、滝野公園のさらなる魅力向上に向けた取り組みを推進していく必要がある。

そのため、今後の滝野公園における維持管理の基本的な考え方として、以下に示す7つの基本方針を設定した。

【基本方針】

この基本方針は、滝野公園に関わる多様な主体^{*}の共通目標として、滝野公園の魅力や価値を守り・育て・高めていくための考え方を示したものです。

今後は、この基本方針に基づいて、北海道における「都市公園の要」となる先導的な役割を担う公園として、サービス水準や利用者満足度等の向上を目指し、管理運営を進めていきます。

^{*}多様な主体とは、利用者、行政（国・道・市）、NPO、ボランティア、管理運営業者などの滝野公園に関わる関係者を示す。

基本方針1) 未永く親しまれる魅力ある公園づくりの推進

- ①多くの利用者が安心・安全・快適に利用できるよう、サービス水準や利用者満足度を向上する管理運営を推進する。
- ②社会資本としての公園の存在意義に留意し、効率的、効果的な施設の機能向上・更新を図る。

基本方針2) 活力ある新しい社会・地域づくりと人づくりへの貢献

- ①公園管理への多様な主体の参画を推進し、地域とのパートナーシップを構築し、公園に関わる人づくりに貢献する。
- ②北海道内の公園緑地及び観光レクリエーション活動のネットワークの拠点として、道内外から集客を図り、地域経済の活性化に貢献する。
- ③公園施設の活用により、安全・安心な社会・地域づくりに貢献する。

基本方針 3) 自然や文化の保全と活用

- ①自然環境の保全・育成を図り、自然の資源性・多様性をより一層高める。
- ②北国や人と自然との関わりのあゆみなどを学ぶ場として活用して、歴史的・文化的資源を次世代に継承する。

基本方針 4) 北海道の気候風土に合った植物を活かした美しい景観構成

- ①園芸植物を活かした彩り豊かな美しい花風景を演出する。
- ②自生植物を保全・活用し、郷土の自然景観を育成する。

基本方針 5) 多様な利用者の交流を促進する新たな公園利用の創出

- ①幅広い利用者を想定したバリアフリー化による安全で快適な環境を確保し、誰でも利用しやすい公園運営を行う。
- ②人と人、人と自然のふれあい、つながりを通じて、交流や健康づくりを支援する新たな公園利用を創出する。

基本方針 6) 季節変化や公園の特色を活かしたレクリエーション活動の展開

- ①自然環境や自然指向型の施設を活用した利用プログラムの充実を図り、多くの利用者が参加できるレクリエーション活動を展開する。
- ②早春、晩秋等には屋内外の支援施設や冬季の雪の積極的な活用により、四季を通じたレクリエーション活動を推進する。

基本方針 7) 地球環境に配慮した循環型公園づくりの推進

- ①省エネ・省資源・リサイクル・ローカルエネルギーなどの環境配慮対策の積極的な実践により、循環型公園を目指す。
- ②持続可能なまちづくりに向けた意識向上や環境学習・研究を支援する。

3 . 維持管理の重点事項

設定した基本方針及び管理目標をふまえ、今後の滝野公園の維持管理にあたり重点的に取り組む事項を「維持」「運営」「施設更新」の3つの種別ごとに整理した。

(1) 公園の維持に関する重点事項

自生植物や貴重な自然資源の保全・活用

滝野の森に残る自生植物や貴重な自然資源(希少種)の保全・活用を図り、自然の資源性・多様性を高めるため、適切な維持管理を行い、種類数や個体数の維持・増加、生育地環境の保全に努める。

草花を活かした彩り豊かな美しい花風景の演出

開花時期において多くの利用者に喜ばれ、花に対する満足度の向上を図るため、公園のシンボルとなる特定の草花や一般的に広く知られている草花を中心に、多様な園芸植物を組み合わせた彩り豊かな美しい花風景を提供する。

環境配慮対策の実践

地球環境に配慮した循環型公園づくりを推進するため、公園内で消費される電気、ガス、水道等のエネルギー使用量の削減に努めるとともに、公園から排出される植物性廃棄物のリサイクルを推進する。

(2) 公園の運営に関する重点事項

公園管理への多様な主体の参加促進

公園に関わる人づくりへの貢献を目指し、公園管理への多様な主体の参加により地域とのパートナーシップを構築するため、公園の管理運営に関わるボランティア活動への参加者の増加や、企業の社会貢献活動の参加を促進する。また、市民や研究機関等による自然環境等を活用した学習・研究の場としての利用も支援する。

自然・歴史・環境等を活かした多様な利用プログラムの提供

自然・歴史・文化等の資源や園内施設および雪の活用により、環境教育、みどりの普及啓発、文化・歳時、健康維持増進など、多くの利用者が参加・体験・交流できる多様な利用プログラムの提供を図る。また、他団体・企業などが主催するイベントの利用も促進する。

公園の利用促進に向けた積極的な情報受発信

公園の魅力を高め、道内外からの広域的な集客を図るため、滝野公園が有する貴重な自然資源や歴史的・文化的資源に関する情報や、広域観光ネットワークの拠点としての観光情報など、ホームページ等を活用した積極的な情報受発信を展開する。

(3) 施設更新に関する重点事項

施設の安全性を確保する保守点検の確実な実施

安全で安心して快適に利用できる公園環境の提供を図るため、公園内の施設や遊具の安全性を確保する保守点検を確実に実施する。

公園の利用促進・魅力向上に向けた計画的な施設改修・更新

公園の魅力や安全性・防災性の向上をはじめ、厳しい自然環境に対応した計画的な施設改修・更新が必要となる。効率的・効果的に施設の機能向上を図るとともに、施設の長寿命化による環境負荷の軽減やライフサイクルコストの低減等を図るため、計画的に施設の改修・更新を進めていく。

公園環境のバリアフリー化の推進

子供・高齢者・障がい者・外国人など幅広い利用者が交流し、安全で快適に利用できる公園環境の創出を図るため、施設のバリアフリー化・ユニバーサルデザイン化を推進していく。

4 . 維持管理の項目別の基本方針

維持管理の重点事項をふまえ、維持管理の項目別の基本方針を整理した。

4 . 1 公園の維持に関する項目

(1) 動植物管理

芝生管理

園内各地の芝生地について、周辺の自然環境の保全や良好な景観の保持などに配慮しながら、効率的かつ適切に芝刈、施肥、病虫害防除などの維持管理を実施する。特に、イベントやレクリエーションの場としての利用が多い中心ゾーンの広大な芝生広場については、これらの利用に対して常に良好な状態を保てるよう計画的な維持管理を実施する。

草花管理

開花時期における利用者の増加や利用者の花に対する満足度向上を図るため、春・夏・秋を通じて園芸植物を中心とした草花の充実を図る。

そのため、カントリーガーデンを始めとした園内各地の植栽地において、多くの園芸植物を組み合わせ、同時に開花する花の種類を増やすとともに、公園のシンボルとなる草花や一般的に広く知られている草花について一定の植栽面積を維持することなどにより、彩り豊かな美しい花風景を演出する。

また、園内に自生する植物のうち、観察利用の対象として選定した「利活用種」について生育地環境の適切な維持管理を行うとともに、可能なものについては、園芸材料的な活用も検討する。

樹木管理

園内各地に植栽されている低木・高木について、それぞれの植栽目的に合わせて刈込み、枝の剪定、撤去・更新、施肥、冬季の冬囲いなど適切な維持管理を実施し、樹勢の維持・回復に努める。

自然資源管理

自然観察ゾーン・森林体験ゾーンをはじめ園内に生息している植物、動物、昆虫類など多様な自然資源の保全に努める。特に「希少種」として確認された貴重な動植物については、その種類数を維持し、個体数や生息・生育地面積の維持・増加を図るため、生態系に配慮した適切な生息・生育地環境の保全・管理に努める。

特殊管理

公園内で発生する植物性廃棄物のうち、芝刈屑を中心とする草本系植物性廃棄物について堆肥化などのリサイクルを推進し、高品質な堆肥化技術の実用化に向けた試験・検討を行う。また、剪定枝などの木質系廃棄物についてもチップ化などのリサイクルを推進する。

(2) 施設管理・清掃

建物管理

安全かつ快適な公園利用環境の提供を図るため、園内の各建物について、日常点検・定期点検を確実に実施し、劣化・損傷箇所の早期発見に努め、必要に応じて効果的な修繕を行う。特に、老朽化の進行している古い建物については、重点的に保守点検を行い、計画的な施設の改修・更新を行う。

また、子供・高齢者・障がい者・外国人など幅広い利用者が安全で快適に利用できるようにするため、バリアフリー化・ユニバーサルデザイン化を推進する。

工作物管理

安全かつ快適な公園利用環境の提供を図るため、園内の園路、柵、照明などの各種工作物や、「こどもの谷」や「森のすみか」の遊具について、日常点検・定期点検を確実に実施し、故障・破損などの発生時には早急に補修・修繕を実施する。

建物・工作物設備管理

園内の建物・工作物の各種設備（水道、汚水処理、水循環、電気、空調、消防、エレベータなど）について、建築基準法、水道法、消防法、電気事業法など各種法令に基づいた保守点検を確実に実施し、設備の機能の維持に努める。

清掃

園内を常に清潔な状態に保ち、快適性・美観性を維持し、利用者満足度の向上を図るため、建物清掃、工作物清掃、園地清掃を計画的に実施する。

また、園内で発生するゴミは、生ゴミ・紙屑などの可燃ゴミ、スチールカン・アルミカン・ペットボトルなどの資源ゴミ、鉄屑・ブロック・廃プラスチックなどの不燃ゴミに分別して回収・処理を行う。

冬期間には、園路、駐車場、建物周辺の除雪作業、建物屋根の雪下ろしを行うとともに、歩くスキーコース、ファミリーゲレンデ、そりゲレンデなどの整備を行う。

特別安全管理

園内の建物・工作物について、事故が発生した場合や地震などの災害が発生した場合には、破損箇所の発見や必要な機能の確認のため、各種建物・工作物の安全点検を速やかに実施する。

4.2 公園の運営に関する項目

(1) 利用者サービス

利用案内

公園利用者の満足度の向上を図るとともに、子供・高齢者・障がい者・外国人など幅広い利用者へのサービスの充実を図るため、各種対応（窓口対応、迷子対応、ペット持込対応、身障者対応、電話問い合わせ対応、視察対応、苦情対等）や、園内放送業務、乳母車・車椅子貸出、拾得物・遺失物処理などを適切に実施する。

特定利用者サービス

公園管理への多様な主体の参加により地域とのパートナーシップを構築するため公園の管理運営に関わるボランティア活動への参加促進や、企業の社会貢献活動の参加を支援する。

また、自然環境や歴史・文化等を活かした講習会・研修会などの環境教育プログラムの提供を図るとともに、市民や研究機関等による自然環境等を活用した学習・研究の場としての利用も促進する。

広報活動

道内外からの広域的な集客を図るため、滝野公園が有する貴重な自然資源や歴史的・文化的資源に関する情報や、広域観光ネットワークの拠点としての観光情報などについて、ホームページにおける情報発信や、各種マスメディア（新聞、テレビ、ラジオ、雑誌等）への情報提供、各種広報印刷の作成・配布（ポスター、パンフレット等）により、効果的な広報活動を実施する。

宣伝活動

公園の利用促進を図るため、札幌市内はもとより首都圏など道内外で実施される観光・旅行などをテーマとした各種イベント・キャンペーンに積極的に参加し、滝野公園の魅力についてPR活動を実施するとともに、各種マスメディア（新聞、テレビ、ラジオ、雑誌等）を活用した広告を実施する。

行催事企画運営

自然・歴史・文化等の資源や園内施設および雪の活用により、環境教育、みどりの普及啓発、文化・歳時、健康維持増進など、多くの利用者が参加・体験・交流できる多様な利用プログラムの提供を図る。また、他団体・企業などが主催するイベントの利用も促進する。

(2) 公権力の行使に準じた行政的対応

入退園管理

各入退園口において必要な人員を配置し、入園料金収受、改札業務、集計業務、入園券印刷・収納、行為・占用許可等の許認事務補助、危険物等持込対応などの入退園管理を適切に実施する。

安全指導

園内における車両規制や周辺の交通整理などによる利用者の安全性の確保や、事故や病人が発生した場合など緊急時における迅速かつ適切な通報、防火対策を適切に実施する。

巡視警備

落石や雪崩の確認、クマ対策など公園の安全確認のため、巡視員による園内の定期的かつ効果的な巡視・警備を行う。特に、施設の安全管理、不審物等の有無、火の不始末の確認、建物等の開錠・施錠の確認などのための巡視は毎日確実に実施する。

救護

園内に救護室を設置し、事故や病人が発生した場合に適切な応急手当・治療を行う。

災害時対応

地震災害・風水害・火災・危険動物等の災害について、「国営滝野すずらん丘陵公園 災害対策部運営計画」に基づき、災害が発生または発生する恐れのある場合は、災害対策部設置基準により体制を発令し、災害対策部を設置する。

H25-27 国営滝野すすらん丘陵公園運営維持管理業務
共通仕様書

平成 2 4 年〇月

第1章 総則

第1条 目的

国営滝野すずらん丘陵公園（以下「滝野公園」という。）は、北海道の広域的なレクリエーション需要に対応するために国が設置したイ号国営公園である。

公園の面積は **395.7ha** で、札幌市の中心部から約 **20km** の札幌市南区滝野地区に位置しており、溪流ゾーン、中心ゾーン、宿泊ゾーン、滝野の森ゾーン、保全ゾーンの5つに区分されている。（別添－1「公園平面図」、別添－5「土地利用方針図」参照。）

滝野公園では、「自然とのふれあい」を基本テーマに、以下の7つの基本方針のもとに総合的に整備、管理・運営を進めている。

- 1 末永く親しまれる魅力ある公園づくりの推進
- 2 活力ある新しい社会・地域づくりと人づくりへの貢献
- 3 自然や文化の保全と活用
- 4 北海道の気候風土に合った植物を活かした美しい景観構成
- 5 多様な利用者の交流を促進する新たな公園利用の創出
- 6 季節変化や公園の特色を活かしたレクリエーション活動の展開
- 7 地域環境に配慮した循環型公園づくりの推進

公園の供用の経緯は、昭和 **52** 年度に都市計画決定され、昭和 **54** 年度に起工し、昭和 **58** 年度に溪流ゾーンの一部供用開始、昭和 **61** 年度に「歩くスキーコース」など冬期利用の開始、平成元年度には宿泊ゾーンの「青少年山の家」の供用開始、平成6年度に宿泊ゾーンの「オートリゾート滝野」の供用開始、平成 **11** 年度に中心ゾーンの「ファミリーゲレンデ」の供用開始、平成 **12** 年度に中心ゾーンの「カントリーガーデン」、「こどもの谷」の一部供用開始、平成 **14** 年度に「こどもの谷」の全部供用開始、平成 **16** 年度に中心ゾーンの「森のすみか」の供用開始、平成 **21** 年度に「滝野の森ゾーン（東エリア）」の供用開始、平成 **22** 年度に「滝野の森ゾーン（西エリア）」を供用開始し、全園概成した。

昭和 **58** 年度の開園時から平成 **24** 年3月までの入園者数累計は、約 **1,580** 万人であり、平成 **23** 年度には約 **60** 万人の方々に利用されている。

H25-27 国営滝野すずらん丘陵公園運営維持管理業務（以下「本業務」という。）は、より多くの公園利用者が安全で快適に公園を利用できるよう、「国営滝野すずらん丘陵公園運営維持管理基本方針（案）」（別紙－4参照）に則り、利用者サービスや利用指導を図るとともに、公園の質的水準を維持、向上させ、当公園全般にわたり、公共の福祉を保全、増進させることを目的とする。

第2条 適用及び用語の定義

本仕様書は、本業務のうち、「本業務全体のマネジメント及び企画立案業務」、「施設・設備維持管理業務」及び「植物管理業務」に適用する。

なお、本仕様書に用いる用語の定義は、次の各号に掲げるとおりである。

- 1) 「北海道開発局札幌開発建設部」とは、国営公園の管理主体者であり、本業務の発注者のこと。
- 2) 「調査職員等」とは、契約図書に定められた範囲内において、事業者又は事業者の指定する職員に対する指示、承諾又は協議等の職務を行う委託者の指定する職員で、総括調査職員、主任調査職員及び調査職員を総称していう。
- 3) 「検査担当者」とは、事業者の指定する本業務に関する作業完了の確認を行う職員をいう。
- 4) 「事業者」とは、本公園の運営維持管理者として、本業務を受注した者のこと。

- 5) 「公園利用者」とは、有料区域・無料区域を問わず、本公園を利用する者のこと。
- 6) 「自主事業」とは、公園の利便性や魅力をより一層高めるため、調査職員等と事前に協議し、都市公園法（昭和 31 年法律第 79 号）第 5 条、第 6 条又は第 12 条に基づく許可を得た上で、事業者の提案により土地使用料等を納めて独立採算により臨時の飲食・物販施設の運営や行催事を行う事業のこと。
- 7) 「収益施設」とは、利用料金の徴収や売上金を得て事業者の収入とするために事業者が実施する事業の対象となる施設であり、その使用に当たっては、都市公園法施行令（昭和 31 年政令第 290 号）第 20 条に基づき、施設使用料または建物使用料及び土地使用料を納めることが必要となる場合がある。
- 8) 「入園料」とは、都市公園法施行令（昭和 31 年政令第 290 号）第 20 条第 2 項及び都市公園法施行規則（昭和 31 年建設省令第 30 号）第 11 条第 2 項に基づき、有料区域を利用する者から徴収する料金のこと。
- 9) 「利用料金」とは、収益施設等の使用やそれに伴うサービスの対価として、収益施設等を利用する者から徴収する料金のこと。
- 10) 「施設使用料」とは、都市公園法施行令（昭和 31 年政令第 290 号）第 20 条に基づき、施設運営者が北海道開発局札幌開発建設部に納める公園の土地または建物の使用にかかる料金のこと。
- 11) 「建物使用料及び土地使用料」とは、本公園の土地または建物を使用して臨時的な飲食・物販施設等を設置する場合に、「行政財産を使用又は収益させる場合の取り扱いの基準について」（昭和 33 年蔵管第 1 号）に基づき北海道開発局札幌開発建設部から金額を通知し、事業者が北海道開発局札幌開発建設部に納める料金のこと。ただし、公共性の高い行催事を北海道開発局札幌開発建設部との共催により行う場合は、建物使用料及び土地使用料は不要となる場合がある。
- 12) 「業務責任者」とは、本仕様書の第 11 条に示す業務内容である本業務全体のマネジメント及び企画立案、施設・設備維持管理、植物管理の個々の業務遂行を監理するものこと。
- 13) 「総括責任者」とは、本業務全体を監理するものであり、業務責任者のうち、本業務全体のマネジメント及び企画立案の業務責任者をもってそれにあてること。
- 14) 「スタッフ」とは、事業者が業務を履行するための職員、アルバイト、その他関係従事者をいう。
- 15) 「管理物件」とは、別添一 1 「公園平面図」に示す敷地及び附属設備を指す。なお、同敷地内であっても、第三者が持ち込み、または、管理許可を受け、もしくは占有している設備・機器、工作物等については、その対象から除外する。
- 16) 「管理事務所」とは、別添一 3 「管理事務所図」に示す建築物を指す。
- 17) 「管理センター」とは、管理事務所を拠点として本業務を遂行する組織のこと。
- 18) 「修繕」とは、施設の劣化した部分又は部材について、性能又は機能を原状あるいは事実上支障のない状態まで回復させること。
- 19) 「改修」とは、施設の性能又は機能を従前より向上させる措置を行うこと。
- 20) 「保守」とは、機器等の必要とする性能または機能を維持する目的で行う消耗品または材料の取り替え、注油、汚れ等の除去及び部品の調整等の軽微な作業を行うこと。
- 21) 「点検」とは、施設の機能及び劣化の状態を一つ一つ調べることをいい、機能に異常又は劣化

がある場合、必要に応じて対応処置を判断する事を含む。

- 22) 「指示」とは、北海道開発局札幌開発建設部又は調査職員等が事業者に対し、業務の遂行上必要な事項について書面をもって示し、実施させることをいう。
- 23) 「通知」とは、北海道開発局札幌開発建設部又は調査職員等が事業者に対し、又は事業者が北海道開発局札幌開発建設部又は調査職員等に対し、業務に関する事項について、書面をもって知らせることをいう。
- 24) 「報告」とは、事業者が北海道開発局札幌開発建設部又は調査職員等に対し、業務の遂行に係わる事項について、書面をもって知らせることをいう。
- 25) 「承諾」とは、事業者が北海道開発局札幌開発建設部又は調査職員等に対し、書面で申し出た業務の遂行上必要な事項について、北海道開発局札幌開発建設部又は調査職員等が書面により業務上の行為に同意することをいう。
- 26) 「協議」とは、書面により契約図書の協議事項について、北海道開発局札幌開発建設部又は調査職員等と事業者が対等の立場で合議することをいう。
- 27) 「提出」とは、事業者が調査職員等に対し、業務に係わる事項について書面又はその他の資料を説明し、差し出すことをいう。
- 28) 「書面」とは、手書き、印刷等の伝達物をいい、発行年月日を記録し、署名又は捺印したものを有効とする。ただし、緊急を要する場合は、ファクシミリまたは電子メールにより伝達できるものとするが、後日有効な書面と差し替えるものとする。電子納品を行う場合は、別途調査職員等と協議する。
- 29) 「検査」とは、既済検査あるいは完了検査のことをいう。
- 30) 「勧告」とは、北海道開発局札幌開発建設部が事業者に対し、業務等に関する事項について、書面をもって、改善等の行動をとるように説きすすめることをいう。
- 31) 「命令」とは、北海道開発局札幌開発建設部が事業者に対し、業務等に関する事項について、書面をもって、改善等の一定の義務を課する具体的な処分をいう。
- 32) 「モニタリング業務」とは、事業者が実施する利用実態調査及び本業務に対する自己評価並びにその結果について北海道開発局札幌開発建設部に報告を行う一連の業務を指す。

第3条 総則

1. 本仕様書は、本業務を遂行するために必要な事項を定め、もって本公園の適正な運営維持管理を期するものである。
2. 本業務の実施は、国営滝野すずらん丘陵公園運営業務委託契約書（以下「契約書」という。）によるほか、本仕様書によるものとする。

第4条 準拠規定

本業務の遂行に当たっては、次の各号に掲げる基準・関係諸法令等に準拠する。

- 1) 都市計画法
- 2) 都市公園法
- 3) 道路交通法
- 4) 景観法、屋外広告物法
- 5) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律

- 6) 消防法
- 7) 建築基準法
- 8) 労働基準法、労働安全衛生法
- 9) 下水道法
- 10) 水道法
- 11) 水質汚濁防止法
- 12) 浄化槽法
- 13) 食品衛生法
- 14) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- 15) 大気汚染防止法
- 16) 騒音規制法
- 17) 振動規制法
- 18) 個人情報保護に関する法律
- 19) 高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律
- 20) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律
- 21) 電気事業法及びこれに基づく政令等
- 22) 電気工事士法
- 23) 電気設備に関する技術基準を定める省令
- 24) 建築保全業務共通仕様書（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- 25) 建築保全業務報告書作成の手引き（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- 26) 公共建築工事標準仕様書（建築工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- 27) 公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- 28) 公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- 29) 公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- 30) 公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- 31) 公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- 32) 移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める省令
- 33) 移動等円滑化の促進に関する基本方針（国家公安委員会、総務省、国土交通省）
- 34) 都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン（国土交通省）
- 35) 公園のユニバーサルデザインマニュアル
（財団法人 都市緑化技術開発機構 公園緑地バリアフリー共同研究会編）
- 36) 都市公園における遊具の安全確保に関する指針（改訂版）
（国土交通省都市・地域整備局公園緑地・景観課）
- 37) 国土交通本省委託契約取扱要領（別添－２）
- 38) 改訂・日本の絶滅の恐れのある野生生物レッドデータブック
（環境省自然環境局野生生物課編）
- 39) 北海道の希少野生動植物 北海道レッドデータブック 2001
- 40) 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律
- 41) 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律
- 42) 猛禽類保護の進め方（環境庁自然保護局野生生物課編）

- 43) 滝野すずらん丘陵公園における行為の禁止等に関する取扱要領（別添－４）
- 44) 「国営滝野すずらん丘陵公園 運営維持管理業務」における情報セキュリティについて(別添－
7)
- 45) 道路・河川工事仕様書（北海道開発局）
- 46) 電気通信工事仕様書（北海道開発局）
- 47) 機械工事仕様書（北海道開発局）
- 48) 土木工事監督実務要覧（北海道開発局）
- 49) 河川法
- 50) 建設業法
- 51) 建設工事に係る資材の再資源化に関する法律
- 52) 国有財産法、会計法、会計検査院法、国の債権管理等に関する法律
- 53) 遺失物法
- 54) 鉄道事業法
- 55) 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律
- 56) 原状回復をめぐるトラブルとガイドライン（改訂版）
（国土交通省住宅局住宅総合整備課）
- 57) 著作権法
- 58) 農薬取締法
- 59) その他、関係諸法令等

第5条 事業者の責務

1. 運営維持管理者となる事業者は、本業務について善良なる管理者の注意をもって実施する義務を負う。
2. 本公園の設置の意義を踏まえて、その効用を最大限発揮させるよう、努力しなければならない。
3. 本業務全般について計画立案を行い、目標及び業務計画を策定し、その一元的管理方針のもとで、第2章に示す多岐にわたる業務を総合的な調整のもと、相互連携を保ち、適切に進捗管理を行いつつ実施しなければならない。
4. 事業者は、本公園の管理について創意工夫のある企画や効率的な運営等により、公園利用者の多様なニーズに応え、質の高いサービスの提供を図り、効果的・効率的な管理運営を目指さなければならない。
5. 事業者は、本業務の実施にあたって、調査職員等と常に密接な連絡をとり、本業務の目的の達成を図るものとし、その実施状況を記録しておく。

第6条 北海道開発局札幌開発建設部と事業者の責任分担

本公園の運営維持管理業務を実施するにあたり、事業者と北海道開発局札幌開発建設部の責任分担を「事業者と北海道開発局札幌開発建設部の責任分担一覧」のとおりとする。ただし、「事業者と北海道開発局札幌開発建設部の責任分担一覧」に定める事項に疑義が生じた場合、又は、「事業者と北海道開発局札幌開発建設部の責任分担一覧」に定めのない事項については、北海道開発局札幌開発建設部と事業者の間で十分に協議のうえ決定する。

事業者と北海道開発局札幌開発建設部の責任分担一覧

項目	内 容	北海道開発局 札幌開発建設部	事業者
料金徴収業務	入園料（収益施設運営に係るものを除く）の徴収業務 （徴収料金は、北海道開発局札幌開発建設部に納付）		○
公園施設の管理	公園施設の管理（都市公園法第5条に基づき設置・管理している施設は除く。）		○
収益施設の管理	収益施設の管理		
物品の管理	北海道開発局札幌開発建設部より提供のあった物品の管理（別紙-20「提供物品一覧」、別紙-21「購入備品一覧」を参照。）		○
	本業務において取得した物品及び消耗品の管理		○
苦情・要望対応	施設管理、運營業務内容に対する住民及び施設利用者からの苦情、訴訟、要望への対応		○
	上記以外の場合	○	
事故・災害時対応	本仕様書等に記載された業務内容による対応		○
	上記以外の場合	○	
物価変動	人件費、物品費等物価変動に伴う経費の増		○
	ただし、30/1000以上の物価変動が見込まれる場合	○	
金利変動	金利の変動に伴う経費の増		○
運営日時の変更	開園日時(事業者による提案)に伴う経費の増減		○
	収益施設の運営日時の変更に伴う経費の増減		
許認可	都市公園法に基づく許認可	○	
	公園利用者の受付及び書類交付手続きの補助		○
施設・物品等の修繕	事業者の責めに帰すべき事由による場合（事業者による管理が不適切なために修繕が必要になった場合も含む。）（以下この表において「①」という。）		◎
	修繕にかかる費用が1件あたり100万円を超えない場合かつ年間修繕費用1,900万円（税抜き）※を越えない場合（上記①を除く。）。		○
	収益施設の建物の構造に関わる部分を除く修繕にかかる費用（上記①を除く。）。		
	上記3項目以外の場合 ※予算の状況により施設の使用中止又は臨時閉園とする場合には、年間業務計画の変更を協議する。	○	
不可抗力	大規模な自然災害等（災害対策本部運営計画に基づく警戒体制以上の体制をとるような事態）の不可抗力（以下この表において「②」という。）により公園施設に著しい損害を受けた場合に、公園を一時閉園するなどして行わなければならない施設、設備等の復旧等 ※上記②により施設の使用中止又は臨時閉園とする場合には、対応を協議する。	○	
公園利用者への損害	事業者の責めに帰すべき事由により、公園利用者に損害を与えた場合（事業者の不適切な運営又は、施設管理による公園利用者の怪我等）		◎
	共通仕様書第27条の保険の付保及び事故の補償に係る場合		○
	上記2項目以外の場合	○	
第三者への損害	事業者の責めに帰すべき事由により、第三者に損害を与えた場合		◎
	上記以外の場合	○	

※年間修繕費用（1,900万円（税抜き））は、軽微な維持管理修繕（点検を除く）に要した費用の平成22,23年度実績と現在の状況を踏まえた額であり、本業務において事業者によるこれと同程度の修繕を見込んでいる。実績は、別紙-32「建物・工作物に係る修繕履歴」参照。

※事業者の責任分担に係る項目のうち◎の項目については、委託費を充当することはできない。

第7条 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律 27 条第 1 項に基づく指示

北海道開発局札幌開発建設部は、事業者による業務の適切かつ確実な実施を確保するために必要があると認めるときは、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（以下「公共サービス改革法」という。）第 27 条第 1 項に基づき、事業者に対し、必要な措置をとるべきことを指示できる。

第8条 契約の解除

北海道開発局札幌開発建設部は、事業者が次のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

- a) 公共サービス改革法第 22 条第 1 項第 1 号イからチ又は同項第 2 号に該当するとき。
- b) 繰り返し法令違反を行ったとき。
- c) 暴力団員を業務を統括する者又は従業員として雇用していることが明らかになったとき。
- d) 暴力団又は暴力団関係者との社会的に非難されるべき関係を有していることが明らかになったとき。

第2章 業務内容

第9条 運営維持管理重点事項

事業者は、別紙ー4「国営滝野すずらん丘陵公園運営維持管理基本方針（案）」に則り、以下の維持管理重点事項、運営管理重点事項を踏まえ、本業務の遂行に努めなければならない。

1. 維持管理重点事項

維持管理業務については、以下の重点事項のもと、別添ー5「土地利用方針図」、別添ー37～41「植栽管理区域図」等をもとに適切な維持管理を行う。

(1) 維持管理の重点事項

- 1) 自生植物や貴重な自然資源の保全・活用
- 2) 草花を活かした彩り豊かな美しい花風景の演出
- 3) 環境配慮対策の実践

2. 運営管理重点事項

運営管理業務については、以下の運営管理の重点事項のもと適切に行う。

(1) 運営管理の重点事項

- 1) 公園管理への多様な主体の参加促進
- 2) 自然・歴史・環境等を活かした多様な利用プログラムの提供
- 3) 公園の利用促進に向けた積極的な情報受発信

第10条 業務実施の基本的事項

1. 事業者は、本業務の実施にあたっては、各業務間の総合調整を十分に図り、次に掲げる項目に留意するものとし、第1条の7つの基本方針に沿った管理運営を行う。

- 1) 自然環境との共生や環境に配慮した維持管理の実施及び環境学習への積極的な対応を行う。
- 2) 安全で快適な利用がされるように利用者指導及び利用者サービスを適切に行うとともに、利用の増進を図るため利用者ニーズに的確に対応した広報及び行催事等を展開する。
- 3) 市民参加を推進するため、公園内ボランティア活動への支援・指導を行う。
- 4) 乳幼児連れの利用者、障害者、高齢者、外国人等への適切な対応等を図る。
- 5) 地域との良好な関係を維持するため、地元公共団体、企業、市民、NPO、大学等との連携を図る。
- 6) 様々な管理技術を駆使して、効率的な管理運営に努め、常に経費の削減に配慮しながら高品質な維持管理を実施する。
- 7) 災害や事故等における危機管理を徹底するとともに、緊急連絡体制、非常参集体制を確立し、大規模災害発生時には災害復旧活動拠点としても機能するよう、適切な対応を行う。
- 8) 有機性廃棄物の堆肥化や塵芥のリサイクル等、公園内での資源の有効活用に配慮する。
- 9) 良好な景観の形成に努めた維持管理を実施する。
- 10) 利用状況に応じ、適正に本業務を行い、利用に支障をきたさないように配慮する。

第 1 1 条 履行場所及び履行期限

1. 履行場所

施設名称 国営滝野すずらん丘陵公園

所在地 北海道札幌市南区滝野

敷地面積 395.7ha

注) 平成 24 年 6 月現在、敷地面積全てを供用している。

※別添－1 「公園平面図」参照。

2. 履行期限

平成 25 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までとする。

事業者は、本業務が適正かつ円滑に実施できるよう過年度事業者から契約日以降業務開始日までに必要な引き継ぎを受け、開園に備えなければならない。

第 1 2 条 開園日時等

本業務の履行期間における本公園の開園日、開園時間、入園料については原則として官報告示に従う。

表 2 開園期間及び時間

エリア	開園期間		開園時間
供用区域	春	4 月 20 日～ 5 月 31 日 (4/19 が日曜日の場合は 4/19 開園)	9:00～17:00
	夏	6 月 1 日～ 8 月 31 日	9:00～18:00
	秋	9 月 1 日～ 11 月 10 日	9:00～17:00
	冬	12 月 23 日～ 3 月 31 日 (12/22 が日曜日の場合は 12/22 開園)	9:00～16:00

※休園期間は 11 月 11 日～12 月 22 日 および 4 月 1 日～4 月 19 日

※繁忙期、行催事開催時等においては、事業者が調査職員等と協議し、承諾を得た上で、開園時間の変更を行うことができる。

(別紙－17 「開園時間延伸状況」、別紙－18 「混雑時の状況」参照。)

※開園期間においても、定期点検等の実施により休園が必要な場合は事業者が調査職員等と協議し、承諾を得た上で休園とする。

なお、以下のとおり無料入園日を設けることとし、当該年度の日付は 1 ヶ月前までに通知する。

- ・春の都市緑化推進運動：4 月 1 日～6 月 30 日【期間中 1 日】
- ・秋の都市緑化月間：10 月 1 日～10 月 31 日【期間中 2 日】
- ・みどりの日：5 月 4 日【1 日】
- ・児童福祉週間：5 月 5 日【1 日】
- ※小学生若しくは中学生又はこれらに相当する者のみ無料
- ・敬老の日：9 月第 3 月曜日【1 日】
- ※満 65 歳以上の者のみ無料

第13条 業務内容及び業務対象

事業者は、本公園の供用区域内に位置する都市公園法第2条第2項で規定された各公園施設を対象として、個別仕様書に記載された管理水準の達成、業務内容を踏まえ、以下の各業務を行う。(別紙-1「主要公園施設一覧」、別紙-2「主要建築物一覧」、別添-1.1「園内施設(設備等)位置図」参照。)

<業務内容>

1) 公園運営維持管理業務(委託費により行う業務)

① 本業務全体のマネジメント及び企画立案業務

- ・本業務全体の計画立案及びマネジメント
- ・入園料徴収、臨機の措置、その他本業務が円滑に行われるための諸業務 等
- ・企画広報(行催事企画運営、広報、公園ボランティア活動の支援・調整)
- ・公園利用者への利用指導、公園利用者へのサービス、園内巡視 等

② 施設・設備維持管理業務

- ・維持修繕・保守点検等(建物、建物設備、園路広場、遊具、電気設備、汚水・排水施設、給水施設、水景施設、その他設備)
- ・清掃(園内清掃、園内建物清掃)
- ・利雪 等

③ 植物管理業務

- ・高木管理、中低木管理、林地管理、草地管理、草花管理等(草刈り、施肥、灌水、剪定等)

1) 本業務全体のマネジメント及び企画立案業務

① マネジメント

本公園の運営維持管理全般について、目標及び業務計画を策定し、その一元的管理方針の下で、施設・設備維持管理業務、植物管理業務等、多岐にわたる業務について総合的な調整のもと相互連携を保ち、適切な進捗管理を行うとともに、入園料の徴収事務、北海道開発局札幌開発建設部の実施する整備・修繕工事における実施方針の検討等の助言・調整、臨機の措置、その他本業務が円滑に行われるための諸業務を行う。(詳細は、別紙-5「共通仕様書」及び別紙-6「個別仕様書(企画立案)」を参照のこと。)

② 企画運営管理

利用促進のための行催事(材料代等実費を公園利用者から徴収すること等ができるものを含む)や広報宣伝の企画・立案・実施・参加者受付及び公園ボランティアに対する支援・調整を行う。また、公園利用者の安心・安全を確保し、円滑に利用してもらうために、利用指導及び利用案内等の公園利用者に対するサービスの提供、公園利用者の施設予約等の受付、園内巡視、本業務に関わる自動車維持等を行う。(詳細は、別紙-5「共通仕様書」及び別紙-6「個別仕様書(企画立案)」を参照のこと。)

2) 施設・設備維持管理業務

① 維持修繕・保守点検

建物、園路広場、遊具、電気設備、汚水・排水施設等について、所要の目的が果たされるよう、日常、適宜巡回点検・保守点検し、常に安全で良好な状態にあるよう、利用の状況に応じて破損個

所の軽微な補修又は補充を適切に行う。また、給水施設や電気設備の使用量を計測し記録を確実に
行うとともに、水景施設に関しては、衛生面の安全を確保するよう、水質管理を確実に
行う。 (詳細は、別紙ー5「共通仕様書」及び別紙ー7「H25-27 国営滝野すずらん丘陵公園運営維持管理業
務個別仕様書(施設・設備維持管理)」(以下「個別仕様書(施設・設備)」という。)を参照のこと。)

② 清掃

公園利用の動向、塵芥及び汚水等の発生量に即応して適切な措置をとり、園内や建物の清掃を行
い、常時公園内を清潔にする。また、園内に塵芥が散乱した場合は、速やかに園内の清掃を行い、
利用に支障が生じないよう適切な措置をとる。なお、塵芥は種類ごとに定められた処理方法に従っ
て、適切に処理する。(詳細は、別紙ー5「共通仕様書」及び別紙ー7「個別仕様書(施設・設備)」
を参照のこと。)

③ 利雪

冬季において、園路の除雪・排雪を行うとともに、歩くスキーコース、ファミリーゲレンデ、そ
りゲレンデなどのための圧雪や排雪作業を行う(詳細は、別紙ー5「共通仕様書」及び別紙ー7「個
別仕様書(施設・設備)」を参照のこと。)。なお、収益施設に係る雪対策(駐車場や建物周辺の除
雪、建物屋根の雪下ろし)は除く。

3) 植物管理業務

北海道の気候風土にあった花風景の演出を行うため、利用状況、景観等に応じた除草、外来種の
除去、芝刈り、施肥、灌水、樹木の剪定等を行うことにより、園内の植物が常に良好な状態にある
ように植物管理を行うとともに、公園利用者に怪我等がないよう適切な管理を行う。(詳細は、別
紙ー5「共通仕様書」及び別紙ー8「H25-27 国営滝野すずらん丘陵公園運営維持管理業務個別仕
様書(植物管理)」(以下「個別仕様書(植物)」という。)を参照のこと。)

第14条 業務実施体制

1. 国営公園の設置目的を達成し、公園利用者の安全・快適な利用サービスを提供するため、下記の
資格要件を備えている職員を配置するなど本業務を実現する業務実施体制を構築しなければならない。
なお、資格証明書の写しを調査職員等に提出する。
<事業者が保有する必要がある資格>
 - ・ 1級造園施工管理技士
 - ・ 索道管理技術者(再委託も可能とする。)
2. 日常管理業務に加え、公園利用者の案内や苦情・要望、事故・災害等非常時における緊急対応が
適切に行われるよう、一元的な管理体制を構築しなければならない。
3. 本業務全体のマネジメント及び企画立案、施設・設備維持管理、植物管理について業務別に業務
責任者を配置する。なお、本業務全体のマネジメント及び企画立案の業務責任者を総括責任者とし、
業務責任者による他業務責任者及び担当者の兼務を妨げない。ただし、収益施設等管理運営業務へ
の委託費の支出は認めない。収益施設等管理運営業務責任者と兼務する場合、収益施設等管理運営
業務とそれ以外の業務との従事割合等を明確に区別しなければならない。
4. 開園期間中は、第13条1)～3)の業務責任者のうち、少なくとも2名以上が勤務する体制と
すること。さらに業務責任者が勤務しない業務については、その業務に精通した者を勤務させるも
のとし、緊急対応を含め第13条1)～3)が円滑かつ迅速に行われる勤務体制をとること。なお、

やむを得ず業務責任者を2名以上勤務する体制をとることが一時的に困難となる場合には、緊急対応を含め、第13条1)～3)の業務が迅速かつ円滑に行われる勤務体制を確保した上で、事前に総括調査員の承諾を得ること。

5. この他、国庫に納入する入園料等の徴収業務を担当する経理担当者、及び救急対応を担当する者を配置するが、経理担当者は、刑法（明治40年法律第45号）、その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。
6. 北海道開発局札幌開発建設部から業務実施体制について点検を求められたときは、これを受けることを拒んではならない。なお、点検員は当該業務の調査職員等とする。

第15条 業務計画書

1. 総括責任者は、契約締結日の14日前までに、企画書にもとづく積算根拠となる詳細な工種、数量、月次の工程計画、体制を記載した「業務計画書」を調査職員等に提出し、承諾を得なければならない。
2. 「業務計画書」の策定にあたっては、運営維持管理の実務を通じた経験や知見、公園利用者からの意見・苦情・要望を踏まえた業務計画の変更の経緯、記録が確実に残る仕組みを構築し、「業務計画書」に記載する。
3. 維持管理運営の実務を通じた経験や知見、公園利用者からの意見・苦情・要望に基づく対応（別紙-27「苦情、要望等対応処理」参照。）について、年度内での変更が求められる場合は、「業務計画書」を随時修正する。
変更業務計画書の提出の必要の有無は内容に応じて調査職員等と協議する。
4. 四半期別必要経費内訳書には、「業務計画書」の変更がある場合は、その結果を反映した上で、数量、単価を記載し、積算根拠を明確にする。

<業務計画書に記載が必要な項目>

- ・ 年間管理運営計画（月別）
- ・ 年間行事計画書（月別）
- ・ 企画提案された実施方針（月別）
- ・ 業務実施体制（別紙-25「職員・臨時職員・アルバイト等の園内配置」参照。）
- ・ 業務実施のための管理機構及び職務分担
- ・ 実施計画
- ・ 四半期別必要経費内訳書（別添-2「国土交通本省委託契約取扱要領」参照）
- ・ 再委託承諾申請書（別添-2「国土交通本省委託契約取扱要領」参照）
- ・ 施設管理作業（建物管理、工作物管理、清掃、利雪等）
- ・ 植物管理作業
- ・ 公園内巡視作業
- ・ 門衛作業
- ・ 入園料徴収及び公園利用者への利用指導
- ・ 安全管理、安全確保、救急救護、防災計画、消防計画、災害時・異常時対策
- ・ 公園利用促進への取り組み（広報、行催事等の開催）
- ・ 市民参加による公園運営（ボランティア）
- ・ 環境への配慮

第16条 業務報告書

1. 事業者は、運営維持管理の実施状況と包括的な質や管理水準等の達成状況のモニタリングが確実にできるよう、報告書を調査職員等に月次、四半期ごとに定期的に提出する。
2. 事業者は、各年度の業務を完了した時は、遅滞なく、年度内に実施した運営維持管理実績の全てを報告書（正本1通、副本1通）に成果物を添えて提出する。
3. 経理状況に関する帳簿類は常に整理し、調査職員等からこれらに関する報告や実施調査を求められた場合には、速やかに調査職員等の指示に従い、誠実に対応する。
4. 本業務は電子納品（試行）対象業務とする。電子納品とは、上記業務報告書の最終成果のうち調査職員等が指示するものを電子データで納品する。

<定期報告で提出が必要な項目>

- 1) 「管理運営月報」「管理運営月報総括表」（勤務実績簿を含む）（提出期限は翌月の10日 別添様式-1）。
- 2) 「管理四半期報」（提出期限、四半期翌月の15日 別添様式-2）
- 3) 「連絡会議報告書」（会議終了後速やかに）
- 4) 公園内全施設の電気メーター検針表及び算定表（毎月初め）
- 5) 公園内全施設の水道メーター検針表及び算定表（毎月初め）
- 6) 公園内全施設のガスメーター検針表及び算定表（毎月初め）
- 7) 維持管理施設の灯油タンクの残量チェック・報告（適宜）
- 8) 貸与車両の稼働実績、燃料使用実績報告（毎月初め）（別紙-23-1「貸与車両の使用状況（日報）・維持管理状況」、別紙-23-2「リース車両の使用状況（日報）・維持管理状況」参照）
- 9) 月別業務執行調書（翌月10日まで）
- 10) 月別作業計画実績書（翌月10日まで）
- 11) 上記に係る代表的な作業写真（翌月10日まで）
- 12) 委託費経費別内訳報告書（翌月10日まで）
- 13) 上記以外の調査職員等が指定した報告事項（適宜）

<完了報告で提出が必要な項目>

- 1) 「完了報告書」（別添-2「国土交通本省委託契約取扱要領」参照）
- 2) 「精算報告書」（別添-2「国土交通本省委託契約取扱要領」参照）
- 3) 「残存物件報告書」（別添-2「国土交通本省委託契約取扱要領」参照）
- 4) 「事業評価報告書」（任意様式）
- 5) 「実施状況等の記録書」

<実施状況等の記録書に添付が必要な項目>

- 1) 作業日誌（別添-8「運営維持管理業務 作業日誌（案）」参照。）
- 2) 保守点検の記録
- 3) 作業実施数量の記録
- 4) 作業記録写真
- 5) 安全衛生点検の記録
- 6) 修繕等の記録
- 7) 上記以外で調査職員等が指示した報告事項（適宜）

<電子納品>

- 1) 電子データとは、「電子納品等運用ガイドライン」、「現場における電子納品に関する事前協議ガイドライン（案）」（以下「ガイドライン」）及び北海道開発局の「電子納品に関する手引き（案）」に示されたファイルフォーマットに基づいて作成されたものを指す。なお、書面における署名又は押印の取扱いについては、別途調査職員等と協議する。
- 2) 最終年度の業務を完了した時には、別に定める様式（電子媒体納品書）に署名・捺印の上、「ガイドライン」に基づいて作成した電子データをCD-Rで2部提出する。
- 3) 受発注者相互にCD-Rの内容を確認した上でCD-Rの受領を行う。
- 4) 「ガイドライン」で特に記載がない項目については、原則として成果を電子化して提出する義務はないが、調査職員等と協議の上、電子化の是非を決定する。
- 5) 上記によりがたい場合は、調査職員等と協議する。

第17条 記録の保存

報告書及び経理状況に関する帳簿類は、調査職員等の求めに応じて常に提出できるように、事業者において業務終了後5年間保存する。

なお、本業務の記録類については以下を最低限とする。

- ・作業実施数量等の記録
- ・保守点検の記録
- ・作業日誌
- ・安全衛生点検の記録
- ・修繕等の記録
- ・作業記録写真
- ・事業者における検査担当者が作業の完了を確認した記録
- ・その他、調査職員等が指示する記録

第18条 モニタリング業務

1. 事業者は、公園利用者からの意見要望を積極的に把握、評価し、業務に反映させるため、次の各号に掲げる調査を行い、その結果について調査職員等に報告する。

1) 利用実態調査

本公園において提供するサービスに対する公園利用者の評価について、アンケート等を実施するなど事業者の工夫により、確実に把握する。また、事業者は、利用実態調査を行う場合、その方法について、調査職員等と事前に協議した上で、調査を実施し、その結果は、即地的にも確認できるよう記録、集計・分析を実施する。

2) 本業務に対する自己評価

本業務に関して、利用実態調査結果と、その結果に基づいて、本業務に反映させるよう努めた事項について年度毎に適宜自己評価を行い、その結果を事業評価報告書にまとめ、調査職員等に提出する。

第19条 北海道開発局札幌開発建設部が行うモニタリング調査

1. 北海道開発局札幌開発建設部は、事業者で実施するモニタリング業務（本共通仕様書第18条）とは別に、本業務の実績を評価する調査を実施する。（別紙-13「利用実態調査アンケート」参照。）

2. 事業者は、本業務等の実施内容の評価が確実に実施されるよう、実施状況等の調査に協力する。

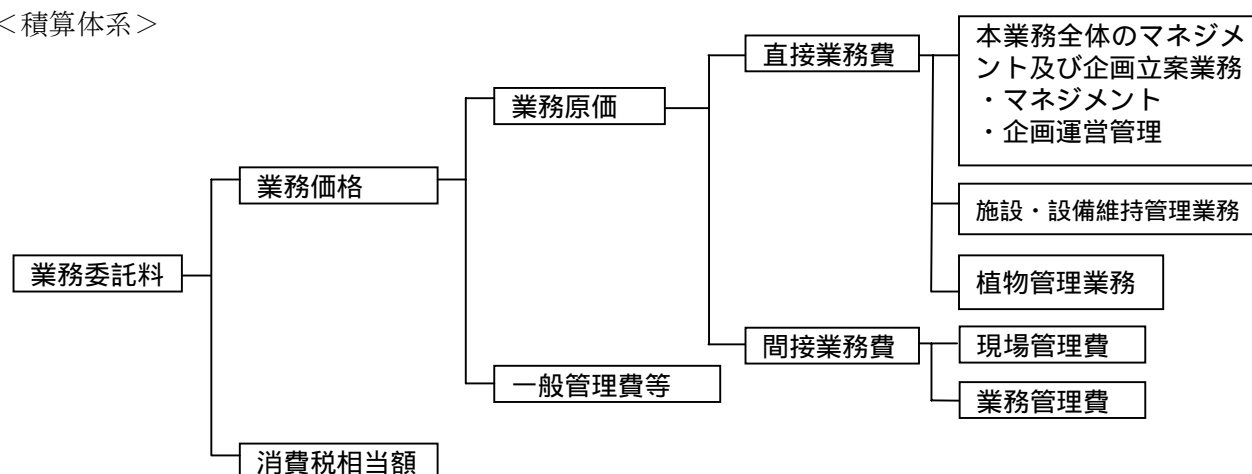
3. 調査は、個別仕様書等に示す管理水準や事業者から企画提案された実施方針の履行状況を確認する予定である。

第3章 委託費の支払い

第20条 委託費代金の支払い

1. 事業者は、提出した業務計画書に基づいて、運営維持管理業務を実施することにより、達成すべき質（本実施要項 1.3.1 参照）の確保に努めるとともに、個別業務の質（本実施要項 1.3.2 参照）の最低水準を確保しなければならない。
2. 北海道開発局札幌開発建設部は、上記の履行内容を確認し、検査したうえで、会計年度（4月1日から翌年3月31日まで）を基準とし、四半期毎に委託費を支払うものとし、その支払いは適正な請求書を受領した日から起算して30日以内とする。ただし、検査の結果、包括的な質及び個別業務の最低水準が確保されていない場合は、適切に業務を行うよう改善指示（業務の履行中を含む。）を行うこととし、事業者は要因分析を行い、業務改善計画書を提出し、承諾を得ない限り、委託費の請求はできない。なお、委託費の請求は、業務計画書及び各年度別四半期別必要経費内訳書に基づく、完了報告書、精算報告書、残存物件報告書による各年度の四半期における所要額とする。
3. 各年度の契約金額の確定額は、業務に要した経費の実支出額と各年度の契約金額の支払の限度額のいずれか低い額とする。
4. 委託費の支払いについては、会計法第22条、予算決算及び会計令第58条に基づく協議が整った場合において、事業者は委託費の概算払を四半期毎に請求できるが、業務の改善指示があった場合には、事業者は要因分析を行い、業務改善計画書を提出し、承諾を得ない限り、次の四半期の概算払に係る委託費の請求はできない。なお、委託費の請求は、業務計画書及び各年度別四半期別必要経費内訳書に基づく、各年度の四半期における所要額とする。
5. 事業者の運営維持管理の責任に拠らない事由により、業務実施前に事業者が作成した業務計画書をもとに設定した包括的な質及び個別業務の質の最低水準が未達成の場合には、委託費の減額を行わない。
6. 本業務の準備期間における経費は、委託費（一般管理費を含む）にて支出することはできない。
7. 各業務の積算体系は、以下のとおりである。

<積算体系>



※本社人件費（職員基本給、職員諸手当、退職手当等）、本社旅費（職員旅費）、本社庁費（職員厚生経費、備品費、消耗品費、通信運搬費、光熱水費、燃料費、印刷製本費、賃料及び損料、保険料、雑役務費等）、付加利益（法人税、地方税、株主配当金、役員賞与金、内部保留金、支払利息及び割引料、支払保証料その他営業外費用等）

第4章 公園内の安全管理

第21条 安全管理

1. 本公園における公園利用者の安全確保並びに快適な利用を図るため、本業務の履行にあたり、常に公園利用者の迷惑とならないよう十分注意するとともに、本公園の利用に関し必要な事項について、適切な措置・対応を行うなど、事業者の責任において常に善良なる管理を行う。なお、北海道開発局札幌開発建設部が定める公園利用規則等がある場合は、それに則った対応を図る。
2. 新型インフルエンザや鳥インフルエンザのように、重症化する恐れのある感染症等については、調査職員等と協議の上、消毒液を設置するなど、適切な措置・対応を行う。
3. 事業者は、本業務の履行にあたっては消防法に準拠するとともに、北海道開発局札幌開発建設部が定める消防計画・危険物予防規定を遵守する。
4. 事業者は、北海道開発局札幌開発建設部と協力し、火災・その他災害による物的・人的被害を軽減することを目的に、別途消防計画を作成する。なお、消防計画には、防火管理者等の担当者を明記する。(別添-17「国営滝野すずらん丘陵公園消防計画(案)」参照。)
5. 事業者は、施設を運営している期間中は毎月1回、施設の消防用設備等の自主検査を実施し、調査職員等に報告する。(別添-18「防火管理自主検査チェック表(案)」参照。)
6. 公園内について常に安全上の観点から観察を行い、異常を確認した場合、速やかに対応し、必要に応じ、調査職員等に報告する。安全管理には十分注意し本業務を履行する。(別添-9-1「危機管理マニュアル(案)(災害対策部運営計画)」、別添-9-2「滝野すずらん丘陵公園における事故対応について」参照。)

第22条 安全確保

1. 本業務の実施にあたっては、常に整理整頓を行い、危険な場所には必要な安全措置を講じ、事故の防止に努める。
2. 本業務を行う場所若しくは、その周辺に第三者が存する場合又は立ち入る恐れがある場合には、危険防止に必要な措置を調査職員等に報告の上、当該措置を講じ、事故の発生を防止する。
3. 設備に異常を認めた時は、危険防止に必要な措置を調査職員等に報告の上、当該措置を講ずる。
4. 万一、設備、機器等に事故その他、異常が発生したときは、必要に応じてその部分の運転を一時停止又は運転制限をする等の措置をした上、直ちに調査職員等に報告し、臨時に精密検査を行い、その原因を究明し、機能復旧に努めると共に、再発防止のための必要な措置をとる。
5. その他事故等が発生したとき、又はその恐れがあるときは、速やかに必要な措置を取り、事業者が作成した緊急連絡体制に基づき、次の各号に掲げる事項について、遅滞なく、書面等により調査職員等に報告する。(なお、北海道開発局札幌開発建設部が策定した事故等への対応計画、規定等がある場合は、それに則った対応を図る。)(別紙-24-1「危機管理対応実績・報告①(事故対応等)」参照。)
 - 1) 事故発生日時
 - 2) 事故発生場所
 - 3) 事故発生の原因
 - 4) 事故の程度
 - 5) 人身事故の場合は、医師の診断結果
 - 6) 事故処理の概略

7) 再発防止策等

第23条 救急対応

1. 事業者は、救急活動及びその報告に関するマニュアルを作成し、調査職員等に提出する。
2. 事業者は、調査職員等が指定する箇所に救急施設を配置し、そのうちの主たる箇所に開園中は看護師または普通救命講習修了者の資格を有した救急担当職員を配属し、救急活動に当たらなければならない。
3. 救急担当者は、救急活動を要する事態を認めたときは、公園利用者の急病や負傷には応急処置をとり、怪我等の状態によっては救急車両による搬送手配を行うなど、最も適切と思われる措置をとらなければならない。
4. 事業者は、前項の措置をとった場合は、その原因となる事項や処置内容等を正確に記録するとともに、その経過及び結果を速やかに別途定める様式により調査職員等に報告する。ただし、軽微なものについては、後日報告とすることができる。
5. 重大事故についてはただちに調査職員等に報告し、その指示に従う。
なお、重大事故とは公園管理又は公園施設に起因するか若しくはその恐れのある事故が起こった場合、または30日以上の治療を要する重傷者若しくは死者の発生する事故が起こった場合、さらに人的被害が発生しなくても、公園施設に起因する30日以上の治療を要する重傷者又は死者が発生する恐れがあった事故が起こった場合とする。(別添-9-2「滝野すずらん丘陵公園における事故対応について」を参照。)
6. 傷病者の発生に備え、日頃から研修・訓練等を行う。

第24条 災害時、異常時等の対応

1. 事業者は、災害防止等のために必要があると認められるときは、公園利用者の安全を確保し、迅速かつ的確に避難誘導を行うなど臨機の措置をとらなければならない。この場合において、閉園等の必要があると認めるときは、事業者はあらかじめ調査職員等の承諾を得なければならない。ただし、緊急上やむを得ない事情があるときは、この限りではない。(別添-9-1「危機管理マニュアル(案)(災害対策部運営計画)」を参照。)
2. 前項の場合においては、事業者は、そのとった措置の内容を調査職員等に速やかに報告する。
3. 台風、豪雨等の災害発生が予想される場合には、事前に土のう設置、雨水樋の詰まり防止のための落ち葉除去等を実施し、被害の軽減に努めなければならない。
4. 台風、豪雨等の災害発生時に調査職員等の指示した箇所の巡回、土のう等の設置等を行う。
5. 事業者は、夜間及び休園日において、異常を発見した場合は、必要に応じて警察、消防等の関係機関等に通報し、適切な措置を講ずるとともに、調査職員等に速やかに報告する。
6. 調査職員等は、災害防止や本業務の履行上特に必要と認めるときは、事業者に対して、臨機の措置をとることを指示することができる。
7. 調査職員等の指示により、災害時、異常時等の緊急を要する場合は、事業者は、迅速に必要な人員を確保し、適切な措置・対応を行う。(なお、北海道開発局札幌開発建設部が策定した災害発生等への対応計画、規定等がある場合は、それに則った対応を図る。(別添-9-1「危機管理マニュアル(案)(災害対策部運営計画)」を参照。))
8. 事業者は、事故や災害発生時等への対応のため、北海道開発局札幌開発建設部が定める危機管理

マニュアルに基づき、事業者の役割・行動・体制等を取りまとめた危機管理マニュアルを作成し、調査職員等と協議する。(別添－9－1「危機管理マニュアル(案)(災害対策部運営計画)」、別添－9－2「滝野すずらん丘陵公園における事故対応について」を参照。)

9. 事業者は、事故や災害発生時等には、前項において作成したマニュアルに基づき、公園の開園日、開園時間に関わらず、適切な措置・対応を行う。(別添－9－1「危機管理マニュアル(案)(災害対策部運営計画)」を参照。)
10. 災害時、異常時等の発生後は、園内の臨時巡視・点検を速やかに行い、安全を確認し、調査職員等に報告する。異常を確認した場合は、前項に基づき適切な措置・対応を行う。
11. 石狩中部地域において、大雨及び大雪警報が発令された場合、事業者は警報に係る連絡体制、点検計画等を速やかに調査職員等へ報告する。

なお、報告方法は電子メールにて行い、調査職員全員に送信する。

第5章 協議・調整等

第25条 北海道開発局札幌開発建設部の要請への協力

1. 調査職員等から本公園に関する調査、又は作業の指示等があった場合には、迅速、誠実かつ積極的な対応を行う。
2. その他、北海道開発局札幌開発建設部が実施又は要請する事業（例：緊急安全点検、防災訓練、安全パトロール、消防訓練、行催事、要人案内、公園に関する会議、監査・検査、視察、式典等）への参加・協力・実施を、積極的かつ主体的に行う。
3. 事業者（総括責任者、各業務責任者）は、毎月1回、北海道開発局札幌開発建設部が開催する公園関係者の国営滝野すずらん丘陵公園合同連絡会議、及び安全協議会・安全パトロールに参加する。国営滝野すずらん丘陵公園合同連絡会議では、前月分の運営状況、公園利用者からの意見等を整理したものについて報告する。また、利用促進に向けた議題についても協議する。なお、国営滝野すずらん丘陵公園合同連絡会議、及び安全協議会で使用した書類は、電子データとして、調査職員等へ提出する。
4. 事業者は、管理業務を円滑に実施するため、調査職員等及び管理運営に関係する者との情報交換や業務の調整を図る連絡会議を、定期又は不定期に開催する。なお、連絡会議には、第三者を参加させることができる。
5. 関係機関の立会検査又は調査がある場合は、事業者は調査職員等の指示により立会等に協力する。
6. 本業務の実務を通じた経験や知見、公園利用者からの意見・苦情・要望は、即地的にも確認できるよう記録、集計・分析した結果と本業務に反映させるよう努めた事項について、調査職員等に報告するよう、努める。

（参考：別紙－26「総括責任者による外部会議への出席」。）

第26条 別途工事等との調整

1. 北海道開発局札幌開発建設部の発注する別途工事又は業務（法定点検業務等）がある場合には、事業者は必要に応じて工事又は業務内容及び計画（変更を含む）に対して、本業務に関連する助言ならびに公園利用及び動植物の保護育成に関する調整を行う。
2. 北海道開発局札幌開発建設部が別途発注する施設保全業務等の実施に当たり、事業者は、点検等の実施時期の調整に協力する。電気設備の点検に伴う計画停電のときには、その対応については、調査職員等と調整する。

第27条 調査職員等との協議等

1. 事業者は、本仕様書に明記されていない事項又は本仕様書の内容について疑義を生じた場合は、調査職員等と協議すると共に、協議の内容を記録して調査職員等に提出し、確認を得る。
2. 業務責任者又は業務担当者は、本業務の実施方法等について必要がある場合は、調査職員等の指示を求めるほか、打合せを行い、その内容を記録して調査職員等に提出し、確認を得る。
3. 施設の運営維持管理に係る各種規程・要項を作成する場合や、追加開園等により契約期間中に業務内容が変更する場合、さらには、その他新業務への対応が必要な場合は、調査職員等と事業者の間で調整又は協議を行う。
4. 不測の事態又は疑問等が生じた場合は、速やかに調査職員等と協議する。

第28条 その他の協議・報告等

事業者は、本公園の管理・運営等で必要な以下の協議を適切に行い、結果等については、遅滞なく報告しなければならない。

- 1) 地元自治体、マスコミ等関係機関、ボランティア団体等との協議
- 2) その他園内施設の運営者との協議
- 3) 持込みイベント等の利用調整

第29条 官公署への連絡、届出

事業者は、官公署への連絡、届出手続きは北海道開発局札幌開発建設部に協力し、遅滞なくこれを処理する。また、事業者による工事等によって官公署への連絡、届出が必要となる場合は事業者において行う。

第6章 雑則

第30条 本業務の再委託

事業者は、本業務の実施に当たり、その全部を一括して、又は本業務における主たる部分を再委託することはできない。本業務における主たる部分は、次のとおりとする。

＜本業務における主たる部分＞

業務における総合的計画立案、業務遂行管理、入園料の收受及び納入、救急・災害時の統括管理、各業務手法の決定及び本業務履行者としての最終的な意思決定を行うための技術的判断等

- 1) 事業者は業務の一部を第三者に委託させようとする場合は、あらかじめ再委託の相手方の住所、氏名、再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性及び契約金額等について記載した書面を調査職員等に提出し、承諾を得なければならない。なお、再委託の内容を変更しようとするときも同様とする。
- 2) 事業者が北海道開発局札幌開発建設部に対して負う義務を適切に履行するため、事業者は再委託先の事業者に対し、実施要項 8.4.及び 8.6.に規定する事項その他の事項について必要な措置を講じさせるとともに、再委託先から必要な報告を徴収する。
- 3) 事業者が再委託先の事業者に業務を実施させる場合は、すべて事業者の責任において行うものとし、再委託先の事業者の責めに帰すべき事由については、事業者の責めに帰すべき事由とみなして、事業者が責任を負う。
- 4) 再委託等の承諾を行った際は、必要に応じて当該部分（再委託）に該当する経費についての領収書、明細書の写しの提出を求める場合がある。
- 5) 契約書第3条第4項で規定する「軽微な業務」とは、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレーズ、資料整理、計算処理、模型製作、和訳、参考書籍・文献購入、消耗品購入、会場借上等及び小規模な業務をいう。なお、小規模な業務とは、原則として契約金額 100 万円未満のものをいう。
- 6) なお、再委託の相手方は入札書の受領期限の日から開札の時までの期間に、北海道開発局札幌開発建設部から指名停止を受けていないこと。
- 7) 暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有している者に再委託してはならない。

第31条 保険の付保及び事故の補償

1. 事業者は、雇用保険法、労働者災害補償保険法及び健康保険法の規定により、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入しなければならない。
2. 事業者は、雇用者等の業務に関して生じた負傷、疾病、死亡及びその他の事故に対して責任をもって適切な補償をしなければならない。
3. 事業者は、自動車任意保険、施設賠償責任保険、動産総合保険の他、必要に応じて各種保険に加入する。

第32条 建築物及び機械器具等の無償貸与等

1. 建築物及び機械器具等の無償貸与

本業務の遂行に必要な、北海道開発局札幌開発建設部が保有する建築物及び機械器具等に限り、事業者は無償で貸与する。（別紙－20「提供物品一覧」、別紙－19「提供施設一覧表」参照。）提供

施設については事業者にて適正に管理する。なお、その取扱いについて、北海道開発局札幌開発建設部において定める規定等がある場合には、それに従う。

2. 残存する備品の取扱い

事業者は、本業務完了の際、残存する備品で北海道開発局札幌開発建設部がその費用を負担したもの（委託費で購入したものを含む）（別紙－2 1「購入備品一覧」参照。）について当該備品を北海道開発局札幌開発建設部に引き渡す。ただし、翌年度において当該業務に継続して使用されるものはこの限りではない。

残存する備品とは、本業務において管理上必要となった機械器具、その他の物品のうち、原状のまま比較的長期の使用に耐え、取得価格（消費税込み）が2万円以上のものをいう。また、北海道開発局札幌開発建設部より提供された2万円以下の備品については残数を報告する。（別紙－2 2「備品以外の残存物品一覧」参照。）

その他、残存する備品の取扱いについては、北海道開発局札幌開発建設部が定める規定等による。（別添－1 3「運営維持管理業務委託費で取得した備品の取扱いについて(案)」参照。）

3. 事業者は、北海道開発局札幌開発建設部の事務・事業に支障を来たさない範囲において、管理事務所内の施設の管理・運営業務の実施に必要な機器・設備等を持ち込むことができる。
4. 事業者が持ち込んだ機器・設備等については、北海道開発局札幌開発建設部の事務・事業に支障をきたすことのないよう適切な管理を行う。
5. 機器・設備等を持ち込み、電気工事等の措置が必要な場合は、調査職員等の承認を得た上で実施することができる。なお、必要な措置をした場合、施設の使用を終了又は中止をした後、直ちに原状回復をおこない、調査職員等の承認・確認を得なければならない。
6. 施設等運営者が機器・設備等を持ち込む場合は、事前にリストを調査職員等に提出するとともに、物品表示票を作成し持ち込む全ての機器・備品等に貼付し、常に管理しておく。（別添－1 2「運営維持管理業務に要する提供施設等取扱いについて」参照。）

第33条 本業務の引継

1. 事業者は、契約が完了するとき、又は解除になる場合には、調査職員等の立会の下、調査職員等が指示する者に対し、誠意をもって、円滑に事務の引き継ぎを行わなければならない。引き継ぎに当たっては、下記に例示するような必要な資料の作成及び提出を行い、必要な説明等を行う。ただし、契約が引き続き締結され、当該業務を継続する場合はこの限りではない。
 - 1) 建物や関連設備の鍵の場所、設備・機器等の各種マニュアル等、建物の管理に関する事項。
 - 2) 設備等設置における建物躯体や構造物への影響等に関して留意が必要な事項。
 - 3) 建物や設備、工作物等の老朽化等により、それら使用において、維持修繕上、留意が必要な事項。
 - 4) 継続的な地域連携イベント等において、運営日時の調整等、主催者や関係団体との連携、協力すべき事項。
 - 5) マスコミ等の連絡方法及び連絡先等、マスコミとの連携に関する事項。
 - 6) 委託期間中に作成したホームページや利用ガイド等のデータに関する事項。
 - 7) ボランティアの登録情報、連絡方法及び連絡先等、ボランティアとの連携に関する事項。
 - 8) 年間パスポートの登録情報等、公園利用者個人の情報の関わる事項。
 - 9) 芝生、草地等の管理区分図、希少種の生育場所等、植物管理に関する事項。

- 10) 遺失物等、通常実施すべき業務において、完了していない事項。
- 11) 施設の利用予約状況、都市公園法第5条、6条、12条に基づく申請及び許可の状況。
2. 不可抗力その他、北海道開発局札幌開発建設部や事業者の責めに帰することができない事由により管理の継続が困難となった場合は、調査職員等と事業者は管理の継続の可否について協議する。
3. 事業者は、業務の履行期限（継続して、契約した場合は除く）又は、契約が解除されるまでは、公園維持管理が円滑に実施されるよう業務実施体制（第12条記載）を維持する。
4. 履行期限後において補償すべき事態が発覚し、その原因が履行期間内の瑕疵等が明らかな場合は、その費用は事業者が負担する。
5. 新たな事業者に対し、平成25年1月から3月まで準備室を貸与する。準備室では、本業務に関する準備を行うものとし、準備室における光熱水費は北海道開発局札幌開発建設部が負担する。

第34条 情報公開

事業者は、文書の開示等の情報公開については、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（平成21年7月1日法律第66号）の規定に準じて取り扱うものとする。この場合、調査職員等と協議する。

第35条 調査等への対応

事業者は、北海道開発局札幌開発建設部が実施する事業者に対する立ち入り検査、指示等監督・検査に対して、誠意を持って対応する。

第36条 歩掛実態調査及び諸経費動向調査

本業務は、歩掛実態調査及び諸経費動向調査の試行業務であり、調査職員等より指示のあった場合、別途通知される調査要領等に基づき調査票の作成を行う。

調査票は、業務終了後速やかに調査職員等に提出する。又、調査票の聞き取り調査等を実施する場合にはこれに協力するものとし、調査票の根拠となった契約書等を提示する。

第37条 会計検査への対応

事業者は、会計検査院法第22条に該当するとき、または同法第23条第1項第7号に規定する「事務若しくは業務の受注者」に該当し、会計検査院が必要と認めるときには、同法第25条及び第26条により、会計検査院の実施検査を受けたり、同院から直接又は北海道開発局札幌開発建設部を通じて、資料・報告書等の提出を求められたり質問を受けたりすることがある。

第38条 愛称の使用

共同体で本事業を実施する場合、園内看板やチラシ等において、共同団体の愛称を設定の上で使用することができる。

第7章 コンプライアンス

第39条 守秘

1. 事業者は、業務上知りえた秘密については、第三者へ漏らしてはならない。
2. 事業者は、北海道開発局札幌開発建設部が定める『「国営滝野すずらん丘陵公園 運営維持管理業務」における情報セキュリティについて』に沿って、情報管理を適切に行う。
3. 事業者、若しくはその職員その他の本業務に従事している者又は従事していた者は、業務上知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。これらの者が秘密を漏らし、又は盗用した場合には、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成18年法律第51号）第54条により罰則の適用がある。

第8章 個人情報の取扱いについて

第40条 基本的事項

事業者は、個人情報の保護の重要性を認識し、本業務における事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第58号）第6条第2項の規定に基づき、個人情報の漏えい、滅失、改ざん又はき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

第41条 秘密の保持

事業者は、本業務における事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

第42条 取得の制限

事業者は、本業務における事務を処理するために個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。また、当該利用目的の達成に必要な範囲内で、適正かつ公正な手段で個人情報を取得しなければならない。

第43条 利用及び提供の制限

事業者は、調査職員等の指示又は承諾があるときを除き、本業務における事務を処理するための利用目的以外の目的のために個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

第44条 複写等の禁止

事業者は、調査職員等の指示又は承諾があるときを除き、本業務における事務を処理するために北海道開発局札幌開発建設部から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

第45条 再委託の禁止

事業者は、調査職員等の指示又は承諾があるときを除き、本業務における事務を処理するための個人情報については自ら取り扱うものとし、第三者にその取扱いを伴う事務を再委託してはならない。

第46条 事案発生時における報告

事業者は、個人情報の漏えい等の事案が発生し、又は発生するおそれがあることを知ったときは、速やかに調査職員等に報告し、調査職員等の指示に従う。本業務にかかる契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

第47条 資料等の返却等

事業者は、本業務における事務を処理するために北海道開発局札幌開発建設部から貸与され、又は事業者が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、本業務にかかる契約の終了後又は解除後速やかに北海道開発局札幌開発建設部に返却し、又は引き渡さなければならない。ただし、調査職員等が、廃棄又は消去など別の方法を指示したときは、当該指示に従う。

第48条 管理の確認等

北海道開発局札幌開発建設部は、事業者における個人情報の管理の状況について適時確認することができる。また、必要と認めるときは、事業者に対し個人情報の取扱い状況について報告を求め、又は検査することができる。

第49条 管理体制の整備

事業者は、本業務における事務に係る個人情報の管理に関する責任者を特定するなど管理体制を定めなければならない。

第50条 従事者への周知

事業者は、従事者に対し、在職中及び退職後においても本業務における事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

第51条 罰則

事業者は、正当な理由無く、又は、不正な利益を図る目的で個人情報を提供したり、盗用した場合は、法律に基づき罰則が科せられる。

**H25-27 国営滝野すずらん丘陵公園運営維持管理業務
個別仕様書**

【本業務全体のマネジメント及び企画立案業務】

平成 2 4 年〇月

第1編 総則

第1条 適用

本個別仕様書は、H25-27 国営滝野すずらん丘陵公園運営維持管理業務（以下「本業務」という。）のうち、本業務全体のマネジメント及び企画立案業務に適用する。

第2条 事業者の責務

事業者は、本業務全般について計画立案を行い、目標及び業務計画を策定し、その一元的管理方針のもとで、多岐にわたる業務を総合的な調整のもと、相互連携を保ち、適切に進捗管理を行いつつ実施しなければならない。

また、本公園の管理について創意工夫のある企画や効率的な運営等により、公園利用者の多様なニーズに応え、質の高いサービスの提供を図り、効果的・効率的な管理運営を目指さなければならない。

第3条 基本事項

1. 本業務は、マネジメント及び企画立案業務を総括する業務責任者の責任のもと実施する。
2. 事業者は、本個別仕様書によるほか、関係法令を遵守し、公園利用者への快適なサービスに努めるとともに、公共性に配慮し、都市公園の効用に資するよう適切に管理運営を行う。なお、本個別仕様書に記載のない事項又は本個別仕様書に疑義が生じたときは、その都度、調査職員等と協議する。
3. 事業者は、公園内を常に良好な状態とし、他の業務と相互連携を保ち、適切に進捗管理を行い、実施する。
4. 事業者は、公園利用者に対する案内及び緊急の対応等のサービスに努める。
5. 事業者は、スタッフの服装、作業用機械、器具、車両等については、公園にふさわしいものとし、イメージアップに心掛ける。
6. 業務責任者を含めた全てのスタッフについて、事業者が定める名札を作成し着用する。
7. 取材、行催事、ボランティア活動、工事、納品等通常の公園利用と異なる目的で入園する場合は、「国営滝野すずらん丘陵公園業務等入園規則」に基づき、公園利用者の安全と快適な利用を確保するとともに、事故を未然に防止し公園施設の保全を図るように努める。（別添－14「業務入園について」参照。）
8. 持ち込み可能な車種及び車両の運行については、「園内車両入園規則」に基づき、公園利用者の安全と快適な利用を妨げない運転・駐停車・作業態度等に努めるとともに、北海道開発局札幌開発建設部が発行する車両運行許可証を前面に提示し、許可証裏面の「公園内車両通行および作業心得について」を遵守して走行すること。（別添－15「国営滝野すずらん丘陵公園園内車両入園規則」を参照。）
9. 作業にかかる車両の持ち込みは最小にとどめ、公園利用者の迷惑とならない様、必要に応じ誘導員を配置するか、公園利用者の迷惑とならない場所へすみやかに移動すること。

第4条 その他

この仕様書によるもののほか、本業務全体のマネジメント及び企画立案業務の実施にあたり必要な事項は、調査職員等と協議の上定めること。

第2編 本業務の計画立案及びマネジメント業務

第5条 管理水準

本公園の運営維持管理全般について、目標及び業務計画を策定し、その一元的管理方針の下で、企画運営管理業務、施設・設備維持管理業務、植物管理業務等、多岐にわたる業務について総合的な調整のもと相互連携を保ちつつ、適切な進捗管理を行うとともに、入園料等の徴収事務、北海道開発局札幌開発建設部の実施する整備・修繕工事における実施方針の検討等の助言・調整、臨機の措置、その他本業務が円滑に行われるための諸業務を行う。

また、公園の入園料等は、国の収入となることに留意し、事業者は、これらの徴収事務を別に定める手続き等に沿って安全、適切に行う。

第6条 業務の計画立案

国営滝野すずらん丘陵公園の業務全般について、公園利用者に対するサービス向上を目指し、多岐にわたる各業務を円滑かつ効率的に実施するため、総合的な視点から運営維持管理全般の目標をさだめるとともに計画立案を行う。

第7条 マネジメント業務

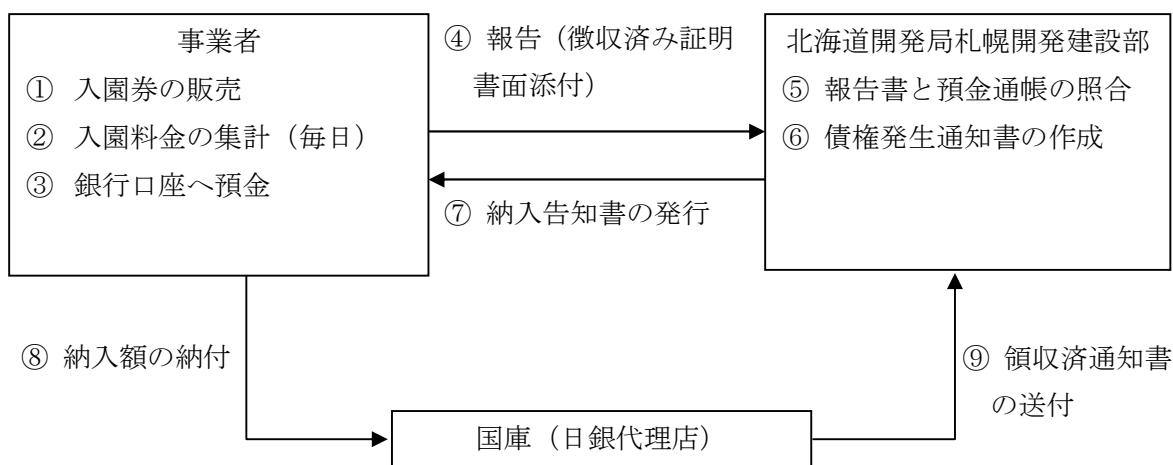
1. 別紙ー4「国営滝野すずらん丘陵公園運営維持管理基本方針」をふまえ、統一的な方針のもと、公園利用者に対するサービス水準を維持向上するため、多岐にわたる各業務について業務全般を俯瞰的に監理する。
業務全般の監理にあたっては、適宜、各業務における総合的な連携調整をはじめ、実施方法の決定、及び各業務の適切な進捗管理など、総合的な視点から国営滝野すずらん丘陵公園の運営維持管理全般のマネジメントを行う。
2. 北海道開発局札幌開発建設部が実施又は要請する事業（例：緊急安全点検、防災訓練、安全パトロール、消防訓練、行催事、要人案内、公園に関する会議、監査・検査、視察、式典等）への参加・協力・実施を、積極的かつ主体的に行う。
3. 本業務は、収益施設等の管理運営業務と連携しながら創意工夫やノウハウを発揮し、質の高いサービスの提供が行えるよう調整を行う。
4. 別紙ー12「公園利用者数（団体、パスポート含む）」に示された区分に基づき、毎日、公園利用者数を計測し、調査職員等に報告する。

第8条 入園料等の徴収

1. 事業者は、中央口、東口、滝野の森口の各ゲート及びその他調査職員等の指定する場所において、券売機を管理及び必要な消耗品の供給を行い、自動販売に係る入園券の作成及び販売をするとともに、入場ゲートにて入園券の手売り、改札を行うことで、所定の入園料金を徴収する。その際、つり銭、両替金を準備し、補充する。
2. 事業者は、「平成16年度国営公園入園料に係る制度の拡充について（照会）」の「1. 年間パスポート券」に基づき、中央口、東口、滝野の森口の各ゲート及び調査職員等の指定する場所において、年間パスポートの作成及び手売りを行い、所定の料金を徴収する。また、発行に時間を要する場合は、引換券を渡す等、適切な措置を講じる。なお、入園券を購入した公園利用者に対して、年間パスポートの販売を行う場合は、中央口、東口、滝野の森口の各ゲート及び調査職員等の指定す

る場所にて差額販売を行う。

3. 年間パスポート購入者の登録情報は、関係法令及び共通仕様書第8章に定める「個人情報の取扱いについて」に基づき、適切に管理する。
4. 年間パスポート購入者が、年間パスポートを不携帯の場合は、別途入園料の徴収は行わず、氏名等を登録情報と照合し、本人であることを確認した上で入園させる等、適切な措置を講じる。
5. シルバー券の利用者に対しては年齢を確認した上で入園させる等、適切な措置を講じる。
6. 事業者は、手売り入園券を作成する場合は、調査職員等の指示により作成し、調査職員等の確認を得た上でこれを販売するまでの間保管する。
7. 事業者は、毎月15日及び月末日までの徴収済みの入園料を集計し、徴収済みを証する書類を添えて調査職員等に書面により報告し、北海道開発局札幌開発建設部の所属歳入徴収官が発行する納入告知書により国庫に納入しなければならない。
8. 国庫に納入する入園料等は、事業者の他の口座とは別の口座（入園料等の専用口座）で管理を行うこととし、公園利用者数、日々の売り上げた券及び入園料は、毎日、集金及び集計し、他の経理区分と分けて帳簿等に記入し、管理する。なお、入園料を徴収した後、国庫に納入するまでの間の管理責任は事業者にあるものとする。
9. 入園料と駐車料金等その他の料金を同時に徴収する場合、入園料については前項に掲げる事項に基づき適切に管理する。
10. 身障者・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳を提示された方とその付き添いの方1名は無料入園ができるので、必要な書類の確認を行う等適切な措置をとる。



※事業者の銀行口座で発生する利息については、年2回事業者から国に報告し、⑤～⑨の手続きを行う。

第9条 その他国庫に納入する収入

事業者は、前条の入園料等の徴収に付随して発生する収入が発生したときに、その内容を証する書類を添えて調査職員等に書面により報告し、国の発行する納入告知書により国庫に納入しなければならない。なお、その他の収入が発生した後、国庫に納入するまでの間の管理責任は事業者にある。

第10条 保険の加入

万一の事故に備えて、動産総合保険（園内における保管・輸送を対象）に加入する。

第11条 繁忙日対応

行催事の実施計画や過年度の利用者数の状況の把握等から、事前に繁忙日や利用者数を予想し、調査職員等や関係者との協議・調整、適切な人員配置及び駐車場の早期開場の検討等、事前準備を含めた対応を行う。

第12条 公園利用者会議の開催

1. 事業者は、当該年度の運営維持管理結果を次年度の運営維持管理計画に反映させることを目的とした会議を開催する。
2. 開催時期および会議の構成員は、有識者、公園関係者、利用者代表等とし、事前に調査職員等と協議の上、調整する。

第3編 企画広報

第1章 行催事・利用プログラム企画運営

本章において、「行催事」・「利用プログラム」は北海道開発局札幌開発建設部の主催により行うものをいう。

第13条 目的

行催事は、本公園の特性を活かし、公園の周知や利用促進のため、公園利用者の利用のきっかけを提供するサービスである。

利用プログラムは、公園の施設を活用し、公園利用者に対するサービス水準の向上の一環として提供されるサービスである。

事業者は、公園利用の増進に加え、公共施設としての公園の目的・機能を発揮するために行われる行催事や利用プログラムについて、企画立案、開催・運営等の一連の作業をノウハウや創意工夫を発揮して行う。

また、上記行催事のほか、北海道開発局札幌開発建設部の許可を受けて独立採算により開催する行催事については自主事業として取り扱う（別紙-9「H25-27 国営滝野すずらん丘陵公園運営維持管理業務収益施設等管理運営規定書」参照。）。

なお、第3者が展示会等を行う場合の行為については、都市公園法第6条、第12条に基づく北海道開発局札幌開発建設部の許可が必要であるため、事業者は、本仕様書第20条に示す手続きフローに従い、適切に対応する。

第14条 管理水準

1. 行催事・利用プログラムの管理水準

1) 行催事

事業者は、北海道開発局札幌開発建設部主催の行催事を適切に実施し、公園の設立趣旨の達成及び利用の促進に寄与する。

行催事は以下の4つの大型主催イベントを想定しているが、下記以外の行催事についても適切に行う。

- ・チューリップ・すずらんフェスタ（6月頃）
- ・ラベンダーフェスタ（7月頃）
- ・コスモスフェスタ（9月・10月頃）
- ・滝野スノーフェスティバル（2月頃）

2) 利用プログラム

事業者は、計画に基づく利用プログラムを適切に実施し、公園の設立趣旨の達成及び利用の促進に寄与する。

利用プログラムは、本公園の基本方針に即した、事業者が主催する10人程度以上を想定した体験系、コンテスト系、展示系、講習会系の4つのプログラムで、入園者に対するサービス水準向上の一貫として提供されるサービスとする。

2. その他の留意事項

本公園はシーニックバイウェイの「札幌藻岩山麓・定山溪ルート」の登録団体であるため、事業者はシーニックバイウェイの活動への参加・協力に留意して、行催事・利用プログラムの企画運営を行

う。

第15条 年間行事計画の作成

事業者は、共通仕様書第15条に示された年間行事計画を作成する際は、調査職員等と協議する。

第16条 行催事・利用プログラムの企画立案

行催事・利用プログラムを円滑に実施するために、開催目的、手順、内容、工程、実施体制、開催効果、予算書等について企画立案し、その内容について調査職員等と密接に連絡調整する。(別添-20「行催事・利用プログラムについて」参照。)

第17条 行催事・利用プログラムの開催・運営

行催事・利用プログラムの開催・運営は、それぞれの目的に沿って、その効果が十分に発揮されるよう、入念な事前準備を行った上で、公園利用者のサービスや満足度の向上に寄与するよう行う。(参考：別紙-14-1「行催事一覧」、別紙-14-2「利用プログラム一覧」。)

また、行催事・利用プログラムの開催にあたっては、次の各号に掲げる事項に留意する。

1) 官公署への連絡、届出

必要に応じ、警察・消防等行政機関との協議のほか、許認可の必要な事項について手続きが欠落しないよう注意する。

2) 事故防止対策

共通仕様書第4章各条に掲げる公園内の安全管理に留意するほか、特に参加者の誘導整理、救護、緊急連絡など、事故防止対策には注意する。

また、大型の行催事・利用プログラムの主催時には、必要に応じて、物的措置及び専門の警備員の配置も含めた措置を講じ、安全確保に努める。

なお、けが人、病人などが発生した場合は、適切に対処し、調査職員等に報告する。

3) 災害発生時の対応

台風、豪雨、雷等の災害発生時は、行催事・利用プログラムの開催の可否の判断を行うとともに、迅速に必要な人員を確保し、行催事・利用プログラムの参加者を安全な場所に誘導する等、適切な措置・対応を行う。

4) 保険の付保及び事故の補償

参加者の不慮の事故に備え、必要な場合には損害保険に加入する。

5) 地域連携の継承(行催事)

大型主催イベントについて、地域連携を継承していく。(別添-19「3年継続しているイベント連携・連携先」、別添-20「行催事・利用プログラムについて」参照。)

6) 希少な生き物が生息するエリアの利用について

野牛沢川の沢付近など、希少な生き物が生息・生育するエリアの利用時は、「滝野の森ゾーン(西エリア)植物維持管理計画書」(別添-42)を遵守する。

第18条 提出書類

事業者は、別添-20「行催事・利用プログラムについて」に示した大型主催イベントや利用プログラムについて、準備作業開始の1週間前までに下記の書類を調査職員等に提出する。

1. 詳細な実施計画書
2. 予算書（支出項目内訳）

第19条 その他

1. 行催事・利用プログラム開催の前に、園内の施設工作物及び樹木等を損傷しないように注意し、公園内施設等に対する損傷や支障を与えないように養生を行う。また、行催事・利用プログラム終了後は、養生材や工具の撤去、床、壁、機器、開催場所周辺の清掃を行う。
2. 行催事・利用プログラムの実施に際しては、園内の施設工作物及び樹木等を損傷しないように注意する。また、行催事・利用プログラムの実施中は、服装、言動等に注意し、公園利用者に不快感を与えないよう留意する。
3. 行催事の実施場所については、公園利用重点調整区域（別添－45）及び実施当日の公園利用者の安全誘導、公園の美観維持が特に重要となる園路、広場での実施は原則として行わない。
4. 行催事・利用プログラムの実施に必要な仮設物の準備、撤去等に当たっては、安全管理に十分注意し施工する。
5. 本仕様書に定める行催事・利用プログラムの実施に当たり、必要な原材料費等相当程度の参加費を参加者より徴収することは妨げない。但し、実施に当たっては、調査職員等に事前に承諾を得た上で徴収するものとし、その徴収額と経費については、本業務の会計とは別に帳簿等を取りまとめ、調査職員等に報告する（別添－20「行催事・利用プログラムについて」参照）。

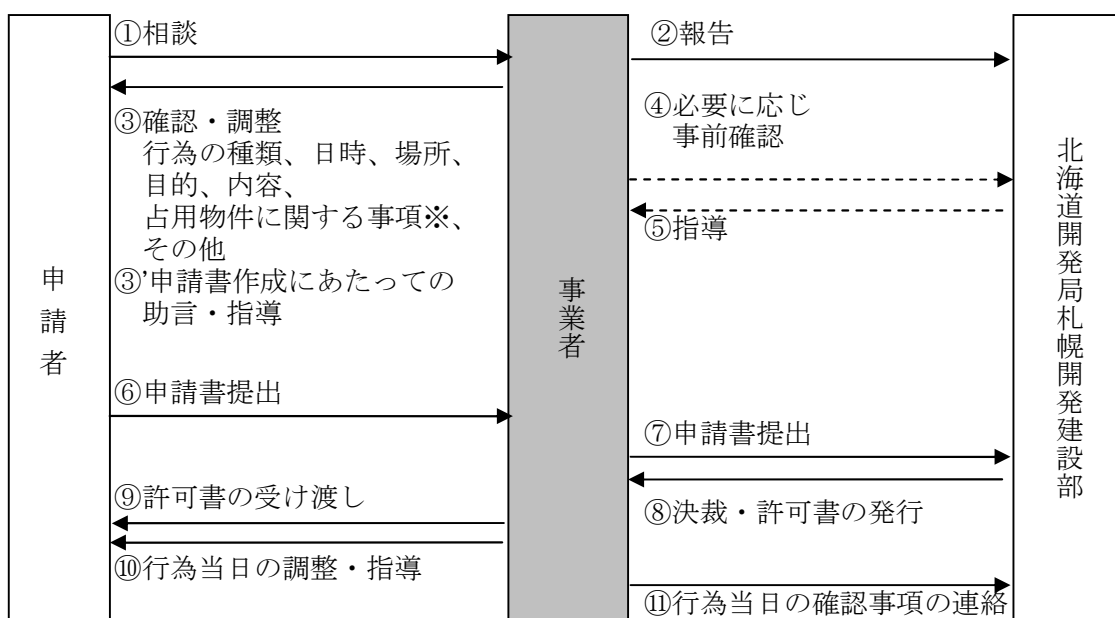
第2章 行為の許可申請の調整等

第20条 行為の許可申請の調整等

主催以外で、都市公園法第12条に基づき第3者が本公園内で実施を希望する行催事等（競技会、集会、ロケーション、展示会、その他。以下、「持込イベント」という。）の開催に際しては、共通仕様書第28条に示す協議・報告を行うなど、調査職員等の指示に従い、必要な調整を行う。

- 1) 事業者は、利用者からの持込イベントの相談窓口として、日時、規模、内容、建物使用料及び土地使用料が発生するかどうか等を確認・調整するとともに、その概要を調査職員等に報告する。
- 2) 申請者から相談を受けた場合は調査職員等への事前確認を行った上で、他の利用形態等との調整を経て、持込イベントについて事業者と調査職員等間で確認・調整する。なお、必要に応じて、調査職員等も入りイベント主催者と調整を行う。
- 3) イベント主催者側から、事業者を通じ調査職員等に対し必要書類の提出を受ける。（別添－6「設置・管理許可申請書」、別添－16「団体、持込イベント、ロケーション、施設占用利用の手続き」参照。）
- 4) 北海道開発局札幌開発建設部は、都市公園法等に基づく許認可と、建物使用料及び土地使用料の徴収などを行う。
- 5) 事業者は、イベント開催時に実際に占有が発生したかどうかを確認し、調査職員等に報告する。
- 6) 事業者は、持ち込みイベントが申請に基づく開催内容だったかどうかを確認し、調査職員等に報告する。

<都市公園法第12条に基づく行為の許可に関する手続きフロー>

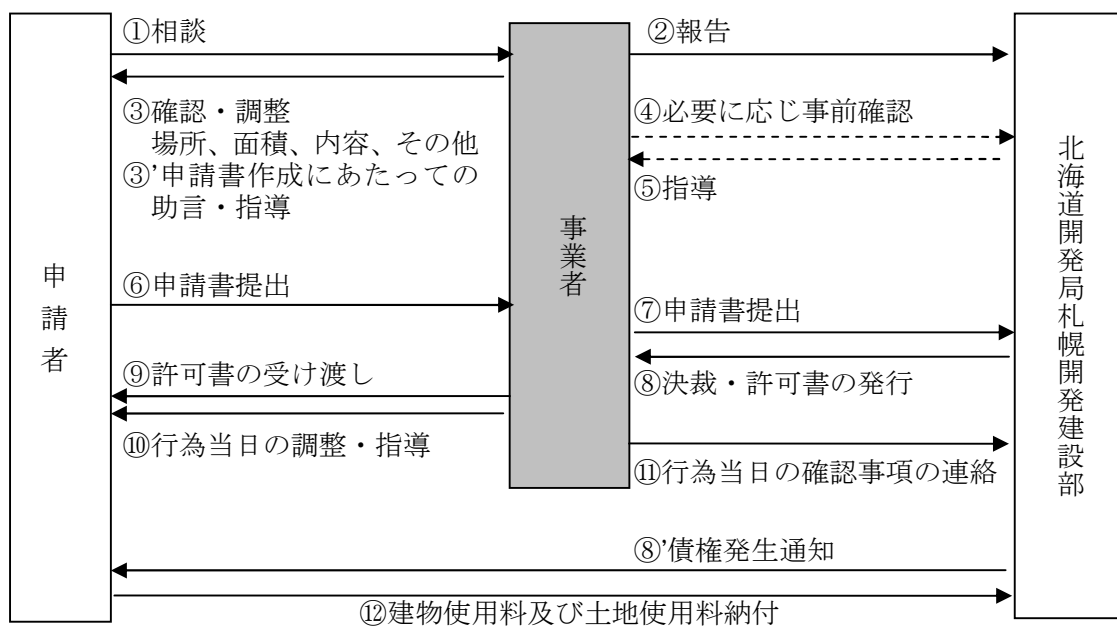


※占有物件が発生する場合は、別途都市公園法第6条に基づく許可申請と、建物使用料及び土地使用料の徴収が発生する。（建物使用料及び土地使用料徴収事務は北海道開発局札幌開発建設部による）

行催事において、占有物件が発生する場合は、都市公園法第6条に基づく北海道開発局札幌開発建設部の許可が必要であるため、事業者は、下記に示す手続きフローに従い、適切に対応する。な

お、その際に発生する建物使用料及び土地使用料の徴収については、別途北海道開発局札幌開発建設部で行う。

<都市公園法第6条に基づく占用の許可に関する手続きフロー>



※原則として都市公園法第12条に基づく行為に関する許可を前提とする（例外あり）

（別添－16「団体、持込イベント、ロケーションの手続き」参照。）

第3章 公園ボランティア活動の支援・調整

第21条 管理水準

市民のボランティア活動を促進するため、事業者は既存のボランティア活動の実態を把握し、ボランティアとの連携を図り、ボランティアが円滑に活動できるよう側面的に支援するとともに、活動の調整を行う。

側面的支援の一環として、各ボランティアについて、研修を以下の回数以上実施する。

ボランティア名	研修回数
滝野公園フラワーガイドボランティア	5回/年
滝野の森クラブ	5回/年

第22条 ボランティア活動の内容

ボランティア活動は次の各号のとおりとする。

1. 清掃
2. 草刈
3. 花壇の整備・管理
4. 遊具の塗装
5. その他、公園の維持・管理・運営に関すること

ボランティア活動の内容は、以下の表のとおりである。(別添-21「滝野公園ボランティア規約」、別紙-14-3「市民参加活動一覧」参照。)

ボランティア名	活動内容	登録者数
滝野公園フラワーガイドボランティア	<ul style="list-style-type: none"> ・園内みどころの案内 ・植物に関する各種の情報の提供 ・公園に関する各種の案内や禁止事項の周知 	34名
滝野の森クラブ	<p>森林ガイドボランティア</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ネイチャーガイド ・スノーシューガイド <p>森づくりボランティア</p> <ul style="list-style-type: none"> ・森林管理作業の補助 ・世話人は代表世話人を補佐し、メンバー相互の連絡調整を図り、活動の円滑な運営に努めるための業務を行っていただきます。 <p>インタープリターボランティア</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境学習プログラムの企画・実施 <p>遊びの達人ボランティア</p> <ul style="list-style-type: none"> ・冒険遊び場きのたんの森の運営補助 <p>滝野の森クラブ全体</p> <ul style="list-style-type: none"> ・その他、本クラブに関係する活動 	47名

※ 平成24年3月末現在

第23条 新たなボランティア活動の実施に関わる規約案の作成

事業者は、新たにボランティア団体を設立する場合、当該団体に係る規約案を作成し、調査職員等と協議する(別添-21「滝野公園ボランティア規約」参照)。

第24条 調査職員等との協議等

1. 事業者は、公募により組織されたボランティア団体については、滝野公園ボランティア規約（案）例に基づき、ボランティアの募集及び窓口等の業務を行う。
2. 事業者は、滝野公園ボランティア規約（案）例に基づき、調査職員等と協議の上、ボランティアの登録、個人情報の管理、年間活動計画の策定、当該年度のボランティア活動の報告を行う。

第25条 ボランティア登録の手続き

1. 前年度の活動者が引続き活動しようとする場合は、その年度の活動計画について、調査職員等に申出する。
2. 調査職員等は、第1項又は前項の申出があった場合、申出者と活動計画等について協議し、登録の可否を決定する。

第26条 ボランティア登録の抹消

北海道開発局札幌開発建設部は、次の各号に該当する事実が発生した場合は、登録を抹消することができる。その際、事業者は、ボランティア登録の抹消に関する窓口業務や連絡、調整等を行う

- 1) 登録者より登録取消しの申出があったとき
- 2) 登録者の所在が不明となり、連絡不能となったとき
- 3) 登録者がボランティアとして不適格であると認められるとき

第27条 活動報告

事業者が登録者からその年度におけるボランティア活動の報告をとりまとめ、調査職員等へ報告をする。

第4章 広報

第28条 管理水準

公園の利用促進や適正な利用の確保のため、ホームページの維持・更新や園内マップの作成・配布等、各種広報を適切に行う。

第29条 年間広報計画の作成

事業者は、ポスター、チラシ、パンフレット、園内マップ等の広報の展開に関する年間広報計画を調査職員等と密接に連絡調整した上で策定する。

第30条 提出書類

事業者は、ポスター、チラシ、パンフレット、園内マップ等の広報の展開について、準備作業開始の1週間前までに下記の書類を調査職員等に提出する。

1. 詳細な実施計画書
2. 予算書（支出項目内訳）

第31条 ポスター、チラシ等作成

事業者は、年間広報計画に基づき、ポスター、チラシ、パンフレット・園内マップ等を作成し、園内で配布や掲示等を行う。（別紙ー28「紙媒体発行実績（種類、部数）」参照。）

第32条 情報提供

事業者は、本公園の施設、自然・歴史・文化等の資源、行催事、広域観光等について、テレビ、ラジオ、雑誌、新聞等の各種媒体や記者クラブへの情報提供を行う。（別紙ー15「広報・報道実績」、別紙ー29「記者投込み実績」参照。）

第33条 広報に係る素材等

1. 事業者は、本公園のロゴ（名称）及びホームページアドレス等を入れた広告媒体を、調査職員等と協議の上、作成することができる。
本公園のロゴ（名称）等は「PARK IDENTITY MANUAL」（別添ー22）に従って使用する。
なお、本業務の成果及び本業務の実施の過程において、派生的に生じた著作権、特許権及び実用新案権等の無体財産権については、北海道開発局札幌開発建設部が承継する。
2. 事業者は、北海道開発局札幌開発建設部が提供したパンフレット等の電子媒体を、調査職員等と協議の上、使用することができる。なお、提供した電子媒体について修正等を行った場合は、契約の終了後又は解除後、速やかに修正した電子媒体を調査職員等に提出する。

第34条 取材・視察等への対応

テレビ局・新聞社等からの取材等及び行政機関等からの視察について、対応・協力を行う。
なお、いずれの場合も事前に調査職員等に連絡し、指示を受ける。
また、調査職員等への連絡については、即時性が求められる通常時の取材等の場合は事後報告を行うこととするが、視察の場合や、事故発生時等の広報対応は事前協議を行う。

第35条 公開場所

ホームページによる情報発信は、公園の公的名称を使用し、原則として調査職員等が指定するレンタルサーバーに格納して公開することとし、レンタルサーバー管理会社にサーバー維持管理費を支払う。

第36条 ホームページによる情報発信

1. 事業者は、本公園のホームページ上で発信する情報について、共通仕様書第8章に定める「個人情報の取扱いについて」及び北海道開発局札幌開発建設部が定めるプライバシーポリシーに基づいた適正な内容であることを事前に確認する。
2. ネットワークのシステム管理者は、情報（掲載する文書、図画、写真及び音楽など）における著作権等の知的所有権に配慮する。
3. 他人の著作物を本公園のホームページに掲載する場合には、事前に著作権者の許諾を得る。
4. 本公園のホームページは原則として一つとし、収益施設や行催事等で作成したホームページは公園ホームページからアクセスできるようリンクを貼る。ただし、これらによりがたい場合は、別途調査職員等と協議する。

第37条 掲載情報の更新・修正・訂正

1. 事業者は、国営滝野すずらん丘陵公園ホームページについて、施設情報や行催事・草花等、随時更新される公園情報についてホームページデータを作成し、サーバーデータの更新を行う。本業務の成果及び本業務の実施の過程において、派生的に生じた著作権、特許権及び実用新案権等の無体財産権については、北海道開発局札幌開発建設部が承継する。
2. 事業者は、個人に関する掲載情報について、本人又は保護者から内容の訂正又は削除の要請を受け、必要と認めた場合には、訂正等の措置をとる。
3. 事業者は、国営滝野すずらん丘陵公園ホームページであるとの誤解を与える内容の他のホームページを発見した場合には、訂正等必要な措置を求める。
4. 事業者は、本公園のホームページの情報が常に新しいものとなるよう更新に努める。

第38条 その他

1. 事業者やその関係者が私的に作成・開設するホームページ（及びブログ、プロフ、SNSを含む）は、国営滝野すずらん丘陵公園ホームページであるとの誤解を与えないよう配慮するとともに、職務上知り得た情報を掲載しない。
2. 事業者は、月1回アクセス解析を行い、その結果を調査職員等に報告する。（別紙-16「ホームページアクセス件数」参照。）
3. この仕様書によるもののほか、国営滝野すずらん丘陵公園ホームページの運用に関し必要な事項は、事業者が調査職員等と協議の上定める。

第4編 利用サービス等

第1章 公園利用者への利用指導等

第39条 管理水準

事業者は、健全な公園利用の増進を図るとともに、安全快適な利用のため、利用上の注意などの公園利用者への利用指導、日常点検、に関する業務全般を行う。

第40条 公園利用者への利用指導

1. 事業者は、公園利用者への利用指導のために必要な人員数を各所に適宜配置する。
2. 遊具が正しく利用されているか、監視及び遊具周辺の巡視を行う。
3. マウンテンバイクコース等において事故が発生した時、またはその恐れがあるときは、直ちに必要な措置をとる。
4. 公園の利用に関する規則から逸脱している者、他の公園利用者に著しく迷惑をかける者等については、指導を行う。なお、指導に従わないものに対しては、総括責任者が退園を命じることができるものとする。
5. ペット同伴者のマナー遵守や他の公園利用者とのトラブルが発生しないよう、ペット同伴者の注意事項の配布や適切な掲示、利用指導等を行う。(別添-23「ペットをお連れのお客様へ」参照。)
6. 虹の巣ドーム、こどもの谷等において、多くの利用者数が予想される等の平常時とは異なる対応が必要な場合は、監視員を配置し利用指導を行う等、利用者の安全を確保するとともに、事故を未然に防止するように努める。

第41条 日常点検

遊具とその周辺の外観を目視、触診を行い、部材の腐食、亀裂、トゲ、ささくれ、変形、ボルトの脱落、摩耗等の施設の変形や異常の有無を点検する。別添-33「日常点検表」を参考にし、点検表を作成の上、実施する。

対象施設

- | | |
|-------------------------|---------------------------|
| (1) 森の回廊 | (14) こもれびネット |
| (2) 鳥の巣デッキ | (15) 森の隠れ家 |
| (3) 鳥の巣デッキB(森の回廊鳥の巣デッキ) | (16) りすの散歩路 |
| (4) スイングボール | (17) オートリゾート滝野木製遊具※ |
| (5) きりかぶ迷路 | (18) オートリゾート滝野コンビネーション遊具※ |
| (6) 木材飛ばしA/B | (19) オレンジエッグ |
| (7) 光の遊具 | (20) フワフワエッグ |
| (8) 木登りネット | (21) マウントコニーデ |
| (9) 森の吊橋 | (22) 虹の巣ドーム内虹の巣ネット |
| (10) こかげネットA/B | (23) ねずみのみち |
| (11) トロッコ橋展望台前滑り台 | (24) ローラー滑り台 |
| (12) ゆらゆらきのこ | (25) 溶岩滑り台 |
| (13) メロディーきのこ | |

第2章 公園利用者等へのサービス業務

第42条 管理水準

事業者は、公園利用者等が快適に楽しめるよう、電話対応、園内放送、障がい者・高齢者等の補助、各種掲示物の管理、見学者等への対応等、公園利用者への十分なサービスの提供とそのための準備を行う。

また、公園利用者等に不快と感じさせるような行動、言動、身なりをしてはならない。

業務遂行に当たっては、常に公平なサービスの提供に努め、特定の個人や団体に有利あるいは不利な扱いとならないようにする。

第43条 公園利用者等への利用案内

1. 事業者は、公園利用者への利用サービスのために必要な人員数を各所に適宜配置する。
2. 園内の概要、見頃の花や開催するイベント等の基本情報を収集し、案内所にて公園利用者の問い合わせに対応する。また、電話及びメール等での問い合わせに対しても同様に対応する。なお、必要に応じて各部署に確認し又は引き継ぐ。
3. 公園利用者等の苦情については、誠意を持って適切かつ迅速に対応し記録する。(別紙ー27「苦情、要望等対応処理」参照。)
4. 園内での迷子、呼び出し、イベント告知等の園内放送を行う。
5. 運営管理業務において作成する園内案内マップを希望する公園利用者等に配布する。
6. 園内掲示板、掲示物を適切に管理する。
7. 障害者及び高齢者等の補助を行う。
8. 公園利用者の利便性向上のために車椅子、ベビーカー、リヤカー、双眼鏡の貸出しを行う。(別紙ー30「公園利用者に無償で貸与している物品一覧」参照。)

第44条 団体利用調整

1. 団体での公園利用者の誘導、バス等車両の停車場所への誘導を行う。
2. 団体での広場使用について、調整を行う。
3. 雨天時には、団体利用の適切な誘導や集合、休憩場所の確保、利用内容やスケジュールの変更への助言等支援を行う。

第45条 出改札

1. 券売機の管理を行い、入場ゲートにて改札を行う。
2. 年間パスポートの販売を行う。(別添ー24「パスポート発行」参照。)
3. 園内案内マップを来園希望者等に配布する。
4. 入園者数を計数し、記録する。
5. つり銭、両替金を準備し、補充を行う。
6. 売り上げた券、収入金について、帳簿等に記載し、管理する。

第46条 拾得物、残置物の処理

1. 事業者は、公園内で遺失物を発見した場合は、遺失物法に従い適正に処理する。
2. 事業者は、拾得物の台帳を作成し、原則として所轄の警察に届ける。
3. 事業者と契約した者及び従業員等が、公園内において他人の紛失した物件を拾得した時は、速やかに事業者に届けるように指導する。
4. 事業者と契約した者及び従業員等は、遺失物法に規定する報労金は受け取る権利及び一切の権利を放棄する。
5. 拾得物に当たらない残置物を発見した場合には、その処分方法等について調査職員等と協議する。

第3章 ロープトウ(そりゲレンデ)の運営管理

第47条 管理水準

事業者は、そりゲレンデの利用者がロープトウを安全かつ快適に支障なく利用できるよう、運営管理を行う。(別添-35「国営滝野すずらん丘陵公園ロープトウ取扱説明書」を参照。)

なお、ロープトウの設置撤去、安全点検および利用料金を徴収する場合の料金徴収業務は収益施設にて行う。

第48条 開設期間・時間及び休場日

開設期間・時間及び休場日は、本公園の冬季開園日時に準ずる。ただし、天候の状況(荒天、積雪等)により、施設を一時使用中止することができる。

第49条 施設等の運営管理

- 1) 事業者は、公園利用者が故意又は過失によりロープトウの施設、設備及び備品等を破損、損傷又は滅失させたときは、すみやかに調査職員等に報告する。
- 2) 事業者は、ロープトウ(そりゲレンデ)の利用規則を設定し、看板にて周知する。
- 3) 施設をクローズするときは、受付を中止し公園出入口部及び駐車場出入口部にクローズする旨の看板を掲げる。

第4章 パークゴルフ場コースの運営管理

第50条 管理水準

事業者は、公園利用者がパークゴルフ場を安全かつ快適に支障なく利用できるよう、運営管理を行う。

第51条 開設期間・時間及び休場日

開設期間・時間及び休場日は、公園の開園日時に準ずる。ただし、天候の状況(荒天、台風、雷等)により、施設を一時使用中止することができる。その場合は、遅滞なく、調査職員等へ報告する。

第52条 開設の準備

1. 3月中旬から積雪状況を把握のうえ適時融雪剤を散布して、コースの融雪を促進する。
2. 開設日までにティーグランドマーカー、ホールカップ、カップピン、案内看板等のコース備品を取り付ける。

第53条 施設等の運営管理

- 1) 事業者は、パークゴルフ場の敷地のほか、コースの設備、備品等の点検・整備、安全対策を講じる。
- 2) 事業者は、公園利用者が故意又は瑕疵によりパークゴルフ場の施設、設備及び備品等を破損、損傷又は滅失させたときは、すみやかに調査職員等に報告する。
- 3) 事業者は、パークゴルフ場の利用規則を設定し、看板にて周知する。
- 4) 施設をクローズするときは、受付を中止し公園出入口部及び駐車場出入口部にクローズする旨の看板を掲げる。

第54条 その他

- 1) 施設閉鎖後は、ホールピン等の撤収を行い、物置等に保管する。なお、ティー台が損傷している場合は、来年開設までに補修又は作製する。
- 2) コース内にある防球ネット等の設備については、定期的に点検し安全確保に努める。

第5章 園内巡視

第55条 管理水準

公園利用者の安全利用の確保、公園利用者への利用サービス及び公園施設の点検確認を行うため定期的に園内巡視を実施する。また、災害事故等不慮の事態に備え、緊急の処置を取る。

第56条 巡視業務の実施

1. 適正な巡視業務を実施するため、事業者は別紙-31の「巡視計画書」を参考に作成し、調査職員等の承諾を受けなければならない。
2. 巡視業務には、通常巡視、繁忙日巡視、異常時巡視、困障巡視、点検巡視、がある。
3. 巡視員は、巡視計画書及び次の各号に掲げる要領にて巡視業務を行う。
 - 1) 巡視ルートは、別添-25「巡視ルート、巡視ルート図(案)」を基本として巡視計画書に計画し、これに従って1日2回巡視する。なお、天候、利用状況、工事等その他状況に応じ、柔軟に園内を巡視する。
 - 2) 巡視員は、公園利用者に対して不快感等を与えないよう常に親切丁寧に接する。
 - 3) 巡視員は、小規模な修理用具を携帯し、必要に応じて処置する。
 - 4) 巡視員は、都市公園法第11条、第12条及び都市公園法施行令第18条、第19条に定める違反行為、迷惑行為を発見した場合には適切な指導をする。

第57条 通常巡視

通常巡視は、繁忙期及び異常時以外の状態において、次の各号に掲げる事項について、原則として毎日2回以上、点検確認、利用指導及び作業を行う。

- 1) 公園の開園、閉園時における休憩所及びトイレ等施設の解錠または施錠。
- 2) 園内における公園利用者(車両等含む)への案内・誘導・整理及び利用指導。
- 3) 公園利用者の危険箇所への立入り及び危険な行為に対する制止及び安全指導。
- 4) 迷子、負傷者、病人等の発見又は届出を受けた場合の、緊急連絡体制に基づく速やか、かつ適切な処置と報告。
- 5) 事件、事故または災害等が発生した場合の適切な処置と報告。
- 6) 園内不審物の有無の確認。
- 7) 大型野生動物(ヒグマ等)、危険動物(スズメバチ等)の痕跡の有無(別添-10「野生動物危機管理マニュアル(案)(ヒグマ、スズメバチ)」を参照。)
- 8) 拾得物を発見した場合の速やかな報告及び拾得物預かり書の作成。
- 9) 植物、施設及び清掃状況等の点検(別添-27「国営滝野すずらん丘陵公園建物に係る点検整備(位置図)」、別添-28「国営滝野すずらん丘陵公園工作物に係る点検整備(位置図)」参照。)、及び異常発見時の報告。
 - (1) 樹木、芝生、草花等の生育状況及び流水等の修景施設の異常の有無。
 - (2) 園路、広場・サイクリングコースの路面、路側、法面、排水柵、橋梁、階段、建物その他構造物等の異常の有無。
 - (3) 門扉、案内標識、ベンチ等休憩施設、便所、くずかご、灰皿、水のみ場、遊具施設等の異常の有無。
 - (4) 電気、放送、給排水設備等の異常の有無。

- (5) 水遊び場の水質（残留塩素等）異常の有無。
- (6) 清掃の状況。
- (7) 落石・災害・事故等不測の事態発生の有無。
- 9) 緊急車両の誘導（救急車、消防車、パトカー等）。
- 10) 迷子や近隣の行方不明者等に関する警察からの協力要請があった場合、その要請に対応した園内巡視と報告、関係者への連絡。
- 11) 雪崩またはその予兆、歩くスキーコース及び各施設の路面・降雪状況の確認
- 12) 軽微な除雪作業及び滑り止め対策としての砂まき作業

第58条 繁忙日巡視

1. 繁忙日巡視については、行催事の実施計画や過年度の利用者数の状況から多くの公園利用者が予想される日について、事前に適切な人員配置を行う。
2. 繁忙日巡視においては、「第35条通常巡視」の3)～6)の他に、次に掲げる事項について巡視を行う。
 - 1) 入園ゲート周辺の巡回、公園利用者（車両等含む）への案内・誘導・整理及び利用指導等
 - 2) 配水地の巡視（2回/日）

第59条 異常時巡視

異常時巡視は、園内で災害が発生した場合又はその恐れがある場合の園内の異常及び利用障害等に対して適切な措置を講じるため、次の各号に掲げる事項について、巡視を行う。

- 1) 園内の被害状況
- 2) 利用障害等の状況

第60条 囲障巡視

囲障巡視は、囲障（L=7.2km）、門扉、隙間（L=15cm以上）等の、異常の有無、野生動物の痕跡の有無、倒木の有無について、原則週1回（4月～11月）、2人1組で行う。

また、スクリーンに溜まる落ち葉やゴミ、土砂等が滞留した場合は取り除き、囲障下の隙間が15cm以上ある箇所は補修する。

第61条 点検巡視

点検巡視は次の各号に掲げる事項について、原則として、月に1回以上、園内全体の見回りを行い、点検確認を行う。

1. 建物、園路広場、遊具等、公園利用者が直接係わる施設については、美観、機能、安全性を維持し、長寿命化を図ることを目的に、適宜点検巡視を実施する。（別添－28「国営滝野すずらん丘陵公園工作物に係る点検整備（位置図）」参照。）
2. 点検は、専門の知識、経験のあるスタッフが施設毎に毎月1回以上実施する。なお、実施頻度は施設の特性等を勘案し判断する。
3. 点検を行う者は、施設の目視、触診を行い、また必要に応じて聴診を行うことにより、部材の腐食、亀裂、トゲ、ささくれ、変形、ボルトの脱落、磨耗等の施設の変形や異常の有無を調べる。また、設置面や植栽等を含めた施設周辺の確認も行う。

4. 遊具の点検は、点検表（別添－33「日常点検表」参照。）を用い、点検箇所や点検方法をよく理解した上で行う。
5. 点検において、異常または不具合が発見された場合は、第9条に示す維持修繕や使用禁止など必要な措置を講ずる。
6. 事業者は、対象施設の経年変化に伴う劣化状況を把握するため、点検記録簿を精査したうえ、保管しておく。
7. 点検履歴については、点検履歴書を作成、追記、修正をする。
8. 台風や豪雨等の異常気象時や震度5以上の地震発生により、施設に異常箇所が生じるおそれのある場合に、施設及びその周辺状況について、必要に応じて臨時的に点検を行う。また、施設の利用者が怪我をした場合や、他公園において類似施設等で事故があった場合も点検を行う。（別添－27「国営滝野すずらん丘陵公園建物に係る点検整備（位置図）」、別添－28「国営滝野すずらん丘陵公園工作物に係る点検整備（位置図）」参照。）

第62条 給水・電気使用量等計測

- 1) 本公園内全施設の電気メーター、水道メーターの検針を行い、検針表および算定表に記録する。記録は、毎月初めに、調査職員等に提出する。
- 2) 中央管理システムを用いて、電力使用状況の監視を行い、最大電力使用量の低減に努める。
- 3) 中央管理システム（気象観測設備）の監視を行い、観測データを保存する。

第63条 管理事務所内警備

1. 事業者は、警備装置が常に正常な機能を維持しているか確認する。また、機械警備の異常を発見した場合には、直ちに調査職員等に報告する。なお、保守契約については、北海道開発局札幌開発建設部が別途行う。
2. 事業者は、警備装置が異常を感知した場合は、該当場所の異常の有無を確認し、異常を発見したときは、直ちに調査職員等に報告する。

第64条 報告等

巡視員は点検実施後、巡視の結果を毎日巡視業務日報（巡回経路、写真帳含む）及び巡回報告書（写真帳含む）に記録し、調査職員等に報告する。

また、重大な事件・事故または災害等が発生した場合には、遅滞なく調査職員等に報告し指示を受ける。

巡視に伴う打合せを実施した場合は、その打合せ終了後、速やかに業務打合せ簿、その他調査職員等が指示する書類を作成する。

第6章 繁忙日対応

第65条 管理水準

繁忙日において、クレーム等の発生がなく、利用者が安全、快適に利用できるよう、事前準備を十分に行い、適切な運営体制や臨時施設等の準備・管理を行う。

第66条 事前準備

行催事の実施計画や過年度の利用者数の状況を把握し、事前に繁忙日や利用者数を予想し、繁忙日対応のための、調査職員等や関係者との協議・調整も含めた事前準備を行う。

第67条 繁忙日に対応した運営体制の補強

繁忙日が予想される場合は、巡視・警備や案内・誘導、入園料徴収等が円滑に行われるよう、利用者数を想定し、適切に人員配置を行う。

- 1) 入園ゲート周辺の巡回、公園利用者（車両等含む）への案内・誘導・整理及び利用指導を行う
巡視・警備員や入園料徴収等の人材を配置する。
- 2) 利用者の安全確保に向けて、利用者間のトラブル、迷子等の対応、園内案内放送等に適切かつ迅速に対処するための情報伝達、対応方針決定手続き等を定める流れを作成し、その体制を整える。

第68条 臨時施設等の設置・管理

不足が予想されるトイレ、ごみ箱等の設置と、開園中の適正運用と、清掃等を行う。

- 1) 利用者数等を想定し、案内・誘導員を増員、配置する。
- 2) トイレやごみ箱等の臨時設置を行うとともに、常に美観を保ち、利用者が快適に使えるよう、利用状況に応じて清掃や塵芥収集を行うとともに、仮設トイレ等においては、利用状況を確認の上、水の補給を行う。

第7章 門衛

第69条 業務箇所

門衛業務箇所は溪流口及び滝野の森口とする。

第70条 業務内容

門衛の業務内容は、次の通りとする。

- 1) 公園入り口における門衛業務及び付随する業務
- 2) 外来者の受付及び確認に関する業務
- 3) 構内に入出入りする自動車等の誘導、整理及び取り締まりに関する業務
- 4) 異常事態の発生時における臨機の措置
- 5) その他調査職員等が指示する事項
- 6) 業務の処理に伴う記録及び報告

第71条 配置人数・時間

溪流口及び滝野の森口の門衛箇所に、各門衛員1名、合計2名を配置する。

なお、業務配置時間は下記の時間および調査職員等からの指示による時間帯とする。

【配置日・期間】

期 間	配置日
開園期間	・ 全日
休園期間	・ (溪流口) 平日のみ
	・ (滝野の森口) 全日

【業務配置時間】

期 間	配置時間
開園期間	・ 7:00～開園時間
	・ (溪流口) 閉園時間～22:00
	・ (滝野の森口) 閉園時間～19:00
休園期間	・ (溪流口) 7:00～22:00
	・ (滝野の森口) 7:00～19:00

第72条 門衛引継ぎ

門衛員は、業務に就くときは、業務責任者又は前任者からあらかじめ次の物品等の引継ぎを受ける。

- 1) 門の鍵及び情報等の資料
- 2) 門衛日誌等

第73条 門衛員の資格

門衛員は、次ぎの各号の全部を満たすこと。

- 1) 警備業法第14条に規定する者
- 2) 警備業法第21条の規定による教育を受けた者
- 3) 身体が強健で門衛業務に耐えられる者

第74条 一般事項

門衛員は、業務の履行に当たって次の事項を遵守しなければならない。

- 1) 公園の管理に関する法令等を遵守する。
- 2) 勤務中には常に事業者の発行する身分証明書（写真添付）を所持する。
- 3) 勤務中には無断で勤務場所をはなれてはならない。
- 4) 勤務中には酒気を帯びてはならない。
- 5) 業務の履行に当たって知りえた事項を、第三者に漏らしたり利用したりしない。
- 6) 職員及び外来者に対する応対並びに電話の接受に当たっては、誠実かつ丁寧に行う。
- 7) 門衛日誌は、所要の事項を記録し、原則として翌朝、業務責任者又は後任の門衛員に引き継ぐ。

第75条 公園施設、設備、備品、書類等の保全

1. 門衛所またはその付近における出火、門衛所での盗難、公園内への不審な者の侵入、その他の事故が発生したときの臨機の措置、関係者等への連絡をする。
2. 門衛員は、門衛所またはその付近から出火したときは、直ちに連絡系統図に基づいて通報するとともに、出勤してきた消防関係者に出火箇所を知らせる。
3. 門衛員は、門衛所での盗難、公園内への不審な者の侵入、その他の事故が発生したときは、臨機の措置を講ずるとともに、直ちに連絡系統図に基づいて通報し、その指示を受ける。

第76条 郵便物、電報、書類、物品及び携帯無線機の收受等業務

1. 門衛員は、郵便物、電報、書類、物品等を收受したときは、紛失しないように厳重に保管するとともに、業務責任者に引き継ぐ。
2. 門衛員は、電報（慶弔電報を除く。）を收受したときは、内容を確認した上、社会通念上、緊急を要すると判断されるときには、直ちにその内容を連絡系統図に基づいて連絡する。

第77条 外部との連絡業務

門衛員は外部から照会、連絡等を受けたときは、あらかじめ資料の提供を受けているものを除き、臨機の措置を講ずるとともに、緊急又は重要な内容の場合は業務責任者に対して連絡を行う。

H25-27 国営滝野すずらん丘陵公園運営維持管理業務
個別仕様書
【施設・設備維持管理業務】

平成 2 4 年〇月

第1編 総則

第1条 適用

本個別仕様書は、「国営滝野すずらん丘陵公園運営維持管理業務」のうち、施設・設備維持管理業務に適用する。

第2条 事業者の責務

事業者は、実施にあたって、公園管理業務の特性を踏まえ、共通仕様書、設計図書及び現地の気象条件等環境条件を十分に把握のうえ、管理効果が上がるよう配慮し、管理水準を達成すべく、実施にあたるものとする。

第3条 基本事項

1. 本業務は、施設・設備維持管理を総括する業務責任者の責任のもと実施する。
2. 事業者は、本個別仕様書によるほか、関係法令を遵守し、公園利用者への快適なサービスに努めるとともに、公共性に配慮し、都市公園の効用に資するよう適切に管理運営を行う。なお、本個別仕様書に記載のない事項又は本個別仕様書に疑義が生じたときは、その都度、調査職員等と協議する。
3. 事業者は、公園内を常に良好な状態とし、他の業務と相互連携を保ち、適切に進捗管理を行い、実施する。
4. 管理体制人員は、円滑な運営維持管理を行うため、弾力的に配置する。
5. 業務従事者の服装、作業用機械、器具、車両等については、公園にふさわしいものとし、イメージアップに心掛ける。
6. 作業従事者の身分保障、健康管理、服務規律は事業者の責任において行う。
7. 業務効率化に向けた設備及び物品を事業者が導入する場合は、事前に調査職員等の承諾を受けた上で、事業者の負担にて行う。
8. 持ち込み可能な車種及び車両の運行については、「園内車両入園規則」に基づき、公園利用者の安全と快適な利用を妨げない運転・駐停車・作業態度等に努めるとともに、北海道開発局札幌開発建設部が発行する車両運行許可証を前面に提示し、許可証裏面の「公園内車両通行および作業心得について」を遵守して走行する。(別添-15「国営滝野すずらん丘陵公園園内車両入園規則」参照)
9. 作業にかかる車両の持ち込みは最小にとどめ、公園利用者の迷惑とならない様、必要に応じ誘導員を配置するか、公園利用者の迷惑とならない場所へすみやかに移動する。
10. 提供物品は事業者に貸与するが、物品類の修理等は調査職員等に報告の上、事業者が行う。
11. 設備及び提供物品は事業者の注意義務で管理する。
12. 作業の前に周囲の床、壁、機器などに損傷を与えないように養生を行う。
13. 作業終了後は養生材や工具類を撤去し、周囲の清掃を行う。

第4条 安全管理等

1. 常に公園利用者の安全確保並びに快適な利用を図るため、利用の迷惑とならないよう十分注意するとともに、事業者の責任において常に公園の観察を行い、善良なる管理を行う。
2. 作業中は、作業区域をセーフティーコーン等で明示するなど安全管理を徹底し、公園利用者の安全を十分確保するとともに、利用者の利用にできるだけ支障を与えないよう配慮する。
3. 作業中は園内の施設工作物及び樹木等を破損しない様に注意する。
4. 事業者は、管理する施設、設備及び備品等について、日々稼働状況を把握し、異常が発生したとき又は異常を発見したときは直ちに調査職員等に報告する。

第5条 作業時間

作業時間は、公園利用者の迷惑とならないように配慮し、決定する。なお、開園時間内に作業を行う場合には、必要に応じて公園利用調整を行う。

第6条 事業者の過失による業務の対象施設等の事故、破損等

事業者の過失による事故、破損等が生じた場合には、事業者の責任において処理する。なお、事故・器物の破損等が発生した場合には、すみやかに調査職員等に報告する。

第7条 維持修繕

各施設・設備の破損箇所の小規模な修繕等は事業者が行うが、法定点検及び下記事項以外の大規模な修繕等は北海道開発局札幌開発建設部において行う。詳細は調査職員等との協議による。

- 1) 事業者の責めに帰すべき事由による場合。(事業者による管理が不適切なために修繕が必要になった場合を含む)
- 2) 修繕にかかる費用が1件あたり100万円を超えない場合かつ年間修繕費用1,900万(税抜き)を超えない場合。(前項の場合を除く)
(別紙-32「建物・工作物に係る修繕履歴」参照。)

第8条 費用の負担区分

本事業における、次の各号に該当する事項に必要な消耗品は、委託費に含まれるが、前条の年間修繕費用に含まれない。

- 1) 点検・保守(注油に必要な油脂類)
- 2) 清掃(必要なウエス・洗剤等)
- 3) 開閉園準備等

第9条 緊急対応

各施設・設備の故障を発見し、それを放置することが直ちに公園利用や公園利用者の安全に影響を与える場合は、事業者の判断ですみやかに修繕等を行い、その結果を書面にて調査職員等に報告する。

第10条 巡回点検

建物、園路広場、遊具、電気設備、汚水・排水施設等について、所要の目的が果たされるよう、日常、適宜巡回点検し、常に安全で良好な状態にあるよう、利用の状況に応じて破損個所の軽微な補修又は補充を適切に行う。巡回点検は、別紙-6「個別仕様書(本業務全体のマネジメント及び企画立案業務) 第61条 点検巡視」にて行う。

第11条 給水・電気使用量等計測

給水施設や電気設備の使用量を計測し、記録を確実に行う。給水・電気使用量等計測は、別紙-6「個別仕様書(本業務全体のマネジメント及び企画立案業務) 第62条 給水・電気使用量等計測」にて行う。

第2編 建物維持管理

第1章 共通事項

第12条 管理水準

事業者は、公園内の建物を常に安全かつ良好に維持するために善良なる管理を行う。

第13条 対象施設

- 1) 管理事務所等
- 2) 休憩所等
- 3) 車庫・倉庫等
- 4) 便所等

(別添-27「国営滝野すずらん丘陵公園建物に係る点検整備（位置図）」参照。)

第14条 管理項目

日常的な管理を行うほか、下記の点検を行う。

- 1) 自動ドア保守点検
- 2) 空調換気保守点検清掃

第2章 自動ドア保守点検

第15条 自動ドア保守点検

自動ドア(附属装置を含む)の運転機能を常に安全かつ良好に維持するため定期点検を行い、また必要と判断した場合は、部品交換、分解整備を実施する。

第16条 保守点検等対象施設

設置箇所	仕様
すずらんの丘展望台正面	両引き分け式
滝野公園事務所庁舎（ビジターセンター） 2F ①外	片引き分け式
滝野公園事務所庁舎（ビジターセンター） 2F ①内	片引き分け式
虹の巣ドーム	両引き分け式
東口情報センター 研修棟	両引き分け式
東口情報センター レストハウス棟	両引き分け式
東口情報センター ボランティア棟	両引き分け式
こどもの谷休憩所 外右	両引き分け式
こどもの谷休憩所 外左	両引き分け式
こどもの谷休憩所 内右	片引き分け式
こどもの谷休憩所 内左	二重引き分け式
中央口休憩所A	両引き分け式
カントリーハウス1F	両引き分け式
カントリーハウス2F	片引き分け式
ロッジゆきざさ	片引き分け式

設置箇所	仕様
滝野公園事務所庁舎（ビジターセンター） 2 F ②外	片引き分け式
案内所	片引き分け式
森の交流館 1 F 外	両引き分け式
森の交流館 1 F 内	両引き分け式
森の交流館 B 2 F 外	両引き分け式
森の交流館 B 2 F 内	片引き分け式
森見の塔 2 F	両引き分け式
森見の塔 3 F	両引き分け式
森の情報館 2 F 外	両引き分け式
森の情報館 2 F 内	両引き分け式
森の情報館 2 F 外	片引き分け式
森の情報館 2 F 内	片引き分け式
森の情報館 1 F 外	片引き分け式
森の情報館 1 F 外	片引き分け式
森の情報館 B 1 F 外	片引き分け式
溪流口門扉	両開き式
滝野の森口門扉	両開き式

第17条 一般事項

1. 業務関係者

保守点検は自動ドア設備全体の機能の安全性、耐久性などに影響するため自動ドア施工技能士が自ら作業するか又は作業者を指導して行う。

2. 測定器具及び試験器具

測定及び試験に使用する器具は、認定品及び校正された適正なものを使用し、点検の目的、内容等に合った測定及び試験の方法等を考慮し、確実な点検を行う。

3. 材料等

交換部品は、新しい純正品とする。

第18条 点検範囲と点検周期

1. 定期点検にあたっては、事前に保守修理の履歴を確認した上で計画書を作成し、必要な点検機器等の準備をする。
2. 定期点検は、3ヶ月に1回(年4回)とし、点検月は4月、7月、10月、1月とする。
3. 定期点検は、建築保全業務共通仕様書に準じて行う。
4. 点検は、安全上と機能上の重要性、使用による磨耗、疲労、劣化などを考慮して、各部の点検期間を定めることとし、詳細は、調査職員等と打合せをする。

点検分類	点検基準	点検周期例
3M	安全上及び機能上重要な点検事項	3ヶ月毎に1度
6M	磨耗・破損度合いの少ない部分の点検事項	6ヶ月毎に1度
1Y	疲労・劣化度合いの確認及び点検事項	12ヶ月毎に1度

5. 定期点検記録、保守・修理記録は適切に保管管理する。

第19条 保守作業

点検に併せて、清掃・調整・注油・消耗品交換等の保守を実施する。保守の範囲は、以下のとおりとするが、詳細は、調査職員等と打合せをする。

- ア 汚れ、詰まり、付着等がある部分又は点検部の清掃
- イ 取付け不良、作動不良、ずれ等がある場合の調整
- ウ ボルト、ねじ等で緩みがある場合の増し締め
- エ 接触部分、回転部分等への調整・注油
- オ 軽微な損傷がある部分の補修
- カ 塗装（タッチペイント）
- キ その他これらに類する軽微な作業

第20条 作成書類

事業者は、別紙ー5「共通仕様書」第15条で示す書類のほかに、下記の書類を提出する。

1. 業務計画書（工程表含む）
2. 点検報告書
3. 業務打合簿
4. その他調査職員等が指示する書類

第3章 空調換気保守点検清掃

第21条 空調換気保守点検

中心ゾーン及び滝野の森ゾーン施設における主要な暖房機器・換気機器の機能を常に安全かつ良好に維持するため保守点検を実施する。その他の園内施設についても、適宜吸気口等を目視で点検する。

第22条 保守点検等対象施設

機 器	中心ゾーン				滝野の森ゾーン					数量合計
	中央口休憩所A	中央口休憩所B	虹の巣ドーム	バックヤード北棟	森の交流館	森見の塔	森の教室	便所(南駐車場)	滝野の森口便所	
パッケージ形 空気調和機(マルチ形)	—	室外機 1 室内機 (4)	—	—	—	—	—	—	—	1 (4)
FF式温風暖房機	—	—	2	1	5	—	—	—	—	8
鋼板製オイルタンク800L	—	—	—	—	1	—	—	—	—	1
自動灯油供給装置	—	—	—	—	1	—	—	—	—	1
送風機	—	—	—	—	4	3	—	1	—	8
有圧扇・天井換気扇	—	—	—	—	3	—	—	4	1	8
熱交換換気扇 (天井埋込形)	—	—	—	—	7	4	6	—	3	20
熱交換換気扇 (天井カセット形)	10	—	—	—	—	—	—	—	—	10
制気口	—	—	—	—	29	11	16	2	7	65

第23条 保守点検作業内容

保守点検は、以下の点検項目を年1回行う。

1. パッケージ形空気調和機(マルチ形)

点検項目・内容は、メーカー標準による。

2. FF式温風暖房機

点検項目・内容は、メーカー標準による。

3. 鋼板製オイルタンク

点検内容は、建築保全業務共通仕様書に準じる。

①基礎・固定部 ②外観の状況 ③管・弁

④付属品(油面計、注油口、通気口、はしご、点検扉)

⑤標識・掲示板

4. 自動灯油供給装置

点検項目・内容は、メーカー標準による。

5. 送風機

点検内容は、建築保全業務共通仕様書に準じる。

- ①固定部 ②外観の状況 ③電動機 ④羽根車
- ⑤運転調整
- 6. 有圧扇・天井換気扇
点検内容は、建築保全業務共通仕様書に準じる。
 - ①固定部 ②外観の状況 ③電動機 ④羽根車
- 7. 熱交換換気扇（熱交換ユニット）
点検内容は、建築保全業務共通仕様書に準じる。
 - ①基礎礎・固定部
 - ②外観の状況（本体、フィルター、保温材）
 - ③熱交換エレメント（エレメント、エアシール、駆動装置、ケーシング）
 - ④送風機 ⑤電気系統（電源電圧、電動機、リレー、端子類）
- 8. 制気口
点検内容は、建築保全業務共通仕様書に準じる。
 - ①吹出口・吸込口等

第24条 作成書類

事業者は、別紙ー5「共通仕様書」第15条で示す書類のほかに、下記の書類を提出する。

- 1. 業務計画書（工程表含む）
- 2. 点検報告書
- 3. 業務打合簿
- 4. その他調査職員等が指示する書類

第3編 汚水施設保守点検

第1章 共通事項

第25条 管理水準

事業者は、公園内の汚水・排水施設を常に安全かつ良好に維持するために善良なる管理を行う。

第26条 対象施設

園内の汚水・排水施設

(別添-27「国営滝野すずらん丘陵公園建物に係る点検整備(位置図)」参照。)

第27条 管理項目

日常的な管理を行うほか、下記の点検を行う。

- 1) 汚水施設保守点検
- 2) 汚物ポンプ柵保守点検清掃

第2章 汚水施設保守点検

第28条 汚水施設保守点検

汚水処理場、汚水ポンプ場及びヒートハウスの汚水施設機能を常に安全かつ良好に維持するため保守点検を実施する。

第29条 通常点検作業内容(汚水処理場)

汚水処理場の通常点検を行う。

1. 汚水処理場点検-1 (2回/月(10月~6月)、4回/月(7月~9月))
 - ①各機器の電流値測定、機器音、自動運転状況
 - a) しき脱水機
 - b) 自動細目スクリーン
 - c) 流入ポンプ(水中型 7.5KW×2台)
 - d) 排出ポンプ(水中型 3.7KW×2台)
 - e) 流量調整槽(1)用ブロワ(5.5KW)
 - f) 換気扇(4台)
 - ②流入部(沈砂槽(約3.0m³)、排砂槽(約3.0m³)、流入ポンプ槽(約16.0m³))
 - a) 槽点検
 - b) 異物の流入点検、除去
 - c) 自動細目スクリーンの清掃
 - ③自動細目スクリーン
 - a) 狭雑物、固形物の除去
 - ④流量調整槽(1)(約177m³)
 - a) 異物の流入点検、除去
 - b) 沈殿浮遊上物の点検、除去
 - c) ポンプの稼動状況(異常水位の有無)
 - d) レベルスイッチの作動及び自動運転の確認

- e) 弁類の作動確認、清掃
- ⑤流量調整槽(1)用ブロワ
 - a) Vベルトの点検
 - b) オイル・グリスの点検、補充
 - c) 吐出圧力の確認
- ⑥操作盤
 - a) 警報発信の有無
 - b) 機器の故障の有無
 - c) 結露の有無
 - d) 積算記録計の流入量・排出量データ抽出確認
- ⑦電磁流量計(流入・排出) 2基
 - a) 検出器、変換器の点検調整
- ⑧一般事項
 - a) 場内及び周囲の点検、清掃
 - b) 弁類の点検、清掃
 - c) 換気扇及び換気口の点検、清掃(フィルター)
 - d) 絶縁抵抗の測定(1回/年)

2. 汚水処理場点検-2 (1回/年)

- ①各機器の電流値測定、機器音、自動運転状況
 - a) 移送ポンプ(水中型 0.75KW×6台)
 - b) 流量調整槽(2)(3)(4)用ブロワ(3.7KW×3台)
- ②流量調整槽(2)(3)(4)(約95m³×2箇所、約60m³×1箇所)
 - a) 異物の流入点検、除去
 - b) 沈殿浮遊上物の点検、除去
 - c) ポンプの稼動状況(異常水位の有無)
 - d) レベルスイッチの作動及び自動運転の確認
 - e) 弁類の作動確認、清掃
- ③流量調整槽(2)(3)(4)用ブロワ
 - a) Vベルトの点検
 - b) オイル・グリスの点検、補充
 - c) 吐出圧力の確認

第30条 機器類整備点検作業内容(汚水処理場)

各機器の精密点検を年1回行う。

1. 汚水処理場

- ①汚水ポンプ(水中型(7.5KW×2台、3.7KW×2台、0.75KW×6台))
 - a) ポンプ引上げ点検
(本体各部、羽根車のギャップ等、チェーン、ケーブル)
 - b) オイルの点検、交換

- c) ガイドパイプ、レベルスイッチの点検
- ② 流量調整槽(1)用ブロワ(5.5KW)、流量調整槽(2)(3)(4)用ブロワ(3.7KW×3台)
 - a) ブロワ本体の点検
 - b) オイル、グリスの交換
- ③ 操作盤
 - a) 絶縁抵抗の測定(本体、線間、盤内)
 - b) マグネットスイッチの接点点検、他スイッチ類の接点点検
 - c) ビスの増締め
- ④ 電磁流量計(流入、排出)2基
 - a) 検出器の点検清掃

第31条 汚泥処理作業（汚水処理場）

沈砂槽、排砂槽、流入ポンプ槽の堆積汚泥・浮遊物を回収し、関係法令に従い適切に処理を行う。
 (汚泥等回収処理～年1回 (約6.5m³))

第32条 通常点検作業内容（污水ポンプ場、サニターハウス）

污水ポンプ場（污水ピットA）及びサニターハウス（污水ピットB）の通常点検を行う。
 （2回/月（5月～10月）、1回/月（4月、11月））

- ① 污水ポンプ
 - (污水ピットA (水中型 3.7KW×2台)、污水ピットB (水中型 15KW×2台))
 - a) 電流値の測定
 - b) 異音、振動
 - c) 自動運転状況
 - d) オイルの点検、補充
- ② ポンプ槽
 - a) 異物の流入点検、除去
 - b) 沈殿物・浮遊物の点検、除去
 - c) ポンプ稼動状況(異常水位の有無)の確認
 - d) レベルスイッチ作動及び自動運転の確認
 - e) 弁類の作動確認、清掃
 - f) 各チャッキ弁の作動
- ③ 操作盤
 - a) 警報発信の有無
 - b) 各機器の故障の有無
 - c) 結露の有無

第33条 機器類整備点検作業内容（污水ポンプ場、サニターハウス）

各機器の精密点検を年1回行う。

- ① 污水ポンプ
 - (污水ピットA (水中型 3.7KW×2台)、污水ピットB (水中型 15KW×2台))

- a) ポンプ引上げ点検
(本体各部、羽根車のギャップ等、チェーン、ケーブル)
- b) オイルの点検、交換
- c) ガイドパイプ、レベルスイッチの点検

②操作盤

- a) 絶縁抵抗の測定(本体、線間、盤内)
- b) マグネットスイッチの接点点検、他スイッチ類の接点点検
- c) ビスの増締め

第34条 作成書類

事業者は、別紙ー5「共通仕様書」第15条で示す書類のほかに、下記の書類を提出する。

1. 業務計画書(工程表含む)
2. 点検報告書
3. 業務打合簿
4. 流量記録用紙
5. その他調査職員等が指示する書類

第3章 汚物ポンプ柵保守点検清掃

第35条 汚物ポンプ柵保守点検清掃

滝野の森ゾーンの各ポンプ柵における排水機能を常に安全かつ良好に維持するため保守点検及び清掃を実施する。

第36条 保守点検等対象施設

	設置箇所	汚物用水中モーターポンプ	柵
※	NO. E-1 ポンプ柵	樹脂製 (1.5KW) ×2台	柵径 1,200φ、水位約 1.0H
※	NO. E-2 ポンプ柵	樹脂製 (2.2KW) ×2台	柵径 1,200φ、水位約 1.0H
※	NO. E-3 ポンプ柵	樹脂製 (1.5KW) ×2台	柵径 1,200φ、水位約 1.0H
※	NO. E-4 ポンプ柵	樹脂製 (0.25KW) ×2台	柵径 1,200φ、水位約 1.0H
※	NO. E-5 ポンプ柵	樹脂製 (3.7KW) ×2台	柵径 1,200φ、水位約 1.0H
※	NO. E-6 ポンプ柵	鋳鉄製 (3.7KW) ×2台	柵径 1,200φ、水位約 1.5H
	NO. S-1 ポンプ柵	樹脂製 (1.5KW) ×2台	柵径 1,200φ、水位約 1.0H
	NO. S-2 ポンプ柵	樹脂製 (2.2KW) ×2台	柵径 1,200φ、水位約 1.0H
※	NO. S-3 ポンプ柵	鋳鉄製 (0.75KW) ×2台	柵径 900φ、水位約 1.0H
※	NO. W-C ポンプ柵	鋳鉄製 (2.2KW) ×2台	柵径 1,200φ、水位約 1.0H
※	NO. W-B 排水槽 (森の情報館内)	鋳鉄製 (2.2KW) ×2台	槽 2,000×2,000、水位約 0.25H
※	NO. W-1 ポンプ柵	鋳鉄製 (7.5KW) ×2台	柵径 2,200φ、水位約 1.2H
※	NO. W-2 ポンプ柵	鋳鉄製 (7.5KW) ×2台	柵径 2,200φ、水位約 1.2H
	NO. W-A ポンプ柵	樹脂製 (1.5KW) ×2台	柵径 1,200φ、水位約 1.0H

設置箇所	汚物用水中モーターポンプ	柵
NO. Y-1 排水槽 (山の家野外トイレ内)	鋳鉄製 (7.5KW) ×2台	槽 2,750×2,500、水位約 0.8H

※印あり：年間使用の汚物ポンプ柵・排水槽

※印なし：冬季間休止の汚物ポンプ柵

第37条 保守点検作業内容

保守点検は、以下の点検内容をポンプ柵清掃時に行うこととし、建築保全業務共通仕様書に準じて行う。

1. 汚物用水中モーターポンプ 点検項目・内容

点検は原則年1回行う。ただし、下記点検作業内容のうち、「(6ヶ月毎に1回)」の記載のある作業に関しては、年間使用の汚物ポンプ(前条の表中※印あり)についてのみ6ヶ月毎に1回(2回/年)行う。

- ①本体・着脱装置・ガイド部
 - a) 腐食、損傷等の有無
- ②電動機
 - a) 発熱異常の有無・・・・・・・・・・ (6ヶ月毎に1回)
 - b) 回転方向の確認
 - c) 絶縁抵抗の測定確認
 - d) 運転電流値の確認・・・・・・・・・・ (6ヶ月毎に1回)
- ③水中ケーブル
 - a) 損傷等の有無
 - b) 絶縁抵抗の測定確認
- ④運転調整
 - a) 運転時における電圧変動の確認
 - b) 運転電流値の確認

2. ポンプ柵及び排水槽 点検項目・内容

点検は年間使用の汚物ポンプ柵・排水槽(前条の表中※印あり)については6ヶ月毎に1回(2回/年)行い、冬季間休止の汚物ポンプ柵(前条の表中※印なし)については年1回行う。

- ①本体
 - a) 浮遊物・沈殿物の状況
 - b) 漏水及び壁面等の損傷、亀裂、さび等の有無
 - c) マンホールの状態
- ②フロートスイッチ
 - a) 腐食、損傷等の有無
 - b) 作動の良否
- ③配管
 - a) 水漏れ、詰まりの有無
 - b) 腐食、損傷等の有無

- c)配管接続部の変形、腐食、損傷等の有無
- d)配管固定部の変形、腐食、損傷等の有無
- e)各弁類の作動確認
- f)防虫網の目詰まり、腐食、損傷等の有無

第38条 清掃作業内容

清掃は年間使用の汚物ポンプ桝・排水槽（前条の表中※印あり）については6ヶ月毎に1回（2回/年）行い、冬季間休止の汚物ポンプ桝（前条の表中※印なし）については年1回行う。

1. 一般事項

- ①除去物質の飛散防止、悪臭発散の防止、消毒等に配慮するとともに、作業中の事故防止に留意する。
- ②清掃に薬品を用いる場合には、終末処理場の機能を阻害することのないよう留意する。

2. 清掃作業

- ①桝内の汚水及び残留物質を桝外に排除する。
- ②流入管に付着した物質並びに排水管及び通気管の内部の異物を除去し、必要に応じ消毒等を行う。
- ③清掃によって生じた汚泥等の廃棄物は、関係法令に基づき、適切に処理する。
- ④清掃終了後、桝内の健全性を確認する。

第39条 作成書類

事業者は、別紙ー5「共通仕様書」第15条で示す書類のほかに、下記の書類を提出する。

- 1. 業務計画書（工程表含む）
- 2. 点検報告書
- 3. 業務打合簿
- 4. その他調査職員等が指示する書類

第4編 給水施設維持管理

第1章 共通事項

第40条 管理水準

事業者は、公園内の給水施設を常に安全かつ良好に維持するために善良なる管理を行う。

第41条 対象施設

園内の給水施設

(別添-27「国営滝野すずらん丘陵公園建物に係る点検整備(位置図)」参照。)

第42条 管理項目

日常的な管理を行うほか、下記の点検を行う。

- 1) 水道設備保守点検
- 2) 水景施設保守点検

第2章 水道設備保守点検

第43条 水道設備保守点検

溪流ゾーン外の水道設備を常に安全かつ良好に維持するためシーズンオフ時に保守点検(主に水抜き作業)を実施する。その他の園内施設についても、適宜水道設備の点検を実施する。

第44条 水抜き対象施設

	水抜き装置	小便器	ハイタンク	感知FV式小便器	FV式和風大便器	FV式洋風便器	洗面器	洗面器自動水栓	手洗器	汚物流し	掃除流し	外部水飲台等
【 溪流ゾーン 】												
溪流園便所	Dバルブ			2		3		4			1	
溪流園多目的便所	Dバルブ			1		1		1	1			
アシリベツの滝便所	Dバルブ			2		3		4			1	
アシリベツの滝多目的便所	Dバルブ			1		1		1	1			
作業センター横便所	Dバルブ			2		3		4			1	
作業センター横多目的便所	Dバルブ			1		1		1	1			
炊事遠足広場便所	Dバルブ	3	1		3	1	4				1	
鱒見口便所	Dバルブ			3		5		5	1		1	
鱒見の滝便所	Dバルブ			2		3		4			1	
鱒見の滝多目的便所	Dバルブ			1		1		1	1			
【 中心ゾーン 】												
さまよいの洞窟便所	Dバルブ			4		7		5			1	1
うねりの大地便所	Dバルブ			3		6		5			1	1
天文台	Dバルブ	1				3	3				1	1
【 滝野の森ゾーン 】												
みずなら広場便所	Dバルブ			3		4		4	1	1	1	
はるにれ広場便所	Dバルブ			3		4		4	1	1	1	

第45条 水抜き作業内容

各施設の水抜き作業と下記の作業を行う。

1. 大便器及び小便器のフラッシュバルブ管内、小便器ハイタンクや多目的用洗面器自動水栓の電磁弁内の残水除去とゴムパッキン類のグリス養生。
2. 排水トラップ内の不凍液注入。
3. 外部水飲み台等の配管内残水の除去。

第46条 作成書類

事業者は、別紙ー5「共通仕様書」第15条で示す書類のほかに、下記の書類を提出する。

1. 業務計画書（工程表含む）
2. 点検報告書
3. 業務打合簿
4. その他調査職員等が指示する書類

第3章 水景施設保守点検

第47条 水景施設保守点検

「中央口水景施設」、「こどもの谷水景施設」、「あり塚の塔神秘の泉循環施設」及び「大地の広場・さまよいの洞窟噴霧施設」のポンプ、ろ過機等の機器類を常に安全かつ良好に維持するためシーズンオン点検、シーズン中間点検、シーズンオフ点検を実施する。

第48条 作業内容(中央口水景施設)

1. 中央口B棟ポンプピット清掃

①シーズンオン時に中央口B棟ポンプピット内を高圧洗浄する。

2. シーズンオン/中間/オフ点検・・・共通項目

①下記の設備についてブレーカーと3Eリレーのブレーカーテストを行う。

- a) あしりべつの滝用ポンプ
- b) しらほの滝用ポンプ
- c) ますみの滝用ポンプ
- d) ふろうの滝用ポンプ
- e) NO. 1ろ過機用ポンプ
- f) NO. 2ろ過機用ポンプ
- g) 中央口広場ろ過機用制御盤
- h) まきばのせせらぎ水路動力盤
- i) 給水電磁弁
- j) 制御電源
- k) 機器電源主幹
- l) 盤内付属電源

②下記の設備について定格感度電流(mA)と動作時間(sec)の漏電ブレーカーテストを行う。

- a) ろ過機ブロワーA
- b) ろ過機ブロワーB
- c) ろ過機コンプレッサーA
- d) ろ過機コンプレッサーB
- e) ろ過機滅菌機A
- f) ろ過機滅菌機B
- g) まきばのせせらぎ水路水中ポンプ
- h) 花人の隠れ家せせらぎ及び池循環ポンプ
- i) 花人の隠れ家せせらぎ及び池噴霧電磁弁
- j) 補給水電磁弁

③下記のポンプについて電流の測定、絶縁抵抗測定、外観点検、振動、異音、漏水のチェックを行う。

- a) あしりべつの滝用ポンプ

- b) しらほの滝用ポンプ
- c) ますみの滝用ポンプ
- d) ふろうの滝用ポンプ
- e) NO. 1ろ過機用ポンプ
- f) NO. 2ろ過機用ポンプ
- g) まきばのせせらぎ水路用ポンプ
- h) 花人の隠れ家せせらぎ及び池循環ポンプ

④下記のろ過機について外観点検、漏水、ホースバンド締付、コンプレッサー／ブロワー／紫外線ランプの電流及び絶縁抵抗測定を行う。

また紫外線ランプについては運転時間の計測も行う。

- a) ろ過機A
- b) ろ過機B

⑤動作確認

下記項目について動作確認を行う。

- a) 中央口B棟ポンプピット…湧水ポンプ停止、補給水ON/OFF、排水電動弁動作確認
- b) 花人の隠れ家池ポンプピット…湧水ポンプ停止、補給水ON/OFF
- c) ろ過機A、ろ過機B・・・通常ろ過運転、逆洗運転テストボタン始動・タイマー始動／異常水位始動

3. シーズンオン／オフ バルブ操作

①シーズンオン時にシステム内の水出しを行ない、シーズンオフ時にシステム内の水抜きを行う。

【バルブ数量内訳 中央池周辺…33ヶ所】

- ・チャツキバイパス弁……7ヶ所
- ・ポンプピット排水弁……1ヶ所
- ・導水管バタフライ弁……1ヶ所
- ・滝ピット排水弁……3ヶ所
- ・池排水用掃除口……12ヶ所
- ・ろ過機水抜き弁……2ヶ所
- ・ろ過機用流量調整弁……2ヶ所
- ・アシリベツ滝上池排水弁……1ヶ所
- ・まきばのせせらぎ水路排水弁……2ヶ所
- ・まきばのせせらぎ水路補給水用水抜き栓……2ヶ所

【バルブ数量内訳 花人の隠れ家周辺…4ヶ所】

- ・チャツキバイパス弁……1ヶ所
- ・ポンプピット排水弁……1ヶ所
- ・配管内水抜き弁……1ヶ所
- ・給水用水抜き栓……1ヶ所

4. シーズンオン 中間タイマー設定

- ①下記の設備についてタイマーの設定を行う。
 - a) あしりべつ、しらは、ますみ、ふろうの滝ポンプ
 - b) ろ過機A/B運転、ろ過機A/B逆洗モード
 - c) 花人の隠れ家せせらぎ及び池循環ポンプ

5. シーズンオフ ろ材洗浄

- ①ろ材の洗浄を行う。

第49条 作業内容(こどもの谷水景施設)

1. シーズンオン/中間/オフ点検・・・共通項目

- ①下記の設備について定格感度電流(mA)と動作時間(sec)の漏電ブレーカーテストを行う。
 - a) 森のせせらぎ用循環ポンプ
 - b) 森のせせらぎ用ろ過ポンプ
 - c) ろ過機用コンプレッサー
 - d) ろ過機用ブロワー
 - e) ろ過機用滅菌機
 - f) 除藻装置
 - g) 保守・点検用コンセント
 - h) 操作電源
 - i) 森の池用循環ポンプ

- ②下記のポンプについて電流の測定、絶縁抵抗測定、外観点検、振動、異音、漏水のチェックを行う。
 - a) 森のせせらぎ水路用循環ポンプ
 - b) 森のせせらぎ水路用ろ過ポンプ
 - c) 森の池用循環ポンプ

- ③ろ過機の外観点検、漏水、ホースバンド締付、コンプレッサー/ブロワー/紫外線ランプの電流及び絶縁抵抗測定を行う。
また紫外線ランプについては運転時間の計測も行う。

- ④除藻装置の電極の消耗量、汚れ、電流の測定、銅イオン濃度の測定を行う。

- ⑤動作確認
下記項目について動作確認を行う。
 - a) 森のせせらぎ水路ポンプピット・・・濁水ポンプ停止、補給水ON/OFF
 - b) 森の池ポンプピット・・・濁水ポンプ停止、補給水ON/OFF

2. シーズンオン／オフ バルブ操作

①シーズンオン時にシステム内の水出しを行ない、シーズンオフ時にシステム内の水抜きを行う。

【バルブ数量内訳 森の池…12ヶ所】

- ・アングルバイパス弁……5ヶ所
- ・チャツキバイパス弁……1ヶ所
- ・ポンプピット排水及び循環弁……2ヶ所
- ・プール排水弁……1ヶ所
- ・プール及び森の池手動給水弁……2ヶ所
- ・給水用水抜栓……1ヶ所

【バルブ数量内訳 森のせせらぎ水路…6ヶ所】

- ・チャツキバイパス弁……2ヶ所
- ・ポンプピット排水及び循環弁……2ヶ所
- ・池排水弁……1ヶ所
- ・導水管ゲート弁……1ヶ所

3. シーズンオン 中間タイマー設定

①下記の設備についてタイマー設定を行う。

- a) 森のせせらぎ水路循環ポンプ、ろ過ポンプ、ろ過機逆洗モード
- b) 森の池循環ポンプ

第50条 作業内容(あり塚の塔神秘の泉循環施設)

1. シーズンオン／中間／オフ点検・・・共通項目

①下記の設備について定格感度電流(mA)と動作時間(sec)の漏電ブレーカーテストを行う。

- a) 循環ポンプ
- b) 補給水ポンプ
- c) 排水ポンプ
- d) 計装盤
- e) 動力盤

②下記のポンプについて電流の測定、絶縁抵抗測定、外観点検、振動、異音、漏水のチェックを行う。

- a) 循環ポンプ
- b) 補給水ポンプ
- c) 排水ポンプ

③動作確認

下記項目について動作確認を行う。

- a) 受水槽・・・補給水ON/OFF

b)各ポンプの自動運転

④その他の確認

下記項目について確認を行う。

a)受水槽内の外観、漏水及び清掃状況確認

b)配管類等システム全体の外観及び漏水確認

2. シーズンオン/オフ バルブ操作

①シーズンオン時にシステム内の水出しを行ない、シーズンオフ時にシステム内の水抜きを行う。

【バルブ数量内訳 …10ヶ所】

・受水槽排水弁……1ヶ所

・配管水抜弁……6ヶ所

・給水水抜栓……1ヶ所

・ポンプドレン弁……2ヶ所

3. シーズンオン 中間タイマー設定

①下記の設備についてタイマー設定を行う。

a)循環ポンプ

第51条 作業内容(大地の広場・さまよいの洞窟噴霧施設)

1. オープン作業/中間点検作業/クローズ作業・・・共通項目

①下記のパワーユニット設備について絶縁測定、オイルチェック、ベルトチェック、ポンプチェックを行う。

- a) 大地の広場用マイクロ噴霧パワーユニット
- b) さまよいの洞窟用マイクロ噴霧パワーユニット

②下記の設備についてノズルの詰まり、ピン曲がりの確認及びピン調整を行う。

- a) 大地の広場噴霧施設ノズル……49箇所
- b) さまよいの洞窟噴霧施設……133箇所

2. オープン作業/中間点検作業・・・共通項目

①下記の設備について定格感度電流(mA)と動作時間(sec)の漏電ブレーカーテストを行う。

- a) 大地の広場動力制御盤
- b) さまよいの洞窟動力制御盤

3. シーズンオン/オフバルブ操作

①シーズンオン時にシステム内の水出しを行ない、シーズンオフ時にシステム内の水抜きを行う。

【バルブ数量内訳 大地の広場…3ヶ所】

- ・排水弁……1ヶ所
- ・給水弁……1ヶ所
- ・配管内水抜弁……1ヶ所

【バルブ数量内訳 さまよいの洞窟…3ヶ所】

- ・排水弁……1ヶ所
- ・給水弁……1ヶ所
- ・配管内水抜弁……1ヶ所

第52条 作成書類

事業者は、別紙ー5「共通仕様書」第15条で示す書類のほかに、下記の書類を提出する。

1. 業務計画書(工程表含む)
2. 点検報告書
3. 業務打合簿
4. 適合確認検査簿
5. その他調査職員等が指示する書類

第5編 その他設備維持管理等

第1章 共通事項

第53条 管理水準

事業者は、公園内の施設を常に安全かつ良好に維持するために善良なる管理を行う。

第54条 対象施設

園内の電気設備、電話設備、消防用設備、情報設備、給湯設備、中央管理システム（放送設備、非常呼出設備、ITV設備、気象観測設備、駐車場管制設備）、天体望遠鏡（別添－27「国営滝野すずらん丘陵公園建物に係る点検整備（位置図）」参照。）

第55条 管理項目

日常的な管理を行うほか、下記の点検を行う。

1) 天体望遠鏡保守点検

第2章 天体望遠鏡保守点検

第56条 天体望遠鏡保守点検

天体望遠鏡の機能を常に安全かつ良好に維持するため保守点検（清掃、注油、点検等）を実施する。

第57条 保守点検等対象施設

設置箇所	型式
15cm屈折望遠鏡（4基）	GNR-15
30cm反射望遠鏡（1基）	GNC-30
周辺機器（パソコン）	
可動式上屋・ドーム	

第58条 一般事項

1. 保守点検作業者

保守点検は天体望遠鏡等を熟知したものが作業する。

2. 測定器具及び試験器具

測定及び試験に使用する器具は、認定品及び校正された適正なものを使用し、点検の目的、内容等に合った測定及び試験の方法等を考慮し、確実な点検を行う。

第59条 保守点検作業

1. 保守点検は、事前に保守修理の履歴を確認した上で計画書を作成し、必要な点検機器等の準備をする。
2. 保守点検は1回/年行うこととし、点検月等は、調査職員等と打合せをする。
3. 点検は、本編に定める点検項目について行う。
4. 点検記録、保守・修理記録は適切に保管管理する。

第60条 点検項目

1. 15cm屈折望遠鏡（4基）

①光学系

- a) 15cm対物レンズの汚れ
- b) ファインダーの汚れ
- c) アイピースの汚れ
- d) 15cm望遠鏡の光軸
- e) 15cm望遠鏡星像内外像
- f) 15cm望遠鏡星像視直径
- g) 各望遠鏡の平行度合わせ

②機械系

- a) 赤径軸潤滑油点検
- b) 赤径軸モーター点検
- c) 赤径軸ウォームギアの噛合い調整
- d) 赤緯軸潤滑油点検
- e) 赤緯軸モーター点検
- f) 接眼部駆動機構点検
- g) バランス調整
- h) 各部ネジの緩み点検
- i) 塗装点検
- j) 極軸セッティング点検
- k) 追尾精度点検

③電気PC系

- a) ハンドボックスの点検
- b) コネクター・コード類の点検
- c) ステラナビゲーター連動の確認

④その他

周辺機器（制御装置、ディスプレイ、無停電電源装置等）についても適宜点検を行う。

2. 30cm反射望遠鏡（1基）

①光学系

- a) 30cm主鏡表面の汚れ
- b) 30cm副鏡表面の汚れ
- c) 12.5cm対物レンズの汚れ
- d) ファインダーの汚れ
- e) アイピースの汚れ
- f) 30cm望遠鏡の光軸
- g) 30cm望遠鏡星像内外像
- h) 30cm望遠鏡星像視直径
- i) 各望遠鏡の平行度合わせ

②機械系

- a) 赤径軸潤滑油点検
- b) 赤径軸モーター点検
- c) 赤径軸ウォームギアの噛合い調整
- d) 赤緯軸潤滑油点検
- e) 赤緯軸モーター点検
- f) 副鏡駆動機構点検
- g) バランス調整
- h) 各部ネジの緩み点検
- i) 塗装点検
- j) 極軸セッティング点検
- k) 追尾精度点検

③電気P C系

- a) ハンドボックスの点検
- b) コネクター・コード類の点検
- c) ステラナビゲーター連動の確認

④その他

周辺機器（制御装置、ディスプレイ、無停電電源装置等）についても適宜点検を行う。

3. 可動式上屋・ドーム

①可動式上屋

- a) ラック・ピニオン・ベアリング部の確認・調整
- b) オーバースライダー動作確認
- c) 給電トロリー部確認
- d) シーケンサー動作確認
- e) ウェザーストリップ点検（防水ゴム・隙間調整ブラシ）
- f) ルーフヒーターの動作確認（ヒーター電気抵抗値測定）
- g) 各ケーブルの確認（被覆・接続端子）

②可動式ドーム

- a) ベアリング部の確認・調整
- b) 開閉扉の点検・動作確認
- c) ルーフヒーターの動作確認（ヒーター電気抵抗値測定）
- d) 各ケーブルの確認（被覆・接続端子）

④その他

周辺機器（操作盤等）についても適宜点検を行う。

第61条 保守作業

点検に併せて、清掃・調整・注油・消耗品交換等の保守を実施する。保守の範囲は、以下のとおりとするが、詳細は、調査職員等と打合せをする。

ア 汚れ、詰まり、付着等がある部分又は点検部の清掃

- イ 取付け不良、作動不良、ずれ等がある場合の調整
- ウ ボルト、ねじ等で緩みがある場合の増し締め
- エ 接触部分、回転部分等への調整・注油
- オ 軽微な損傷がある部分の補修
- カ 塗装（タッチペイント）
- キ その他これらに類する軽微な作業

第62条 作成書類

事業者は、別紙ー5「共通仕様書」第15条で示す書類のほかに、下記の書類を提出する。

1. 業務計画書（工程表含む）
2. 点検報告書
3. 業務打合簿
4. その他調査職員等が指示する書類

第6編 遊具維持管理工

第1章 共通事項

第63条 管理水準

遊具について、劣化や(社)日本公園施設業協会が定めた「遊具の安全に関する規準JPFA-S:2008」の不適合によるハザードを早期に発見し、遊具による事故を予防するとともに、適切な運営維持管理業務につなげるよう点検を行う。

点検業務の実施にあたり、適用を受ける関係法令等を遵守し、業務の円滑な遂行を図る。

なお、遊具の点検は幼児や児童が遊具の利用者であることから、次の各号に掲げる事項に配慮して行う。

- 1) 安全性の確保
- 2) 機能の保持
- 3) 美観に配慮した形姿の維持

第64条 その他

1. 点検作業においては、安全管理を徹底し、作業中であることを掲示して、公園利用者が利用しないよう十分な安全対策を講ずる。
2. 定期点検等で不良と判断された場合は、速やかに調査職員等へ報告する。
3. 点検で異常が発見された場合、もしくは、異常の可能性がある場合は、使用禁止が妥当と判断される遊具について、業務計画書等で事前に調査職員等と打合せた手順に従い、ロープやネット等で使用できないように処置するとともに、使用禁止表示を行い、公園利用者に事故が起きないように安全対策を実施する。併せて、調査職員等に速やかに連絡する。
4. 点検作業は、作業に適した服装にて作業を実施し、「公園施設製品安全管理士」「公園施設製品整備技士」の携帯用認定証等がある場合は携帯して作業に従事する。
5. 本仕様書に記載されていない事項については、(社)日本公園施設業協会の「遊具の安全に関する基準(2008)」を参考にする。

第65条 対象施設

遊具維持修繕工の対象施設は、以下の施設とする。

- (1) 森の回廊
- (2) 鳥の巣デッキ
- (3) 鳥の巣デッキB(森の回廊鳥の巣デッキ)
- (4) スイングボール
- (5) きりかぶ迷路
- (6) 木材飛ばしA/B
- (7) 光の遊具
- (8) 木登りネット
- (9) 森の吊橋
- (10) こかげネットA/B
- (11) トロッコ橋展望台前滑り台
- (12) ゆらゆらきのこ

- (13)メロディーきのこ
 - (14)こもれびネット
 - (15)森の隠れ家
 - (16)りすの散歩路
 - (17)オートリゾート滝野木製遊具※
 - (18)オートリゾート滝野コンビネーション遊具※
 - (19)オレンジエッグ
 - (20)フワフワエッグ
 - (21)マウントコニーデ
 - (22)虹の巣ドーム内虹の巣ネット
 - (23)ねずみのみち
 - (24)ローラー滑り台
 - (25)溶岩滑り台
- ※定期点検のみ実施。

第66条 管理項目

遊具維持修繕工では、対象施設に対し、下記の管理を行う。

- 1) 定期点検（基準診断を含む。）
- 2) 精密点検

第67条 用語の定義

1. 「点検責任者」は、(社)日本公園施設業協会が認定した「公園施設製品安全管理士」あるいは、調査職員等が同等と認めたものとする。なお、「点検責任者」は、「点検担当者」以上の経験、知識及び技能を有するものであること。
2. 「点検担当者」は、(社)日本公園施設業協会が認定した「公園施設製品整備技士」あるいは、調査職員等が同等と認めたものとする。
3. 「同等と認めた者」とは、(社)日本公園施設業協会が認定した「公園施設製品安全管理士」「公園施設製品整備技士」と比較して同等の学歴、経歴、実務経験、講習会の受講実績等から同等の知識と技術、管理能力等があると調査職員等が認めた者をいう。
4. 「作業」とは、遊具の点検をいう。
5. 「劣化」とは、物理的、化学的、生物的要因によりその物の性能が、低下することをいう。(ただし、地震、火災等の災害によるものを除く。)
6. 「定期点検」とは、公園施設製品安全管理士及び公園施設製品整備技士等が一定期間ごとに摩耗状況や変形ならびに経年変化等について点検する「劣化診断」と、「遊具の安全に関する規準 JPF A-S : 2008」に基づき遊具の形状や安全領域等の規準に対する妥当性を評価する「規準診断」をいう。
7. 「精密点検」とは、分解作業や測定機器を使用して行う詳細な点検である。
8. 「SP 表示認定企業」とは、(社)日本公園施設業協会が定めた「遊具の安全に関する規準 JPF A-S : 2008」等に基づき製品の設計、製造、販売、施工、点検、修繕を行い、かつ、(社)日本公園施設業協会が定めた規格「S : 2008QMS-SP 表示認定規格」を満たすマネジメントシス

テムを構築していると(社)日本公園施設業協会に認定された企業をいう。

9. 「SP 点検済シール」とは、「SP マーク」を付された「点検済シール」で点検、修繕した遊具が、「遊具の安全に関する規準 JPFA-S:2008」に合致したと認められた時に、安全性の確保が維持されていることを示すために、SP 表示認定企業が貼付することができるシールをいう。

第68条 点検の範囲

点検とは、遊具の形状を調査し、JPFA-S:2008に基づく規準診断等を行い、報告書を作成するまでの一連の行為をいう。

第2章 定期点検

第69条 定期点検

1. 事業者は、定期点検の点検責任者を定め調査職員等に届け出る。また、点検責任者を変更した場合も同様とする。
2. 定期点検の作業は、専門の有資格者が自ら行うか、又は専門の有資格者が作業者を指導して行う。
3. 定期点検は、日常点検や点検巡視と十分に連携をとり、実施する。(日常点検、点検巡視の実施については、企画運営管理業務を参照する。)
4. 定期点検は、年2回以上実施する。ただし、虹の巣ドーム内の虹の巣ネット(大・小)においては、別途開園準備時に取付金具の点検を行う。
5. 定期点検を行う場合には、あらかじめ、調査職員等から使用状況、劣化及び前回の定期点検報告書、修理経歴等の資料を入手し、点検の参考とする。
6. 点検を行う月日及び時間等は、作業計画書により実行する。
7. 定期点検は、(社)日本公園施設業協会が規定する「遊具の安全に関する基準 JPFA-S:2008」に基づいて実施し、その結果について定期点検記録簿としてとりまとめ報告する。
8. 点検作業の中で測定を行う必要がある場合は、定められた測定機器又は(社)日本公園施設業協会認定の、JPFA 検査器具、JPFA 肉厚測定器、JPFA 落下衝撃測定器等を使用して行う。
9. スイングボールの点検は、高所作業車を使用し、アンカー取付部、横桁内部ベアリング、チェーン固定部の点検を行う。
10. 点検作業と点検表に基づく判定は別の者がそれぞれ担当し、職務を兼ねることはできない。
11. 点検責任者は、「劣化診断」による劣化判定と「基準診断」によるハザードレベルを組み合わせることで総合的な機能判定を行う。その判定基準については、必要に応じ事前に調査職員等と協議をしておく。
12. 点検終了後、「合格」と判断された遊具について、「SP 点検済みシール」を貼付出来る遊具には調査職員等の承諾を受けて、点検実施時期を明記して添付する。

第3章 精密点検

第70条 精密点検

日常点検や点検巡視、定期点検時にハザードと思われるものが発見され、特に、精度の高い診断が必要な時に専門技術者が行う。

第4章 定期点検及び精密点検時における作成書類

第71条 作成書類

事業者は、次の各号に掲げる書類を作成し、調査職員等に提出する。

1) 作業計画書

業務計画書に基づき、作業実施日、作業内容、作業手順、作業範囲、点検責任者名、点検担当者名、安全管理者等を具体的に定めた定期点検に関する作業計画書を作業前に作成して調査職員等の承諾を受ける。作業計画書には、点検の作業中に利用を中止した方が良いと判断された遊具の取扱と処置方法、連絡手順について記載する。

2) 写真帳

客観的な判断材料として、必要に応じて遊具施設の劣化や破損状況、基準の適合状況を写真に記録する。

写真は、着手前、作業状況(規準点検状況・劣化点検状況)からなり、点検表と照合できるよう、点検実施後、速やかに写真帳に整理する。

3) 定期・精密点検記録簿

定期点検または精密点検の場合は、点検実施後、(社)日本公園施設業協会が定めた「遊具の安全に関する規準 JPFA-S:2008」に記載する「定期点検総括表」「定期点検表」「特別定期点検表」に基づき速やかに作成する。

4) その他調査職員等が指示する書類

第7編 除雪工等（園内除雪工、運搬排雪工、圧雪工、雪下ろし）

第1章 共通事項

第72条 管理水準

除雪工等は、公園施設の利用に支障が出ないように、別添－30「除雪工等実施要領(案)」を参考に行う。10月～5月までの期間は、除雪体制を確保する。（除雪の実績は、別紙－35「除雪出動実施実績（日時、日数）」参照。）

第73条 対象施設

除雪工等の対象施設は、園内全体とする。ただし、収益施設は対象から除外する。

第74条 管理項目

除雪工等では、対象施設に対し、以下の管理を行う。

- 1) 園内除雪工
- 2) 運搬排雪工
- 3) 圧雪工
- 4) 雪下ろし

第75条 除雪工の作業時間の記録

作業時間の記録は、以下を原則とする。

1. 機械除雪作業(ハンドガイド式除雪機を除く)は、作業日毎の実働時間で時間単位は10分とし、五捨六入とする。なお、作業機械の実働時間の確認はタコグラフによる記録紙にて行う。
2. ハンドガイド式除雪機及び人力除雪は、作業日毎の実働時間で時間単位は10分とし、五捨六入する。なお、実働時間は作業日報にて管理する。
3. 運搬排雪量は、作業日毎にトラック積載量と運搬回数により算出を行う。
4. 路面散布砂は、空袋管理とし、人力除雪と同様に実働時間で管理する。なお、作業日報に日々散布量、実働時間を記載する。

第76条 滝野スノーワールドの圧雪作業時間の記録

作業日毎の実働時間で時間単位は10分とし、五捨六入とする。なお、作業機械の実働時間の確認はタコグラフによる記録紙にて行うことを原則とする。

第77条 附帯除雪工（春季開園準備園内・こどもの谷遊具周辺・屋根雪下ろし）

附帯除雪工の作業時間の記録は、以下を原則とする。

1. 機械除雪作業(ハンドガイド式除雪機を除く)は、作業日毎の実働時間で時間単位は10分とし、五捨六入とする。なお、作業機械の実働時間の確認はタコグラフによる記録紙にて行う。
2. ハンドガイド式除雪機及び人力除雪は、作業日毎の実働時間で時間単位は10分とし、五捨六入する。なお、実働時間は作業日報にて管理する。

第78条 運転免許等

1. 除雪トラックの運転は、大型免許証及び車両系建設機械運転技能修了証(労働安全衛生法による)を取得している者に限る。
2. 除雪ドーザ、ロータリ除雪車、小型ロータリ除雪車の運転は、大型特殊免許証及び車両系建設機械運転技能修了証(労働安全衛生法による)を取得している者に限る。
3. バックホウ、ブルドーザは、車両系建設機械運転技能修了証(労働安全衛生法による)を取得している者に限る。なお、事業者は運転予定者の当該修了証の写しを各一部ずつ調査職員等に提出する。
4. 圧雪車の運転は、大型特殊免許証及び車両系建設機械運転技能修了証(労働安全衛生法による)を取得しており、圧雪車運転経験もしくは圧雪車に類似する機械の運転経験があり、経歴等を業務責任者が確認し、承諾した者とする。また、圧雪作業を支障無く遂行できる運転技術を有するものでなくてはならない。なお、事業者は圧雪車の運転予定者の機械運転経歴書の写しを各一部ずつ提出する。

第2章 除雪工

第79条 除雪工

別添-30「除雪工等実施要領(案)」を参考にして行う。

第8編 開閉園準備

第1章 共通事項

第80条 管理水準

春季開園準備においては、冬季の施設の養生を撤去し、開園後の利用に支障のない状態にする。

冬季開園準備においては、冬季間施設が破損しないよう適宜養生、撤収等を行う。

開閉園準備は、公園施設の利用に支障が出ないように、別添-31「開閉園準備実施要領(案)」を参考に行う。(別添-31「開閉園準備実施要領(案)」、別添-32「遊具取扱説明書」参照。)

第81条 対象施設

対象施設は下記の施設である。

- (1) 溶岩滑り台・同ゲート
- (2) オレンジエッグ
- (3) フワフワエッグ
- (4) フワフワエッグバタフライ弁
- (5) マウントコニーデ
- (6) 光の遊具
- (7) スイングボール
- (8) 標識
- (9) りすの散歩路(トンネル)
- (10) りすの散歩路(ジャングルジム)
- (11) 木登りネット
- (12) こかげネット A, B
- (13) 森の吊橋
- (14) トロッコ遊具・材木飛ばし・こもれびネット
- (15) ありの巣トンネル
- (16) 秘密の抜け道
- (17) ねずみのみちロープ柵
- (18) 森の教室
- (19) トロッコ橋展望台横便所
- (20) 天文台
- (21) 森見の塔
- (22) ワックスルーム(2棟)
- (23) 中央口B棟
- (24) 中央口クロスポイント
- (25) 歩くスキースタート・ゴール看板
- (26) 第1・第2ロープトウ防護柵
- (27) 玉入れ場スノコ
- (28) 鯉のぼりポール(8ヶ所)
- (29) 積雪柵(展望台から天文台間脱色アスファルト園路(地点A))
- (30) 積雪柵(展望台裏幹線園路(地点B))

(31)積雪柵（やまびこトンネル上幹線園路（地点D））

(32)積雪柵（やまびこトンネル上幹線園路（地点E））

第82条 管理項目

1) 春季開園準備

- ①遊具等設置及び雪囲い（養生）撤去
- ②建物雪囲い（養生）撤去
- ③スノーワールド撤去
- ④積雪柵撤去
- ⑤資材の搬出・搬入撤去

2) 冬季開園準備

- ①遊具等撤去及び雪囲い（養生）設置
- ②建物雪囲い（養生）設置
- ③スノーワールド準備
- ④積雪柵設置作業

第2章 開閉園の準備

第83条 開閉園の準備

別添－31「開閉園準備実施要領(案)」を参考にして行う。

第9編 園内清掃、公園内建物清掃

第1章 共通事項

第84条 管理水準

公園施設については、常に清潔を保ち、快適な環境を保持する必要がある、本公園の利用状況に適切に対応するため、事業者は、作業内容、作業場所等について十分に検討するとともに、周辺地域に配慮した実施時期の調整を行う。

第85条 対象施設

対象区域は全園を区域とする。ただし、(収益施設運営規定書第3条に定める)収益施設は除く。(別紙-33「清掃箇所、方法及び頻度等」参照。)

- ・休憩所
- ・便所等
- ・池・流れ清掃等
- ・園路・広場の舗装部

第86条 管理項目

- ・休憩所清掃工
- ・便所清掃工
- ・工作物清掃工
- ・定期清掃工
- ・ゴミ回収運搬工
- ・臨時清掃工

第2章 休憩所清掃工

第87条 休憩所清掃工

1. 床、壁面、天井等は、はき掃除、ふき掃除を行い、利用者に不快感を与えないよう清潔に保ち、必要に応じて薬液類を使用し洗浄する。
2. くもの巣、ハチの巣、ガムのかす等がある場合は、速やかに取り除く。
3. 清掃対象箇所に設置されている展示物等は、必要に応じ清掃する。
4. 清掃箇所及び実施頻度等は下表の通りとする。(別紙-33「清掃箇所、方法および頻度等」参照)
5. 使用頻度、汚れ具合によっては、清掃回数を増やす。

清掃箇所	実施頻度
四阿、中央口休憩所、東口レストハウス、こどもの谷休憩所等	1回/日

第3章 便所清掃工

第88条 便所清掃工

1. 清掃中は、利用者の利便性に配慮する。

2. 衛生器具(便器、手洗い器等)、床、壁、鏡、窓ガラス、照明器具等を適切な方法と頻度で清掃し、清潔に保つとともに、詰まり等はすぐに対応する。
- 3.ホルダー内に常時ペーパーがあるように補充する。
4. 清掃箇所（別添－２７「国営滝野すずらん丘陵公園建物に係る点検整備(位置図)」**3** 便所位置図）及び実施頻度等は下表の通りとする。
5. 使用頻度、汚れ具合によっては、清掃回数を増やす。

清掃箇所	実施頻度
中央口休憩所(管理棟)、東口レストハウス、こどもの谷休憩所等	1回/日

第4章 工作物清掃工

第89条 園内清掃

1. 対象区域は全園を区域とする。ただし、収益施設は除く。
2. 拾い清掃による紙くず、空き缶等の除去や掃き掃除による土ぼこり、落ち葉等の除去により、園路(園地・植栽を含む)や側溝、遊具等の工作物をきれいな状態に保つ。
3. U型溝、排水桝等の排水設備の性能を維持するため、適宜点検を行うとともに、溜まった落ち葉、土砂等を除去する。
4. 公園利用者が直接接触れるベンチやテーブル等は、汚れやコケ、鳥の糞が無いよう水拭き等の清掃を行い、同時にささくれ、がたつき等による危険箇所の確認を行う。
5. くず籠や喫煙場所の吸殻等の清掃を随時行う。
6. 池等の水面のごみや落ち葉等を網等で随時除去する。
7. 外灯、時計や温度計、駐車場管制、監視カメラ等の設備について、汚れがひどい場合には清掃を行う。
8. 大規模な行催事の開催等により、塵芥の発生量の増加が見込まれる際に業務責任者の判断により当該箇所を清掃する。
9. 実施頻度は下表の通りとする。

実施頻度	
最繁忙期(4月～5月)	1回/日
繁忙期(10月～11月)	
通常期(6～9月、3月)	
閑散期(12月～2月)	土・日・祝日;1回/日、平日;1回/週

10. 作業時間は業務責任者の判断による。なお、閉園時間を過ぎて作業を行う場合には、必ず調査職員等に報告し、その指示に従う。

第5章 定期清掃工

第90条 計画

事業者は、作業計画において使用機械、作業方法等の変更が生じた場合は、事前に調査職員等と協議する。

第91条 定期清掃

内容は次のものとする。

1. ワックス塗布

清掃箇所及び実施頻度は、下表の通りとする。

清掃箇所	実施頻度
研修棟(362 m ²)	2回/年
ボランティア棟(234 m ²)	
軽食コーナー休憩スペース(100 m ²)	
ロジゆきざさ休憩スペース(2F)(62 m ²)	
カントリーハウス休憩室(1F)(58 m ²)	
森の情報館受付・森の情報館展示室 B1F・ スタッフルーム・授乳室(2F)(27 m ²)	

2. 天然木フローリング清掃（木材保護着色剤使用）

清掃箇所及び実施頻度は、下表の通りとする。

清掃箇所	実施頻度
森の交流館・ツリーハウス(539 m ²)	1回/年

3. クリーニング

清掃箇所及び実施頻度は、下表の通りとする。

清掃箇所	実施頻度
カントリーハウス内1Fカーペット(127 m ²)	2回/年
虹の巣ドーム内ウレタン床(208 m ²)	

4. 強力掃除機清掃

強力掃除機清掃は、ネット素材を損傷させない柔軟なブラシを用いて、ネットの隙間の埃等を除去する。

清掃箇所及び実施頻度は、下表の通りとする。

清掃箇所	実施頻度
ざぶとん遊び 18個(36 m ²)	2回/年

5. 水あらい

清掃箇所及び実施頻度は、下記の通りとする。

清掃箇所	実施頻度
虹の巣ネット (大・265 m ² 、小・20 m ²)	2回/年
ぶら下がりボール 1本、ネット6本(33 m ²)	

6. オゾン式脱臭

清掃箇所及び実施頻度は、下記の通りとする。

清掃箇所	実施頻度
虹の巣ドーム内	2回/年

7. 機械洗浄

清掃箇所及び実施頻度は、下記の通りとする。

清掃箇所	実施頻度
フワフワエッグ	1回/年

8. 池・流れ清掃等

(1)ポンプを停止し池部の排水を行った後、ごみ類や夾雑物、汚泥を除去し、池の底部、側面部、景石等をブラッシングする。

(2)底部、側面部、景石等の汚れを所定箇所へ処理した後、池部への給水ポンプを始動する。

(3)清掃箇所及び実施頻度は下表の通りとする。

清掃箇所	実施頻度	
	せせらぎ水路	5月、6月、9月
7月		2回/月
8月		4回/月

9. 幹線園路清掃工(機械)

(1)幹線園路を路面清掃車にて清掃する。

(2)回収した砂等は、廃棄物の処理および清掃に関する法律に準拠し、適正に処理する。

(3)また、作業中においては誘導員を1名配置し、安全を確保する。

清掃内容等	実施頻度
路面清掃(路面清掃車)	2回/年

10. 幹線園路雨水柵清掃工(機械)

(1)幹線園路の雨水柵を側溝清掃車で清掃する。

(2)回収した土砂等は、廃棄物の処理および清掃に関する法律に準拠し、適正に処理する。

清掃内容等	実施頻度
雨水柵清掃 (収益を除く)	1回/年(春)

11. 人工柵清掃

(1)機械が入らない園路及びカントリーガーデンの集水柵の土砂等を除去し、清掃する。

(2)回収した土砂等は、廃棄物の処理および清掃に関する法律に準拠し、適正に処理する。

第92条 作業時間

原則として、公園利用者に近接する箇所については、閉園時間内に行い、閉園時間を過ぎて作業を行う場合には、公園利用調整を行う。

注 閉園時間(4/20～5/31、9/1～11/11)17:00～9:00
(6/1～8/31)18:00～9:00

第6章 臨時清掃工

第93条 臨時清掃

行催事の開催後や春季・冬季の開閉園準備時、害虫発生時、台風や豪雨等の災害発生時には、必要に応じて、当該箇所を清掃する。

第7章 ゴミ回収運搬工(夏季・冬季)

第94条 ゴミ回収運搬工(夏季・冬季)

1. 軽トラックにより、園内各所に存在するゴミ箱から所定の集積箇所に運搬する。ゴミは、札幌市の分別区分に従って分別を行う。
2. ここでいうゴミとは園路上の落ち葉、枯れ枝も含む。
3. 夏期については、炊事広場の残り火処理も行う。
4. ゴミ回収運搬箇所については、別途指定する。

ゴミ回収運搬(1)	中心・溪流	夏期 軽トラック L=38.3km
ゴミ回収運搬(2)	中心・溪流 滝野の森	夏期 軽トラック L=44.2km
ゴミ回収運搬(3)	中心・溪流	冬期 軽トラック L=15.1km

(別紙-34-1「一般廃棄物(排出量、経費)」参照。)

第95条 産業廃棄物処理

事業者は、排出される産業廃棄物を「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(昭和45年12月25日法律第137号)及び関係法令に従って、適正に処理する。(別紙-34-2「産業廃棄物(排出量、経費)」参照。)

第96条 雑作業等

事業者は、使用機材等の改良・メンテナンス、使用車両の給油・メンテナンス、仮設トイレ洗浄液補給等の業務責任者の判断による作業を行う。

H25-27 国営滝野すすらん丘陵公園運営維持管理業務
個別仕様書
【植物管理業務】

平成 2 4 年〇月

第1章 総則

第1条 適用

本個別仕様書は、「国営滝野すずらん丘陵公園運営維持管理業務」のうち、植物管理業務に適用する。
植物管理として、芝生管理、中低木管理、高木管理、林地管理、草地管理、花壇管理、草花管理、花畑管理の8種の施工について、適用する。

第2条 事業者の責務

事業者は、施工にあたって、公園管理業務の特性を踏まえ、共通仕様書、計図書及び現地の気象条件、土壌条件等環境条件を十分に把握のうえ、管理効果が上がるよう配慮し、目標とする管理水準を達成すべく、施工にあたるものとする。

第3条 作成書類

事業者は、共通仕様書第13条、第14条、第15条に準じて、書類を作成する。

第4条 基本事項

1. 本業務は、植物管理業務を総括する業務責任者の責任のもと実施する。
2. 事業者は、本個別仕様書によるほか、関係法令を遵守し、公園利用者への快適なサービスに努めるとともに、公共性に配慮し、都市公園の効用に資するよう適切に管理運営を行う。なお、次号に掲げる事項の他、本個別仕様書に記載のない事項又は本個別仕様書に疑義が生じたときは、その都度、調査職員等と協議する。
 - 1) 植物について補植を要する事態が生じたとき。
 - 2) 既存木の移植（又は伐採）を行う必要が生じたとき。
 - 3) 公園利用者サービスに供するために新規植栽の必要が生じたとき。
3. 業務責任者は、公園内の植物を常に良好な状態とし、他業務と相互連携を保ち、適切に進捗管理を行い、実施する。
4. 管理体制人員は、円滑な運営維持管理を行うため、植生状況に基づき弾力的に配置する。
5. 業務従事者の服装、作業用機械、器具、車両等については、公園にふさわしいものとし、イメージアップに心掛ける。
6. スタッフの身分保障、健康管理、服務規律は事業者の責任において行う。
7. 業務効率化に向けた設備及び物品を事業者が導入する場合は、事前に調査職員等の承諾を受けた上で、事業者の負担にて行う。
8. 持ち込み可能な車種及び車両の運行については、「園内車両入園規則」に基づき、公園利用者の安全と快適な利用を妨げない運転・駐停車・作業態度等に努めるとともに、北海道開発局札幌開発建設部が発行する車両運行許可証を前面に提示し、許可証裏面の「公園内車両通行および作業心得について」を遵守して走行する。（別添－15「国営滝野すずらん丘陵公園園内車両入園規則」参照。）
9. 作業にかかる車両の持ち込みは最小にとどめ、公園利用者の迷惑とならない様、必要に応じ誘導員を配置するか、公園利用者の迷惑とならない場所へすみやかに移動する。
10. 提供物品は事業者に貸与するが、物品類の修理等は調査職員等に報告の上、事業者が行う。
11. 設備及び提供物品は事業者の注意義務で管理する。

- 1 2. 企画提案により、当初の形状を変更した場合は、業務終了後に調査職員等と協議を行い、必要に応じて原状回復する。(継続して契約した場合を除く。)

第5条 安全管理等

1. 常に公園利用者の安全確保並びに快適な利用を図るため、利用の迷惑とならないよう十分注意するとともに、事業者の責任において常に公園の観察を行い、善良なる管理を行う。
2. 危険防止のため、枯損木や枯枝の早期発見と枯枝の除去、及び、全ての作業実施時に作業エリアをバリケード等で囲い作業中であることを明示すること等、施工中は安全管理を徹底し、公園利用者の安全を十分確保する。
3. 施工中は園内の施設工作物及び樹木等を破損しない様に注意する。

第6条 利用サービス

1. 作業時間は、公園利用者の迷惑とならないように配慮し、決定する。なお、開園時間内に作業を行う場合には、必要に応じて公園利用調整を行う。
2. 公園利用者に対して、管理作業内容の情報を提供する必要がある場合には、作業場所において適切な説明看板類を掲示する。

第2章 芝生管理

第7条 管理水準

以下に示す管理水準を満たす芝生管理を行う。(別添-37「芝生管理区域図」参照)

ランク	AA	A	B	C	D
管理目標	美観や密度を保ち、プレーの要求に応えることが目的の芝生地。	主要な広場や修景施設周辺にあり、修景性が高く、芝生の美しさが重要な景観構成要素となっており、利用率も高い芝生地	修景性が高く、芝生の美しさが重要な景観構成要素となっており、動的利用も多い芝生地	A、Bランクに次ぐ程度の修景性や利用率がある芝生地	主として法面等保全や緑を保持することが目的の芝生
管理水準					
芝刈高	4cm以下に維持	5cm以下に維持	5cm以下に維持	7cm以下に維持	7cm以下に維持
雑草混入	混入なし	可能な限り混入なし	可能な限り混入なし	一部混入容認	一部混入容認
茎葉密度	高い	高い	高い	高いが空隙あり	高いが空隙あり
標準実施回数	(単位；回/年)				
芝刈(標準芝刈込回数)	35	15	9	6	3
対象地 (収益施設を除く)	パークゴルフ場(フェア)	パークブリッジ下 花のまきば(1)(2)(3)(5) カントリーハウスの庭園(1) 花のテラス ロジ前 つどいの森 風のはらっぱ(1)(2) パークゴルフ場(ラフ) 厚別川上流 厚別川下流 水の広場 森の炊事広場 収穫の谷(1) 多目的ホール前 溪流口駐車場周辺 鱒見口駐車場周辺	事務所周辺 ローンスタジアム 展望台周辺 東口の広場 こどもの谷(2)(3) 滝野の森口広場	中央口駐車場周辺 東口駐車場周辺 収穫の谷(2) こどもの谷(1)	溪流園 森のすみか カントリーハウスの庭園(2) 花のまきば(4) 滝野の森口広場周辺 山の家宿泊棟前

※ 芝刈工以外の工種については、必要に応じて業務責任者が判断し、適宜行う。

※ 3月中旬から積雪状況を把握のうえ適時融雪剤を散布して、コースの融雪を促進する。

第8条 芝刈工

1. 芝生地内にある石、空き缶等障害物はあらかじめ取り除く。
2. 芝生地内にある樹木、草花、施設等を損傷しないように注意し、刈むら刈残しのないよう均一に刈込む。
3. 刈込み高は管理水準を目安とするが、大幅に変更する場合は、調査職員等と協議する。
4. 縁切りは、寄せ植え、施設等にほふく茎が侵入しないよう、寄植類にあたっては、樹冠の垂直投影線より10cm程度外側で垂直に切り込み、せん除する。
5. 刈り取った芝は、別途図面に明示している滝口ヤード箇所に運搬・堆積するとともに、刈り跡は

きれいに清掃する。

6. 芝刈り回数及び頻度については、芝草の生育状況を確認した上で適切かつ効率的な数量を設定し、作業にあたるものとする。

第9条 芝生病虫害防除工（薬剤散布）

1. 病虫害が発生した場合には、誘殺等散布以外の方法を検討し、やむを得ず散布する場合であっても農薬取締法等の農薬関連法規や北海道農薬安全使用推進方針、及びメーカー等で定めている使用安全基準、使用方法等を遵守し、最小限の区域における農薬散布に留める。
2. 病虫害の発生に備え、予防的な散布を要すると判断した場合は、速やかに調査職員等の承諾を得て、適切な処置を講ずること。
3. 薬剤散布は、薬剤の効果、周辺環境への影響に十分配慮し、適切な天候条件、使用日時、服装により行う。なお、開園時間内には実施しない。
4. 農薬を使用した年月日、場所及び対象植物等、使用した農薬の種類又は名称並びに使用した農薬の単位面積当たりの使用量又は希釈倍率数について記録する。
(実績は、別紙－37「薬剤散布（位置、数量、時期、頻度等）」参照。)

第10条 芝生施肥工

1. 過去の実績をふまえ、業務責任者が適切と判断した施肥量を芝生面にむらのないよう均一に散布する。
2. 施肥を行う場合は、原則として降雨直後等で葉面がぬれているときは行わない。
3. 施肥の時期及び回数については、芝草の生育状況を確認すると共に、芝生の利用状況予測を考慮して適切かつ効率的な時期を設定し、作業にあたるものとする。
(実績は、別紙-36「農薬、肥料、土壌改良材リスト」を参照。)

第11条 芝生目土掛工

1. 目土は植物の根やガレキ等の混入がなく、必要に応じてふるい分けした目土用土又は砂材を用いる。土壌改良剤及び肥料を混入する場合は、過去の実績をふまえ、業務責任者が適切と判断した混入率となるよう入念に混合する。
2. 目土は、過去の実績をふまえ、業務責任者が適切と判断した量をとんぼ等を用いて、むらなく均一に敷きならし、十分すり込む。なお、芝生面に不陸がある場合は不陸整正を勘案しながら行う。
3. 芝草の生育適期を選んで施工し、合わせて芝草の生育促進、芝生地表面の不陸整正の効果を最大限に発揮できるよう施工する。

第12条 芝生エアレーション工

1. 芝生土壌の硬化を防止するため、エアレーション器具または機械により土壌が膨軟となるよう効果的に行う。
2. 施工区域の設定、穴及びカッティングの深さ、間隔等は業務責任者の判断による。
3. 芝地内にある石、空き缶等の障害物は、あらかじめ取り除く。

第13条 芝生雑工

1. 芝生雑工1については業務責任者の判断する作業（堆肥攪拌補助、散水、不陸調整等）を実施する。
2. 芝生雑工2については業務責任者の判断する作業（灌水補助、施肥散布補助、芝生保護材設置等）を実施する。
3. 芝の補植を行う際は、以下の項目に留意する。
 - 1) 張替え箇所を大きめに形を整えて切り取り、深さ **15cm** 程度まで床土を交換又は耕耘したうえ、沈下防止のためよく転圧し、表面排水できるよう不陸整正を行う。
 - 2) 張芝は、周縁と同じ高さとなるよう調整し、転圧し、目土を施し、必要に応じて適宜施肥、灌水する。
 - 3) 播種は、施工箇所を刈取・集草し、土壌改良材を散布の後、種子を均等に播き付ける。その後、目土散布を行ったのち、速やかに灌水を行う。
4. 芝生灌水は、以下の項目に留意する。
 - 1) 既存の灌水設備または散水車を使用して、過去の実績をふまえ、業務責任者が適切と判断した灌水量を芝生全面に行きわたるよう均一に灌水する。
 - 2) 芝生の生育状況を確認したうえで、適切かつ効率的な時期を設定し、作業にあたるものとする。
 - 3) 施工の際は、入園者等に細心の注意を払うと同時に主要部分は開園時間外に対応する。

5. リサイクル工

堆肥づくりは、落葉や芝刈屑、チップ等を原材料として植栽地の土壌改良等を目的として行うものとし、堆肥製造過程における温度管理や水管理、熟成期間等の管理基準や繰り返し方法、使用機械については、まとめて調査職員等に協議した上で決定する。

なお、リサイクル場所は別途図面に明示している滝口ヤード箇所とし、リサイクル以外のものは園外へ搬出・処分する。

第3章 中低木管理

第14条 管理水準

以下に示す管理水準を満たす中低木管理を行う。(別添-38「中低木管理区域図」参照)

管理目標	対象地の個々の中低木の目的(鑑賞、遮蔽、境界、緑被)に留意した管理を行う。			
	花を公園利用者に見せる役割を持ち、その花が景観構成要素となっている花木	花を公園利用者に見せる役割を持ち、その花が景観構成要素となっている花木(ハギ類)	芝生地と高木等他の植栽を補完する目的で植えられた中間植栽としての役割や、園路や広場等の境界植栽としての役割を持つ中低木	既存木及び法面等保全や緑を保持することが目的の中低木
	鑑賞	鑑賞	遮蔽・境界	緑被
管理水準	良好な生育、景観等のため整形し、健全な個体を維持する。	寄植については、基本的に自然樹形とし、枯損枝、支障枝葉を撤去する。また、秋に地際にて刈り取る。	基本的に自然樹形であるが、樹種の特性を考慮し、剪定工を実施する。枯損枝、支障枝等は撤去する。	自然樹形とし、枯損枝、支障枝等は撤去する。
標準実施回数	(単位;回/年)			
剪定・刈込み	1回/年			
対象地	カントリーガーデン、溪流ゾーン、青少年山の家、こどもの谷 等			

※剪定・刈込み以外の工種については、必要に応じて業務責任者が判断し、適宜行う。

第15条 中低木剪定工

1. 一般事項

- 1) 枝の密生した箇所は中すかしを行い、刈地原形を十分考慮しつつ、樹幹局縁の小枝を輪郭線を作りながら刈込む。
- 2) 裾枝の重要なものは、上枝を強く、下枝を弱く刈込む。
- 3) 花木類を刈込む場合は、花芽の分化時期と養生位置に注意する。
- 4) 数年の期間において刈込みを実施する場合は、第1回の刈込みの際に一度に刈込まず、数回の刈込みを通して徐々に刈地原形に仕立てていく。
- 5) 刈り取った枝葉は別途図面に明示している滝口ヤード箇所に運搬・堆積する。
- 6) 特に枝葉が樹冠内に残らないようにきれいに取り去り、刈込んだ樹木、寄植等の周辺はきれいに清掃する。
- 7) 剪定にあたっては、樹木単体だけでなく、公園として望ましい植栽景観づくりを視野に入れて、望ましい樹形の確保に努める。
- 8) 公園の景観維持及び樹木の生育等に支障があり、剪定だけでなく間伐の必要が生じた場合には、調査職員等に報告する。

2. 寄植剪定

各樹種の生育状態に応じ、刈地原型を十分考慮しつつ刈込む。

3. 単木剪定

各樹種の特性に合わせた人力による刈り込み作業を行う。

第16条 ハギ刈込工

- 1) 樹木、株物、柵等を損傷しないよう注意し、刈残しのないように刈り込む。
- 2) 刈り取った枝葉は、別途図面に明示している滝口ヤードに運搬・堆積する。

第17条 中低木地除草工（人力除草）

人力による抜根除草とし、根に付着した土を除いた後、別途図面に明示している滝口ヤードに運搬・堆積する。

第18条 中低木地除草工（機械除草 肩掛式、ハンドガイド式+肩掛式）

1. 作業場所の条件により、肩掛式草刈機及びハンドガイド式併用肩掛式草刈機により施工する。
2. 刈り取った雑草は別途図面に明示している滝口ヤード箇所に運搬・堆積する。

第19条 中低木施肥工

1. 一般事項

- 1) 過去の実績をふまえ、肥料、施肥の種類（寒肥、追肥等）及び各樹木の特性に応じてもっとも効果が期待できるよう、施肥量について業務責任者が判断して行う。
- 2) 溝及び縦穴の掘削に際しては、樹根に損傷を与えないよう注意する。

2. 中低木施肥

- 1) 1本立ち及び小規模な寄植えの場合、輪肥・壺肥を主体とし、業務責任者が判断して行う。
 - (1) 輪肥：樹木主幹を中心に、葉張り外周線の地上投影部分に深さ20cm程度の溝を輪状に掘り、溝底に肥料を平均に敷き込み覆土する。溝掘りの際、とくに支根を傷めぬよう注意し、細根の密生している場合は、その外側に溝を掘る。
 - (2) 壺肥：樹木主幹を中心に、葉張り外周線の地上投影部分に放射線状に縦穴を掘り、穴底に肥料を入れ覆土する。縦穴の深さは20cm程度とする。
- 2) 群植、大規模な寄植えの場合、有機質肥料については、1㎡当たり3箇所の縦穴を掘り、底に肥料を入れ覆土する。化成肥料については、植込内に均一に散布する。
(実績は、別紙-36「農薬、肥料、土壌改良材リスト」参照。)

第20条 中低木病虫害防除工（簡略化案）

1. 中低木病虫害防除工は「第9条芝生病虫害防除工（薬剤散布）」に準じて行う。
(実績は、別紙-37「薬剤散布（位置、数量、時期、頻度等）」参照。)

第21条 中低木冬囲工（枝しおり設置・縄巻のみ、撤去）

(設置)

縄巻きのみにより枝しおりを行う。

(撤去)

1. 設置されている各種の冬囲いの撤去を行う。
2. 撤去した縄巻は別途図面に明示している滝口ヤード箇所に運搬・堆積する。

第22条 中低木冬囲工（晒竹4本むしろ掛け設置・撤去）

（設置）

1. 心立ては晒竹 **L=4.0m**、**4本/本**とする。
2. むしろは**2枚/本**とする。

（撤去）

1. 設置されている各種の冬囲いの撤去を行う。
2. 撤去した晒竹・むしろ等は別途図面に明示している滝口ヤード箇所に運搬・堆積する。

第23条 中低木冬囲工（晒竹1本縄巻設置・撤去）

（設置）

晒竹 **L=1.5m** に縄巻によって枝しおりを行う。

（撤去）

1. 設置されている各種の冬囲いの撤去を行う。
2. 撤去した竹・縄巻等は資材置き場に運搬・堆積する。

第24条 中低木植栽工（中低木 株物）

1. 樹高 **60cm** 未満の樹木を対象とする。
2. 植栽を実施するにあたり、土壌改良材は埋め戻し土壌とよく攪拌する。

第25条 中低木雑工・中低木巡回工（巡回作業・雑作業）

1. 中低木雑工については業務責任者の判断する作業（ササ刈、ササ伐根、害虫の捕殺駆除作業、中低木地落葉除去枯損木及び支障枝撤去、チップ敷均し等）を実施する。
2. 中低木巡回工1にて、植木手入れやその他業務責任者が判断する管理作業を行う。
3. 中低木巡回工2にて、植木手入れ補助・支障木手入れやその他業務責任者が判断する管理作業を行う。
4. 中木および低木補植を行う際は、以下の項目に留意する。
 - 1) 中木は樹高 **60cm**～**100cm** 未満の樹木を対象とし、低木は **60cm** 未満の樹木を対象とする。
 - 2) 植栽を実施するにあたり、土壌改良材を投入する場合は、埋め戻し土壌とよく攪拌する。
5. マルチングを行う際は、以下の項目に留意する。
 - 1) マルチング材は過去の実績をふまえ、業務責任者が適切と判断した量をむらなく均一に敷き均す。
 - 2) 使用するマルチング材及び敷き均し量、厚さについては業務責任者が判断し、定める。
6. 中低木灌水工は、既存の灌水設備、または必要に応じて散水車を使用して実施する。また、施工の際は、入園者等に細心の注意を払うと同時に、主要部分は開園時間外に対応する。

第4章 高木管理

第26条 管理水準

以下に示す管理水準を満たす高木管理を行う。(別添-39「高木管理区域図」参照)

ランク	A	B	C
管理目標	花やその樹形を公園利用者に見せる役割を持ち、景観構成要素となっている高木	園路や広場、敷地の境界、遮へい、防火帯となる植栽としての役割や景観木としての役割を持つ高木	既存木に近い高木
	鑑賞	鑑賞、緑陰、防災、遮へい	緑陰
管理水準 (剪定)	抑制管理を中心とし、きめ細かい管理を実施 自然樹形を原則とするが、強風による影響を受けやすいものについては枝透かしを実施	自然成長を前提としつつ、障害除去を行う保護管理を実施 原則として自然樹形	原則として自然樹形
対象地	カントリーガーデン 子供の谷など	カントリーガーデン 子供の谷など	溪流ゾーンなど

第27条 高木施肥工

過去の実績をふまえ、肥料、施肥の種類(寒肥、追肥等)及び各樹木の特性に応じてもっとも効果が期待できるよう、施肥量について業務責任者が判断して行う。

- 1) 輪肥：樹木主幹を中心に、葉張り外周線の地上投影部分に深さ20cm程度の溝を輪状に掘り、溝底に肥料を平均に敷き込み覆土する。溝掘りの際、とくに支根を傷めぬよう注意し、細根の密生している場合は、その外側に溝を掘る。
- 2) 車肥：樹木主幹から車輪の輻のように放射線状にみぞを掘る。溝は外側に遠ざかるにつれて幅を広く、かつ深く掘り、溝底に肥料を平均に敷き込み覆土する。溝の深さは15～20cm程度、長さは葉張りの3分の1程度とし、溝の中心部分が葉張り外周線の下にくるように掘る。
- 3) 壺肥：樹木主幹を中心に、葉張り外周線の地上投影部分に放射線状に縦穴を掘り、穴底に肥料を入れ覆土する。縦穴の深さは20cm程度とする。
- 4) 移植後1年以内の樹木及び剪定直後の樹木で、葉張り外周線の不明の樹木については、溝及び穴の中心線が樹幹中心より根元直径の5倍にくるように掘る。

(実績は、別紙-36「農薬、肥料、土壌改良材リスト」参照。)

第28条 高木支柱工(簡略化案 第43条～第45条)

1. 二脚鳥居の結束直し、二脚鳥居や三脚鳥居、晒竹八つ掛の設置、付替えを行う。
2. 再結束や付替えの際に、発生した在来の杉皮、しゅろ縄及び鉄線は別途図面に明示している滝口ヤード箇所に運搬・堆積する。

第29条 高木冬囲工(枝しおり設置・撤去)

(設置)

わら縄によって枝しおりを行う。

(撤去)

1. 設置されている冬囲いの撤去を行う。
2. 撤去したわら縄等は、別途図面に明示している滝口ヤード箇所に運搬・堆積する。

第30条 高木枯損木処分工

1. 公園内の景観維持や、倒木等による不測の事態から公園利用者に対する安全を確保するため、常に公園内を観察し、枯損木を発見した場合には速やかに調査職員等と協議し、対象木を決定する。
2. 幹周を計測した後に、チェーンソーにて伐採を行い、幹周 20m 未満、20cm 以上 30cm 未満、30cm 以上 60cm 未満、60cm 以上 90cm 未満、90cm 以上 120cm 未満と区分する。
3. 伐採した樹木の幹及び枝葉については、別途図面に明示している滝口ヤード箇所に運搬・堆積する。

第31条 高木病虫害防除工（薬剤散布）

高木病虫害防除工は、「第9条芝生病虫害防除工（薬剤散布）」に準じて行う。

（実績は、別紙-37「薬剤散布（位置、数量、時期、頻度等）」参照。）

第32条 高木巡回工（巡回作業・雑作業）

1. 高木巡回工1は、高度な造園知識・技術を必要とする作業（倒木復旧作業、樹勢回復作業〔状態の調査を伴うもの〕、高所作業、アオダモのアーチやコニファーの冬囲い等）や、その他業務責任者の判断する管理作業を行う。
2. 高木巡回工2は、高木巡回工1以外の作業やその他業務責任者の判断する管理作業を行う。
3. 在来の支柱の取り外しを行う際は、樹木を損傷しないよう十分注意し根元より完全に引き抜く。また、杉皮、しゅろ縄、垂鉛引鉄線、洋釘及び幹巻材も同様にきれいに取り除く。撤去した支柱、杉皮、しゅろ縄等は別途図面に明示している滝口ヤード箇所に運搬・堆積する。
4. 高木剪定工は、以下の項目に留意する。
 - 1) 樹形の骨格づくり、樹形の整形、混み過ぎによる病虫害及び枯損枝の発生防止等を目的として、枝おろし、枝すかし、ふところすかし、切詰め、枝抜き、切返し、枝はさみ、枝うち、枝かき等の剪定方法を、樹種、形状及び選定の種類に応じてもっとも適切な方法により行う。
 - 2) 樹姿及び樹形の仕立て方は、特に修景上、規格形にする必要がある場合を除き、自然形に仕立てる。
 - 3) 剪定に当たっては、下枝の枯死を防ぐために原則として上方を強く、下方は弱く、また、南側等の樹勢の強い部分は強く、北側等樹勢の弱い部分は弱く剪定する。
 - 4) 不定芽の発生原因となる「ぶつ切り」は原則として行わない。
 - 5) 花木は花芽の分化時期と養生位置に注意して剪定する。
 - 6) 剪定後、樹木周辺をきれいに清掃する。剪定した枝葉は、別途図面に明示している滝口ヤード箇所に運搬・堆積する。
 - 7) 剪定にあたっては、樹木単体だけでなく、公園として望ましい植栽景観づくりを視野に入れて、望ましい樹形の確保に努める。
 - 8) 公園の景観維持及び樹木の生態等に支障があり、剪定だけでなく間伐の必要が生じた場合には、調査職員等に報告する。
 - 9) 園路やマウンテンバイクコース沿い等の公園利用者の動線上の高木については、支障枝・枯枝等を適切に除去し、落ち枝等によるけがなどないよう努める。
 - 10) 調査職員等の指示する景観上重要な樹木については、樹形の維持及び眺望の確保に努める。

5. 高所作業は、以下の項目に留意する。

- 1) 高所作業車を使用し、高所枝打ち作業等を行う。
- 2) 高所作業の際には、周囲の安全性や樹木を傷つけないように細心の注意を払い、セーフティコーンやアウトリガー（伸縮補助足）等により安全を確保したうえで作業を実施する。

6. リサイクル工

チップづくりは、植栽地のマルチング材、園路、遊び場のクッション材、堆肥化の原材料等として使用するために行うものとし、粒度や形状等の品質基準や使用目的、使用機械、チップ化を実施する場所については、調査職員等に協議した上で決定する。

実施に先立ち、マルチング材やクッション材等、公園利用者が直接触れるチップについては、試験施工等により、粒度や形状の安全性についてまとめて調査職員の承諾を得る。

なお、リサイクル場所は別途図面に明示している滝口ヤード箇所とし、リサイクル以外のものは園外へ搬出・処分する。

（実績は、別紙－39「植物性廃棄物の取扱（発生・処理・活用量等）」参照。）

7. 高木灌水工は、「第25条中低木雑工・中低木巡回工（低木灌水工）」に準じて行う。

第5章 林地管理

第33条 管理水準

以下に示す管理水準を満たす樹林地管理を行う。(別添-40「林地管理区域図」参照)

区分	林地
管理目標	既存木
	保全林地、景観林地
管理水準(剪定)	原則として自然樹形
対象地	カントリーガーデン周辺 溪流ゾーン 滝野の森(西エリア)など

第34条 林地除草工(肩掛式 集積・運搬あり)

1. 林地内にあるごみ、空き缶等障害物はあらかじめ取り除く。
2. 樹木、株物、柵等を損傷しないよう注意し、刈むら、刈残しのないよう刈り取る。
3. 樹木、株物、柵等の周辺も刈残しのないよう仕上げる。また、それにかからんでいるつる性の雑草もきれいに除去する。
4. 案内板、消火栓、電話ボックス等の施設が公園利用者によく見えるよう特に注意して刈り取る。
5. 調査職員等が残すよう指示した樹木、草花類を刈り取らないよう、事業者はH22、H23実績の「生態エリア管理指導事項」(別紙-38)、「滝野の森ゾーン(西エリア)植物維持管理計画書」(別添-42)を参考にし、細心の注意をはらい施工する。
6. 水際のアシ、ガマ等を刈り込む時は、刈込みの範囲や留意事項等について調査職員等の指示に従う。
7. 自生動植物の育成や繁殖、景観、利用形態についても配慮する。
8. 機械刈りに当たっては、刈取り物や飛び石が人、車両、建物に当たらぬ様に配慮し、人、車両、建物に対して影響が懸念される箇所では防護工等を行い、工事中の安全に配慮しなければならない。
9. 施工前に刈残し箇所、刈高設定等に関する試験施工を指示する場合がある。
10. 幹線園路の両側路肩は、片側1.5m幅で刈取る。
11. 刈草は、別途図面に明示している滝口ヤード箇所に運搬集積するとともに、刈跡はきれいに清掃する。

第35条 林地除草工(肩掛式 集積・運搬なし)

1. 「第34条林地除草工(肩掛式 集積・運搬あり)」の1~9に準じて行う。
2. 刈り取った茎葉はそのままとする。

第36条 林地除草工(人力除草 抜根 集積・運搬あり 貴重種箇所)

1. 人力作業により抜根する。
2. 抜き取った雑草は別途図面に明示している滝口ヤード箇所に運搬・堆積する。
3. 貴重種については、配慮すべき対象を調査職員等と確認し、協議する。
4. 貴重種についてスタッフ全員で事前に確認作業を行う。

第37条 林地高木枯損木処分工

1. 公園内の景観維持や、倒木等による不測の事態から公園利用者に対する安全を確保するため、常に公園内を観察し、枯損木を発見した場合には速やかに調査職員等と協議し、対象木を決定する。
2. 幹周を計測した後に、チェーンソーにて伐採を行い、幹周30cm未満、30cm以上60cm未満、60cm以上90cm未満、90cm以上120cm未満と区分する。
3. 伐採した樹木の幹及び枝葉については、基本として別途図面に明示している滝口ヤード箇所に運搬・堆積するが、現地の状況によっては調査職員等と協議の上、園路や景観等に弊害がでないよう細分して現地にて廃置する。

第38条 林地巡回工（巡回作業・雑作業）

1. 林地巡回工1は、高度な造園知識・技術を必要とする作業（樹種の判別、高所作業等）や業務責任者の判断する管理作業を行う。
2. 林地巡回工2は、業務責任者の判断する作業（園外支障木処理、枯枝除去、手刈り作業、エゾサンショウウオ産卵地の堆積物除去等）や植物生育状況測定表および動植物観察等記録表の作成（別紙-38を参照）を実施する。
3. 林地巡回工2は、支障枝除去・若竹除去やその他業務責任者の判断する管理作業を行う。
4. 高所作業車は、「第32条高木巡回工（高所作業車）」に準じて行う。
5. 林地伐採工（間伐）は、以下の項目に留意する。
 - 1) 一定範囲の樹林地の健全な更新等を目的とする。
 - 2) 幹周を計測した後に、チェーンソーにて間伐を行い、幹周30cm以上60cm未満、60cm以上90cm未満、90cm以上120cm未満、120cm以上150cm未満と区分する。
 - 3) 作業の際は、周囲の安全性やその他の樹木を傷つけないように細心の注意を払い、地際より切除する。
 - 4) 間伐した樹木は、過去の実績をふまえ、業務責任者が適切と判断した方法により処理し、跡地は清掃する。
 - 5) 間伐した樹木の幹及び枝葉については別途図面に明示している滝口ヤード箇所に運搬・堆積する。
6. リサイクル工
リサイクル工は、「第32条高木巡回工6. リサイクル工」に準じて行う。

第6章 花壇管理

第39条 管理水準

事業者は、対象エリアに利用する植栽の種類・品種を設定し、それらに応じた一般的な見頃期間を18週程度確保する。

対象エリア名称	目的・目標	花の見頃期間(週)
パレット花壇、花のまきば、モルト樽(中央分離帯)、露地花壇(東口)	公園利用者を出迎えるシンボル空間であり、シーズンを通して、見頃となるよう、留意する。	18週程度

(実績は、別添-41「植栽管理区分図【草花管理】」参照。)

第40条 花壇植栽工

1. 植栽前の前花は抜根撤去とし、根に付着した土は取り除く。その後に、地ごしらえをし、植栽する。
2. 抜き取った草花は別途図面に明示している滝口ヤード箇所に運搬・堆積する。

第41条 花壇病虫害防除工

花壇病虫害防除工は、「第9条芝生病虫害防除工(薬剤散布)」に準じて行う。

(実績は、別紙-37「薬剤散布(位置、数量、時期、頻度等)」参照。)

第42条 花壇巡回工(巡回作業・雑作業)

1. 花壇巡回工1は、プランター設置・撤去・移動、耕耘、病虫害防除、施肥、その他業務責任者の判断する管理作業を行う。
2. 花壇巡回工2は、花がら摘み、ピンチ(切り戻し)、摘心、除草、誘引、枯葉除去やその他業務責任者の判断する管理作業を行う。
3. 灌水は天候、土壌状態に注意し、無駄なく、しかも時期を失しないよう行う。
4. 灌水は花苗を傷めないよう丁寧に行い、根に十分水がゆきわたるよう浸透させる。
5. 花壇施肥工は、以下の項目に留意する。
 - 1) 元肥は、花壇面に過去の実績をふまえ、業務責任者が適切と判断した施肥量を均一にまき、くわ、シャベル等により床上の中によくすき込む。
 - 2) 追肥は肥料の種類及び植物の生育状況に応じ、業務責任者の判断により、もっとも効果的な方法により行う。

(実績は、別紙-36「農薬、肥料、土壌改良材リスト」参照。)

第7章 草花管理

第43条 管理水準

事業者は、対象エリアに利用する植栽の種類・品種を設定し、それらに応じた一般的な見頃期間を18週程度確保する。

対象エリア名称	目的・目標	見頃期間(週)
花のまきば、収穫の谷、バックヤード圃場、山のお花畑、森のすみか、スズランの小径、収穫の谷、カントリーハウスの庭園、歓迎の花壇横スズラン、中央口、疎林広場周辺、溪流口周辺、厚別川下流周辺、平成の森、鱒見口、鱒見の谷、つどいの森、事務所周辺、西エリア、ローンスタジアム	季節ごとに咲く既存の花類について、鑑賞に耐えるレベルに維持管理を行う。	18週程度

(実績は、別添-41「植栽管理区分図【草花管理】」参照。)

第44条 草花除草工

人力による抜根除草とし、根に付着した土を除いた後、別途図面に明示している滝口ヤード箇所に運搬・堆積する。

第45条 草花刈払工

1. 株の葉部のみ、あるいは地際から刈り取る。ただし、表土が流れる恐れがある箇所の刈払い及び施工時期については十分注意して決定する。
2. 刈取った草花は、別途図面に明示している滝口ヤード箇所に運搬・堆積する。

第46条 草花刈込工(人力)

1. 対象となる株の葉部のみ刈取る。
2. 刈取った草花は別途図面に明示している滝口ヤード箇所に運搬・堆積する。

第47条 草花施肥工

1. 元肥は、花壇面に指定の施肥量を均一にまき、くわ、シャベル等により床上の中によくすき込む。
2. 追肥は肥料の種類及び植物の生育状況に応じ、業務責任者の判断により、もっとも効果的な方法により行う。

(実績は、別紙-36「農薬、肥料、土壌改良材リスト」参照。)

第48条 草花病虫害防除工

草花病虫害防除工は、「第9条芝生病虫害防除工(薬剤散布)」に準じて行う。

(実績は、別紙-37「薬剤散布(位置、数量、時期、頻度等)」参照。)

第49条 草花巡回工(巡回作業・雑作業)

1. 草花巡回工1は、業務責任者の判断により通常の作業とは異なる巡回作業及び雑作業(育苗、掘上、補植、移植、株分け、資材・発生材運搬及び灌水等に伴う車輛運転、耕耘、スプリンクラー設置・撤去、プランター(テラコッタ)設置・撤去、薬剤散布、花苗植付けに伴う割付、支柱設置、柵及び鉄ピンの設置・撤去等)やその他業務責任者の判断する管理作業を行う。
2. 草花巡回工2、業務責任者の判断する作業(花がら摘み、ピンチ、摘心、除草、誘引、ロープ柵設置・撤去、枯葉除去、落ち葉撤去、土壌改良剤散布、地拵え、花苗植付けに伴う割付補助、花苗・

球根植付、軽微な灌水、間引き、1年草抜取・刈取、資材・発生材運搬及び灌水等に伴う車輛運転補助、マルチング等)を実施する。

3. リサイクル工

リサイクル工は、「第13条 芝生雑工 5. リサイクル工」に準じて行う。

第8章 花畑管理

第50条 管理水準

事業者は、対象エリアに利用する植栽の種類・品種を設定し、それらに応じた一般的な見頃期間を18週程度確保する。また、花畑の管理は、行催事および利用プログラムと十分に連携をとり、実施する。

対象エリア名称	目的・目標	花の見頃期間(週)
花のまきば、収穫の谷	単体の花だけでなく、大面積の群落も観賞できるように留意する。	18週程度

(実績は、別添-4 1「植栽管理区分図【草花管理】」参照。)

第51条 花畑耕耘工

1. 古株雑草等は根より掘り起こし、土を払った後、別途図面に明示している滝口ヤード箇所に運搬処理する。
2. 草花面は床土をトラクター等により30cm程度まで掘り起こし、よく反転した後、大きいゴロ土やゴミを取り除き、凸凹のないよう一様にならす。
3. 肥料を施す場合には、過去の実績をふまえ、業務責任者が適切と判断した施肥量を、花畑面に均一にまき、くわ、レーキ等により床土とよく混合する。

第52条 花畑耕耘工（土壌改良材散布 人力散布）

土壌改良材を人力により、むらのないよう均一に散布する。

第53条 花畑耕耘工（機械畝立て）

トラクター1t級にて畝立てを行う。

第54条 花畑播種工

1. 人力播種機等により播種を行い、必要に応じて覆土する。
2. 施工後には十分な灌水及び養生を行う。

第55条 花畑病虫害防除工

花畑病虫害防除工は、「第9条芝生病虫害防除工（薬剤散布）」に準じて行う。

(実績は、別紙-3 7「薬剤散布（位置、数量、時期、頻度等）」参照。)

第56条 花畑除草工

人力による抜根除草とし、根に付着した土を除いた後収集し、調査職員等の指示する場所に運搬・堆積する。

第57条 花畑刈払工

1. 肩掛式草刈機及びハンドガイドにより、地際から刈り取る。
2. 刈取った草花は収集し、調査職員等の指示する場所に運搬・堆積する。

第58条 花畑巡回工（巡回作業・雑作業）

1. 花畑巡回工は、「第49条草花巡回工」に準じて行う。
2. 花畑施肥工は、以下の項目に留意する。
 - 1) 元肥は、花畑面に、過去の実績をふまえ業務責任者が適切に判断した施肥量を均一にまき、くわ、シャベル等により床上の中によくすき込む。
 - 2) 追肥は肥料の種類及び植物の生育状況に応じ、業務責任者の判断により、もっとも効果的な方法により行う。
(実績は、別紙-36「農薬、肥料、土壌改良材リスト」参照。)
3. リサイクル工
リサイクル工は、「第13条 芝生雑工 5. リサイクル工」に準じて行う。

H25-27 国営滝野すすらん丘陵公園運営維持管理業務
収益施設等管理運営規定書

平成 2 4 年〇月

目次

はじめに

第1編 国営滝野すずらん丘陵公園収益施設等管理運営共通規定書

第1章 総則	2
第2章 マネジメント（運営管理）	18
第3章 ホスピタリティ（施設利用者対応）	22
第4章 安全衛生管理	24
第5章 施設管理	27
第6章 財産管理	28
第7章 管理運営報告書	29

第2編 国営滝野すずらん丘陵公園収益施設等管理運営個別規定書

第1章 駐車場	30
第2章 レンタサイクル施設	33
第3章 飲食・物販施設	36
第4章 釣堀施設運営	39
第5章 オートキャンプ場運営	41
第6章 園内シャトルバス運営	46
第7章 園内移動用施設（リフト）運営	49
第8章 ロープトウの維持管理	53
第9章 自動販売機	55
第10章 公衆電話	58
第11章 自主事業における行催事等	60

はじめに

本規定書は、国営滝野すずらん丘陵公園の一元的な運営維持管理を進めるにあたり必要な公園利用者サービス向上のための収益施設である駐車場、オートキャンプ場、レンタサイクル施設、飲食・物販施設、自動販売機、公衆電話等の管理運営業務及び自主事業を実施する上での基本的な条件を取りまとめたものである。

本事業は、事業者の申請に基づき都市公園法第5条第1項による公園施設の管理の許可を得て行うものであり、民間事業者の創意と工夫により質の高い公園サービスを独立採算で提供する一方、別途責任分担を規定している事項を除き、事業者は、公園施設の安全管理、衛生管理など管理上の一切の責任を負うものである。

事業者は、自らが作成する管理運営要領に従って管理を実施することになるが、管理運営要領は、本規定書を踏まえるだけでなく、過年度の安全管理、衛生管理、運営方法等を十分に把握した上で、現地を入念に確認し、自らの経験、知見に基づき、事業者自らの責任において最も適切なものを作成しなければならない。

また、実際の管理に当たっては、常に利用状況を観察し、最新の知見を取り入れ、類似の事故や社会情勢等に照らし、管理運営要領を随時更新し、公園施設の安全確保に努めなくてはならない。

第1編 国営滝野すずらん丘陵公園収益施設等管理運営共通規定書

第1章 総則

第1条 履行場所及び履行期限

1. 履行場所

施設名称 国営滝野すずらん丘陵公園
 所在地 北海道札幌市南区滝野 247 番地
 敷地面積 395.7ha
 うち収益施設許可面積 138,669.5 m²

■対象となる収益施設

公園施設の名称	運営施設名称、面積	施設規模（参考）
レストラン (カントリーハウス)	飲食店・売店 363.17m ²	(鉄筋コンクリート造) 延床面積： 1,562.21m ²
	自動販売機置場 2.86m ² プロパン庫 5.46m ²	
用具貸出所 (カントリーハウス)	用具貸出室 87.69m ²	
	用具貸出品倉庫 133.85m ²	
中央管理所売店	売店 18.18m ² 自動販売機置場 4.02m ²	管理所 (鉄筋コンクリート造) 延床面積： 506.43m ²
	自動販売機置場 13.86m ²	休憩所 (鉄筋コンクリート造) 延床面積： 398.84m ²
子供の谷休憩所売店	厨房、売店、食品庫、休憩室 192.20m ² 厨房機器等一式、自動販売機置場 4.44m ²	(鉄筋コンクリート造) 延床面積： 369.51m ²
レストラン(溪流園)	レストラン(売店を含む) 304.13m ²	(鉄筋コンクリート造) 建築面積： 304.13m ²
	プロパン庫 5.61m ²	(鉄筋コンクリート造) 建築面積： 5.61m ²
	屋外ピット 32.40m ²	(鉄骨造) 建築面積： 32.40m ²
	バーベキュー園 2,177.89m ²	管理面積： 2,177.89m ²
釣堀 (フィッシング・タキ)	釣堀 1,700.83m ²	管理面積： 1,700.83m ²
	四阿、管理所等 581.14m ²	管理面積： 581.14m ²
鱒見口売店	売店 60.00m ²	(鉄骨造) 建築面積： 247.00m ²

公園施設の名称	運営施設名称、面積	施設規模（参考）
溪流口売店 (ロッジゆきざさ)	スキー貸出室、物置 42.24m ²	(木造一部鉄筋コンクリート造) 延床面積： 315.36m ²
	倉庫、スナック、休憩室の一部 86.58m ² テラス（自動販売機置場含む） 42.33m ²	
東口情報センター レストハウス棟売店	売店 81.33m ² 自動販売機置場 3.57m ²	(鉄筋コンクリート造) 延床面積： 185.47m ²
駐車場	中央口駐車場（案内看板等）	(アスファルト舗装等) 管理面積： 28,654m ²
	鱒見口駐車場（案内看板等） 料金徴収ブース	(アスファルト舗装等) 管理面積： 4,253m ² 建築面積： 4.52m ²
	溪流口駐車場（案内看板等） 料金徴収ブース	(アスファルト舗装等) 管理面積： 4,029m ² 建築面積： 11.27m ²
	東口駐車場（案内看板等）	(アスファルト舗装等) 管理面積： 19,248m ²
	南駐車場（案内看板等）	(アスファルト舗装等) 管理面積： 11,333m ²
	滝野の森口駐車場（案内看板等） 料金徴収ブース	(アスファルト舗装等) 管理面積： 5,510m ² 建築面積： 6.76m ²
園内移動用施設	リフト 256.45m 機器保管倉庫 77.4m ²	搬器 48台
サイクリング施設	自動販売機置場 187.00m ²	(鉄骨造) 建築面積： 247.00m ²
園内シャトルバス	東口～滝野の森口（予定）3.5 km	1台 7便程度／日
ロープトウ	第1ロープトウ 第2ロープトウ	第1、第2とも延長200m
自動販売機	溪流口駐車場 便所横 2.56m ²	3台
	こどもの谷虹の巣ドーム 横 0.82m ²	1台
	こどもの谷さまよいの洞窟トイレ 横 2.40m ²	3台
	こどもの谷溶岩すべり台下小屋 横 1.60m ²	2台
	森のすみか森の工房 横 0.71m ²	1台
	森のすみか多目的トイレ 横 0.99m ²	1台
	案内所（溪流ゾーン） 1.11m ²	1台

公園施設の名称	運営施設名称、面積	施設規模(参考)
自動販売機	東口レストハウス(便所) 1.71m ²	2台
	公園事務所 0.64m ²	1台
	東口休憩所(研修棟) 0.64m ²	1台
	東口休憩所(ボランティア棟) 0.64m ²	1台
	展望台(すずらの丘) 0.72m ²	1台
	森の交流館 1.36m ²	2台
	森の教室 0.54m ²	1台
	森の情報館 0.73m ²	1台
公衆電話	中央口休憩所A(管理所)、 カントリーハウス、虹の巣ドーム	各施設1台(計3台)

※当該施設の運営を行わない場合も、第13条に定める当該施設に係る施設使用料を収める必要がある。

オートキャンプ場(オートリゾート滝野)

名称	数量	備考
キャンピングカーサイト	23サイト	AC電源、炊事施設、TVアンテナ付、 管理面積 10,706 m ²
スタンダードカーサイト	40サイト	AC電源付、管理面積 4,990 m ²
キャビンサイトA	14サイト	サイトA(木造中2階、AC電源付)延床面積 415.80 m ² 、 管理面積 2,037 m ²
キャビンサイトB	5サイト	サイトB(木造平屋建)延床面積 114.75 m ² 管理面積 552 m ²
キャビンサイトS	6サイト	サイトS(木造平屋建)延床面積 328.32 m ² 管理面積 3,590 m ²
フリーテントサイト	55サイト	管理面積 5,116 m ²
センターハウス	1棟	(木造2階建)延床面積 984.94 m ² 事務室、コインランドリー、倉庫、売店、便所、シャワー室、宿泊室、管理人室、ラウンジ、多目的ホール、電気室、ボイラー室、自動販売機置場、ボランティアルーム、炊事室、多目的トイレ、身障者用シャワー室 オイルタンク(木造平屋建)延床面積 15.12 m ² 離れ倉庫(木造平屋建)延床面積 18.23 m ² (仮設物を含む)
管理用駐車場	1カ所	管理面積 441 m ² (15台)
駐車場	21カ所	管理面積 1,417 m ² (フリーテントサイト用 62台)
サニタリーハウス	1棟	(木造平屋建)延床面積 155.52 m ² 炊事施設、トイレ

名 称	数 量	備 考
車庫棟	1 ヲ所	(木造平屋建) 延床面積 46.08 m ²
炊事棟	8 棟	(木造平屋建) 延床面積 98.01 m ² (スタンダードカーサイト 5 棟、キャビンAサイト 2 棟)
便所棟	4 棟	(木造平屋建) 延床面積 79.38 m ² (キャンピングカーサイト 1 棟、スタンダードカーサイト 1 棟)
ゲートシステム	1 ヲ所	カーゲート、アームキャッチャー、タンキーボックス、カメラ 2 台
管理カメラ	1 式	管理カメラ 4 台、屋外制御盤 4 面、モニターテレビ 1 台
放送設備	1 式	スピーカー 16 台
園路誘導灯	49 ヲ所	
ゴミステーション	2 ヲ所	(木造平屋建) 管理面積 29 m ² (入口付近 1 ヲ所、キャビンBサイト 1 ヲ所)
残り火入れ	5 ヲ所	
自動販売機置場	3 ヲ所	管理面積 8 m ²
ダンプステーション	1 ヲ所	(木造平屋建) 延床面積 1.89 m ² (汚水ポンプ棟内)
芝生広場	—	管理面積 5,870 m ²
プレイロード	2 基	管理面積 770 m ²
彩りの森	—	管理面積 16,220 m ²
園路	—	
ジャブジャブ池	1 ヲ所	
インターホン	3 ヲ所	
展望台	1 ヲ所	

※当該施設の運営を行わない場合も、第 13 条に定める当該施設に係る施設使用料を収める必要がある。

(別添ー 4 3 「収益施設運営対象区域図および備品一覧」参照。)

2. 履行期限

- 1) 前項の収益施設に関する都市公園法第5条の許可の期間（以下「管理運営期間」という。）は、平成25年4月1日から平成28年3月31日までとする。
- 2) 管理運営期間は、収益施設の現任施設等運営者あるいは収益施設の次期施設等運営者への引継ぎに際し、期間を変更することがある。ただし、期間の変更により発生する売上額の減少等損失について、北海道開発局札幌開発建設部は補償しない。また、利用者の利便性の確保及び公園全体のマネジメントの観点から、期間変更時に収益施設の現任施設等運営者あるいは収益施設の次期現任施設等運営者の指示を受けることがある。
- 3) 施設等運営者は、収益施設等運営業務（以下「本業務」という。）が適正かつ円滑に実施できるよう収益施設の現任施設等運営者から業務開始日までに必要な引継ぎを受け、万全の体制で本業務に備えなければならない。
- 4) 施設等運営者の企画提案等により収益施設の運営日時を変更した場合でも、管理運営期間中の収益施設の管理は行わなければならない。

第2条 基本事項

本公園の一元的な運営維持管理を進めるにあたり必要な公園利用者サービス向上のための収益施設である駐車場、オートキャンプ場、レンタサイクル施設、飲食・物販施設、自動販売機、公衆電話等の管理運営業務及び自主事業からなる本業務は、都市公園法第5条、第6条または第12条の手続きを行った上で実施しなければならない。実施にあたっては、管理の許可を受けた施設等運営者が管理運営要領を作成したうえで、これら収益施設を常に安全かつ清潔で衛生的な状態に保ち、快適に利用できるよう管理をしなければならない。

第3条 本業務の目的

1. 本業務は、本公園内に設定された許可区域内の収益施設の管理運営を行うこと、また、公園の利便性や魅力をより一層高めるため、独立採算により行う行催事や繁忙期における臨時物販施設等の自主事業を行うことを目的とする。なお、本業務の実施に際して施設等運営者は、本公園の設置目的や基本テーマ、運営維持管理基本方針、本公園全体のゾーン構成を十分に理解した上で、本公園内で実施される他の維持管理業務と連携しながら、創意工夫やノウハウを積極的に発揮し、公園利用者及び施設利用者が求める多様なニーズに対して質の高いサービスの提供で応えることで、本業務の遂行に努めなければならない。

第4条 用語の定義

本規定書にて使用する用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- 1) 「北海道開発局札幌開発建設部」とは、国営公園の管理主体者であり、**H25-27** 国営滝野すずらん丘陵公園運営維持管理業務の発注者のこと。
- 2) 「収益施設」とは、利用料金の徴収や売上金を得て事業者の収入とするために事業者が実施する事業の対象となる施設であり、その使用に当たっては、都市公園法施行令（昭和31年政令第290号）第20条に基づき、施設使用料または建物使用料及び土地使用料を納めることが必要となる場合がある。
- 3) 「自主事業」とは、公園の利便性や魅力をより一層高めるため、監督職員と事前に協議し、都

市公園法（昭和31年法律第79号）第5条、第6条又は第12条に基づく許可を受けた上で、事業者の提案により土地使用料等を納めて独立採算により臨時の飲食・物販施設の運営や行催事を行う事業のこと。

- 4) 「施設等運営者」とは、国営滝野すずらん丘陵公園運営維持管理業務（以下「運営維持管理業務」という。）を受託した事業者が収益施設の管理運営及び自主事業に関する許可を受けた事業者のことである。
- 5) 「監督職員」とは、北海道開発局札幌開発建設部として本業務を監督する職員のこと。
- 6) 「維持管理業務受託者」とは、H25-27 国営滝野すずらん丘陵公園運営維持管理業務を受託した事業者のこと。
- 7) 「収益施設等運営業務責任者」とは、第2編国営滝野すずらん丘陵公園収益施設等管理運営個別規定書に記載されている本業務全体を監理する者のこと。
- 8) 「施設担当責任者」とは、施設等運営者として各収益施設を個別に監理する者のこと。
- 9) 「公園利用者」とは、有料区域・無料区域を問わず、公園を利用する者のこと。
- 10) 「施設利用者」とは、収益施設を利用する者のこと。
- 11) 「必須施設」とは、公園の開園日時に常時営業する施設のこと。
- 12) 「裁量施設」とは、公園の開園日時内で運営日時を事業者が設定し営業する施設のこと。
- 13) 「許可区域」とは、本業務の管理運営を許可された範囲のこと。
- 14) 「管理施設」とは、許可区域内にある建築躯体及び建築設備等施設のこと。
- 15) 「管理備品」とは、本業務の実施に必要な機器備品類で、あらかじめ許可区域内に設置されているもののこと。
- 16) 「特定備品」とは、本業務の実施に必要な厨房器具、什器及び運営に必要な設備等機器備品類で、施設等運営者が持ち込んだもののこと。
- 17) 「指示」とは、監督職員が施設等運営者に対し、業務の遂行上必要な事項について書面をもって示し、実施させること。
- 18) 「承諾」とは、施設等運営者が監督職員に対し、書面で申し出た業務の遂行上必要な事項について、監督職員が書面により業務上の行為に同意すること。
- 19) 「協議」とは、本規定書の協議事項及び監督職員が指示する事項について、監督職員と施設等運営者が対等の立場で合議すること。
- 20) 「提出」とは、施設等運営者が監督職員に対し、業務に係わる事項について書面又はその他の書類を説明し、差し出すこと。
- 21) 「報告」とは、施設等運営者が監督職員に対し、業務の遂行に係わる事項について、書面をもって知らせること。
- 22) 「書面」とは、手書き、印刷等の伝達物をいい、発行年月日を記録し、署名または捺印したものを有効とする。
ただし、緊急を要する場合は、ファクシミリまたは電子メールにより伝達できるが、後日有効な書面と差し替える。電子納品を行う場合は、別途監督職員と協議する。
- 23) 「利用料金」とは、収益施設等の使用やそれに伴うサービスの対価として、収益施設等の利用者から徴収する料金のこと。

- 24) 「施設使用料」とは、都市公園法施行令（昭和 31 年政令第 290 号）第 20 条に基づき、施設等運営者が北海道開発局札幌開発建設部に納める公園の土地または建物の使用にかかる料金のこと。
- 25) 「建物使用料及び土地使用料」とは、本公園の土地または建物を使用して臨時的な飲食・物販施設等を設置する場合に、「行政財産を使用又は収益させる場合の取り扱いの基準について」（昭和 33 年蔵管第 1 号）に基づき北海道開発局札幌開発建設部から金額を通知し、施設等運営者が北海道開発局札幌開発建設部に納める料金のこと。
- 26) 「修繕」とは、施設若しくは設備又は備品等の劣化した部分又は部材について、性能又は機能を原状あるいは事実上支障のない状態まで回復させること。
- 27) 「改修」とは、施設の性能又は機能を従前より向上させる措置を行うこと。
- 28) 「保守」とは、施設若しくは設備又は備品等の必要とする性能または機能を維持する目的で行う消耗品または材料の取り替え、注油、汚れ等の除去及び部品の調整等の軽微な作業を行うこと。
- 29) 「点検」とは、施設若しくは設備又は備品等の機能及び劣化の状態を一つ一つ調べることをい、機能に異常または劣化がある場合、必要に応じて対応処置を判断する事を含む。

第 5 条 許認可申請等

1. 施設等運営者は、北海道開発局札幌開発建設部に都市公園法第 5 条、第 6 条又は第 12 条に基づく許可申請を行う。申請にあたっては、「H25-27 国営滝野すずらん丘陵公園運営維持管理業務民間競争入札実施要項 4. 入札に参加する者の募集に関する事項」に基づき提案される「収益施設管理運営計画書」及び本運営規定書に記載されている条件を踏まえた業務内容とする。ただし、申請された業務内容が「収益施設管理運営計画書」で提案された内容であっても、本公園の利用にふさわしくない場合等、その実施を許可しない場合がある。その場合でも本業務が適切に実施できるよう指定された期日までに修正した上で申請すること。
2. 臨時売店については、北海道開発局札幌開発建設部が指定する設置場所、設置期間に限り、営業を許可する。（別添ー 4 4 「臨時売店指定設置場所および指定設置期間」参照。）
3. 間取りの変更や増築等面積の変更、建物躯体に影響を及ぼす造作等大規模な改修等、許可の変更を要する場合は、監督職員と協議の上、管理許可の変更申請を行う。さらに、業務を完了する場合は廃止に係る手続きを行う。
4. 施設等運営者は、北海道開発局札幌開発建設部が指定する期日までに管理運営要領（第 1 編 第 27 条管理運営要領を参照。）を提出しなければならない。変更するときも同様とする。

第 6 条 法令等の遵守

1. 施設等運営者は、業務の実施に当たり本規定書及び監督職員の指示に従うほか、法令の規定を遵守しなければならない。
2. 施設等運営者は、実施する業務に係る許認可等各種法令に規定された必要な許可の取得や届出については、所定の期日までに施設等運営者の責任で行う。また、業務を完了する場合は、廃止に係る手続きを行う。

第7条 準拠規定

本業務の遂行にあたっては、**H25-27 国営滝野すずらん丘陵公園運営維持管理業務共通仕様書第4条**に掲げる基準等に準拠する。

第8条 施設等運営者の義務

1. 本事業は、事業者の申請に基づき都市公園法第5条第1項による公園施設の管理の許可を得て行うものであり、事業者の創意と工夫により質の高い公園サービスを独立採算で提供する一方、別途責任分担を規定している事項を除き、公園施設の安全管理、衛生管理など管理上の一切の責任を負うものである。
2. 施設等運営者は、常に公園利用者及び施設利用者の安全に配慮するとともに、施設等運営者の責任において常に施設を含む周囲の観察を行い、本業務について善良なる管理者の注意をもって実施する義務を負う。
3. 異常を確認した場合、安全の確保を最優先とした臨機の対応をとるとともに、速やかに監督職員に報告しその指示に従わなければならない。
4. 施設等運営者は、施設が国営公園内にあることを鑑み、その公共性に十分配慮すると共に、国営滝野すずらん丘陵公園設置の意義を踏まえて行動すること。
5. 施設等運営者は、北海道開発局札幌開発建設部が行う安全管理行為（例：緊急安全点検、防災訓練、安全パトロール、消防訓練等）への参加・協力・実施等、北海道開発局札幌開発建設部の求めに応じて、積極的に協力すること。
6. 施設等運営者は、北海道開発局札幌開発建設部が行う各種会議等（例：公園に関する会議、監査・検査、視察、式典、緑化フェア等）への参加・協力・実施、行催事開催時に営業時間の変更等を行うこと、要人案内等、北海道開発局札幌開発建設部や維持管理業務受託者の求めに応じて、積極的に協力すること。
7. 施設等運営者は、監督職員から公園に関する調査、または作業の指示等があった場合には、誠実かつ積極的な対応を行うこと。
8. 施設等運営者は、本業務の実施にあたって、常に北海道開発局札幌開発建設部及び監督職員と密接な連絡をとり、本業務の目的の達成を図るものとし、その実施状況を記録しておく。

第9条 北海道開発局札幌開発建設部と施設等運営者の責任分担

本業務を実施するにあたり、北海道開発局札幌開発建設部と施設等運営者の責任分担を下表「責任分担表」のとおりとする。ただし、「責任分担表」に定める事項に疑義が生じた場合、又は、「責任分担表」に定めのない事項については、監督職員と施設等運営者の間で十分に協議のうえ決定する。

北海道開発局札幌開発建設部と施設等運営者の責任分担一覧

項目	内容	北海道開発局 札幌開発建設部	施設等 運営者
収益業務管理	収益行為全般		○
収益施設管理	供用区域内の管理施設、管理備品の管理		○
苦情・要望対応	施設管理運営業務内容に対する施設利用者からの苦情、訴訟、要望への対応		○
	上記以外の場合	○	
事故・災害時対応	管理運営要領に記載された業務内容による対応		○
	施設等運営者の責めに帰する事由により発生した事故責任とその対応	○※1	○
	上記2項目以外の場合	○	
運営日時の変更	施設の運営日時の変更に伴う経費の増減		○
施設・物品等の修繕	施設等運営者の責めに帰すべき事由による場合（施設等運営者による管理が不適切なために修繕が必要になった場合も含む。）		○
	収益施設の建物及び国所有園内交通施設の構造に関わる部分を除く修繕にかかる費用		○
	上記2項目以外の場合	○	
不可抗力	大規模な自然災害等の不可抗力により著しい損害を受けた場合に、施設を一時休止するなどして行わなければならない施設、設備等の復旧等	○	○※2
	大規模な自然災害等に起因して施設の営業を一時休止する場合に発生する営業損失		○
公園利用者及び施設利用者への損害	施設等運営者の責めに帰すべき事由により、公園利用者及び施設利用者に損害を与えた場合（施設等運営者の不適切な施設管理による公園利用者及び施設利用者の怪我等）		○
	共通仕様書第32条の保険の付保に係る場合		○
	上記以外の場合	○	
北海道開発局札幌開発建設部又は第三者への損害	施設等運営者の責めに帰すべき事由により、北海道開発局札幌開発建設部又は第三者に損害を与えた場合		○
	上記以外の場合	○	
第三者との紛争	施設等運営者と第三者との間で生じた紛争の解決		○
	上記以外の場合	○	

※1 事故の処理にあたり、必要のあるときは、北海道開発局札幌開発建設部は施設等運営者に協力する。

※2 収益施設に関する備品を対象とする。

第10条 公租公課

1. 施設等運営者は、厨房器具及び運営に必要な設備等を管理施設に新たに設置したことにより賦課される不動産取得税、固定資産税、都市計画税、償却資産税その他の公租公課について全て施設等運営者の負担とする。
2. 施設等運営者は、地方税法第73条第7項（不動産取得税の納税義務者等）に定める手続き等、施設等運営者の賦課資産に係る公租公課の分離手続について北海道開発局札幌開発建設部に協力する。

第11条 運営日時等

1. 収益施設の運営日時に関しては、本公園の開園日、開園時間に合わせ、個別施設の各章で定める運営日時を基に別に定めることを原則とするが、運営方法の内容によっては、当該運営日時を変更して運営することができる。（下記を参照）。

開園期間及び開園時間

開園期間		開園時間
春	4月20日～5月31日（4/19が日曜日の場合は4/19開園）	9:00～17:00
夏	6月1日～8月31日	9:00～18:00
秋	9月1日～11月10日	9:00～17:00
冬	12月23日～3月31日（12/22が日曜日の場合は12/22開園）	9:00～16:00

※休園期間は11月11日～12月22日 および 4月1日～4月19日

※繁忙期、イベント開催時等においては、施設等運営者が監督職員に協議し、同意を得た上で、開園時間の変更を行うことができる。

※開園期間においても、定期点検等の実施により休園が必要な場合は維持管理業務受託者が監督職員に協議し、同意を得て休園とすることができる。

なお、以下のとおり無料入園日を設けることとし、当該年度の日付は1ヶ月前までに通知する。

春の都市緑化推進運動／4月1日～6月30日【期間中1日】

秋の都市緑化月間／10月1日～10月31日【期間中2日】

みどりの日／5月4日【1日】

児童福祉週間／5月5日【1日】

※小学生若しくは中学生又はこれらに相当する者のみ無料

敬老の日／9月第3月曜日【1日】

※満65歳以上の者のみ無料

2. 北海道開発局札幌開発建設部が、天変地異、社会的状況の著しい変化及び公園管理上の理由その他やむを得ない事由により、施設等運営者に対し一時休業若しくは営業廃止又は営業時間の変更を指示したときは、施設等運営者は異議を申し立てることはできない。
3. 北海道開発局札幌開発建設部は、前項の規定により施設等運営者が一時休業若しくは営業廃止または営業時間の変更を行ったことによる損害について、その補填の責任を負わない。
4. 施設等運営者の都合により施設を運営する日時等を変更する場合は、あらかじめ管理運営要領を変更しなければならない。
5. 許可事項、管理運営要領の変更を伴う場合は、あらかじめ協議のうえ、変更の申請または提出を行うこと。

第12条 提供品目及び利用料金

1. 駐車場の利用料金は、収益施設の継続的運営が可能な料金設定とすること。ただし、第2編第1章第6条に示した料金を上限とする。
2. その他収益施設の利用料金等については、周辺類似事例に基づき、市場価格に準じて定めるが、駐車場も含めた収益施設全体の収支のバランスがとれるよう定めること。
3. 施設等運営者は管理運営要領にて定めたサービス及びその価格に関して変更する場合は、変更した管理運営要領を監督職員に提出しなければならない。なお、管理運営要領には、変更した内容で再計算した収支計算書も含めて提出する。

第13条 国有財産の施設使用料

1. 施設使用料の定めがある施設について

施設使用料については、歳入徴収官北海道開発局札幌開発建設部調査官が発行する納入告知書により、指定期日までに納入しなければならない。

指定期日までに施設使用料を支払わないときは、その翌日から納入の日までの日数に応じ、年5%の割合で計算した金額を延滞金として支払わなければならない。北海道開発局札幌開発建設部は、経済情勢の変動その他の事情の変更に基いて特に必要のあると認める場合には、施設使用料を改定することができる。

■施設使用料（現時点の目安）

公園施設の名称	施設使用料（円／年）
国営滝野すずらん丘陵公園収益施設 1式	約1,900万

※面積等条件の変更により金額は増減する可能性がある。

【個別施設毎の施設使用料の現時点の目安】

収益施設の名称	H24年度使用料(1年分)	備 考
レストラン (カントリーハウス)	1,815 千円	
用具貸出所 (カントリーハウス)	1,097 千円	
中央管理所売店	166 千円	
子供の谷休憩所売店	1,397 千円	
レストラン (溪流園)	721 千円	
釣堀 (フィッシング・タキノ)	305 千円	
鱒見口売店	33 千円	
溪流口売店 (ロッジゆきざさ)	280 千円	
東口情報センターレストハウス棟売店	573 千円	
駐車場	9,705 千円	
園内移動施設 (リフト)	339 千円	
サイクリング施設	140 千円	
オートキャンプ場	2,760 千円	H23 鑑定時価格
ロープトウ	(0) 円	H24 年度時点
計	19,331 千円	

※施設使用料は「行政財産を使用又は収益させる場合の取扱いの基準について」(S33.1.7 蔵管第1号)に基づき算定し、毎年4月1日に前年次使用料との調整を行い改定する予定である。

※施設使用料全体額と個別施設毎の施設使用料合計額が合致しないのは、端数調整によるものである。

※施設運営者の企画提案等により、収益施設の運営日時を変更した場合でも、施設使用料の減額は行わない。

2. 許可申請毎に納入すべき施設

施設等運営者は、施設使用料の定めのない土地または建物を使用する場合は、許可申請毎に占有面積及び期間に応じ告知する建物使用料又は土地使用料を歳入徴収官北海道開発局札幌開発建設部調査官が発行する納入告知書により、納入告知の日から20日以内に納入しなければならない。

期日までに建物使用料又は土地使用料を支払わないときは、その翌日から納入の日までの日数に応じ、年5%の割合で計算した金額を延滞金として支払わなければならない。北海道開発局札幌開発建設部は、経済情勢の変動その他の事情の変更に基づいて特に必要のあると認める場合には、建物使用料及び土地使用料を改定することができる。

【参考：個別施設毎の建物使用料及び土地使用料について】

	公園施設	施設使用料(円/回)
1	臨時売店	(都度告知)

※平成23年の土地使用料は最大13円/月・㎡、建物使用料は最大22円/日・㎡であった。

※[建物の占有]及び[土地の占有で占有期間が1ヶ月を超えない場合]は、別途消費税が課される。

※建物使用料及び土地使用料は、「行政財産を使用又は収益させる場合の取扱いの基準について」(S33.1.7 蔵管第1号)に基づき算定し、毎年4月1日に前年次使用料との調整を行い改定する予定である。

第14条 経費等の負担

1. 施設等運営者の負担範囲

- 1) 本業務に関わる一切の費用（営業に際し必要な許認可に関わる経費、光熱水費等）、運営に関する備品等（建物除く）の費用、許可区域に関する建物管理費（清掃費、消耗品の購入、施設の点検整備、修繕、管理備品類の修理等）及び各種保険料、さらには施設等運営者自らが設置した工作物、設備等に係る補修または改造等に係る経費は、施設等運営者の負担とする。
- 2) 運営維持管理業務の委託費で購入した設備、備品及び消耗品等を本業務に使用することはできない。
- 3) 施設等運営者が管理する収益施設に係る法定点検については北海道開発局札幌開発建設部が点検（別添－46「施設の定期点検項目」参照。）を行うものとし、北海道開発局札幌開発建設部が実施する法定点検以外の定期点検については施設等運営者が行う（別添－46「施設の定期点検項目」参照。）。定期点検の実施時期については協議の上、監督職員に書面により提出すること。
- 4) 点検結果については遅滞なく監督職員に書面により報告すること。

2. 光熱水費納付

1) 基本料金

基本料金については、サービス拠点施設全体の従量料金に対する収益施設の従量料金の割合に応じ監督職員の指示する方法により維持管理業務受託者が負担金額計算を行い、施設等運営者が負担する。

2) 従量料金

水道及び電気料金については、個別にメーターを設置するなど、各施設の使用料が切り分けられるようにし、その計量により負担する。ガス、その他メーターが設置できない場合は監督職員と協議する。なお、計算方法については変更する場合がある。

3. ごみ処分費用

ごみ処分費用については、施設等運営者と維持管理業務受託者との間で、発生量に応じて、応分の負担を行うこと。発生量等が不明確な場合は、監督職員と協議する。

4. 費用分担における確認

光熱水費やごみ処分、さらにはこれら以外に北海道開発局札幌開発建設部または維持管理業務受託者と施設等運営者との間で費用分担を行う場合にあつては、監督職員と費用分担ルール及び費用分担結果の北海道開発局札幌開発建設部との確認方法、並びに支払方法について協議すること。また、協議結果を書面にして残すこと。

第15条 コンプライアンス

1. 守秘義務

- 1) 施設等運営者、若しくはその職員その他の本業務に従事している者または従事していた者は、業務上知り得た秘密を漏らし、または盗用してはならない。これらの者が秘密を漏らし、または盗用した場合には、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成18年法律第51号）第54条により罰則の適用がある。
- 2) 北海道開発局札幌開発建設部が定める情報のセキュリティに関する規定等がある場合は、それに沿って、情報管理を適切に行うこと。

2. 個人情報保護

- 1) 施設等運営者は、個人情報の保護の重要性を認識し、本業務における事務を処理するための個人情報の取扱いにあたっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第58号）第6条第2項の規定に基づき、個人情報の漏えい、滅失、改ざんまたはき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。
- 2) 施設等運営者は、本業務における事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、または不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、または解除された後においても同様とする。

第16条 業務の再委託の禁止

1. 施設等運営者は、業務を他の者に再委託してはならない。ただし、業務の一部を他の者に再委託する場合、あらかじめ書面により監督職員の承諾を得たときは、この限りではない。
2. 再委託を行う場合、書面により施設等運営者との契約関係を明確にしておくとともに、施設等運営者に対し、業務の実施について適切な指導、管理のもとに業務を実施しなければならない。
3. 再委託を受けた業務受託者は、入札書の受領期限の日から開札の時までの期間に、北海道開発局札幌開発建設部から指名停止を受けていない。
4. 暴力団または暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有している者を、再委託を行う業務受託者としてはならない。
5. 施設等運営者は、前項の規定により監督職員が承諾した業務受託者が、その責めにより北海道開発局札幌開発建設部に損害を及ぼしたときは、北海道開発局札幌開発建設部に対して、その損害を賠償する。
6. 施設等運営者は、前項の規定により監督職員が承諾した業務受託者が、その責めにより第三者に損害を及ぼしたときは、速やかに監督職員に報告するとともに、第三者に対して、その損害を賠償する。また、その結果については、書面により監督職員に報告する。

第17条 許可した目的以外の利用及び施設の転貸等の禁止

1. 収益施設を管理するにあたっては、許可した目的以外の利用は禁止する。
2. 施設利用者及び公園利用者に対する安全確保に反する行為をしてはならない。
3. 施設等運営者は、施設の全部若しくは一部を第三者に貸与し、または担保に供してはならない。ただし、監督職員に書面により承諾を得たときは、この限りではない。
4. 施設等運営者は、本業務によって生じる一切の権利義務を他の者に譲渡し、または継承させてはならない。

第18条 業務の履行

1. 管理運営要領に定める運営時間内での運用を休止させてはならない。ただし、監督職員とあらかじめ協議を行なった場合はこの限りではない。
2. 施設等運営者は、業務の履行期限（継続して、契約した場合は除く）または、契約が解除されるまでは、施設利用者に利便性を図るために本規定書及び管理運営要領を維持する。

第19条 業務の解除

施設等運営者の責めに帰すべき事由により適正な収益施設の管理運営が困難となった場合またはその恐れが生じた場合は、北海道開発局札幌開発建設部は施設等運営者に対して改善勧告を行い、期間を定めて、改善策の提出及び実施を求めることができる。

この場合において、施設等運営者が当該期間内に改善することができなかつたときには、北海道開発局札幌開発建設部は都市公園法第5条第2項の許可を取り消すことがある。

第20条 業務の完了・引継、原状回復等

1. 施設等運営者は、施設等運営者の責めに帰すべき事由により、施設を汚損・破損若しくは滅失したとき、または北海道開発局札幌開発建設部に無断で施設の原状を変更したときは、直ちにこれを原状に回復しなければならない。
2. 施設等運営者は、業務が完了する場合（継続して契約した場合は除く）または、契約が解除された場合は、監督職員または新たな施設等運営者と十分に協議の上、書面をもって下記事項について事務引き継ぎを行い、公園の管理に支障が生じないようにする。この際、施設等運営者が設置した特定備品を撤去し速やかに管理物件を原状に回復して、北海道開発局札幌開発建設部に引き渡すこと。ただし、原状回復することが不可能若しくは不適當若しくは北海道開発局札幌開発建設部が特定物品の残置を希望した場合、施設等運営者及び監督職員間で事前に協議を行った上で、監督職員の書面による承認を得て原状回復せずに引き渡すことができる。
 - 1) 建物や関連設備の鍵の場所等、建物の管理に関する事項。
 - 2) 設備等設置における建物躯体や構造物への影響等に関して留意が必要な事項。
 - 3) 建物や設備等の老朽化等により、それら使用において、維持修繕上、留意が必要な事項。
 - 4) 継続的な地域連携イベント等において、運営日時の調整や臨時売店の設置、販売品目の変更、提供等を行うなど、主催者と連携、協力すべき事項。
3. 前項ただし書きの適用がない場合において、施設等運営者が前項本文の原状回復を履行しないときは、北海道開発局札幌開発建設部は施設等運営者が自ら整備した内装・設備等を放棄したものとみなし、現状を維持するかまたは施設等運営者の費用をもって原状回復を行うことができる。
4. 不可抗力その他、北海道開発局札幌開発建設部や施設等運営者の責めに帰することが出来ない事由により管理の継続が困難となった場合は、監督職員と施設等運営者は管理の継続の可否について協議し、監督職員が書面により指示する。

第21条 立退料等の不請求

施設等運営者は、業務が完了する場合（継続して契約した場合は除く）または、契約が解除された場合、または不可抗力の場合は、北海道開発局札幌開発建設部に対し施設等運営者の施設の買取または立退料等の請求若しくは施設等運営者が支出した有益費等を請求することができない。

第22条 保険の付保及び事故の補償

1. 施設等運営者は、雇用保険法、労働者災害補償保険法及び健康保険法の規定により、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入しなければならない。
2. 施設等運営者は、雇用者等の業務に関して生じた負傷、疾病、死亡及びその他の事故に対して責任をもって適切な補償をしなければならない。
3. 施設等運営者は、火災保険、自動車任意保険、施設賠償責任保険（貸し自転車の運営に関するものも含む）、動産総合保険、生産物賠償責任保険の他、必要に応じて各種保険に加入しなければならない。
4. 1～3項に規定する保険料、補償費は、施設等運営者の負担とする。

第23条 情報公開

1. 施設等運営者は、文書の開示等の情報公開については、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（平成15年5月30日法律第58号）の規定に準じて取り扱う。この場合、監督職員の書面による指示に従うこと。
2. 施設等運営者は、北海道開発局札幌開発建設部が会計法令に基づき実施する事業者に対する立ち入り検査、指示等監督・検査に対して、誠意を持って対応すること。
3. 施設等運営者は、事業者名、施設運営者名、再委託運営者名、施設等の運営状況、施設利用者からの意見・苦情などをホームページや現地にて掲示すること。

第24条 その他留意事項

本規定書に定めていない事項または疑義を生じた事項に関しては、必要に応じて、監督職員と施設等運営者の協議により、決定する。

第2章 マネジメント（運営管理）

第25条 基本事項

1. 提出書類

- 1) 収益施設等管理運営業務責任者は許可を受けた後に、北海道開発局札幌開発建設部が指定した様式による関係書類を監督職員に遅滞なく提出しなければならない。
- 2) 施設等運営者が監督職員に提出する書類で様式が定められていないものは、様式を作成後監督職員に了解を得て提出する。
- 3) 報告書及び経理状況に関する帳簿類等の提出した書類は、監督職員の求めに応じて常に提出できるよう、許可を受けた施設ごとに整理・保管し、業務成果として施設等運営者において業務完了後5年間保存する。

2. 連絡、協議

- 1) 収益施設等管理運営業務責任者は、必要に応じて監督職員と連絡、協議等を行うこと。またその結果について、書面に記録し相互に確認しなければならない。
- 2) 監督職員と収益施設等管理運営業務責任者は業務の方針及び条件等の疑義を正すものとし、その内容については相互に確認しなければならない。
- 3) 施設の運営維持管理に係る各種規定・要領を作成する場合や、追加開園等により契約期間中に管理運営内容が変更する場合、さらにはその他新業務への対応が必要な場合は、監督職員と施設等運営者の間で書面により調整または協議を行う。
- 4) 不測の事態または疑問等が生じた場合は、速やかに監督職員と協議する。

3. 報告事項

- 1) 施設等運営者は、次の各号に掲げる事項について、監督職員に書面により報告する。
 - ① 管理運営要領 許可日より14日以内に提出
 - ② 管理運営報告書（月毎の売上高、施設利用者数等） 翌月の10日迄に提出
 - ③ 業務打合せ簿 打合せ毎に終了後速やかに提出
 - ④ 施設保守定期点検等の実施結果報告 点検後速やかに提出
 - ⑤ 業務実施体制 管理運営要領と同時に提出
 - ⑥ その他監督職員が指示する書類 適宜

第26条 業務実施体制

1. 本業務に加え、施設利用者の案内や苦情・要望、事故・災害等非常時における緊急対応が適切に行われるよう、管理体制を構築しなければならない。
2. 本業務のマネジメント及び企画立案を担当する収益施設等管理運営業務責任者を配置しなければならない。
3. 収益施設等管理運営業務責任者は、運営維持管理業務受託者が配置する総括責任者と兼務する場合、収益施設等管理運営業務とそれ以外の業務との従事割合等を明確に区分しなければならない。
4. 開園期間中は、維持管理業務の業務責任者及び収益施設等管理運営業務責任者のうち、少なくとも2名以上が勤務する体制とすること。さらに収益施設等管理運営業務責任者が勤務しない場合については、本業務に精通した者を勤務させるものとし、緊急対応を含め本業務が円滑かつ迅速に行われる勤務体制をとること。なお、やむを得ず業務責任者を2名以上勤務する体制をとることが一時的に困難となる場合には、緊急対応を含め、維持管理業務の業務及び収益施設等管理運

営の業務が迅速かつ円滑に行われる勤務体制を確保した上で、事前に総括調査員の承諾を得ること。

5. 収益施設等管理運営業務責任者は、運営維持管理業務の受託者、他の公園施設管理者と常に調整し、業務を遂行する。

収益施設等管理運営業務責任者は、本業務について業務従事者が適切に管理運営を行うよう、指揮監督しなければならない。

第27条 管理運営要領

1. 施設等運営者は、自ら作成した管理運営要領に従って収益施設の管理運営を行わなければならない。また、実際の管理に当たっては、常に利用状況を観察し、最新の知見を取り入れ、類似の事故や社会情勢等に照らし、管理運営要領を随時更新し、公園施設の安全確保に努めなくてはならない。
2. 管理運営要領は、本規定書を踏まえるだけでなく、過年度の安全管理、衛生管理、運営方法等を十分に把握した上で、現地を入念に確認し、自らの経験、知見に基づき、施設等運営者自らの責任において最も適切なものを作成しなければならない。

第28条 許可、承諾等を要する事項

1. 管理運営要領

- 1) 施設等運営者は、別に定めがある場合を除き、施設の運営を開始する日までに、収益施設管理運営計画書に基づく下記の項目を記載した管理運営要領を監督職員に提出する。管理運営要領は許可を受ける施設ごとに作成すること。
 - ①業務内容（商品、価格及びサービス内容、運営日時、イベント企画等）
 - ②業務の実施方針（「再委託に関すること」を含む。）
 - ③業務の実施工程（業務の順序及び手順）
 - ④業務の実施体制（閑散期、通常期、繁忙期など）
 - ⑤連絡体制（緊急時含む）
 - ⑥救急対応
 - ⑦安全衛生管理計画（安全管理規則、事故予防、点検、検査の方法、など）
 - ⑧緊急時対応
 - ⑨収支計画書（収益施設全体及び個別施設毎）
(別紙ー4 1「収益施設利用状況」参照。)
 - ⑩その他（施設修繕計画、その他業務実施上必要と思われる事項）
- 2) 管理運営要領の策定にあたっては、管理運営の実務に通じた経験や知見、施設利用者からの意見・苦情・要望を踏まえた管理運営要領の変更の経緯、記録が確実に残る仕組みについて記載すること。
- 3) 監督職員は、施設利用者からの意見・苦情・要望に基づき管理運営要領の修正が必要と判断した場合は、施設等運営者に管理運営要領の変更を指示することができる。
- 4) 管理運営要領は施設等管理者の責任で作成するが、公園施設の管理は管理運営要領に従って行われることから、下記の場合のように記載内容が不十分な場合は、再検討を指示することがある。

- ①必要な施設、項目の記載がない。
 - ②内容が本規定書に反する。
 - ③実際の管理を行うのに適正かつ十分な個別、具体的、詳細な記述がない。
 - ④連絡体制（緊急時含む）に不備がある。
 - ⑤収支計画書において、収益施設の運営に持続性が認められない。
 - ⑥その他管理上必要な事項が記載されていない、または疑義がある。
- 5) 運営日時、価格、サービス内容、割引き、施設運営者の追加、変更、その他管理運営内容を変更する場合は、あらかじめ管理運営要領を変更しなければならない。
 - 6) 管理運営要領を変更する場合は、監督職員に変更箇所、理由を明らかにした上で、変更した管理運営要領を提出しなければならない。
2. 管理運営報告書
- 1) 施設等運営者は、毎年度決算終了後、速やかに、監督職員に決算に関する報告書を提出すること。その際、報告書は施設毎に作成し、運営維持管理業務と明確に区分して整理すること。
 - 2) 施設等運営者は、毎月の売上その他の営業に関する状況及び管理運営要領に基づく安全衛生管理の結果を翌月10日までに書面により監督職員に報告すること。
 - 3) 経理状況に関する帳簿類は常に整理し、監督職員からこれらに関する報告や実施調査を求められた場合には、速やかに監督職員の指示に従い、誠実に対応すること。
 - 4) 北海道開発局札幌開発建設部は、実施調査の結果、必要と認める場合には、施設等運営者に対し改善を求めることができる。
3. 施設の修繕等
- 1) 施設等運営者が、収益施設の修繕等を実施する場合は、その内容、時期等の情報について事前に書面により監督職員に報告する。ただし、施設利用者の安全確保などの観点から緊急を要する修繕については、この限りではない。
 - 2) 施設等運営者が、必要に応じて管理施設の建築構造躯体に対して穿孔、開口、留め付け等を伴う設備工事や電気を使用するもの等を実施する場合は、事前に監督職員と書面により協議し、承諾を得なければならない。変更の際も同様である。
 - 3) 施設等運営者が、施設の管理運営上必要に応じて厨房器具及び運営に必要な設備等を管理施設に新たに設置する場合には、監督職員と事前に書面により協議し、承諾を得なければならない。
 - 4) 施設等運営者は、厨房器具及び運営に必要な設備等を管理施設に新たに設置することに伴い北海道開発局札幌開発建設部または第三者に及ぼした損害を賠償しなければならない。
 - 5) 施設等運営者は、監督職員の承諾を得て施設に付加した機械等の設備、間仕切り、建具その他の造作等について、買取請求を行わない。

4. 施設等運営者のその他提出義務

施設等運営者は、下記の項目の一に該当するときは、直ちにその旨を監督職員に書面により提出しなければならない。

- ①施設等運営者が、主たる事務所の所在地又は名称を変更したとき。
- ②施設が損傷、破損又は滅失したとき。
- ③施設内で事故等が発生したときまたはそのおそれがあるとき。
- ④施設等運営者が、強制執行・仮差押え・仮処分若しくは競売の申立てを受けたとき。
- ⑤施設等運営者に対して破産の申立て、または更生手続き開始の申立て若しくは民事再生手続き開始の申立てがあったとき。

第29条 その他の協議・報告等

施設等運営者は、公園の管理運営等で必要な次の協議を適切に行い、結果等については、遅滞なく書面により報告しなければならない。

- 1) 関係機関等との協議。
- 2) その他施設の運営者との協議。

第30条 官公署への連絡、届出

施設等運営者は、官公署への連絡、届出手続きは北海道開発局札幌開発建設部に協力し、遅滞なくこれを処理する。また、施設等運営者による工事等によって官公署への連絡、届出が必要となる場合は施設等運営者において行う。

第31条 別途工事等との調整

国が別途発注する工事または別途業務（法定点検業務等）の実施にあたり、施設等運営者は、調整等に協力する。また計画停電を伴う工事や点検を実施する際には、その対応については、監督職員と調整すること。

第32条 記録の保存

報告書及び経理状況に関する帳簿類は、監督職員の求めに応じて常に提出できるよう、許可を受ける収益施設ごとに整理・保管し、施設等運営者において5年間保存する。

第33条 再調査等の依頼

北海道開発局札幌開発建設部は、施設等運営者からの報告等に疑義を生じた場合、再調査を依頼しより詳細な報告等を求めることができる。

第3章 ホスピタリティ（施設利用者対応）

第34条 基本事項

1. 業務遂行にあたっては、常に公平なサービスの提供に努め、特定の個人や団体に有利あるいは不利な扱いとならないようにすること。
2. 全ての業務従事者について、名札を作成し着用すること。

第35条 拾得物、残置物の処理

施設等運営者が、施設内で遺失物を発見した場合は、速やかに運営維持管理業務の受託者へ届け出ること。

第36条 広報・広聴

1. 施設等運営者は、許可施設の管理運営に係る広告物を掲出しようとするときは、広告物の内容についてあらかじめ監督職員に提出する。
2. 施設等運営者は、事前に監督職員に計画を提出した上で、協賛企業に自己の協賛内容を広報宣伝させることができる。
3. 施設等運営者は、事前に監督職員に計画を提出した上で、自らが作成する企画商品や協賛での行催事等に関するポスター、パンフレット、スタッフジャンパー等に、協賛企業の名称等を表示することができる。
4. 施設等運営者は、聴取や記録した施設利用者の評価や注文、苦情などの意見を集約し、監督職員に管理運営報告書により毎月提出しなければならない。
5. 施設等運営者は、施設の利用促進を目的としたホームページやポスター、チラシ等の広報の展開に関する計画を、媒体毎に監督職員に提出した上で広報活動を行う。
6. 施設等運営者がホームページによる情報発信を行う際、維持管理業務受託者が管理する本公園のホームページに設置管理許可書で許可を受けた運営業務の運営日時、基本提供サービス等基本的な運営業務内容については維持管理業務受託者が管理する本公園のホームページに掲載することは可能である。

但し、その他企画商品や行催事等販売促進に係る内容については、ホームページとは別に設置することとし、そのホームページを維持管理業務受託者が管理する本公園のホームページにリンクすることは可能である。

なお、データを収納するサーバ及びリンクする他のホームページについて、事前に監督職員と協議を行う。

7. 施設等運営者に所属する情報ネットワークのシステム管理者は、国営滝野すずらん丘陵公園ホームページ上で発信する情報について、別に定める「個人情報の取扱いについて」及び北海道開発局札幌開発建設部が定めるプライバシーポリシーに基づいた適正な内容であることを事前に確認する。
8. 施設等運営者に所属する情報ネットワークのシステム管理者は、情報（掲載する文書、図画、写真及び音楽など）における著作権等の知的所有権に配慮する。
9. 施設に関するリンク先のホームページは原則として一つとする。ただし、それによりがたい場合は、別途協議による。

第37条 掲載情報の修正・訂正

1. 施設等運営者に所属する情報ネットワークのシステム管理者は、個人に関する掲載情報について、本人または保護者から内容の訂正又は削除の要請を受け、必要と認めた場合には、訂正等の措置をとる。また、このことについて、監督職員に報告する。
2. 施設等運営者は、施設のホームページであるとの誤解を与える内容の他のホームページを発見した場合には、監督職員に報告をした上で、当該ホームページの管理者に対し訂正等必要な措置を求める。

第4章 安全衛生管理

第38条 基本事項

1. 安全管理

- 1) 施設等運営者は、別途規定している事項を除き、本公園の収益施設に関し安全管理上の一切の責務を負うものである。
- 2) 施設等運営者は、国営滝野すずらん丘陵公園運営維持管理業務共通仕様書第19条安全管理の「事業者」を「施設等運営者」、「調査職員」を「監督職員」と読み替えたうえで、管理運営要領の安全衛生管理計画に安全管理の実施方法を定め、北海道開発局札幌開発建設部に提出する。
- 3) 施設等運営者は、安全管理に係る消耗品交換をした場合は、監督職員からの求めに応じ提出できるよう記録を保存しておくこと。

2. 安全確保

- 1) 施設等運営者は、別途規定している事項を除き、安全確保の一切の責務を負うものである。
- 2) 施設等運営者は、国営滝野すずらん丘陵公園運営維持管理業務共通仕様書第20条安全確保の「事業者」を「施設等管理者」、「調査職員」を「監督職員」と読み替えたうえで、管理運営要領の安全衛生計画に安全確保の実施方法を定め、監督職員に届け出る。

3. 救急救護

- 1) 施設等運営者は、管理運営要領の「救急対応」において救急時の体制、対応方法を定め、監督職員に提出する。
- 2) 施設等運営者は、開園時間中は救急活動に当たらなければならない。
- 3) 施設等運営者は、救急活動を要する事態を認めるときは、施設利用者の急病や負傷には応急処置をとり、事故や怪我等の状態により、消防車や救急車を要請するなど、最も適切と思われる措置をとらなければならない。
- 4) 施設等運営者は、前項の措置をとった場合は、その原因となる事項や処置内容等を正確に記録するとともに、その経過及び結果を速やかに監督職員に報告する。
- 5) 施設等運営者は、傷病者の発生に備え、日頃から研修・訓練等を行うこと。

4. 災害時、異常時等の対応

- 1) 施設等運営者は、国営滝野すずらん丘陵公園運営維持管理業務共通仕様書第24条災害時、異常時等の対応の「事業者」を「施設等管理者」、「調査職員」を「監督職員」と読み替えたうえで、管理運営要領の「緊急時対応」において緊急時の体制、対応方法、危機管理マニュアルを定める。
- 2) 施設等運営者は、天変地異等により、運営を一時中止・変更、または休止したときは、運営再開の前に施設の点検を行い、異常のないことを確認しなければならない。
- 3) 関係機関の立会検査または調査がある場合は、施設等運営者は監督職員の指示により立会等に協力する。

第39条 点検等

1. 安全衛生管理計画

- 1) 施設等運営者は、食品衛生法、消防法等の関係諸法令及び規則に基づき設定した法定点検及び自主点検計画、衛生管理計画などについて管理運営要領の安全衛生管理計画書に実施時期、方法、体制、点検記録の様式など実施方法の詳細を記載し、監督職員に提出すること。

- 2) 安全衛生管理計画書に記載した、法定点検及び自主点検については、特段の事情がない限り予め設定したスケジュールに沿って実施すること。
 - 3) 上記法定点検等の結果については、遅滞なく監督職員に書面により報告すること。
2. 定期点検
- 1) 施設等運営者は、少なくとも別添－46「施設の定期点検項目」に示した施設の定期点検項目について、実施時期、方法、体制、点検記録の様式など実施方法の詳細を管理運営要領の安全衛生計画に記載する。
定期点検は、メーカー等に規定されている場合はそれに従う。
なお、別添－46「施設の定期点検項目」に示した施設管理者が行う定期点検項目以外にも、必要とされる定期点検項目がある場合には、監督職員と協議の上、実施時期を監督職員に書面により提出すること。
 - 2) 法定点検項目以外の定期点検は、施設等運営者が自ら設定する。
3. 自主点検
- 1) 施設等運営者は、自主点検を別添－47「施設の自主点検項目」に掲げる項目のうち該当するものについて、実施時期、方法、体制等を管理運営要領に記載する。自主点検は建築保全業務共通仕様書に準じて行う。
4. 日常点検
- 1) 施設等運営者は始業点検、終業点検、巡回パトロール等、適切な方法で日常点検を実施する。実施時期、方法、体制等を管理運営要領に記載する。
 - 2) 施設等運営者は建築物等について、目視等の簡易な方法により劣化及び不具合の状況を把握し、保守のための軽微な修繕を行い、事故・故障等の未然の防止に資するよう管理すること。
 - 3) 施設等運営者は、施設、設備等が損傷、破損または滅失したとき及びそれを発見したとき、直ちに監督職員に報告する。
5. スタッフ管理・研修
- 1) 施設等運営者は、スタッフ管理・研修について管理運営要項に記載する。
 - 2) 施設等運営者は、北海道開発局札幌開発建設部が実施または要請するスタッフ管理・研修、公園全体での調整連携等への参加・協力・実施を、積極的かつ主体的に行うこと。
 - 3) 車両の運転については、公園利用者及び施設利用者の迷惑とならないよう必要に応じ誘導員を配置するとともに北海道開発局札幌開発建設部発行の許可証を前面に提示、許可証裏面の「公園内車両通行及び作業心得について」を遵守して走行する。

第40条 危機管理

施設等運営者は、下記の事項を踏まえた管理運営要領（緊急時対応）を作成すること。

1. 事故・災害対応

1) 緊急時連絡体制構築

施設等運営者は、緊急連絡体制表を作成し、監督職員に提出すること。また、施設内に掲示をすること。

2) 予防対策

①施設等運営者は、施設を運営している期間中毎月1回、施設の消防設備等の自主点検を実施し、

異常を発見した場合は監督職員に書面により報告する。

- ②本業務を行う場所若しくは、その周辺に第三者が存する場合または立ち入る恐れがある場合には、危険防止に必要な措置を講じ事故の発生を防止する。この場合、その旨を監督職員に報告する。

3) 初期対応

- ①施設等運営者は、監督職員の指示に従い、公園利用者及び施設利用者に対する案内及び緊急の対応等のサービスに努めること。
- ②万一、設備、機器等に事故その他、異常が発生したときは、必要に応じてその部分の運転を一時停止または運転制限をする等の措置をした上、直ちに監督職員に報告し、臨時に精密検査を行い、その原因を究明し、機能復旧に努めると共に、再発防止のための必要な措置をとる。
- ③その他事故等が発生したとき、またはその恐れがあるときは、速やかに必要な措置を取り、施設等運営者が作成した緊急連絡体制に基づき関係機関へ連絡し、次の各号に掲げる事項について、遅滞なく、書面等により監督職員に報告する。なお、北海道開発局札幌開発建設部が策定した事故等への対応計画、規定等がある場合は、それに則った対応を図ること。

- 一 事故発生日時。
- 二 事故発生場所。
- 三 事故発生の原因。
- 四 事故の程度。
- 五 人身事故の場合は、医師の診断結果。
- 六 事故処理の概略。
- 七 再発防止など改善策等。

- ④重大事故についてはただちに監督職員に報告し、その指示に従う。

2. 異常事態対策

- 1) 施設等運営者は、北海道開発局札幌開発建設部が実施又は要請する異常事態対策への参加・協力・実施を、積極的かつ主体的に行う。
- 2) 施設等運営者は、異常な事態が発生した場合、その内容・初期対応状況等を、速やかに監督職員へ報告するとともに、警察、消防署等関連部局に連絡する。

第5章 施設管理

第41条 基本事項

1. 施設等運営管理者は、施設および管理備品の扱い、施設の清掃に関する実施方法を管理運営要領において記載する。
2. 施設等運営者は、収益施設内及び許可範囲内を常に良好な状態で維持し、公園内で実施されている他業務と相互連携を保ち、適切に進捗管理を行い、実施する。
3. 設備及び管理備品は施設等運営者の注意義務で管理すること。
4. 施設等運営者は、自らが実施する清掃と維持管理業務受託者が実施する清掃について、その清掃範囲及び夾雑物が混合しないように注意する。

第6章 財産管理

第42条 台帳管理

1. 施設等運営者が施工した固定資産（償却資産）については、「固定資産税における家屋と償却資産の分離申出書」を所轄の税務事務所に提出する。
2. 運営に関する備品等（建物除く）の費用、管理区域に関する建物管理費（消耗品の購入、貸与した備品類の修理等）は、施設等運営者の負担とする。

第43条 備品の取り扱い

1. 管理備品の取扱い

許可を受けた収益施設の運営に必要な備品は、施設等運営者が全て準備する。

ただし、業務開始時に北海道開発局札幌開発建設部が費用を負担した備品の引き継ぎを受けた場合は、施設等運営者は、本業務完了の際、残存する備品で北海道開発局札幌開発建設部がその費用を負担したのものについて当該備品を北海道開発局札幌開発建設部に引き渡す。ただし、翌年度以降において当該契約が引き続き締結され、当該業務に継続して使用されるものはこの限りではない。

備品とは、本業務において管理上必要となった機械器具、その他の物品の内、原状のまま比較的長期の使用に耐え、取得価格（消費税込み）が2万円以上のものをいう。なお、その取扱いについては、北海道開発局札幌開発建設部が定める規定等による。

2. 特定備品の取扱い

- 1) 施設等運営者は、施設の管理・運営に必要な機器・設備等を持ち込むことができる。

ただし、「本章 第20条 業務の完了・引継、原状回復等」、「本章 第21条 立退料等の不請求」の内容を踏まえ、施設等運営者の一切の責任のもとで機器・設備等を持ち込む。

なお、資産の処分については、施設等運営者が責任を負う。

- 2) 施設等運営者が備品、機器・設備等を持ち込む場合は、事前にリストを監督職員に提出するとともに、物品表示票を作成し持ち込む全ての備品、機器・備品等に貼付し、常に管理しておく。

第44条 本業務の引継

1. 施設等運営者は、業務の履行が満了するとき（継続して、契約した場合は除く）または、契約が解除された場合は、北海道開発局札幌開発建設部又は新たな施設等運営者と十分に事務引き継ぎを行い、施設の管理運営に支障が生じないようにする。この際、速やかに施設を原状に回復して、北海道開発局札幌開発建設部に引き渡すこと。ただし、原状回復することが不可能若しくは不適當である場合、北海道開発局札幌開発建設部の承認を得て原状回復せずに引き渡すことができる。
2. 不可抗力その他、北海道開発局札幌開発建設部や施設等運営者の責めに帰することができない事由により管理の継続が困難となった場合は、監督職員と施設等運営者は管理の継続の可否について協議する。
3. 施設等運営者は、本業務の履行期限（継続して、契約した場合は除く）または、契約が解除されるまでは、施設の管理運営が円滑に実施されるよう業務実施体制（第27条記載）を維持する。
4. 履行期限後において補償すべき事態が発覚し、その原因が履行期間内の瑕疵等が明らかな場合は、その費用は施設等運営者が負担する。

第7章 管理運営報告書

第45条 管理運営報告書の作成

1. 施設等運営者は、毎年度決算終了後、速やかに、監督職員に決算に関する報告書を提出すること。その際、報告書は施設毎に作成し、運営維持管理業務と明確に区分して整理すること。
2. 施設等運営者は、毎月の売上その他の営業に関する状況及び管理運営要領に基づく安全衛生管理の結果を翌月10日までに書面により監督職員に報告すること。
3. 経理状況に関する帳簿類は常に整理し、監督職員からこれらに関する報告や実施調査を求められた場合には、速やかに監督職員の指示に従い、誠実に対応すること。
4. 北海道開発局札幌開発建設部は、実施調査の結果、必要と認める場合には、施設等運営者に対し改善を求めることができる。

第2編 国営滝野すずらん丘陵公園収益施設等管理運営個別規定書

第1章 駐車場

第1条 総則

施設等運営者は、駐車場の管理運営に際して、関係法令等を遵守し、施設利用者への快適なサービスの提供及び安全確保に努める。

第2条 施設の利用目的

駐車場は、公園利用者の国営滝野すずらん丘陵公園への来園手段である車両等を、公園利用時間内に限り保管する場所を提供することを施設の利用目的とする。

第3条 運営対象施設

運営対象施設は次のとおりとする。なお、許可範囲に関しては別途提示する。

■運営対象施設一覧（常設駐車場）

<必須施設>

施設名称	大 型	普 通	(内 身体障害者用台数)	原付・自動二輪
中央口駐車場	11台	976台(大型含む)	(11台)	4台
溪流口駐車場	0台	157台	(8台)	4台
東口駐車場	11台	628台(大型含む)	(5台)	4台
南駐車場	10台	233台(大型含む)	(5台)	4台
滝野の森口駐車場	0台	221台	(5台)	4台

<裁量施設>

施設名称	大 型	普 通	(内 身体障害者用台数)	原付・自動二輪
鱒見口駐車場	0台	167台	(5台)	4台

第4条 責任者の選任

施設等運営者は、施設担当責任者を選任した上で、駐車場の管理運営にあたらせる。

第5条 運営日時

1. 施設等運営日時は、原則として本公園の開園日時とする。ただし、鱒見口駐車場については、施設等運営者の裁量により運営日時を定めることができる。その場合でも、夏季開園期間日数の4割以上の営業を行うこと。

第6条 利用料金

駐車場の利用料金は、収益施設の継続的運営が可能な料金設定とすること。ただし、別紙-42「収益施設利用料金一覧」の現在の料金を上限とする。

第7条 業務の内容

施設等運営者は、次の各号に掲げる業務を行う。

- 1) 駐車場の運営に関すること。
- 2) 駐車場の維持管理に関すること。
- 3) 駐車場の安全管理に関すること。
- 4) 前各号に掲げる業務に付随するもの。

第8条 駐車場施設に係る管理運営要領の作成

施設等運営者は、共通規定書第27条に基づく管理運営要領を作成するにあたり、共通規定書で定められている事項のほか、以下を踏まえた管理運営要領を作成すること。

1. 駐車場の運営

- 1) 原則として、施設利用者が全て退出することを確認し閉場するが、著しく退出が遅延し、施設利用者を確認することができない場合は、残車両を確認し、記録すること。
- 2) 駐車場の混雑具合に応じて誘導員等を配置する等、適切な運営を行う。

2. 繁忙期の対応

- 1) 施設等運営者は、繁忙期の混雑状況に応じて、誘導員数、配置を工夫する等円滑な誘導に努める。

3. 利用制限等

- 1) 次の各号に該当する場合は、駐車場の利用を拒否することができる。
 - ① 駐車場利用者が遵守事項を守らない場合又は業務従事者の指示に従わない場合。
 - ② 危険物を積載している車両、その他駐車場の管理上支障のある車両が駐車しようとしている場合。

4. 施設・設備等の維持管理

- 1) 駐車場管理機器については、北海道開発局札幌開発建設部が施設等運営者に貸与するが、施設等運営者は、日常的な保守・点検を行うことで適切な維持管理を行うこと。なお、当該施設・設備の保守・点検については、北海道開発局札幌開発建設部が別途実施する。
- 2) 営業開始前に、駐車場管理機器の電源を入れ、機器に故障・損傷等がないか、正常に作動するかを確認するとともに、営業中は、駐車場管理機器の運転の作動状況を確認・監視し、業務終了時には、駐車場管理機器の電源を確実に切る。
- 3) 機器の故障について連絡や表示がある場合は、機器に付属するマニュアル等に従い、適切に処理し、完全な状態に回復する。
- 4) 駐車場管理機器について万一故障が発生し、ただちに回復する見込みのないときは、回復までの間、車両の入出場は手動で行う。このとき、料金計算は料金計算機を使用するなどの方法により、迅速かつ確実にいき、入出場車両に支障をきたさないようにする。

5. 植物管理

駐車場内にある植栽地の植物管理を行うこと。なお、実施に当たっては、別紙-8「個別仕様書（植物管理）」に準じて実施すること。

6. 安全管理

- 1) 施設等運営者は、施設利用者の安全に万全の注意を払い、安全管理を行う。
- 2) やむを得ず、駐車場の全部又は一部を休止・閉鎖・変更する際は公園利用者及び施設利用者

的確に告知すると共に監督職員に報告する。

3) 緊急車両等の入出場については適宜協力する。

4) 施設等運営者は、施設利用者の安全確保、施設状況の把握、及び施設利用案内等を行うため、定期的に巡視を実施する。また、事件、事故または災害等緊急時対応、不審物の有無確認や拾得物への対処、清掃状況の点検等も併せて行う。

5) 駐車場の除雪は、別添－30「除雪工等実施要領(案)」に準じて行う。

7. 緊急時の対応

災害や事件、事故等が発生した際には、国営滝野すずらん丘陵公園収益施設等管理運営規定書第1編第4章「安全衛生管理」を参照し対応する。

8. 施設利用上の注意事項

施設等運営者は、施設利用上の注意を策定し施設利用者に対し、少なくとも以下の各号について看板等において注意を促す。

1) 場内での車両通行速度は、時速 20km/h を超えないこと。

2) 場内での追い越しをしない。

3) 喫煙又は火気の取り扱いをしない。

4) 標識又は係員の指示に従う。

5) 車両を離れるときは、エンジンを停止し、ドア及びトランクには施錠し、盗難に備えること。

6) 公害防止の為、エンジンを空ぶかししない。

7) 施設利用者及びその関係者（同乗者含む。）が故意又は過失により駐車場の施設並びに他の車両に損害を与えたときは、当事者がその損害賠償を行う。

8) その他、施設等運営者の業務又は他の施設利用者の妨げになるような行為はしない。

第9条 費用負担

1. 駐車場の管理、運営に関わる一切の費用は、別に定めがある場合を除き、施設等運営者の負担である。

2. 北海道開発局札幌開発建設部の職員や業務等で入園する業務入園者からは、駐車料を徴収することはできない。

第10条 責任範囲の揭示

1. 共通規定書第9条の責任分担によるほか、次の各号に該当する場合は、北海道開発局札幌開発建設部及び施設等運営者は、賠償責任を負わないものとし、その旨を施設利用者が分かるように看板等の揭示を行う。

1) 天変地異、その他不可抗力による事故、及び管理上の責に帰することのできない事由によって生じた車両及び施設利用者の損害。

2) 車両に残された貴重品、その他物品及び取付物に関する損害。

2. 前号及び善良な管理者としての注意を怠らなかつたことを証明する場合を除き、施設等運営者は車両の滅失又は損傷について、当該車両の時価、損害の程度を考慮してその損害を賠償すること。

3. 施設等運営者の過失等が原因で、施設を損傷し又は滅失した場合、施設等運営者がその損害を賠償すること。

第2章 レンタサイクル施設

第11条 総則

施設等運営者は、レンタサイクル施設の管理運営に際して、関係法令等を遵守し、施設利用者への快適なサービスの提供及び安全確保に努める。

第12条 施設の目的

レンタサイクル施設は、国営滝野すずらん丘陵公園において施設利用者への自転車等の貸出しを行うことを施設の目的とする。また、自動二輪車等を持ち込むなど施設利用者及び公園利用者に対する安全確保に反する行為をしてはならない。

第13条 運営対象施設

運営対象施設は次のとおりとする。

■運営対象施設一覧

<裁量施設>

施設名称	現行運営台数 (参考)	備考
サイクルセンター(鱒見口)	66台	シティサイクル
	66個	ヘルメット

※自転車は施設等運営者が用意する。

第14条 責任者の選任

施設等運営者は、施設担当責任者を選任した上で、レンタサイクル施設の管理運営にあたらせる。

第15条 運営日時

1. 施設等運営日時は、本公園の開園日時を基本とする。(冬季を除く。)ただし、施設等運営者の裁量により運営日時を変更することができる。
2. 自転車の貸出受付時間は、閉園時間の1時間前までとする。
3. 行催事の開催等により、公園利用者の利便を確保する上で必要が認められるときは、監督職員より営業時間の延長または短縮の指示を行うことがある。

第16条 利用料金

施設利用者へ提供する自転車貸出の利用料金は、周辺類似事例に基づき、市場価格に準じて定めること。(現在の料金は、別紙-42「収益施設利用料金一覧」参照。)

第17条 業務内容

1. 施設等運営者は、次の各号に掲げる業務を行う。
 - 1) 自転車の貸出に関すること。
 - 2) サイクリング施設の維持管理に関すること。
 - 3) 自転車の利用に伴う苦情処理に関すること。
 - 4) 前各号に掲げる業務に付随するもの。

2. 日常の管理上で必要があると認められたときは、自転車の貸出の全部又は一部を中止することができる。
3. 自転車の貸出を中止することが、施設利用者へ影響が与えられられる場合は、監督職員と協議を行う。

第18条 サイクリング施設に係る管理運営要領の作成

施設等運営者は、共通規定書第27条に基づく管理運営要領を作成するにあたり、共通規定書で定められている事項のほか、以下を踏まえた管理運営要領を作成すること。

1. サイクリングセンターの運営

- 1) 施設等運営者は、自転車の貸出開始前にサイクリングコースに異常がないか確認を行う。
- 2) 施設等運営者は、貸出自転車について貸し出し時に点検、注意事項の周知を行い、異常のないことを確認した上で貸し出す。

2. 利用制限等

施設等運営者は、利用制限を定め、周知すること。

3. 安全管理

- 1) 施設等運営者は、施設利用者が安全かつ快適に自転車を利用されるよう心がけ、日常点検、定期点検、一斉点検などを行い、常に自転車を正常な状態で維持する。
- 2) 一斉点検では、年1回、自転車安全整備士の資格者によりTSマークの点検を、全保有車両を対象に行い、有効期限を切らしてはならない。
- 3) 点検の結果は、「自転車業務日報」を定めた上で、転記する。

4. 緊急時の対応

- 1) 施設等運営者は、自転車貸出を中止したときは、再開の前にサイクリングコースに異常のないことを確認しなければならない。
- 2) サイクリングコース等において事故が発生し又はその恐れがあるときは、緊急連絡体制に基づき速やかに必要な措置を行う。

5. 施設利用上の注意

施設等運営者は、乗車又は使用中に故意又は過失の有無にかかわらずその発生した傷害物件損害その他の事故による補償の請求を北海道開発局札幌開発建設部に対して行わないことを含む、施設利用上の注意を策定し施設利用者に対し、注意喚起を促す。

第19条 費用負担

1. 貸出に供する自転車の購入費用。

準備する台数は施設利用者が快適に利用できる台数（最大約1.2万人/日が来園）とする。貸出に供する自転車は、自転車の品質を保証する公的機関の認定を受けたものでなければならない。また、購入後にTSマーク（財団法人日本交通管理技術協会）の取得をした自転車は、TSマーク取得基準に適合しなくなった時点で新車に更新を行う。なお、TSマーク対象外の自転車については、購入後5年を経過した段階で随時新車に更新をする。なお、タンデム車（二人乗り自転車）等の特殊自転車は、自転車の品質を保証する公的機関の認定対象外であることから、北海道開発局札幌開発建設部の許可を得た上で購入をする。

2. レンタサイクル施設管理、運営に関わる一切の費用は、別に定めがある場合を除き、施設等運営者の負担である。

第20条 責任範囲の揭示

1. 共通規定書第9条の責任分担によるほか、次の各号に該当する場合は、北海道開発局札幌開発建設部及び施設等運営者は、賠償責任を負わないものとし、その旨を施設利用者が分かるように看板等の揭示を行う。
 - 1) 天変地異、その他不可抗力による事故、及び管理上の責に帰することのできない事由によって生じた施設利用者の損害。
 - 2) 施設等運営者の過失あるいは貸出自転車の整備不良等に依らない損害。
2. 前号及び善良な管理者としての注意を怠らなかったことを証明する場合を除き、施設等運営者はその損害を賠償すること。

第3章 飲食・物販施設

第21条 総則

施設等運営者は、飲食・物販施設の管理運営（自主事業として行う臨時の飲食・物販施設の運営を含む）に際して、関係法令等を遵守し、施設利用者への快適なサービスの提供及び安全確保に努める。

第22条 施設の利用目的

飲食・物販施設は、国営滝野すずらん丘陵公園において飲食及び物販サービスを提供することを、施設の利用目的とする。

第23条 運営対象施設

運営対象施設は、次のとおりとする。

■運営対象施設一覧

<裁量施設>

施設名称	営業場所・設置箇所
レストラン、用具貸出所 (カントリーハウス)	中心ゾーン
子供の谷休憩所売店	中心ゾーン
中央管理所売店	中心ゾーン
東口情報センターレストハウス棟売店	中心ゾーン
レストラン（溪流園）	溪流ゾーン
溪流口売店（ロッジゆきざさ）	溪流ゾーン
鱒見口売店	溪流ゾーン

<臨時施設> 参考；平成23年度実績

設置時期	営業場所	売店数
春（ゴールデンウィーク）	中心ゾーン	4箇所
春（チューリップ・すずらんフェスタ）	中心ゾーン	4箇所
夏（ラベンダーフェスタ）	中心ゾーン	3箇所
夏（夏休み）	中心ゾーン	3箇所
	溪流ゾーン	2箇所
秋（オータムフェスタ）	中心ゾーン	6箇所

第24条 責任者の選任

施設等運営者は、施設担当責任者、防火管理者、食品衛生責任者等、管理運営上法的に必要な資格を保持する者を選任した上で、飲食施設及び物販施設の管理運営にあたらせる。

第25条 運営日時

- 施設等運営日時は、本公園の開園日時を基本とする。ただし、施設等運営者の裁量により運営日時を変更することができる。その場合でも、開園期間日数（鱒見口売店、溪流園は夏期開園日数）の4割以上の営業を行うこと。また、開園日には各ゾーンで1施設は営業していること。
- 用具貸出所（カントリーハウス）は、リフトの運営に合わせて、スキー、歩くスキーの貸出を行うこと。（別紙-40「収益施設（飲食・物販施設）サービス内容等一覧」参照。）
- 臨時施設については、監督職員と協議の上、決定すること。
- 行催事の開催等により、公園利用者の利便を確保する上で必要が認められるときは、監督職員より営業時間の延長または短縮の指示を行うことがある。

第26条 利用料金

販売価格は周辺類似事例に基づき、市場価格に準じて定めること。(現在の料金は、別紙-42「収益施設利用料金一覧」参照。)

第27条 繁忙期の対応

繁忙期の管理運営にあたっては、飲食施設の供給機能を補完し施設利用者へのサービス提供を強化するため、北海道開発局札幌開発建設部が指定した場所及び期間に臨時売店の開設を許可する。(別添-44「臨時売店指定設置場所および指定設置期間」参照。)なお、開設にあたっては、施設等運営者は、開設時間及び販売品目について監督職員と事前に協議を行い、書面により提出すること。

第28条 業務の内容

施設等運営者は、次の各号に掲げる業務を行う。

- 1) 飲食・物販施設の運営に関すること。
- 2) 飲食・物販施設の維持管理に関すること。
- 3) 飲食・物販施設利用に伴う苦情処理に関すること。
- 4) 前各号に掲げる業務に付随するもの。

第29条 飲食・物販施設に係る管理運営要領の作成

施設等運営者は、共通規定書第27条に基づく管理運営要領を作成するにあたり、共通規定書で定められている事項のほか、以下を踏まえた管理運営要領を作成する。

1. 安全衛生管理

- 1) 衛生管理及び安全管理は、施設等運営者において全責任を負う。
- 2) 食品衛生法、消防法等の関係諸法令及び規則に基づき、安全衛生管理計画書及び緊急時連絡体制を定めて、監督職員に提出すること。また、安全衛生管理計画書作成にあたっては、十分な衛生管理及び安全管理等を行うとともに事故防止に努める。
- 3) 運営に当たる全職員を対象として、年1回の健康診断を実施し、検査の結果、異常ある者は、完全に回復したとの医師の診断が得られるまで職場復帰は認めないこと。
その他、下痢を起こしているなど体調不良者は出勤させてはならない。
- 4) 法定点検等の結果については、遅滞なく監督職員に報告すること。
- 5) 飲食施設は、施設利用者に満足していただけるよう、商品管理の徹底、消防設備の点検、身だしなみ等、常に清潔、快適かつ安全な状態に維持する。
- 6) 食中毒等の事故が発生したとき、又はその恐れがあるときは、速やかに必要な措置を取り、緊急時連絡体制に基づき、遅滞なく、書面等により監督職員に報告する。なお、食中毒等社会的な影響や人的影響等を伴うときは、北海道開発局札幌開発建設部がマスコミ対応等を行うが、その際、北海道開発局札幌開発建設部の求めに応じ施設等運営者は迅速かつ適切に協力しなければならない。また、北海道開発局札幌開発建設部が策定した事故等への対応計画、規定等がある場合は、それに則った対応を図ること。
- 7) 食中毒等により、施設利用者に対して、人的損害を及ぼした場合は、施設等運営者の責任において、その賠償を行う。

2. 施設利用上の注意

施設等運営者は、施設利用上の注意を策定し施設利用者に対し、看板等において注意を促す。

第30条 費用負担

飲食施設運営に関わる一切の費用は、別に定めがある場合を除き、施設等運営者の負担である。

第31条 責任範囲の揭示

1. 共通規定書第9条の責任分担によるほか、次の各号に該当する場合は、北海道開発局札幌開発建設部及び施設等運営者は、賠償責任を負わないものとし、その旨を施設利用者が分かるように看板等の揭示を行う。
 - 1) 天変地異、その他不可抗力による事故、及び管理上の責に帰することのできない事由によって生じた施設利用者の損害。
 - 2) 施設等運営者の過失に依らない損害。
2. 前号及び善良な管理者としての注意を怠らなかったことを証明する場合を除き、施設等運営者はその損害を賠償すること。

第4章 釣堀施設運営

第32条 総則

施設等運営者は、釣堀施設の管理運営に際して、関係法令等を遵守し、施設利用者への快適なサービスの提供及び安全確保に努める。

第33条 施設の利用目的

釣堀施設は、国営滝野すずらん丘陵公園において多様な公園利用者サービスを提供することを施設の利用目的とする。

第34条 運営対象施設

運営対象施設は次のとおりとする。

■運営対象施設一覧

<裁量施設>

公園施設の名称	運営施設名称、面積	施設規模（参考）
釣堀 (フィッシング・タキ)	(木造建) 四阿 延床面積： 10.89m ²	(土手、四阿、目方釣堀等) 面積： 1700.83m ² (水面、護岸) 面積： 581.14m ²

※施設等運営者は、釣具の貸出受付をおこなうための釣り具貸出棟を用意する。

第35条 責任者の選任

施設等運営者は、施設担当責任者を選任した上で、釣堀施設の運営にあたらせる。

第36条 運営日時

1. 施設等運営日時は、本公園の開園日時を基本とする。(冬季を除く。) ただし、施設等運営者の裁量により運営日時を変更することができる。その場合でも、夏期開園期間日数の4割以上の営業を行うこと。
2. 釣具の貸出受付時間は、閉園時間の1時間前までとする。
3. 行催事の開催等により、公園利用者の利便を確保する上で必要が認められるときは、監督職員より営業時間の延長または短縮の指示を行うことがある。

第37条 利用料金

釣堀施設の利用料金は、周辺類似事例に基づき、市場価格に準じて定めること。(現在の料金は、別紙-42「収益施設利用料金一覧」参照。)

第38条 業務の内容

施設等運営者は、次の業務を行う。

- 1) 釣堀運営に関すること。
- 2) 釣堀施設の維持管理に関すること。
- 3) 釣堀の利用に伴う苦情処理に関すること。
- 4) 前各号に掲げる業務に付随するもの。

第39条 釣堀施設に係る管理運営要領の作成

施設等運営者は、共通規定書第27条に基づく管理運営要領を作成するにあたり、共通規定書で定められている事項のほか、以下を踏まえた管理運営要領を作成すること。

1. 施設の運営

施設等運営者は、開園前に水位の確認、及び釣竿に異常がないか確認を行う。

2. 釣堀の維持管理

- 1) 水利使用規制は遵守すること。
- 2) 雪囲いの設置・撤去を行うこと。

3. 釣堀の安全管理

立入禁止の場所や、池に落ちないように注意喚起など、釣堀の利用規制を記載した看板を、対象施設内に設置すること。

4. 緊急時の対応

- 1) 施設等運営者は、釣堀施設の運営を中止したときは、運営再開の前に施設の点検を行い、異常のないことを確認しなければならない。
- 2) 釣堀施設において事故が発生し又はその恐れがあるときは、直ちに必要な措置を取る。

5. 釣堀の利用の制限

次の各号に該当する場合は、釣り場の利用を禁止する。

- 1) 係員の指示に従わない者
- 2) 公園施設で定める制限事項に違反する者
- 3) 酒気を帯びた者
- 4) 付き添いを伴わない10歳未満の者
- 5) 他の利用者に迷惑となるおそれのある者

第40条 費用負担

1. 釣堀施設運営に関わる一切の費用は、別に定めがある場合を除き、施設等運営者の負担である。
2. 施設等運営者は、業務対象施設内に、釣堀の利用規制等を記載した看板を施設等運営者の負担で設置すること。

第41条 責任範囲の揭示

1. 共通規定書第9条の責任分担によるほか、次の各号に該当する場合は、北海道開発局札幌開発建設部及び施設等運営者は、賠償責任を負わないものとし、その旨を施設利用者が分かるように看板等の揭示を行う。
 - 1) 天変地異、その他不可抗力による事故、及び管理上の責に帰することのできない事由によって生じた施設利用者の損害。
 - 2) 施設等運営者の過失に依らない損害。
2. 前号及び善良な管理者としての注意を怠らなかったことを証明する場合を除き、施設等運営者はその損害を賠償すること。

第5章 オートキャンプ場運営

第42条 総則

施設等運営者は、オートキャンプ場施設運営に際して、関係法令等を遵守し、施設利用者への快適なサービスの提供及び安全確保に努める。

第43条 施設の目的

オートキャンプ場は、国営滝野すずらん丘陵公園において施設利用者に快適なキャンプサイトの提供や、その他多様なサービスの提供を施設の目的とする。

第44条 運営対象施設

運営対象施設は次のとおりである。

■運営対象施設一覧

オートリゾート滝野

<裁量施設>

名 称	数 量	備 考
キャンピングカーサイト	23 サイト	AC 電源、炊事施設、TV アンテナ付、 管理面積 10,706 m ²
スタンダードカーサイト	40 サイト	AC 電源付、管理面積 4,990 m ²
キャビンサイトA	14 サイト	サイト A (木造中 2 階、AC 電源付) 延床面積 415.80 m ² 、 管理面積 2,037 m ²
キャビンサイトB	5 サイト	サイト B (木造平屋建) 延床面積 114.75 m ² 管理面積 552 m ²
キャビンサイトS	6 サイト	サイト S (木造平屋建) 延床面積 328.32 m ² 管理面積 3,590 m ²
フリーテントサイト	55 サイト	管理面積 5,116 m ²
センターハウス	1 棟	(木造 2 階建) 延床面積 984.94 m ² 事務室、コインランドリー、倉庫、売店、便所、シャワー室、宿泊室、管理人室、ラウンジ、多目的ホール、電気室、ボイラー室、自動販売機置場、ボランティアルーム、炊事室、多目的トイレ、身障者用シャワー室 オイルタンク(木造平屋建)延床面積 15.12 m ² 離れ倉庫(木造平屋建)延床面積 18.23 m ² (仮設物を含む)
管理用駐車場	1 カ所	管理面積 441 m ² (15 台)
駐車場	21 カ所	管理面積 1,417 m ² (フリーテントサイト用 62 台)
サニタリーハウス	1 棟	(木造平屋建) 延床面積 155.52 m ² 炊事施設、トイレ
車庫棟	1 カ所	(木造平屋建) 延床面積 46.08 m ²
炊事棟	8 棟	(木造平屋建) 延床面積 98.01 m ² (スタンダードカーサイト 5 棟、キャビンAサイト 2 棟)
便所棟	4 棟	(木造平屋建) 延床面積 79.38 m ² (キャンピングカーサイト 1 棟、スタンダードカーサイト 1 棟)
ゲートシステム	1 カ所	カーゲート、アームキャッチャー、テンキーボックス、カメラ 2 台
管理カメラ	1 式	管理カメラ 4 台、屋外制御盤 4 面、モニターテレビ 1 台
放送設備	1 式	スピーカー 16 台
園路誘導灯	49 カ所	

名 称	数 量	備 考
ゴミステーション	2カ所	(木造平屋建) 管理面積 29 m ² (入口付近1カ所、キャビンBサイト1カ所)
残り火入れ	5カ所	
自動販売機置場	3カ所	管理面積 8 m ² (キャビンAサイト付近2カ所、キャビンBサイト付近1カ所)
ダンプステーション	1カ所	(木造平屋建) 延床面積 1.89 m ² (汚水ポンプ棟内)
芝生広場	—	管理面積 5,870 m ²
プレイロード	2基	管理面積 770 m ²
彩りの森	—	管理面積 16,220 m ²
園路	—	
ジャブジャブ池	1カ所	
インターホン	3カ所	
展望台	1カ所	

第45条 責任者の選任

施設等運営者は、施設担当責任者、防火管理者等、管理運営上法的に必要な資格を保持する者を選任した上で、オートキャンプ場の管理運営にあたらせる。

第46条 運営日時

- 施設等運営日時は、本公園の開園日時を基本とする。(冬季を除く。) ただし、施設等運営者の裁量により運営日時を変更することができる。 その場合でも、夏期開園期間日数の8割以上の営業を行うこと。
- ゲートの開閉時間は、午前7時から午後10時までとする。
- 日帰りの利用は、公園の開園時間内とする。
- 公園の開園期間中に運営することとし、以下の運営日時を想定している。

(参考)

<裁量施設>

運営日時 (参考)	
運営期間	4月20日から11月10日 (オートキャンプ場の運営は、滝野すずらん丘陵公園の夏季開園期間)
運営時間	ゲート開閉時間 7:00~22:00
	チェックイン時間 13:00~17:00 (6/1~8/31は18:00まで)
	チェックアウト時間 8:00~11:00
	オートキャンプ場 管理センター 8:00~20:00 (事故及び病気等の対応は、スタッフが常駐し、24時間体制で実施する。)

※日帰り利用は、公園の開園時間内の利用とする。

※利用状況により運営時間の延長を行う。

※異常気象等により公園が閉園または一部閉園するときは、監督職員と協議し、臨機の措置をとる。

第47条 利用料金

1. オートキャンプ場の利用料金は、周辺類似事例に基づき、市場価格に準じて定めること。
2. オートキャンプ場内の売店、飲食店等の業務については、関係法令に基づき実施するとともに、衛生については十分に留意する。
3. 利用料金には、宿泊およびデイキャンプともに入園料を含めることとし、入園料については国営滝野すずらん丘陵公園運営維持管理業務を行う事業者引継ぎ、事業者は国庫に納入する。
(現在の料金は、別紙-42「収益施設利用料金一覧」参照。)

第48条 業務の内容

施設等運営者は、次の各号に掲げる業務を行う。

- 1) オートキャンプ場の運営に関すること。
- 2) オートキャンプ場施設の維持管理に関すること。
- 3) オートキャンプ場の駐車場施設の排除雪に関すること。
- 4) 前各号に掲げる業務に付随すること。

第49条 オートキャンプ場施設に係る管理運営要領の作成

施設等運営者は、共通規定書第27条に基づく管理運営要領を作成するにあたり、共通規定書で定められている事項のほか、以下を踏まえた管理運営要領を作成すること。

1. オートキャンプ場の運営

1) 予約受付

施設等運営者は、予約受付のための専用の電話、FAXを用意すること。

2) 器材貸出、食材販売

施設等運営者は、野外炊飯広場利用者のために、器材貸出及び食材の販売を行うこと。

2. オートキャンプ場の維持管理

1) 施設等運営者は、利用者が快適に利用できるよう、オートキャンプ場の各施設を常に清潔かつ快適な状態に維持することに努める。

(1) 日常管理

日常管理として、次の各号に掲げるものは施設等運営者が行う。

- ①施設に係る光熱水費の負担
- ②施設に係る清掃及び塵芥処理
- ③施設の維持点検及び軽微な補修
- ④軽微な部品の交換等の経常的なもの

2) オートキャンプ場内の駐車場は、日常の管理上で必要があると認められたときは、出入口の全部又は一部を閉鎖することができる。

3) 駐車場を閉鎖することが、利用者へ大きな影響を与えると考えられる場合は、監督職員と協議を行うこと。

4) 施設の維持管理は、点検、軽微な補修、消耗品等の補充を行うことにより、利用者が快適に利用できるよう良好な状態に努める。但し、不測の事由によって大規模修繕が必要となった場合は、施設等運営者は監督職員とその対応について協議する。

5) 設備等の維持管理については、関係法令に基づき実施すること。

6) 電気工作物の維持管理については、北海道開発局自家用電気工作物保安規定及び同細則に基づき実施する。

7) 冬季の施設管理対策として、キャンピングカーサイトにある個別の流し台にコンパネやブルーシートなどで養生を行うこと。

8) 冬季の施設管理対策として、キャンプ場内トイレの水抜きのほかに、滞水が寒さにより亀裂や破裂するのを防止するため、センサーなどの付属設備も取り外すこと。

9) 中低木の冬囲いは、個別仕様書（植物管理）第3章第23条中低木冬囲工に準じて行うこと。

10) オートキャンプ場内の芝刈や除草については、個別仕様書（植物管理）第2章芝生管理、第8条芝刈工に準じて行うこと。

3. オートキャンプ場の安全管理

1) 施設等運営者は、利用者の安全に万全の注意を払い、安全管理を行う。

2) 補修、その他管理上やむを得ない理由があるときは、オートキャンプ場の全部又は一部を休止することができる。

3) 管理上の必要性から、オートキャンプ場の出入口の一部を閉鎖することができる。

4) 管理上必要があるときは、サイト位置を変更していただくことができる。

5) オートキャンプ場が満車になることが予測される場合は、あらかじめその対策をたて、事前に必要な措置を講じる。

6) 利用者に生じる恐れのある人的・物的損害のための賠償責任保険に加入すること。

7) 運営時間中は、宿直者を配置する。

4. オートキャンプ場の緊急時の対応

1) 次の各号の時は、施設等運営者は、運営を一時中止・変更、又は休止するものとし、入園者及び利用者には的確に告知すると共に、監督職員に報告する。

(1) 台風、大雨等悪天候のため、施設利用に危険が予想されるとき

(2) 修理、その他工事をするとき

(3) 緊急事態が発生し、又はその発生が予想されるとき

(4) その他監督職員の指示のあったとき

2) 施設等運営者は、前項の規定によりオートキャンプ場の運営を中止したときは、運営再開の前に施設の点検を行い、異常のないことを確認しなければならない。

3) オートキャンプ場において事故が発生し又はその恐れがあるときは、直ちに必要な措置を取る。

5. オートキャンプ場の利用上の注意

1) 利用者への指導

オートキャンプ場内では、利用者に次に掲げる事項を遵守するよう指導する。

(1) 標識又は係員の指示に従うこと。

(2) 「車いす使用者用駐車スペース」に該当しない車両が駐車しないように、適正利用の周知、指導に努めること

(3) 車両通行速度は、10km/hを超えないこと。

(4) 追い越しをしないこと。

(5) 指定の場所以外で、火気等の取り扱いをしないこと。

(6) オートキャンプ場内で事故が発生しときは直ちに係員に届け、その指示に従うこと。

(7) 車両を離れるときは、エンジンを停止し、施錠すること。

2) 利用制限等

オートキャンプ場内では、安全で快適なキャンピング環境が保たれるよう、次の各号に該当する行為は、原則として禁止する。

- (1) 指定場所以外で直火・たき火を行うこと
- (2) 指定場所以外で花火を使用すること
- (3) カラオケ・発電機等を使用すること
- (4) 指定場所以外にゴミを捨てること
- (5) 小動物等のペットを持ち込むこと
- (6) その他監督職員の指定する行為
- (7) 危険物を持ち込み、その他、秩序を乱し、風紀を害する恐れがある行為
- (8) 公園で定める制限事項に違反する行為
- (9) 付添者を伴わない中学生未満の利用
- (10) その他施設利用者及び公園利用者の安全、快適を妨げる行為。

第50条 費用負担

1. オートキャンプ場管理・運営に関わる一切の費用は、別に定めがある場合を除き、施設等運営者の負担である。
2. 施設等運営者は、オートキャンプ場施設内に、オートキャンプ場の利用規制等を記載した看板を施設等運営者の負担で設置すること。

第51条 責任範囲の揭示

1. 共通規定書第9条の責任分担によるほか、次の各号に該当する場合は、北海道開発局札幌開発建設部及び施設等運営者は、賠償責任を負わないものとし、その旨を施設利用者が分かるように看板等の揭示を行う。
 - 1) 天変地異、その他不可抗力による事故、及び管理上の責に帰することのできない事由によって生じた施設利用者の損害。
 - 2) 施設等運営者の過失に依らない損害。
2. 前号及び善良な管理者としての注意を怠らなかつたことを証明する場合を除き、施設等運営者はその損害を賠償すること。

第6章 園内シャトルバス運営

第52条 総則

施設等運営者は、園内シャトルバスの運営を行うことができる。管理運営に際しては、関係法令等を遵守し、施設利用者への快適なサービスの提供及び安全確保に努める。

第53条 施設の利用目的

園内シャトルバスは、別図に示す所定のルートにおいて、公園利用者の公園内の移動を補助するための園内シャトルバスの運行を施設の利用目的とする。

第54条 運営対象施設

運営対象施設は次のとおりとする。

■運営対象施設一覧

<裁量施設>

施設名称	営業場所
園内シャトルバス(車庫、バス停留所、バス1台)	国営滝野すずらん丘陵公園内

※車両は施設等運営者が用意する。

第55条 責任者の選任

施設等運営者は、施設担当責任者及び運行管理者を選任した上で、園内シャトルバスの運行にあたらせる。

第56条 運営日時

1. 施設等運営日は、施設等運営者の裁量により設定することができる。
2. 公園の開園期間中に運営することとし、以下の運営時間を想定している。
3. 行催事の開催等により、公園利用者の利便を確保する上で必要が認められるときは、監督職員より営業時間の延長または短縮の指示を行うことがある。

(参考)

<裁量施設> (運営時間) (参考)

	4月20日～ 5月31日	6月1日～ 8月31日	9月1日～ 11月10日	12月23日～ 3月31日
園内シャトルバス	9:00～ 17:00	9:00～ 18:00	9:00～ 17:00	—

第57条 利用料金

園内シャトルバスの利用料金は、周辺類似事例に基づき、市場価格に準じて定めること。(現在の料金は、別紙-42「収益施設利用料金一覧」参照。)

第58条 業務の内容

施設等運営者は、次の業務を行う。

- 1) 園内シャトルバスの維持管理に関すること。
- 2) 園内シャトルバスの安全管理に関すること
- 3) 園内シャトルバス利用に伴う損害に関すること。

- 4) 園内シャトルバスの利用に伴う苦情処理に関すること。
- 5) 前各号に掲げる業務に付随すること。

第59条 園内シャトルバス施設に係る管理運営要領の作成

施設等運営者は、共通規定書第27条に基づく管理運営要領を作成するにあたり、共通規定書で定められている事項のほか、以下を踏まえた管理運営要領を作成すること。

1. 施設園内シャトルバスの運営

運行コースにおいて、園路は20km/h以内で走行する。

■運行コース・停留所（参考）

コース	停留所
中心ゾーン東口 ～滝野の森口駐車場	<ul style="list-style-type: none"> ・東口 ・すずらんの丘展望台前 ・滝野の森 森の交流館前 ・滝野の森 森の情報館前 ・滝野の森口駐車場前

※繁忙期間については、具体の日付について、施設等運営者から監督職員へ届出を行う。

※イベント期間においては、運行コース・停留所について、施設等運営者から監督職員へ届出を行う。

2. 園内シャトルバスの安全管理

1) 衛生管理及び安全管理は、施設等運営者において全責任を負う。

2) 営業開始前の準備

(1) 園内シャトルバスの安全な管理運営を行うために、施設等運営者は安全衛生管理計画書を定めて監督職員に提出する。なお、作成にあたっては関係法令を遵守すること。

(2) 園内シャトルバスは、旅客を乗せて商業的な活動を行う場合には、関係法令を遵守すること。

(3) 施設等運営者は、園内シャトルバス安全衛生管理計画書に従い、管理体制の構築、業務従事者の教育、車両の点検を行うこと。

3) 営業期間中の管理運営

(1) 施設等運営者は、園内シャトルバス安全衛生管理計画書に従い、利用者への指導、車両の点検、緊急時の対応、利用者への情報提供、衛生管理を行うこと。

3. 園内シャトルバスの緊急時の対応

1) 次の各号の時は、施設等運営者は次の各号に該当するときは運行運営を一時中止・変更、又は休止するものとし、監督職員に報告する。また、施設等運営者は、園内シャトルバスの運行を一時中止したときは、運転再開の前に各部の点検を行い、異常のないことを確認しなければならない。なお、運行の一時中止・変更又は休止する際には公園利用者及び施設利用者への的確に告知する。

(1) 地震、台風、大雨、大雪等大規模な自然災害や悪天候のため、運行に危険が予想されるとき。

(2) 公園利用者が多く、運行コースにおいて運行が困難と認められるとき。

(3) 事故又は故障等により運転不能のとき。

(4) 緊急事態が発生し、又はその発生が予想されるとき。

(5) その他監督職員の指示があったとき。

第60条 費用負担

園内シャトルバスの運営管理・運行に関わる一切の費用は、別に定めがある場合を除き、施設等運営者の負担である。

第61条 責任範囲の揭示

1. 共通規定書第9条の責任分担によるほか、次の各号に該当する場合は、北海道開発局札幌開発建設部及び施設等運営者は、賠償責任を負わないものとし、その旨を施設利用者が分かるように看板等の揭示を行う。
 - 1) 天変地異、その他不可抗力による事故、及び管理上の責に帰することのできない事由によって生じた施設利用者の損害。
 - 2) 施設等運営者の過失に依らない損害。
2. 前号及び善良な管理者としての注意を怠らなかったことを証明する場合を除き、施設等運営者はその損害を賠償すること。

第7章 園内移動用施設（リフト）運営

第62条 総則

施設等運営者は、園内移動用施設（リフト）の運営に際して、関係法令等を遵守し、施設利用者への快適なサービスの提供及び安全確保に努める。

第63条 施設の利用目的

園内移動用施設（リフト）は、冬季にカントリーガーデン内に整備されるファミリーゲレンデの、利用者等に中央口から東口への移動手段を提供することを施設の利用目的とする。

第64条 運営対象施設

運営対象施設は次のとおりとする。

■運営対象施設一覧

<裁量施設>

公園施設の名称	運営施設名称	施設規模（参考）
カントリーガーデン内移動用施設	リフト	延長 258.45m 機器 48台
機器保管倉庫 （中央口休憩棟内）		（鉄筋コンクリート造） 延床面積： 77.40m ²

第65条 責任者の選任

施設等運営者は、施設担当責任者及び索道技術管理者、管理運営上法的に必要な資格を保持する者を選任した上で、園内移動用施設（リフト）の運営にあたらせる。

第66条 運営日時

- 施設等運営日時は、本公園の開園日時を基本とする。ただし、施設等運営者の裁量により運営日時を変更することができる。その場合でも、冬期開園期間日数の5割以上の営業を行うとともに、学校・青少年山の家等のスキー学習が予定されている場合は、営業すること。
- 発券は、閉園時間の15分前までとする。
- 公園の冬季開園期間中に運営することとし、以下の運営日時を想定している。

（参考）

<裁量施設>（運営日時）（参考）

	4月20日～ 5月31日	6月1日～ 8月31日	9月1日～ 11月10日	12月23日～ 3月31日
リフト施設	—	—	—	9：00～ 16：00

※12月22日が日曜日の場合、12月22日は開園とする。

第67条 利用料金

園内移動用施設（リフト）の利用料金は、周辺類似事例に基づき、市場価格に準じて定めること。（現在の料金は、別紙ー42「収益施設利用料金一覧」参照。）

第68条 業務の内容

施設等運営者は、次の業務を行う。

- 1) リフト利用料金の徴収及び領収書の発行に関すること。
- 2) 回数券の販売及び領収書の発行に関すること。
- 3) 団体利用者の受付、団体券の発行及び領収書の発行に関すること。
- 4) リフト施設の維持管理に関すること。
- 5) リフト施設の使用準備（半期の移動設置撤去）
- 6) リフト施設利用に伴う損害に関すること。
- 7) リフト施設に関連する排除雪に関すること。
- 8) リフト施設の利用に伴う苦情処理に関すること。
- 9) 前各号に掲げる業務に付随すること。

第69条 園内移動用施設(リフト)施設に係る管理運営要領の作成

施設等運営者は、共通規定書第27条に基づく管理運営要領を作成するにあたり、共通規定書で定められている事項のほか、以下を踏まえた管理運営要領を作成すること。（別添-48「滝野第1リフト運転操作取扱説明書」参照。）

1. 園内移動用 施設(リフト)の運営

- 1) 施設等運営者は、リフトの運営・運行に際して必要人員を配置し、チケットの授受、リフト乗降のサポート、リフトの安全確認等を行う。
- 2) 施設等運営者は、稼動前にリフトに異常がないか確認を行う。

2. 繁忙日の対応

- 1) 施設等運営者は、施設の混雑状況に応じて導線を工夫する等、円滑な誘導に努めること。

3. 園内移動用施設(リフト)の維持管理

- 1) 施設等運営者は、利用者が快適に利用できるよう、常に清潔かつ快適な状態に維持することに努める。

また、冬季の施設管理としてリフトの油脂類購入及び支えい索のロープ油塗布、滑車のグリスアップ、適合確認検査を毎年営業開始前に実施すること。

なお、施設等の維持管理については、関係法令に基づき実施するほか、電気工作物の維持管理については、北海道開発局が定める自家用電気工作物保安規程及び同細則に基づき実施すること。

(1) 日常管理

日常管理として、次の各号に掲げるものは施設等運営者が行う。

- ①施設に係る光熱水費
- ②施設に係る清掃及び塵芥処理
- ③施設の維持点検及び軽微な補修
- ④軽微な部品の交換等の経常的なもの

4. リフト施設は、日常の管理上で必要があると認められるときは、利用を制限することができる。
5. リフト施設を閉鎖することが、利用者へ大きな影響が与えられられる場合は、監督職員と協議を行うこと。

6. 園内移動用施設(リフト)の安全管理

- 1) 施設等運営者は、利用者の安全に万全の注意を払い、安全管理を行う。
- 2) 運営期間の前に、施設の定期点検を行う他、鉄道事業法及びその他関係法令等に基づき、施設の点検を行うこと。
- 3) 補修、その他管理上やむを得ない理由があるときは、リフト施設の全部を休止することができる。
- 4) リフト施設において事故が発生し又はその恐れがあるときは、直ちに必要な措置を取る。

7. 園内移動用施設(リフト)の緊急時の対応

- 1) 次の各号の時は、施設等運営者は、貸出運営を一時中止・変更又は休止するものとし、監督職員に報告する。貸出を一時中止・変更又は休止するときは、中央口およびカントリーハウスのリフト券売り場に営業休止の掲示を行うなど公園利用者及び施設利用者に適切に告知する。
 - (1) 地震、台風、大雨、大雪等悪天候または自然災害のため、施設利用に危険が予想されるとき。
 - (2) 事故などの不測の事態が生じたとき。
 - (3) 緊急事態が発生し、又はその発生が予想されるとき。
 - (4) 北海道開発局札幌開発建設部又は維持管理業務事業者の総括責任者の指示のあったとき。
- 2) 施設等運営者は、前項の規定により園内移動用施設(リフト)の運営を中止したときは、再開の前にリフトおよびコースに異常のないことを確認しなければならない。
- 3) リフト施設において事故が発生し又はその恐れがあるときは、緊急連絡体制に基づき速やかに必要な措置を行う。

8. 園内移動用施設(リフト)の利用上の注意

1) 利用者への指導

リフト施設の利用者に対しては、次に掲げる事項について指導する。

- (1) リフト利用中は、搬器を揺らしたり立ち上がったたりしないよう指導すること。
- (2) リフト利用中の飲食、喫煙は禁止すること。
- (3) 付き添いのいない小学生未満の子供の単独での利用は断ること。
- (4) 酒気を帯び利用は断ること。
- (5) その他、利用者の安全確保上必要な事項を指導する。
- (6) 施設内で事故が発生しときは直ちに係員に届け、その指示に従うこと。た場合、施設係員の指示に従うよう呼びかける。
- (7) その他、施設等運営者の業務又は他の利用者の妨げになるような行為はしないことがみとめられた場合には、注意すること。

2) 施設の利用制限

次の各号に該当する場合は、施設の利用を禁止する。

- (1) 利用者がリフト施設の遵守事項を守らない場合。
- (2) 1つの搬器の定員は2人とし、大人、小人の区別はしない。

第70条 費用負担

1. 施設等運営者は、リフト施設付近に、リフト施設の利用規制等を記載した看板を施設等運営者の負担で設置すること。
2. リフト搬器の移動、設置、撤去については、施設等運営者の負担で行うこと。

第71条 責任範囲の揭示

1. 共通規定書第9条の責任分担によるほか、次の各号に該当する場合は、北海道開発局札幌開発建設部及び施設等運営者は、賠償責任を負わないものとし、その旨を施設利用者が分かるように看板等の揭示を行う。
 - 1) 天変地異、その他不可抗力による事故、及び管理上の責に帰することのできない事由によって生じた施設利用者の損害。
 - 2) 施設等運営者の過失に依らない損害。
2. 前号及び善良な管理者としての注意を怠らなかったことを証明する場合を除き、施設等運営者はその損害を賠償すること。

第72条 その他留意事項

1. 運営時間外は、搬器、券売所等を指定された場所に保管すること。

第8章 ロープトウの維持管理

第73条 総則

施設等運営者は、ロープトウの維持管理に際して、関係法令等を遵守し、施設における機能の保持、安全性の確保に努める。

第74条 施設の維持管理目的

ロープトウは、冬季にローンスタジアム内に整備されるそりゲレンデにおいて、利用者等にコースの上までの移動手段を提供することを施設の維持管理目的とする。

第75条 維持管理対象施設

維持管理対象施設は次のとおりとする。

公園施設の名称	運営施設名称	施設規模（参考）
ロープトウ	第1ロープトウ 第2ロープトウ	第1、第2とも延長200m

第76条 責任者の選任

施設等運営者は、施設担当責任者及び維持管理責任者を選任した上で、ロープトウの維持管理にあたらせる。

第77条 維持管理日時

H25-27 国営滝野すずらん丘陵公園運営維持管理業務にて運営する日時を踏まえ、適切な維持管理を行う。

第78条 利用料金

ロープトウの利用料金は、周辺類似事例に基づき、市場価格を参考に施設等管理者の裁量にて定めること。

第79条 業務の内容

施設等運営者は、次の業務を行う。

なお、ロープトウ(そりゲレンデ)の運営管理、そりゲレンデのコース整備等に伴う除雪工等、については、H25-27 国営滝野すずらん丘陵公園運営維持管理業務にて行う。

1) ロープトウ安全点検

毎年、ロープトウ設置後に試運転を行い、別添-34-1の「ロープトウの安全点検」を毎月実施する。

また、日常点検を実施する。

2) ロープトウ設置撤去

別添-34-2「ロープトウ設置撤去実施要領」を参考にして行う。

第80条 ロープトウに係る維持管理要領の作成

施設等運営者は、共通規定書第27条に基づく管理運営要領に準じて、共通規定書で定められている事項のほか、以下を踏まえた維持管理要領を作成すること。(別添-34-2「ロープトウ設置撤去実施要領」参照。)

1. ロープトウの維持管理

施設等運営者は、利用者が快適に利用できるよう、常に清潔かつ快適な状態に維持することに努める。

なお、関係法令に基づき実施するほか、電気工作物の維持管理については、北海道開発局が定める自家用電気工作物保安規程及び同細則に基づき実施すること。

日常管理として、「施設の維持点検及び軽微な補修」や「軽微な部品の交換等の経常的なもの」は施設等運営者が行う。

第81条 費用負担

ロープトウの安全点検、設置撤去、および料金徴収に係わる費用については、施設等運営者の負担で行うこと。

第82条 責任範囲の揭示

1. 共通規定書第9条の責任分担によるほか、次の各号に該当する場合は、北海道開発局札幌開発建設部及び施設等運営者は、賠償責任を負わないものとし、その旨を施設利用者が分かるように看板等の揭示を行う。

- 1) 天変地異、その他不可抗力による事故、及び管理上の責に帰することのできない事由によって生じた施設利用者の損害。
- 2) 施設等運営者の過失に依らない損害。

2. 前号及び善良な管理者としての注意を怠らなかったことを証明する場合を除き、施設等運営者はその損害を賠償すること。

第9章 自動販売機

第83条 総則

施設等運営者は、自動販売機の管理運営に際して、関係法令等を遵守し、施設利用者への快適なサービスの提供及び安全確保に努める。

第84条 施設の利用目的

自動販売機施設は、国営滝野すずらん丘陵公園において飲食及び物販サービスを提供することを、施設の利用目的とする。

第85条 運営対象施設

運営対象施設は次のとおりとする。

1. 設置箇所及び設置台数は施設等運営者の提案による。

■設置箇所一覧 参考：平成22年度実績

<裁量施設>

- ・収益施設に付帯されている自動販売機

設置箇所	設置する自動販売機の種別
カントリーハウス	飲料（缶及びペットボトル）
中央管理所売店	飲料（缶及びペットボトル）
子供の谷休憩所売店	飲料（缶及びペットボトル）
ロッジゆきざさ	飲料（缶及びペットボトル）
東口情報センター	飲料（缶及びペットボトル）
サイクリング施設	飲料（缶及びペットボトル）
森の交流館	飲料（缶及びペットボトル）
オートリゾート	飲料（缶及びペットボトル）
計 8 箇所	

収益施設に付帯されている自動販売機使用料は、各施設使用料に含む。

- ・単独で設置されている自動販売機

設置箇所	設置する自動販売機の種別
溪流口駐車場 便所横	飲料（缶及びペットボトル）
こどもの谷虹の巣ドーム横	飲料（缶及びペットボトル）
こどもの谷さまよいの洞窟トイレ横	飲料（缶及びペットボトル）
こどもの谷溶岩すべり台下小屋横	飲料（缶及びペットボトル）
森のすみか森の工房横	飲料（缶及びペットボトル）
森のすみか多目的トイレ横	飲料（缶及びペットボトル）
案内所（溪流ゾーン）	飲料（缶及びペットボトル）
東口レストハウス（便所）	飲料（缶及びペットボトル）
公園事務所	飲料（缶及びペットボトル）
東口休憩所（研修棟）	飲料（缶及びペットボトル）
東口休憩所（ボランティア棟）	飲料（缶及びペットボトル）
展望台（すずらんの丘）	飲料（缶及びペットボトル）
森の交流館	飲料（缶及びペットボトル）
森の教室	飲料（缶及びペットボトル）
森の情報館	飲料（缶及びペットボトル）
計 15 箇所	

(別添－4 9 「自動販売機(単独設置)位置図」参照)

第86条 責任者の選任

施設等運営者は、自動販売機の運営にあたり、施設担当責任者を選任した上で、自動販売機の運営にあたらせる。

第87条 利用料金

自動販売機の利用料金は、周辺類似事例に基づき、市場価格に準じて定めること。(現在の料金は、別紙－4 2 「収益施設利用料金一覧」参照。)

第88条 業務の内容

施設等運営者は、次の各号に掲げる業務を行う。

- 1) 自動販売機施設の運営に関すること。
- 2) 自動販売機施設の維持管理に関すること。
- 3) 前各号に掲げる業務に付随すること。

第89条 自動販売機施設に係る管理運営要領の作成

施設等運営者は、共通規定書第27条に基づく管理運営要領を作成するにあたり、共通規定書で定められている事項のほか、以下を踏まえた管理運営要領を作成すること。

1. 自動販売機の運営

- 1) 自動販売機で酒類の販売は行わないこと。
- 2) 自動販売機の大きさについては、指定の範囲内に設置できるものであること。
- 3) 施設等運営者は、施設利用者が安全かつ快適に施設を使用できるよう、安全面、衛生面、機能面及び景観に留意して適切な管理を行うこと。

2. 自動販売機の維持管理

- 1) 商品管理、売上金回収・つり銭補充等の金銭管理など、自動販売機の維持管理については、施設等運営者が行うこと。また、常に商品の賞味期限に注意するとともに、売り切れ商品がないよう努めること。
- 2) 自動販売機に併設して、原則として自動販売機1台に1個の割合で、選別回収タイプの回収ボックスを設置するとともに、施設等運営者の責任で適切に空き容器を回収・処分すること。
- 3) 自動販売機の清掃を実施するとともに、衛生管理及び感染症対策については、関係法令を遵守するとともに徹底を図ること。
- 4) 自動販売機を設置するにあたっては、据付面を十分に確認したうえで「安全設置」すること。

第90条 費用負担

1. 自動販売機運営に関わる一切の費用は、施設等運営者の負担とする。
2. 自動販売機の商品の補充、売上金回収等に要する経費、自動販売機周辺に設置する回収ボックスの設置及び空き容器回収に要する費用は、施設等運営者の負担とする。
その他園内のごみ箱についても、空き容器等の発生量に応じて、維持管理業務受託者との間で、応分の費用負担を行う。その際、事前に監督職員と協議の上、費用分担ルール及び費用分担結果の監督職員との確認方法について協議し、決定すること。なお、費用分担の確認方法に基づき、監督職員及び維持管理業務受託者と確認を行った上で、費用分担を行うこと。
3. 自動販売機の設置に伴う電気・排水工事の追加工事を必要とする場合はそれに要する経費は、施設等運営者の負担とする。
4. その他、本業務を実施するのに必要な備品等についても、施設等運営者の負担で準備すること。
但し、施設等運営者は、業務が完了する場合（継続して契約した場合は除く）又は、契約が解除された場合、速やかに管理物件を原状に回復して、北海道開発局札幌開発建設部に引き渡すこととなることとなること、さらには、原状回復する際に残存価値が残される場合であっても、北海道開発局札幌開発建設部に対し施設等運営者の施設の買い取り等を請求することを禁じていることを踏まえ、施設等運営者の一切の責任のもとで機器・設備等を持ち込む。

5. 施設利用者の不適切な使用により、関連施設・設備、備品等を破損または紛失した場合は、原則施設利用者責任として、修理費または施設等運営者が定める損害料を徴収する。

第91条 その他留意事項

1. 自動販売機の設置に関する必要な手続きは、施設等運営者が行うこと。
2. 自動販売機の設置にあたっては、事前に監督職員と協議し、必要な手続きを実施したうえで設置すること。
3. 販売商品等については事前に監督職員と協議し、決定すること。
4. 自動販売機を第三者に譲渡又は貸与してはならないこと。
5. 販売品の搬入・廃棄物の搬出時間及び経路については、監督職員の指示に従うこと。

第10章 公衆電話

第92条 総則

施設等運営者は、公衆電話の管理運営に際して、関係法令等を遵守し、施設利用者への快適なサービスの提供及び安全確保に努める。

第93条 施設の利用目的

公衆電話施設は、国営滝野すずらん丘陵公園において多様な公園利用者サービスを提供することを施設の利用目的とする。

第94条 運営対象施設

運営対象施設は次のとおりとする。

■現設置公衆電話一覧

	施設名称
必須施設	中央口休憩所 A(管理所)
	カントリーハウス
	虹の巣ドーム
裁量施設	滝野公園事務所庁舎
	森の情報館
	森の交流館

(別紙-44「公衆電話」参照。)

第95条 責任者の選任

施設等運営者は、公衆電話の運営にあたり、施設担当責任者を選任した上で、公衆電話の運営にあたらせる。

第96条 業務の内容

施設等運営者は、次の各号に掲げる業務を行う。

- 1) 公衆電話の運営に関すること。
- 2) 公衆電話の維持管理に関すること。
- 3) 前各号に掲げる業務に付随すること。

第97条 公衆電話施設に係る管理運営要領の作成

施設等運営者は、共通規定書第27条に基づく管理運営要領を作成するにあたり、共通規定書で定められている事項のほか、以下を踏まえた管理運営要領を作成すること。

1. 公衆電話を置かない場合は、利用者の利便性を損なわないよう、代替手段を用意すること。

第98条 費用の負担

1. 公衆電話運営に関わる一切の費用は、施設等運営者の負担とする。
2. 通話料金の集金及び納付に要する経費は、施設等運営者の負担とする。
3. その他、本業務を実施するために必要な備品等についても、施設等運営者の負担で準備すること。
但し、施設等運営者は、業務が完了する場合（継続して契約した場合は除く）又は、契約が解除された場合、速やかに管理物件を原状に回復して、監督職員に引き渡すこととなることとなること、さらには、原状回復する際に残存価値が残される場合であっても、監督職員に対し施設等運営者の施設の買い取り等を請求することを禁じていることを踏まえ、施設等運営者の一切の責任のもとで機器・設備等を持ち込む。
4. 施設利用者の不適切な使用により、関連施設・設備、備品等を破損または紛失した場合は、原則施設利用者責任として、修理費または施設等運営者が定める損害料を徴収する。

第11章 自主事業における行催事等

第99条 自主事業における行催事等

1. 施設等運営者は、公園の利便性や魅力をより一層高めるため、独立採算により、自主事業（広報も含む）を行うことができる。
2. 行催事を開催する場合は、本公園の利用増につながる各種行催事の主催、共催等も可能とする。
3. 自主事業の内容については、本公園利用に相応しくない場合、その実施を認めない場合がある。このため施設等運営者は、事前に監督職員と協議を行うこと。
4. 自主事業の実施場所については、公園利用者の安全誘導、公園の美観確保の観点から、公園利用重点調整区域（別添－4 5「公園利用重点調整区域」参照。）または、他の公園利用者の活動を阻害する恐れのある場所での実施を原則として認めない。
5. 施設等運営者は、自主事業の実施にあたり、都市公園法（昭和31年法律第79号）第5条、第6条又は第12条に基づく許可を得る必要がある場合、申請書を監督職員に提出して許可を受けなければならない。ただし、都市公園法第12条第1項第2号に掲げる行為の許可については、施設等運営者の申請に限り、自主事業の内容を「業務計画書」に記載することにより、年間を通して一括申請を行うことができる。
6. 施設等運営者は、自主事業の実施にあたり、都市公園法施行令（昭和31年政令第290号）第20条に基づき、施設使用料または建物使用料及び土地使用料を納めることが必要となる場合がある。ただし、公共性の高い行催事を国や地方公共団体との共催により行う場合、施設使用料または建物使用料及び土地使用料が不要となる場合がある。
7. 施設等運営者は、自主事業の実施にあたり、都市公園法施行令第20条に基づく都市公園法第5条又は第6条の許可を受けた範囲の維持管理にかかる費用（水道、電気料金を含む）を負担する。
8. 施設等運営者は、自主事業の実施にあたり、協賛企業から協賛金を募り、実施費用に当てることができる。なお、この場合、以下の点に留意すること。
 - 1) 施設等運営者は、事前に北海道開発局札幌建設部の承諾を得た上で、自主事業の実施場所及び各ゲートに協賛企業の名称等の表示等を行うことができる（はり紙、はり札等、広告旗、立看板等、広告幕及びアドバルーンへの協賛企業名の表示。）。この場合、札幌市の屋外広告物に関する規制等、関係法令等を遵守すること。
 - 2) 施設等運営者は、事前に監督職員の承諾を得た上で、協賛企業に自己の協賛内容を広報宣伝させることができる。
 - 3) 施設等運営者は、事前に監督職員の承諾を得た上で、自らが作成する自主事業に関するポスター・パンフレット・スタッフジャンパー等に、協賛企業の名称等を表示させることができる。
9. 施設等運営者は、監督職員が自主事業に関する収支状況等の報告を求めた場合には、それに応じなければならない。

従来の実施状況に関する情報の開示

1 従来の実施に要した経費

(単位:千円)

		21年度	22年度	23年度
人件費	常勤職員			
	非常勤職員			
物件費				
委託費等	委託費定額部分	613,567	591,191	589,134
	成果報酬等			
	旅費その他			
計(a)				
参考値	減価償却費			
	退職給付費用			
(b)	間接部門費			
(a) + (b)				

(注記事項)

- ・委託費定額部分の内訳は以下のとおりである。
- ・平成22年5月に、81.9haを追加供用している。

運営維持管理業務(収益施設等管理運営業務にかかる費用を除く)

(単位:千円)

	21年度	22年度	23年度
植物管理	126,661	128,978	123,829
建物管理	17,542	20,897	20,880
工作物管理	42,760	28,167	30,055
清掃	74,194	73,832	72,124
諸掛	161,081	151,162	151,040
運営管理費	108,989	108,820	112,146
一般管理費	53,123	51,183	51,006
消費税	29,217	28,152	28,054
小計	613,567	591,191	589,134

- ・平成19年度から平成21年度は公募、平成22年度から平成24年度は民間競争入札(総合評価方式一般競争入札)により特定された事業者との3箇年契約により業務を実施。

2 従来の実施に要した人員

(単位:人)

	21年度	22年度	23年度
常勤職員	0	0	0
非常勤職員	0	0	0

(平成25年度の業務従事者に求められる知識・経験等)

1. 知識・経験に関する要件
 - 同種又は類似業務の経験
2. 技術力に関する要件
 - 植物管理業務責任者
 - ・1級造園施工管理技士
 - 収益施設等管理運営業務責任者
 - ・索道技術管理者

(過去の業務従事者に求められる知識・経験等)

・入札の対象となる業務は全て外部委託として実施していた。業務実施の際、従事者に求められる知識・経験等は以下の通りであった。(平成22年)

1, 知識・経験に関する要件

	本業務全体の企画立案及びマネジメント業務の業務責任者(総括責任者)	運営維持管理業務の業務責任者	植物管理業務の業務責任者	収益施設運営業務の業務責任者
	下記に示す同種又は類似業務のいずれかの経験を有すること			
業務の経験	下記の 1)~2)のいずれかを対象とした運営維持管理業務に関する企画立案及びマネジメント業務の実績を有し、かつ、下記のア)~イ)のいずれかの経験を有すること	下記の 1)~2)のいずれかを対象とした運営維持管理業務に関する業務の実績を有し、かつ、下記のI)又はII)のいずれかの経験を有すること	下記の 1)~2)のいずれかを対象とした植栽維持管理業務に関する業務の実績を有し、かつ、下記のI)又はII)のいずれかの経験を有すること	下記の 1)~2)のいずれかを対象とした収益施設運営業務に関する業務の実績を有し、かつ、下記のI)又はII)のいずれかの経験を有すること
	1)都市公園の種別として、総合公園以上(総合公園、運動公園、広域公園及び国営公園) 2)レクリエーション施設 ³ 又は観光・商業施設 ⁴ で、花を主体とする2ha以上の園地管理を行っている施設			
	平成12年度以降に完了した延べ12ヶ月以上の業務または、申請書類提出時において延べ12ヶ月継続する予定の業務(いずれも再委託による業務の実績は含まない)において実績を有していること。			
	ア)延べ2年以上の総括責任者の経験 イ)延べ3年以上の業務責任者の経験 ロ)総括責任者または業務責任者の経験を有し、かつ技術士(建設部門:都市及び地方計画)または技術士(総合技術監理部門:建設)の資格を有する者		I)延べ2年以上の業務責任者の経験 II)延べ3年以上の業務経験	
類似業務の経験	下記の 3)~4)のいずれかを対象とした運営維持管理業務に関する企画立案及びマネジメント業務の総括責任者もしくは業務責任者の実績を有し、かつ、下記のア)~イ)のいずれかの経験を有すること	下記の 3)~4)のいずれかを対象とした運営維持管理業務に関する業務の実績を有し、かつ、下記のI)又はII)のいずれかの経験を有すること	下記の 3)~4)のいずれかを対象とした植栽維持管理業務に関する業務の実績を有し、かつ、下記のI)又はII)のいずれかの経験を有すること	下記の 3)~4)のいずれかを対象とした収益施設運営業務に関する業務の実績を有し、かつ、下記のI)又はII)のいずれかの経験を有すること
	3)都市公園の種別として、地区公園又は特殊公園 4)レクリエーション施設又は観光・商業施設で、花を含む園地管理を行っている施設			
	平成12年度以降に完了した延べ12ヶ月以上の業務または、申請書類提出時において延べ12ヶ月継続する予定の業務(いずれも再委託による業務の実績は含まない)において実績を有していること。			
	ア)延べ3年以上の総括責任者の経験 イ)延べ4年以上の業務責任者の経験 ロ)延べ1年以上の総括責任者又は延べ2年以上の業務責任者の経験を有し、かつ技術士(建設部門:都市及び地方計画)又は技術士(総合技術監理部門:建設)の資格を有する者		I)延べ3年以上の業務責任者の経験 II)延べ4年以上の業務経験	

2. 技術力に関する要件
 - 植物管理業務責任者
 - ・1級造園施工管理技士
 - 収益施設運営業務責任者
 - ・索道技術管理者

(業務の繁閑の状況とその対応)

なし

(注記事項)

- ・運営維持管理業務の人員のみ(収益施設等管理運営業務に係る人員はのぞく。)
- ・平成22年度~平成23年度は委託企業の職員13名及び非常勤職員37名が従事していた。
- ・従事者に求める知識や技術は、平成22年時の資格要件である。

3 従来の実施に要した施設及び設備(委託事業者に対して供与した施設・設備)

別紙1主要公園施設一覧、別紙3主要建築物一覧、別紙20提供物品一覧及び別紙32建物・工作物に係る修繕履歴を参照

(注記事項)

運営維持管理業務の施設・設備のみ(収益施設等管理運営業務に係る施設・設備はのぞく。)

4 従来の実施における目的の達成の程度

		21年度		22年度		23年度	
		目標・計画	実績	目標・計画	実績	目標・計画	実績
年間及び運営シーズン ¹ ごとの公園利用者数	年間		571,242人	60万人以上	600,562人	60万人以上	593,616人
	4月～11月		451,574人		490,434人		463,333人
	12月～3月		119,668人		110,128人		130,283人
札幌都市圏外 ² の地域からの利用者の割合 ³			実績なし	8.5%以上	14.9%	8.5%以上	16.7%
滝野の森3施設(森の教室、森の情報館、森の交流館)の年間及び運営シーズンごとの利用者数	年間		実績なし		実績なし		113,278人
	4月～11月		実績なし		実績なし		93,426人
	12月～3月		実績なし		実績なし		19,852人
年間及び運営シーズンごとの公園の運営に関する「非常に満足」の回答比率 ⁴	年間		実績なし		47.7%		52.8%
	4月～11月		50.9%	45%以上	45.5%	45%以上	52.4%
	12月～3月		41.9%	50%以上	51.0%	50%以上	53.4%
北海道の気候風土にあった花風景に関する「非常に満足」の回答比率 ⁵			実績なし		実績なし		44.7%
滝野の森エリア(森のすみかを含む)における利用プログラム ⁶ の開催回数、延べ参加人数	開催回数		実績なし		124回		271回
	参加人数		実績なし		3,419人		5,713人
ホームページの総アクセス数			367,849件	33万8千件以上	590,106件	33万8千件以上	673,374件
マスコミによる報道件数 ⁷			276件	313件以上	351件	313件以上	516件

(注記事項)

1.(指標の意義、選定根拠)

運営管理の基本方針に基づいた公園の管理運営による効果を客観的に評価するための指標
運営管理の重点事項を選定している。

2.(目標値・計画値の設定根拠)

過年度実績をもとに設定。

3.(実績の計算・把握の方法)

実施要項1.3.4モニタリング方法による。
管理者からの管理月報及び利用実態アンケートより

4.表中の注記は、以下のとおり。

1:運営シーズンとは、第1期:4月20日～11月10日、第2期:12月23日～3月31日の2期をいう。

2:札幌都市圏外とは、札幌市、石狩市、江別市、北広島市、恵庭市、千歳市、苫小牧市の7市以外をいう。

3:別紙-13「利用実態調査アンケート」のQ3において、札幌都市圏外と回答した割合。

4:「利用実態調査アンケート」(別紙-13)のQ6「公園には満足されましたか?」における「非常に満足」の回答比率

5:「利用実態調査アンケート」(別紙-13)のQ8～における「非常に満足」の回答比率の平均値

6:利用プログラムとは、本公園の基本方針に即した、事業者が主催する10人程度以上を想定した体験系、コンテスト系、展示系、講習会系の4つのプログラムで、入園者に対するサービス水準向上の一貫として提供されるサービスとする。

ここでは、当公園の基本テーマ「自然とのふれあい」に即した利用プログラムを対象とし、展示企画は計測対象に含めない。

・参加者数が延べ1人以上の場合に、1プログラムを1回と数える。

・ほぼ同じ内容で1日数回実施したプログラムは、1回と数える。

・同じプログラムを数日間に渡って実施した場合は日数分を回数とする。

7:マスコミ報道件数の目標とは、以下のそれぞれの件数と合計件数。

委託費による有料広告等についてはカウントできないが、委託費によらない自主事業等による有料広告等はカウントできるものとする。

・テレビ(NHK・民放)・ラジオ(AM、FM)の放送件数で、1番組につき1カウントとする。

・財団法人日本新聞協会加盟の新聞や雑誌・情報誌への紙面掲載件数で、新聞については1紙/回につき1カウントとし、雑誌・情報誌については、1冊/回につき1カウントとする。

・ホームページ等インターネット記事掲載は除く。

5 従来の実施方法等

従来の実施方法
・業務区分表参照

(事業の目的を達成する観点から重視している事項)

・地域特性を生かした植物管理、多様な利用プログラムの提供、情報の受発信の充実を一元的に検討し、利用者数及び満足度の向上を目標としている。

(注記事項)

・利用実態調査アンケート(別紙13)、公園利用者数(団体、パスポート含む)(別紙12)、行催事一覧(別紙14-1)、利用プログラム一覧(別紙14-2)、市民参加活動一覧(別紙14-3)、広報・報道実績(別紙15)、ホームページアクセス件数(別紙16)

業務区分表

	業務内容	業務細目	現状(22-24年度)			民間競争入札(25年度以降)			備考 (作業時期・頻度・条件等)
			国土交通省	A(請負者)	A以外の業者	国土交通省	B(受託者)	B以外の業者	
国営滝野すずらん丘陵公園運営維持管理業務	本業務全体のマネジメント及び企画立案業務	マネジメント							通年
		企画運営管理							通年
	施設・設備維持管理業務	維持修繕・保守点検							通年
		清掃							開園期間 (4月～11月、12月～3月)
		利雪							11月～3月
	植物管理業務	植物管理							4月～11月
	収益施設等管理運営業務	収益施設運営							通年
		自主事業							通年

精算報告書

【H21】 (国営滝野すずらん丘陵公園)

項目	予定経費 (A)	支出額 (B)	過不足額 (C)=(A)-(B)	増減率 (D)=(C)/(A)
植物管理	130,400,000	126,660,869	3,739,131	2.87%
芝生管理	25,374,000	24,926,836	447,164	1.76%
低木管理	22,398,000	21,781,460	616,540	2.75%
高木管理	17,693,000	17,244,042	448,958	2.54%
草花管理	64,935,000	62,708,531	2,226,469	3.43%
建物管理	18,318,000	17,541,784	776,216	4.24%
維持修繕	4,012,000	4,646,599	-634,599	-15.82%
設備維持修繕	1,497,000	806,630	690,370	46.12%
建物清掃	12,809,000	12,088,555	720,445	5.62%
工作物	40,027,000	42,759,777	-2,732,777	-6.83%
工作物維持修繕	28,004,000	30,318,638	-2,314,638	-8.27%
設備維持修繕	12,023,000	12,441,139	-418,139	-3.48%
清掃	68,198,000	74,194,252	-5,996,252	-8.79%
植栽地清掃	66,930,000	72,904,832	-5,974,832	-8.93%
工作物清掃	1,268,000	1,289,420	-21,420	-1.69%
諸掛	153,331,000	161,081,013	-7,750,013	-5.05%
利用者指導	117,733,000	124,801,665	-7,068,665	-6.00%
自動車維持	8,988,000	7,890,400	1,097,600	12.21%
広報宣伝	26,610,000	28,388,948	-1,778,948	-6.69%
運営管理	120,982,000	108,989,426	11,992,574	9.91%
人件費	103,946,000	98,803,936	5,142,064	4.95%
旅費	684,000	66,868	617,132	90.22%
庁費	16,352,000	10,118,622	6,233,378	38.12%
小計	531,256,000	531,227,121	28,879	
一般管理費	53,124,953	53,122,712	2,241	
消費税	29,219,047	29,217,491	1,556	
合計	613,600,000	613,567,324	32,676	

【H22】 (国営滝野すずらん丘陵公園)

項目	予定経費 (A)	支出額 (B)	過不足額 (C)=(A)-(B)	増減率 (D)=(C)/(A)
植物管理	128,978,448	128,978,448	0	0
芝生管理	24,071,485	24,071,485	0	0
中低木管理	24,830,942	24,830,942	0	0
高木管理	6,163,747	6,163,747	0	0
林地管理	13,405,021	13,405,021	0	0
草花管理	60,507,253	60,507,253	0	0
建物管理	20,897,000	20,897,000	0	0
維持修繕	2,706,000	2,706,000	0	0
設備維持修繕	6,782,000	6,782,000	0	0
建物清掃	11,409,000	11,409,000	0	0
工作物	28,167,188	28,167,188	0	0
維持修繕	16,154,000	16,154,000	0	0
その他維持修繕	12,013,188	12,013,188	0	0
清掃	73,831,946	73,831,946	0	0
植栽地清掃	12,146,120	12,146,120	0	0
工作物清掃	2,424,600	2,424,600	0	0
ゴミ回収処分	12,133,865	12,133,865	0	0
清掃諸材購入	2,296,461	2,296,461	0	0
除雪工	44,830,900	44,830,900	0	0
諸掛	151,162,000	151,162,000	0	0
利用者指導	104,051,000	104,051,000	0	0
自動車維持	5,674,000	5,674,000	0	0
広報宣伝	41,437,000	41,437,000	0	0
運営管理	108,820,000	108,820,000	0	0
人件費	97,021,000	97,021,000	0	0
旅費	0	0	0	0
庁費	11,799,000	11,799,000	0	0
小計	511,856,000 (511,856,582)	511,856,000	0	0
一般管理費	51,183,000	51,183,000	0	0
消費税	28,151,950	28,151,950	0	0
合計	591,190,950	591,190,950	0	0

【H23】（国営滝野すずらん丘陵公園）

項目	予定経費 (A)	支出額 (B)	過不足額 (C)=(A)-(B)	増減率 (D)=(C)/(A)
植物管理	123,828,941	123,828,941	0	0
芝生管理	23,716,150	23,716,150	0	0
中低木管理	25,603,499	25,603,499	0	0
高木管理	6,401,520	6,401,520	0	0
林地管理	12,179,745	12,179,745	0	0
草花管理	55,928,027	55,928,027	0	0
建物管理	20,880,596	20,880,596	0	0
維持修繕	2,706,000	2,706,000	0	0
設備維持修繕	6,782,000	6,782,000	0	0
建物清掃	11,392,596	11,392,596	0	0
工作物	30,055,397	30,055,397	0	0
維持修繕	13,589,000	13,589,000	0	0
その他維持修繕	16,466,397	16,466,397	0	0
清掃	72,124,045	72,124,045	0	0
植栽地清掃	12,063,054	12,063,054	0	0
工作物清掃	740,000	740,000	0	0
ゴミ回収処分	11,902,430	11,902,430	0	0
清掃諸材購入	2,296,461	2,296,461	0	0
除雪工	45,122,100	45,122,100	0	0
諸掛	151,040,000	151,040,000	0	0
利用者指導	104,927,000	104,927,000	0	0
自動車維持	5,674,000	5,674,000	0	0
広報宣伝	40,439,000	40,439,000	0	0
運営管理	112,146,000	112,146,000	0	0
人件費	100,347,000	100,347,000	0	0
旅費	0	0	0	0
庁費	11,799,000	11,799,000	0	0
小計	510,074,000 (510,074,979)	510,074,000	0	0
一般管理費	51,006,000	51,006,000	0	0
消費税	28,054,000	28,054,000	0	0
合計	589,134,000	589,134,000	0	0

公園利用者数（団体、パスポート含む）

【H22】

入園者数(人)		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
有料区域	東口	418	21,932	24,797	19,886	27,577	20,655	10,545	930	0	0	0	0	126,740
	中央口	73	12,551	9,749	4,454	5,592	6,720	2,451	0	0	0	0	0	41,590
	滝野の森口	19	777	1,840	1,177	1,701	852	1,136	36	0	0	0	0	7,538
	青少年山の家	1,113	3,911	4,609	4,924	4,058	5,605	4,123	606	0	0	0	0	28,949
	オートリゾート滝野	36	1,071	1,712	3,882	7,145	2,678	739	0	0	0	0	0	17,263
	小計(A)	1,659	40,242	42,707	34,323	46,073	36,510	18,994	1,572	0	0	0	0	222,080
	パスポート大人	31	351	432	310	277	302	207	207	27	0	0	0	1,937
	パスポート小人	8	39	37	23	37	36	17	17	1	0	0	0	198
	パスポートシルバー	4	63	124	111	93	143	110	110	4	0	0	0	652
	小計(B)	43	453	593	444	407	481	334	334	32	0	0	0	2,787
無料入園者(C)	853	44,575	16,757	20,136	27,127	22,847	10,858	10,858	835	0	0	0	143,988	
小計(A) + (B) + (C) = ()	2,555	85,270	60,057	54,903	73,607	59,838	30,186	2,439	0	0	0	0	368,855	
無料区域()	4,251	17,783	30,615	16,114	20,943	19,990	11,192	11,192	691	5,820	46,499	41,637	16,172	231,707
合計(+)	6,806	103,053	90,672	71,017	94,550	79,828	41,378	11,378	3,130	5,820	46,499	41,637	16,172	600,562
有料内訳	一般大人	433	25,212	25,197	18,650	25,357	18,431	9,855	678	0	0	0	0	123,813
	一般小人	118	7,531	5,192	5,268	11,136	3,742	2,886	250	0	0	0	0	36,123
	一般シルバー	30	2,813	4,677	2,668	2,552	3,543	1,529	38	0	0	0	0	17,850
	団体大人	952	1,955	3,127	3,124	3,051	3,672	1,148	302	0	0	0	0	17,331
	団体小人	126	2,731	4,447	4,604	3,920	7,100	3,576	304	0	0	0	0	26,808
	団体シルバー	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	天文台大人	0	0	48	7	34	11	0	0	0	0	0	0	100
	天文台小人	0	0	19	2	23	11	0	0	0	0	0	0	55
	天文台シルバー	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	パスポート購入大人	21	107	75	27	20	9	5	5	0	0	1	0	1
パスポート購入小人	7	22	13	2	4	1	0	0	0	0	0	0	0	49
パスポート購入シルバー	4	38	26	14	11	3	2	2	0	0	1	0	0	99
入園料(単位:円)	522,700	12,261,730	12,761,020	9,607,460	12,665,210	9,792,070	4,994,020	398,560	0	0	3,800	0	2,500	63,009,070

●無料区域の入園者数算出方法：総入園者数（溪流口、滝野の森口、青少年山の家、オートリゾート滝野）－有料区域の合計入場者数

【H23】

入園者数(単位:人)		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	
有料区域	東口	3,152	16,393	21,892	22,507	29,976	17,810	6,662	2,204	0	0	0	0	120,596	
	中央口	1,287	5,367	9,785	5,003	6,811	4,799	957	302	0	0	0	0	34,311	
	滝野の森口	124	1,077	1,828	1,622	1,521	613	581	146	0	0	0	0	7,512	
	青少年山の家	753	2,964	4,231	5,642	4,217	5,344	2,938	926	0	0	0	0	27,015	
	キャンプ場	285	703	1,341	4,281	7,427	2,122	563	0	0	0	0	0	16,722	
	小計(A)	5,601	26,504	39,077	39,055	49,952	30,688	11,701	3,578	0	0	0	0	0	206,156
	バスポート大人	96	316	557	523	347	335	281	95	0	0	0	0	0	2,550
	バスポート小人	13	26	64	73	48	46	17	18	0	0	0	0	0	305
	バスポートシルバー	27	233	288	221	165	136	156	44	0	0	0	0	0	1,270
	小計(B)	136	575	909	817	560	517	454	157	0	0	0	0	0	4,125
無料入園者(C)	2,068	14,697	15,897	22,864	28,513	19,621	15,850	1,872	1,872	0	0	0	0	121,382	
小計(A) + (B) + (C) = ()	7,805	41,776	55,883	62,736	79,025	50,826	28,005	5,607	5,607	0	0	0	0	331,663	
無料区域()	4,860	16,823	29,377	21,757	26,694	15,199	13,250	3,710	10,656	57,187	40,753	21,687	21,687	261,953	
合計(+)	12,665	58,599	85,260	84,493	105,719	66,025	41,255	9,317	10,656	57,187	40,753	21,687	21,687	593,616	
有料内訳	一般大人	3,161	15,971	22,337	21,077	27,563	14,294	5,157	1,843	0	0	0	0	111,403	
	一般小人	1,455	2,703	4,673	6,684	12,087	3,299	1,179	670	0	0	0	0	32,750	
	一般シルバー	184	3,196	4,547	3,051	2,660	2,583	1,348	159	0	0	0	0	17,728	
	団体大人	777	2,465	3,413	2,957	3,153	3,079	707	213	0	0	0	0	16,764	
	団体小人	24	2,165	4,082	5,256	4,415	7,361	3,310	693	0	0	0	0	27,306	
	団体シルバー	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	天文台大人	0	2	15	19	44	48	0	0	0	0	0	0	0	128
	天文台小人	0	2	10	11	30	24	0	0	0	0	0	0	0	77
	バスポート購入大人	31	79	106	59	16	18	8	4	4	1	0	0	0	322
	バスポート購入小人	4	10	16	14	3	4	4	0	1	0	0	0	0	52
バスポート購入シルバー	7	35	41	12	8	4	4	2	0	0	1	0	0	110	
入園料(単位:円)	1,724,960	8,290,590	11,706,080	10,839,030	13,685,550	7,786,490	2,812,780	927,390	2,500	1,300	0	0	0	57,776,670	

●無料区域の入園者数算出方法：総入園者数（深流口、鱒見口、滝野の森口、青少年山の家、オートリゾート滝野）－有料区域の合計入場者数

国営滝野すずらん丘陵公園 お客さまアンケート

Q1. あなたの性別は？.....①男 ・ ②女

Q2. あなたの年齢は？（1つお選びください）

- ①小学生 ②中学生 ③ 15～18歳 ④ 19～29歳 ⑤ 30～39歳 ⑥ 40～49歳 ⑦ 50～59歳 ⑧ 60～69歳 ⑨ 70歳以上

Q3. あなたの住所は？ _____ 道・都・府・県 _____ 市・郡 _____ 区・町・村

Q4. 本日はどなたといらっしゃいましたか？（1つお選びください）

- ①一人で ②友人・知人と ③カップルで ④夫婦で ⑤家族と ⑥学校の団体
- ⑦地域の団体 ⑧職場の団体 ⑨その他（ _____ ）

Q5. この公園にはたびたびいらっしゃいますか？（1つお選びください）

- ①ほぼ毎日 ②週に2～3回 ③週に1回 ④月に2～3回 ⑤月に1回 ⑥年に数回
- ⑦年に1回 ⑧数年に1回程度 ⑨今回が初めて

Q6. 公園には満足されましたか？

- ①非常に満足 ②まあまあ満足 ③やや不満 ④非常に不満
- （理由があればお書きください： _____）

Q7. 本日、公園をご利用した感想を、(1)～(4)それぞれの項目についてお聞かせ下さい。

(1)園路の清掃は、行き届いていましたか？

- ①非常に満足 ②まあまあ満足 ③やや不満 ④非常に不満

(2)休憩所の清掃は、行き届いていましたか？

- ①非常に満足 ②まあまあ満足 ③やや不満 ④非常に不満 ⑤利用していないためわからない

(3)トイレの清掃は、行き届いていましたか？

- ①非常に満足 ②まあまあ満足 ③やや不満 ④非常に不満 ⑤利用していないためわからない

(4)スタッフの対応はいかがでしたか？

- ①非常に満足 ②まあまあ満足 ③やや不満 ④非常に不満

Q8. この公園では、「北海道の気候風土にあった植物を活かした美しい景観構成」を基本方針にしています。本日、以下の(1)～(3)はそれぞれいかがでしたか？

(1)カントリーガーデンの花や風景

- ①非常に満足 ②まあまあ満足 ③やや不満 ④非常に不満 ⑤見ていないためわからない

(2)東口ゲート付近の花やオブジェの演出

- ①非常に満足 ②まあまあ満足 ③やや不満 ④非常に不満 ⑤見ていないためわからない

(3)上記以外の花壇や植栽地の手入れの状態

- ①非常に満足 ②まあまあ満足 ③やや不満 ④非常に不満

Q9. レストラン・売店をご利用した感想をお聞かせ下さい。

- ①非常に満足 ②まあまあ満足 ③やや不満 ④非常に不満 ⑤利用していないためわからない



ご協力ありがとうございました。
また来てくださいね！

平成22年度 行催事一覧

開始日	終了日	行催事名	対象	主催者等	延べ参加人数	参加人数 計算根拠	開催場所
5月20日 (木)	6月13日 (日)	<チューリップ・サザンフェスタ>	来園者	主催 北海道開発局、 SPAC 滝野管理センター	97,956人	期間中入園者数	カントリーガーデン
6月13日 (日)		チューリップの球根プレゼント	一般希望者	主催 北海道開発局、 SPAC 滝野管理センター	1,308人	参加者数	カントリーガーデン
7月3日 (土)	7月25日 (日)	<ラベンダーフェスタ>	来園者	主催 北海道開発局、 SPAC 滝野管理センター	55,644人	期間中入園者数	カントリーガーデン
7月3日 (土)	7月11日 (日)	南沢ラベンダー展	一般希望者	主催 北海道開発局、 SPAC 滝野管理センター	55,644人	期間中入園者数	東口ボランティア棟
7月10日 (土)	7月18日 (日)	パッチワークキルト製作体験	一般希望者	主催 北海道開発局、 SPAC 滝野管理センター	27人	参加者数	
7月10日 (土)	7月18日 (日)	花のパッチワークキルト展	一般希望者	主催 北海道開発局、 SPAC 滝野管理センター	1,751人	参加者数	東口休憩所
7月19日 (月・祝)		ラベンダー摘み取り体験	一般希望者	主催 北海道開発局、 SPAC 滝野管理センター	225人	参加者数	カントリーガーデン
9月4日 (土)	10月11日 (月・祝)	<コスモスフェスタ>	来園者	主催 北海道開発局、 SPAG 滝野管理センター	95,615人	期間中入園者数	園内全域
9月4日 (土)	9月26日 (日)	コスモスのしおりづくり	一般希望者	主催 北海道開発局、 SPAC 滝野管理センター	602人	参加者数	東口休憩所
9月4日 (土)	10月11日 (月・祝)	思い出写真展	一般希望者	主催 北海道開発局、 SPAC 滝野管理センター	42人	参加者数	東口休憩所
9月25日 (土)	9月26日 (日)	コスモスの万華鏡作り	一般希望者	主催 北海道開発局、 SPAC 滝野管理センター	193人	参加者数	東口休憩所

平成23年度 行催事一覧

開始日	終了日	行催事名	対象	主催者等	延べ参加人数	参加人数 計算根拠	開催場所
6月1日 (水)	6月12日 (日)	<チュウリーupp・すずらんフェスタ>	来園者	主催 北海道開発局、 滝野管理センター	5/21～6/12 75,713人	期間入園者数	カントリーハーハウス前 チュウリーupp畑
6月12日 (日)		チュウリーuppの球根プレゼント	一般希望者	主催 北海道開発局、 SPAC 滝野管理センター	1,895人	参加者数	
7月2日 (土)	7月24日 (日)	<ラベンダーフェスタ>	来園者	主催 北海道開発局、 滝野管理センター	58,698人	期間入園者数	
7月2日 (土)	7月3日 (日)	ラベンダークラフト	一般希望者	主催 北海道開発局、 滝野管理センター	114人	参加者数	
7月17日 (日)	7月18日 (月)	ラベンダー摘み取り体験	一般希望者	主催 北海道開発局、 滝野管理センター	441人	参加者数	
9月10日 (土)	10月10日 (月)	<コスモスフェスタ>	来園者	主催 北海道開発局、 滝野管理センター	56,606人	期間入園者数	
9月10日	9月25日	コスモスクラフト体験	一般希望者	主催 北海道開発局、 滝野管理センター	しおり：378人 万華鏡：320人 ティッシュBOX：46人	参加者数	
9月23日	9月25日	屋根からコスモス畑をみよう	一般希望者	主催 北海道開発局、 滝野管理センター	178人	参加者数	
10月1日	10月10日	コスモスクラフト体験	一般希望者	主催 北海道開発局、 滝野管理センター	しおり：250人 万華鏡：206人 ティッシュBOX：47人	参加者数	

平成22年度 利用プログラム一覧

委託費のみで行ったもの

別紙14-2

NO.	プログラム名	対象	主催者等	内容	区分	開催場所	実施日	回数	延べ参加人数	参加	備考
1	「滝野の秘密発見！」大クイズラリー	一般希望者	主催 北海道開発局、SPAC滝野管理センター	体験系 溪流などを巡りながらクイズを解き、公園や自然に関する理解を深めていただくプログラム。	公園主催	中心ゾーン 溪流ゾーン	4/20(火)～5/20(木) 4/20(火)～5/21(金)	31 32	61	無料	期間中毎日
2	滝野の森のわんぱくフェスタ	一般希望者	主催 北海道開発局、SPAC滝野管理センター	体験系 南区体験紹介コーナー・札幌南シーニックハイウェイルート運営代表会講協力のものと、同会議が推薦する南区特産品の紹介・販売、地元南区にこだわった体験・紹介コーナーを設置。 ・わんぱく遊び隊・「レリーター」と自然あそびや観察を行うプログラム。 ・なつかし遊びコーナー：こどもの谷ローンスタジアムにて、けんだまやお手玉等のなつかしい遊びを実施。	公園主催	カントリーハウス横、こどもの谷	4/29(木)～5/5(水)	12	1,999	無料	
3	「滝野の秘密発見！」大クイズラリー (グラントオープン記念イベント中も開催)	一般希望者	主催 北海道開発局、SPAC滝野管理センター	体験系 溪流ゾーンやこどもの谷、滝野の森ゾーン東西エリアを巡りながらクイズを解き、公園や自然に関する理解を深めていただくプログラム。	公園主催	溪流ゾーン こどもの谷 滝野の森(東西)	5/22(土)～5/31(月)	10	8,896	無料	期間中毎日
4	滝野の森ガイドツアー (グラントオープン記念イベント中も開催)	一般希望者	主催 北海道開発局、SPAC滝野管理センター	体験系 公園ポランティア「滝野の森クラブ森林ガイドポランティア」の案内により、滝野の森や自然に対する関心をもってもらうためのツアープログラム。	公園主催	森の情報館	5/2(日)～5/30(日)	9	247	無料	
5	母の日特別企画 カーネーションプレゼント	一般希望者	主催 北海道開発局、SPAC滝野管理センター	体験系 母の日にちなみ、造花のカーネーションをプレゼントするイベントを開催。子育て支援の一環とし、メッセージカードも添えられるコーナーを設置。	公園主催	東口ゲート	5/8(土)～5/9(日)	2	500	無料	
6	星空観察会	一般希望者	主催 北海道開発局、SPAC滝野管理センター	講習会系 天文台を活用した星空観察会プログラム。大型天体望遠鏡を使った観察会。曇り空であっても天文台を活用できるよう、星座クイズや星座早見盤づくり、天文台ツアー等が開催できるよう準備。	公園主催	天文台	5/8(土)～5/22(土)	2	35	無料	
7	花のまどろみガーデニングツアー	一般希望者	主催 北海道開発局、SPAC滝野管理センター	体験系 季節によって移り変わるカントリーガーデニングの見所を、知識豊富なフラワーガイドが案内するツアープログラム。	公園主催	カントリーハウス	5/16(日)～5/31(月)	16	ツアー-96 巡回 434	無料	期間中毎日
8	グラントオープン記念イベント 丸太切り体験	一般希望者	主催 北海道開発局、SPAC滝野管理センター	体験系 園内発生の間伐材を使った丸太切り体験。鋸を使って輪切りにした丸太を材料にクラフトを作成。	公園主催	森の情報館	5/22(土)～5/23(日)	2	177	無料	
9	グラントオープン記念イベント 滝野グラントオープンステージ	一般希望者	主催 北海道開発局、SPAC滝野管理センター	体験系 PMF修了生による弦楽四重奏コンサートやキッズジャズコンサート、滝野公園に関するクイズ大会、バルーンアートショー等のプログラムを開催。	公園主催	滝野の森ゾーン	5/22(土)～5/23(日)	2	1,368	無料	
10	グラントオープン記念イベント ハルディックウォーキング講習会	一般希望者	主催 北海道開発局、SPAC滝野管理センター	講習会系 健康づくりをテーマに、ウォーキングにボールを組み合わせさせたエクササイズ効果の高い「ハルディックウォーキング」の講習会を開催。	公園主催	滝野の森ゾーン	5/22(土)～5/23(日)	2	29	無料	

No.	プログラム名	対象	主催者等	内容	区分	開催場所	実施日	回数	延べ参加人数	参加	備考
11	スペシャルフラワーガーデンツアー	一般 希望者	主催 北海道開発局、 SPAC滝野管理センター	体験系 今年で活動開始から10周年を迎えるカントリーガーデンのフラワーガイドによる記念事業プログラム。季節に合わせた旬の花をテーマにした「スベシャルツアー」。	公園 主催	カントリーガーデン	5/22(土) 5/23(日)	2	38	無料	
12	滝野ヒストリー (グラントオープン記念イベント中も開催)	一般 希望者	主催 北海道開発局、 SPAC滝野管理センター	展示系 滝野地区の開拓公園の歴史、その魅力等を紹介したパネル展。	公園 主催	東口休憩所	5/22(土)～ 11/10(水)	37	(期間中入園者) 423,595	無料	
13	ルディックウォーカーキング100kmコンペ (グラントオープン記念イベント中も開催)	一般 希望者	主催 北海道開発局、 SPAC滝野管理センター	体験系 滝野の森や渓流ゾーンにモデルコースを設定し、グリーンシーズン期間中通算で100kmウォーキングを目指すコンペを開催。	公園 主催	渓流ゾーン 滝野の森	5/22(土)～ 5/31(月)	10 10	56	無料	期間中 毎日
14	花のある北のくらし塾 ガーデンニング講習会	申込み 参加者	主催 北海道開発局、 SPAC滝野管理センター	講習会系 北海道でトップレベルの知識とスキルを持つガーデンナーを講師に迎えたガーデンニング講座。スライドアをしながらクイズを解き、公園や自然に関する理解を深めていただくプログラム。	公園 主催	カントリーガーデン	5/26(水)	2	30	無料	
15	「滝野の秘密発見！」大クイズラリー	一般 希望者	主催 北海道開発局、 SPAC滝野管理センター	体験系 渓流ゾーンやこどもの谷、滝野の森ゾーン東西エリアを巡りながらクイズを解き、公園や自然に関する理解を深めていただくプログラム。	公園 主催	渓流ゾーン こどもの谷 滝野の森(東西)	6/1(火)～ 6/30(水)	30	3,985	無料	期間中 毎日
16	花のみどころガーデンツアー	一般 希望者	主催 北海道開発局、 SPAC滝野管理センター	体験系 季節によって移り変わるカントリーガーデンの見所を、知識豊富なフラワーガイドが案内するツアープログラム。	公園 主催	カントリーハウス	6/1(火)～ 6/30(水)	30	ツアー-219 巡回 1,040	無料	期間中 毎日
17	ルディックウォーカーキング100kmコンペ	一般 希望者	主催 北海道開発局、 SPAC滝野管理センター	体験系 滝野の森や渓流ゾーンにモデルコースを設定し、グリーンシーズン期間中通算で100kmウォーキングを目指すコンペを開催。	公園 主催	渓流ゾーン 滝野の森	6/1(火)～ 6/30(水)	30 30	153	無料	期間中 毎日
18	滝野の森ガイドツアー	一般 希望者	主催 北海道開発局、 SPAC滝野管理センター	体験系 公園ボランティア「滝野の森クラブ森林ガイドボランティア」の案内により、滝野の森や自然に対する関心をもってもらためのツアープログラム。	公園 主催	森の情報館	6/6(日) 6/13(日) 6/20(日) 6/27(日)	4	60	無料	
19	星空観察会	一般 希望者	主催 北海道開発局、 SPAC滝野管理センター	講習会系 天文台を活用した星空観察会プログラム。大型天体望遠鏡を使った観望会。曇り空であっても天文台を活用できるよう、星座クイズや星座早見盤づくり、天文台ツアー等が開催できるよう準備。	公園 主催	天文台	6/12(土)・ 6/26(土)	2	78	無料	
20	スペシャルフラワーガーデンツアー	一般 希望者	主催 北海道開発局、 SPAC滝野管理センター	体験系 今年で活動開始から10周年を迎えるカントリーガーデンのフラワーガイドによる記念事業プログラム。季節に合わせた旬の花をテーマにした「スベシャルツアー」。	公園 主催	カントリーガーデン	6/19(土)	1	17	無料	
21	ルディックウォーカーキング講習会	申込み 参加者	主催 北海道開発局、 SPAC滝野管理センター	講習会系 健康づくりをテーマに、ウォーキングにボールを組み合わせたエクササイズ効果の高い「ルディックウォーキング」の講習会。	公園 主催	滝野の森ゾーン	6/26(土)	1	19	無料	
22	「滝野の秘密発見！」大クイズラリー	一般 希望者	主催 北海道開発局、 SPAC滝野管理センター	体験系 渓流ゾーンやこどもの谷、滝野の森ゾーン東西エリアを巡りながらクイズを解き、公園や自然に関する理解を深めていただくプログラム。	公園 主催	渓流ゾーン こどもの谷 滝野の森(東西)	7/1(木)～ 7/31(土)	31	2,749	無料	期間中 毎日
23	花のみどころガーデンツアー	一般 希望者	主催 北海道開発局、 SPAC滝野管理センター	体験系 季節によって移り変わるカントリーガーデンの見所を、知識豊富なフラワーガイドが案内するツアープログラム。	公園 主催	カントリーハウス	7/1(木)～ 7/31(土)	31	ツアー-246 巡回 689	無料	期間中 毎日
24	ルディックウォーカーキング100kmコンペ	一般 希望者	主催 北海道開発局、 SPAC滝野管理センター	体験系 滝野の森や渓流ゾーンにモデルコースを設定し、グリーンシーズン期間中通算で100kmウォーキングを目指すコンペを開催。	公園 主催	渓流ゾーン 滝野の森	7/1(木)～ 7/31(土)	31 31	118	無料	期間中 毎日

NO.	プログラム名	対象	主催者等	内容	区分	開催場所	実施日	回数	延べ参加人数	参加	備考
25	滝野の森ガイドツアー	一般 希望者	主催 北海道開発局、 SPAC滝野管理センター	公園ボランティア「滝野の森クラブ森林ガイドボランティア」の案内により、滝野の森や自然に対する関心をもってもらうためのツアープログラム。	公園 主催	森の情報館	7/4(日)~ 7/31(土)	7	113	無料	
26	星空観察会	一般 希望者	主催 北海道開発局、 SPAC滝野管理センター	天文台を活用した星空観察会プログラム、大型天体望遠鏡を使った観察会。曇り空であっても天文台を活用できるよう、星座クイズや星座早見盤づくり、天文台ツアー等が開催できるよう準備。	公園 主催	天文台	7/10(土)・ 7/24(土)	2	15	無料	
27	ルルディックウォーキング講習会	申込み 参加者	主催 北海道開発局、 SPAC滝野管理センター	健康づくりをテーマに、ウォーキングにボールを組み合わせたエクササイズ効果の高い「ルルディックウォーキング」の講習会。	公園 主催	滝野の森ゾーン	7/24(土)	1	16	無料	
28	親子で参加しよう! マザーフード食育シアター	来園者	主催 SPAC滝野管理センター	栄養士が考えた「食育シアター」。楽しく好き嫌いをなくすステージショーを開催。	公園 主催	東口休憩所	7/24(土)	1	88	無料	
29	滝野の森ガイドツアー	一般 希望者	主催 北海道開発局、 SPAC滝野管理センター	公園ボランティア「滝野の森クラブ森林ガイドボランティア」の案内により、滝野の森や自然に対する関心をもってもらうためのツアープログラム。	公園 主催	森の情報館	8/1(日)~ 8/29(日)	8	120	無料	
30	「滝野の秘密発見!」大クイズラリー	一般 希望者	主催 北海道開発局、 SPAC滝野管理センター	溪流ゾーンやこどもの谷、滝野の森ゾーン東西エリアを巡りながらクイズを解き、公園や自然に関する理解を深めていただくプログラム。	公園 主催	溪流ゾーン こどもの谷 滝野の森(東西)	8/1(日)~ 8/31(火)	31	6,751	無料	期間中 毎日
31	花のみどころガーデンツアー	一般 希望者	主催 北海道開発局、 SPAC滝野管理センター	季節によって移り変わるカントリーガーデンの見所を、知識豊富なフラワーガイドが案内するツアープログラム。	公園 主催	カントリーハウス	8/1(日)~ 8/31(火)	31	ツアー-122 巡回590	無料	期間中 毎日
32	ルルディックウォーキング100kmコンペ	一般 希望者	主催 北海道開発局、 SPAC滝野管理センター	滝野の森や溪流ゾーンにモデルコースを設定し、グリッドシステムによるコンテナガーデン制作を実施。制作現場は一般の方にも公開。	公園 主催	溪流ゾーン 滝野の森	8/1(日)~ 8/31(火)	31 31	74	無料	期間中 毎日
33	コンテナガーデンコンテスト2010	申込み 参加者	主催 北海道開発局、 SPAC滝野管理センター	日本ハングバスケケット協会北海道支部およびコンテナガーデン協会の協力のもと、両協会所属マスターによるコンテナガーデン制作を実施。制作現場は一般の方にも公開。	公園 主催	カントリーハウス 横芝生広場	8/3(火)~ 9/12(日)	28	31	無料	
34	アシリバツの滝 ライトアップ&滝野の夜祭り	一般 希望者	主催 北海道開発局、 SPAC滝野管理センター	アシリバツの滝(日本の滝百選)のライトアップ。マスコットキャラクターと子ども連による神輿や、夜店・飲食売店を出店。	公園 主催	溪流ゾーン	8/6(金)~ 8/8(日)	9	(夜間入園者数) 2,535	無料	
35	星空観察会	一般 希望者	主催 北海道開発局、 SPAC滝野管理センター	天文台を活用した星空観察会プログラム、大型天体望遠鏡を使った観察会。曇り空であっても天文台を活用できるよう、星座クイズや星座早見盤づくり、天文台ツアー等が開催できるよう準備。	公園 主催	天文台	8/14(土)・ 8/28(土)	2	62	無料	
36	スペシャルフラワーガーデンツアー	一般 希望者	主催 北海道開発局、 SPAC滝野管理センター	今年で活動開始から10周年を迎えるカントリーガーデンのフラワーガイドによる記念事業プログラム。季節に合わせた旬の花をテーマにした「スベシャルツアー」。	公園 主催	カントリーガーデン	8/18(水)	1	38	無料	
37	ルルディックウォーキング講習会	申込み 参加者	主催 北海道開発局、 SPAC滝野管理センター	健康づくりをテーマに、ウォーキングにボールを組み合わせたエクササイズ効果の高い「ルルディックウォーキング」の講習会。	公園 主催	滝野の森ゾーン	8/28(土)	1	19	無料	

No.	プログラム名	対象	主催者等	内容	区分	開催場所	実施日	回数	延べ参加人数	参加	備考
38	花のみどころガーデニングツアー	一般希望者	主催 北海道開発局、SPAC滝野管理センター	季節によって移り変わるカントリーガーデンの見所を、知識豊富なフラワーガイドが案内するツアープログラム。	公園主催	カントリーハウス	9/1(水)～9/26(日)	26	ツアー-280 巡回 8/17	無料	期間中 毎日
39	「滝野の秘密発見！」大クイズラリー	一般希望者	主催 北海道開発局、SPAC滝野管理センター	溪流ゾーンやこどもの谷、滝野の森ゾーン東西エリアを巡りながらクイズを解き、公園や自然に関する理解を深めていただくプログラム。	公園主催	溪流ゾーン こどもの谷 滝野の森(東西)	9/1(水)～9/30(木)	30	3,042	無料	期間中 毎日
40	ノルディックウォーキング100kmコンペ	一般希望者	主催 北海道開発局、SPAC滝野管理センター	滝野の森や溪流ゾーンにモデルコースを設定し、グリーンシーズン期間中通算で100kmウォーキングをを目指すコンペを開催。	公園主催	溪流ゾーン 滝野の森	9/1(水)～9/30(木)	30 30	78	無料	期間中 毎日
41	滝野の森ガイドツアー	一般希望者	主催 北海道開発局、SPAC滝野管理センター	公園ボランティア「滝野の森クラブ森林ガイドボランティア」の案内により、滝野の森や自然に対する関心をもってもらいたいのためのツアープログラム。	公園主催	森の情報館	9/5(日)～9/26(日)	6	107	無料	
42	花のある北のくらし塾ガーデニング講習会「トマトのはなし」	申込み参加者	主催 北海道開発局、SPAC滝野管理センター	北海道でトップレベルの知識とスキルを持つガーデナーを講師に迎えたガーデニング講座。ガーデニングプランナーの梅木あゆみ氏によるキッチンガーデンのトマトを題材にしたトマトの分類や調理方法についての講座。	公園主催	カントリーガーデン	9/8(水)	1	20	無料	
43	星空観察会	一般希望者	主催 北海道開発局、SPAC滝野管理センター	天文台を活用した星空観察会プログラム。大型天体望遠鏡を使った観察会。曇り空であっても天文台を活用できるよう、星座クイズや星座早見盤づくり、天文ツアー等が開催できるよう準備。	公園主催	天文台	9/11(土)～9/25(土)	2	32	無料	
44	パークステーションプレオープン	来園者	主催 SPAC滝野管理センター	鱒見口エリアの利便性としてサイクリングセンターを公園の情報や公園周辺の観光施設や宿泊施設、地元特産販売コーナーを設けプレ営業。	公園主催	鱒見口 サイクリングセンター	9/17(金)～10/26(火)	40	(期間中入園者) 818	無料	(期間中 入園者) 818
45	ノルディックウォーキング講習会	申込み参加者	主催 北海道開発局、SPAC滝野管理センター	健康づくりをテーマに、ウォーキングにボールを組み合わせたエクササイズ効果の高い「ノルディックウォーキング」の講習会。	公園主催	滝野の森ゾーン	9/20(月)～9/25(土)	2	63	無料	
46	花のある北のくらし塾スペシャルトークショー「ハーブとトマトの意外な関係」	申込み参加者	主催 北海道開発局、SPAC滝野管理センター	「花のある北のくらし塾」講師、梅木氏、狩野氏によるトークショー。話題は「キッチンガーデン」、「くらしの菜園」、「トマトやハーブの調理方法等」、トマトの試食、ハーブを実際に手に取り感触や匂いを感じながら体験コーナーも。	公園主催	カントリーガーデン	9/22(水)	1	27	無料	
47	スペシャルフラワーガーデニングツアー	一般希望者	主催 北海道開発局、SPAC滝野管理センター	今年で活動開始から10周年を迎えるカントリーガーデンのフラワーガイドによる記念事業プログラム。季節に合わせた句の花をテーマにした「スベシャルツアー」。	公園主催	カントリーガーデン	9/23(木)	1	41	無料	
48	「滝野の秘密発見！」大クイズラリー	一般希望者	主催 北海道開発局、SPAC滝野管理センター	溪流ゾーンやこどもの谷、滝野の森ゾーン東西エリアを巡りながらクイズを解き、公園や自然に関する理解を深めていただくプログラム。	公園主催	溪流ゾーン こどもの谷 滝野の森(東西)	10/1(金)～10/26(火)	26	1,745	無料	期間中 毎日
49	ノルディックウォーキング100kmコンペ	一般希望者	主催 北海道開発局、SPAC滝野管理センター	滝野の森や溪流ゾーンにモデルコースを設定し、グリーンシーズン期間中通算で100kmウォーキングをを目指すコンペを開催。	公園主催	溪流ゾーン 滝野の森	10/1(金)～10/31(日)	31 31	61	無料	期間中 毎日

NO.	プログラム名	対象	主催者等	内容	区分	開催場所	実施日	回数	延べ参加人数	参加	備考
50	滝野の森ガイドツアー	一般 希望者	主催 北海道開発局、 SPAC滝野管理センター	体験系 公園ボランティア「滝野の森クラフ森林ガイドボランティア」の案内により、滝野の森や自然に対する関心をもってもらうためのツアープログラム。	公園 主催	森の情報館	10/3(日)～ 10/17(日)	4	36	無料	
51	オクトーバーフェストinたきの	一般 希望者	主催 北海道開発局、 SPAC滝野管理センター	体験系 札幌シーニックバイウェイ運営代表者会議、南区商店街連絡協議会の協力を得て開催した地元南区のPR、地域の活性化を目的としたイベント。ステージイベントや飲食物販売コーナー、札幌軟石クラフト体験コーナー、飲食コーナー等を設置。	公園 主催	つどいの森	10/9(日)～ 10/11(火)	3	1,471		
52	チューリップを植えよう	一般 希望者	主催 北海道開発局、 SPAC滝野管理センター	体験系 オクトーバーフェスト会場の「こどもの谷」にて、都市緑化月間にちなみ、来春のカントリーガーデンを彩るチューリップを木箱に植えつけるイベントを開催。	公園 主催	カントリーガーデン	10/10(土)～ 10/11(月)	2	163	無料	
53	ノルディックウォーキング講習会	申込み 参加者	主催 北海道開発局、 SPAC滝野管理センター	講習会系 健康づくりをテーマに、ウォーキングにボールを組み合わせたエクササイズ効果の高い「ノルディックウォーキング」の講習会。	公園 主催	滝野の森ゾーン	10/23(土)	1	39	無料	
54	パーク雪合戦大会	申込み 参加者	主催 北海道開発局、 SPAC滝野管理センター	コンテスト系 北海道雪合戦連盟の協力により、当公園初開催の降雪期以外のパーク雪合戦大会。雪玉の代わりに雪玉と重量をほぼ同じにした特製のボールを使用。	公園 主催	つどいの森	10/24(日)	1	131	無料	131 (10チーム)
55	「滝野の秘密発見！」大クイズラリー	一般 希望者	主催 北海道開発局、 SPAC滝野管理センター	体験系 溪流ゾーンやこどもの谷、滝野の森ゾーン東西エリアを巡りながらクイズを解き、公園や自然に関する理解を深めていただくプログラム。	公園 主催	溪流ゾーン こどもの谷 滝野の森(東西)	11/1(月)～ 11/10(水)	10	22	無料	期間中 毎日
56	ノルディックウォーキング100kmコンペ	一般 希望者	主催 北海道開発局、 SPAC滝野管理センター	体験系 滝野の森や溪流ゾーンにモデルコースを設定し、グリーンシーズン期間中通常で100kmウォーキングを目指すコンペを開催。	公園 主催	溪流ゾーン 滝野の森	11/1(月)～ 11/10(水)	10 10	2	無料	期間中 毎日
57	歩くスキー100kmコンペ	一般 希望者	主催 北海道開発局、 SPAC滝野管理センター	体験系 歩くスキーで滝野の森の雪景色を楽しみながら通常100km走破を目指すコンペ。達成者には記念品を進呈。	公園 主催	歩くスキーコース	12/23(木)～ 3/31(木)	4	1,601	無料	期間中 毎日
58	滝野ドキドキラリー	一般 希望者	主催 北海道開発局、 SPAC滝野管理センター	体験系 夏シーズン子どもたちに人気の「ありの巣トンネル」「あり塚の塔」の一部を開放した、クイズラリー。チューブすべりができない幼児から大人まで楽しめるよう、イルミネーション等の仕掛けを設置。	公園 主催	ありの巣トンネル、 あり塚の塔	1/8(土)～ 2/13(日)	14	2,144	無料	
59	道央雪合戦チャンピオンズカップ 初参加部門・ランキング部門	一般 希望者	主催 北海道開発局、 SPAC滝野管理センター	コンテスト系 雪国ならではのスポーツ「雪合戦」を観戦、参加できる場として、北海道雪合戦連盟と共催で雪合戦大会開催。道央ブロックのランキング部門のほか、初参加体験部門も設定し、雪合戦大会への参加者をねらった。	公園 主催	つどいの森	1/15(土)～ 1/16(日)	2	150	無料	
60	冬のはたらくるま展	申込み 参加者	主催 北海道開発局、 SPAC滝野管理センター	展示系 滝野スノーワールドの整備車両を活用した、「冬のはたらくるま展」。除雪車・圧雪車を展示した他、それらの仕組みや作業について、オペレーターの話を交えながらのツアーも開催。中央口駐車場で実際にデモンストレーション。	公園 主催	中央口駐車場	1/15(土)～ 1/16(日)	2	33	無料	

NO.	プログラム名	対象	主催者等	内容	区分	開催場所	実施日	回数	延べ参加人数	参加	備考
61	～子育て支援プログラム～ 親子で楽しむ！はじめての雪遊び	申込み 参加者	主催 北海道開発局、 SPAC滝野管理センター	体験系 子育て情報誌「はっぴーママ」を発行のMGコーポレーションとの共催イベント。冬に屋外で遊ぶ経験の少ない未就学児とその保護者を対象に、屋外で楽しく遊ぶための服装等のコツや対策を学んだり、実際に雪遊びスペースを設けて親子で遊んだりするプログラムを開催。	公園 主催	カンゾーハウス 横広場	1/23(日)	1	72	無料	
62	冒険遊び場 きのたんの森	一般 希望者	主催 北海道開発局、 SPAC滝野管理センター	体験系 事故・怪我は自分の責任という考えのもと、滝野の森ゾーン東エリア内の森のデッキとその周辺斜面を使って子供たちが自由な発想で遊べる空間を作り、「冒険遊び場」として提供。遊びの達人ボランティアが遊びをサポート。	公園 主催	滝野の森ゾーン・ 東エリア	2/27(日)	1	52	無料	
63	たきのドッグラン	一般 希望者	主催 北海道開発局、 SPAC滝野管理センター	体験系 つどいの森特設会場で初めてドッグランを開催。マナーアップ講習会やアジアティ体験会も開催。	公園 主催	つどいの森	3/20(日)	1	24	無料	

利用 プログラム	総実施回数	940回
	総参加人数	46,994人
	滝野の森ゾーンでの実施回数	51回
	滝野の森ゾーンでの参加人数	2,465人

青塗り箇所は、滝野の森ゾーンで実施したプログラム。

滝野の森ゾーンでの実施回数および参加人数を過年度における包括的な質のカウント対象とする。

当公園の基本テーマ「自然とのふれあいに即した利用プログラムを対象とし、展示企画は計測対象に含めない。

プログラムによって、述べ参加人数が入園者数の場合は、計測対象外とする。

参加者数が延べ1人以上の場合に、1プログラムを1回とカウントする。

ほぼ同じ内容で1日複数実施したプログラムは、1回のカウントとする。

同じプログラムを数日間に渡って実施した場合は日数分を回数とする。

平成22年度 利用プログラム一覧
委託費で行うが材料代等実費は参加者負担としたもの

NO.	プログラム名	対象	主催者等	内容	区分	開催場所	実施日	回数	延べ参加人数	参加	備考
1	滝野の森の乗馬倶楽部	一般 希望者	主催 北海道開発局、 SPAC滝野管理センター	体験系 東口休憩所裏側の特設パドックにて、本年度は新しい取り組みとしてポニー乗馬体験を実施。記念撮影コーナーのほかが待ち時間対策として馬具展示コーナーを設置。	公園 主催	東口特設パドック	5/1(土)~5/2(日) 5/22(土)~23(日)	7	2,002	300円/回	
2	滝野・森の楽校 (グラントオープン記念イベント中も開催)	一般 希望者	主催 北海道開発局、 SPAC滝野管理センター	体験系 公園ボランティア、滝野の森クラブインテナーボランティアボランティア協力によるクラフト体験。クラフト内容、パネルコーナー、園内の落葉を使ったスタンプでつくるエコバッグ、どんぐりのやじるええ、どんぐりと落葉のタペストリー、木の葉や小枝等を使った作品づくり	公園 主催	滝野の森ゾーン	5/2(日)~ 5/30(日)	9	202	300円/回	
3	ちびっ子釣り大会	申込み 参加者	主催 ㈱カイワーク	体験系 小学生を対象にした釣り大会。1時間で釣れた魚10匹までの総重量を計り、上位3名には賞品を授与。参加賞あり。	持ち 込み	フィッシング・ターナ	5/22(土)~ 10/9(土)	5	88	1,800円/人	
4	花のある北のくらし塾 誰でも簡単ハーブ活用術 (グラントオープン記念イベント中も開催)	申込み 参加者	主催 北海道開発局、 SPAC滝野管理センター	講習会系 ハーブコーディネーターによるハーブの活用方法についての講座。ハーブを使ったポプリづくり	公園 主催	カントリーガーデン	5/23(日)~ 5/29(土)	2	21	300円	
5	花のある北のくらし塾 誰でも簡単ハーブ活用術	申込み 参加者	主催 北海道開発局、 SPAC滝野管理センター	講習会系 ハーブコーディネーターによるハーブの活用方法についての講座。ハーブを使ったポプリづくり	公園 主催	カントリーガーデン	6/5(土)~ 6/13(日)	1	37	300円	
6	TVh滝野公園グラントオープン記念 ナルディックウォーク北海道2010 in 滝野すずらん丘陵公園	申込み 参加者	主催 ㈱テレ北海道/ ナルディックウォーク北海道普及協議会	体験系 講習会系 ポールを持ってウォーキングする。エクササイズ効果の高いナルディックウォーク大会を、中央公園を発着点に開催。コースは3.5・10kmの3つ。初心者向けにナルディックウォーク講師による講習会も開催。	共催	有料ゾーン (中央口スタート)	6/6(日)	1	315	3,000円	
7	滝野・森の楽校	一般 希望者	主催 北海道開発局、 SPAC滝野管理センター	体験系 公園ボランティア、滝野の森クラブインテナーボランティアボランティア協力によるクラフト体験。クラフト内容、園内で採取した木の葉をスタンプにしたエコバッグづくり	公園 主催	滝野の森ゾーン	6/6(日)~3(日) 20(日)~27(日)	4	38	300円/回	
8	花のある北のくらし塾 誰でも簡単ハーブ活用術	申込み 参加者	主催 北海道開発局、 SPAC滝野管理センター	講習会系 ハーブコーディネーターによるハーブの活用方法についての講座。ハーブを使った石けんづくり	公園 主催	カントリーガーデン	7/3(土)~ 7/25(日)	4	97	300円	
9	学校・観光ツアー団体向け 体験プログラム	申込み 参加者	主催 北海道開発局、 SPAC滝野管理センター	体験系 ツアー会社(CBツアーズ)と当公園のボランティアスタッフとのタイアップによる、観光ツアー向け体験プログラム。フラワーガイドボランティアによるペンダーツアー、森クラブボランティアによるエコバッグづくり	公園 主催	園内全域	7/4(日)~ 7/25(日)	1	24	200円	
10	森の教室	申込み 参加者	主催 北海道開発局、 SPAC滝野管理センター	体験系 公園ボランティア、滝野の森クラブインテナーボランティアボランティア協力によるクラフト体験。クラフト内容、交流館・森の教室までの自然観察、その生態系や植生に関するゲーム、森の教室では葉のタペストリーづくり、夏休みの宿題に使える「イタドリ」のフールートづくり	公園 主催	森の教室	7/4(日)~ 8/29(日)	6	192	200円	
11	フラワーガイドボランティア 10周年記念事業 “スペシャルガイドツアー”	一般 希望者	主催 北海道開発局、 SPAC滝野管理センター	体験系 今年で活動開始から10周年を迎えるカントリーガーデンのフラワーガイドによる記念事業プログラム。季節に合わせた旬の花をテーマにした「スベシャルツアー”。	公園 主催	カントリーガーデン	7/11(日) 7/17(土)	2	26	300円	
12	くわがた虫くわくプロジェクト in たきの 昆虫(クワガタムシ)の見つけ方講座	申込み 参加者	主催 SPAC滝野管理センター	講習会系 昆虫(クワガタムシ)の初心者向け見つけ方講座を開催。	公園 主催	平成の森、 鱒見口	7/17(土)	1	27	大人500円 小人300円	

NO.	プログラム名	対象	主催者等	内容	区分	開催場所	実施日	回数	延べ参加人数	参加	備考
13	滝野の森の乗馬倶楽部	一般 希望者	主催 北海道開発局、 SPAC滝野管理センター	体験系 ・東口休憩所裏側の特設パドックにて、本年度は新しい取り組みとしてボニー乗馬体験を実施。記念撮影コーナーのほか待ち時間対策として馬具展示コーナーを設置。	公園 主催	東口特設パドック	7/17(土)～ 7/19(月)	3	329	300円/回	
14	くわがた虫くわくプロジェクト in たきのくわがた山の育て方教室	申込み 参加者	主催 SPAC滝野管理センター	講習会系 クワガタムの初心者向け育方講座を開催。	公園 主催	滝野の森 森の情報館	7/18(日)	1	8	1,000円/人	
15	プロジェクトワイルド エデュケーター講習会	申込み 参加者	主催 (財)公園緑地管理財団	講習会系 環境教育「プロジェクトワイルド」の一般指導者である「エデュケーター」養成講習会を開催。	持ち 込み	滝野の森 森の交流館	7/20(火)	1	5	講習会 8,000円	
16	滝野・森の菜校	一般 希望者	主催 北海道開発局、 SPAC滝野管理センター	体験系 公園ボランティア「滝野の森クラフトインタープリターボランティア」協力によるクラフト体験。	公園 主催	滝野の森ゾーン	7/4(日)～ 7/25(日)	4	未カウント	300円/回	
17	花のある北のくらし塾 ガーデニング講習会	申込み 参加者	主催 北海道開発局、 SPAC滝野管理センター	講習会系 北海道でトップレベルの知識とスキルを持つガーデナーを講師に迎えたガーデニング講座。・庭と生活のステキな関係づくり、をテーマにした寄せ植え講座。	公園 主催	カンノカーテン	7/21(水)	1	8	1,200円	
18	夏プラン 子供が安心して、 安全なアロマグッズ作り	申込み 参加者	主催 S T A C 滝野管理センター	体験系 夏休み企画。親子で作れ、夏休みの宿題にもなるアロマ体験プログラム。石けん、バスボム、虫除けスプレーの3つから選んで体験。	公園 主催	東口休憩所	7/31(土)～ 8/8(日)	3	140	400円/種	
19	滝野・森の菜校	一般 希望者	主催 北海道開発局、 SPAC滝野管理センター	体験系 公園ボランティア「滝野の森クラフトインタープリターボランティア」協力によるクラフト体験。	公園 主催	滝野の森ゾーン	8/1(日)～ 8/29(日)	8	未カウント	300円/回	
20	滝野の森の乗馬倶楽部 ホーストッキング ボニー乗馬体験	一般 希望者	主催 北海道開発局、 SPAC滝野管理センター	体験系 ・東口休憩所裏側の特設パドックを出発点に、すずらんの丘展望台までの特設コースにてホーストッキングを開催。 ・本年度は新しい取り組みとしてボニー乗馬体験を実施。記念撮影コーナーのほか待ち時間対策として馬具展示コーナーを設置。	公園 主催	東口特設パドック	ホーストッキング 8/14(土)・15(日) ボニー 8/21(土)・22(日) 8/28(土)・29(日)	6	42	1,000円/回	
21	滝野モクモク自然クラブ	申込み 参加者	主催 北海道開発局、 SPAC滝野管理センター	体験系 滝野公園の中でも特に自然たっぶりな滝野の森ゾーンを使って、丸一日かけて家族で遊び、自然について学ぶイベント。第1回目は「じざ作り」と葉っぱの図鑑作り。	公園 主催	滝野の森ゾーン	8/28(土)	1	12	実費 800円/人	
22	滝野・森の菜校	一般 希望者	主催 北海道開発局、 SPAC滝野管理センター	体験系 公園ボランティア「滝野の森クラフトインタープリターボランティア」協力によるクラフト体験。	公園 主催	滝野の森ゾーン	9/5(日)～ 9/26(日)	6	67	300円/回	
23	滝野の森の乗馬倶楽部 ボニー乗馬体験	一般 希望者	主催 北海道開発局、 SPAC滝野管理センター	体験系 ・東口休憩所裏側の特設パドックにて、本年度は新しい取り組みとしてボニー乗馬体験を実施。記念撮影コーナーのほか待ち時間対策として馬具展示コーナーを設置。	公園 主催	東口特設パドック	9/18(土)～ 9/26(日)	4	517	300円/回	

No.	プログラム名	対象	主催者等	内容	区分	開催場所	実施日	回数	延べ参加人数	参加	備考
24	滝野の森トレッキングツアー	申込み参加者	主催 北海道開発局、SPAC滝野管理センター	滝野の森クラフティングガイドボランティアが毎週日曜・祝日に実施している「森のガイドツアー」特別版。普段は案内しないコースのガイドツアー。9/18は滝野の森西エリアのはるなれ広場からカラマツの屋根を通り、みずなら広場から情報館へ戻るコースを案内。	公園主催	滝野の森ゾーン	9/18(土)～10/24(日)	4	55	50円/回	
25	花のある北のくらし塾 誰でも簡単ハーブ活用術 「ハーブを使ったワイルド調理講座」	申込み参加者	主催 北海道開発局、SPAC滝野管理センター	ハーブコーディネーターによるハーブの活用方法についての講座。滝野の森ゾーン「森の炊事広場」でのハーベキュー体験、カントリーガーデン内「くらしの菜園」や、「キッチンガーデン」で収穫したハーブや野菜を使用。	公園主催	森の炊事広場	9/19(日)～9/20(火)	2	20	1,500円/組	
26	花のある北のくらし塾 誰でも簡単ハーブ活用術 「ハーブ酢シロップ作り」	申込み参加者	主催 北海道開発局、SPAC滝野管理センター	ハーブコーディネーターによるハーブの活用方法についての講座。季節のフルーツとカントリーガーデン「くらしの菜園」のハーブを使ったハーブ酢シロップ作り	公園主催	カントリーガーデン	9/26(日)～10/2(土)	2	34	500円/人	
27	滝野の森の乗馬倶楽部	一般希望者	主催 北海道開発局、SPAC滝野管理センター	東口休憩所裏側の特設パドックにて、本年度は新しい取り組みとしてポニー乗馬体験を実施。記念撮影コーナーのほか待ち時間対策として馬具展示コーナーを設置。	公園主催	東口特設パドック	10/2(土)～10/3(日)	2	150	300円/回	
28	滝野の森の菜校	一般希望者	主催 北海道開発局、SPAC滝野管理センター	公園ボランティア・滝野の森クラフティングボランティア協力によるクラフト体験。	公園主催	滝野の森ゾーン	10/2(土)～10/24(日)	8	70	300円/回	
29	オクトーバーフェストinたきの	一般希望者	主催 北海道開発局、SPAC滝野管理センター	札幌シーニックハイウェイ運営代表者会議、南区商店街連絡協議会の協力を得て開催した地元南区のPR、地域の活性化を目的としたイベント。入会イベントや飲食物販コーナー、札幌軟石クラフト体験コーナー、飲食コーナー等を設置。	公園主催	つどいの森	10/9(日)～10/11(火)	3	1,471	体験コーナー有料	
30	ルディックウォーキング 北海道 in 滝野すずらん丘陵公園	申込み参加者	主催 北海道開発局、SPAC滝野管理センター	つどいの森発着点、3.5-10kmの3コースを設定。初心者向けにはルディックウォーキング講師による講習会、オリンピック選手によるデモンストラーション、ウォーキング終了後はスポーツタワーによる講演会開催。	公園主催	園内全域	10/17(日)	1	277	3,000円	
31	COP10開催記念 親子で札幌いきものめぐり	申込み参加者	主催 北海道開発局、SPAC滝野管理センター	COP10パートナーシップ事業として「親子で札幌いきものめぐり」を開催。札幌市内の施設である札幌市円山動物園および豊平川げき科学館と連携し、それぞれの特色を生かしたプログラムを体験して巡るツアーを実施。	公園主催	滝野の森	10/30(土)～10/31(日)	2	60	大人1,500円 小学生500円	
32	まつぼっくりのツリー作り	一般希望者	主催 北海道開発局、SPAC滝野管理センター	滝野スノーワールドオープン記念として、滝野の森のまつぼっくりや間伐材の丸太輪切りを利用したクリスマスツリー作りを実施。	公園主催	森の交流館	12/23(木)～12/25(土)	3	14	100円/人	

No.	プログラム名	対象	主催者等	内容	区分	開催場所	実施日	回数	延べ参加人数	参加	備考
33	スキー学習対策特別レッスン	申込み参加者	主催 北海道開発局、SPAC滝野管理センター	講習会系 小学校で冬休み後に行われるスキー学習に備え、グルンデスキー未経験者の小学生(未期入学予定含む)と保護者を対象に、スキー用品の選び方やスキー板の付け方歩き方を学ぶ特別レッスン。	公園主催	東口広場	12/23(木)～1/16(日)	6	393	200円/組	
34	スキースクール	申込み参加者	主催 北海道開発局、SPAC滝野管理センター	講習会系 未就学児童を中心としたスキー初心者向けの入門スクール	公園主催	ファミリーグレンデ	12/23(木)～3/6(日)	4	2,063	200円/人	期間中毎日
35	はじめての歩くスキー 滝を見に行こう～歩くスキーで健康教室～	申込み参加者	主催 北海道開発局、SPAC滝野管理センター	体験系 歩くスキー人口拡大をねらい、初心者が参加しやすいよう、アシリバツの滝見学を目標に設定したイベント。	公園主催	歩くスキーコース(溪流ゾーン)	1/4(火)～2/20(日)	2	55	200円/人	
36	歩くスキーステップアップ クラシカル&スケータイング	申込み参加者	主催 北海道開発局、SPAC滝野管理センター	講習会系 歩くスキーの技術レベル向上を目的とした、初級・中級者向けの実践的講習会。	公園主催	歩くスキーコース	1/8(土)～1/29(土)	10	156	200円/人	
37	スノーシューガイドツアー	一般希望者	主催 北海道開発局、SPAC滝野管理センター	体験系 滝野の森クラブボランティアによる滝野の森ゾーンを使ったスノーシューガイドツアー。冬の森の観察のほか、斜面を使った尻滑り等。	公園主催	滝野の森ゾーン	1/9(日)～2/27(日)	8	156	50円/人	
38	第27回滝野公園歩くスキー大会	申込み参加者	主催 北海道開発局、SPAC滝野管理センター	コンテスト系 起伏にとんだ自然豊かなコース環境を生かし、健康増進や歩くスキーコースの利用促進をねらい、大人から子供までを対象とした6・10・16kmを完歩する歩くスキー大会を開催。	公園主催	つどいの森、歩くスキーコース	1/10(月)	1	397	1,500円/人	
39	滝野・森の業校	一般希望者	主催 北海道開発局、SPAC滝野管理センター	体験系 公園ボランティア、滝野の森クラブボランティア、ボランティア協力によるクラフト体験。	公園主催	滝野の森ゾーン	1/16(日)	1	21	300円/回	
40	ニューイヤーク歩くスキー大会	申込み参加者	主催 北海道開発局、SPAC滝野管理センター	コンテスト系 読売新聞社主催の歩くスキー大会。つどいの森スタートコースを利用し、6・12・16kmの3コースで開催。	公園主催	歩くスキーコース	1/30(日)	1	241	1,500円/人	

No.	プログラム名	対象	主催者等	内容	区分	開催場所	実施日	回数	延べ参加人数	参加	備考
41	滝野モクモク自然クラブ	申込み参加者	主催 北海道開発局 SPAC滝野管理センター	体験系 家族で丸1日森を楽しむプログラムをテーマに、今年度3回目となる今回は、イグルー作りを開催。最後に七輪を使ってのもち焼き体験を実施。	公園主催	森の交流館	2/5(土)	1	17	600円/人	
42	滝野・森の楽校	一般希望者	主催 北海道開発局、SPAC滝野管理センター	体験系 公園ボランティア、滝野の森クラブインタープリターボランティア、協力によるクラフト体験。	公園主催	滝野の森ゾーン	2/11(金)～13(日)、2/20(日)	4	9	300円/回	
43	滝野・森の楽校	一般希望者	主催 北海道開発局、SPAC滝野管理センター	体験系 公園ボランティア、滝野の森クラブインタープリターボランティア、協力によるクラフト体験。	公園主催	滝野の森ゾーン	3/5(日)・13(日)	2	28	300円/回	
44	小学生雪合戦大会	申込み参加者	主催 北海道開発局、SPAC滝野管理センター	コンテスト系 つどいの森特設会場にて、小学生を対象とした雪合戦大会を、北海道新聞社及び北海道雪合戦連盟と共催で開催。	公園主催	つどいの森	3/6(火)	1	297	1000円/チーム	
45	たきのスキースクール 卒業レッスン&ジュニアスキー検定	申込み参加者	主催 SPAC滝野管理センター	講習系 たきのスキースクール参加者の上達状況を、卒業レッスンとジュニアスキー検定を行い記録。	公園主催	ファシリテーター	3/12(土)～3/13(日)	11	25	5,000円	
46	第36回道民・札幌市民歩くスキーの集い	申込み参加者	主催 北海道開発局、SPAC滝野管理センター	体験系 歩くスキーコース利用促進策としてのシーズン最後の大会、6・12・16kmの3コース、初級者を対象の1kmキャンピング場コースでの初級者講習と走行会を開催。	公園主催	つどいの森・歩くスキーコース	3/13(日)	1	141	大人2,000円 高校生1,000円 中学生以下500円	
47	花とみどりの養校生花のリース作り	申込み参加者	主催 (財)公園緑地管理財団	体験系 春が待ち遠しい時期に、リースでは珍しい生花を使ったリース作りを開催。	持ち込み	東口休憩所	3/21(日)	1	8	1,000円/人	

利用プログラム	総実施回数	155回
	総参加人数	8,353人
	滝野の森ゾーンでの実施回数	73回
	滝野の森ゾーンでの参加人数	954人

青塗りの箇所は、滝野の森ゾーンで実施したプログラム。

滝野の森ゾーンでの実施回数および参加人数を過年度における包括的な質のカウント対象とする。

当公園の基本テーマ「自然とのふれあい」に即した利用プログラムを対象とし、展示企画は計測対象に含めない。

プログラムによって、述べ参加人数が入園者数の場合は、計測対象外とする。

参加者数が延べ1人以上の場合に、1プログラムを1回とカウントする。

ほぼ同じ内容で1回数実施したプログラムは、1回のカウントとする。

同じプログラムを数日間に渡って実施した場合は日数分を回数とする。

平成23年度 利用プログラム一覧

委託費のみで行ったもの

NO.	プログラム名	対象	主催者等	内容	区分	開催場所	実施日	回数	延べ参加人数	参加費等	備考
1	「滝野の秘密発見！」大クイズラリー	一般希望者	主催 北海道開発局、SPAC滝野管理センター	体験系 溪流ゾーン、中心ゾーン、滝野の森ゾーンの東、西エリアにおいてラリーポイントを設定、気軽に参加でき、公園をくまなく巡ることが出来るラリープログラム。	公園主催	溪流ゾーン 中心ゾーン 滝野の森ゾーン	4/20(水)～ 4/30(土)	10 10 10	850	無料	期間中毎日
2	「ルディックウォーカーキング100kmコンペ	一般希望者	主催 北海道開発局、SPAC滝野管理センター	体験系 園内にモデルコースを設定し、グリーンシーズン期間中通常で100kmウォーカーキングを目指すコンペ。4月期は残雪のため森ゾーンの一部を制限利用。	公園主催	溪流ゾーン 中心ゾーン 滝野の森ゾーン 西エリア	4/20(水)～ 4/30(土)	10 10 10	33	無料	期間中毎日
3	滝野わんぱくフェスタ～みんなであート～折り紙で花畑をつくろう	申込み参加者	主催 北海道開発局、SPAC滝野管理センター	体験系 雪解けの行楽シーズンに、誰もが手軽に参加できるイベントとして、折り紙で花を折り、参加者がパネルに花畑をつくるプログラムを開催。	公園主催	カントリーハウス横、こどもの谷	4/29(金) 4/30(土)	2	412	無料	
4	「ルディックウォーカーキング100kmコンペ	一般希望者	主催 北海道開発局、SPAC滝野管理センター	体験系 園内にモデルコースを設定、グリーンシーズン期間中通常で100kmウォーカーキングを目指すコンペ。5月期前半までは残雪のため森ゾーンの一部を制限利用。	公園主催	溪流ゾーン 中心ゾーン 滝野の森ゾーン 西エリア	5/1(日)～ 5/31(火)	31 31 31	97	無料	
5	森のガイドツアー(東エリア)	申込み参加者	主催 北海道開発局、SPAC滝野管理センター	体験系 滝野の森ゾーン東エリアで、森クラブボランティアによるガイドツアーを実施。施設の魅力も合わせPR。	公園主催	滝野の森ゾーン 東エリア	5/1(日)～ 5/28(土)	8	341	無料	
6	森のガイドツアー(西エリア)	申込み参加者	主催 北海道開発局、SPAC滝野管理センター	体験系 滝野の森ゾーン西エリアで、森クラブボランティアによるガイドツアーを開催。山野草や樹木、森の情報館の展示物の解説、プロジェクトでの季節の花紹介等。	公園主催	滝野の森ゾーン 西エリア	5/1(日)～ 5/29(日)	12	20	無料	
7	「滝野の秘密発見！」大クイズラリー	一般希望者	主催 北海道開発局、SPAC滝野管理センター	体験系 溪流ゾーン、中心ゾーン、滝野の森ゾーンの東、西エリアにおいてラリーポイントを設定、気軽に参加でき、公園をくまなく巡ることが出来るラリープログラム。	公園主催	溪流ゾーン 中心ゾーン 滝野の森ゾーン	5/1(日)～ 5/31(火)	31 31 31	3,540	無料	
8	滝野わんぱくフェスタ～みんなであート～折り紙で花畑をつくろう	申込み参加者	主催 北海道開発局、SPAC滝野管理センター	体験系 誰もが手軽に参加できるイベントとして、折り紙で花を折り、パネルに花畑をつくるプログラムを開催。こどもの日には鯉のぼりと兜、週末には母の日にちなんだグリーンティンティングカードを日替わりで用意。	公園主催	カントリーハウス横、こどもの谷	5/1(日)～ 5/8(日)	6	540	無料	
9	滝野の森ガイドツアー	一般希望者	主催 北海道開発局、SPAC滝野管理センター	体験系 公園ボランティア滝野の森クラブ森林ガイドボランティアの案内により、滝野の森や自然に対する関心をもってもらうためのツアープログラム。	公園主催	森の情報館	5/1(日)～ 10/16(日)	56	1,085	無料	期間中72回
10	星空観察会	申込み参加者	主催 北海道開発局、SPAC滝野管理センター	講習会系 天文台を活用した星空観察会プログラム。大型天体望遠鏡を使った観察会。曇り空であっても天文台を活用できるよう、星座クイズや星座早見盤づくり、天文台ツアー等が開催できるよう準備。	公園主催	天文台	5/14(土)～ 5/28(土)	2	4	無料	
11	花の見どころガーデニングツアー	申込み参加者	主催 北海道開発局、SPAC滝野管理センター	体験系 季節毎に移り変わるカントリーガーデンの見どころを、知識豊富なラリーガイドが案内するツアープログラム。	公園主催	カントリーガーデン	5/15(日)～ 5/31(火)	17	471	無料	期間中毎日

NO.	プログラム名	対象	主催者等	内容	区分	開催場所	実施日	回数	延べ参加人数	参加費等	備考
12	ルディックウォーキング講習会	申込み参加者	主催 北海道開発局 SPAC滝野管理センター	講習会系	公園主催	滝野の森ゾーン 西エリア	5/21(土)	1	17	無料	
13	全園開園1周年記念イベント ポストカードプレゼント及び あそびの日普遊びコーナー	申込み参加者	主催 北海道開発局、 SPAC滝野管理センター	体験系	公園主催	東ロゲート、 中央ロゲート、 森の交流館	5/21(土)~ 5/22(日)	2	1,148	無料	ポストカード792名 普遊び356名
14	全園開園1周年記念イベント クラフト体験	一般希望者	主催 北海道開発局、 SPAC滝野管理センター	体験系	公園主催	東ロゲート、 中央ロゲート、 森の交流館	5/21(土)~ 5/22(日)	2	88	無料	
15	花壇を作ろう	一般希望者	主催 北海道開発局、 SPAC滝野管理センター	体験系	公園主催	カントリーガーデン	5/27(金)	1	27	無料	
16	ルディックウォーキング100kmコンペ	一般希望者	主催 北海道開発局、 SPAC滝野管理センター	体験系	公園主催	溪流ゾーン 中心ゾーン 滝野の森ゾーン 東エリア	6/1(水)~ 6/30(木)	30 30 30	167	無料	
17	花の見どころガーデンツアー	申込み参加者	主催 北海道開発局、 SPAC滝野管理センター	体験系	公園主催	カントリーガーデン	6/1(水)~ 6/30(木)	30	1,039	無料	ツアー312名 巡回727名
18	森のガイドツアー(西エリア)	申込み参加者	主催 北海道開発局、 SPAC滝野管理センター	体験系	公園主催	滝野の森ゾーン 西エリア	6/1(水)~ 6/30(木)	8	135	無料	
19	森のガイドツアー(東エリア)	申込み参加者	主催 北海道開発局、 SPAC滝野管理センター	体験系	公園主催	滝野の森ゾーン 東エリア	6/1(水)~ 6/30(木)	4	15	無料	
20	「滝野の秘密発見！」大クイズラリー	一般希望者	主催 北海道開発局、 SPAC滝野管理センター	体験系	公園主催	溪流ゾーン 中心ゾーン 滝野の森ゾーン	6/1(水)~ 6/30(木)	30 30 30	3,760	無料	
21	中央口屋上解放プログラム	申込み参加者	主催 北海道開発局、 SPAC滝野管理センター	講習会系	公園主催	中央口屋上	6/1(水)~ 6/7(火)	7	815	無料	
22	星空観察会	申込み参加者	主催 北海道開発局、 SPAC滝野管理センター	講習会系	公園主催	天文台	6/11(土)~ 6/25(土)	2	27	無料	
23	チューリップの球根プレゼント	一般希望者	主催 北海道開発局、 SPAC滝野管理センター	体験系	公園主催	カントリーガーデン チューリップ畑	6/12(日)	1	1,895	無料	

NO.	プログラム名	対象	主催者等	内容	区分	開催場所	実施日	回数	延べ参加人数	参加費等	備考
24	「ナルディックウォーキング講習会	申込み参加者	主催 北海道開発局、SPAC滝野管理センター	講習会系 冬季間の歩くスキー利用者の通年利用促進と健康づくりをテーマにウォーキングにボールを組み合わせたエグザサイズ効果の高い「ナルディックウォーキング」の講習会を滝野の森東エリアにて開催。	公園主催	滝野の森ゾーン 東エリア	6/18(土)	1	34	無料	
25	「ナルディックウォーキング100kmコンペ	一般希望者	主催 北海道開発局、SPAC滝野管理センター	体験系 園内にモデルコースを設定、グリーンシーズン期間中通算で100kmウォーキングを目指すコンペ、雪解け後倒木処理が終了しモデルコース全て利用可能。	公園主催	溪流ゾーン 中心ゾーン 滝野の森ゾーン 東エリア	7/1(金)～ 7/31(日)	31 31 31	148	無料	
26	「花の見どころガーデニングツアー	申込み参加者	主催 北海道開発局、SPAC滝野管理センター	体験系 季節毎に移り変わるカントリリーガーデンの景観を、知識豊富なラウンダーガイドが案内するツアープログラム、7月中旬からラベンダーが見ごろ。	公園主催	カントリリーガーデン	7/1(金)～ 7/31(日)	31	796	無料	ツアー-288 巡回508
27	「森のガイドツアー(西エリア)	申込み参加者	主催 北海道開発局、SPAC滝野管理センター	体験系 滝野の森ゾーン西エリアで、森クラブボランティアによるガイドツアー開催。植物、生き物の観察を実施。7/6・14・22には団体向けガイドツアーも開催。	公園主催	滝野の森ゾーン 西エリア	7/1(金)～ 7/31(日)	6	217	無料	
28	「森のガイドツアー(東エリア)	申込み参加者	主催 北海道開発局、SPAC滝野管理センター	体験系 滝野の森ゾーン東エリアで、森クラブボランティアによるガイドツアーを実施。施設の魅力もPR。	公園主催	滝野の森ゾーン 東エリア	7/1(金)～ 7/31(日)	4	12	無料	
29	「滝野の秘密発見！」大クイズラリー	一般希望者	主催 北海道開発局、SPAC滝野管理センター	体験系 溪流ゾーン、中心ゾーン、滝野の森ゾーンの東・西エリアにおいてラリーポイントを設定し、気軽に参加でき、公園内をくまなく巡ることのできるラリープログラムを開催。	公園主催	溪流ゾーン 中心ゾーン 滝野の森ゾーン	7/1(金)～ 7/31(日)	1 1 1	4,534	無料	
30	「花のバッチワークキルト展	申込み参加者	主催 北海道開発局、SPAC滝野管理センター	展示系 緑に関連した文化イベントとして、草花や風景等をテーマとしたバッチワークキルトの展示を実施。東口休憩所の壁面にキルトを展示。	公園主催	東口休憩所	7/9(土)～ 7/18(月)	1	1,229	無料	
31	「星空観察会	申込み参加者	主催 北海道開発局、SPAC滝野管理センター	講習会系 天文台を活用した星空観察プログラム、大型天体望遠鏡を使った観察会。曇り空であっても天文台を活用できるよう、星座クイズや星座早見盤づくり、天文台ツアー等が開催できるよう準備。	公園主催	天文台	7/9(土)～ 7/23(土)	2	33	無料	
32	「ナルディックウォーキング講習会	申込み参加者	主催 北海道開発局、SPAC滝野管理センター	講習会系 冬季間の歩くスキー利用者の通年利用促進と健康づくりをテーマにウォーキングにボールを組み合わせたエグザサイズ効果の高い「ナルディックウォーキング」の講習会を開催。	公園主催	滝野の森ゾーン 東エリア	7/16(土)	1	7	無料	
33	「ラベンダー摘み取り体験	一般希望者	主催 北海道開発局、SPAC滝野管理センター	体験系 ついでに森構ラベンダー畑にて花摘み取り体験を実施。ラベンダーステイックの作り方を記したペーパーを配布。	公園主催	カントリリーガーデン	7/17(日)～ 7/18(月)	2	441	無料	

NO.	プログラム名	対象	主催者等	内容	区分	開催場所	実施日	回数	延べ参加人数	参加費等	備考
34	滝野ドキドキナイトハイク	申込み参加者	主催 北海道開発局 SPAC滝野管理センター	体験系 滝野の森ゾーン西エリアを夜間特別開放。森クラブポラントピアの案内で、夜の森を観察。	公園 主催	滝野の森ゾーン 西エリア	7/17(日)～ 7/24(日)	2	46	無料	
35	コンテナガガーデンコンテスト2011	申込み参加者	主催 北海道開発局 SPAC滝野管理センター	コンテスト系 日本ハンギングバASK協会の北海道支部・コンテナガーデンニング協会協力による、向協会所属マスターのコンテナガーデン制作。制作現場は一般の方にも公開。7/27～8/21までコンテストを開催。結果はHP上で公開予定。	公園 主催	カントリリーハウス 緑芝生広場	7/20(水) 7/27(水)～ 8/21(日)	3	119	無料	コンテナ制作 30 展示応募者 89
36	夜祭りを照らそう！ランタンづくり	申込み参加者	主催 北海道開発局 SPAC滝野管理センター	体験系 来園者にも「アシリベツの滝 & 滝野の夜祭り」を盛り上げていただくため、参加型イベントの「ランタン」づくりを実施。	公園 主催	アシリベツの滝	7/23(土) 7/24(日) 7/30(土) 7/31(日)	4	231	無料	
37	初めての森遊び	申込み参加者	主催 北海道開発局 SPAC滝野管理センター	体験系 「こどもを森で遊ばせたいけれどどうすればいいかわからない」という森遊びビギナーを対象とした、森クラブポラントピアが森での遊び方を教える企画。体験型アクティビティや生き物観察を実施。	公園 主催	滝野の森ゾーン	7/23(土)～ 7/30(土)	2	49	無料	
38	親子クラフト	申込み参加者	主催 北海道開発局 SPAC滝野管理センター	体験系 夏休みの宿題対策として森の教室を使って、木や枝、葉を利用したクラフト教室を開催。森クラブポラントピアが補助のこぎり等の工具を使用した作品作りを実施。	公園 主催	森の教室	7/24(日)～ 7/31(日)	2	152	無料	
39	森のお絵かき	申込み参加者	主催 北海道開発局 SPAC滝野管理センター	体験系 滝野の森ゾーン西エリアで見つけた虫や植物等を、森の情報館で絵に描いてもらおう企画を開催。絵は情報館内に展示。	公園 主催	滝野の森ゾーン 西エリア情報館内	7/26(火)～ 7/31(日)	4	22	無料	
40	リルディックウォーカーキング100kmコンペ	一般 希望者	主催 北海道開発局 SPAC滝野管理センター	体験系 園内にモデルコースを設定、グリーンシーズン期間中通常で100kmウォーカーキングを目指すコンペ。雪解け後倒木処理が終了しモデルコース全て利用可能。	公園 主催	溪流ゾーン 中心ゾーン 滝野の森ゾーン 東エリア	8/1(月) 8/31(水)	1 1 1	88	無料	
41	花の見どころガーデンツアー	申込み参加者	主催 北海道開発局 SPAC滝野管理センター	体験系 季節毎に移り変わるカントリーガーデンの見どころを、知識豊富なツアーガイドが案内するツアープログラム。ラベンダーが8月上旬まで楽しむことができただけが、中旬からはキバナコスモスも開花し始めた。	公園 主催	カントリリーガーデン	8/1(月) 8/31(水)	31	593	無料	ツアー41 巡回552
42	森のお絵かき	申込み参加者	主催 北海道開発局 SPAC滝野管理センター	体験系 滝野の森ゾーン西エリアで見つけた虫や植物などを森の情報館に戻ってきて図鑑や展示物を使って調べて絵をかいてもらおう企画。絵は情報館内に展示。	公園 主催	滝野の森ゾーン 東・西エリア	8/1(月) 8/19(金)	19	120	無料	
43	森のガイドツアー(西エリア)	申込み参加者	主催 北海道開発局 SPAC滝野管理センター	体験系 滝野の森ゾーン西エリアで、森クラブポラントピアによるガイドツアー開催。植物、生き物の観察を実施。	公園 主催	滝野の森ゾーン 西エリア	8/1(月) 8/31(水)	4	111	無料	
44	森のガイドツアー(東エリア)	申込み参加者	主催 北海道開発局 SPAC滝野管理センター	体験系 滝野の森ゾーン東エリアで、森クラブポラントピアによるガイドツアーを実施。施設の魅力もPR。	公園 主催	滝野の森ゾーン 東エリア	8/1(月) 8/31(水)	1	17	無料	
45	「滝野の秘密発見！」大クイズラリー	一般 希望者	主催 北海道開発局 SPAC滝野管理センター	体験系 溪流ゾーン、中心ゾーン、滝野の森ゾーンの東・西エリアにおいてラリーポイントを設定。気軽に参加でき、公園をくまなく巡ることができるラリープログラム。	公園 主催	溪流ゾーン 中心ゾーン 滝野の森ゾーン	8/1(月) 8/31(水)	1 1 1	9,123	無料	

NO.	プログラム名	対象	主催者等	内容	区分	開催場所	実施日	回数	延べ参加人数	参加費等	備考
46	アシルベツの滝 ライトアップ&滝野の夜祭り	一般 希望者	主催 北海道開発局 SPAC滝野管理センター	アシルベツの滝(日本の滝百選)のライトアップ。マスコットキャラクターと子ども連による神輿や、夜店、飲食売店を出店。	公園 主催	溪流ゾーン	8/5(金) 8/7(日)	3	3,200	無料	夜祭り 3,063 熱気球 137
47	子育て支援イベント 初めての森遊び	申込み 参加者	主催 北海道開発局、 SPAC滝野管理センター	こどもを森で遊ばせたいけれどもどうすればいいかわからないという森遊びビギナーを対象に、森クワラブボランティアが森での遊び方を教える企画を実施。	公園 主催	森の交流館	8/6(土) /13(土)	2	20	無料	52名定員 20名/回
48	親子クラフト	申込み 参加者	主催 北海道開発局、 SPAC滝野管理センター	夏休みの宿題対策。森の教室にて、木や枝、葉っぱを使ったクラフト教室を開催。	公園 主催	森の教室	8/7(日) 8/14(日)	2	132	無料	
49	滝野生き物サイエンス 滝野の両生類を探そう		主催 北海道開発局、 SPAC滝野管理センター	「北海道両生類・両性類ハンディ図鑑」の筆者徳田龍弘氏による、滝野の森で観察できる両生類について学ぶ講座を開催。	公園 主催	滝野の森ゾーン	8/10(水)	1	25	無料	
50	星空観察会	申込み 参加者	主催 北海道開発局、 SPAC滝野管理センター	天文台を活用した星空観察会プログラム。大型天体望遠鏡を使った観察会。曇り空であっても天文台を活用できるよう、星座クイズや星座早見盤づくり、天文台ツアー等が開催できるよう準備。	公園 主催	天文台	8/13(土) 8/27(土)	2	82	無料	
51	フルディックウォーキング講習会	申込み 参加者	主催 北海道開発局、 SPAC滝野管理センター	冬季間の歩くスキー利用者の通年利用促進と、健康づくりをテーマにウォーキングにポールを組み合わせたエクササイズ効果の高い「フルディックウォーキング」の講習会を開催。	公園 主催	滝野の森ゾーン 東エリア	8/20(土)	1	12	無料	
52	■ 険遊び場きのたんの森	一般 希望者	主催 北海道開発局、 SPAC滝野管理センター	滝野の森にて、子供たちが外遊びに親しみ、自分の責任で自由な発想で遊べる遊び場づくりを実施。「遊びの達人ボランティヤ」とともに、自ら危機管理を行い、木登りや森の教室の前の池に入っでの生き物探しなど、通常は禁止、もしくは推奨していない遊も実施し、保護者ともども外遊びの楽しさと重要性を伝える。	公園 主催	滝野の森ゾーン	8/20(土)	1	33	無料	
53	フルディックウォーキング100kmコンペ	一般 希望者	主催 北海道開発局、 SPAC滝野管理センター	園内にモデルコースを設定、グリーンシーズン期間中、通算で100kmウォーキングを目指すコンペ。	公園 主催	溪流ゾーン 中心ゾーン 滝野の森ゾーン	9/1(木)~ 9/30(金)	30 30 30	79	無料	
54	花の見どころガーデンツアー	申込み 参加者	主催 北海道開発局、 SPAC滝野管理センター	季節毎に移り変わるカンリリーガーデンの見どころを、知識豊富なフラワーガイドが案内するツアープログラム。	公園 主催	カンリリーガーデン	9/1(木)~ 9/25(日)	24	691	無料	ツアー 151人巡 回 540人

NO.	プログラム名	対象	主催者等	内容	区分	開催場所	実施日	回数	延べ参加人数	参加費等	備考
55	森のガイドツアー(西エリア)	申込み参加者	主催 北海道開発局 SPAC滝野管理センター	体験系	公園 主催	滝野の森ゾーン 西エリア	9/1(木)～ 9/30(金)	12	272	無料	
56	森のガイドツアー(東エリア)	申込み参加者	主催 北海道開発局 SPAC滝野管理センター	体験系	公園 主催	滝野の森ゾーン 東エリア	9/1(木)～ 9/30(金)	4	8	無料	
57	「滝野の秘密発見！」大クイズラリー	一般 希望者	主催 北海道開発局 SPAC滝野管理センター	体験系	公園 主催	溪流ゾーン 中心ゾーン 滝野の森ゾーン	9/1(木)～ 9/30(金)	30 30 30	3,025	無料	
58	星空観察会	申込み参加者	主催 北海道開発局 SPAC滝野管理センター	講習会系	公園 主催	天文台	9/10(土) 9/24(土)	2	82	無料	
59	「ルディックウォークウォーキング講習会	申込み参加者	主催 北海道開発局 SPAC滝野管理センター	講習会系	公園 主催	滝野の森ゾーン 東エリア	9/17(土)	1	4	無料	
60	札幌南オーターナムフェスティバル	一般 希望者	主催 北海道開発局 SPAC滝野管理センター	体験系	公園 主催	カントリーハウス横 芝生広場	9/18(日) 9/19(月)	2	1,956	無料	期間入園者数 10,121名 各イベント参加 者数 1,956名
61	滝野滝噴「ルディックウォーキングツアー	申込み参加者	主催 北海道開発局 SPAC滝野管理センター	体験系	公園 主催	公園全体	9/29(木)	1	20	無料	
62	「ルディックウォークウォーキング100kmコンペ	一般 希望者	主催 北海道開発局 SPAC滝野管理センター	体験系	公園 主催	溪流ゾーン 中心ゾーン 滝野の森ゾーン	10/1(土)～ 10/31(月)	31 31 31	141	無料	
63	森のガイドツアー(西エリア)	申込み参加者	主催 北海道開発局 SPAC滝野管理センター	体験系	公園 主催	滝野の森ゾーン 西エリア	10/1(土)～ 10/23(日)	8	143	無料	
64	森のガイドツアー(東エリア)	申込み参加者	主催 北海道開発局 SPAC滝野管理センター	体験系	公園 主催	滝野の森ゾーン 東エリア	10/1(土)～ 10/15(土)	3	39	無料	
65	「滝野の秘密発見！」大クイズラリー	一般 希望者	主催 北海道開発局 SPAC滝野管理センター	体験系	公園 主催	溪流ゾーン 中心ゾーン 滝野の森ゾーン	10/1(土)～ 10/31(月)	31 31 31	2,450	無料	

No.	プログラム名	対象	主催者等	内容	区分	開催場所	実施日	回数	延べ参加人数	参加費等	備考
66	チュウリーッップを植えよう	一般 希望者	主催 北海道開発局、 SPAC滝野管理センター	カントリーハウス横芝生広場において、都市緑化月間にちなみ、来春のカントリーガーデンを彩るチュウリーッップを木箱に植え付けていただいた。天候にも恵まれ多くのお客様にご参加いただいた。来春チュウリーッップの咲く頃にまた来ようねと約束する親子も見受けられた。	公園 主催	カントリーハウス横 芝生広場	10/9(日)	1	336	無料	140組336名
67	ハルディックウォーキング講習会	申込み 参加者	主催 北海道開発局 SPAC滝野管理センター	冬の間の歩くスキー利用者の通年利用を促進するとともに、健康づくりをテーマにウォーキングにポールを組み合わせたエクササイズ効果の高いハルディックウォーキングの講習会を開催。6回目は滝野の森ゾーン西エリアで開催した。	公園 主催	滝野の森ゾーン 西エリア	10/15(土)	1	28	無料	
68	冒険遊び場きのたんの森	一般 希望者	主催 北海道開発局、 SPAC滝野管理センター	滝野の森にて、子供たちが外遊びに親しみ、自分の責任で自由な発想で遊べる遊び場づくりを実施。遊びの達人ボランティアとともに、自ら危機管理を行い、木登りや森の教室の池に入っている生き物探しなど、通常は禁止、もしくは推奨していない遊も実施し、保護者ともども外遊びの楽しさと重要性を伝える。	公園 主催	滝野の森ゾーン 東エリア	10/22(土)	1	9	無料	
69	ドッグラン	一般 希望者	主催 北海道開発局、 SPAC滝野管理センター	つどいの森特設会場で初めてドッグランを開催。マナーアップ講習会やアシリティ体験会も開催。	公園 主催	つどいの森	10/23(日)	1	2	無料	1組2名
70	滝野トレッキングツアー	申込み 参加者	主催 北海道開発局、 SPAC滝野管理センター	滝野の森ゾーンにある未舗装のハイキングコースを中心に1日かけて歩いて、新しい見どころを知っていたくともにも紅葉シーズンの滝野の森ゾーンを楽しんでいたくツアーを開催。	公園 主催	滝野の森ゾーン	10/23(日)	1	16	無料	
71	ハルディックウォーキング100kmコンペ	申込み 参加者	主催 北海道開発局、 SPAC滝野管理センター	園内にもデジタルコースを設定し、グリーンシーズン期間中通常で100kmウォーキングを目指すコンペを開催。	公園 主催	溪流ゾーン 中心ゾーン 滝野の森ゾーン	11/1(火)～ 11/10(木)	10 10 10	29	無料	
72	滝野の秘密発見！、ホウライズラリー	一般 希望者	主催 北海道開発局、 SPAC滝野管理センター	溪流ゾーン、中心ゾーン、滝野の森ゾーンの東、西エリアにおいてラリーポイントを設定し、誰もが気軽に参加でき、当公園をまなび巡っていただくラリープログラムを開催した。好天に恵まれた3日は、ラリーカードを持って元気に走り回った子供たちの姿がみられた。	公園 主催	溪流ゾーン 中心ゾーン 滝野の森ゾーン	11/1(火)～ 11/10(木)	10 10 10	685	無料	
73	たきのdeクリスマス ドキドキイルミネーション	一般 希望者	主催 北海道開発局、 SPAC滝野管理センター	夏シーズン子どもたちで人気の「ありの巣トネネル」あり塚の塔の一部を開放し、滝野公園ならではのクリスマスらしいの演出としてイルミネーションを実施。冬休み終盤やスノーフェスティバル期間中に開催するたきのドキドキラリーのプレとして、電飾やクリスマスオーナメントなどを使って様々な仕掛けを設置した。	公園 主催	ありの巣トネネル	12/23(金)～ 12/25(日)	3	未カウント	無料	
74	たきのdeお正月 きのたんともちつき	一般 希望者	主催 北海道開発局、 SPAC滝野管理センター	新春を祝い、お正月らしさを感じてもらおうイベント。おみくじ引きと餅つき体験を開催。	公園 主催	栗口休憩所	1/3(火)	1	348	無料	
75	歩くスキー100kmコンペ	一般 希望者	主催 北海道開発局、 SPAC滝野管理センター	歩くスキーの利用促進のためのコンパティション。	公園 主催	溪流ゾーン 中心ゾーン 滝野の森ゾーン	1/1(日)～ 1/31(火)	31 31 31	1,046	無料	1,046 (うち登録138)
76	たきのドキドキラリー	一般 希望者	主催 北海道開発局、 SPAC滝野管理センター	ありの巣トネネル内を一部開放。ライトアップでイルミネーションを開催。正解者の中から抽選で定山梁の「宿泊券」や入浴券、きのたんの人形などをプレゼント。スノーフエス期間にも再度開催予定。	公園 主催	ありの巣トネネル、 あり塚の塔	1/7(土)～ 1/16(月)	10	2,589	無料	

NO.	プログラム名	対象	主催者等	内容	区分	開催場所	実施日	回数	延べ参加人数	参加費等	備考
77	雪合戦チャンピオンズカップ	一般 希望者	主催 北海道開発局、 SPAC滝野管理センター、 北海道雪合戦連盟	雪合戦大会を開催。道央ブロックのランキング部門、初参加体験部門、学生雪合戦教室も設定し、雪合戦大会への参加者増をねらった取り組みも実施。	共催	つといの森	1/14(土) 1/15(日)	2	319	無料	チャンピオンズ 308 小学生教室 11
78	早期開園 「早期の水瀑を見に行こう！」	一般 希望者	主催 北海道開発局、 SPAC滝野管理センター	日本の滝100選にも選ばれているアシリバツの滝の水瀑に日の光が当たり始める時間帯にご覧いただけるよう7:00から開園する早期開園を開催。森クラブボランティアによるガイドツアーも開催。	公園 主催	深流口駐車場～ アシリバツの滝	1/25(水)～ 1/28(土)	2	114	無料	
79	早期開園	一般 希望者	主催 北海道開発局、 SPAC滝野管理センター	日本の滝100選にも選ばれているアシリバツの滝の水瀑に、日の光が当たり始める時間帯にご覧いただけるよう7:00から開園する早期開園を開催した。森クラブボランティアによるガイドツアーも開催。	公園 主催	深流口駐車場～ アシリバツの滝	2/1(水)・ 2/4(土)	2	391	無料	
75	歩くスキー100kmコンペ	一般 希望者	主催 北海道開発局、 SPAC滝野管理センター	歩くスキーの利用促進のためのコンペティション。	公園 主催	深流ゾーン 中心ゾーン 滝野の森ゾーン	2/1(水)～ 2/29(水)	29 29 29	502	無料	502 (うち登録27)
76	たきのドキドキラリー	一般 希望者	主催 北海道開発局、 SPAC滝野管理センター	夏シーズン子どもたちで人気の「ありの巣トンネル」「あり塚の塔」の一部を開放し、クイズラリーをさっばる雪まつり期間に合わせて実施した。正解者の中から抽選で定山深温泉の宿泊券をプレゼントした。	公園 主催	ありの巣トンネル、 あり塚の塔	2/6(月)～ 2/12(日)	7	900	無料	
77	滝野スノーフェスティバル	一般 希望者	主催 北海道開発局、 SPAC滝野管理センター	雪合戦大会を開催。道央ブロックのランキング部門、初参加体験部門、学生雪合戦教室も設定し、雪合戦大会への参加者増をねらった取り組みも実施。	公園 主催	中心ゾーン	2/11(土)・ 2/12(日)	2	2,905	無料	
78	そりゲレンデ夜間開放	一般 希望者	主催 北海道開発局、 SPAC滝野管理センター	滝野スノーフェスティバルと一体的な利用促進策の一つとして、夜のチューブそり滑りを楽しんでもらうため、夜間開放を実施した。あり塚の塔や虹の巣トムのイルミネーションをはじめ、アイスキャンディやスノーキャンドルによる演出も展開。	公園 主催	中心ゾーン	2/18(土)・ 2/25(土)	2	512	無料	
79	歩くスキー100kmコンペ	一般 希望者	主催 北海道開発局、 SPAC滝野管理センター	歩くスキーの利用促進のためのコンペティション。	公園 主催	深流ゾーン 中心ゾーン 滝野の森ゾーン	3/1(木)～ 3/31(土)	31 31 31	464	無料	464 (うち登録21)
80	そりゲレンデ夜間開放	一般 希望者	主催 北海道開発局、 SPAC滝野管理センター	滝野スノーフェスティバルと一体的な利用促進策の一つとして、夜のチューブそり滑りを楽しんでもらうため、夜間開放を実施した。	公園 主催	中心ゾーン	3/3(土) 3/10(土) 3/17(土)	3	974	無料	
81	滝野の森ウインタースノーフェスティバル2012	一般 希望者	主催 北海道開発局、 SPAC滝野管理センター	滝野の森ゾーンの認知度向上を目的に音楽イベントや外遊びコーナー、ツリーハウスを使ったクイズラリー、丸太切り体験など、家族で楽しめるイベントを開催した。	公園 主催	滝野の森ゾーン	3/10(土)	1	264	無料	
82	冬の外遊び絵画展	一般 希望者	共催 幸内科クリニック SPAC滝野管理センター	楽しかった冬の外遊びの思い出を絵に描いて応募していた絵画展を開催した。	公園 主催	東口休憩所	3/11(日)～ 3/31(土)	1	211	無料	
83	森のすみか迷路「まのたんか」の挑戦状!	一般 希望者	主催 北海道開発局、 SPAC滝野管理センター	冬期間は入ることができない「森のすみか」の園路を除雪し、園路を迷路に昇立ててスタンプラリー形式のイベントを開催した。	公園 主催	滝野の森ゾーン 東エリア	3/17(土)～ 3/31(土)	1	368	無料	

NO.	プログラム名	対象	主催者等	内容	区分	開催場所	実施日	回数	延べ参加人数	参加費等	備考
84	ドッグラン	一般 希望者	主催 北海道開発局 SPAC滝野管理センター	体験系 つどいの森特設会場で初めてドッグランを開催した。	公園 主催	つどいの森	3/25(日)	1	46	無料	
85	春探しツアー	一般 希望者	主催 北海道開発局 SPAC滝野管理センター	体験系 雪解けが始まった滝野の森ゾーン西エリアで、春の気配を探しに行くツアーを開催した。	公園 主催	滝野の森ゾーン 西エリア	3/25(日)	1	26	無料	

利用プログラム	総実施回数	1,621回
	総参加人数	60,146人
	滝野の森ゾーンでの実施回数	176回
	滝野の森ゾーンでの参加人数	3,799人

青塗りの箇所は、滝野の森ゾーンで実施したプログラム。

滝野の森ゾーンでの実施回数および参加人数を過年度における包括的な質のカウンタ対象とする。

当公園の基本テーマ「自然とのふれあい」に即した利用プログラムを対象とし、展示企画は計測対象に含めない。

プログラムによって、述べ参加人数が入園者数の場合は、計測対象外とする。

参加者数が延べ1人以上の場合に、1プログラムを1回とカウントする。

ほぼ同じ内容で1日数回実施したプログラムは、1回のカウントとする。

同じプログラムを数日間に渡って実施した場合は日数分を回数とする。

平成23年度 利用プログラム一覧

委託費で行うが材料代等実費は参加者負担としたもの

No.	プログラム名	対象	主催者等	内容	区分	開催場所	実施日	回数	延べ参加人数	参加費等	備考
1	滝野わんぱくフェスタ うかべよう！しゃぼん玉	申込み参加者	主催 北海道開発局 SPAC滝野管理センター	体験系 南区商店街連絡協議会の協力のもと、しゃぼん玉をうかべるプログラムを開催。	公園 主催	カントリーハウス横、 こどもの谷	4/29(金)～ 4/30(土)	2	302	100円	
2	森の楽校	申込み参加者	主催 北海道開発局、 SPAC滝野管理センター	体験系 森で取れる枝や葉等の素材を使ったクラフトと、森の楽しみ方を学ぶアクティビティ。5月のクラフトは小枝を使ったボードコール。	公園 主催	森の交流館	5/1(日)～ 5/28(土)	8	131	200円	毎週土曜日 実施
3	滝野わんぱくフェスタ うかべよう！しゃぼん玉	申込み参加者	主催 北海道開発局、 SPAC滝野管理センター	体験系 南区商店街連絡協議会の協力のもと、しゃぼん玉をうかべるプログラムを開催。	公園 主催	カントリーハウス横、 こどもの谷	5/1(日)～ 5/8(日)	6	746	100円	
4	滝野わんぱくフェスタ まわそう！かざぐるま	申込み参加者	主催 北海道開発局、 SPAC滝野管理センター	体験系 紙飛行機と風車づくりのイベントを開催。風車は、羽の色や形、中心部のビーズの色を選べるようにし、オリジナルの風車が制作できる。	公園 主催	カントリーハウス横、 こどもの谷	5/1(日)～ 5/8(日)	5	656	100円	
5	滝野わんぱくフェスタ とばそう！紙ひこうき	申込み参加者	主催 北海道開発局、 SPAC滝野管理センター	体験系 紙飛行機と風車づくり。	公園 主催	カントリーハウス横、 こどもの谷	5/3(火)～ 5/5(木)	3	294	200円	
6	花のある北のくらし塾 ポプリびんづくり 匂い袋のネックレス風	申込み参加者	主催 北海道開発局、 SPAC滝野管理センター	講習会系 無料入園日に、ハーブを楽しく学べる教室を開催。5/4はオーブンクックとして「ポプリびんづくり」、5/21は「匂い袋のネックレス風づくり」を実施。	公園 主催	カントリーハウス横、 こどもの谷	5/4(水)～ 5/21(土)	2	27	300円	ポプリ14 匂い袋13
7	花のある北のくらし塾 お花を食べてよう！ ～エディブルフラワー講座～	申込み参加者	主催 北海道開発局、 SPAC滝野管理センター	講習会系 キッチンガーデン監修者のガーデンプランナーを講師に迎え、本年度キッチンガーデンのテーマ「食べられる花」を生かした講座を開催。5月期は食べられる花の寄せ植え講座を実施。	公園 主催	カントリーハウス横、 こどもの谷	5/25(水)	1	28	1200円	
8	花のある北のくらし塾 連続講座編	申込み参加者	主催 北海道開発局、 SPAC滝野管理センター	講習会系 ハーブコーディネーターによるハーブの活用方法についての講座。プログラムにはストーリー性を持たせ展開。5月期は「くらしの花園」にハーブを植える。	公園 主催	カントリーハウス横、 こどもの谷	5/28(土)	1	10	300円	

No.	プログラム名	対象	主催者等	内容	区分	開催場所	実施日	回数	延べ参加人数	参加費等	備考
9	森の菜校	申込み参加者	主催 北海道開発局、SPAC滝野管理センター	体験系 森で取れる枝や葉等の素材を使ったクラフトと、森の楽しみ方を学ぶアクティビティ。6月のクラフトは、葉っぱとスタンプを使ったオリジナルエコバッグ作り。	公園主催	森の交流館	6/1(水)～6/30(木)	4	60	200円	毎週土曜日実施
10	花のある北のくらし塾 連続講座編	申込み参加者	主催 北海道開発局、SPAC滝野管理センター	講習会系 ハーブコーディネーターによるハーブの活用方法についての講座。プログラムにはストーリー性を持たせ展開。5月期のハーブ植栽に続き、6月期は「ハーブ石けんづくり、前期植栽のハーブを利用。	公園主催	カントリーガーデン	6/25(土)	1	5	300円	
11	ラベンダークラフト	申込み参加者	主催 北海道開発局、SPAC滝野管理センター	体験系 ラベンダーフェスタのオープニングとして、ラベンダーのポプリを使った香り袋等を作成するクラフト体験を実施。	公園主催	東口休憩所 ポランティア棟	7/2(土)～7/3(日)	2	114	100円	
12	森の教室	申込み参加者	主催 北海道開発局、SPAC滝野管理センター	体験系 森で取れる枝や葉等の素材を使ったクラフトと、森の楽しみ方を学ぶアクティビティを実施。7月のクラフトは森の教室で、木や枝を使った人形作り。	公園主催	森の教室	7/2(土) 7/9(土) 7/16(土)	3	35	200円	
13	花のある北のくらし塾 初心者編 ラベンダー石けんづくり	申込み参加者	主催 北海道開発局、SPAC滝野管理センター	講習会系 ハーブコーディネーターによるハーブの活用方法についての講座。7月期は「ラベンダー石けんづくり、ラベンターを実際に花畑で摘み取り、石けんをつくる。	公園主催	カントリーガーデン	7/9(土)～7/17(日)	2	43	300円	
14	花のある北のくらし塾 連続講座編 モイストポプリづくり	申込み参加者	主催 北海道開発局、SPAC滝野管理センター	講習会系 ハーブコーディネーターによるハーブの活用方法についての講座。プログラムにストーリー性を持たせ展開。7月期は「モイストポプリづくり。	公園主催	カントリーガーデン	7/23(土)	1	20	300円	
15	滝野の森ミニクラフト	申込み参加者	主催 北海道開発局、SPAC滝野管理センター	体験系 夏休み期間中の平日限定で、大きな工具を使用せず制作できるミニクラフトを実施。森の交流館にて、イタドリミニフルートづくりを実施。	公園主催	森の交流館	7/26(火)～7/31(日)	5	16	100円	
16	花のある北のくらし塾 お花を食べよう！ ～エディブルフラワー講座～	申込み参加者	主催 北海道開発局、SPAC滝野管理センター	講習会系 キッチンガーデンの監修者であるガーデンプランナーを講師に、本年度キッチンガーデンのテーマ「食べられる花」を生かした講座を開催。7月期は、食べられる花が咲いているキッチンガーデンツアー、サラダづくりのレシピ紹介や試食。	公園主催	カントリーガーデン	7/27(水)	1	19	300円	
17	昼間の星空観察会	申込み参加者	主催 北海道開発局、SPAC滝野管理センター	体験系 天文台を活用したプログラムとして、太陽の黒点を観察する観察会を開催。星見早見盤づくり等、夏休みの宿題づくりの場も提供。	公園主催	天文台	7/30(土) 7/31(日) 8/13(土) 8/14(日)	2	538	100円	星空観察会 391 工作プログラム147

No.	プログラム名	対象	主催者等	内容	区分	開催場所	実施日	回数	延べ参加人数	参加費等	備考
18	滝野の森ミニクラフト	申込み参加者	主催 北海道開発局、SPAC滝野管理センター	体験系	公園主催	森の交流館	8/1(月) 8/19(金)	15	72	100円	
19	きのこの里づくり	一般希望者	主催 北海道開発局、SPAC滝野管理センター	講習会系	公園主催	森の交流館	8/13(土)	1	7	500円	7(3組)
20	昼間の星空観察会	申込み参加者	主催 北海道開発局、SPAC滝野管理センター	体験系	公園主催	天文台	8/13(土) 8/14(日)	2	864	100円	工作プログラム 65名 昼間の星空観察会799名
21	花のある北のくらし塾「連続講座編」 ハーブパーベキュー	申込み参加者	主催 北海道開発局、SPAC滝野管理センター	講習会系	公園主催	滝野の森ゾーン 森の炊事広場	8/27(土)	1	20	300円	
22	滝野モクモク自然クラブ	申込み参加者	主催 北海道開発局、SPAC滝野管理センター	体験系	公園主催	滝野の森ゾーン 森の炊事広場	8/27(土)	1	15	実費	
23	森の楽校	申込み参加者	主催 北海道開発局、SPAC滝野管理センター	体験系	公園主催	森の交流館	9/1(木)~ 9/30(金)	4	27	200円	毎週土曜日 実施
24	花のある北のくらし塾 コラボ塾	申込み参加者	主催 北海道開発局、SPAC滝野管理センター	講習会系	公園主催	東口休憩所	9/7(水)	1	19	200円	
25	花のある北のくらし塾「連続講座編」 「初心者編」ハーブ酢シロップづくり	申込み参加者	主催 北海道開発局、SPAC滝野管理センター	講習会系	公園主催	東口休憩所	9/18(日) 9/24(土)	2	26	300円	

No.	プログラム名	対象	主催者等	内容	区分	開催場所	実施日	回数	延べ参加人数	参加費等	備考
26	親子でオータムクラフト	一般 希望者	主催 北海道開発局、 SPAC滝野管理センター	体験系	公園 主催	森の教室	9/23(金)	1	30	実費	
27	森の菜校	申込み 参加者	主催 北海道開発局、 SPAC滝野管理センター	体験系	公園 主催	森の交流館	10/1(土)～ 10/15(土)	3	43	200円	毎週土曜日 実施
28	親子でオータムクラフト	一般 希望者	主催 北海道開発局、 SPAC滝野管理センター	体験系	公園 主催	森の教室	10/9(日)	1	162	100円	丸太切り101名 クラフト61名
29	パーク雪合戦大会	一般 希望者	北海道開発局、SPAC滝 野管理センター 北海道雪合戦連盟	体験系	共催	つどの森	10/10(月)	1	203	実費	18チーμ203名
30	花のある北のくらし塾 「初心者編」フォトフレームづくり	申込み 参加者	主催 北海道開発局、 SPAC滝野管理センター	講習会系	公園 主催	東口休憩所	10/10(月)	1	15	300円	
31	滝野モクモク自然クラブ	一般 希望者	主催 北海道開発局、 SPAC滝野管理センター	体験系	公園 主催	滝野の森ゾーン 東エリア	10/10(月)	1	27	600円	
32	花のある北のくらし塾「連続講座編」 ハンドクラフトづくり	申込み 参加者	主催 北海道開発局、 SPAC滝野管理センター	講習会系	公園 主催	東口休憩所	10/22(土)	1	15	300円	
33	コキアのミニぼうきづくり	一般 希望者	主催 北海道開発局、 SPAC滝野管理センター	体験系	公園 主催	東口休憩所	11/3(木) 11/6(日)	2	94	100円/個	

NO.	プログラム名	対象	主催者等	内容	区分	開催場所	実施日	回数	延べ参加人数	参加費等	備考
34	スキー学習対策特別レッスン	申込み参加者	主催 北海道開発局、SPAC滝野管理センター	講習会系 小学校で冬休み後に行われるスキー学習に備えて、ゲレンデスキー未経験の小学生(来春入学予定も含む)およびその保護者を対象に、スキー用品の選び方やスキー板の付け方、歩き方などを学ぶ特別レッスンを開催。	公園主催	東口休憩所	12/23(金)~12/25(日)	3	462	200円	172組462名
35	たまのdeクリスマス クリスマスのオーナメントづくり	一般希望者	主催 北海道開発局、SPAC滝野管理センター	体験系 冬季オーブニングとして、またクリスマスマスらしさを感じていただくイベントとして、クリスマスマスツリーに飾るオーナメントづくりと氷を使ったおもしろキャンドリづくりを開催。	公園主催	東口休憩所	12/23(金)~12/25(日)	3	344	100円	オーナメント156名 キャンドル188名
36	たまのdeクリスマス 森の楽校「滝野の森でミニリースづくり」	申込み参加者	主催 北海道開発局、SPAC滝野管理センター	体験系 滝野スノーワールドオープンに合わせて、森の交流館でミニリース作りを開催した。滝野の森で採取した素材を中心に木の葉やドライフラワーを材料に、自由な発想でリース作りを楽しんでいただいた。	公園主催	森の交流館	12/23(金)~12/25(日)	3	20	200円	
37	森の楽校「ミニ門松づくり」	申込み参加者	主催 北海道開発局、SPAC滝野管理センター	体験系 お正月飾りとして、イタドリや小枝を使ったオリジナル門松づくりを開催した。木の葉やドライフラワーなどを使って自由に飾り付けを行い、子供だけでなく保護者の方も多数参加していただいた。	公園主催	森の交流館	12/26(月)~12/31(土)	6	59	200円	
38	スキースクール	申込み参加者	主催 北海道開発局、SPAC滝野管理センター	講習会系 ミニジャンプの滑走など初歩的な練習も加えてレッスンを開	公園主催	東口休憩所	12/26(月)~12/31(土)	6	268	200円	
39	スキースクール	申込み参加者	主催 北海道開発局、SPAC滝野管理センター	講習会系 ジャンプへのブーツの付け方から片足スキーでの滑走など基礎的な練習が中心、スキーを初めて履く子供たちでも、最低1回はリフトに乗車するプログラムとした。	公園主催	東口休憩所	1/1(日)~1/31(火)	31	1,642	200円/名	
40	たまのdeお正月 おみくじ	一般希望者	主催 北海道開発局、SPAC滝野管理センター	体験系 新春を祝い、お正月らしさを感じてもらうイベント。冨づくりを開催。	公園主催	森の交流館	1/1(日)~1/3(火)	3	673	200円	
41	森の楽校	一般希望者	主催 北海道開発局、SPAC滝野管理センター	体験系 お正月企画としてたこ作りとたこあげを開催。	公園主催	森の交流館	1/1(日)~1/2(月)	2	48	200円/名	
42	はじめての歩くスキー 滝を見に行こう	申込み参加者	主催 北海道開発局、SPAC滝野管理センター	体験系 歩くスキー人口拡大をねらい、初心者参加しやすいよう、アシリハツの滝を見に行くという目標を設定しイベントを開催。	公園主催	歩くスキーコース(溪流ゾーン)	1/3(火) 1/8(日) 1/22(日) 1/28(土)	4	45	200円/名	
43	森の楽校	一般希望者	主催 北海道開発局、SPAC滝野管理センター	体験系 冬休み期間中の平日に、小さいお子様でも簡単に作れるミニアフトを開催。「森の妖精づくり」をテーマに松ぼっくりや小枝、木の葉などを使って自由な発想で作品を作る。	公園主催	森の交流館	1/3(火)~1/16(月)	2	21	200円/名	毎週土曜日実施
44	たまのdeお正月 滝野の森で日の出を見よう	申込み参加者	主催 北海道開発局、SPAC滝野管理センター	体験系 お正月企画として、森の交流館から日の出を楽しんでいただく企画、日の出を見た後は、早朝ツアーも開催。	公園主催	森の交流館	1/3(火)	1	20	200円/名	

No.	プログラム名	対象	主催者等	内容	区分	開催場所	実施日	回数	延べ参加人数	参加費等	備考
45	クロスカントリスキー ステップアップレッスン	申込み 参加者	主催 北海道開発局、 SPAC滝野管理センター	講習会系 歩くスキーの技術レベルの向上を目的とした、初級・中級者向けの実践的講習会を開催。	公園 主催	東口休憩所	1/7(土) 1/14(土) 1/21(土) 1/28(土)	4	110	200円	
46	はたらくくるま展	申込み 参加者	主催 北海道開発局、 SPAC滝野管理センター	展示系 体験系 滝野スノーワールドの整備に使用している車両を活用した、冬のはたらくくるま展を開催。日常ではなかなか見られる機会が少ない除雪車・圧雪車の展示のほか、オペレーターの話を交えながらの乗車体験も開催。中央口駐車場にてデモンストラクション実施。	公園 主催	中央口駐車場	1/7(土) 1/8(日)	2	471	乗車体験 100円	見学 350 乗車体験 121
47	子育てパパを応援しよう キッズパーク・バスソルトづくり アイスクリームづくり	一般 希望者	主催 北海道開発局、 SPAC滝野管理センター	体験系 家族みんなで滝野の冬を満喫してもらえよう。複合型の子育て支援イベントを開催。東口休憩所で、ハーブ入りバスソルトづくり体験、休憩所内のキッズコーナーで絵本の読み聞かせコーナーも併設。カントリーハウス横広場では、尻滑りや色雪遊びのほか、自宅にある材料で簡単にできるアイスクリームづくりを実施。	公園 主催	東口休憩所、 カントリーハウス横広場	1/7(土) 1/8(日)	2	703	バスソルト 300円/名 アイス 200円/名	バスソルト 33 アイス 180 キッズパーク 490
48	初めての森遊び	申込み 参加者	主催 北海道開発局、 SPAC滝野管理センター	体験系 小学校3年生以下のお子様をお持ちのファミリーを対象に、森と雪の楽しみ方を知っていただく雪遊び企画を開催。	公園 主催	森の交流館	1/7(土) 1/14(土) 1/21(土)	3	51	100円/名	
49	スノーシューガイドツアー(東エリア)	一般 希望者	主催 北海道開発局、 SPAC滝野管理センター	体験系 滝野の森の豊かな自然と雪を、スノーシューを履いて楽しんでいただくツアーを開催。滝野の森クラブボランティアが、冬芽や動物の足跡について案内。	公園 主催	滝野の森ゾーン	1/8(日)~ 1/29(日)	7	112	100円/名	毎週日曜・ 水曜開催
50	第28回滝野公園歩くスキー大会	申込み 参加者	主催 北海道開発局、 SPAC滝野管理センター、 北海道新聞、 北海道歩くスキー協会	コンテスト系 起伏にとんだ自然豊かなコース環境を生かし、健康増進や歩くスキーコースの利用促進をねらい、大人から子供までを対象とした6・10・16kmを完歩する歩くスキー大会を開催。	共催	つどの森、 歩くスキーコース	1/9(月)	1	474	大人 1,500円 中学生以下 500円	大人 1,500円 中学生以下 500円
51	夜間開園	一般 希望者	主催 北海道開発局、 SPAC滝野管理センター	体験系 冬休み最後の週末に、冬休みの思い出作りの一として2日間限定の夜間開園を開催。真冬の星空観察会のほか、星座早見盤作成等のクラフト体験、ナイトコンサートやナイトハイクなども開催。	公園 主催	東口広場	1/14(土) 1/15(日)	2	108,344	星空クラフト 100円	ナイトハイク 34 コンサート 90 星空クラフト 108 星空観察会 220
52	ハンディキャップスキー入門教室	申込み 参加者	主催 北海道開発局、 SPAC滝野管理センター	講習会系 障がい者対象のチャェアスキー教室、知的障がい者対象のスキー入門教室など、障がい者の方でもゲレンデスキーが楽しめる講習会を開催。当教室の卒業生もボランティアスタッフとして参加。	公園 主催	中央口駐車場	1/21(土)	1	18	300円/名	

NO.	プログラム名	対象	主催者等	内容	区分	開催場所	実施日	回数	延べ参加人数	参加費等	備考
53	ニューイヤークスキー大会	申込み参加者	主催 北海道開発局、SPAC滝野管理センター、読売新聞、北海道歩くスキー協会	コンテラト系 つどいの森スタートコースを利用し、8・12・16kmの3コースで開催。	共催	歩くスキーコース	1/29(日)	1	265	大人 2,000円 高校生 1,000円 中学生以下 500円	
54	スキースクール	申込み参加者	主催 北海道開発局、SPAC滝野管理センター	講習会系 休日は抽選となる混雑状況が続いたが、平日でも幼稚園・保育園児を中心に10名前後の参加者がみられた。 曜日を決めて参加し、基礎的な練習から体重移動を体で覚える練習へとステップアップする子供達もいて、親子で目標を決めながら楽しくレッスンを受講していた。	公園主催	東口休憩所	2/1(水)～ 2/29(水)	29	1,137	200円/名	
55	スノーシューガイドツアー	申込み参加者	主催 北海道開発局、SPAC滝野管理センター	体験系 滝野の豊かな自然と雪を、スノーシューを履いて楽しんでいただくツアーを開催した。滝野の森クラブボランティアが、冬芽や動物の足跡について丁寧に案内。	公園主催	滝野の森ゾーン	2/1(水)～ 2/29(水)	9	107	100円/名	期間中水・日曜日実施
56	クロスカントリースキーステップアップレッスン	申込み参加者	主催 北海道開発局、SPAC滝野管理センター	講習会系 歩くスキーの技術レベルの向上を目的とした、初級・中級者向けの実践的講習会を開催した。全体の講習の後は個々に技術指導を行った。	公園主催	東口休憩所	2/4(土)・ 2/18(土)	2	38	200円	
57	はじめての歩くスキー 滝を見に行こう	申込み参加者	主催 北海道開発局、SPAC滝野管理センター	体験系 歩くスキー人口拡大をねらい、初心者が参加しやすいよう、アシリベツの滝を見に行くという目標を設定しイベントを開催した。	公園主催	歩くスキーコース (溪流ゾーン)	2/4(土)	1	6	200円/名	
58	ハンディキャップスキー入門教室	申込み参加者	主催 北海道開発局、SPAC滝野管理センター	体験系 障害者対象のチェアスキー教室、知的障害者対象のスキー入門教室など、障害者の方でもゲレンデスキーが楽しめる講習会を開催した。チェア(バ)イスキー1人、立位スキー19人の参加者らは、講師陣に教わりながら何度もリフトに乗っていた。	公園主催	中央口駐車場	2/4(土)	1	20	300円/名	
59	滝野モクモク自然クラブ イグルーづくり	申込み参加者	主催 北海道開発局、SPAC滝野管理センター	体験系 年4回プログラムで実施している親子で1日森を体験するイベント。第3回目はイグルーづくりを実施した。雪を切り出しブロック状に積み上げた棒のイグルーを作り、午後にはイグルーの中でお汁粉を食べる体験も行った。	公園主催	森の交流館	2/4(土)	1	11	600円	
60	森の楽校「イタドリフルートづくり」	申込み参加者	主催 北海道開発局、SPAC滝野管理センター	体験系 秋に取ったイタドリを使って音階付きのフルートづくりを開催した。	公園主催	森の交流館	2/6(月)～ 2/26(日)	3	18	200円/名	
61	大人の森遊び	申込み参加者	主催 北海道開発局、SPAC滝野管理センター	体験系 大人の方を対象に、平日昼間にクラフト教室を開催した。森で取った素材やアクリルの毛糸を使った手芸などを用意し、森クラブボランティアの手伝いを受けながらクラフトを楽しんでいただいた。	公園主催	森の交流館	2/9(木)	1	2	500円/名	

NO.	プログラム名	対象	主催者等	内容	区分	開催場所	実施日	回数	延べ参加人数	参加費等	備考
62	■峡谷びっくきのたんの森	一般 希望者	主催 北海道開発局 SPAC滝野管理センター	滝野の森の自然豊かなフィールドを使って、子供たちが外遊びに親しみ、自分の責任で自由な発想で遊べる遊び場づくりを実施した。当日は「遊びの達人ボランティア」とともに、尻滑りやイグルーづくり、雪山へのダイブなど保護者も一緒に楽しみつつ、安全管理も行いながら遊んでいた。	公園 主催	滝野の森ゾーン 東エリア	2/11(土)	1	36	200円/名	
63	森ヨガ	申込み 参加者	主催 北海道開発局、 SPAC滝野管理センター	冬季の健康促進の一環として森の交流館でヨガ教室を開催した。	公園 主催	森の交流館	2/16(木)	1	16	500円/名	
54	スキースクール	申込み 参加者	主催 北海道開発局、 SPAC滝野管理センター	3月期に入り、ゲレンデコンディションが十分とはいえない日もあったが、週末を中心に抽選になるほどの人気で、平日でも幼稚園、保育園児を中心に10名前後の参加者がみられた。	公園 主催	東口休憩所	3/1(木)~ 3/11(日)	11	455	200円	
55	スノーシューガイドツアー(西エリア)	一般 希望者	主催 北海道開発局、 SPAC滝野管理センター	滝野の森の豊かな自然と雪を、スノーシューを履いて楽しんでいただくツアーを開催。3月は一転開放してない滝野の森ゾーンの西エリアをカイトツアー限定で開放し、東エリアとはまた違った森の良さを楽しんでいた。	公園 主催	滝野の森ゾーン 西エリア	3/4(日)~ 3/21(水)	6	100	100円/名	期間中日曜・ 水曜開催
56	道新杯小学生雪合戦大会	申込み 参加者	主催 北海道開発局、 SPAC滝野管理センター 北海道新聞社	つどいの森特設会場にて、小学生を対象とした雪合戦大会を、北海道新聞社と共催で開催した。	共催	つどいの森	3/4(日)	1	297	1,000円/ チーム	27チーム 297
57	森ヨガ	申込み 参加者	主催 北海道開発局、 SPAC滝野管理センター	冬季の健康促進の一環として森の交流館でヨガ教室を開催した。	公園 主催	森の交流館	3/15(木)	1	11	500円/名	
58	花のある北のくらし塾 早春のパンジー・ヒオラ展	申込み 参加者	主催 北海道開発局、 SPAC滝野管理センター	春をどこよりも早く感じていただき、花を暮らしに取り入れていただくイベントとして、早春の万寿菊・ヒオラ展を開催した。	公園 主催	カントリーガーデン	3/17(土)~ 3/31(土)	1	242	八万キ200円 絵描き鉢300 円 ゼリーづくり 500円 チキンネット 1500円	八万キ17名 絵描き鉢58名 ゼリーづくり18名 チキンネット10 名 苗プレゼント149 名
59	第37回道民・札幌市民 歩くスキーのつどい	申込み 参加者	主催 北海道開発局、 SPAC滝野管理センター 北海道歩くスキー協会	今シーズン最後の歩くスキー大会を北海道歩くスキー協会との共催で開催した。つどいの森スタートコースを利用して、1.6・12・16kmの4コースで実施した。	共催	歩くスキーコース	3/18(日)	1	176	大人 2,000円 高校生 1,000円 中学生以下 500円	

No.	プログラム名	対象	主催者等	内容	区分	開催場所	実施日	回数	延べ参加人数	参加費等	備考
60	滝野モクモク自然クラブ	一般希望者	主催 北海道開発局、SPAC滝野管理センター	体験系 年4回プログラムで実施している親子で1日森を体験するイベント。第4回目はイタヤカエデの樹液を使ってメイプルシロップ作りを実施した。	公園主催	滝野の森ゾーン	3/20(火)	1	24	600円	
61	出張クラフト	一般希望者	主催 北海道開発局、SPAC滝野管理センター	体験系 春休み期間中の平日限定で、普段滝野の森で活動している滝野の森クラブボランティアによるクラフト教室を開催。	公園主催	東口休憩所	3/26(月)～3/30(金)	5	28	実費	
62	ノルディックウォーキング講習会	申込み参加者	主催 北海道開発局、SPAC滝野管理センター	講習会系 春季開園に向けて、ノルディックウォーキングの普及を目的とした講習会を開催した。	公園主催	東口休憩所	3/28(水)	1	9	100円	

利用プログラム	総実施回数	
	総参加人数	251回
滝野の森ゾーンでの実施回数	121,566人	
滝野の森ゾーンでの参加人数	95回	
	1,914人	

青塗り箇所は、滝野の森ゾーンで実施したプログラム。

滝野の森ゾーンでの実施回数および参加人数を過年度における包括的な質のカウント対象とする。

当公園の基本テーマ「自然とのふれあい」に即した利用プログラムを対象とし、展示企画は計測対象に含めない。

プログラムによって、述べ参加人数が入園者数の場合は、計測対象外とする。

参加者数が延べ1人以上の場合に、1プログラムを1回とする。

ほぼ同じ内容で1回数回実施したプログラムは、1回のカウントとする。

同じプログラムを数日間に渡って実施した場合は日数分を回数とする。

市民参加活動一覧

【H22】 (活動団体数：2団体 延べ活動者数：1,051名 登録人数：83名)

No.	活動名	活動概要	年間延べ活動者数(名)	登録人数(名)	年間活動回数(回)
1	滝野公園 フラワーガイド ボランティア	公園内中心ゾーンにあるカントリーガーデンの草花をガイドすることを目的に、公園が募集。研修会を開催し、平成13年度に活動を開始。ボランティア自ら研修会や反省会などを行い、活動の充実を目指している。	474	28	134
2	滝野の森クラブ	滝野の森の自然を来園者に紹介し、体験していただくことによって、満足度の向上を図るとともに、公園の魅力を来園者に伝える。林地内の安全管理・生態管理、そして環境教育プログラムの企画・実践を通して、環境保全に寄与している。	577	55	114

【H23】 (活動団体数：2団体 延べ活動者数：1,672名 登録人数：81名)

No.	活動名	活動概要	年間延べ活動者数(名)	登録人数(名)	年間活動回数(回)
1	滝野公園 フラワーガイド ボランティア	公園内中心ゾーンにあるカントリーガーデンの草花をガイドすることを目的に、公園が募集。研修会を開催し、平成13年度より活動を開始。ボランティア自ら研修会や反省会などを行い、活動の充実を目指している。23年度は4期生の募集、研修を実施。	452	34	141
2	滝野の森クラブ	滝野の森の自然を来園者に紹介し、体験していただくことによって、満足度の向上を図るとともに、公園の魅力を来園者に伝える。林地内の安全管理・生態管理、そして環境教育プログラムの企画・実践を通して、環境保全に寄与している。	1,220	47	175

広報・報道実績

【 H22 】

報道件数

月	新聞	テレビ	ラジオ	雑誌	計
4月	4		1	26	31
5月	8	11	2	8	29
6月	7	5		13	25
7月	3	3	1	20	27
8月	6	9		15	30
9月	11	6	3	22	42
10月	3	5		23	31
11月	3	1		7	11
12月	12		1	32	45
1月	19	7	1	13	40
2月	15			15	30
3月	3			8	11
計	94	47	9	202	352

報道一覧

件名	新聞	テレビ	ラジオ・雑誌・広報誌等	取材 件数	投込 件数
公園全体・施設の紹介(夏季) 4/20(火)～11/10(水)	北海道新聞、 読売新聞 等 6件	NHK、 HTB 等 7件	FM北海道、じゃらん、 広報さっぽろ 等 47件	58件	1件
イベント紹介(夏季) 4/20(火)～11/10(水)	北海道新聞、 朝日新聞 等 26件	STV、 HTB 等 27件	stvラジオ、はっぴーママ、 広報さっぽろ 等 84件	144件	16件
花の紹介 4/20(火)～11/10(水)	北海道新聞、 朝日新聞 等 5件	HTB 1件	札幌近郊の花、花新聞 3件	9件	4件
公園全体・施設の紹介(冬季) 12/23(祝・木)～3/31(木)	北海道新聞、 朝日新聞 3件	HBC、 NHK 等 6件	FMノースウェイブ、じゃ らん、H a N a プレス 等 23件	31件	1件
イベント紹介(冬季) 12/23(祝・木)～3/31(木)	北海道新聞、 朝日新聞 等 46件	HBC 1件	HNK ラジオ、自然ウォッチ ングガイド、広報さっぽろ 等 42件	93件	2件
その他	北海道新聞、 北海道建設新聞 8件	HTB、 HBC 5件	stv ラジオ、イエローペー ジ、JafMate 等 12件	29件	8件
合 計	94件	47件	211件	364件	32件

【 H23 】

報道件数

月	新聞	テレビ	ラジオ	雑誌	計
4月	5	3		38	46
5月	8	9	3	28	48
6月	8	9	1	32	50
7月	7	8		32	47
8月	25	13		27	65
9月	2	5	3	40	50
10月	6	8		15	29
11月	7	0		6	13
12月	17	3	1	16	37
1月	24	11	3	14	52
2月	11	4		17	33
3月	15	5	2	27	48
計	135	78	13	292	518

報道一覧

件名	新聞	テレビ	ラジオ・雑誌・広報誌等	取材件数	投込件数
公園全体・施設の紹介（夏季） 4/20(火)～11/10(水)	北海道新聞、読売新聞等 9件	NHK、HTB等 33件	ノースウェーブ、じゃらん、広報さっぽろ等 76件	93件	5件
イベント紹介(夏季) 4/20(火)～11/10(水)	北海道新聞、朝日新聞等 29件	STV、HTB等 7件	北海道ウォーカー、はっぴーママ、広報さっぽろ等 133件	177件	13件
花の紹介 4/20(火)～11/10(水)	北海道新聞、朝日新聞等 5件	HTB等 12件	ノースウェーブ、Air-G等 5件	17件	11件
公園全体・施設の紹介（冬季） 12/23(祝・木)～3/31(木)	北海道新聞、毎日新聞 5件	hbc、uhb等 14件	stvラジオ、はっぴーママ等 17件	47件	4件
イベント紹介(冬季) 12/23(祝・木)～3/31(木)	北海道新聞、読売新聞等 50件	HBC等 7件	Air-G、北海道ウォッチングガイド、広報さっぽろ等 55件	98件	8件
その他	北海道新聞等 37件	UHB、NHK等 5件	stvラジオ、花新聞、札幌商工会議所ML等 19件	94件	3件
合計	135件	78件	305件	526件	44件

ホームページアクセス件数

月	平成 22 年度 HP アクセス件数	平成 23 年度 HP アクセス件数
4月	36,804	41,343
5月	86,628	77,955
6月	68,252	83,524
7月	77,543	88,975
8月	72,867	87,999
9月	53,162	56,335
10月	31,781	37,842
11月	14,713	17,927
12月	31,841	36,519
1月	55,832	61,847
2月	35,441	44,260
3月	25,242	38,848
計	590,106	673,374

平成 22 年度 国営滝野すずらん丘陵公園 開園時間伸長状況

エリア	期間	延伸理由	開園時間
溪流ゾーンの一部 及び中央口駐車場	平成 22 年 8 月 6 日～8 月 8 日	イベント「アシリベツの滝ライト アップ&滝野の夜祭り」実施のため	18:00～21:00

平成 23 年度 国営滝野すずらん丘陵公園 開園時間伸長状況

エリア	期間	延伸理由	開園時間
溪流ゾーンの一部及び中央口駐車場	平成 23 年 8 月 5 日～7 日	イベント「アシリベツの滝ライトアップ&滝野の夜祭り」実施のため	18:00～21:00
東口周辺及び子どもの谷周辺	平成 24 年 1 月 14 日～15 日	イベント夜間開園実施のため	16:00～20:00
溪流ゾーンの一部	平成 24 年 1 月 25 日・28 日・ 2 月 1 日・4 日	「アシリベツの滝・氷瀑を見に行こう」実施の為	7:00～9:00
東口周辺及びつどいの森	平成 24 年 2 月 11 日	スノーフェスティバル・花火実施の為	16:00～19:00
東口周辺及び子どもの谷	平成 24 年 2 月 18 日・25 日・ 3 月 3 日・10 日・17 日	そりゲレンデ夜間開放の為	16:00～20:00

混雑時の状況

入園者数・駐車台数・貸自転車比較

H22		H23		入園者数		駐車台数		貸自転車	
				H22	H23	H22	H23	H22	H23
5月4日	火曜日	5月5日	木曜日	12,856	9,006	3,409	2,377	347	218
5月23日	日曜日	6月5日	日曜日	11,794	12,120	3,279	3,329	232	170
5月30日	日曜日	10月9日	日曜日	11,992	10,898	3,288	2,613	248	153
6月6日	日曜日	月 日		12,137		3,280		278	
月 日		月 日							
月 日		月 日							
月 日		月 日							
月 日		月 日							
月 日		月 日							
月 日		月 日							
計									
増減									

※ 駐車場が満車になった日を抽出

平成22年度

5月4日	駐車場	満車時間	溪流口	中央口	東口	鱒見口
			解除時間			
	サイクリング	貸出済時間	00:00	00:00	00:00	10:45
5月23日	駐車場	満車時間	13:00	00:00	11:00	00:00
		解除時間	15:00	00:00	13:30	00:00
	サイクリング	貸出済時間	00:00	00:00	00:00	00:00
5月30日	駐車場	満車時間	12:00	00:00	11:00	00:00
		解除時間	15:30	00:00	13:00	00:00
	サイクリング	貸出済時間	00:00	00:00	00:00	00:00
6月6日	駐車場	満車時間	10:00	00:00	11:00	00:00
		解除時間	15:00	00:00	14:30	00:00
	サイクリング	貸出済時間	00:00	00:00	00:00	00:00
月 日	駐車場	満車時間	00:00	00:00	00:00	00:00
		解除時間	00:00	00:00	00:00	00:00
	サイクリング	貸出済時間	00:00	00:00	00:00	00:00

平成23年度

5月5日			溪流口	中央口	東口	鱒見口
	駐車場	満車時間	12:30	00:00	11:30	00:00
		解除時間	15:00	00:00	14:00	00:00
	サイクリング	貸出済時間	00:00	00:00	00:00	00:00
6月5日			溪流口	中央口	東口	鱒見口
	駐車場	満車時間	12:00	13:00	10:30	00:00
		解除時間	14:30	13:30	14:00	00:00
	サイクリング	貸出済時間	00:00	00:00	00:00	00:00
10月9日			溪流口	中央口	東口	鱒見口
	駐車場	満車時間	13:00	00:00	10:30	00:00
		解除時間	14:30	00:00	14:30	00:00
	サイクリング	貸出済時間	00:00	00:00	00:00	00:00
月 日			溪流口	中央口	東口	鱒見口
	駐車場	満車時間	00:00	00:00	00:00	00:00
		解除時間	00:00	00:00	00:00	00:00
	サイクリング	貸出済時間	00:00	00:00	00:00	00:00
月 日						
	駐車場	満車時間	00:00	00:00	00:00	00:00
		解除時間	00:00	00:00	00:00	00:00
	サイクリング	貸出済時間	00:00	00:00	00:00	00:00

提供施設一覧表

ゾーン名	種類	施設名	構造・延床面積 (㎡)	備考	
溪流ゾーン	休憩所	休憩所 (溪流口駐車場)	木造 (25 ㎡)		
		休憩所 (みずばしょう園)	木造 (13 ㎡)		
		ロッジゆきざさ	W 造一部 RC 造平屋建一部地下 1 F (162.74 ㎡)	飲食・物販施設以外	
		炊事遠足広場四阿 (2 棟)	木造 (10.01 ㎡)		
		炊事遠足広場四阿 (5 棟)	木造 (134.997 ㎡)		
		疎林広場四阿 (2 棟)	木造 (8.42 ㎡)		
		鱒見口休憩所	軽量鉄骨平屋建 (18.75 ㎡)		
	便所	アシリベツの滝多目的便所	RC 造平屋建 (15 ㎡)		
		アシリベツの滝便所	RC 造平屋建 (27.5 ㎡)		
		案内所横便所	RC 造平屋建 (46.75 ㎡)		
		溪流園多目的便所	RC 造平屋建 (15 ㎡)		
		溪流園便所・電気室	RC 造平屋建 (41.25 ㎡)		
		溪流口便所	RC 造平屋建 (60 ㎡)		
		作業センター多目的便所	RC 造平屋建 (15 ㎡)		
		作業センター横便所	RC 造平屋建 (49.5 ㎡)		
		炊事遠足広場便所	RC 造平屋建 (44.35 ㎡)		
		鱒見口便所	RC 造平屋建 (46.75 ㎡)		
		鱒見の滝多目的便所	RC 造平屋建 (15 ㎡)		
		鱒見の滝便所	RC 造平屋建 (27.5 ㎡)		
	管理棟・ 車輛倉庫・ 案内所等	案内所	木造平屋建 (113.4 ㎡)		
		作業センター	RC 造平屋建 (85.05 ㎡)		
		門衛所	RC 造平屋建 (5.88 ㎡)		
	中心ゾーン	休憩所	四阿 (子どもの谷Ⅱ期上・八角)	木造 (4.839 ㎡)	
			四阿 (パークゴルフ場)	木造 (10.35 ㎡)	
			四阿 (東口駐車場)	木造 (10.35 ㎡)	
			四阿 (溶岩すべり台下)	木造 (39 ㎡)	
			四阿 (ロンスタジアム)	木造 (17.1 ㎡)	
			四阿 (ロンスタジアム)	木造 (17.1 ㎡)	
カントリーハウス			木造 2 階建、地下 1 階 (1,562.21 ㎡)	飲食・物販施設以外	
こどもの谷休憩所			RC 造平屋建 (188.91 ㎡)	飲食・物販施設以外	
収穫の谷四阿			木造 (25.92 ㎡)		
中央口休憩所 A (管理所)			RC 造平屋建 (506.43 ㎡)	飲食・物販施設以外	
中央口休憩所 B (休憩所)			RC 造平屋建 (398.844 ㎡)	自動販売機置場・リフト機器保管倉庫 (搬器・券売所含む)	
峠の庭四阿			木造 (11.52 ㎡)		
花人の隠れ家四阿			木造 (16 ㎡)		
花人の隠れ家四阿			木造 (36 ㎡)		
花のテラス四阿			木造 (6.48 ㎡)		
東口情報センター (研修棟)			RC 造平屋建、3 棟庇 鉄骨造 (1,107.61 ㎡)	飲食・物販施設以外	
東口情報センター (ボランティヤ棟)					
東口情報センター (レストハウス棟)					
東口便所・休憩所			RC 造平屋建 (144 ㎡)		
便所		うねりの大地 (大地の広場) 便所	RC 造平屋建 (72.41 ㎡)		
		さまよいの洞窟便所	RC 造平屋建 (101.26 ㎡)		
		中央口便所 (中央口連絡橋)	RC 造平屋建 (117.4 ㎡)		

ゾーン名	種類	施設名	構造・延床面積 (㎡)	備考
	便所	森のすみか便所 (こもれびの森)	RC 造平屋建 (22.5 ㎡)	
中心ゾーン	遊戯施設	あり塚の塔	RC 造平屋建 (345.152 ㎡)	
		ありの巣トンネル	RC 造平屋建 (441.82 ㎡)	
		虹の巣ドーム	RC 造2階建 (705.8 ㎡)	
	展望施設	収穫の谷展望施設 (サイロ)	RC 造2階建、地下1階 (45.62 ㎡)	
		すずらんの丘展望台	SRC 造4階建 (735.91 ㎡)	
	天文台	天文台	RC 造平屋建 (292.699 ㎡)	
	管理棟・ 車輛倉庫・ 案内所等	うねりの大地・さまよいの洞窟機械室	RC 造平屋建 (22.5 ㎡)	
		事務所車庫	RC 造平屋建 (828.17 ㎡)	本業務の対象外
		滝野公園事務所庁舎	RC 造2階建 (2311.15 ㎡)	本業務の対象外 (ビ ジターセンター以外)
		滝野公園事務所庁舎 (ビ ジターセンタ ー)	RC 造2階建 (2311.15 ㎡)	
バックヤード屋外作業棟		RC 造平屋建 (105 ㎡)		
バックヤード北棟		RC 造2階建 (376.92 ㎡)		
バックヤード南棟		RC 造平屋建 (122.03 ㎡)		
	森のすみか電気室 (森の工房)	木造平屋建 (236.16 ㎡)		
宿泊 ゾーン	便所	山の家野外トイレ	木造平屋建 (49 ㎡)	
	青少年山の家	青少年山の家 (多目的ホール)	SRC 造2階建 (1,520.27 ㎡)	本業務の対象外
		青少年山の家 (宿泊棟、研修棟)	RC 造2階建 (3,593.19 ㎡)	本業務の対象外
滝野の森 ゾーン	休憩所	森の教室	RC 造平屋建 (161.25 ㎡)	
		森の交流館	RC 造一部木造地上1階、地下2階 (回廊) S 造4階建 (1,267.94 ㎡)	回廊含む
		森の情報館	RC 造地上1階、地下2階建 (1,102.02 ㎡)	
	便所	便所・電気室 (南駐車場)	RC 造平屋建 (158 ㎡)	
		みずなら広場便所	RC 造平屋建 (89.10 ㎡)	
		はるにれ広場便所	RC 造平屋建 (66.83 ㎡)	
		滝野の森口便所	RC 造平屋建 (66.83 ㎡)	
	展望施設	森見の塔	RC 造 (304.92 ㎡)	
	管理棟・車輛 倉庫・案内所 等	滝野の森口料金所 (2棟)	RC 造平屋建 (6.76 ㎡)	
		滝野の森口門衛所	軽量鉄骨平屋建 (6.21 ㎡)	
その他		旧監督員詰所	RC 造平屋建 (34.25 ㎡)	
		1号井戸ポンプ室	S 造平屋建 (3.24 ㎡)	
		新2号井戸ポンプ室	S 造平屋建 (3.24 ㎡)	
		6号井戸ポンプ室	S 造平屋建 (3.24 ㎡)	
		中の沢ろ過機械室	RC 造平屋建 (60.5 ㎡)	
		配水池	RC 造平屋建 (499.9 ㎡)	
		ポンプ室 (中の沢)	RC 造平屋建 (32.64 ㎡)	
		汚水処理場	RC 造平屋建 (262.4 ㎡)	
	白帆電気室	RC 造平屋建 (33.25 ㎡)		

提供物品一覧

番号	品名	規格	単位	数量	提供期間
1	草刈機	バロネス 自走刈草機 GM650 外	台	3	H25.4.1 ~ H26.3.31
2	昇降台		台	1	H25.4.1 ~ H26.3.31
3	作業車	イスクワ クレーン付き平ボディ2t 積	台	1	H25.4.1 ~ H26.3.31
4	作業車	トヨタ ダイナ (LPG)	台	1	H25.4.1 ~ H26.3.31
5	スノーモービル	ヤマハ	台	5	H25.4.1 ~ H26.3.31
6	連絡車	トヨタ エスティマ	台	1	H25.4.1 ~ H26.3.31
7	連絡車	トヨタ ランドクルーザープラド	台	1	H25.4.1 ~ H26.3.31
8	連絡車	トヨタ エスティマハイブリッド	台	1	H25.4.1 ~ H26.3.31
9	ビデオプロジェクター	エプソン ELP-7200	台	1	H25.4.1 ~ H26.3.31
10	テレビジョン	パナソニック TH48HG1	台	2	H25.4.1 ~ H26.3.31
11	AVテーブル	オーロラ KB-1000	台	1	H25.4.1 ~ H26.3.31
12	椅子収納用台車	天文台	台	3	H25.4.1 ~ H26.3.31
13	アルミブリッジ	HBBN-300-38-15	組	1	H25.4.1 ~ H26.3.31
14	土壌硬度計	山中式、No. 351	個	2	H25.4.1 ~ H26.3.31
15	回転黒板	コクヨ	台	1	H25.4.1 ~ H26.3.31
16	エアーコンプレッサー	日立 ベビーコーン	台	1	H25.4.1 ~ H26.3.31
17	回転灯	パトロール車用	個	5	H25.4.1 ~ H26.3.31
18	会議用テーブル	ウチダ AJ-4384型	台	1	H25.4.1 ~ H26.3.31
19	キーケース	ウチダ UF-240	個	1	H25.4.1 ~ H26.3.31
20	救護用ベッド	KA4271	台	3	H25.4.1 ~ H26.3.31
21	救命用ボート	アルミアキアボート	台	2	H25.4.1 ~ H26.3.31
22	くず入れ	ウチダ SZ-21	個	1	H25.4.1 ~ H26.3.31
23	屑入れ(大型)	ダストパーキング YW-721	台	5	H25.4.1 ~ H26.3.31
24	きのたんぬいぐるみ		個	3	H25.4.1 ~ H26.3.31
25	立体金属工芸品	4体セット	組	1	H25.4.1 ~ H26.3.31
26	車椅子	ウチダ FX-20	台	1	H25.4.1 ~ H26.3.31
27	刈払機	BC2610 DW型ゼノア	台	3	H25.4.1 ~ H26.3.31
28	刈払機	共立 SRE260SL/U	台	3	H25.4.1 ~ H26.3.31
29	刈払機	ハスクパーナ フライモア L470	台	3	H25.4.1 ~ H26.3.31

番号	品名	規格	単位	数量	提供期間
30	草刈機	バロネス 自走ローター型 GH650	台	4	H25.4.1 ~ H26.3.31
31	芝刈機	ホンダ RC216 型自走式	台	2	H25.4.1 ~ H26.3.31
32	芝刈機	ホンダ HRC536	台	1	H25.4.1 ~ H26.3.31
33	コインロッカー	ウチダ 2列4段	台	35	H25.4.1 ~ H26.3.31
34	コインロッカー	ウチダ 3列2段	台	2	H25.4.1 ~ H26.3.31
35	小型除雪機	ヤマハ YT-1190E・YT-660ED	台	2	H25.4.1 ~ H26.3.31
36	ゴミ収集コンテナ	キャンプ場用	台	12	H25.4.1 ~ H26.3.31
37	消防ポンプ	可搬式 シバウラ TF-15	台	1	H25.4.1 ~ H26.3.31
38	サイドテーブル	コクヨ MG220DST	台	1	H25.4.1 ~ H26.3.31
39	新聞掛	ウチダ 453-5001	台	1	H25.4.1 ~ H26.3.31
40	スクーター	ヤマハ ギア	台	1	H25.4.1 ~ H26.3.31
41	スキーラック		台	8	H25.4.1 ~ H26.3.31
42	書棚	コクヨ MG108S1	台	2	H25.4.1 ~ H26.3.31
43	ストレッチャー	コンビネーション、ST6107	台	5	H25.4.1 ~ H26.3.31
44	スノーラフテイング		個	100	H25.4.1 ~ H26.3.31
45	ダストボックス	エンジュエル NS	台	1	H25.4.1 ~ H26.3.31
46	体重計台	コンビ NS-06	台	1	H25.4.1 ~ H26.3.31
47	デジタルメジャー	モデルII	台	2	H25.4.1 ~ H26.3.31
48	テント	屋型式(2間×3間)	張	12	H25.4.1 ~ H26.3.31
49	土壌挿入式PH計	PHS-120	台	2	H25.4.1 ~ H26.3.31
50	投光器	ナショナル 狭角 HDI000W	台	3	H25.4.1 ~ H26.3.31
51	投光器	ナショナル 超狭角 HD1000W	台	3	H25.4.1 ~ H26.3.31
52	電動四輪車	サンワ マイキャブ 400	台	5	H25.4.1 ~ H26.3.31
53	電動四輪車	サンワ スーパーマイキャブ SPX4000	台	5	H25.4.1 ~ H26.3.31
54	パネル	ノックダウン式展示パネル	台	25	H25.4.1 ~ H26.3.31
55	蜂用防護服	ミツウマおたる 8M型	個	1	H25.4.1 ~ H26.3.31
56	パーティション	コルクボード付き	台	2	H25.4.1 ~ H26.3.31
57	パルクリーン	MKS-C015BJW-B	台	5	H25.4.1 ~ H26.3.31
58	発電器	ヤマハ EF2300S	台	2	H25.4.1 ~ H26.3.31
59	発電器	ヤマハ EF6000E	台	2	H25.4.1 ~ H26.3.31
60	パンフレットラック		台	6	H25.4.1 ~ H26.3.31
61	ビデオ	ビクター HR-W5	台	2	H25.4.1 ~ H26.3.31

番号	品名	規格	単位	数量	提供期間
62	ビジネスキッチン		台	1	H25.4.1 ~ H26.3.31
63	標準シート	コンビ NS-04-B	台	1	H25.4.1 ~ H26.3.31
64	ポリグラフ検測棹	15m×15段	本	3	H25.4.1 ~ H26.3.31
65	ホワイトボード		枚	2	H25.4.1 ~ H26.3.31
66	両開書棚（木製）	コクヨ MG220GB	個	1	H25.4.1 ~ H26.3.31
67	ロッカー（木製）	コクヨ MG220LT31	個	1	H25.4.1 ~ H26.3.31
68	ロッカー	プラス LK-331	個	2	H25.4.1 ~ H26.3.31
69	ロビーチェア	ウチダ U420	個	4	H25.4.1 ~ H26.3.31
70	ロビースツール	ウチダ U421	個	3	H25.4.1 ~ H26.3.31
71	ロビーテーブル	ウチダ U-423	個	4	H25.4.1 ~ H26.3.31
72	ワゴン		台	4	H25.4.1 ~ H26.3.31
73	簡易無線機		台	11	H25.4.1 ~ H26.3.31

※契約時点では提供物品であっても、H25.4.1時点で故障等により提供できない物品があることに留意すること。

※作業車2台・連絡車3台の車検及び12ヶ月点検の費用は、発注者負担である。ただし、車両維持費（タイヤ・ワイパー等購入、オイル・エレメント交換）については、契約者負担である。

※スノーモービル5台故障時の修理費については、契約者負担である。また、故障等により使用不可となった場合は、契約者負担にてリースし使用すること。

購入備品一覧

番号	品名	規格	数量	取得年月日	保管・使用場所
1	耐火金庫		1	S58. 8. 29	管理センター
2	ロッカー	ベージュ 3連式	1	S58. 8. 29	管理センター
3	冷蔵庫	日立 R 8 1 7 N	1	S58. 10. 17	溪流口
4	水中ポンプ	LB-150	1	S58. 11. 21	虹の巣ドーム
5	書庫	コンビ式 カラーカードネット	1	S59. 3. 31	案内所
6	ロッカー	ウチダ 2連2号	1	S59. 3. 31	管理センター
7	車椅子	チューブタイヤ 9911U	4	S59. 9. 3	溪流口・鱒見口
8	診察台	木製	1	S59. 9. 3	カントリーハウス
9	書庫	ベージュ H880 D 575 W 880	1	S60. 1. 10	案内所
10	カメラ 附属品	一式, アサヒペンタックス, フィールドスコープ	1	S60. 5. 2	管理センター
11	ホワイトボード	回転式・脚付 900 ×1800	1	S60. 6. 4	管理センター
12	消防用ポンプ		1	S60. 8. 27	作業センター
13	記念スタンプ台	500×430×950 (丸太調)	1	S60. 10. 15	案内所
14	記念スタンプ台	500×430×950 (木目調)	2	S60. 10. 15	ロッジゆきざさ・焼肉ガーデンあしりべつ
15	車庫	楓 -78 B	1	S60. 10. 15	旧監督員詰所
16	ユニットハウス	トイレ付 どんがば村	1	S60. 12. 4	園路沿
17	スツール	カラマツ集成ベンチ 1000×400×400	12	S60. 12. 5	案内所・ロッジゆきざさ
18	スツール	カラマツ集成ベンチ 1500×400×400	4	S60. 12. 5	ロッジゆきざさ
19	テーブル	カラマツ集成 変形 1800×1000× 600	1	S60. 12. 5	ロッジゆきざさ
20	テーブル	カラマツ集成 1000× 700× 700	4	S60. 12. 5	ロッジゆきざさ
21	テーブル	カラマツ集成 変形 2300× 1300× 600	1	S60. 12. 5	ロッジゆきざさ
22	テーブル	カラマツ集成 1500× 700× 700	2	S60. 12. 5	ロッジゆきざさ
23	解氷機	S S S -350 S	1	S61. 2. 5	車庫
24	軽量棚	1800×600×1800	1	S61. 8. 13	北棟
25	書架	雑誌架 プラス 21-326 M L -102C	1	S61. 8. 13	案内所

番号	品名	規格	数量	取得年月日	設置場所
26	書架	2100×350×900	2	S61. 8. 13	管理センター
27	書庫	プラス 08-370MT 2 0 8 S B	1	S61. 8. 13	案内所
28	スツール	カラマツ集成ベンチ 1500×400×400	4	S62. 1. 20	ロジューキざ さ
29	スツール	カラマツ集成ベンチ 1000×400×400	6	S62. 1. 20	ロジューキざ さ
30	テーブル	カラマツ集成 1500× 700× 700	2	S62. 1. 20	ロジューキざ さ
31	テーブル	カラマツ集成 1000× 700× 700	3	S62. 1. 20	ロジューキざ さ
32	放送装置	スピーカー ビクターSD15	1	S62. 5. 20	鱒見口
33	電子レンジ	MR-M33	1	S62. 9. 1	案内所
34	リヤカー	黒塗装	3	S62. 10. 20	溪流口
35	軽量棚	ピンケース付	1	S62. 11. 20	作業センター
36	発電機	EF2000A	1	S62. 11. 20	車庫
37	OAテーブル・附 属品	NT -300	1	S62. 12. 18	管理センター
38	軽量棚	10-138	1	S62. 12. 18	車庫
39	ホールカッター	φ10・	1	S63. 6. 20	北棟
40	マップマスター	ウチダ 304-7010 A1 版 マップベース@ 7000	2	S63. 7. 20	管理センター
41	ロッカー	プラス LK-22 68-72 1	1	S63. 7. 20	案内所
42	給水ポンプ	SSE-50	2	S63. 8. 19	中央口B棟
43	ロッカー	LK-22	1	H1. 4. 7	車庫
44	掃除機	MC-G350WD	1	H1. 8. 23	展望台
45	書庫	SG-353R ガラス戸	2	H4. 3. 16	案内所
46	書庫	SG-353R スチール戸	2	H4. 3. 16	管理センター・車庫
47	椅子	CR-GP 22K	3	H4. 3. 26	管理センター
48	机	GX-S 両袖 167	3	H4. 3. 26	管理センター
49	机	GX-S 片袖 127	3	H4. 3. 26	管理センター
50	給水ポンプ	SSE -50	1	H4. 9. 11	中央口B棟

番号	品名	規格	数量	取得年月日	設置場所
51	机	G X - S 片袖 127	1	H5. 3. 16	管理センター
52	机	G X - S 片袖 1 2 7	1	H5. 3. 16	東口
53	原動機付自転車	ヤマハ 3YJ-2938226 札幌市 1 け 8933	1	H5. 9. 27	車庫
54	業務用無線機・附属品	一式 簡易無線機 A C 電源	1	H6. 3. 29	溪流口
55	キーケース	U T -240 型	1	H6. 7. 11	管理センター
56	机	EX100BD 両袖	2	H6. 11. 5	管理センター
57	キーケース	U T -240 型	1	H7. 3. 15	管理センター
58	脇机	ウチダ G X S 2 段	7	H7. 3. 15	管理センター
59	脇机	ウチダ G X - S 2 段	1	H7. 3. 15	管理センター
60	原動機付自転車	ホンダ 4JP-5792929 札幌市 1 こ 2354	1	H7. 5. 14	車庫
61	ストーブ	コロナ F H - 3 2 8 0 Y	1	H7. 10. 23	資材置場
62	O A テーブル・附属品	D 386 C F -M 383	2	H8. 3. 20	管理センター
63	椅子	C E -64D Z -F B 41	1	H8. 3. 20	管理センター
64	椅子	S -116 S G	1	H8. 3. 20	管理センター
65	移動式脚立	S P -13	2	H8. 3. 20	管理センター
66	机	G X - S 片袖 127-3	1	H8. 3. 20	管理センター
67	補助テーブル	D 3 8 9 Z P -M 3 8 3	2	H8. 3. 20	管理センター
68	脇机	G X - S 0 4 7 - 2	1	H8. 3. 20	管理センター
69	テント	2 間 × 3 間	2	H8. 3. 24	車庫
70	業務用無線機	G X 5400 U C A T 車載用	4	H8. 3. 29	提供車両 (エスティマ)
71	業務用無線機	H X 540 携帯用	4	H8. 3. 29	園内各所
72	業務用無線機	G X 5 4 0 0 U	1	H8. 3. 29	園内各所
73	仮設トイレ	循環式	1	H8. 4. 1	滝口
74	原動機付自転車	ヤマハギア 4 KN-093457 札幌市 1 こ 6481	1	H8. 5. 1	車庫
75	業務用無線機・附属品	H X 540	4	H8. 5. 22	園内各所

番号	品名	規格	数量	取得年月日	設置場所
76	スノースクート	メタルジャケット	2	H9. 1. 15	中央口B棟
77	椅子	J I -560 S Gインフォメーション チェア	1	H9. 3. 20	中央口
78	書庫	S G - 3 5 6	4	H9. 3. 20	管理センター
79	放送装置	ナショナルラムサ システムラック・ ミキサー・ワイヤレス受信機	1	H9. 3. 20	東口休憩所
80	軽量棚	L - 7 5 2 0 - 5 1500×2100	8	H9. 3. 20	管理センター
81	軽量棚	L - 7 4 2 0 - 5 1200×2100	3	H9. 3. 20	管理センター
82	軽量棚	L - 7 5 1 5 - 5 1500×2100×460	1	H9. 3. 20	管理センター
83	軽量棚	L - 7 6 2 0 - 5 1800×2100	2	H9. 3. 20	管理センター
84	アースボード	ホーネット 75cm	2	H10. 2. 28	管理センター
85	スノースクート	エキップモデル	1	H10. 2. 28	中央口B棟
86	コインロッカー	木目 2列 4段	3	H10. 3. 11	案内所・ロッジ ゆきざさ・東口 休憩所
87	ワイヤレスP Aパ ック	P A E - 3 5 0	1	H10. 3. 11	管理センター
88	書庫	両開きウチダ 1 - 3 0 0 - 2 0 0 1	1	H10. 3. 25	天文台
89	アウトドア用車椅子	コロンバス	2	H10. 5. 20	中央口B棟
90	ブルージャンボヒ ーター	R 3 8 0 J 1	2	H10. 12. 25	東口休憩所
91	ロッカー	コクヨ P L K - 2 4 5 - F 1 1	1	H11. 3. 10	管理センター
92	ロッカー	コクヨ P L K - 3 3 5 - F 1 1	1	H11. 3. 10	管理センター
93	椅子	ウチダ 1-378-2217	1	H11. 4. 2	管理センター
94	会議用テーブル	ライオン D A - 1 8 1 2	1	H11. 4. 2	管理センター
95	机	ウチダ 1-378-2217 両袖	1	H11. 4. 2	管理センター
96	業務用無線機・附 属品	H X 545 u	2	H11. 4. 14	園内各所
97	水中ポンプ	32P707 5. 2S	1	H11. 5. 23	虹の巣ドーム
98	デジマチックデブ スステージ	CVDS-PS	2	H11. 10. 9	管理センター
99	防水安全マット	コンケスト 1800×1000	15	H11. 10. 28	中央口B棟
100	椅子	ウチダ S 116 S G	3	H11. 12. 7	管理センター

番号	品名	規格	数量	取得年月日	設置場所
101	業務用無線機・附属品	固定局 日本マランツ GX5400U	4	H11.12.7	園内各所
102	タイムレコーダー	MAX ER -270S	1	H11.12.7	管理センター
103	机	ウチダ 片袖 1-378-2022	3	H11.12.7	カントリーハウス・中央口・森口
104	ロッカー	コクヨ PLK-335-F11	5	H11.12.7	車庫
105	温度計		1	H11.12.25	リフト山麓
106	掃除機	ウェット&ドライキューム	2	H12.1.26	中央口・カントリーハウス
107	椅子	1-216-4701	3	H12.4.27	管理センター
108	机	1-378-2217 両袖	3	H12.4.27	管理センター
109	業務用無線機・附属品	GX 5400U	1	H12.6.7	園内各所
110	業務用無線機・附属品	HX 545u	1	H12.6.7	園内各所
111	業務用無線機・附属品	BS-18 無線機電源	1	H12.6.7	園内各所
112	耐火金庫	IS250	1	H12.6.20	管理センター
113	椅子	ナース用 HPYCRFG7F4R-W	1	H12.7.11	中央口・虹の巣ドーム
114	軽量棚	L-8420-6	1	H12.7.11	カントリーハウス
115	診察台	HP-D4YB	1	H12.7.11	虹の巣ドーム
116	器械戸棚	HP-SG13F1	1	H12.7.11	虹の巣ドーム
117	両開き保管庫・ラテラルキャビネット	両開き保管庫BWN-S4F1N	1	H12.7.11	虹の巣ドーム
118	回診車	HP-AG6	2	H12.7.11	中央口・虹の巣ドーム
119	エアーコンプレッサー	KT-36R	1	H12.7.14	東口
120	ビジネスキッチン	BK-W120F1	1	H12.7.15	虹の巣ドーム
121	壁掛黒板	BB-H636W1	3	H12.7.15	管理センター・カントリーハウス
122	冷蔵庫	NRB13TSAHL	1	H12.7.16	虹の巣ドーム
123	冷蔵庫	National NR-B13TA	1	H12.7.16	中央口
124	業務用無線機・附属品	BS-18 無線機電源	1	H12.7.26	園内各所

番号	品名	規格	数量	取得年月日	設置場所
125	ハンマードリル	EZ6802N22K	1	H12. 8. 12	管理センター
126	マルチインパクト ドライバー	EZ6505N22KW	1	H12. 8. 12	管理センター
127	業務用無線機・附 属品	HX 5 4 5 u	6	H12. 10. 31	園内各所
128	シュレッダー	231MA	1	H12. 11. 10	管理センター
129	冷蔵庫	SHARP SJ14DH	1	H12. 12. 18	カントリーハ ウス
130	FFストーブ	FF 406TR	2	H12. 12. 21	そりゲレンデ
131	除雪機	ヤマハ YF 970ES	2	H12. 12. 22	車庫
132	エアーコンプレッ サー	KT -58R	1	H13. 5. 7	虹の巣ドーム
133	ロッカー	LK-422 LGY	1	H13. 5. 11	虹の巣ドーム
134	ビジネスキッチン	NA-F900	1	H13. 5. 15	管理センター
135	業務用無線機・附 属品	HX555uCAT	3	H13. 6. 4	園内各所
136	冷蔵庫	冷蔵庫 三菱 MR39XH	1	H13. 7. 18	案内所
137	冷凍庫	サンデン SHF240X	1	H13. 7. 18	案内所
138	放送装置	キャリングアンプ ユニペックス CGA-124DA	1	H13. 7. 23	そりゲレンデ
139	放送装置	ワイヤレスチューナーユニット SU-3200	1	H13. 7. 23	そりゲレンデ
140	放送装置	ワイヤレスマイク WM-300 0A	1	H13. 7. 23	そりゲレンデ
141	放送装置	クリアホンスピーカー ナシヨナ ルWT-730A	1	H13. 7. 23	そりゲレンデ
142	プリンター	PM-2200C	1	H13. 7. 31	管理センター
143	放送装置	キャリングアンプ ユニペックス CGA-124DA	1	H13. 12. 28	こどもの谷Ⅱ 期
144	放送装置	ワイヤレスチューナーユニット SU-3200	1	H13. 12. 28	こどもの谷Ⅱ 期
145	放送装置	ワイヤレスマイク WM-3000A	1	H13. 12. 28	こどもの谷Ⅱ 期
146	放送装置	クリアホンスピーカー ナシヨナルWT-730A	1	H13. 12. 28	こどもの谷Ⅱ 期
147	残留塩素測定器	OR -50 型	2	H14. 2. 28	車庫
148	水中ポンプ	USK-40P	2	H14. 3. 11	中央口・虹の巣 ドーム
149	会議用テーブル		25	H14. 3. 15	東口休憩所
150	絶縁抵抗計	3314	1	H14. 3. 25	車庫

番号	品名	規格	数量	取得年月日	設置場所
151	パソコン・附属品	本体 Netvista M41	1	H14.3.25	管理センター
152	パソコン・附属品	メモリ S133-512MX	2	H14.3.25	管理センター
153	パソコン・附属品	ディスプレイ LCD-A15H-A	1	H14.3.25	管理センター
154	業務用無線機・附属品	GX5400U	1	H14.3.25	管理センター
155	ガレージジャッキ	SJ-30HK KT-36R	1	H14.3.29	車庫
156	投光器	EM4004W	1	H14.3.31	車庫
157	エアーコンプレッサー	KT-58R	1	H14.5.3	ロープトウ山頂
158	椅子	CR-M 20KG 2-W グリーン肘付	4	H14.5.27	管理センター
159	冷凍庫	サンデン SHF240X 232L	1	H14.7.23	案内所
160	ワゴン	日医-10406	1	H14.7.26	こどもの谷Ⅱ期
161	残留塩素測定器	OR-50型 オルガノ製	1	H14.8.22	こどもの谷
162	業務用無線機・附属品	HX555UCAT	2	H15.1.25	園内各所
163	投光器	ホンダ製 EM4004W メタル ハライド4灯式発電機 EU28is セル付	1	H15.2.28	車庫
164	タイムレコーダー	AMANO TimePACK	1	H15.3.12	管理センター
165	土壌貫入計	長谷川式	1	H15.4.17	北棟
166	簡易現場透水試験器	長谷川式	1	H15.4.17	北棟
167	ロッカー	下駄箱3連3段 W900 D380 H179	1	H15.4.27	東口
168	放送装置	キャリングアンプ・ワイヤレスチューナー ユニット 3・ワイヤレスピンマイク 3・スピーカー 2・ケース 2	1	H15.5.28	キャンプ場
169	クーラー	東芝エアコン RAS-225JD	2	H15.6.30	溪流口
170	業務用無線機附属品	無線機電源BS-18	1	H15.6.30	園内各所
171	軽量棚	プラス L-7620-5 1800×2100×600	4	H15.7.5	管理センター
172	洗濯機	日立 NWIB705W	1	H15.7.11	案内所
173	冷凍庫	サンデン SHF240X	1	H15.7.11	案内所
174	太鼓	平太鼓 12寸	1	H15.7.28	管理センター

番号	品名	規格	数量	取得年月日	設置場所
175	ストーブ	コロナ FF-740S 取付工事費一式	1	H15.11.28	案内所
176	業務用無線機	HX565uCAT	2	H15.12.19	園内各所
177	ストーブ	サンヨー CFF-V160A 取付工事費一式	1	H16.1.19	ロッジゆきざさ
178	ミシン	トヨタ EZA713	1	H16.1.30	管理センター
179	ストーブ	コロナ FF1100SBT 取付工事費一式	1	H16.3.10	案内所
180	業務用無線機	HX565uCAT	2	H16.3.31	園内各所
181	冷蔵庫	日立 R-8ST(H)	1	H16.6.30	こどもの谷Ⅱ期
182	業務用無線機	HX565uCAT	1	H16.8.10	園内各所
183	書籍	A-Z園芸植物百科事典	1	H16.9.1	管理センター
184	脚立	アルミ 全長 1.72m 踏さん幅 65mm	1	H16.11.17	車庫
185	金庫	エーコーヤマダ 小型耐火金庫 SD-XN	1	H16.11.30	管理センター
186	除雪機	ホンダ HS 760 (SZBE-2222286・SZBE-2222585)	2	H17.1.10	溪流口
187	除雪機	ヤマハ YS 1390A	1	H17.1.10	車庫
188	業務用無線機	HX565uCAT	2	H17.1.15	園内各所
189	机	ウチダ GX-S 片袖 1-378-2012	1	H17.4.26	管理センター
190	椅子	CR-M P22K M-W	1	H17.4.26	管理センター
191	脇机	ウチダ GX-S 1-378-2004	1	H17.4.26	管理センター
192	書籍	農薬便覧 第10版	1	H17.7.31	管理センター
193	テーブル	ガーデニングテーブル Φ1200×H720	2	H17.8.10	中央口
194	椅子	屋外用木製椅子	30	H17.8.10	中央口
195	スノーボード	Sスタンダード	2	H18.1.15	車庫
196	業務用無線機	VX581VCAT	2	H18.3.30	園内各所
197	電子レジスター	テック 電子レジスター MA-660-20	1	H21.5.20	森口
198	業務用無線機	簡易無線機 GX 5560UCAT (電源付)	2	H21.6.4	園内各所
199	業務用無線機	携帯型簡易無線機 VX 581UCAT	6	H21.6.4	園内各所

備品以外の残存物品一覧

名 称	単位	数 量 (園内箇所)	備 考
セーフティーコーン	本	300	
コーンバー	本	80	セーフティーコーン用
屋外用簡易ステージ	台	4	
イベント用会議テーブル	台	40	
折りたたみ式パイプ椅子	脚	80	
スノーポール	本	2,000	雪面用(オレンジ単色及び赤/白縞)
オレンジネット	m	2,000	ゲレンデ等の安全ネット
プランター	個	100	一輪車式・木製・プラスチック製
残り火入れ	台	14	炊事広場用
移動式鉄柵	台	40	
移動式 A 型案内看板	台	20	両面白面(イベント等案内用)

貸与車両の使用状況（日報）・維持管理状況

【 H22 】

平成 22 年 4 月
（自 1 日）
（至 30 日）

提供施設等使用実績報告書【提供車両】

借受人 管理センター長
作成者

車 両 名	登録番号	主な作業 内 容	作業量		稼働状況		維持 修理費 (円)	主な修理箇所 及び取替え部品名	適 要 総走行キロ数
			走行キロ数	稼働回数	稼働日数	運転時間			
エステイマ EV	14-91 札幌 300 ま 685	業務連絡等	1,163km		24	36.2H			68,055km
エステイマ	12-92 札幌 300 と 4323	業務連絡等	1,487km		24	46.3H			106,971km
ランドクルーザープラド	12-91 札幌 300 と 4324	園内巡回等	1,807km		24	56.3H			175,381km
ダイナ	11-91 札幌 400 す 4136	園内作業等	735km		20	22.5H			97,170km
エルブ	02-92 札幌 11 ぬ 4745	園内作業等	197km		14	6.1H			53,174km
原動機付自転車ギア	08-502 札幌市 1 こ 6225	園内巡回等	191km		15	5.5H			16,397km
原動機付自転車アプリオ	札幌市 1 こ 2354	園内巡回等	138km		15	4.2H			13,719km
原動機付自転車ジョグ	札幌市 1 け 8933	園内巡回等	143km		15	4.3H			13,685km
原動機付自転車ギア	札幌市 1 こ 6481	園内巡回等	440km		20	13.4H			18,918km
スノーモービル VK-540EIII	14-5095		0km		0	0.0H			8,460km
スノーモービル VK-540EIII	14-5094		0km		0	0.0H			7,239km
スノーモービル VK-540EIII	11-5007		0km		0	0.0H			16,689km
スノーモービル ET-410TR	08-952		0km		0	0.0H			36,758km
スノーモービル ET-410PT	07-952		0km		0	0.0H			16,398km
スノーモービル VK-540ED	02-954		0km		0	0.0H			7,709km

提供施設等使用実績報告書【提供車両】

平成 22 年 5 月 (自 1 日)
(至 31 日)

借受人 管理センター長
作成者

車 両 名	登録番号	主な作業 内 容	作業量 走行キロ数	稼働状況		維持 修理費 (円)	主な修理箇所 及び取替え部品名	適 要 総走行キロ数
				稼働回数	運転日数 運転時間			
エステイマ EV	14-91 札幌 300 ま 685	業務連絡等	1,314km		31	41.0H		69,369km
エステイマ	12-92 札幌 300 と 4323	業務連絡等	1,193km		31	37.2H		108,164km
ランドクルーザー プラド	12-91 札幌 300 と 4324	園内巡回等	1,899km		31	59.2H		177,280km
ダイナ	11-91 札幌 400 す 4136	園内作業等	462km		15	14.2H		97,632km
エルフ	02-92 札幌 11 ぬ 4745	園内作業等	26km		1	0.4H		53,200km
原動機付自転車ギア	08-502 札幌市 1 こ 6225	園内巡回等	39km		4	1.1H	リアブレーキシュー、 Vベルト、 ガスケット交換ほか	16,436km
原動機付自転車 アプロオ	札幌市 1 こ 2354	園内巡回等	229km		31	7.1H	ガスケット、 クラックケースカバー、 Vベルト交換ほか	13,948km
原動機付自転車ジョグ	札幌市 1 け 8933	園内巡回等	268km		31	8.2H	Vベルト、 クラッチギアアセンブリ、 ガスケット交換ほか	13,953km
原動機付自転車ギア	札幌市 1 こ 6481	園内巡回等	681km		31	21.2H	リアブレーキシュー、 Vベルト、 ガスケット交換ほか	19,599km
スノーモービル VK-540EIII	14-5095		0km		0	0.0H		8,460km
スノーモービル VK-540EIII	14-5094		0km		0	0.0H		7,239km
スノーモービル VK-540EIII	11-5007		0km		0	0.0H		16,689km

提供施設等使用実績報告書【提供車両】

平成 22 年 5 月 (自 1 日)
(至 31 日)

借受人 管理センター長
作成者

車 両 名	登 録 番 号	主 な 作 業 内 容	作 業 量 走 行 キ ロ 数	稼 働 状 況			維持 修 理 費 (円)	主 な 修 理 箇 所 及 び 取 替 え 部 品 名	適 要 総 走 行 キ ロ 数
				稼 働 回 数	運 転 日 数	運 転 時 間			
スノーモービル ET-410TR	08-952		0km		0	0.0H			36,758km
スノーモービル ET-410PT	07-952		0km		0	0.0H			16,398km
スノーモービル VK-540ED	02-954		0km		0	0.0H			7,709km

提供施設等使用実績報告書【提供車両】

平成 22 年 6 月 (自 1 日)
(至 30 日)

借受人 管理センター長
作成者

車 両 名	登録番号	主な作業 内 容	作業量 走行キロ数	稼働状況		維持 修理費 (円)	主な修理箇所 及び取替え部品名	適 要 総走行キロ数
				稼働回数	運転日数			
エステイマ EV	14-91 札幌 300 ま 685	業務連絡等	1,340km		30	41.5H		70,709km
エステイマ	12-92 札幌 300 と 4323	業務連絡等	961km		30	30.0H		109,125km
ランドクルーザープラド	12-91 札幌 300 と 4324	園内巡回等	2,015km		30	62.5H	タイヤ4本交換	179,295km
ダイナ	11-91 札幌 400 す 4136	園内作業等	544km		16	17.0H		98,176km
エルブ	02-92 札幌 11 む 4745		0km		0	0.0H		53,200km
原動機付自転車ギア	08-502 札幌市 1 こ 6225	園内巡回等	177km		15	5.3H		16,613km
原動機付自転車アプリオ	札幌市 1 こ 2354	園内巡回等	244km		30	7.3H		14,192km
原動機付自転車ジョグ	札幌市 1 け 8933	園内巡回等	237km		30	7.2H		14,190km
原動機付自転車ギア	札幌市 1 こ 6481	園内巡回等	956km		30	29.5H		20,555km
スノーモービル VK-540EIII	14-5095		0km		0	0.0H		8,460km
スノーモービル VK-540EIII	14-5094		0km		0	0.0H		7,239km
スノーモービル VK-540EIII	11-5007		0km		0	0.0H		16,689km
スノーモービル ET-410TR	08-952		0km		0	0.0H		36,758km
スノーモービル ET-410PT	07-952		0km		0	0.0H		16,398km
スノーモービル VK-540ED	02-954		0km		0	0.0H		7,709km

提供施設等使用実績報告書【提供車両】

平成 22 年 7 月
 (自 1 日)
 (至 31 日)

借受人 管理センター長
 作成者

車 両 名	登録番号	主な作業 内 容	作業量		稼働状況		維持 修理費 (円)	主な修理箇所 及び取替え部品名	適 要 総走行キロ数
			走行キロ数	稼働回数	稼働日数	運転時間			
エステイマ EV	14-91 札幌 300 ま 685	業務連絡等	1,434km		31	44.4H			72,143km
エステイマ	12-92 札幌 300 と 4323	業務連絡等	1,295km		31	40.3H			110,420km
ランドクルーザープラド	12-91 札幌 300 と 4324	園内巡回等	1,675km		31	52.2H			180,970km
ダイナ	11-91 札幌 400 す 4136	園内作業等	297km		12	9.2H			98,473km
エルフ	02-92 札幌 11 む 4745		0km		0	0.0H			53,341km
原動機付自転車ギア	08-502 札幌市 1 こ 6225	園内巡回等	89km		10	2.4H			16,702km
原動機付自転車アプリオ	札幌市 1 こ 2354	園内巡回等	294km		31	9.1H			14,486km
原動機付自転車ジョグ	札幌市 1 け 8933	園内巡回等	266km		231	8.2H			14,456km
原動機付自転車ギア	札幌市 1 こ 6481	園内巡回等	821km		31	25.4H			21,376km
スノーモービル VK-540EIII	14-5095		0km		0	0.0H			8,460km
スノーモービル VK-540EIII	14-5094		0km		0	0.0H			7,239km
スノーモービル VK-540EIII	11-5007		0km		0	0.0H			16,689km
スノーモービル ET-410TR	08-952		0km		0	0.0H			36,758km
スノーモービル ET-410PT	07-952		0km		0	0.0H			16,398km
スノーモービル VK-540ED	02-954		0km		0	0.0H			7,709km

提供施設等使用実績報告書【提供車両】

平成 22 年 8 月
 (自 1 日)
 (至 31 日)

借受人 管理センター長
 作成者

車 両 名	登録番号	主な作業 内 容	作業量		稼働状況		維持 修理費 (円)	主な修理箇所 及び取替え部品名	適 要 総走行キロ数
			走行キロ数	稼働回数	稼働日数	運転時間			
エステイマ EV	14-91 札幌 300 ま 685	業務連絡等	1,434km		31	44.4H			73,871km
エステイマ	12-92 札幌 300 と 4323	業務連絡等	1,295km		31	40.3H			111,914km
ランドクルーザープラド	12-91 札幌 300 と 4324	園内巡回等	1,675km		31	52.2H			183,159km
ダイナ	11-91 札幌 400 す 4136	園内作業等	297km		12	9.2H			99,099km
エルフ	02-92 札幌 11 む 4745		0km		0	0.0H			53,465km
原動機付自転車ギア	08-502 札幌市 1 こ 6225	園内巡回等	89km		10	2.4H			16,818km
原動機付自転車アプリア	札幌市 1 こ 2354	園内巡回等	821km		31	9.1H			14,823km
原動機付自転車ジョグ	札幌市 1 け 8933	園内巡回等	266km		31	8.2H			14,810km
原動機付自転車ギア	札幌市 1 こ 6481	園内巡回等	821km		31	25.4H			22,384km
スノーモービル VK-540EIII	14-5095		0km		0	0.0H			8,460km
スノーモービル VK-540EIII	14-5094		0km		0	0.0H			7,239km
スノーモービル VK-540EIII	11-5007		0km		0	0.0H			16,689km
スノーモービル ET-410TR	08-952		0km		0	0.0H			36,758km
スノーモービル ET-410PT	07-952		0km		0	0.0H			16,398km
スノーモービル VK-540ED	02-954		0km		0	0.0H			7,709km

提供施設等使用実績報告書【提供車両】

平成 22 年 9 月 (自 1 日)
(至 30 日)

借受人 管理センター長
作成者

車両名	登録番号	主な作業内容	作業量		稼働状況		維持修理費(円)	主な修理箇所及び取替え部品名	適要 総走行キロ数
			走行キロ数	稼働回数	稼働回数	稼働時間			
エステイマ EV	14-91 札幌 300 ま 685	業務連絡等	1,262km		30	39.2H	¥30,800	タイヤ 4 本交換	75,133km
エステイマ	12-92 札幌 300 と 4323	業務連絡等	1,499km		30	46.5H			113,413km
ランドクルーザーブロード	12-91 札幌 300 と 4324	園内巡回等	2,028km		30	63.2H			185,187km
ダイナ	11-91 札幌 400 す 4136	園内作業等	424km		10	13.1H			99,523km
エルフ	02-92 札幌 11 む 4745	園内作業等	124km		6	3.5H			53,621km
原動機付自転車ギア	08-502 札幌市 1 こ 6225	園内巡回等	18km		3	0.3H	¥16,650	オイルタンク・ オイルゲージ交換	16,836km
原動機付自転車アプリオ	札幌市 1 こ 2354	園内巡回等	278km		28	8.4H			15,101km
原動機付自転車ジョグ	札幌市 1 け 8933	園内巡回等	270km		28	8.2H			15,080km
原動機付自転車ギア	札幌市 1 こ 6481	園内巡回等	927km		28	28.5H	¥10,970	ヘッドライトレンズ交換	23,311km
スノーモービル VK-540EIII	14-5095		0km		0	0.0H			8,460km
スノーモービル VK-540EIII	14-5094		0km		0	0.0H			7,239km
スノーモービル VK-540EIII	11-5007		0km		0	0.0H			16,689km
スノーモービル ET-410TR	08-952		0km		0	0.0H			36,758km
スノーモービル ET-410PT	07-952		0km		0	0.0H			16,398km
スノーモービル VK-540ED	02-954		0km		0	0.0H			7,709km

平成 22 年 10 月

(自 1 日)
(至 31 日)

提供施設等使用実績報告書【提供車両】

借受人 管理センター長
作成者

車 両 名	登録番号	主な作業 内 容	作業量		稼働状況		維持 修理費 (円)	主な修理箇所 及び取替え部品名	適 要 総走行キロ数
			走行キロ数	稼働回数	稼働日数	運転時間			
エステイマ EV	14-91 札幌 300 ま 685	業務連絡等	1,278km		31	39.5H			76,411km
エステイマ	12-92 札幌 300 と 4323	業務連絡等	1,477km		31	46.8H			114,890km
ランドクルーザープラド	12-91 札幌 300 と 4324	園内巡回等	1,582km		31	49.2H			186,769km
ダイナ	11-91 札幌 400 す 4136	園内作業等	587km		14	18.2H			100,110km
エルフ	02-92 札幌 11 む 4745	園内作業等	156km		8	4.5H			53,982km
原動機付自転車ギア	08-502 札幌市 1 こ 6225	園内巡回等	116km		15	3.3H			16,952km
原動機付自転車アプリオ	札幌市 1 こ 2354	園内巡回等	156km		16	4.5H			15,257km
原動機付自転車ジョグ	札幌市 1 け 8933	園内巡回等	169km		16	5.2H			15,249km
原動機付自転車ギア	札幌市 1 こ 6481	園内巡回等	492km		16	15.2H			23,803km
スノーモービル VK-540EIII	14-5095		0km		0	0.0H			8,460km
スノーモービル VK-540EIII	14-5094		0km		0	0.0H			7,239km
スノーモービル VK-540EIII	11-5007		0km		0	0.0H			16,689km
スノーモービル ET-410TR	08-952		0km		0	0.0H			36,758km
スノーモービル ET-410PT	07-952		0km		0	0.0H			16,398km
スノーモービル VK-540ED	02-954		0km		0	0.0H			7,709km

提供施設等使用実績報告書【提供車両】

平成 22 年 11 月
 (自 1 日)
 (至 30 日)

借受人 管理センター長
 作成者

車 両 名	登録番号	主な作業 内 容	作業量 走行キロ数	稼働状況		維持 修理費 (円)	主な修理箇所 及び取替え部品名	適 要 総走行キロ数
				稼働回数	稼働日数			
エステイマ EV	14-91 札幌 300 ま 685	業務連絡等	865km		300	27.1H		77,276km
エステイマ	12-92 札幌 300 と 4323	業務連絡等	570km		30	17.4H	パンク修理	115,460km
ランドクルーザープラド	12-91 札幌 300 と 4324	園内巡回等	1,063km		30	33.1H		187,832km
ダイナ	11-91 札幌 400 す 4136	園内作業等	559km		15	17.3H		100,669km
エルフ	02-92 札幌 11 む 4745	園内作業等	361km		20	11.2H		54,048km
原動機付自転車ギア	08-502 札幌市 1 こ 6225		0km		0	0.0H		16,952km
原動機付自転車アプリオ	札幌市 1 こ 2354		0km		0	0.0H		15,257km
原動機付自転車ジョグ	札幌市 1 け 8933		0km		0	0.0H		15,249km
原動機付自転車ギア	札幌市 1 こ 6481		0km		0	0.0H		23,803km
スノーモービル VK-540EIII	14-5095		0km		0	0.0H		8,460km
スノーモービル VK-540EIII	14-5094		0km		0	0.0H		7,239km
スノーモービル VK-540EIII	11-5007		0km		0	0.0H		16,689km
スノーモービル ET-410TR	08-952		0km		0	0.0H		36,758km
スノーモービル ET-410PT	07-952		0km		0	0.0H		16,398km
スノーモービル VK-540ED	02-954		0km		0	0.0H		7,709km

提供施設等使用実績報告書【提供車両】

平成 22 年 12 月
 (自 1 日)
 (至 31 日)

借受人 管理センター長
 作成者

車 両 名	登録番号	主な作業 内 容	作業量 走行キロ数	稼働状況		維持 修理費 (円)	主な修理箇所 及び取替え部品名	適 要 総走行キロ数
				稼働回数	運転日数			
エステイマ EV	14-91 札幌 300 ま 685	業務連絡等	580km		25	18.1H		77,856km
エステイマ	12-92 札幌 300 と 4323	業務連絡等	703km		25	21.5H		116,163km
ランドクルーザープラド	12-91 札幌 300 と 4324	園内巡回等	748km		25	23.2H		188,580km
ダイナ	11-91 札幌 400 す 4136	園内作業等	199km		5	6.1H		100,868km
エルフ	02-92 札幌 11 む 4745	園内作業等	66km		2	2.0H		54,225km
原動機付自転車ギア	08-502 札幌市 1 こ 6225		0km		0	0.0H		16,952km
原動機付自転車アプリオ	札幌市 1 こ 2354		0km		0	0.0H		15,257km
原動機付自転車ジョグ	札幌市 1 け 8933		0km		0	0.0H		15,249km
原動機付自転車ギア	札幌市 1 こ 6481		0km		0	0.0H		23,803km
スノーモービル VK-540EIII	14-5095	園内巡回等	644km		12	20.1H		9,104km
スノーモービル VK-540EIII	14-5094	園内巡回等	141km		11	6.7H		7,380km
スノーモービル VK-540EIII	11-5007	園内巡回等	591km		14	28.1H		17,280km
スノーモービル ET-410TR	08-952	園内巡回等	196km		11	9.3H		36,954km
スノーモービル ET-410PT	07-952	園内巡回等	242km		12	11.5H		16,640km
スノーモービル VK-540ED	02-954	園内巡回等	113km		12	5.4H		7,822km

提供施設等使用実績報告書【提供車両】

平成 23 年 1 月
 (自 1 日)
 (至 31 日)

借受人 管理センター長
 作成者

車 両 名	登録番号	主な作業 内 容	作業量		稼働状況		維持 修理費 (円)	主な修理箇所 及び取替え部品名	適 要 総走行キロ数
			走行キロ数	稼働回数	稼働日数	運転時間			
エステイマ EV	14-91 札幌 300 ま 685	業務連絡等	548km		31	17.1H			78,404km
エステイマ	12-92 札幌 300 と 4323	業務連絡等	533km		31	16.4H			116,696km
ランドクルーザープラド	12-91 札幌 300 と 4324	園内巡回等	1,390km		31	43.2H			189,970km
ダイナ	11-91 札幌 400 す 4136	園内作業等	73km		4	2.2H			100,941km
エルフ	02-92 札幌 11 む 4745	園内作業等	177km		10	5.3H			54,225km
原動機付自転車ギア	08-502 札幌市 1 こ 6225		0km		0	0.0H			16,952km
原動機付自転車アプリオ	札幌市 1 こ 2354		0km		0	0.0H			15,257km
原動機付自転車ジョグ	札幌市 1 け 8933		0km		0	0.0H			15,249km
原動機付自転車ギア	札幌市 1 こ 6481		0km		0	0.0H			23,803km
スノーモービル VK-540EIII	14-5095	園内巡回等	368km		31	17.5H			9,472km
スノーモービル VK-540EIII	14-5094	園内巡回等	377km		31	18.0H			7,757km
スノーモービル VK-540EIII	11-5007	園内巡回等	755km		31	36.0H			18,035km
スノーモービル ET-410TR	08-952	園内巡回等	715km		31	34.0H			37,669km
スノーモービル ET-410PT	07-952	園内巡回等	170km		31	8.1H			16,810km
スノーモービル VK-540ED	02-954	園内巡回等	2km		2	0.1H			7,824km

提供施設等使用実績報告書【提供車両】

平成 23 年 2 月
 (自 1 日)
 (至 28 日)

借受人 管理センター長
 作成者

車 両 名	登録番号	主な作業 内 容	作業量		稼働状況		維持 修理費 (円)	主な修理箇所 及び取替え部品名	適 要 総走行キロ数
			走行キロ数	稼働回数	稼働日数	運転時間			
エステイマ EV	14-91 札幌 300 ま 685	業務連絡等	355km		28	11.1H			78,759km
エステイマ	12-92 札幌 300 と 4323	業務連絡等	645km		28	20.8H			117,341km
ランドクルーザープラド	12-91 札幌 300 と 4324	園内巡回等	1,195km		28	37.2H	¥4,150	アンテナ交換	191,165km
ダイナ	11-91 札幌 400 す 4136	園内作業等	111km		10	3.3H			101,052km
エルフ	02-92 札幌 11 む 4745	園内作業等	119km		7	3.4H			54,344km
原動機付自転車ギア	08-502 札幌市 1 こ 6225		0km		0	0.0H			16,952km
原動機付自転車アプリオ	札幌市 1 こ 2354		0km		0	0.0H			15,257km
原動機付自転車ジョグ	札幌市 1 け 8933		0km		0	0.0H			15,249km
原動機付自転車ギア	札幌市 1 こ 6481		0km		0	0.0H			23,803km
スノーモービル VK-540EIII	14-5095	園内巡回等	417km		28	19.9H			9,889km
スノーモービル VK-540EIII	14-5094	園内巡回等	368km		28	17.5H			8,125km
スノーモービル VK-540EIII	11-5007	園内巡回等	864km		28	41.1H			18,999km
スノーモービル ET-410TR	08-952	園内巡回等	644km		28	30.7H			38,313km
スノーモービル ET-410PT	07-952	園内巡回等	165km		28	3.5H			16,975km
スノーモービル VK-540ED	02-954		0km		0	0.0H			7,824km

提供施設等使用実績報告書【提供車両】

借受人 管理センター長

平成 23 年 3 月 (自 1 日)
(至 31 日)

車両名	登録番号	主な作業内容	作業量		稼働状況			維持修理費 (円)	主な修理箇所 及び取替え部品名	適要	
			走行キロ数	稼働回数	運転日数	運転時間	総走行キロ数				
エステイマ EV	14-91 札幌 300 ま 685	業務連絡等	720km		31	22.3H			79,479km		
エステイマ	12-92 札幌 300 と 4323	業務連絡等	477km		31	14.5H			117,818km		
ランドクルーザープラド	12-91 札幌 300 と 4324	園内巡回等	1,280km		31	40.0H			192,445km		
ダイナ	11-91 札幌 400 す 4136	園内作業等	217km		12	6.4H			101,269km		
エルフ	02-92 札幌 11 ぬ 4745	園内作業等	143km		6	4.3H	¥8,500	クレーン操作部クランク溶接	54,487km		
原動機付自転車ギア	08-502 札幌市 1 こ 6225		0km		0	0.0H			16,952km		
原動機付自転車アプリオ	札幌市 1 こ 2354		0km		0	0.0H			15,257km		
原動機付自転車ジョグ	札幌市 1 け 8933		0km		0	0.0H			15,249km		
原動機付自転車ギア	札幌市 1 こ 6481		0km		0	0.0H			23,803km		
スノーモービル VK-540EIII	14-5095	園内巡回等	199km		31	9.5H	¥60,730	グリップヒーター、プラグ、 Vベルト交換ほか	10,088km		
スノーモービル VK-540EIII	14-5094	園内巡回等	638km		31	30.4H	¥207,960	クランクシャフト、ピストン、 Vベルト交換ほか	8,763km		

平成 23 年 4 月

(自 1 日)
(至 30 日)

提供施設等使用実績報告書【提供車両】

借受人 管理センター長
作成者

車 両 名	登録番号	主な作業 内 容	作業量		稼働状況		維持 修理費 (円)	主な修理箇所 及び取替え部品名	適 要 総走行キロ数
			走行キロ数	稼働回数	稼働日数	運転時間			
エステイマ EV	14-91 札幌 300 ま 685	業務連絡等	617km		23	19.15H			80,096km
エステイマ	12-92 札幌 300 と 4323	業務連絡等	847km		23	26.25H			118,665km
ランドクルーザープラド	12-91 札幌 300 と 4324	園内巡回等	1,295km		23	40.25H			193,740km
ダイナ	11-91 札幌 400 す 4136	園内作業等	639km		10	19.51H			101,908km
エルフ	02-92 札幌 11 む 4745	園内作業等	250km		10	7.43H			54,737km
原動機付自転車ギア	08-502 札幌市 1 こ 6225	園内巡回等	195km		11	6.05H			44,962km
原動機付自転車アプリオ	札幌市 1 こ 2354	園内巡回等	75km		11	2.18H			15,332km
原動機付自転車ジョグ	札幌市 1 け 8933	園内巡回等	125km		11	3.48H			15,374km
原動機付自転車ギア	札幌市 1 こ 6481	園内巡回等	185km		11	5.41H			23,988km
スノーモービル VK-540EIII	14-5095		0km		0	0.00H			10,088km
スノーモービル VK-540EIII	14-5094		0km		0	0.00H			8,763km
スノーモービル VK-540EIII	11-5007		0km		0	0.00H			19,528km
スノーモービル ET-410TR	08-952		0km		0	0.00H			38,545km
スノーモービル ET-410PT	07-952		0km		0	0.00H			17,125km
スノーモービル VK-540ED	02-954		0km		0	0.00H			7,824km

提供施設等使用実績報告書【提供車両】

平成 23 年 5 月
 (自 1 日)
 (至 31 日)

借受人 管理センター長
 作成者

車 両 名	登録番号	主な作業 内 容	作業量		稼働状況		維持 修理費 (円)	主な修理箇所 及び取替え部品名	適 要 総走行キロ数
			走行キロ数	稼働回数	稼働日数	運転時間			
エステイマ EV	14-91 札幌 300 ま 685	業務連絡等	1,070km		31	33.23H			81,166km
エステイマ	12-92 札幌 300 と 4323	業務連絡等	747km		31	23.18H			119,412km
ランドクルーザープラド	12-91 札幌 300 と 4324	園内巡回等	1,875km		31	58.31H			195,615km
ダイナ	11-91 札幌 400 す 4136	園内作業等	528km		10	16.26H			102,436km
エルフ	02-92 札幌 11 む 4745	園内作業等	15km		1	0.25H			54,752km
原動機付自転車ギア	08-502 札幌市 1 こ 6225	園内巡回等	196km		31	6.06H			17,343km
原動機付自転車アプリオ	札幌市 1 こ 2354	園内巡回等	72km		31	2.13H			15,404km
原動機付自転車ジョグ	札幌市 1 け 8933	園内巡回等	18km		31	0.30H			15,392km
原動機付自転車ギア	札幌市 1 こ 6481	園内巡回等	279km		31	8.38H			24,267km
スノーモービル VK-540EIII	14-5095		0km		0	0.00H			10,088km
スノーモービル VK-540EIII	14-5094		0km		0	0.00H			8,763km
スノーモービル VK-540EIII	11-5007		0km		0	0.00H			19,528km
スノーモービル ET-410TR	08-952		0km		0	0.00H			38,545km
スノーモービル ET-410PT	07-952		0km		0	0.00H			17,125km
スノーモービル VK-540ED	02-954		0km		0	0.00H			7,824km

平成 23 年 6 月

(自 1 日)
(至 30 日)

提供施設等使用実績報告書【提供車両】

借受人 管理センター長
作成者

車 両 名	登録番号	主な作業 内 容	作業量		稼働状況			維持 修理費 (円)	主な修理箇所 及び取替え部品名	適 要 総走行キロ数
			走行キロ数	稼働回数	稼働日数	運転時間				
エステイマ EV	14-91 札幌 300 ま 685	業務連絡等	863km		30	26.51H			82,029km	
エステイマ	12-92 札幌 300 と 4323	業務連絡等	510km		30	15.50H		パンク修繕、 ワイパー交換	119,922km	
ランドクルーザープラド	12-91 札幌 300 と 4324	園内巡回等	1,620km		30	50.33H		ワイパー交換	197,235km	
ダイナ	11-91 札幌 400 す 4136	園内作業等	442km		8	13.43H		ワイパー交換	102,878km	
エルフ	02-92 札幌 11 ぬ 4745	園内作業等	42km		2	1.16H		ワイパー交換	54,794km	
原動機付自転車ギア	08-502 札幌市 1 こ 6225	園内巡回等	356km		20	11.06H			17,699km	
原動機付自転車アプリオ	札幌市 1 こ 2354	園内巡回等	352km		20	11.00H			15,756km	
原動機付自転車ジョグ	札幌市 1 け 8933	園内巡回等	184km		15	5.40H			15,576km	
原動機付自転車ギア	札幌市 1 こ 6481	園内巡回等	611km		30	19.05H			24,878km	
スノーモービル VK-540EIII	14-5095		0km		0	0.00H			10,088km	
スノーモービル VK-540EIII	14-5094		0km		0	0.00H			8,763km	
スノーモービル VK-540EIII	11-5007		0km		0	0.00H			19,528km	
スノーモービル ET-410TR	08-952		0km		0	0.00H			38,545km	
スノーモービル ET-410PT	07-952		0km		0	0.00H			17,125km	
スノーモービル VK-540ED	02-954		0km		0	0.00H			7,824km	

提供施設等使用実績報告書【提供車両】

平成 23 年 7 月
 (自 1 日)
 (至 31 日)

借受人 管理センター長
 作成者

車 両 名	登録番号	主な作業 内 容	作業量		稼働状況		維持 修理費 (円)	主な修理箇所 及び取替え部品名	適 要 総走行キロ数
			走行キロ数	稼働回数	稼働日数	運転時間			
エステイマ EV	14-91 札幌 300 ま 685	業務連絡等	891km		28	27.45H			82,920km
エステイマ	12-92 札幌 300 と 4323	業務連絡等	959km		28	29.51H			120,881km
ランドクルーザープラド	12-91 札幌 300 と 4324	園内巡回等	1,895km		31	59.11H	10,080円	シートロック ハンドル交換	199,130km
ダイナ	11-91 札幌 400 す 4136	園内作業等	483km		12	15.05H			103,361km
エルフ	02-92 札幌 11 ぬ 4745	園内作業等	52km		1	1.33H			54,846km
原動機付自転車ギア	08-502 札幌市 1 こ 6225	園内巡回等	354km		21	11.03H			18,053km
原動機付自転車アプリオ	札幌市 1 こ 2354	園内巡回等	266km		30	8.16H			16,022km
原動機付自転車ジョグ	札幌市 1 け 8933	園内巡回等	263km		26	8.11H			15,839km
原動機付自転車ギア	札幌市 1 こ 6481	園内巡回等	908km		26	28.20H			25,786km
スノーモービル VK-540EIII	14-5095		0km		0	0.00H			10,088km
スノーモービル VK-540EIII	14-5094		0km		0	0.00H			8,763km
スノーモービル VK-540EIII	11-5007		0km		0	0.00H			19,528km
スノーモービル ET-410TR	08-952		0km		0	0.00H			38,545km
スノーモービル ET-410PT	07-952		0km		0	0.00H			17,125km
スノーモービル VK-540ED	02-954		0km		0	0.00H			7,824km

提供施設等使用実績報告書【提供車両】

平成 23 年 8 月 (自 1 日)
(至 31 日)

借受人 管理センター長
作成者

車両名	登録番号	主な作業内容	作業量		稼働状況		維持修理費(円)	主な修理箇所及び取替え部品名	適要 総走行キロ数
			走行キロ数	稼働回数	稼働日数	運転時間			
エステイマ EV	14-91 札幌 300 ま 685	業務連絡等	970km		26	82.7H			83,890km
エステイマ	12-92 札幌 300 と 4323	業務連絡等	1,156km		28	106.9H			122,037km
ランドクルーザープラド	12-91 札幌 300 と 4324	園内巡回等	2,000km		31	319.5H			201,130km
ダイナ	11-91 札幌 400 す 4136	園内作業等	569km		19	143.4H			103,930km
エルフ	02-92 札幌 11 む 4745	園内作業等	154km		7	17.3H			55,000km
原動機付自転車 ギア	08-502 札幌市 1 こ 6225	園内巡回等	316km		17	139.9H			18,369km
原動機付自転車 アプリオ	札幌市 1 こ 2354	園内巡回等	280km		30	293.3H			16,302km
原動機付自転車 ジョグ	札幌市 1 け 8933	園内巡回等	272km		14	102.0H			16,111km
原動機付自転車 ギア	札幌市 1 こ 6481	園内巡回等	1,172km		26	256.4H			25,786km
スノーモービル VK-540EIII	14-5095		0km		0	0.0H			10,088km
スノーモービル VK-540EIII	14-5094		0km		0	0.0H			8,763km
スノーモービル VK-540EIII	11-5007		0km		0	0.0H			19,528km
スノーモービル ET-410TR	08-952		0km		0	0.0H			38,545km
スノーモービル ET-410PT	07-952		0km		0	0.0H			17,125km
スノーモービル VK-540ED	02-954		0km		0	0.0H			7,824km

提供施設等使用実績報告書【提供車両】

平成 23 年 9 月 (自 1 日)
(至 30 日)

借受人 管理センター長
作成者

車 両 名	登録番号	主な作業 内 容	作業量		稼働状況		維持 修理費 (円)	主な修理箇所 及び取替え部品名	適 要 総走行キロ数
			走行キロ数	稼働回数	稼働日数	運転時間			
エステイマEV	14-91 札幌 300 ま 685	業務連絡等	798km		28	63.9H	4,500 円	ワイパー 2 本交換	84,688km
エステイマ	12-92 札幌 300 と 4323	業務連絡等	809km		24	72.8H			122,846km
ランドクルーザープラド	12-91 札幌 300 と 4324	園内巡回等	1,770km		30	192.9H			202,900km
ダイナ	11-91 札幌 400 す 4136	園内作業等	393km		13	92.7H	76,000 円	タイヤ 4 本交換	104,323km
エルフ	02-92 札幌 11 ぬ 4745	園内作業等	57km		3	9.6H	12,000 円	タイヤ組替	55,057km
原動機付自転車 ギア	08-502 札幌市 1 こ 6225	園内巡回等	356km		23	130.3H	31,840 円	ブレーキペダル スタンド等交換	8,725km
原動機付自転車 アプリオ	札幌市 1 こ 2354	園内巡回等	224km		27	240.2H			16,527km
原動機付自転車 ジョグ	札幌市 1 け 8933	園内巡回等	88km		5	6.3H			6,199km
原動機付自転車 ギア	札幌市 1 こ 6481	園内巡回等	767km		21	127.4H			7,725km
スノーモービル VK-540EIII	14-5095		0km		0	0.0H			10,088km
スノーモービル VK-540EIII	14-5094		0km		0	0.0H			8,763km
スノーモービル VK-540EIII	11-5007		0km		0	0.0H			19,528km
スノーモービル ET-410TR	08-952		0km		0	0.0H			38,545km
スノーモービル ET-410PT	07-952		0km		0	0.0H			17,125km
スノーモービル VK-540ED	02-954		0km		0	0.0H			7,824km

提供施設等使用実績報告書【提供車両】

平成 23 年 10 月 (自 1 日)
(至 31 日)

借受人 管理センター長
作成者

車 両 名	登録番号	主な作業 内 容	作業量		稼働状況		維持 修理費 (円)	主な修理箇所 及び取替え部品名	適 要 総走行キロ数
			走行キロ数	稼働回数	稼働回数	稼働時間			
エステイマ EV	14-91 札幌 300 ま 685	業務連絡等	1,172km		29	97.7H	19,000円	タイヤ2本交換	85,860km
エステイマ	12-92 札幌 300 と 4323	業務連絡等	820km		25	76.7H			123,666km
ランドクルーザープラド	12-91 札幌 300 と 4324	園内巡回等	1,471km		28	163.3H			204,371km
ダイナ	11-91 札幌 400 す 4136	園内作業等	646km		18	93.7H			104,969km
エルフ	02-92 札幌 11 む 4745	園内作業等	50km		4	7.4H			55,107km
原動機付自転車ギア	08-502 札幌市 1 こ 6225	園内巡回等	401km		28	138.4H			9,126km
原動機付自転車アプリオ	札幌市 1 こ 2354	園内巡回等	236km		31	276.2H			16,763km
原動機付自転車ジョグ	札幌市 1 け 8933	園内巡回等	150km		5	11.8H			6,349km
原動機付自転車ギア	札幌市 1 こ 6481	園内巡回等	566km		17	106.2H			8,291km
スノーモービル VK-540EIII	14-5095		0km		0	0.0H			10,088km
スノーモービル VK-540EIII	14-5094		0km		0	0.0H			8,763km
スノーモービル VK-540EIII	11-5007		0km		0	0.0H			19,528km
スノーモービル ET-410TR	08-952		0km		0	0.0H			38,545km
スノーモービル ET-410PT	07-952		0km		0	0.0H			17,125km
スノーモービル VK-540ED	02-954		0km		0	0.0H			7,824km

提供施設等使用実績報告書【提供車両】

平成 23 年 11 月 (自 1 日)
(至 30 日)

借受人 管理センター長
作成者

車 両 名	登録番号	主な作業 内 容	作業量		稼働状況			維持 修理費 (円)	主な修理箇所 及び取替え部品名	適 要 総走行キロ数
			走行キロ数	稼働回数	稼働回数	稼働日数	稼働時間			
エステイマ EV	14-91 札幌 300 ま 685	業務連絡等	609km		17	43.2H			86,469km	
エステイマ	12-92 札幌 300 と 4323	業務連絡等	585km		16	39.4H		タイヤ 2 本交換	124,251km	
ランドクルーザープラド	12-91 札幌 300 と 4324	園内巡回等	1,255km		24	145.6H			205,626km	
ダイナ	11-91 札幌 400 す 4136	園内作業等	679km		21	135.6H			105,648km	
エルフ	02-92 札幌 11 む 4745	園内作業等	163km		11	66.8H			55,270km	
原動機付自転車ギア	08-502 札幌市 1 こ 6225	園内巡回等	45km		4	13.3H			9,171km	
原動機付自転車アプリオ	札幌市 1 こ 2354	園内巡回等	71km		9	73.4H			16,834km	
原動機付自転車ジョグ	札幌市 1 け 8933	園内巡回等	13km		1	1.2H			6,362km	
原動機付自転車ギア	札幌市 1 こ 6481	園内巡回等	84km		6	19.0H			8,375km	
スノーモービル VK-540EIII	14-5095		0km		0	0.0H			10,088km	
スノーモービル VK-540EIII	14-5094		0km		0	0.0H			8,763km	
スノーモービル VK-540EIII	11-5007		0km		0	0.0H			19,528km	
スノーモービル ET-410TR	08-952		0km		0	0.0H			38,545km	
スノーモービル ET-410PT	07-952		0km		0	0.0H			17,125km	
スノーモービル VK-540ED	02-954		0km		0	0.0H			7,824km	

提供施設等使用実績報告書【提供車両】

平成 23 年 12 月 (自 1 日)
(至 31 日)

借受人 管理センター長
作成者

車 両 名	登録番号	主な作業 内 容	作業量		稼働状況		維持 修理費 (円)	主な修理箇所 及び取替え部品名	適 要 総走行キロ数
			走行キロ数	稼働回数	稼働回数	稼働時間			
エステイマ EV	14-91 札幌 300 ま 685	業務連絡等	448km		18	28.6H			86,917km
エステイマ	12-92 札幌 300 と 4323	業務連絡等	776km		18	46.8H			125,027km
ランドクルーザープラド	12-91 札幌 300 と 4324	園内巡回等	1,031km		26	151.2H			206,657km
ダイナ	11-91 札幌 400 す 4136	園内作業等	137km		8	50.6H			105,785km
エルフ	02-92 札幌 11 む 4745	園内作業等	150km		9	36.8H	12,000円	タイヤ交換作業	55,420km
原動機付自転車ギア	08-502 札幌市 1 こ 6225		0km		0	0.0H			9,171km
原動機付自転車アプリア	札幌市 1 こ 2354		0km		0	0.0H			16,834km
原動機付自転車ジョグ	札幌市 1 け 8933		0km		0	0.0H			6,362km
原動機付自転車ギア	札幌市 1 こ 6481		0km		0	0.0H			8,375km
スノーモービル VK-540EIII	14-5095	園内巡回等	166km		10	15.1H			10,254km
スノーモービル VK-540EIII	14-5094	園内巡回等	342km		11	31.1H			9,105km
スノーモービル VK-540EIII	11-5007	園内巡回等	461km		11	41.9H			19,989km
スノーモービル ET-410TR	08-952	園内巡回等	148km		10	13.5H			38,693km
スノーモービル ET-410PT	07-952	園内巡回等	150km		10	13.6H			17,275km
スノーモービル VK-540ED	02-954	園内巡回等	84km		10	7.6H			7,908km

提供施設等使用実績報告書【提供車両】

平成 24 年 1 月
(自 1 日)
(至 31 日)

借受人 管理センター長
作成者

車 両 名	登録番号	主な作業 内 容	作業量 走行キロ 数	稼働状況			維持 修理費 (円)	主な修理箇所 及び取替え部品名	適 要 総走行キロ数
				稼働回数	運転日数	運転時間			
エステイマEV	14-91 札幌 300 ま 685	業務連絡等	544km		25	44.5H		87,461km	
エステイマ	12-92 札幌 300 と 4323	業務連絡等	524km		19	49.0H		125,551km	
ランドクルーザープラド	12-91 札幌 300 と 4324	園内巡回等	1,577km		31	239.3H	トランスミッタ 修繕	208,234km	
ダイナ	11-91 札幌 400 す 4136	園内作業等	78km		3	12.3H		105,863km	
エルブ	02-92 札幌 11 め 4745	園内作業等	58km		6	4.2H		55,478km	
原動機付自転車 ギア	08-502 札幌市 1 こ 6225		0km		0	0.0H		9,171km	
原動機付自転車 アブリオ	札幌市1こ2354		0km		0	0.0H		16,834km	
原動機付自転車 ジョグ	札幌市1け8933		0km		0	0.0H		6,362km	
原動機付自転車 ギア	札幌市1こ6481		0km		0	0.0H		8,375km	
スノーモービル VK-540EIII	14-5095	園内巡回等	397km		28	36.1H		10,651km	
スノーモービル VK-540EIII	14-5094	園内巡回等	628km		31	57.1H		9,733km	
スノーモービル VK-540EIII	11-5007	園内巡回等	599km		31	54.5H		20,588km	
スノーモービル ET-410TR	08-952	園内巡回等	460km		31	41.8H		39,153km	
スノーモービル ET-410PT	07-952	園内巡回等	156km		31	14.2H		17,431km	
スノーモービル VK-540ED	02-954	園内巡回等	0km		0	0.0H		7,908km	

提供施設等使用実績報告書【提供車両】

平成 24 年 2 月 (自 1 日)
(至 29 日)

借受人 管理センター長
作成者

車両名	登録番号	主な作業内容	作業量 走行キロ数	稼働状況			維持 修理費 (円)	主な修理箇所 及び取替え部品名	適要 総走行キロ数
				稼働回数	運転日数	運転時間			
エステイマEV	14-91 札幌 300 ま 685	業務連絡等	516km		24	47.2H			87,977km
エステイマ	12-92 札幌 300 と 4323	業務連絡等	826km		26	110.3H			126,377km
ランドクルーザープラド	12-91 札幌 300 と 4324	園内巡回等	1,503km		29	219.0H	2,000 円	パンク修繕	209,737km
ダイナ	11-91 札幌 400 す 4136	園内作業等	80km		8	18.5H			105,943km
エルフ	02-92 札幌 11 む 4745	園内作業等	66km		7	5.7H			55,544km
原動機付自転車 ギア	08-502 札幌市 1 こ 6225		0km		0	0.0H			9,171km
原動機付自転車 アブリオ	札幌市1こ2354		0km		0	0.0H			16,834km
原動機付自転車 ジョグ	札幌市1け8933		0km		0	0.0H			6,362km
原動機付自転車 ギア	札幌市1こ6481		0km		0	0.0H			8,375km
スノーモービル VK-540EIII	14-5095	園内巡回等	596km		29	54.2H			11,247km
スノーモービル VK-540EIII	14-5094	園内巡回等	647km		29	58.8H			10,380km
スノーモービル VK-540EIII	11-5007	園内巡回等	615km		29	55.9H			21,203km
スノーモービル ET-410TR	08-952	園内巡回等	372km		29	33.8H			39,525km
スノーモービル ET-410PT	07-952	園内巡回等	134km		29	12.2H			17,565km
スノーモービル VK-540ED	02-954	園内巡回等	0km		0	0.0H			7,908km

提供施設等使用実績報告書【提供車両】

平成 24 年 3 月 (自 1 日)
(至 31 日)

借受人 管理センター長
作成者

車両名	登録番号	主な作業内容	作業量 走行キロ数	稼働状況			維持 修理費 (円)	主な修理箇所 及び取替え部品名	適要 総走行キロ数
				稼働回数	運転日数	運転時間			
エステイマEV	14-91 札幌 300 ま 685	業務連絡等	308km		12	18.1H			88,285km
エステイマ	12-92 札幌 300 と 4323	業務連絡等	852km		26	58.2H			127,229km
ランドクルーザープラド	12-91 札幌 300 と 4324	園内巡回等	1,488km		30	219.8H	5,600円	冬用ワイパー	211,225km
ダイナ	11-91 札幌 400 す 4136	園内作業等	27km		1	3.8H			105,970km
エルフ	02-92 札幌 11 む 4745	園内作業等	73km		1	3.0H			55,617km
原動機付自転車 ギア	08-502 札幌市 1 こ 6225		0km		0	0.0H			9,171km
原動機付自転車 アブリオ	札幌市1こ2354		0km		0	0.0H			16,834km
原動機付自転車 ジョグ	札幌市1け8933		0km		0	0.0H			6,362km
原動機付自転車 ギア	札幌市1こ6481		0km		0	0.0H			8,375km
スノーモービル VK-540EIII	14-5095	園内巡回等	417km		31	37.9H			11,664km
スノーモービル VK-540EIII	14-5094	園内巡回等	195km		28	17.7H			10,575km
スノーモービル VK-540EIII	11-5007	園内巡回等	591km		31	53.7H			21,794km
スノーモービル ET-410TR	08-952	園内巡回等	27km		7	2.5H			39,552km
スノーモービル ET-410PT	07-952	園内巡回等	117km		25	10.6H	42,260円	ブレーキパッド・バックミラー交換、マフラーフラッシュ溶接	17,682km
スノーモービル VK-540ED	02-954	園内巡回等	0km		0	0.0H			7,908km

リース車両の使用状況（日報）・維持管理状況

【 H22 】

平成 22 年 4 月

(自 1 日)

(至 30 日)

リース車両使用実績報告書

借受人 管理センター長

作成者

車 両 名	登録番号	主な作業 内 容	作業量 走行キロ数	稼働状況			維持 修理費 (円)	主な修理箇所 及び取替え部品名	適 要 総走行キロ数
				稼働回数	運転日数	運転時間			
スズキ キャリイ	札幌 480 う 2448	園内作業等	1,051km		23	131.3H			16,602km
スズキ キャリイ	札幌 480 う 2450	園内作業等	805km		23	143.7H			9,006km
スズキ キャリイ	札幌 480 う 2452	園内巡回等	1,147km		23	238.9H			32,375km
スバル サンバー	札幌 480 き 1124	園内作業等	0km		0	0.0H			40km
ミツビシ ミニキャブ	札幌 40 も 4281	園内作業等	942km		20	117.7H			51,323km

リース車両使用実績報告書

平成 22 年 5 月 (自 1 日)
(至 31 日)

借受人 管理センター長
作成者

車 両 名	登録番号	主な作業 内 容	作業量 走行キロ数	稼働状況			維持 修理費 (円)	主な修理箇所 及び取替え部品名	適 要 総走行キロ数
				稼働回数	運転日数	運転時間			
スズキ キヤリイ	札幌 480 う 2448	園内作業等	608km		31	76.0H		17,210km	
スズキ キヤリイ	札幌 480 う 2450	園内作業等	665km		31	118.8H		8,671km	
スズキ キヤリイ	札幌 480 う 2452	園内巡回等	1,468km		31	280.2H		33,843km	
スバル サンバー	札幌 480 き 1124	園内作業等	229km		25	27.3H		269km	
ミツビシ ミニキャブ	札幌 40 も 4281	園内作業等	984km		28	123.0H		52,307km	

リース車両使用実績報告書

平成 22 年 6 月 (自 1 日)
(至 30 日)

借受人 管理センター長
作成者

車 両 名	登録番号	主な作業 内 容	作業量 走行キロ数	稼働状況		維持 修理費 (円)	主な修理箇所 及び取替え部品名	適 要 総走行キロ数
				稼働回数	運転日数			
スバル レガシイ	札幌 501 む 9324	業務連絡等	611km		13	54.6H		61,008km
スズキ キヤリイ	札幌 480 う 2448	園内作業等	573km		30	71.6H		17,783km
スズキ キヤリイ	札幌 480 う 2450	園内作業等	765km		27	136.6H		10,436km
スズキ キヤリイ	札幌 480 う 2452	園内巡回等	1,810km		30	271.2H		35,653km
スバル サンバー	札幌 480 き 1124	園内作業等	804km		28	95.7H		1,073km
ミツビシ ミニキャブ	札幌 40 も 4281	園内作業等	823km		28	102.9H		53,130km

リース車両使用実績報告書

平成22年7月 (自 1日)
(至 31日)

借受人 管理センター長
作成者

車 両 名	登録番号	主な作業 内 容	作業量 走行キロ数	稼働状況			維持 修理費 (円)	主な修理箇所 及び取替え部品名	適 要 総走行キロ数
				稼働回数	運転日数	運転時間			
スバル レガシイ	札幌 501 む 9324	業務連絡等	1,092km		31	97.5H			62,100km
スズキ キヤリイ	札幌 480 う 2448	園内作業等	642km		29	80.2H			18,425km
スズキ キヤリイ	札幌 480 う 2450	園内作業等	652km		25	116.4H			11,088km
スズキ キヤリイ	札幌 480 う 2452	園内巡回等	1,419km		31	295.6H			37,072km
スバル サンバー	札幌 480 き 1124	園内作業等	827km		29	98.5H			1,900km
ミツビシ ミニキャブ	札幌 40 も 4281	園内作業等	986km		28	123.3H			54,116km

リース車両使用実績報告書

平成22年8月 (自 1日)
(至 31日)

借受人 管理センター長
作成者

車両名	登録番号	主な作業内容	作業量 走行キロ数	稼働状況			維持 修理費 (円)	主な修理箇所 及び取替え部品名	適要 総走行キロ数
				稼働回数	稼働日数	運転時間			
スバル レガシイ	札幌 501 む 9324	業務連絡等	1,009km		31	90.1H			63,109km
スズキ キヤリイ	札幌 480 う 2448	園内作業等	584km		31	73.0H			19,009km
スズキ キヤリイ	札幌 480 う 2450	園内作業等	532km		28	95.0H			11,620km
スズキ キヤリイ	札幌 480 う 2452	園内巡回等	1,498km		31	280.2H			38,570km
スバル サンバー	札幌 480 き 1124	園内作業等	711km		30	84.6H			2,611km
ミツビシ ミニキャブ	札幌 40 も 4281	園内作業等	773km		31	96.6H			54,889km

リース車両使用実績報告書

平成22年9月 (自 1日)
(至 30日)

借受人 管理センター長
作成者

車 両 名	登録番号	主な作業 内 容	作業量 走行キロ数	稼働状況			維持 修理費 (円)	主な修理箇所 及び取替え部品名	適 要 総走行キロ数
				稼働回数	運転日数	運転時間			
スバル レガシイ	札幌 501 む 9324	業務連絡等	1,517km		30	135.5H			64,626km
スズキ キヤリイ	札幌 480 う 2448	園内作業等	802km		28	100.3H			19,811km
スズキ キヤリイ	札幌 480 う 2450	園内作業等	488km		30	87.1H			12,108km
スズキ キヤリイ	札幌 480 う 2452	園内巡回等	1,401km		30	261.9H			39,971km
スバル サンバー	札幌 480 き 1124	園内作業等	605km		28	72.1H			3,216km
ミツビシ ミニキャブ	札幌 40 も 4281	園内作業等	611km		28	76.4H			55,500km

リース車両使用実績報告書

平成22年10月 (自1日)
(至31日)

借受人 管理センター長
作成者

車両名	登録番号	主な作業内容	作業量 走行キロ数	稼働状況			維持 修理費 (円)	主な修理箇所 及び取替え部品名	適要 総走行キロ数
				稼働回数	運転日数	運転時間			
スバル レガシイ	札幌 501 む 9324	業務連絡等	1,004km		26	89.6H			65,630km
スズキ キャリイ	札幌 480 う 2448	園内作業等	426km		26	53.3H			20,237km
スズキ キャリイ	札幌 480 う 2450	園内作業等	260km		20	46.4H			12,368km
スズキ キャリイ	札幌 480 う 2452	園内巡回等	1,316km		31	274.2H			41,287km
スバル サンバー	札幌 480 き 1124	園内作業等	842km		22	100.2H			4,058km
ミツビシ ミニキャブ	札幌 40 も 4281	園内作業等	636km		24	79.5H			56,136km

リース車両使用実績報告書

借受人 管理センター長

平成22年11月
(自1日)
(至30日)

車両名	登録番号	主な作業内容	作業量		稼働状況		維持修理費 (円)	主な修理箇所 及び取替え部品名	適要 総走行キロ数
			走行キロ数	稼働回数	稼働日数	運転時間			
スバル レガシイ	札幌 501 ぬ 9324	業務連絡等	594km		12	53.0H			66,224km
スズキ キヤリイ	札幌 480 う 2448	園内作業等	561km		24	70.2H			20,798km
スズキ キヤリイ	札幌 480 う 2450	園内作業等	915km		24	163.4H			13,283km
スズキ キヤリイ	札幌 480 う 2452	園内巡回等	958km		24	199.5H			42,245km
スバル サンバー	札幌 480 き 1124	園内作業等	244km		24	29.1H			4,302km
ミツビシ ミニキャブ	札幌 40 も 4281	園内作業等	570km		20	71.2H	16,745円	リヤデイファレン シヤルミッドシール(ほか)	56,706km

リース車両使用実績報告書

平成22年12月 (自 1日)
(至 31日)

借受人 管理センター長
作成者

車両名	登録番号	主な作業内容	作業量 走行キロ数	稼働状況			維持 修理費 (円)	主な修理箇所 及び取替え部品名	適要 総走行キロ数
				稼働回数	運転日数	運転時間			
スバル レガシイ	札幌 501 む 9324	業務連絡等	487km		20	43.5H			66,711km
スズキ キヤリイ	札幌 480 う 2448	園内作業等	432km		23	54.0H			21,230km
スズキ キヤリイ	札幌 480 う 2450	園内作業等	465km		22	83.1H			13,748km
スズキ キヤリイ	札幌 480 う 2452	園内巡回等	455km		25	94.8H			42,700km
スバル サンバー	札幌 480 き 1124	園内作業等	419km		21	49.9H			4,721km
ミツビシ ミニキャブ	札幌 40 も 4281	園内作業等	490km		21	61.3H			57,196km

リース車両使用実績報告書

平成23年1月 (自 1日)
(至 31日)

借受人 管理センター長
作成者

車両名	登録番号	主な作業内容	作業量		稼働状況		維持修理費(円)	主な修理箇所及び取替え部品名	適要 総走行キロ数
			走行キロ数	稼働回数	稼働日数	運転時間			
スバル レガシイ	札幌 501 む 9324	業務連絡等	536km		21	47.9H	21,000円	スタッドレスタイヤ2本交換	67,247km
スズキ キヤリイ	札幌 480 う 2448	園内作業等	237km		21	29.7H			21,467km
スズキ キヤリイ	札幌 480 う 2450	園内作業等	376km		24	67.2H			14,124km
スズキ キヤリイ	札幌 480 う 2452	園内巡回等	316km		31	65.9H			43,016km
スバル サンバー	札幌 480 き 1124	園内作業等	275km		24	32.8H			4,996km
ミツビシ ミニキャブ	札幌 40 も 4281	園内作業等	415km		28	51.9H			57,611km

リース車両使用実績報告書

平成23年2月 (自1日)
(至28日)借受人 管理センター長
作成者

車両名	登録番号	主な作業内容	作業量		稼働状況		維持修理費 (円)	主な修理箇所 及び取替え部品名	適要 総走行キロ数
			走行キロ数	稼働回数	稼働日数	運転時間			
スバル レガシイ	札幌 501 ぬ 9324	業務連絡等	317km		18	28.3H	8,400円	ウィンターブレード3本交換	67,564km
スズキ キャリイ	札幌 480 う 2448	園内作業等	61km		10	7.8H			21,528km
スズキ キャリイ	札幌 480 う 2450	園内作業等	235km		18	41.9H			14,359km
スズキ キャリイ	札幌 480 う 2452	園内巡回等	519km		28	108.2H	17,300円	アンテナ交換	43,535km
スバル サンバー	札幌 480 き 1124	園内作業等	226km		20	26.9H			5,222km
ミツビシ ミニキャブ	札幌 40 も 4281	園内作業等	207km		22	25.8H			57,818km

リース車両使用実績報告書

平成 23 年 3 月 (自 1 日)
(至 31 日)

借受人 管理センター長
作成者

車 両 名	登録番号	主な作業 内 容	作業量 走行キロ数	稼働状況			維持 修理費 (円)	主な修理箇所 及び取替え部品名	適 要 総走行キロ数
				稼働回数	運転日数	運転時間			
スバル レガシイ	札幌 501 む 9324	業務連絡等	1,110km		29	99.1H		68,674km	
スズキ キャリイ	札幌 480 う 2448	園内作業等	197km		20	24.6H		21,725km	
スズキ キャリイ	札幌 480 う 2450	園内作業等	0km		0	0.0H		14,359km	
スズキ キャリイ	札幌 480 う 2452	園内巡回等	427km		31	88.9H		43,962km	
スバル サンバー	札幌 480 き 1124	園内作業等	272km		28	32.3H		5,494km	
ミツビシ ミニキャブ	札幌 40 も 4281	園内作業等	203km		25	25.4H		58,021km	

リース車両使用実績報告書

平成23年4月 (自 1日)
(至 30日)

借受人 管理センター長
作成者

車両名	登録番号	主な作業内容	作業量 走行キロ数	稼働状況			維持 修理費 (円)	主な修理箇所 及び取替え部品名	適要 総走行キロ数
				稼働回数	運転日数	運転時間			
スバル レガシイ	札幌 501 む 9324	業務連絡等	994km		20	88.9H			69,668km
スズキ キヤリイ	札幌 480 う 2448	園内作業等	782km		23	97.8H			22,507km
スズキ キヤリイ	札幌 480 う 2450	園内作業等	836km		23	149.3H			15,195km
スズキ キヤリイ	札幌 480 う 2452	園内巡回等	1,000km		23	208.3H			44,962km
スバル サンバー	札幌 480 き 1124	園内作業等	595km		23	70.9H			6,089km
ダイハツ ハイゼット	札幌 480 き 8597	園内作業等	957km		21	119.6H			964km

リース車両使用実績報告書

平成 23 年 5 月 (自 1 日)
(至 31 日)

借受人 管理センター長
作成者

車 両 名	登録番号	主な作業 内 容	作業量 走行キロ数	稼働状況			維持 修理費 (円)	主な修理箇所 及び取替え部品名	適 要 総走行キロ数
				稼働回数	運転日数	運転時間			
スバル レガシイ	札幌 501 む 9324	業務連絡等	1,153km		31	102.9H			70,821km
スズキ キヤリイ	札幌 480 う 2448	園内作業等	755km		29	94.4H			23,262km
スズキ キヤリイ	札幌 480 う 2450	園内作業等	682km		30	121.8H			15,877km
スズキ キヤリイ	札幌 480 う 2452	園内巡回等	1,912km		31	280.5H			46,874km
スバル サンバー	札幌 480 き 1124	園内作業等	560km		27	66.7H			6,649km
ダイハツ ハイゼット	札幌 480 き 8597	園内作業等	779km		30	97.4H			1,743km

リース車両使用実績報告書

平成23年6月
(自 1日)
(至 30日)

借受人 管理センター長

車両名	登録番号	主な作業内容	作業量		稼働状況		維持修理費 (円)	主な修理箇所 及び取替え部品名	適要 総走行キロ数
			走行キロ数	稼働回数	稼働日数	運転時間			
スバル レガシイ	札幌 501 む 9324	業務連絡等	1,384km		30	123.6H	1,000円	ワイパー交換	72,205km
スズキ キャリイ	札幌 480 う 2448	園内作業等	487km		28	60.9H	10,400円	足回りアライメント調整、 ワイパー交換	23,749km
スズキ キャリイ	札幌 480 う 2450	園内作業等	487km		24	86.9H			16,364km
スズキ キャリイ	札幌 480 う 2452	園内巡回等	1,746km		30	272.0H	24,260円	タイヤ4本。ワイパー交換	48,620km
スバル サンバー	札幌 480 き 1124	園内作業等	548km		28	65.3H			7,179km
ダイハツ ハイゼット	札幌 480 き 8597	園内作業等	1,166km		30	145.8H			2,909km

リース車両使用実績報告書

平成 23 年 7 月 (自 1 日)
(至 31 日)

借受人 管理センター長
作成者

車 両 名	登録番号	主な作業 内 容	作業量 走行キロ数	稼働状況			維持 修理費 (円)	主な修理箇所 及び取替え部品名	適 要 総走行キロ数
				稼働回数	運転日数	運転時間			
スバル レガシイ	札幌 501 む 9324	業務連絡等	1,525km		31	136.2H			73,730km
スズキ キヤリイ	札幌 480 う 2448	園内作業等	872km		28	109.0H			24,621km
スズキ キヤリイ	札幌 480 う 2450	園内作業等	425km		22	75.9H			16,789km
スズキ キヤリイ	札幌 480 う 2452	園内巡回等	2,046km		31	292.3H			50,666km
スバル サンバー	札幌 480 き 1124	園内作業等	654km		21	77.8H			7,851km
ダイハツ ハイゼット	札幌 480 き 8597	園内作業等	1,257km		29	157.1H			4,166km

リース車両使用実績報告書

平成 23 年 9 月 (自 1 日)
(至 30 日)

借受人 管理センター長
作成者

車 両 名	登録番号	主な作業 内 容	作業量 走行キロ数	稼働状況			維持 修理費 (円)	主な修理箇所 及び取替え部品名	適 要 総走行キロ数
				稼働回数	運転日数	運転時間			
スバル レガシイ	札幌 501 む 9324	業務連絡等	1,277km		28	106.7H			76,518km
スズキ キヤリイ	札幌 480 う 2448	園内作業等	806km		26	82.0H			26,213km
スズキ キヤリイ	札幌 480 う 2450	園内作業等	407km		21	70.6H			17,615km
スズキ キヤリイ	札幌 480 う 2452	園内巡回等	1,954km		30	184.9H			54,590km
スバル サンバー	札幌 480 き 1124	園内作業等	566km		28	162.1H			9,243km
ダイハツ ハイゼット	札幌 480 き 8597	園内作業等	1,201km		29	133.6H			6,548km

リース車両使用実績報告書

平成23年11月 (自 1日)
(至 30日)

借受人 管理センター長
作成者

車 両 名	登録番号	主な作業 内 容	作業量 走行キロ数	稼働状況			維持 修理費 (円)	主な修理箇所 及び取替え部品名	適 要 総走行キロ数
				稼働回数	運転日数	運転時間			
スバル レガシイ	札幌 501 む 9324	業務連絡等	720km		21	92.4H		78,519km	
スズキ キヤリイ	札幌 480 う 2448	園内作業等	659km		22	139.1H		27,559km	
スズキ キヤリイ	札幌 480 う 2450	園内作業等	611km		20	112.8H		18,717km	
スズキ キヤリイ	札幌 480 う 2452	園内巡回等	978km		22	173.7H		57,421km	
スバル サンバー	札幌 480 き 1124	園内作業等	599km		23	129.5H		10,541km	
ダイハツ ハイゼット	札幌 480 き 8597	園内作業等	849km		22	88.0H		8,616km	

リース車両使用実績報告書

平成23年12月 (自 1日)
(至 31日)

借受人 管理センター長
作成者

車 両 名	登録番号	主な作業 内 容	作業量 走行キロ数	稼働状況			維持 修理費 (円)	主な修理箇所 及び取替え部品名	適 要 総走行キロ数
				稼働回数	運転日数	運転時間			
スバル レガシイ	札幌 501 む 9324	業務連絡等	638km		20	91.9H			79,157km
スズキ キヤリイ	札幌 480 う 2448	園内作業等	76km		5	35.5H			27,635km
スズキ キヤリイ	札幌 480 う 2450	園内作業等	401km		20	118.7H			19,118km
スズキ キヤリイ	札幌 480 う 2452	園内巡回等	276km		17	109.8H			57,697km
スバル サンバー	札幌 480 き 1124	園内作業等	72km		4	16.7H			10,613km
ダイハツ ハイゼット	札幌 480 き 8597	園内作業等	434km		22	94.9H			9,050km

リース車両使用実績報告書

平成24年1月 (自 1日)
(至 31日)

借受人 管理センター長
作成者

車 両 名	登録番号	主な作業 内 容	作業量 走行キロ数	稼働状況			維持 修理費 (円)	主な修理箇所 及び取替え部品名	適 要 総走行キロ数
				稼働回数	運転日数	運転時間			
スバル レガシイ	札幌 501 む 9324	業務連絡等	569km		25	127.9H			79,726km
スズキ キヤリイ	札幌 480 う 2448	園内作業等	185km		8	39.9H			27,820km
スズキ キヤリイ	札幌 480 う 2450	園内作業等	327km		16	52.4H			19,445km
スズキ キヤリイ	札幌 480 う 2452	園内巡回等	691km		30	201.9H			58,388km
スバル サンバー	札幌 480 き 1124	園内作業等	29km		4	13.1H			10,642km
ダイハツ ハイゼット	札幌 480 き 8597	園内作業等	482km		24	57.2H			9,532km

リース車両使用実績報告書

平成24年2月 (自 1日)
(至 29日)

借受人 管理センター長
作成者

車 両 名	登録番号	主な作業 内 容	作業量 走行キロ数	稼働状況			維持 修理費 (円)	主な修理箇所 及び取替え部品名	適 要 総走行キロ数
				稼働回数	稼働日数	運転時間			
スバル レガシイ	札幌 501 む 9324	業務連絡等	843km		22	118.2H			80,569km
スズキ キヤリイ	札幌 480 う 2448	園内作業等	189km		6	27.9H			28,009km
スズキ キヤリイ	札幌 480 う 2450	園内作業等	289km		10	34.6H			19,734km
スズキ キヤリイ	札幌 480 う 2452	園内巡回等	509km		27	193.5H			58,897km
スバル サンバー	札幌 480 き 1124	園内作業等	98km		5	15.6H			10,740km
ダイハツ ハイゼット	札幌 480 き 8597	園内作業等	230km		17	31.9H			9,762km

リース車両使用実績報告書

平成24年3月 (自 1日)
(至 31日)

借受人 管理センター長
作成者

車 両 名	登録番号	主な作業 内 容	作業量 走行キロ数	稼働状況			維持 修理費 (円)	主な修理箇所 及び取替え部品名	適 要 総走行キロ数
				稼働回数	運転日数	運転時間			
スバル レガシイ	札幌 501 む 9324	業務連絡等	790km		18	59.0H			81,359km
スズキ キヤリイ	札幌 480 う 2448	園内作業等	184km		6	31.7H			28,193km
スズキ キヤリイ	札幌 480 う 2450	園内作業等	167km		5	32.3H			19,901km
スズキ キヤリイ	札幌 480 う 2452	園内巡回等	467km		25	130.1H			59,364km
スバル サンバー	札幌 480 き 1124	園内作業等	503km		21	120.2H			11,243km
ダイハツ ハイゼット	札幌 480 き 8597	園内作業等	439km		25	45.0H			10,201km

危機管理対応実績・報告（事故対応等）

【H21】

46件

	事故	車両事故	事件	病気 (急性症状)	病気 (既往症悪化)	その他	計
4月							0
5月	2	2		2	1		7
6月	3				1		4
7月	5	1	1			1	8
8月	8			1		1	10
9月	5					1	6
10月				1			1
11月							0
12月							0
1月	4						4
2月	5						5
3月	1						1
計	33	3	1	4	2	3	46

【H22】

28件

	事故	車両事故	事件	病気 (急性症状)	病気 (既往症悪化)	その他	計
4月							0
5月	3						3
6月	1			2		1	4
7月	1	1			1	1	4
8月	1				2		3
9月	3	1					4
10月	1			1			2
11月							0
12月							0
1月	2	2					4
2月	3						3
3月	1						1
計	16	4	0	3	3	2	28

【H23】

13件

	事故	車両事故	事件	病気 (急性症状)	病気 (既往症悪化)	その他	計
4月							0
5月	1						1
6月							0
7月					2		2
8月	2		2				4
9月						1	1
10月							0
11月							0
12月							0
1月						2	2
2月					2	1	3
3月							0
計	3	0	2	0	4	4	13

危機管理対応実績報告 -1(事故対応等) H21 事故

発生日時	事故の大分類	事故の種類	件名・被害の程度	被害の概要又は状況	発生場所	負傷者の分類	負傷者年齢	負傷者性別	相手方の分類	相手方年齢	相手方性別
2009/5/3 15:30	事故	負傷	ビックリボールで遊んでいる最中、ボールを追って転んで倒れ	家族で来園し、ローンスタジアムにてビックリボールで遊んでいて、ボールを追って転んで右腕から転倒した。(15:30頃、正確な時刻は不明)東口に帰る途中、左腕の痛みがひどくなり泣き出したため、異状に気づいた保護者がカントリーハウスのスタッフに連絡した。	ローンスタジアム	お客様	6	男			
2009/5/5 15:05	事故	負傷	杖をついて歩行中につまずいて転倒した	鱒見口から鱒見の滝方面へ杖をついて歩行中、滝手前のトイレ付近でつまずいて転倒した。左目の上を出血し腫れていたため、付き添いのお客様とサイクルセンターまで戻ってきて、スタッフに連絡した。サイクルセンター到着時には出血はとまっていた。	鱒見の滝手前トイレ近く	お客様	85	女			
2009/6/7 14:30	事故	負傷	虹の巣ドーム内にて右足の指をネットに引っかけて捻る	家族で来園し、14:15頃こどもの谷、虹の巣ドーム内の遊具(ネット)で遊んでいて右足の指をネットに引っかけて捻る。その後痛みが引かないため、保護者が虹の巣ドームスタッフに連絡する。	こどもの谷・虹の巣ドーム	お客様	10	男			
2009/6/25 12:10	事故	負傷	ダニに背中を刺された	家族で来園、キャンプ場で宿泊し、本日こどもの谷・森のすみかまで遊んだ後、森のせせらぎ(水遊び場)で遊ぶために服を脱いだところ、ダニに背中を刺されていることに父親が気づく。	キャンプ場、こどもの谷・森のせせらぎ	お客様	2	男			
2009/6/28 15:20	事故	負傷	虹の巣ドームのネットから転落し右腕骨折疑い	家族で来園し、15:20頃こどもの谷、虹の巣ドーム内の遊具(ネット)で遊んでいて、降りる際に転んで落ちて右腕を痛めた。	こどもの谷・虹の巣ドーム	お客様	5	女			
2009/7/12 14:15	事故	負傷	右足内側捻挫	家族で来園し、14:15頃こどもの谷の遊具(溶岩滑り台)で遊んでいて、保護者(母親)とだつこすべりで遊んでいる最中、転んで本人の右足が保護者の足と滑り台の側面に挟まり、アキレス腱近くの内側を捻った。	こどもの谷溶岩滑り台	お客様	3	女			
2009/7/17 13:56	事故	負傷	ハチに頭部を刺された	13:20ごろ、森のすみかにある「リスの散歩道」でハチに頭を刺されたとお客様が、こどもの谷「虹の巣ドーム」のスタッフルームに來られた。患部に消毒を付け、水で冷やし、病院へ行くことを勧めた。	リスの散歩道(森のすみか内遊具)	お客様	33	男			
2009/7/18 17:30	事故	負傷	額を1cm弱切傷	キャンプ場の団体利用「あきび保育園」様の一行としてキャンプ場Bに宿泊、プレイロッドに遊びに行こうとした仲間を追っかけて、転んで地面に頭をぶつけて額を切った模様。	オートリゾート滝野	お客様	1	女			
2009/7/20 16:20	事故	負傷	両鼻腔下から上唇を1.5cm位切創	家族で来園し、16:20頃こどもの谷の遊具(ビックリボール)で遊んでいて、誤ってボールの上に乗って頭から転倒し、眼鏡の金具がずれ、両鼻腔～上唇を線状に切った。出血極少量	こどもの谷ローンスタジアム	お客様	11	女			
2009/7/27 11:35	事故	負傷	左肩脱臼の疑い	ビックリボールで遊んでいるときに、ボールを追いかけている際に自分から転倒してしまい左肩を強打した。	こどもの谷ローンスタジアム	お客様	10	男			
2009/8/5 9:00	事故	負傷	プレイロッドから落下し腰を打つ	昨日宿泊された「屯田少年消防クラブ」の団体利用者の参加者。小学生7名と引率者8名の計55名。キャンプ場のスタンダードカードサイト横プレイロッドで仲間と鬼ごっこをして遊んでいて、はしご階段を登っていたところ、上から2番目の棒から(高さ1m)転落し、腰を打った。腰にしびれがあり、頭部も打っている可能性もあり。	オートリゾート滝野	お客様	11	女			
2009/8/5 14:05	事故	負傷	右上腕骨折疑い	こどもの谷・オレンジエッグで遊戯中、誤って右腕から転倒し骨折の疑い。	こどもの谷・オレンジエッグ	お客様	4	女			
2009/8/8 15:20	事故	負傷	右足小指捻挫	山の家ご利用で団体来園し、こどもの谷・虹の巣ドームで遊戯中、誤って右足小指をネットに引っかけてしまった。痛みと腫れがある。	こどもの谷・虹の巣ドーム内	お客様	9	男			
2009/8/10 11:45	事故	負傷	右大腿(股関節)脱臼疑い	家族で来園し、東口休憩所で椅子に座って休憩した後立ち上がった所、誤って転倒した。痛みのため右足を動かせず、自力歩行不可。意識正常。事故当時は特に混雑した状態ではなかった。	東口休憩所	お客様	84	女			
2009/8/12 14:10	事故	負傷	鼻梁及び上唇打撲	家族で来園し、パークゴルフを遊戯中、誤って家族のバスターが顔面に当たり、鼻梁及び上唇を打撲した。出血有、意識正常。	パークゴルフコース	お客様	9	女			
2009/8/12 15:10	事故	負傷	左ひじ脱臼の疑い	オレンジエッグで遊んでいてお子さんが着地に失敗して、左ヒジを脱臼した。事故当時は通常の混雑状況であり、当該遊具がある二期地区をスタッフ2名が巡回していた。	こどもの谷オレンジエッグ	お客様	8	男			

発生日時	事故の大分類	事故の種類	件名・被害の程度	被害の概要又は状況	発生場所	負傷者の分類	負傷者年齢	負傷者性別	相手方の分類	相手方年齢	相手方性別
2009/8/22 15:35	事故	負傷	左眼瞼部を蜂に刺された。(蜂の種類は不明)	家族でオートキャンプ場に来園、その後公園内子どもの谷・オレンジエック近くで休憩中に、左眼瞼部を蜂に刺された。近くに蜂の巣等は無し。蜂の種類は不明。	子どもの谷・オレンジエック近く	お客様	35	女			
2009/8/29 13:40	事故	負傷	転って転倒し前歯2本を折った	家族で来園し、カントリーガーデンにて保護者が目を離した際に歩き出し転って芝生の上で転倒した。転倒した際にコスモス畑の水止め柵に歯をぶつけ、上の前歯を2本折った。	カントリーガーデン、コスモス花壇近く	お客様	1	男			
2009/9/8 10:50	事故	負傷	右足首捻挫	小学校の団体利用で来園中の児童(当事者)が、オレンジエックで遊んでいる時に、着地し失敗し右足首を負傷した疑い。事故当時は特に混雑してはなかった。	子どもの谷オレンジエック	お客様	11	男			
2009/9/15 11:05	事故	負傷	右足首骨折の疑い	小学校の団体利用で来園中の児童(当事者)が、フワフワエックで遊んでいる時に、着地した際に足を踏まりながら転倒し右足首を負傷した疑い。事故当時は特に混雑してはなかった。	子どもの谷フワフワエック	お客様	11	男			
2009/9/18 11:40	事故	負傷	左前額部及び左目の下を打撲	子どもの谷、ありの巣トネル内を数人で走っていて、転って転んで左前額部と左目の下を打撲した。出血少量で止まっている。事故当時ありの巣トネル内は特に混雑している状況ではなかった。	子どもの谷・ありの巣トネル内	お客様	9	男			
2009/9/26 11:20	事故	負傷	顔面・右手首の負傷	カントリーガーデン内のコスモス畑付近の園路を歩行中に自分から転倒し顔面・右手首を負傷する。	カントリーガーデン	お客様	75	女			
2009/9/27 11:45	事故	負傷	左肘内腕骨折疑い	子どもの谷、フワフワエックで弟と手をつないで遊戯中、左手をついたときに転って肘の辺りを痛めた。	子どもの谷、フワフワエック	お客様	7	男			
2010/1/3 13:15	事故	負傷	左肘脱臼疑い	家族で来園し、東口休憩所食堂コーナーで休憩中父親が本人の上着を脱がせていた所、転って左肘を捻り痛めた。	東口休憩所食堂コーナー	お客様	5	女			
2010/1/24 15:30	事故	負傷	右足太もも肉離れ	そりがレンデ内直線コースで監視中にお客様のグループがコース途中でストップしたため、後続のお客様が衝突しないようコース内を走ったときに右足太ももを痛めた。	そりがレンデコース内	財団スタッフ	37	男			
2010/1/30 10:45	事故	負傷	右肩脱臼	そりがレンデ第2ロープトワ降り場付近で降りるときに前のグループに乗っていた子供をかばおうとしたときに右肩を脱臼した。	そりがレンデ第2ロープトワ降り場付近	お客様	34	男			
2010/1/31 10:50	事故	負傷	右側頭部裂傷	歩くスキーコースつどいの森ゴール手前付近で転倒しフェンスにぶつかかり右側頭部を裂傷した。	そりがレンデ第2ロープトワ降り場付近	お客様	62	女			
2010/2/7 15:05	事故	負傷	左すね(脛骨)骨折疑い	負傷者は保護者と来園しフワフワエックでスキーの練習中、転って前方に転倒し左すねを痛めた。痛みが強く自力歩行困難。	フワフワエック	お客様	4	男			
2010/2/9 13:30	事故	負傷	左足首靭帯損傷	青少年山の家の利用者である「新巻寒小学校」の男子児童が、歩くスキーコース上の斜面で転倒した際に左足を捻った。	歩くスキーコース(3kmエゾリスコース)	お客様	11	男			
2010/2/11 13:45	事故	負傷	左前額部を2cm程切創	負傷者は保護者と来園し東口休憩所食堂コーナーで食事、兄(5歳)がぶさけて負傷者を突き飛ばし、椅子から転落して柱に左額をぶつけた。出血少量、意識有。	東口休憩所食堂コーナー	お客様	2	男	お客様	5	男
2010/2/13 14:30	事故	負傷	右足ひざ捻挫の疑い	カントリーハウス横スノーフェスティバル会場に設置した氷の滑り台で母親と一緒に滑っているときに終点時に母親の体が負傷者の右足にのっかり右足ひざを痛めた。	カントリーハウス横スノーフェスティバル会場	お客様	4	女			
2010/2/18 12:10	事故	その他	リフトから落下	小学校のスキー教室で来園された児童が、リフト乗車中、3番と4番支柱の間で安全バーを上げようとして転って落下。新雪が降り積もっているところへ落下したためケガはなかった。	滝野第1リフト3-4番支柱の間	お客様	8				
2010/3/20 11:55	事故	負傷	歩くスキーで転んで右手首を負傷した。	歩くスキー(エゾリス)を滑っている際に、転んだ際に右手をついてケガをした。	歩くスキーエゾリスコース	お客様	12	男			

危機管理対応実績・報告 -2(事故対応等)H21車両事故

発生日時	事故の大分類	事故の種類	件名・被害の程度	被害の概要又は状況	発生場所	負傷者の分類	負傷者年齢	負傷者性別	相手方の分類	相手方年齢	相手方性別	
2009/5/1 10:10	車両事故	その他	お客様が管理車両が接触し、左後部ランプ等破損(けが人無し)	10:10頃、荷物管理作業中の直営作業員(臨時職員)が管理車両をバックで走行中に、誤ってお客様の車両(車中・乗員無し)に接触しお客様の車輪左後部ランプ等を破損した。けが人無し。管理車両には破損無し。	鱒見口駐車場	お客様	72	男	お客様	72	男	
2009/5/15 12:30	車両事故	その他	お客様のレンタカーがバンパー下部を擦った	12:30頃 お客様の車両(レンタカー)が浜流口駐車場内の乗り入れ禁止になっていた欄に進入し、前部バンパー下部を擦った。けが人無し。施設の損壊無し。 お客様が東口駐車場内で駐車した後ドアを開けた際、風におおられて左隣の車(無人)にドアを接触した。 降りて確認したところ、小さな傷がついていた。ぶつけられた車の運転手は不在であった、お客様の依頼で、園内放送でぶつけられたお客様宛に案内放送をかけ、ぶつけられたお客様が戻られたため、お客様同士で話し合いを行なっていただいた。けが人はなし。	浜流口駐車場							
2009/7/23 14:40	車両事故	その他	お客様同士の車両接触事故		東口駐車場							

危機管理対応実績・報告 -3(事故対応等)H21事件

発生日時	事故の大分類	事故の種類	件名・被害の程度	被害の概要又は状況	発生場所	負傷者の分類	負傷者年齢	負傷者性別	相手方の分類	相手方年齢	相手方性別
2009/7/6 8:25	事件	盗難	自動販売機荒らし	鱒見口サイクリングセンター自動販売機2台(テナント設置)が荒らされていた。	鱒見口サイクリングセンター						

危機管理対応実績・報告 -4(事故対応等)H21病気

発生日時	事故の大分類	事故の種類	件名・被害の程度	被害の概要又は状況	発生場所	負傷者の分類	負傷者年齢	負傷者性別	相手方の分類	相手方年齢	相手方性別
2009/5/5 16:35	病気(急性症状)	発症	急性アルコール中毒疑い	会社の同僚と野外炊飯広場にパーベキューをしていたが、15:30頃から気分が悪くなりトイレで吐いていた。 16:35頃同僚が見に行ったところ意識はあるものの容態が悪く、直接救急車を要請した。飲酒量は不明。	炊事達足広場奥トイレ	お客様	38	男	お客様		
2009/5/6 14:23	病気(急性症状)	発症	熱があり、痙攣・チアノーゼ有。呼吸が浅く、口から泡をふいている。	家族で来園し、浜流口駐車場付近で本人の容態が悪いことに保護者が気づく。 発熱、痙攣・チアノーゼ有。呼吸が浅く、口から泡をふいている。 このため近くのスタッフに救急車を要請する。	浜流口バス停付近	お客様	1	女	お客様		
2009/5/8 14:30	病気(既往性悪化)	発症	解離性発作(意識がなくなり、痙攣)	ヘルパーと一緒に来園し、浜流口付近でヘルパーが目を離した際に走り出した。パークブリッジ下、白帆橋の上でつぶつぶせに倒れているのをお客様が発見スタッフに対応し、救急車を要請する。	パークブリッジ下、白帆橋の上	お客様	55	男	お客様		
2009/6/12 11:20	病気(既往性悪化)	発症	熱性けいれん疑い	幼稚園の親子遠足で来園し、白帆橋の上でつぶつぶせに倒れているのをお客様が発見した。足がもたつく、息も浅い、脈拍が早い。けいれんあり。意識薄弱とのことであった。また、保護者によると、熱性けいれんの既往症とのことであった。	ローンスタジアム	お客様	3	男	お客様		
2009/8/25 12:30	病気(急性症状)	発症	嘔り込んだまま意識がない	青少年山の家に本日からは宿泊学習で来場している小学校5年生の男子児童が、公園内のハイキングコース(子供の森コース)4kmの途中の2km地点で具合が悪くなり嘔り込んだ。そのままだらでそのまま、嘔りかけでも応答がない状態。引率の先生より山の家に連絡があり、山の家車庫にて迎えに行き、山の家まで搬送した。到着後、養護の先生より救急車の要請があり、救急車を要請した。脈拍、呼吸、体温は正常。家族の話では過去にはこのような症状はなかった。救急車到着後、KKR医療センター(旧幡南病院)に搬送された。 病院到着後、意識が回復し、異常は見られないが引き続き小児科の検査を行う。検査の結果異常はなく、点滴後自宅へ戻ることとなった。	子どもの森ハイキングコース(森の教室から南に400m)	お客様	10	男	お客様		
2009/10/20 11:15	病気(急性症状)	発症	気分が悪くなり倒れる(一時意識不明)	団体で来園され炊事達足広場でパーベキューをしている最中に気分が悪くなり、一時的意識不明となる。 団体の代表が救急車を直接要請する。 既往症なし。前日から寝不足気味。外傷はなしだが腰に痛みあり。 スタッフ到着時には意識は戻っており、受け答えも正常であったが歩行不可。	浜流ノーン炊事達足広場	お客様	64	女	お客様		

危機管理対応実績・報告 -5(事故対応等)H21その他

発生日時	事故の 大分類	事故の 種類	件名・被害の程度	被害の概要又は状況	発生場所	負傷者 の分類	負傷者 年齢	負傷者 性別	相手方 の分類	相手方 年齢	相手方 性別
2009/7/29 8:40	その他	盗難	自動販売機荒らし	鱒見ロサイクルセンター自動販売機1台(テナント設置)が荒らされていた。	鱒見ロサイクルセンター						
2009/8/5 8:50	その他	盗難	自動販売機荒らし	浜流口駐車場自動販売機1台が荒らされていた。	浜流口駐車場						
2009/9/12 16:56	その他	その他	車の屋根にゲートバーの黄色の塗料がつく	お客様の迎えに来たお客様の車を入れるためキャンペーン場のゲートのゲートを事務所操作盤で開けたところ、急に閉まり車の屋根にゲートバーがあたった。	オートキヤンプ 場入場ゲート				お客様		

危機管理対応実績・報告 -1(事故対応等) H22事故

発生日時	事故の大分類	事故の種類	件名・被害の程度	被害の概要又は状況	発生場所	負傷者の分類	負傷者年齢	負傷者性別	相手方の分類	相手方年齢	相手方性別
2010/5/2 16:15	事故	負傷	左側頭部挫創		オートリゾート滝野			男			
2010/5/4 13:30	事故	負傷	落馬	ポニー乗馬体験中に落馬	特設パドック	お客様	3	男			
2010/5/23 10:10	事故	負傷	車両に挟まれた	警備員が車両誘導中にお客様の車両に挟まれた	つどいの森臨時駐車場	請負業者スタッフ	21	男	お客様		男
2010/6/13 14:09	事故	負傷	5歳の男、ひじの負傷	5歳の男の子が子どもの谷うねりの大地マウンテンコニーデで遊んでいる最中に、転倒し左手をつき、ひじ付近を負傷した。	子どもの谷うねりの大地	お客様	5	男			
2010/7/25 16:00	事故	負傷	子どもの谷虹の巣ドームのネットに左足小指を引っかけた	お客様(10才女の子)が、子どもの谷虹の巣ドームのネットに左足小指を引っかけた。	子どもの谷虹の巣ドーム	お客様	10	女			
2010/8/10 9:50	事故	負傷	フワフワエッグでバランスを崩し転倒、左ひじの打撲	フワフワエッグで遊んでいた(飛び跳ねていた)最中、着地でバランスを崩し転倒、左ひじを打った。	子どもの谷フワフワエッグ	お客様	8	男			
2010/9/2 15:16	事故	負傷	左手小指の骨折	左手小指の骨折	オートキャンプ場芝生広場	お客様	21	男			
2010/9/4 15:29	事故	その他	自転車に衝突し、左側頭部打撲裂傷	自転車に衝突し、左側頭部打撲裂傷。	溪流ゾーンの溪流園前トイレ付近	お客様	3	女	お客様	10	男
2010/9/11 13:15	事故	負傷	左手中指骨折の疑い	左手中指骨折の疑い	鱒見口炊事広場	お客様	62	女			
2010/10/24 14:34	事故	負傷	お客様が走った後、急に止まり左足首を骨折	お客様がイベント参加中(走った後、急に止まったとき)に左足首を骨折した。	中心ゾーンつどいの森	お客様	32	男			
2011/1/9 14:17	事故	負傷	お客様がチューブそりで左手をつき左肩を脱臼	お客様(35歳男性)がチューブそりを乗っている最中に、お客様(負傷者の子供)が乗っているチューブそりに衝突しそうになって、飛び降りた際に、左手をつき左肩を脱臼した。	溪流ゾーンロングジューキさき前アッチそりコーナー	お客様	35	男			
2011/1/28 12:20	事故	負傷	スキー滑走中に、転倒し右上腕を負傷	お客様(40歳代女性中国人)がファミリーグレンデにてスキー滑走中に、転倒し右手をつき上腕を負傷した(脱臼の疑い)。	ファミリーグレンデ中腹	お客様	40	女			
2011/2/2 10:00	事故	負傷	左手首骨折の疑い	左手首骨折の疑い	東口休憩所	お客様	9	男			
2011/2/26 11:00	事故	負傷	歩くスキーステップアッププレッスン受講中のお客様が転倒し中指の付け根を負傷	歩くスキーステップアッププレッスン受講中のお客様(72歳男性)が、転倒した際、右手をつき、中指の付け根を負傷した。	中心ゾーンつどいの森	お客様	72	男			
2011/2/26 14:20	事故	負傷	右手人差し指を2cmほど切傷	右手人差し指を2cmほど切傷	ファミリーグレンデ	お客様	4	男	テナントスタッフ		
2011/3/20 11:50	事故	負傷	スキー滑走中に転倒し、頭部を強打	お客様が歩くスキーコース滑走中に転倒し、頭部を強打した。	歩くスキーコース展望台下り	お客様	64	女			

危機管理対応実績・報告 -2(事故対応等) H22車両事故

発生日時	事故の大分類	事故の種類	件名・被害の程度	被害の概要又は状況	発生場所	負傷者の分類	負傷者年齢	負傷者性別	相手方の分類	相手方年齢	相手方性別
2010/7/11 12:20	車両事故	負傷	ドアに現場スタッフが挟まれる。	お客様が電動カーポートを返却する際にスタッフ用入りドアに衝突し、そのドアに現場スタッフが挟まれる。	東口ゲート			女	お客様	60	女
2010/9/10 12:10	車両事故	その他	お客様が運転する車両が駐車していた車両に衝突	東口駐車場内でお客様が運転する車両が駐車していた車両（お客様の）に衝突した。	東口駐車場	お客様		男	お客様		男
2011/1/15 12:00	車両事故	その他	お客様の車両が停車中の車両に衝突	お客様が運転する車両が、後方に進行中、停車しているお客様の車両に衝突した。	東口駐車場						
2011/1/18 12:25	車両事故	その他	お客様の車両がスノーポールに衝突	東口駐車場にて、お客様が運転する車両が、右折の際に対向車線の車両に気をとられ、ハンドルのまわりすぎスノーポールに衝突した。	東口駐車場						

危機管理対応実績・報告 -3(事故対応等) H22病気

発生日時	事故の大分類	事故の種類	件名・被害の程度	被害の概要又は状況	発生場所	負傷者の分類	負傷者年齢	負傷者性別	相手方の分類	相手方年齢	相手方性別
2010/6/9 13:55	病気(急性症状)	発症	発作を起こし意識不明	発作を起こし意識不明	炊事遠足広場	お客様	12	女			
2010/6/27 15:25	病気(急性症状)	その他	泥酔状態により、救急車を要請	泥酔状態により、救急車を要請	カントリーハウス横ベンチ	お客様	27	男			
2010/7/20 14:20	病気(既往症悪化)	発症	お客様が、呼吸不安定となった為、付添の看護師が救急車を要請	東口休憩所にて車椅子（ベント型）に乗ったお客様が、呼吸不安定となった為、付添の看護師が救急車を要請した。	東口休憩所	お客様	7	女			
2010/8/6 13:30	病気(既往症悪化)	発症	食物アレルギーによる蕁麻疹が発症し、救急車を要請	豚丼を食べて食物アレルギーによる蕁麻疹が発症し、救急車を要請した。	カントリーハウストラ	お客様	2	男			
2010/8/16 3:40	病気(既往症悪化)	発症	キャンピング場宿泊客が、就寝中に、胸から腹にかけて痛みがあり、救急車を要請	キャンピング場宿泊（キャンピングC-6）のお客様が、就寝中に、胸から腹にかけて痛みがあり、救急車を要請した。	キャンピング場キャビンC-6	お客様	40	女			
2010/10/3 12:40	病気(急性症状)	発症	お客様の体調不良で嘔吐、吐血	溪流ゾーン炊事遠足広場のお客様（56歳女性）が食事中に、体調が悪くなり、横になつたところ嘔吐した（吐血も）。	溪流ゾーン炊事遠足広場	お客様	56	女			

危機管理対応実績・報告 -4(事故対応等) H22その他

発生日時	事故の大分類	事故の種類	件名・被害の程度	被害の概要又は状況	発生場所	負傷者の分類	負傷者年齢	負傷者性別	相手方の分類	相手方年齢	相手方性別
2010/6/12 16:30	その他	負傷	足の裂傷、出血	転んで足を裂傷し出血。	鱒見口サイクルセンター付近	お客様	47	女			
2010/7/19 13:20	その他	施設等破損	ボールによる汚水処理所の窓ガラスの破損	溪流ゾーン鱒見口駐車場付近の汚水処理所前で、お客様がキャッチボールをしていた際、誤って投げたボールが汚水処理所の窓ガラスを割る。	鱒見口駐車場付近の汚水処理場				お客様		男

危機管理対応実績・報告 -1(事故対応等) H23事故

発生日時	事故の大分類	事故の種類	件名・被害の程度	被害の概要又は状況	発生場所	負傷者の分類	負傷者年齢	負傷者性別	相手方の分類	相手方年齢	相手方性別
2011/5/4 9:37	事故	負傷	右腕部火傷		オートリゾート滝野キャビンB J-4						
2011/8/11 19:35	事故	負傷	左肘打撲	女子シャワー室の脱衣所に足を滑らせ左ひじを打撲	オートキャンプ場女子シャワー室	お客様	52	女			
2011/8/19 11:50	事故	負傷	びっくりポール利用時に前方へ転倒、右腕部負傷	びっくりポール(直径1m20cm)で遊んでいた際に前方に転がり、右肩より落下、右手に痛みを訴え手を動かさなくなる。	ローンスタジアム	お客様	11	女			
2012/1/8 11:15	事故	その他	スキースクール受講者による他のスキューターのスキー破損		ファミリイグレインデ中履						

危機管理対応実績・報告 -2(事故対応等) H23車両事故

発生日時	事故の大分類	事故の種類	件名・被害の程度	被害の概要又は状況	発生場所	負傷者の分類	負傷者年齢	負傷者性別	相手方の分類	相手方年齢	相手方性別
2011/7/7 11:55	車両事故	施設等破損	入退場ゲートポール破損	キャンプ場入退場ゲートポールの破損	オートリゾート滝野入退場ゲート						
2011/7/18 15:05	車両事故	その他	お客様の車輛が駐車車両に衝突	渓流口駐車場にて、お客様が運転する車輛が後方不注意の為、駐車していた車両に衝突した。	渓流口駐車場	お客様		男	お客様		男
2012/2/9 12:00	車両事故	施設等破損	パークブリッジ柵干一部変形・破損		滝野パークブリッジ上幹線園路						
2012/2/29 16:00	その他	施設等破損	落雪による外周柵の破損		滝野の森口付近						

危機管理対応実績・報告 -3(事故対応等) H23病気

発生日時	事故の大分類	事故の種類	件名・被害の程度	被害の概要又は状況	発生場所	負傷者の分類	負傷者年齢	負傷者性別	相手方の分類	相手方年齢	相手方性別
2011/8/4 14:40	病気(急性症状)	発症	お客様の体調不良で反復嘔吐、救急車を要請	お客様と渓流ゾーンでスタンブラリーをした後、森ゾーンへ自家用車で移動中に気分が悪くなった。滝野の森口より再入園し、森の情報館に移動してリファーマーで休んでいたが、その後も何度も嘔吐したため、本人から情報館スタッフに救急車を要請された。	森の情報館	お客様	38	男			
2011/8/28 14:01	病気(急性症状)	発症	お客様の体調不良で頭痛・嘔吐	頭痛と嘔吐を繰り返した。熱中症の疑い。	案内所	お客様	40	女			

危機管理対応実績・報告 -4(事故対応等) H23その他

発生日時	事故の大分類	事故の種類	件名・被害の程度	被害の概要又は状況	発生場所	負傷者の分類	負傷者年齢	負傷者性別	相手方の分類	相手方年齢	相手方性別
2011/9/8 11:10	その他	虫刺され等	蜂による虫刺症、救急車を要請	右目の下を蜂に刺されて痛みが激しいということで救急車を要請した。	森のすみか、りすの散歩路	お客様	10	男			
2012/1/14 12:00	その他	施設等破損	柵の損傷		滝野パークブリッジ上幹線園路						
2012/2/29 16:00	その他	施設等破損	落雪による外周柵の破損		滝野の森口付近						

危機管理対応実績・報告（自然災害、火災）

【H22】

災害発生日時	災害種別	地震震度	災害件名	入園/利用規制	施設の営業時間の変更等の概要
2010/10/27	降雪		降雪による停電・倒木	有	10/27～29 臨時休園 10/30～11/10 一部利用規制あり

【H23】

災害発生日時	災害種別	地震震度	災害件名	入園/利用規制	施設の営業時間の変更等の概要
2011/9/5～6	豪雨		河川増水による園路水没・橋倒壊	有	9/6～一部利用規制あり

職員・臨時職員・アルバイト等の園内配置

別紙25

【H22】

配置場所	閉園期間(平日)*			夏季開園期間										冬季開園期間						備考						
	園内作業・事務補助			通常期/平日		通常期/土日祝		夏休み/平日		GW・夏休み/土日祝		平日		土日祝		冬休み/土日祝										
	臨時職員	アルバイト	計	臨時職員	アルバイト	臨時職員	アルバイト	臨時職員	アルバイト	臨時職員	アルバイト	臨時職員	アルバイト	臨時職員	アルバイト	臨時職員	アルバイト	計								
管理センター	7	0	7	4	0	4	7	0	7	4	0	4	7	0	7	5	0	5	7	0	7	5	0	5		
開園作業員	16	0	16																							
巡視員	0	0	0	4	0	4	6	0	6	4	0	4	6	0	6	5	0	5	7	0	7	7	0	7		
案内所・溪流ゾーン	1	0	1	2	0	2	3	0	3	2	0	2	3	0	3	2	0	2	2	0	2	2	0	2		
カントリーハウス	0	0	0	1	0	1	2	0	2	1	0	1	2	0	2	1	0	1	1	0	1	1	0	1		
東口	0	0	0	2	0	2	3	1	4	2	1	3	3	2	5											
中央口	0	0	0	1	0	1	2	0	2	1	0	1	2	0	2	1	0	1	1	0	1	1	0	1		
こどもの谷	0	0	0	4	0	4	6	2	8	4	1	5	6	2	8											
そりがげレンダ	0	0	0													10	0	10	16	2	18	16	3	19		
交流館	0	0	0	1	0	1	2	0	2	1	0	1	2	0	2	1	0	1	1	0	1	1	0	1		
情報館	0	0	0	1	0	1	1	0	1	1	0	1	1	0	1											
スキースクール	0	0	0													3	0	3	5	0	5	5	0	5		
森口	0	0	0	1	0	1	1	0	1	1	0	1	2	0	2											
計	24	0	24	21	0	21	33	3	36	21	2	23	34	4	38	28	0	28	40	2	42	38	3	41		

* 閉園期間土日祝日は、全員休日体制

【H23】

配置場所	閉園期間(平日)*				夏季開園期間								冬季開園期間				備考						
	園内作業・事務補助		通常期/平日		通常期/土日祝		夏休み/平日		GW・夏休み/土日祝		平日		土日祝		冬休み/土日祝								
	臨時職員	アルバイト	計	臨時職員	アルバイト	計	臨時職員	アルバイト	計	臨時職員	アルバイト	計	臨時職員	アルバイト	計	臨時職員		アルバイト	計				
管理センター	8	0	8	4	0	4	8	0	8	4	0	4	8	0	8	4	0	4	8	0	8		
開閉園作業員	15	0	15																				
巡視員	0	0	0	5	0	5	7	0	7	5	0	5	7	0	7	5	0	5	7	0	7		
案内所・溪流ゾーン	1	0	1	2	0	2	3	0	3	2	0	2	3	0	3	2	0	2	3	0	3		
カントリーハウス	0	0	0	1	0	1	2	0	2	1	0	1	2	0	2	1	0	1	2	0	2		
東口	0	0	0	3	0	3	4	1	5	3	1	4	4	2	6								
中央口	0	0	0	1	0	1	2	0	2	1	0	1	2	0	2	1	0	1	2	0	2		
こどもの谷	0	0	0	4	0	4	6	2	8	4	1	5	6	2	8								
そりダレンデ	0	0	0													8	0	8	12	0	12	2	14
交流館	0	0	0	1	0	1	2	0	2	1	0	1	2	0	2	1	0	1	2	0	2		
情報館	0	0	0	1	0	1	1	0	1	1	0	1	1	0	1								
スキースクール	0	0	0													4	0	4	6	0	6	0	6
森口	0	0	0	1	0	1	1	0	1	1	0	1	1	0	1								
計	24	0	24	23	0	23	36	3	39	23	2	25	36	4	40	26	0	26	38	0	38	2	40

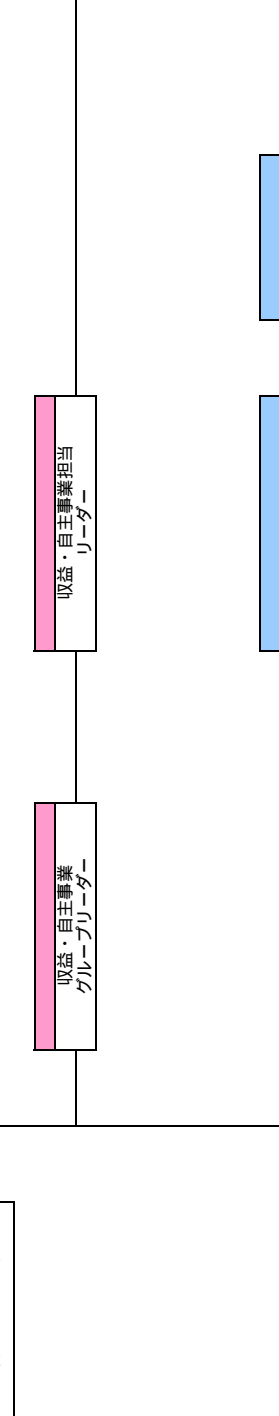
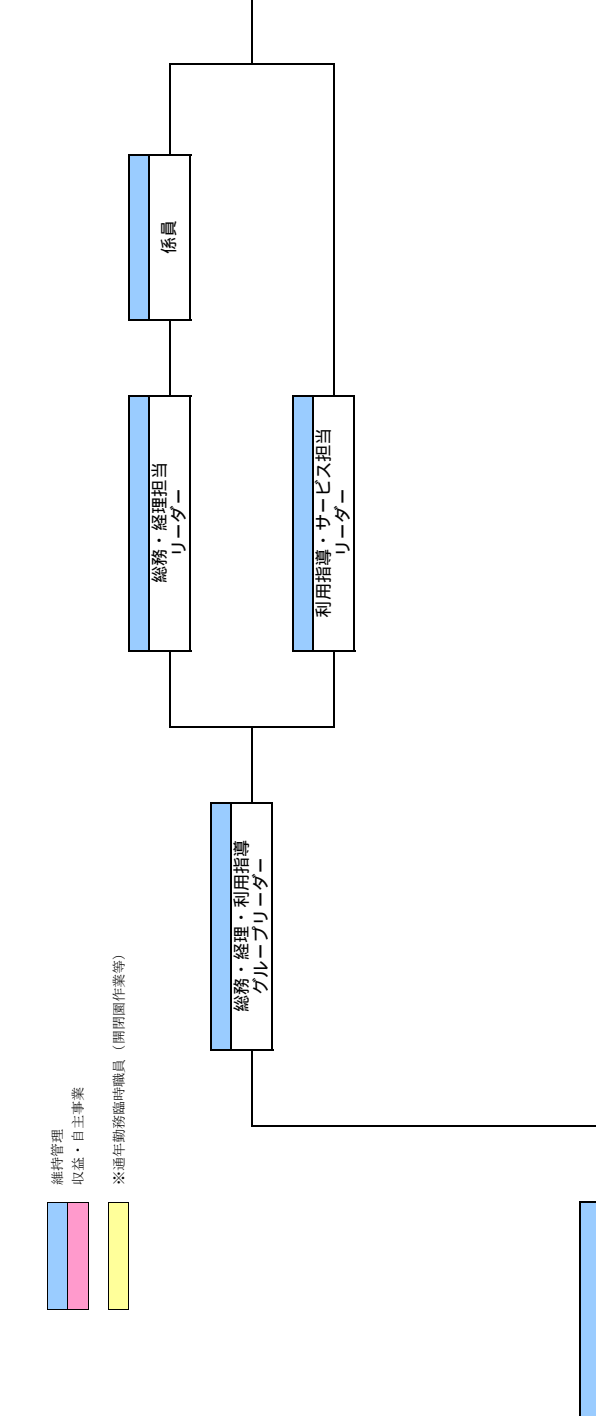
* 閉園期間土日祝日は、全員休日体制

平成22年度 滝野管理センター職員等配置及び職務分担表【夏季】

【夏季開園期間：4月19日～11月10日】

臨時職員1	(園内利用・総務事務補助)
臨時職員2	(園内利用・総務事務補助)
臨時職員3	(園内利用・利用サービス事務補助)
臨時職員4	(閉園区域運営監視)
臨時職員5	(閉園区域運営監視)
臨時職員6	(閉園区域運営監視)
臨時職員7	(閉園区域運営監視)
臨時職員8	(閉園区域運営監視)
臨時職員9	(閉園区域運営監視)
臨時職員10	(案内所・溪流ゾーン案内・放送・団体受付)
臨時職員11	(案内所・溪流ゾーン案内・放送・団体受付)
臨時職員12	(案内所・溪流ゾーン案内・放送・団体受付)
臨時職員13	(東口ゲート 発券・改札)
臨時職員14	(東口ゲート 発券・改札)
臨時職員15	(東口ゲート 案内・遊具等貸出)
臨時職員16	(中央ゲート 発券・改札)
臨時職員17	(中央ゲート 案内・放送)
臨時職員18	(カントリーハウス 中心ゾーン案内・放送)
臨時職員19	(カントリーハウス 中心ゾーン案内・放送)
臨時職員20	(こどもの谷 利用者指導・巡回・安全管理)
臨時職員21	(こどもの谷 利用者指導・巡回・安全管理)
臨時職員22	(こどもの谷 利用者指導・巡回・安全管理)
臨時職員23	(こどもの谷 利用者指導・巡回・安全管理)
臨時職員24	(こどもの谷 利用者指導・巡回・安全管理)
臨時職員25	(こどもの谷 案内・放送)
臨時職員26	(森の交流館 案内・放送)
臨時職員27	(森の交流館 案内・放送)
臨時職員28	(森の情報館 案内・巡回・利用指導)
臨時職員29	(森の料金所 発券・改札・案内)

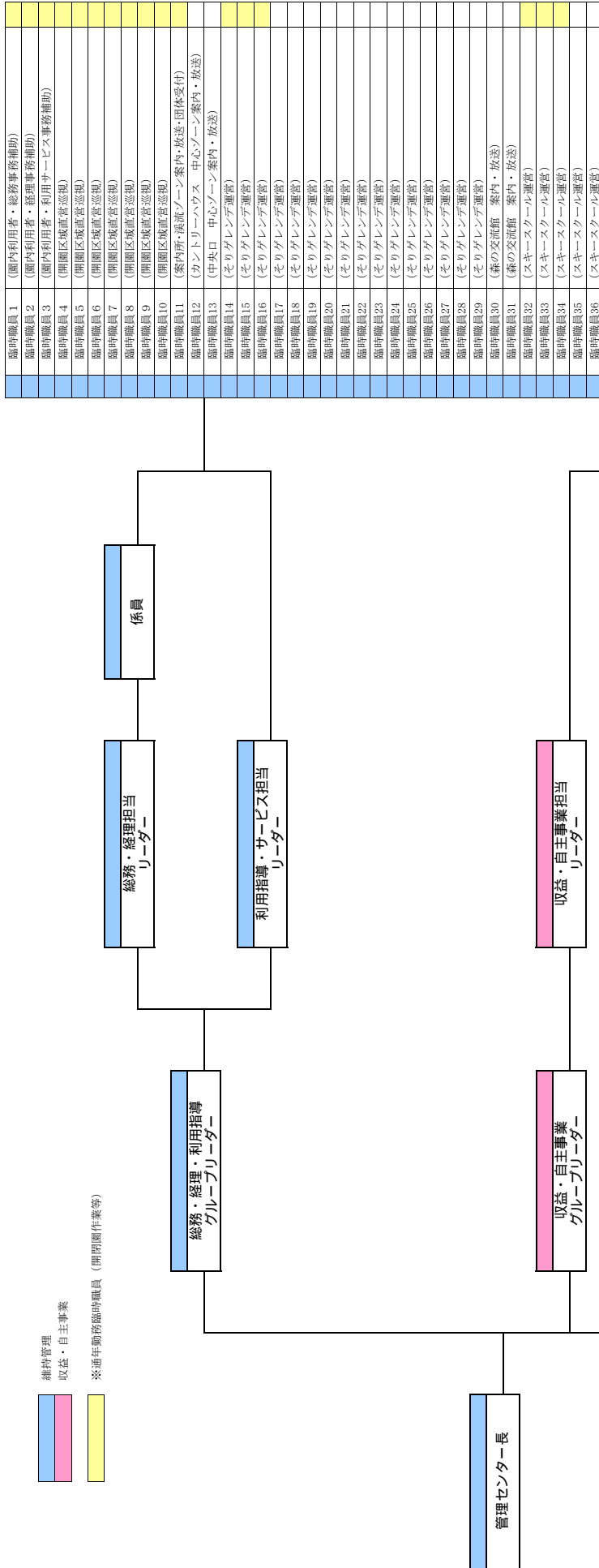
臨時職員30	(園内収益施設・収益事務補助)
臨時職員31	(溪流口料金所 発券)
臨時職員32	(溪流口料金所 発券)
臨時職員33	(溪流口料金所 発券)
臨時職員34	(鱒見口料金所 発券・案内)
臨時職員35	(鱒見口料金所 発券)
臨時職員36	(サイクルセンター運営)
臨時職員37	(キャンプ場運営)
臨時職員38	(キャンプ場運営)
臨時職員39	(キャンプ場運営)
臨時職員40	(キャンプ場運営)
臨時職員41	(キャンプ場運営)
臨時職員42	(キャンプ場夜勤)



臨時職員43	(建物・施設維持業務等補助)
臨時職員44	(イベント・広域業務補助)
臨時職員45	(イベント・広域業務補助)
臨時職員46	(自然環境保全等業務補助)

平成22年度 滝野管理センター職員等配置及び職務分担表【冬季】

【冬季開園期間：12月23日～3月31日】



- 維持管理
- 収益・自主事業
- ※通年勤務臨時職員（開園園作業等）

臨時職員1	(園内利用者・総務事務補助)
臨時職員2	(園内利用者・総務事務補助)
臨時職員3	(園内利用者・利用サービス事務補助)
臨時職員4	(閉園区域運営監視)
臨時職員5	(閉園区域運営監視)
臨時職員6	(閉園区域運営監視)
臨時職員7	(閉園区域運営監視)
臨時職員8	(閉園区域運営監視)
臨時職員9	(閉園区域運営監視)
臨時職員10	(閉園区域運営監視)
臨時職員11	(案内所・溪流ゾーン案内・放送・団体受付)
臨時職員12	(カントリーハウス 中心ゾーン案内・放送)
臨時職員13	(中央口 中心ゾーン案内・放送)
臨時職員14	(そりがレンヂ運営)
臨時職員15	(そりがレンヂ運営)
臨時職員16	(そりがレンヂ運営)
臨時職員17	(そりがレンヂ運営)
臨時職員18	(そりがレンヂ運営)
臨時職員19	(そりがレンヂ運営)
臨時職員20	(そりがレンヂ運営)
臨時職員21	(そりがレンヂ運営)
臨時職員22	(そりがレンヂ運営)
臨時職員23	(そりがレンヂ運営)
臨時職員24	(そりがレンヂ運営)
臨時職員25	(そりがレンヂ運営)
臨時職員26	(そりがレンヂ運営)
臨時職員27	(そりがレンヂ運営)
臨時職員28	(そりがレンヂ運営)
臨時職員29	(そりがレンヂ運営)
臨時職員30	(森の交流館 案内・放送)
臨時職員31	(森の交流館 案内・放送)
臨時職員32	(スキースカール運営)
臨時職員33	(スキースカール運営)
臨時職員34	(スキースカール運営)
臨時職員35	(スキースカール運営)
臨時職員36	(スキースカール運営)

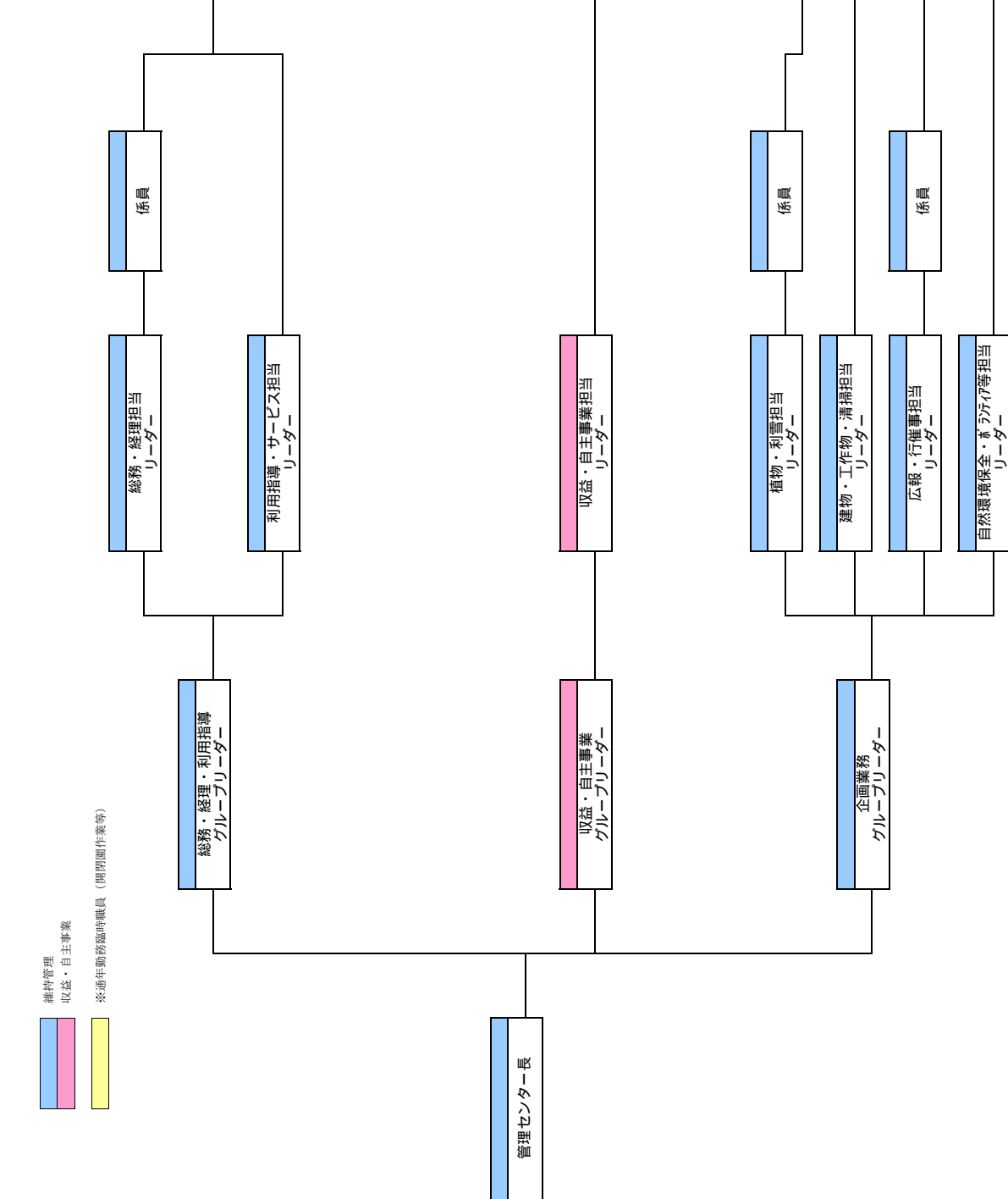
臨時職員37	(カントリーハウス リフト券販売)
臨時職員38	(中央口 リフト券販売)
臨時職員39	(溪流口料金所 発券)
臨時職員40	(溪流口料金所 発券)
臨時職員41	(溪流・森口料金所 発券)
臨時職員42	(溪流・森口料金所 発券)
臨時職員43	(リフト運行)
臨時職員44	(リフト運行)
臨時職員45	(リフト運行)
臨時職員46	(リフト運行)
臨時職員47	(リフト運行)
臨時職員48	(リフト運行)
臨時職員49	(建物・施設維持業務等補助)
臨時職員50	(イベント・広場業務補助)
臨時職員51	(イベント・広場業務補助)
臨時職員52	(自然環境保全等業務補助)

平成23年度 滝野管理センター職員等配置及び職務分担表【夏季】

【夏季開園期間：4月19日～11月10日】

臨時職員1	(園内利用・総務事務補助)
臨時職員2	(園内利用・総務事務補助)
臨時職員3	(園内利用・利用サービス事務補助)
臨時職員4	(閉園区域直営巡視)
臨時職員5	(閉園区域直営巡視)
臨時職員6	(閉園区域直営巡視)
臨時職員7	(閉園区域直営巡視)
臨時職員8	(閉園区域直営巡視)
臨時職員9	(閉園区域直営巡視)
臨時職員10	(閉園区域直営巡視)
臨時職員11	(案内所・溪流ゾーン案内・放送・団体受付)
臨時職員12	(案内所・溪流ゾーン案内・放送・団体受付)
臨時職員13	(溪流ゾーン案内・放送・団体受付)
臨時職員14	(東口ゲート 発券・改札)
臨時職員15	(東口ゲート 発券・改札)
臨時職員16	(東口ゲート 発券・改札)
臨時職員17	(東口ゲート 案内・遊具等貸出)
臨時職員18	(中央ロゲート 発券・改札)
臨時職員19	(中央ロゲート 案内・放送)
臨時職員20	(カントリーハウス 中心ゾーン案内・放送)
臨時職員21	(カントリーハウス 中心ゾーン案内・放送)
臨時職員22	(こどもの谷 利用者指導・巡回・安全管理)
臨時職員23	(こどもの谷 利用者指導・巡回・安全管理)
臨時職員24	(こどもの谷 利用者指導・巡回・安全管理)
臨時職員25	(こどもの谷 利用者指導・巡回・安全管理)
臨時職員26	(こどもの谷 利用者指導・巡回・安全管理)
臨時職員27	(こどもの谷 案内・放送)
臨時職員28	(森の交流館 案内・放送)
臨時職員29	(森の交流館 案内・放送)
臨時職員30	(森の構想館 案内・巡回・利用指導)
臨時職員31	(森口料金所 発券・改札・案内)

臨時職員32	(園内収益施設・収益事務補助)
臨時職員33	(溪流口料金所 発券)
臨時職員34	(溪流口料金所 発券)
臨時職員35	(鱒見口料金所 発券・案内)
臨時職員36	(鱒見口料金所 発券)
臨時職員37	(サイクルセンター運営)
臨時職員38	(キャンプ場運営)
臨時職員39	(キャンプ場運営)
臨時職員40	(キャンプ場運営)
臨時職員41	(キャンプ場運営)
臨時職員42	(キャンプ場運営)
臨時職員43	(キャンプ場夜勤)
臨時職員44	(植物管理業務等補助)
臨時職員45	(建物・施設維持業務等補助)
臨時職員46	(イベント・広域業務補助)
臨時職員47	(イベント・広域業務補助)
臨時職員48	(自然環境保全等業務補助)



- 維持管理
- 収益・自主事業
- ※通年勤務臨時職員（開園園作業等）

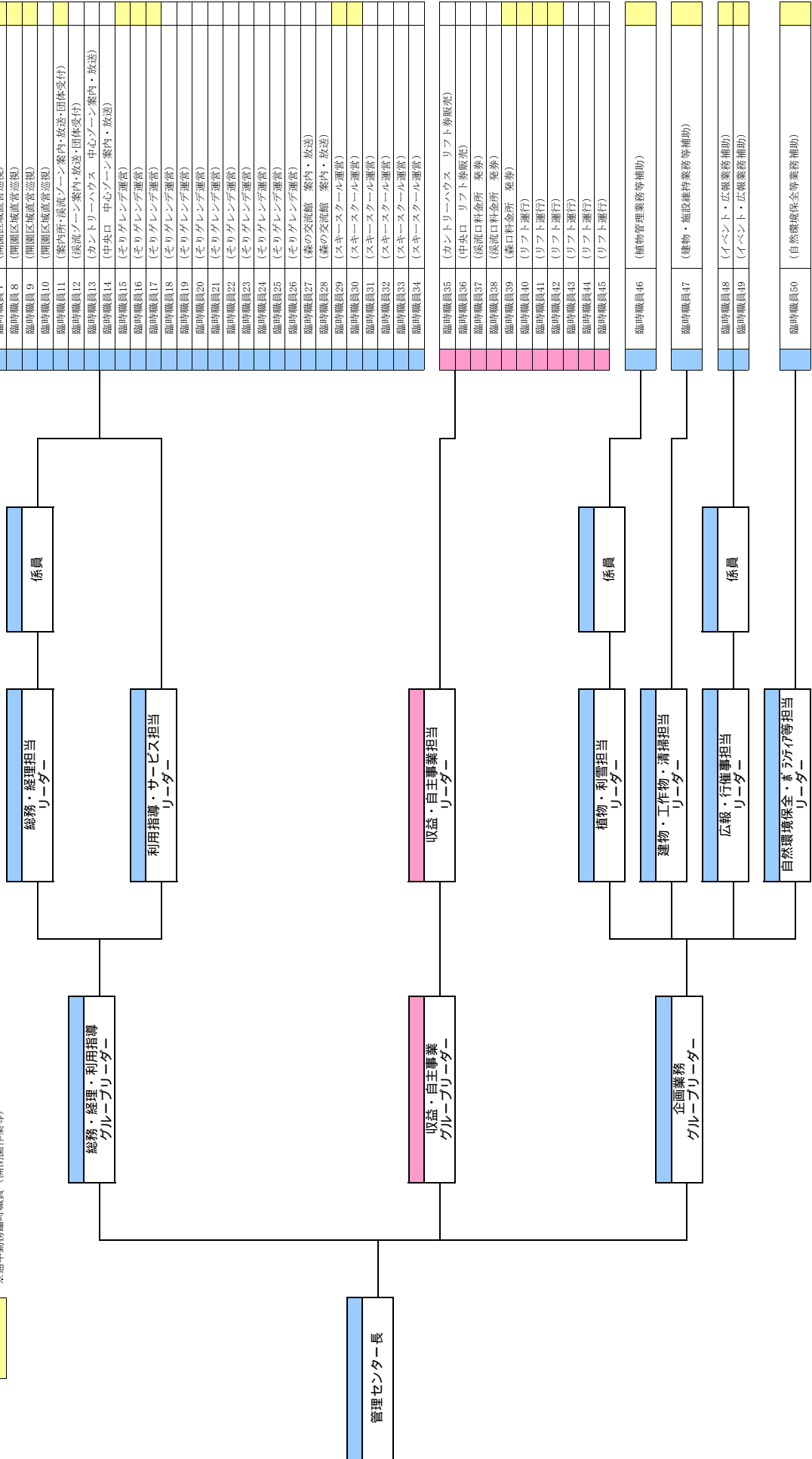
平成23年度 滝野管理センター職員等配置及び職務分担表【冬季】

【冬季開園期間：12月23日～3月31日】

臨時職員1	(園内利用者・総務事務補助)
臨時職員2	(園内利用者・総務事務補助)
臨時職員3	(園内利用者・利用サービス事務補助)
臨時職員4	(開園区域運営監視)
臨時職員5	(開園区域運営監視)
臨時職員6	(開園区域運営監視)
臨時職員7	(開園区域運営監視)
臨時職員8	(開園区域運営監視)
臨時職員9	(開園区域運営監視)
臨時職員10	(開園区域運営監視)
臨時職員11	(案内所・溪流ゾーン案内・放送・団体受付)
臨時職員12	(溪流ゾーン案内・放送・団体受付)
臨時職員13	(カントリーハウス 中心ゾーン案内・放送)
臨時職員14	(中央口 中心ゾーン案内・放送)
臨時職員15	(そりぐレング運営)
臨時職員16	(そりぐレング運営)
臨時職員17	(そりぐレング運営)
臨時職員18	(そりぐレング運営)
臨時職員19	(そりぐレング運営)
臨時職員20	(そりぐレング運営)
臨時職員21	(そりぐレング運営)
臨時職員22	(そりぐレング運営)
臨時職員23	(そりぐレング運営)
臨時職員24	(そりぐレング運営)
臨時職員25	(そりぐレング運営)
臨時職員26	(そりぐレング運営)
臨時職員27	(森の交流館 案内・放送)
臨時職員28	(森の交流館 案内・放送)
臨時職員29	(スキースクール運営)
臨時職員30	(スキースクール運営)
臨時職員31	(スキースクール運営)
臨時職員32	(スキースクール運営)
臨時職員33	(スキースクール運営)
臨時職員34	(スキースクール運営)

臨時職員35	(カントリーハウス リフト券販売)
臨時職員36	(中央口 リフト券販売)
臨時職員37	(溪流口料金所 発券)
臨時職員38	(溪流口料金所 発券)
臨時職員39	(森口料金所 発券)
臨時職員40	(リフト運行)
臨時職員41	(リフト運行)
臨時職員42	(リフト運行)
臨時職員43	(リフト運行)
臨時職員44	(リフト運行)
臨時職員45	(リフト運行)
臨時職員46	(植物管理業務等補助)
臨時職員47	(建物・施設維持業務等補助)
臨時職員48	(イベント・広報業務補助)
臨時職員49	(イベント・広報業務補助)
臨時職員50	(自然環境保全等業務補助)

- 維持管理
- 収益・自主事業
- ※通年勤務臨時職員（開園園作業等）



総括責任者による外部会議への出席

【H22】

- | | | | |
|-----|-----------------------------|--------------------------------|------------------|
| (1) | 合同連絡会議 | 毎月 10 日前後 | 国事務所、山の家、管理センター |
| (2) | 利用促進会議 | 毎月 10 日前後 | 国事務所、山の家、管理センター |
| (3) | サービス向上委員会 | 毎月 20 日前後 | 山の家、テナント、管理センター |
| (4) | 市場化テスト評価アドバイザー
総合評価審査委員会 | H22. 10. 2～10. 3
H23. 2. 20 | 国事務所、山の家、管理センター |
| (5) | 札幌近郊花ネットワーク協議会 | H22. 5. 13
H22. 12. 3 | 加盟施設、団体等 |
| (6) | 消防訓練 | H22. 7. 1
H22. 10. 26 | 国事務所、テナント、管理センター |
| (7) | 全道公園協会連絡会総会 | H22. 9. 9 | 加盟施設、団体等 |
| (8) | 青少年山の家運営協議会 | H22. 11. 18 | 山の家、関係団体等 |
| (9) | 合同安全パトロール | 毎月 1 回 | 国事務所、管理センター |

【H23】

- | | | | |
|-----|-------------|-------------|------------------|
| (1) | 合同連絡会議 | 毎月 10 日前後 | 国事務所、山の家、管理センター |
| (2) | 利用促進会議 | 毎月 10 日前後 | 国事務所、山の家、管理センター |
| (3) | サービス向上委員会 | 毎月 20 日前後 | 山の家、テナント、管理センター |
| (4) | 消防訓練 | H23. 7. 21 | 国事務所、テナント、管理センター |
| (5) | 合同安全パトロール | 毎月 1 回 | 国事務所、管理センター |
| (6) | 青少年山の家運営協議会 | H23. 11. 16 | 山の家、国事務所、関係団体等 |

苦情、要望等対応処理

【H22】

期間	件数
4月	7件
5月	66件
6月	65件
7月	50件
8月	60件
9月	44件
10月	41件
11月	5件
12月	10件
1月	33件
2月	33件
3月	22件
合計	436件

4月 ご意見集計一覧

項目	評価		プラス評価			マイナス評価			提案・要望等			その他			計		
	H22		H22		H22		H22		H22		H22		H22		H22		
	今月	累計	今月	累計	今月	累計	今月	累計	今月	累計	今月	累計	今月	累計	今月	累計	
全般	1																
料金				1				4									
駐車場																	
施設																	
遊具施設																	
掲示・広報				1													
園路																	
清掃																	
動植物管理																	
行催事																	
売店																	
自動販売機																	
サイクリング																	
レストラン																	
職員																	
開園時間																	
券売・改札																	
その他																	
計	1			2				4									

特記事項

5月 ご意見集計一覧

項目	評価		プラス評価			マイナス評価			提案・要望等			その他			計		
	H22		H22			H22			H22			H22					
	今月	累計	今月	累計	累計	今月	累計	累計	今月	累計	累計	今月	累計	累計			
全般	6	7				2	2										
料金				1	2		1	5									
駐車場																	
施設	6	6		4	4	13	13		1	1							
遊具施設																	
掲示・広報				3	4		7	7		2	2						
園路																	
清掃							1	1									
動植物管理	1	1		2	2		3	3		1	1						
行催事																	
売店																	
自動販売機																	
サイクリング																	
レストラン																	
職員	1	1		2	2												
開園時間																	
券売・改札																	
その他	3	3		4	4		2	2									
計	17			16			29			4							

特記事項

6月 ご意見集計一覧

項目	評価		プラス評価			マイナス評価			提案・要望等			その他			計		
	H22		H22			H22			H22			H22					
	今月	累計	今月	累計	累計	今月	累計	累計	今月	累計	累計	今月	累計	累計	今月	累計	累計
全般		7		4	4		7	9									
料金				1	3		3	8									
駐車場																	
施設	2	8		7	11		9	22			1						
遊具施設																	
掲示・広報					4			7			2						
園路																	
清掃				1	1			1									
動植物管理	7	8		2	4		4	7			1						
行催事																	
売店																	
自動販売機																	
サイクリング																	
レストラン																	
職員	2	3			2												
開園時間																	
券売・改札																	
その他	4	7		5	9		7	9									
計	15			20			30										

特記事項

7月 ご意見集計一覧

項目	評価			プラス評価			マイナス評価			提案・要望等			その他			計		
	H22			H22			H22			H22			H22			H22		
	今月	累計	累計	今月	累計	累計	今月	累計	累計	今月	累計	累計	今月	累計	累計	今月	累計	累計
全般		7			4			9										
料金					3		3	11										
駐車場																		
施設	8	16		1	12		20	42			1							
遊具施設																		
掲示・広報					4			7			2							
園路																		
清掃				1	2			1										
動植物管理	2	10		2	6			7			1							
行催事																		
売店																		
自動販売機																		
サイクリング																		
レストラン																		
職員		3			2													
開園時間																		
券売・改札																		
その他	3	10		1	10		9	18										
計	13			5			32											

特記事項

8月 ご意見集計一覧

項目	評価			プラス評価			マイナス評価			提案・要望等			その他			計		
	H22			H22			H22			H22			H22			H22		
	今月	累計	累計	今月	累計	累計	今月	累計	累計	今月	累計	累計	今月	累計	累計	今月	累計	累計
全般		7		1	5			9										
料金					3			11										
駐車場																		
施設	11	27		4	16		16	58					1					
遊具施設																		
掲示・広報					4			7					2					
園路																		
清掃					2			1										
動植物管理		10		2	8		1	8					1					
行催事																		
売店																		
自動販売機																		
サイクリング																		
レストラン																		
職員		3			2													
開園時間																		
券売・改札																		
その他	10	20		1	11		12	30					2	2				
計	21			8			29					2						

特記事項

9月 ご意見集計一覧

項目	評価		プラス評価			マイナス評価			提案・要望等			その他			計		
	H22		H22			H22			H22			H22					
	今月	累計	累計	今月	累計	累計	今月	累計	累計	今月	累計	累計	今月	累計	累計		
全般		7			5			9									
料金				2	5			2	13								
駐車場																	
施設	1	28		2	18		10	68			1						
遊具施設																	
掲示・広報				1	5		1	8			2						
園路																	
清掃					2			1									
動植物管理	2	12			8		2	10			1						
行催事																	
売店																	
自動販売機																	
サイクリング																	
レストラン																	
職員		3			2												
開園時間																	
券売・改札																	
その他	9	29		3	14		8	38		1	3						
計	12			8			23			1							

特記事項

10月 ご意見集計一覧

項目	評価			プラス評価			マイナス評価			提案・要望等			その他			計		
	H22			H22			H22			H22			H22			H22		
	今月	累計	累計	今月	累計	累計	今月	累計	累計	今月	累計	累計	今月	累計	累計	今月	累計	累計
全般		7			5			9										
料金					5		1	14										
駐車場																		
施設	2	30		5	23		10	78				1						
遊具施設																		
掲示・広報				1	6			8				2						
園路																		
清掃	1	1			2			1										
動植物管理	1	13			8		1	11				1						
行催事																		
売店																		
自動販売機																		
サイクリング																		
レストラン																		
職員		3			2													
開園時間																		
券売・改札																		
その他	6	35		2	16		11	49				3						
計	10			8			23											

特記事項

11月 ご意見集計一覧

項目	評価			プラス評価			マイナス評価			提案・要望等			その他			計		
	H22			H22			H22			H22			H22			H22		
	今月	累計	累計	今月	累計	累計	今月	累計	累計	今月	累計	累計	今月	累計	累計	今月	累計	累計
全般		7			5			9										
料金					5			14										
駐車場																		
施設		30			23		2	80					1					
遊具施設																		
掲示・広報					6		2	10					2					
園路																		
清掃		1			2			1										
動植物管理		13			8			11					1					
行催事																		
売店																		
自動販売機																		
サイクリング																		
レストラン																		
職員		3			2													
開園時間																		
券売・改札																		
その他	1	36			16			49					3					
計	1			0			4											

特記事項

12月 ご意見集計一覧

項目	評価		プラス評価			マイナス評価			提案・要望等			その他			計		
	H22		H22			H22			H22			H22					
	今月	累計	累計	今月	累計	累計	今月	累計	累計	今月	累計	累計	今月	累計	累計		
全般		7			5			9									
料金					5			14									
駐車場																	
施設		30			23			3 83			1						
遊具施設																	
掲示・広報					6			1 11			2						
園路																	
清掃		1			2			1									
動植物管理		13			8			11			1						
行催事																	
売店																	
自動販売機																	
サイクリング																	
レストラン																	
職員		3			2												
開園時間																	
券売・改札																	
その他	4	40			16			1 50			1 4						
計	4				0			5			1						

特記事項

1月 ご意見集計一覧

項目	評価		プラス評価			マイナス評価			提案・要望等			その他			計		
	H22		H22			H22			H22			H22					
	今月	累計	今月	累計	累計	今月	累計	累計	今月	累計	累計	今月	累計	累計			
全般	2	9		5		1	10										
料金				5		2	16										
駐車場																	
施設	5	35	5	28		5	88		1	2							
遊具施設																	
掲示・広報				6		2	13			2							
園路																	
清掃		1		2			1										
動植物管理		13		8			11			1							
行催事																	
売店																	
自動販売機																	
サイクリング																	
レストラン																	
職員		3		2													
開園時間																	
券売・改札																	
その他	3	43	1	17		6	56			4							
計	10		6			16			1								

特記事項

2月 ご意見集計一覧

項目	評価		プラス評価			マイナス評価			提案・要望等			その他			計			
	H22				H22				H22				H22				H22	
	今月	累計	累計	今月	累計	累計	今月	累計	累計	今月	累計	累計	今月	累計	累計	今月	累計	累計
全般		9			5				10									
料金					5				1	17								
駐車場																		
施設	5	40		4	32		6	94		1	3							
遊具施設																		
掲示・広報					6		1	14			2							
園路																		
清掃		1			2				1									
動植物管理		13			8				11		1							
行催事																		
売店																		
自動販売機																		
サイクリング																		
レストラン																		
職員		3			2						1	1						
開園時間																		
券売・改札																		
その他	4	47		3	20		7	63			4							
計	9			7			15			2								

特記事項

3月 ご意見集計一覧

項目	評価		プラス評価			マイナス評価			提案・要望等			その他			計		
	H22		H22			H22			H22			H22					
	今月	累計	累計	今月	累計	累計	今月	累計	累計	今月	累計	累計	今月	累計	累計		
全般		9			5				10						24		
料金					5				1	18					23		
駐車場																	
施設	2	42		2	34		6	100				3			179		
遊具施設																	
掲示・広報	1	1			6			14				2			23		
園路																	
清掃	1	2		1	3			1							6		
動植物管理		13			8			11				1			33		
行催事																	
売店																	
自動販売機																	
サイクリング																	
レストラン																	
職員		3			2							1			6		
開園時間																	
券売・改札																	
その他	6	53			20		2	65				4			142		
計	10	123		3	83		9	219				0	11		436		

特記事項

【H23】

期間	件数
4月	10件
5月	44件
6月	35件
7月	29件
8月	28件
9月	26件
10月	18件
11月	6件
12月	8件
1月	22件
2月	18件
3月	20件
合計	264件

4月 ご意見集計一覧

項目	評価			プラス評価			マイナス評価			提案・要望等			その他			計		
	H23			H23			H23			H23			H23					
	今月	累計	累計	今月	累計	累計	今月	累計	累計	今月	累計	累計	今月	累計	累計			
全般	1												1					
料金																		
駐車場																		
施設																		
遊具施設																		
掲示・広報																		
園路																		
清掃																		
動植物管理																		
行催事	3												3					
売店																		
自動販売機																		
サイクリング																		
レストラン																		
職員																		
開園時間																		
券売・改札																		
その他	1			1			2			2			6					
計	5			1			2			2			10					

特記事項

5月 ご意見集計一覧

項目	評価			プラス評価			マイナス評価			提案・要望等			その他			計		
	H23			H23			H23			H23			H23					
	今月	累計	累計	今月	累計	累計	今月	累計	累計	今月	累計	累計	今月	累計	累計			
全般	1	2											1	2				
料金							1	1					1	1				
駐車場																		
施設	3	3		3	3		7	7					13	13				
遊具施設																		
掲示・広報				1	1		2	2					3	3				
園路																		
清掃																		
動植物管理				1	1		1	1					2	2				
行催事	2	5					1	1					3	6				
売店				1	1		1	1					2	2				
自動販売機																		
サイクリング																		
レストラン																		
職員																		
開園時間																		
券売・改札																		
その他	6	7		1	2		11	13		1	3		19	25				
計	12	17		7	8		24	26		1	3		44	54				

特記事項

6月 ご意見集計一覧

項目	プラス評価			マイナス評価			提案・要望等			その他			計		
	H23			H23			H23			H23			H23		
	今月	累計	累計	今月	累計	累計	今月	累計	累計	今月	累計	累計	今月	累計	累計
全般	1	3					3	3					4	6	
料金								1						1	
駐車場															
施設	1	4		3	6		2	9		1	1		7	20	
遊具施設															
掲示・広報					1		3	5					3	6	
園路															
清掃															
動植物管理	1	1		1	2		2	3		1	1		5	7	
行催事		5		1	1			1					1	7	
売店				1	2		1	2					2	4	
自動販売機															
サイクリング															
レストラン															
職員				1	1								1	1	
開園時間															
券売・改札															
その他	5	12		4	6		1	14		2	5		12	37	
計	8	25		11	19		12	38		4	7		35	89	

特記事項

7月 ご意見集計一覧

項目	評価		プラス評価			マイナス評価			提案・要望等			その他			計		
	H23		H23			H23			H23			H23					
	今月	累計	今月	累計	累計	今月	累計	累計	今月	累計	累計	今月	累計	累計			
全般		3				1	4					1	7				
料金							1						1				
駐車場																	
施設	3	7		6		11	20			1		14	34				
遊具施設																	
掲示・広報				1			5						6				
園路																	
清掃																	
動植物管理		1		2		1	4			1		1	8				
行催事	1	6		1		2	3					3	10				
売店				2			2						4				
自動販売機																	
サイクリング																	
レストラン																	
職員			1	2								1	2				
開園時間																	
券売・改札																	
その他	4	16		2	8		3	17			5		9	46			
計	8	33		3	22		18	56		0	7		29	118			

特記事項

8月 ご意見集計一覧

項目	評価		プラス評価			マイナス評価			提案・要望等			その他			計		
	H23		H23			H23			H23			H23					
	今月	累計	累計	今月	累計	累計	今月	累計	累計	今月	累計	累計	今月	累計	累計		
全般	5	8		1	1		2	6					8	15			
料金								1						1			
駐車場																	
施設		7			6		3	23			1		3	37			
遊具施設	5	5					3	3					8	8			
掲示・広報					1			5						6			
園路																	
清掃							1	1					1	1			
動植物管理		1			2			4			1			8			
行催事		6		1	2		3	6					4	14			
売店					2			2						4			
自動販売機																	
サイクリング	1	1											1	1			
レストラン																	
職員					2									2			
開園時間																	
券売・改札																	
その他		16		1	9		1	18			1	6	3	49			
計	11	44		3	25		13	69			1	8	28	146			

特記事項

9月 ご意見集計一覧

項目	評価			プラス評価			マイナス評価			提案・要望等			その他			計		
	H23			H23			H23			H23			H23			H23		
	今月	累計	累計	今月	累計	累計	今月	累計	累計	今月	累計	累計	今月	累計	累計	今月	累計	累計
全般	1	9			1		1	7								2	17	
料金								1									1	
駐車場																		
施設		7			6		5	28			1				5	42		
遊具施設	3	8						3							3	11		
掲示・広報					1		3	8							3	9		
園路																		
清掃								1									1	
動植物管理	1	2			2		1	5			1				2	10		
行催事		6			2		3	9							3	17		
売店					2		1	3							1	5		
自動販売機																		
サイクリング		1															1	
レストラン																		
職員					2		1	1							1	3		
開園時間																		
券売・改札																		
その他	2	18			1	10		3	21			6			6	55		
計	7	51			1	26		18	87			8			26	172		

特記事項

--

10月 ご意見集計一覧

項目	評価			プラス評価			マイナス評価			提案・要望等			その他			計		
	H23			H23			H23			H23			H23			H23		
	今月	累計	累計	今月	累計	累計	今月	累計	累計	今月	累計	累計	今月	累計	累計	今月	累計	累計
全般	1	10			1		1	8							2	19		
料金								1									1	
駐車場																		
施設		7			6			28			1						42	
遊具施設		8					3	6							3		14	
掲示・広報					1			8									9	
園路																		
清掃								1	2						1		2	
動植物管理	3	5			2		1	6			1				4		14	
行催事		6			2			9									17	
売店					2			3									5	
自動販売機																		
サイクリング		1															1	
レストラン	1	1						4	4						5		5	
職員					2			1									3	
開園時間																		
券売・改札																		
その他	3	21			10			21			6				3		58	
計	8	59			26			10	97			8			18		190	

特記事項

11月 ご意見集計一覧

項目	評価		プラス評価			マイナス評価			提案・要望等			その他			計		
	H23				H23				H23				H23				
	今月	累計	累計	今月	累計	累計	今月	累計	累計	今月	累計	累計	今月	累計	累計		
全般		10			1			8							19		
料金								1	2						1	2	
駐車場																	
施設	1	8			6			28				1		1	43		
遊具施設		8						1	7					1	15		
掲示・広報					1			1	9					1	10		
園路																	
清掃								2							2		
動植物管理		5			2			6				1			14		
行催事	1	7			2			1	10					2	19		
売店					2			3							5		
自動販売機																	
サイクリング		1													1		
レストラン		1						4							5		
職員					2			1							3		
開園時間																	
券売・改札																	
その他		21			10			21				6			58		
計	2	61			26			4	101			8		6	196		

特記事項

12月 ご意見集計一覧

項目	評価		プラス評価			マイナス評価			提案・要望等			その他			計		
	H23		H23			H23			H23			H23					
	今月	累計	今月	累計	累計	今月	累計	累計	今月	累計	累計	今月	累計	累計			
全般		10		1		3	11					3	22				
料金						1	3					1	3				
駐車場																	
施設		8		6		1	29			1		1	44				
遊具施設		8					7						15				
掲示・広報				1			9						10				
園路																	
清掃							2						2				
動植物管理		5		2			6			1			14				
行催事		7		1	3		10					1	20				
売店				2			3						5				
自動販売機																	
サイクリング		1											1				
レストラン		1					4						5				
職員				2			1						3				
開園時間																	
券売・改札																	
その他		21		10			21			2	8		2	60			
計		61		1	27		5	106		2	10		8	204			

特記事項

1月 ご意見集計一覧

項目	評価		プラス評価			マイナス評価			提案・要望等			その他			計		
	H23		H23		H23		H23		H23		H23		H23				
	今月	累計	今月	累計	今月	累計	今月	累計	今月	累計	今月	累計	今月	累計			
全般	2	12		1		5	16					7	29				
料金						1	4					1	4				
駐車場																	
施設		8		6		7	36			1		7	51				
遊具施設		8					7						15				
掲示・広報				1		1	10					1	11				
園路																	
清掃	1	1	1	1			2					2	4				
動植物管理		5		2			6			1			14				
行催事		7		3			10						20				
売店				2			3						5				
自動販売機																	
サイクリング		1											1				
レストラン		1					4						5				
職員	2	2		2			1					2	5				
開園時間																	
券売・改札																	
その他	1	22		10			21			1	9	2	62				
計	6	67	1	28		14	120			1	11	22	226				

特記事項

2月 ご意見集計一覧

項目	評価		プラス評価			マイナス評価			提案・要望等			その他			計		
	H23		H23			H23			H23			H23					
	今月	累計	今月	累計	累計	今月	累計	累計	今月	累計	累計	今月	累計	累計			
全般	2	14	1	2		5	21					8	37				
料金							4						4				
駐車場																	
施設		8		6		2	38			1		2	53				
遊具施設		8					7						15				
掲示・広報				1			10						11				
園路																	
清掃		1		1			2						4				
動植物管理		5		2			6			1			14				
行催事		7		3		1	11					1	21				
売店				2		1	4					1	6				
自動販売機																	
サイクリング		1											1				
レストラン		1				1	5					1	6				
職員	1	3		2			1					1	6				
開園時間																	
券売・改札																	
その他	1	23		10		2	23			1	10		4	66			
計	4	71		1	29		12	132		1	12		18	244			

特記事項

3月 ご意見集計一覧

項目	評価		プラス評価			マイナス評価			提案・要望等			その他			計		
	H23		H23			H23			H23			H23					
	今月	累計	今月	累計	累計	今月	累計	累計	今月	累計	累計	今月	累計	累計			
全般		14	2	4		9	30					11	48				
料金						1	5					1	5				
駐車場																	
施設	1	9		6		2	40			1		3	56				
遊具施設		8					7						15				
掲示・広報				1			10						11				
園路																	
清掃		1		1			2						4				
動植物管理		5		2			6			1			14				
行催事		7		3		2	13					2	23				
売店				2		1	5					1	7				
自動販売機																	
サイクリング		1											1				
レストラン		1					5						6				
職員	1	4		2			1					1	7				
開園時間																	
券売・改札																	
その他	1	24		10			23			10		1	67				
計	3	74	2	31		15	147			0	12	20	264				

特記事項

紙媒体発行実績（種類、部数）

月	平成 22 年度発行部数		平成 23 年度発行部数	
	ポスター	情報紙	ポスター	情報紙
4月		すずらんメール春号 270,000部 利用ガイド 31,000部 " (英・中・韓) 4,500部		すずらんメール春号 270,000部 利用ガイド 180,000部 " (英・中・韓) 19,000部
5月	グランドオープンポスター 100部	新聞折込(グランドオープン、チューリップ・すずらんフェスタ) 430,000部 利用ガイド 178,000部 滝野の森ゾーンアクセスマップ 10,000部		新聞折込(滝野の森ゾーン、チューリップ・すずらんフェスタ) 620,000部
6月		ラベンダーフェスタチラシ 45,000部 カントリーガーデン花暦 6,000部		
7月		すずらんメール夏号 270,000部 滝野の森ゾーンマップ 30,000部	夏季イメージポスター 200部	すずらんメール夏号 240,000部 新聞折込(すずらんメール夏休み特別号) 160,000部
8月				
9月		すずらんメール秋号 270,000部 新聞折込(コスモスフェスタ) 428,000部 滝野の森ゾーンアクセスマップ 5,000部	秋季・冬季・春季イメージポスター 600部	すずらんメール秋号 240,000部 新聞折込(コスモスフェスタ) 640,000部
10月				
11月				
12月		すずらんメール冬号 270,000部 利用ガイド(冬) 73,000部 " (英・中・韓) 17,000部		すずらんメール冬号 235,000部 利用ガイド(冬) 70,000部 " (英・中) 6,000部
1月				
2月		新聞折込(スノーフェスティバル) 470,000部		新聞折込(スノーフェスティバル) 463,000部 利用ガイド(韓・簡) 6,000部
3月				すずらんメール早春特別号 150,000部
計	100部	2,807,500部	800部	3,299,000部

記者投げ込み実績

【H22】

月	件数	内容
4月	3	プレスリリース「4月20日(火) グリーンシーズンオープン! 4月29日から は滝野の森のわんぱくフェスタ” シルバー料金&駐車場パスポート導入! ま すます滝野が身近に!」(4/14)
		プレスリリース「オートリゾート滝野 キャンプ場4月~6月イベント情報」 (4/23)
		プレスリリース「滝野の森のわんぱくフェスタ開幕! 4/29(木・祝)~5/5(水・ 祝) 雪解けが進み、早春の花が姿を見せ始めました。」(4/27)
5月	3	プレスリリース「カタクリが見ごろを迎えています。 ~春の妖精、滝野に現 る~」(5/6)
		プレスリリース「5/22(土) 滝野公園グランドオープン! 滝野の森ゾーン西エ リア(自然博物館) およびイベントのご案内。5/22(土)・23(日)は無料入 園日です。」(5/14)
		プレスリリース「チューリップ、今週末見ごろです チューリップ・すずらん フェスタ開催中」(5/27)
6月	3	”プレスリリース「すずらん まもなく見ごろです ~チューリップ・すずらんフェスタ フィナーレへ~」(6/9)
		”プレスリリース「メコノプシスが見ごろを迎えました カントリーガーデンの蒼い花 続々開花中!」(6/21)
		”プレスリリース「くわがた虫わくわくプロジェクト in たきの ~昆虫(クワ ガタムシ)のを見つけ方講座~ ~クワガタムシの育て方講座~ 開催のお知らせ」(6/30)
7月	3	プレスリリース「ラベンダーフェスタ 7/2~7/25」(7/2)
		プレスリリース「みんなで集めた「ペットボトル」が滝野の夜を飾るイルミネ ーションに変身! 目指せ3957本「ペットボトル分別回収」スタート!」 (7/26)
		プレスリリース「コンテナガーデンコンテスト2010開催! 8/3にコンテナ製作 も!」(7/28)
8月	4	プレスリリース「滝野の夜はドキドキ、ワクワク、キラキラ… アシリベツの 滝ライトアップ&滝野の夜祭り」(8/2)
		プレスリリース「ビタミンカラー元気いっぱい! トマト100品種をお楽しみ ください」(8/12)
		プレスリリース「ひと足早い秋の訪れ キバナコスモス5分咲き 9月4日(土) からはコスモスフェスタも」(8/24)
		プレスリリース「見て! 触れて!! 楽しんで!!! 滝野モクモク自然クラブ ス タート!」(8/26)

月	件数	内容
9月	5	プレスリリース「”カントリーガーデン”をピンクに染める30品種100万本の圧倒的な美しさ コスモスフェスタ 9/4～10/11 開催間近です！」(9/2)
		プレスリリース「オートリゾート滝野 キャンプ場9月～10月イベント情報」(9/8)
		プレスリリース「ありがとう1,500万人！開園以来の入園者数が1,500万人に達しました」(9/13)
		プレスリリース「カントリーガーデンを埋め尽くす…コスモス満開！カントリーガーデンの秋、クライマックスへ 9/19・10/10は秋の都市緑化月間にちなみ、9/20は敬老の日になみ無料入園日(9/20は65歳以上のみ)」(9/16)
		プレスリリース「古来より日本人に愛され続ける秋の花 萩が見ごろを迎えました」(9/27)
10月	2	南区の魅力をみんなに知ってほしいから オクトーバーフェスト in たきの 明日より開催！ 10/10(日)は秋の都市緑化月間にちなみ入園料無料です。(10/8)
		COP10 開催記念 ～見て、触れて、遊んで考える「いきもの」の大切さ～ 親子で札幌いきものめぐり 開催します(10/12)
11月	0	
12月	3	滝野スノーワールド リフト平日1日乗り放題券の新設と冬季イベントのお知らせ(12/8)
		すべってころんで 雪の楽しさいっぱい！滝野スノーワールド12月23日オープン！オープニングイベントをはじめ、雪遊びがもりだくさん！(12/21)
		始めよう！楽しもう！滝野の歩くスキー レベルに合わせたコースや教室をお楽しみください。(12/28)
1月	0	
2月	2	「雪の上を走ってころんで、雪と遊ぶ3日間！グランドオープン記念滝野スノーフェスティバル 2/11・12・13」(2/8)
		「ゲーム機はおいて、森へいこう！冒険遊び場「きのたんの森」2月27日(日)1日限定OPEN！」(2/22)
3月	1	「速報 お待たせしました！3/12(土、予定)S字コース登場！」(3/11)

【H23】

月	件数	内容
4月	6	プレスリリース「滝野に春がやってきた！4/20（水）グリーンシーズンオープン」（4/19）
		プレスリリース「オートリゾート滝野 4月～6月イベント情報」（4/25）
		プレスリリース「滝野わんぱくフェスタ開催！5/4（水・祝）・5（木・祝）は入園無料」（4/27）
		プレスリリース「公園の駅”パークステーション”4月29日オープン」（4/27）
		プレスリリース「国営滝野すずらん丘陵公園 4月～6月の飲食関係イベント情報 フィッシングタキノ5月・6月イベント情報」（4/27）
		プレスリリース「山野草が見ごろを迎えています～春の妖精、滝野を彩る～」（4/28）
5月	6	プレスリリース「2011 アウトドアシーズン到来 第1回北海道キャンピングフェア」（5/12）
		プレスリリース「思い出に”花”を添えるカントリーガーデンの案内人 フラワーガイドボランティア 活動スタート 4期生の募集締め切り迫る！5/31（火）まで」（5/16）
		プレスリリース「エゾヤマザクラ 咲き始めました～滝野公園に桜前線上陸～」（5/16）
		プレスリリース「チューリップ・すずらんフェスタ まもなく開催 5/21（土）～6/12（日）カントリーガーデンの春、到来」（5/20）
		プレスリリース「シラネアオイが見ごろを迎えました～滝野の森に山野草の女王が登場～」（5/20）
		プレスリリース「チューリップ 今週末見頃です。」（5/25）
6月	2	プレスリリース「すずらんまもなく見ごろです」（6/9）
		プレスリリース「ラベンダーフェスタ 開幕 7/2～24」（6/28）
7月	6	プレスリリース「くわがた虫プロジェクト in たきの 「クワガタムシを飼ってみよう」「クワガタムシを採集してみよう」開催のお知らせ」（7/8）
		プレスリリース「太陽をテーマに繰り広げられる花の饗宴 コンテナガーデンコンテスト2011 コンテナ製作一般公開」（7/11）
		プレスリリース「夏+森+宿題+森クラブ=滝野の森 滝野の森ゾーンイベント情報」（7/11）
		プレスリリース「ラベンダーが見ごろを迎えました ラベンダーギャラリー初登場！」（7/15）
		プレスリリース「滝野の夏の涼を楽しむ キャンプ de ビアガーデン 4つの滝めぐりクイズラリー開催のお知らせ」（7/19）
		プレスリリース「今年の夏は暑いらしい…そうだ！滝野へ行こう！滝野の夏の納涼スポット&夏休みイベント情報」（7/21）

月	件数	内容
8月	1	プレスリリース「いつもと違う滝野を楽しむ特別な3日間…アシリベツの滝ライトアップ&滝野の夜祭り 8月5日(金)・6日(土)・7日(日)」
9月	3	プレスリリース「滝野の丘をピンクに染める 30品種 100万本のコスモス コスモスフェスタ 間もなく開催 9/10(土)~10/10(月・祝)」
		プレスリリース「南区だいすき！来て見て触れて、楽しんで！札幌南オータムフェスティバル 間もなく開催」
		プレスリリース「台風一過、状況報告 雨にも風にも負けず…コスモス頑張っています！これから見頃！」
11月	0	
10月	4	プレスリリース「現在7分咲き！コスモス元気に開花中！10/9(日)は無料入園日です」
		プレスリリース「滝野ならではの秋の楽しみ アシリベツの滝に虹がかかりました」
		プレスリリース「公園初の”ふわふわ♪”もこもこ♪”不思議な植物 コキアが赤く染まり始めました」
		プレスリリース「滝野流 晩秋の楽しみ方 滝野のフォトスポットを探す旅に出かけてみませんか？ 10/26(水)~11/10(木)」
12月	2	プレスリリース「滝野スノーワールド 12/23 オープン！ 「たきの de クリスマス」「たきの de お正月」冬休みを満喫できるイベントもご紹介」
		プレスリリース「滝野に門松が登場します 滝野スノーワールドは年末年始も休まず開園しております」
1月	5	プレスリリース「冬のはたらくるま展 1月7日・8日」
		プレスリリース「夜間開園・早朝開園のお知らせ」
		プレスリリース「そりゲレンデS字コース登場！」
		プレスリリース「パンジー・ビオラ Collection2012」
		プレスリリース「アシリベツの滝の氷瀑が見ごろです 早朝開園も開催」
2月	5	プレスリリース「冬の滝野へもっと便利に！ 中央バス滝野線増便します」
		プレスリリース「滝野スノーフェスティバル 2/11・12」
		プレスリリース「夜のチューブ滑りにチャレンジ！ そりゲレンデ夜間開放」
		プレスリリース「ガイドツアー限定！ 滝野の森ゾーン西エリア冬季初公開！」
		プレスリリース「“夜のチューブそり”あなたはもう体験しましたか？夜間開放、好評開催中！」
3月	4	プレスリリース「3月10日 滝野の森ウィンターフェスティバル2012」
		プレスリリース「どこよりも早く、春をお届けします！早春のパンジー・ビオラ展」
		プレスリリース「サクラ、サク。～エゾヤマザクラが今、開花?!～」
		プレスリリース「スペシャルイベント予告 キッチンガーデンで野菜を学ぼう！」

公園利用者に無償で貸与している物品一覧

各施設所有数

施設名	ベビーカー	電動カート	車椅子	リアカー	パーク ゴルフクラブ	双眼鏡	虫めがね	バーベ キューコンロ	ノルディック ウォーキング 用ポール	スノー シュー
東 口	27	4	2							
中 央 口	17	4	4							
中央口駐車場			2							
溪流口駐車場			3	21						
南 駐 車 場				2				9		
鱒 見 口			2							
案 内 所	2	2				10			40	10
カントリーハウス			2		97					20
こ だ も の 谷			3							
森 の 情 報 館	1		2			20	10		36	
森 の 交 流 館	2		3			20	10		53	40

滝野すずらん丘陵公園
巡視計画書(案)

国営滝野すずらん丘陵公園運営維持管理業務

滝野管理センター

滝野すずらん丘陵公園巡視計画書（案）

1．巡視の目的

巡視は、利用者の安全利用の確保・利用者サービス及び公園施設の点検確認を行うために定期的実施するものであり、あわせて災害事故等不慮の事態に備え緊急の処置を取ることを目的に行う。

2．巡視体制

園内の効率的、迅速かつ適正な巡視を行うため、開園期間においてA巡視、B巡視、C巡視及びD巡視を配置する。

A巡視、B巡視、D巡視は毎日、別紙の巡視ルートに従って施設の開錠及び点検、利用者指導等を行う。また、C巡視は、夏季の繁忙日においては利用者（車両等を含む）の案内・誘導・整理・利用指導等を行い、冬季においては毎日軽微な除雪作業等も行う。

3．巡視ルート・頻度

A巡視、B巡視及びD巡視のルートは、別添25のとおりとし、これに従って巡視する。頻度は、A巡視及びB巡視が2回/日、D巡視が夏季は2回/日、冬季は平日1回/日・土日祝日2回/日とする。

4．巡視要領

巡視員は以下の要領にて業務を行う。

- 1) 巡視員は、夏季は車両及び徒歩により、冬季は車両・スノーモービル及びスノーシューにより巡視を行うものとし、天候、利用状況、工事等その他状況に応じ、柔軟に対応する。
- 2) 巡視員は、利用者に対して不快感等を与えないよう、常に親切丁寧に接する。
- 3) 巡視員は、小規模な修理用具並びに救急箱を携帯し、必要に応じて処置する。
- 4) 巡視員は、都市公園法第11条、第12条及び都市公園法施行令第18条、第19条に定める違反行為を発見した場合には適切な指導をする。
- 5) 巡視員は、次の事項の確認および点検を定期的に行い、必要に応じて随時巡視を行う。
 - (1) 公園の開園、閉園時における休憩所及びトイレ等施設の開錠または施錠
 - (2) 園内における利用者（車輛等含む）への案内・誘導・整理及び利用指導
 - (3) 入園者の危険箇所への立ち入り及び危険な行為に対する制止及び安全指導

- (4) 負傷者、病人等の発見又は通報を受けた場合の緊急連絡体制に基づく適切かつ迅速な処置と報告
- (5) 事件、事故または災害等が発生した場合の適切な処置と報告
- (6) 園内不審物の有無の確認
- (7) 拾得物を発見した場合の速やかな報告及び拾得物預り書の作成
- (8) 施設及び清掃状況等の点検と報告
 - ①樹木、芝生、草花等の生育状況及び流水等の修景施設の異常の有無
 - ②園路、広場の路面、路側、法面、排水柵、橋梁、階段、建物その他構造物等の異常の有無
 - ③門扉、案内標識、ベンチ等休憩施設、便所、くずかご、灰皿、水のみ場、遊具施設等の異常の有無
 - ④電気、放送、給排水設備等の異常の有無
 - ⑤清掃の状況
 - ⑥災害・事故等不測の事態発生の有無
- (9) 夏季における溪流ゾーン法面の落石またはその予兆の確認と報告
- (10) 冬季における雪崩またはその予兆、歩くスキーコース及び各施設等の路面・降雪状況の確認と報告
- (11) 冬季における軽微な除雪作業及び滑り止め対策としての砂まき作業

5 . 報告

- 1) 巡視員は巡視の結果を毎日作業日誌に記録し、必要に応じて調査職員等に報告する。
- 2) 重大な事件・事故または災害等が発生した場合には、調査職員等に報告し指示を受ける。

建物・工作物に係る修繕履歴

修繕履歴(平成22年度)

工種	種別	細目	実施日	実施場所	対象箇所	作業内容	金額(円)		
	建物維持修繕	管理棟修繕	H22.5.14	カントリーハウス	手摺・東入口ドア	カントリーハウス手摺・東入口ドア塗装	265,000		
			H22.5.19	こどもの谷休憩所	引きドア	引きドアの取手補修	9,500		
			H22.5.19	虹の巣ドーム	ドーム内	オゾン脱臭・除菌作業(臨時)	66,667		
			H22.5.20	森の教室	トイレドア	トイレドアの調整	40,000		
			H22.6.7	ツリーハウス	出入口扉	木製扉の煙返し部分修繕	58,000		
			H22.6.7	ビジターセンター	自動ドア	自動ドアの鍵補修	10,000		
			H22.6.7	中央口A棟	女子トイレSK扉	鍵新設	23,000		
			H22.6.7	天文台	出入口扉	鍵補修	7,000		
			H22.6.7	鱒見口駐車場トイレ	男子トイレ扉	鍵交換	24,000		
			H22.6.7	作業センター	出入口扉	鍵補修	7,000		
			H22.6.7	カントリーハウス	男子トイレSK扉	鍵補修	9,000		
			H22.6.20	ロッジゆきざさ	デッキ	デッキ床板と土台の腐食材の交換作業	200,856		
			H22.6.25	天文台	小屋根	小屋根部分のシーリング打ち替え	439,390		
			H22.7.5	カントリーハウス	空調機	空調機修繕等作業	35,750		
			H22.7.5	中央口A/B棟	空調機	空調機修繕等作業	168,850		
			H22.7.5	森の交流館	空調機	空調機修繕等作業	10,550		
			H22.7.5	虹の巣ドーム	空調機	空調機修繕等作業	33,550		
			H22.7.20	天文台	出入口扉	錠交換	16,774		
			H22.8.2	管理センター	空気清浄器	空気清浄器清掃修繕	12,000		
			H22.8.17	虹の巣ドーム	網戸	網戸の張り替え補修	174,400		
			H22.8.12	カントリーハウス	空調機	空調機Vベルト交換作業	39,300		
			H22.9.10	ツリーハウス3	外出入口扉	扉に不具合が発生したため、調整補修	49,750		
			H22.9.10	ツリーハウス4	テラス扉	開閉用の取手及び戸当金物の設置	23,750		
			H22.9.10	森の教室	出入口引戸	錠及び建具の調整	18,750		
			H22.9.10	森見の塔	外出入口扉	扉に不具合が発生したため、調整補修	15,750		
			H22.10.5	すずらんの丘展望台	休憩室出入口扉	扉に不具合が発生したため、調整補修	97,888		
			H22.10.5	バックヤード北棟	温室出入口扉	扉に不具合が発生したため、調整補修	22,848		
			H22.10.5	滝野の森口門衛所	出入口扉	ポリカーボネード板交換	38,768		
			H22.10.30	東口レストハウス	機械室扉	扉に不具合が発生したため、調整補修	70,000		
			H22.10.30	すずらんの丘展望台	女子トイレ	ブース扉の立てつけ補修	22,900		
			H22.10.30	ログハウス	出入口扉	ドアクローザー、扉に不具合が発生したため、調整補修	27,100		
			H22.11.30	リフト山頂山麓小屋	出入口扉	扉に不具合が発生したため、調整補修	68,920		
			H22.11.30	虹の巣ドーム	扉	扉に不具合が発生したため、調整補修	12,000		
			H22.11.30	森の交流館	自動扉	扉に不具合が発生したため、調整補修	31,080		
			H22.11.30	カントリーハウス	テラス扉	扉に不具合が発生したため、調整補修	50,000		
			H22.11.30	溪流口門衛所	オートヒンジ	オートヒンジの故障により、交換、調整	68,000		
			H23.1.20	東口駐車場レストハウス	扉	扉に不具合が発生したため、調整補修	63,000		
			H23.1.20	森の情報館	錠補修	錠補修	27,000		
			H23.2.25	カントリーハウス	扉	ドアクローザー、扉に不具合が発生したため、調整補修	28,000		
			H23.2.26	中央口B棟	扉	ドアクローザー、扉に不具合が発生したため、調整補修	14,000		
			H23.2.28	ロッジゆきざさ	出入口扉	オートヒンジの故障により、交換、調整	86,000		
					車庫・倉庫修繕				
					H22.10.5	車庫棟	窓	ハンドル部分の補修	20,496
					便所修繕				
					H22.4.16	カントリーハウス	給湯用1次循環ポンプ	給湯用1次循環ポンプ水漏れ補修	23,300
				H22.4.19	さまよいの洞窟	1次給水配管	1次給水配管補修	33,929	
				H22.4.20	鱒見の谷トイレ	温水便座本体	トイレウォッシュレット修繕	13,349	
				H22.7.3	さまよいの洞窟	トイレ汚水管	汚水管詰り洗浄作業	23,300	
				H22.7.8	カントリーハウス	女子トイレ洋式大便器	洋式大便器送水管の部品交換補修	20,000	
				H22.7.20	トイレ	トイレ用部品	バルブ交換	6,510	
				H22.7.20	鱒見口駐車場トイレ	女子トイレブース扉	ブース扉の立てつけ補修、錠交換	30,225	
				H22.10.15	すずらんの丘展望台	女子トイレ換気扇	換気扇修繕	43,800	
				H22.10.15	森の交流館	女子トイレ洋式便器	床面の漏水	26,180	
				H23.1.20	カントリーハウス	女子トイレ用具庫	丁番の調整、補修	34,000	
				H23.1.20	ボランティア棟	汚水管	汚水管詰り洗浄作業	69,400	
		その他維持修繕							
		建物設備維持修繕							
		消防設備維持修繕							
		その他維持修繕							
		H22.6.10	給油取扱所(車庫前)	給油機	給油機のショウメンパンの交換	63,100			
		H22.8.9	天文台	可動式上屋	可動式上屋のベアリング交換	76,900			
		H22.10.15	すずらんの丘展望台他		園内各施設に設置されているストープ分解整備等	200,144			

工種	種別	細目	実施日	実施場所	対象箇所	作業内容	金額(円)				
	工作物維持修繕	園路広場修繕	H22.4.19	滝口	路面	路面整正	92,000				
			H22.5.26	森のすみか	園路	ウッドチップ敷き均し	188,000				
			H22.5.26	MTBコース	路面	路面整正	66,600				
			H22.5.26	炊事広場	側溝	側溝の補修	12,000				
			H22.5.26	森の池横	広場	路面整正	151,000				
			H22.5.26	花人の隠れ家	園路	路面に敷かれている枕木の腐朽による交換	43,000				
			H22.6.15	中央口	平板	平板の不陸整正	596,000				
			H22.6.18	中心・溪流ゾーン	丸太階段	丸太階段の老朽化により部材交換	462,000				
			H22.6.20	幹線園路沿い	方向サイン	方向サインの腐食、折損の補修	81,000				
			H22.7.9	こもればの森	木柵	木柵の再塗装	447,000				
			H22.7.14	中央口連絡橋	平板	平板の不陸整正	129,000				
			H22.7.16	MTBコース	路面	路面整正	460,000				
			H22.7.23	西エリア	丸太階段	丸太階段の老朽化により部材交換	354,000				
			H22.8.6	ロッジゆきざさ	丸太階段	丸太階段の老朽化により部材交換	285,000				
			H22.8.27	西エリア	木道	木道に滑り止め設置	222,000				
			H22.9.17	MTBコース	路面	路面整正	475,000				
			H22.10.1	こどもの谷	丸太階段	丸太階段の老朽化により部材交換	663,000				
			H22.10.7	こどもの谷	丸太階段	丸太階段の老朽化により部材交換	30,000				
			H22.10.20	西エリア	ガードレール	ガードレールの破損により部材交換	69,800				
			H22.10.22	遊具	トロッコ橋遊具	トロッコ橋遊具デッキ塗装、階段土補充	304,200				
			H22.10.22	くらしの花園	通路	通路の土入れ補充	12,240				
			H22.10.22	こどもの谷	石段	石段のぐらつき及び剥離補修	53,130				
			H22.10.22	リフト休憩小屋	階段	階段の劣化のため、補修	30,590				
			H22.10.22	滝見橋	橋	雨天時に滑るから、滑り止めテープ設置	24,840				
					遊具維持修繕	H22.5.28	遊具	鳥の巣デッキ他	鳥の巣デッキ他遊具の補修	599,720	
						H22.7.16	遊具	木登りネット他	遊具回り緩衝材敷き均し他	292,600	
						H22.8.6	遊具	注意看板他	遊具利用等に関する看板設置等	379,000	
						H22.8.13	遊具	オレンジエッグ他	オレンジエッグ、マウントコニーデの被膜剥離、	88,263	
						H22.8.26	遊具	木登りネット他	木のぼりネット他補修	94,147	
						H22.9.10	遊具	マウントコニーデ他	マウントコニーデ、オレンジエッグ、溶岩すべり台の補修	375,660	
						H22.11.10	遊具	遊具等	遊具等補修用資材	103,869	
						H22.12.20	遊具	フワフワエッグ	遊具改修に伴う養生資材	161,500	
						その他維持修繕	H22.4.9	森の回廊	欄干	欄干用の塗料材	189,000
							H22.4.19	中央口水景施設	濾過機	消耗品(紫外線ランプ)交換	468,000
H22.4.23	森の回廊	欄干					欄干の再塗装	552,000			
H22.4.23	ミスバショウ園	木道					木道の木材が腐朽していることから部材交換(仮補修)	317,000			
H22.5.14	幹線園路	道路方向板					道路方向板の点検及び修繕	87,480			
H22.5.20	木製工作物	木製工作物			補修用資材		183,860				
H22.5.20	工作物	工作物			照明部材		85,790				
H22.5.20	くらしの花園	排水口			排水管詰り清掃作業		80,100				
H22.5.20	車庫棟機械室内	給油配管			給油配管内に汚れ堆積のため、分解清掃		17,300				
H22.5.21	中の沢	ハイキングコース丸太階段			丸太階段の木材が腐朽していることから部材交換		237,000				
H22.5.28	ミスバショウ園	木道			木道の木材が腐朽していることから部材交換		440,000				
H22.6.4	はるにれ園路	園路			全園オープンに伴う、路面清掃		136,000				
H22.6.20	つどいの森	四阿			四阿の屋根、支柱のぐらつき補修		81,840				
H22.6.20	MTBコース上	手摺			手摺の柱が腐食のため交換		41,040				
H22.6.20	あり塚の塔前	蛇口			蛇口破損のため補修		3,500				
H22.6.25	森の隠れ家周囲	木柵			木柵用の塗料材		272,000				
H22.7.8	工作物	工作物			補修用資材		118,850				
H22.7.20	森の炊事広場	四阿			屋根が破損しているため補修		139,360				
H22.8.4	幹線園路	園路灯			電球交換作業		20,000				
H22.8.27	中央口A棟	屋上			ロープ柵設置		293,000				
H22.8.27	カントリーガーデン	園路			園路敷き均しの枕木の腐朽による交換		272,000				
H22.8.27	スズランの小径	デッキ			デッキの木材支柱が老朽化により交換	37,000					
H22.8.27	あり塚の塔横	路面			園路に陥没部があるため土等を補充	37,000					
H22.8.27	木製遊具	基礎部			基礎部分が露出していることから土補充	37,000					
H22.8.27	はるにれ広場	丸太階段			丸太階段部の土補充	78,000					
H22.8.27	バックヤード南棟	敷地内			土のう袋の積み上げ作業	7,000					
H22.8.31	パークゴルフ場	スタート台	スタートマットの交換	71,200							
H22.9.3	外周フェンス(熊柵)	フェンス	フェンスに倒れている樹木の撤去	62,000							
H22.9.10	秘密の抜け道	遊具	遊具のスイッチボタン等交換	18,231							
H22.9.20	カントリーガーデン前	ガーデンバラソル	ガーデンバラソルの交換	37,500							
H22.9.10	園路	マンホール	マンホール取手	14,000							
H22.9.24	外周フェンス(熊柵)	フェンス	フェンスに倒れている樹木の撤去	163,400							

工種	種別	細目	実施日	実施場所	対象箇所	作業内容	金額(円)
			H22.10.2	第1ローブトウ	原動機	原動機のオーバーホール	620,000
			H22.10.15	カントリーハウスの庭園	木柵、四阿	再塗装	476,000
			H22.10.23	滝口	パネルゲート	パネルゲートの改良	389,040
			H22.11.5	第1ローブトウ	山麓小屋床	床板が腐食により破損したため補修	29,700
			H22.11.12	工作物	工作物	木製工作物用の塗料他	192,080
			H23.11.25	森の回廊	梁部	梁部の再塗装	472,000
			H22.11.25	滝野の森口	門衛所	外灯スタンド設置	29,000
			H22.11.25	幹線園路	園路灯	電球交換作業	66,000
			H22.12.10	幹線園路	積雪柵	強風により破損したため補修	82,000
			H22.12.10	工作物	工作物	木製工作物用の塗料他	34,550
			H22.12.17	渓流口	看板	強風により破損したため補修	35,000
			H22.12.20	森の教室	柵	柵落下防止蓋設置	93,600
			H22.12.30	パークブリッジ下	コンセント盤	雨水侵入防止の材料が劣化していることから交換	29,000
	設備維持修繕	電気設備維持修繕					
			H22.6.9	森口料金所	電話	電話回線の調査	4,500
			H22.6.9	森口料金所	電話	電話回線の修繕	15,000
			H22.6.18	園内建物	電材	建物内用照明部材	127,800
			H22.7.30	園内建物	電材	建物内用照明部材	199,980
			H22.8.31	園内建物	電材	建物内用照明部材	262,850
			H22.9.30	園内建物	電材	建物内用照明部材	92,862
			H22.12.20	園内建物	電材	建物内用照明部材	81,000
			H23.3.18	園内建物	電材	建物内用照明部材	115,080
		水道設備維持修繕					
			H22.6.4	情報館	水飲み台	水飲み台に定流量ソケットの設置	18,660
			H22.8.5	虹の巣ドーム	水飲み台	水飲み台のハンドル部分清掃、調整	21,000
			H23.12.28	カントリーハウス	手洗い場	サーモユニット交換	55,100
		水循環設備維持修繕					
			H22.7.13	森のせせらぎ水路	除藻装置	消耗品(除藻材)交換作業	63,500
			H22.8.25	森のせせらぎ水路	濾過機	消耗品(紫外線ランプ)交換	32,000
		放送設備維持修繕					
		汚水処理設備維持修繕					
			H22.9.30	終末処理場	バッキ槽内	溜汚水をポンプにより流量調整槽の移送作業	72,000
			H22.11.1	終末処理場	沈砂槽、排砂槽、流入ポンプ	堆積汚泥の補修等	194,000
計							19,017,636

工種	種別	細目	実施日	実施場所	対象箇所	作業内容	金額(円)		
	工作物維持修繕	園路広場修繕							
			H23.4.18	幹線園路	幹線園路区画線他	幹線園路の補修及び区画線の引き直し	937,000		
			H23.4.22	ミスバショウ園	木道	木道の木材が腐朽していることから部材交換	879,000		
			H23.4.17	案内所	階段	洗い出し階段の老朽化により補修	125,000		
			H23.4.28	まきば橋	橋の舗装	橋の舗装の陥没による補修	453,000		
			H23.5.6	MTBコース	路面	路面整正	363,000		
			H23.5.20	くまげらトンネル	園路	園路の不陸整正	236,500		
			H23.5.20	南口第2駐車場法面	法面	法面崩れの養生	31,200		
			H23.5.20	作業センター横他	地面陥没	地面陥没補修	390,200		
			H23.5.20	わにぐちトンネル	排水修繕	排水路の修繕	218,000		
			H23.6.20	水の広場横	園路	洗い出し舗装の剥離の修繕	470,000		
			H23.6.30	西エリア	園路	丸太階段及び転落防止柵の老朽化により部材交換	465,000		
			H23.7.20	展望台横	丸太階段	丸太階段の老朽化により部材交換	94,000		
			H23.7.20	こどもの森ハイキング	木道	木道の補修及び補強	86,200		
			H23.7.20	溪流ゾーン	園路	階段・ミスバショウ園の木道補修	695,000		
			H23.7.22	不老の滝	木橋	木橋の手摺設置	219,000		
			H23.7.29	公園内	園路	園路の補修・修復	420,000		
			H23.7.29	オートリゾート滝野	園路	ウッドチップの敷き均し作業	280,000		
			H23.7.29	東・西エリア	丸太階段	丸太階段の老朽化により部材交換	183,000		
			H23.8.31	幹線園路	標識他	標識及び歩道の一部の補修	360,000		
			H23.9.20	こどもの谷	丸太階段	丸太階段の老朽化により部材交換	200,000		
			H23.10.20	西エリア	園路	園路の不陸整正他補修	292,900		
			H23.11.20	歩くスキーコース	コース改修	歩くスキーコース一部改修	203,000		
			H23.12.22	中央口連絡通路他	平板補修他	平板の不陸整正	378,000		
	遊具維持修繕	遊具維持修繕							
			H23.4.19	こどもの谷	溶岩滑り台	溶岩滑り台のフェンス破損のため補修	42,000		
			H23.4.20	こどもの谷	鳥の巣デッキ他	遊具の補修及び遊具周りの整備	768,240		
			H23.5.13	こどもの谷	溶岩滑り台他	溶岩滑り台・マウントコニーデの補修	685,300		
			H23.7.20	オートリゾート滝野他	木製コンビネーション遊具他	遊具の補修及び遊具周りの整備	312,420		
			H23.7.20	こどもの谷	溶岩滑り台他	溶岩滑り台滑走面保護材他	82,500		
			その他維持修繕	その他維持修繕					
					H23.4.15	こどもの谷	木柵	木柵の再塗装	453,330
					H23.4.18	森の池	護岸	護岸が老朽化に補修	650,000
					H23.4.19	こどもの谷	森の回廊	欄干の再塗装	426,700
					H23.4.19	東口・中央口・溪流口	バス待合所	バス待合所の塗装	433,400
					H23.4.28	炊事遠足広場	排水管	排水管の詰り清掃	90,000
					H23.4.28	東口	園路	駐停車禁止看板設置	60,000
					H23.5.20	こどもの谷	休憩所	屋外に設置されている手摺の補修	69,100
					H23.5.20	看板倉庫	門扉	門扉が老朽化により破損のため交換	488,400
					H23.5.31	看板倉庫	門扉	侵入防止柵設置	68,000
					H23.6.20	森の池	池	堆積した土砂の撤去	280,900
					H23.6.20	カントリーハウス前	休憩スペース	ガーデンバラソール設置	90,000
					H23.6.20	園内	園路	注意喚起看板設置	73,500
					H23.6.20	こどもの谷	虹の巣ドーム	注意喚起看板設置	39,900
					H23.6.30	溪流口入口	看板	看板的塗装	94,920
					H23.7.29	公園周囲	熊柵	熊侵入対策資材補充	10,594
					H23.8.31	作業センター横	雨水樹	雨水樹の清掃	50,000
	H23.8.31	公園周囲			熊柵	自動撮影カメラ盗難防止資材	13,520		
	H23.9.20	森のすみか			看板	看板の補修	73,800		
	H23.9.20	公園周囲			熊柵	柵の補修	153,400		
	H23.9.20	園内各所			看板	ゴミ箱表示板	72,000		
	H23.9.20	カントリーガーデン他			雨水樹他	雨水樹の清掃他	396,982		
	H23.9.30	公園周囲			熊柵	自動撮影カメラ設置	157,200		
	H23.9.30	疎林広場			四阿	四阿の老朽化により改修	461,000		
	H23.9.30	くまげらトンネル			箱文字	ステンレス製の箱文字破損による補修	28,000		
	H23.9.30	園内			養生用資材	鉄ピン補充	50,000		
	H23.9.30	園内			修繕用資材	園内の修繕資材補充	30,238		
	H23.10.20	やまびこトンネル			箱文字	ステンレス製の箱文字破損による補修	34,000		
	H23.10.20	園内			養生用資材	園内養生用資材補充	66,991		
	H23.10.20	園内	養生用資材	園内養生用資材補充(ブルーシート)	27,276				
	H23.10.20	園内	養生用資材	園内養生用資材補充(コンパネ)	82,833				
	H23.10.28	園内	看板資材	看板設置に伴う資材	44,000				
	H23.10.31	カントリーハウス	手摺	手摺の劣化により補修	84,200				
	H23.10.31	園内	養生用資材	看板設置に伴う資材	7,500				
	H23.10.31	園内	養生用資材	園内養生用資材補充(コンパネ)	82,286				
	H23.11.20	公園周囲	熊柵	柵に掛っている樹木処理	86,000				
	H23.11.20	園内	養生用資材	溶岩滑り台養生用資材補充	72,000				
	H23.11.30	カントリーガーデンサイロ	転落防止ネット	らせん階段部分に転落防止ネット設置	168,000				
	H23.11.30	南口駐車場側幹線園路	カーゲート	カーゲートの暗証番号入部交換	138,000				
	H23.12.20	ロープトウ	Tバー回収スタンド	スプリング交換	31,400				

工種	種別	細目	実施日	実施場所	対象箇所	作業内容	金額(円)
	設備維持修繕	電気設備維持修繕					
		水道設備維持修繕	H23.10.20	中央口A棟	流し台	シンクの水漏れ補修	9,900
		水循環設備維持修繕	H23.5.30	あり塚の塔	神秘の泉	ポンプ用マグネットスイッチ交換	23,200
			H23.5.30	中央口広場	水の広場	濾過機生業盤修繕	16,500
			H23.5.30	中央口広場	水の広場	給水バルブ	20,500
			H23.7.22	まきばのせせらぎ	水路	自動給水装置の設置	275,000
			H23.7.22	森の池	排水管	排水管からの漏水補修	53,800
			H23.9.30	まきばのせせらぎ	水路	自動給水装置の設置	275,000
			H23.9.30	中央口広場	水の広場	濾過用ステンレス網かご補修	24,000
			H23.10.31	カントリーガーデン	水路	自動給水装置のボックス設置	77,800
		放送設備維持修繕					
		汚水処理設備維持修繕					
計							19,012,610

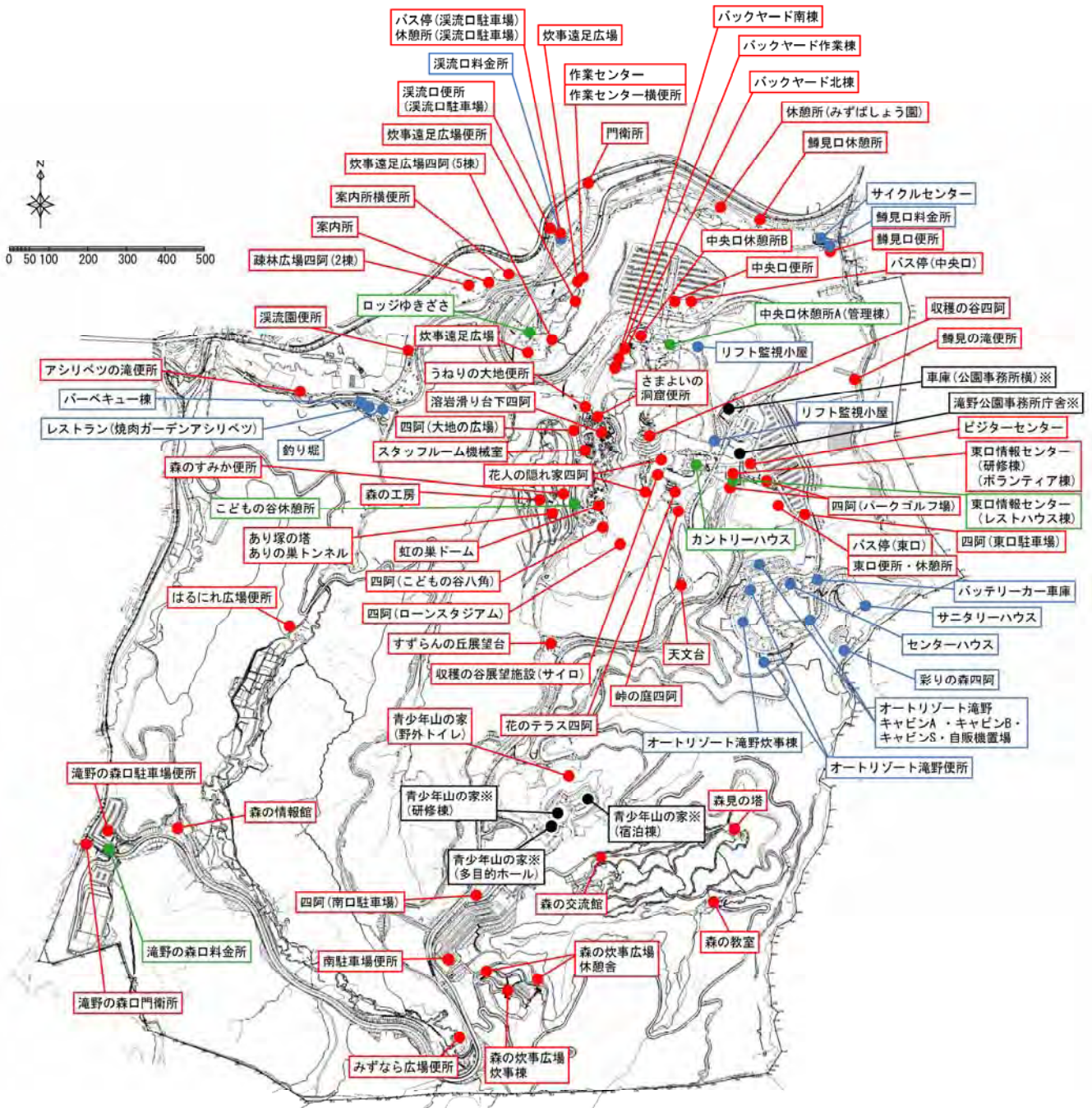
清掃箇所、方法および頻度等

現在履行中の清掃箇所を下記に示す。

清掃箇所、方法、頻度等

項目		清掃箇所	作業人員	作業時間	頻度
園内	園内清掃(1)	中心、溪流	5人/日	8.5h/日	● 7、8月の土日祝
		中心、溪流、滝野の森	5人/日	8.5h/日	
	園内清掃(2)	中心、溪流	4人/日	7.5h/日	● 4、9月の土日祝 ● 5、6月の全日 ● 7、8月の平日
		中心、溪流	2人/日	7.5h/日	● 4、9月の平日 ● 10、11月の全日
		中心、溪流、滝野の森	3人/日	7.5h/日	● 4月の祝日 ● 5月連休 ● 7、8月の火木 ● 9月の土日祝
		中心、溪流、滝野の森	2人/日	7.5h/日	● 5、6、10、11月の火木土日 ● 9月の火木 ● 10月の祝日
	園内清掃(3)	中心、溪流	2人/日	6.5h/日	● 12/23～1/20間の全日と ● 1/21～3/31の日曜日
		中心、溪流	1人/日	6.5h/日	● 1/21～3/31の日曜日を除く全日
		中心、溪流、滝野の森	2人/日	6.5h/日	● 12、1、2、3月の火木土日祝
休憩所	休憩所清掃(1)	中心、溪流	3人/日	7.5h/日	● 7、8月の土日祝
		中心、溪流	1人/日	7.5h/日	● 4、6月の土日祝 ● 5、9～11月の全日 ● 7、8月の平日
		中心、溪流、滝野の森	3人/日	7.5h/日	● 7、8月の土日祝
		中心、溪流、滝野の森	2人/日	7.5h/日	● 4、5、6、11月の土日祝 ● 5月の連休 ● 7、8月の火木 ● 9、10月の土日祝
	休憩所清掃(2)	中心、溪流	1人/日	6.5h/日	● 12/23～1/20間の全日
		中心、溪流、滝野の森	2人/日	6.5h/日	● 12/23～1/20間を1日置きと祝日
		中心、溪流、滝野の森	1人/日	6.5h/日	● 1/21～3/31間の火木土日
	休憩所清掃(3)	中心、溪流	1人/日	3.25h/日	● 1/21～3/31間の火木土日

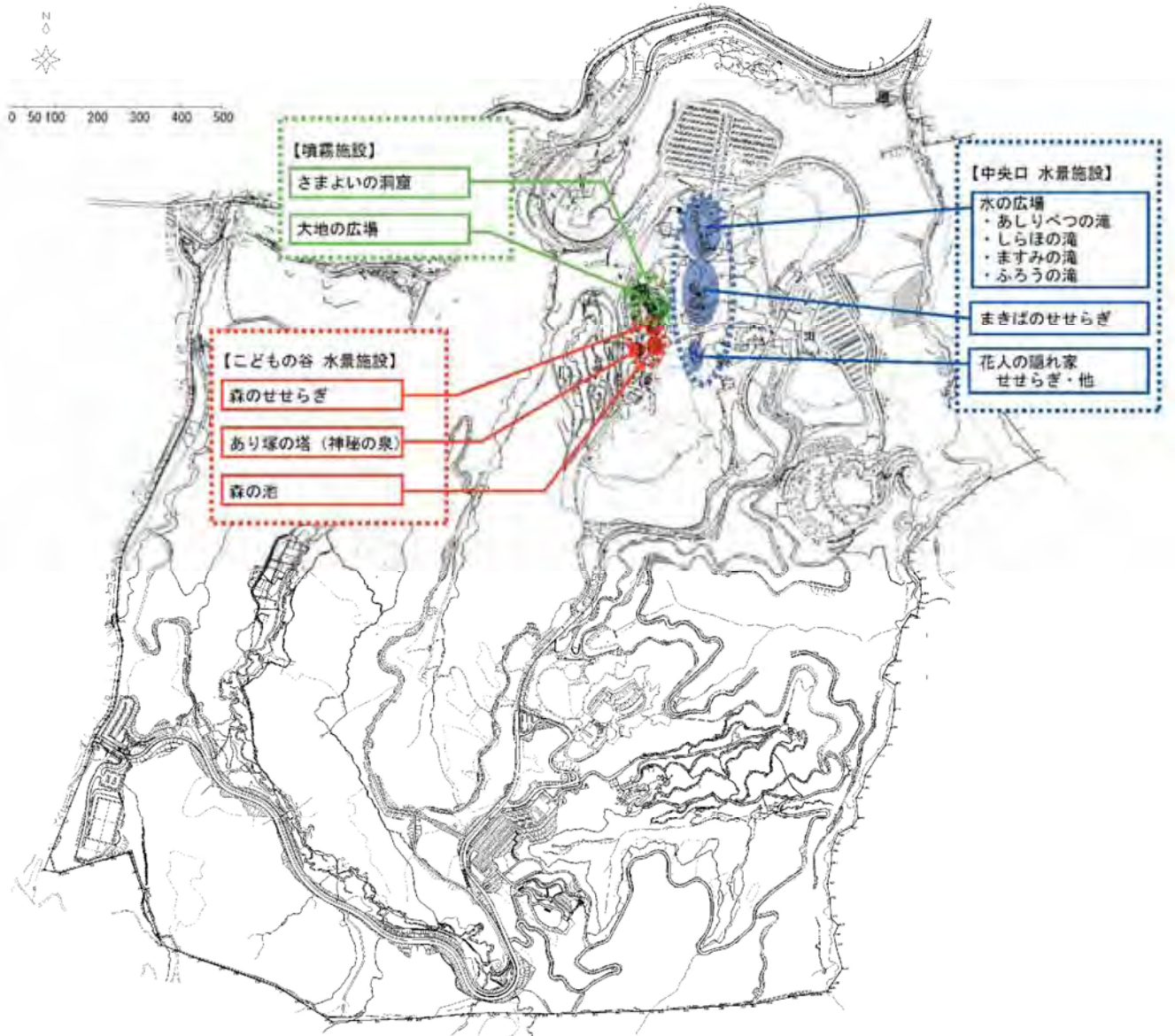
項目		清掃箇所	作業人員	作業時間	頻度
便所	便所清掃(1)	中心、溪流	4人/日	7.5h/日	● 7、8月の土日祝
		中心、溪流	2人/日	7.5h/日	● 4、5、6、9、10、11月の全日 ● 7、8月の平日
		中心、溪流、滝野の森	3人/日	7.5h/日	● 7、8月の土日祝
		中心、溪流、滝野の森	2人/日	7.5h/日	● 4、5、6、9、10月の火木土日祝 ● 7、8月の火木 ● 11月の火木土日
	便所清掃(2)	中心、溪流	1人/日	6.5h/日	● 12/23～1/20間の全日
		中心、溪流、滝野の森	1人/日	6.5h/日	● 12/23～1/20間の火木土日祝
	便所清掃(3)	中心、溪流	1人/日	3.25h/日	● 1/21～3/31間の火木土日
		中心、溪流、滝野の森	1人/日	3.25h/日	● 1/21～3/31間の火木土日
池・流れ	池・流れ清掃(1)	せせらぎ水路			● 5、6、9月 1回/月 ● 7月 2回/月 ● 8月 4回/月



- 清掃箇所(本業務の対象)
- 清掃施設(収益施設)
- 清掃箇所(本業務の対象+収益施設)

※滝野公園事務所庁舎、車庫(公園事務所横)、青少年山の家(研修棟、多目的ホール、宿泊棟)は本業務の対象外。

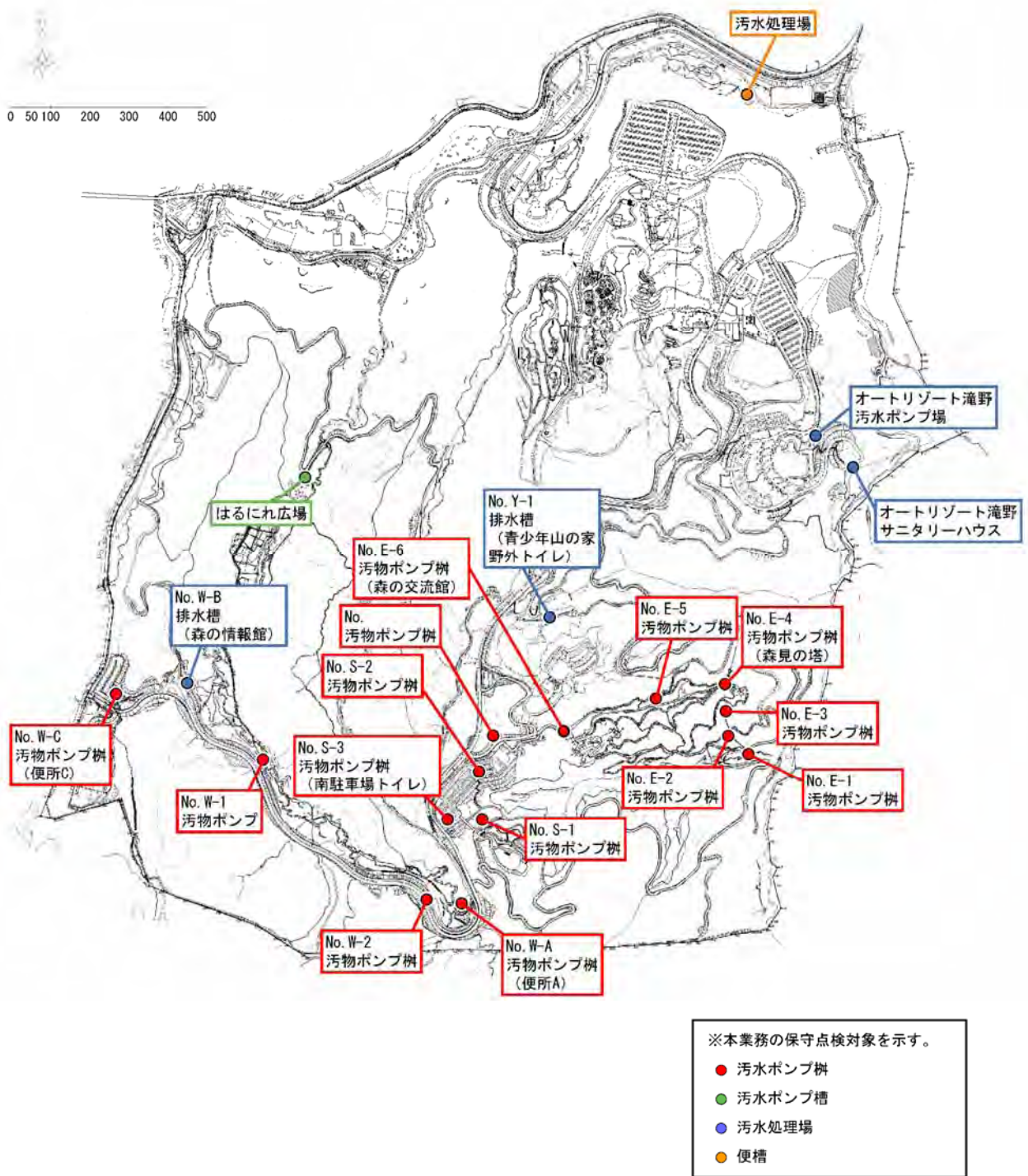
建物清掃管理図



※本業務の保守点検対象

中央口 水景施設
こどもの谷 水景施設
噴霧施設

工作物清掃管理図



汚水処理設備位置図

一般廃棄物（排出量、経費）

【H22】

月日	内容	数量	金額(税抜き/円)
4月 8日	生ゴミ、紙くず	1.30m3	6,760円
4月22日	生ゴミ、紙くず	0.60m3	3,120円
4月26日	生ゴミ、紙くず	2.10m3	10,920円
4月29日	生ゴミ、紙くず	0.70m3	3,640円
5月 3日	生ゴミ、紙くず	4.00m3	20,800円
5月 6日	生ゴミ、紙くず	8.20m3	42,640円
5月10日	生ゴミ、紙くず	8.10m3	42,120円
5月13日	生ゴミ、紙くず	1.36m3	7,072円
5月17日	生ゴミ、紙くず	4.90m3	25,480円
5月20日	生ゴミ、紙くず	0.64m3	3,328円
5月24日	生ゴミ、紙くず	7.90m3	41,080円
5月27日	生ゴミ、紙くず	1.00m3	5,200円
5月31日	生ゴミ、紙くず	6.20m3	32,240円
6月 3日	生ゴミ、紙くず	2.20m3	11,440円
6月 7日	生ゴミ、紙くず	9.50m3	20,900円
6月10日	生ゴミ、紙くず	3.60m3	18,720円
6月14日	生ゴミ、紙くず	11.80m3	61,360円
6月17日	生ゴミ、紙くず	2.10m3	10,920円
6月21日	生ゴミ、紙くず	6.40m3	33,280円
6月24日	生ゴミ、紙くず	1.10m3	5,720円
6月28日	生ゴミ、紙くず	6.40m3	33,280円
6月17日	木材	11.50m3	59,800円
7月 1日	生ゴミ、紙くず	6.08m3	31,616円
7月 5日	生ゴミ、紙くず	5.60m3	29,120円
7月 8日	生ゴミ、紙くず	2.80m3	14,560円
7月12日	生ゴミ、紙くず	3.80m3	19,760円
7月15日	生ゴミ、紙くず	1.60m3	8,320円
7月19日	生ゴミ、紙くず	6.20m3	32,240円
7月22日	生ゴミ、紙くず	3.40m3	17,680円
7月26日	生ゴミ、紙くず	6.30m3	32,760円
7月29日	生ゴミ、紙くず	2.60m3	13,520円

月日	内容	数量	金額(税抜き/円)
8月 2日	生ゴミ、紙くず	4.50m3	23,400円
8月 5日	生ゴミ、紙くず	6.00m3	31,200円
8月 9日	生ゴミ、紙くず	8.60m3	44,720円
8月12日	生ゴミ、紙くず	4.40m3	22,880円
8月16日	生ゴミ、紙くず	16.90m3	87,880円
8月19日	生ゴミ、紙くず	12.40m3	64,480円
8月23日	生ゴミ、紙くず	9.60m3	49,920円
8月26日	生ゴミ、紙くず	2.90m3	15,080円
8月30日	生ゴミ、紙くず	7.90m3	41,080円
9月 2日	生ゴミ、紙くず	3.60m3	18,720円
9月 6日	生ゴミ、紙くず	4.20m3	21,840円
9月 9日	生ゴミ、紙くず	2.10m3	10,920円
9月13日	生ゴミ、紙くず	6.80m3	35,360円
9月16日	生ゴミ、紙くず	2.60m3	13,520円
9月20日	生ゴミ、紙くず	6.20m3	32,240円
9月23日	生ゴミ、紙くず	12.60m3	65,520円
9月27日	生ゴミ、紙くず	9.20m3	47,840円
9月30日	生ゴミ、紙くず	1.10m3	5,720円
10月 4日	生ゴミ、紙くず	6.00m3	31,200円
10月 7日	生ゴミ、紙くず	1.50m3	7,800円
10月11日	生ゴミ、紙くず	3.00m3	15,600円
10月14日	生ゴミ、紙くず	5.80m3	30,160円
10月18日	生ゴミ、紙くず	3.20m3	16,640円
10月21日	生ゴミ、紙くず	0.60m3	3,120円
10月25日	生ゴミ、紙くず	3.10m3	16,120円
10月28日	生ゴミ、紙くず	0.48m3	2,496円
11月 1日	生ゴミ、紙くず	0.14m3	728円
11月 4日	生ゴミ、紙くず	0.50m3	2,600円
11月 8日	生ゴミ、紙くず	0.96m3	4,992円
11月11日	生ゴミ、紙くず	0.60m3	3,120円
11月15日	生ゴミ、紙くず	0.60m3	3,120円
11月18日	生ゴミ、紙くず	0.20m3	1,040円
11月22日	生ゴミ、紙くず	0.08m3	416円

月日	内容	数量	金額(税抜き/円)
12月 2日	生ゴミ、紙くず	0.10m3	520円
12月23日	生ゴミ、紙くず	0.10m3	520円
12月27日	生ゴミ、紙くず	1.20m3	6,240円
12月30日	生ゴミ、紙くず	0.24m3	1,248円
12月13日	木材、植物性廃材	90.00m3	468,000円
1月 6日	生ゴミ、紙くず	1.20m3	6,240円
1月10日	生ゴミ、紙くず	0.92m3	4,784円
1月13日	生ゴミ、紙くず	1.60m3	8,320円
1月17日	生ゴミ、紙くず	1.32m3	6,864円
1月20日	生ゴミ、紙くず	0.72m3	3,744円
1月24日	生ゴミ、紙くず	1.30m3	6,760円
1月27日	生ゴミ、紙くず	0.56m3	2,912円
1月31日	生ゴミ、紙くず	1.26m3	6,552円
2月 3日	生ゴミ、紙くず	0.22m3	1,144円
2月 7日	生ゴミ、紙くず	1.60m3	8,320円
2月10日	生ゴミ、紙くず	0.40m3	2,080円
2月14日	生ゴミ、紙くず	2.90m3	15,080円
2月17日	生ゴミ、紙くず	0.56m3	2,912円
2月21日	生ゴミ、紙くず	0.96m3	4,992円
2月24日	生ゴミ、紙くず	1.30m3	6,760円
2月28日	生ゴミ、紙くず	1.20m3	6,240円
3月 3日	生ゴミ、紙くず	0.38m3	1,976円
3月 7日	生ゴミ、紙くず	1.80m3	9,360円
3月10日	生ゴミ、紙くず	0.50m3	2,600円
3月14日	生ゴミ、紙くず	1.50m3	7,800円
3月17日	生ゴミ、紙くず	0.30m3	1,560円
3月21日	生ゴミ、紙くず	0.56m3	2,912円
3月24日	生ゴミ、紙くず	0.42m3	2,184円
3月28日	生ゴミ、紙くず	0.68m3	3,536円
3月31日	生ゴミ、紙くず	0.24m3	1,248円
3月10日	木材、植物性廃材	10.00m3	52,000円

【H23】

月日	内容	数量	金額(税抜き/円)
平成23年 4月 21日	生ゴミ、紙くず	1.40m ³	7,280円
平成23年 4月 25日	生ゴミ、紙くず	0.60m ³	3,120円
平成23年 4月 28日	生ゴミ、紙くず	0.80m ³	4,160円
平成23年 5月 2日	生ゴミ、紙くず	3.60m ³	18,720円
平成23年 5月 5日	生ゴミ、紙くず	2.40m ³	12,480円
平成23年 5月 9日	生ゴミ、紙くず	8.40m ³	43,680円
平成23年 5月 12日	生ゴミ、紙くず	0.70m ³	3,640円
平成23年 5月 16日	生ゴミ、紙くず	2.40m ³	12,480円
平成23年 5月 19日	生ゴミ、紙くず	0.88m ³	4,576円
平成23年 5月 23日	生ゴミ、紙くず	2.80m ³	14,560円
平成23年 5月 26日	生ゴミ、紙くず	1.10m ³	5,720円
平成23年 5月 30日	生ゴミ、紙くず	3.10m ³	16,120円
平成23年 6月 2日	生ゴミ、紙くず	2.70m ³	14,040円
平成23年 6月 6日	生ゴミ、紙くず	9.50m ³	49,400円
平成23年 6月 9日	生ゴミ、紙くず	6.72m ³	34,944円
平成23年 6月 13日	生ゴミ、紙くず	5.20m ³	27,040円
平成23年 6月 16日	生ゴミ、紙くず	1.30m ³	6,760円
平成23年 6月 20日	生ゴミ、紙くず	6.20m ³	32,240円
平成23年 6月 23日	生ゴミ、紙くず	3.16m ³	16,432円
平成23年 6月 27日	生ゴミ、紙くず	6.10m ³	31,720円
平成23年 6月 30日	生ゴミ、紙くず	2.60m ³	13,520円
平成23年 7月 4日	生ゴミ、紙くず	5.80m ³	30,160円
平成23年 7月 7日	生ゴミ、紙くず	1.30m ³	6,760円
平成23年 7月 11日	生ゴミ、紙くず	4.80m ³	24,960円
平成23年 7月 14日	生ゴミ、紙くず	3.60m ³	18,720円
平成23年 7月 18日	生ゴミ、紙くず	2.12m ³	11,024円
平成23年 7月 21日	生ゴミ、紙くず	3.26m ³	16,952円
平成23年 7月 25日	生ゴミ、紙くず	7.40m ³	38,480円
平成23年 7月 28日	生ゴミ、紙くず	2.70m ³	14,040円
平成23年 8月 1日	生ゴミ、紙くず	8.20m ³	42,640円
平成23年 8月 4日	生ゴミ、紙くず	5.40m ³	28,080円
平成23年 8月 8日	生ゴミ、紙くず	12.20m ³	63,440円
平成23年 8月 11日	生ゴミ、紙くず	5.60m ³	29,120円

月日	内容	数量	金額(税抜き/円)
平成 23 年 8 月 15 日	生ゴミ、紙くず	11.80m ³	61,360 円
平成 23 年 8 月 18 日	生ゴミ、紙くず	3.60m ³	18,720 円
平成 23 年 8 月 22 日	生ゴミ、紙くず	9.40m ³	48,880 円
平成 23 年 8 月 25 日	生ゴミ、紙くず	1.60m ³	8,320 円
平成 23 年 8 月 29 日	生ゴミ、紙くず	9.20m ³	47,840 円
平成 23 年 9 月 1 日	生ゴミ、紙くず	1.90m ³	9,880 円
平成 23 年 9 月 5 日	生ゴミ、紙くず	0.80m ³	4,160 円
平成 23 年 9 月 8 日	生ゴミ、紙くず	0.74m ³	3,848 円
平成 23 年 9 月 12 日	生ゴミ、紙くず	4.20m ³	21,840 円
平成 23 年 9 月 15 日	生ゴミ、紙くず	1.64m ³	8,528 円
平成 23 年 9 月 19 日	生ゴミ、紙くず	2.80m ³	14,560 円
平成 23 年 9 月 22 日	生ゴミ、紙くず	5.60m ³	29,120 円
平成 23 年 9 月 26 日	生ゴミ、紙くず	6.20m ³	32,240 円
平成 23 年 9 月 29 日	生ゴミ、紙くず	2.20m ³	11,440 円
平成 23 年 10 月 3 日	生ゴミ、紙くず	1.36m ³	7,072 円
平成 23 年 10 月 6 日	生ゴミ、紙くず	0.70m ³	3,640 円
平成 23 年 10 月 10 日	生ゴミ、紙くず	4.40m ³	22,880 円
平成 23 年 10 月 13 日	生ゴミ、紙くず	2.20m ³	11,440 円
平成 23 年 10 月 17 日	生ゴミ、紙くず	1.36m ³	7,072 円
平成 23 年 10 月 20 日	生ゴミ、紙くず	0.80m ³	4,160 円
平成 23 年 10 月 24 日	生ゴミ、紙くず	1.72m ³	8,944 円
平成 23 年 10 月 27 日	生ゴミ、紙くず	0.40m ³	2,080 円
平成 23 年 10 月 31 日	生ゴミ、紙くず	0.90m ³	4,680 円
平成 23 年 10 月 13 日	木材、植物性廃材	7.20m ³	37,440 円
平成 23 年 11 月 3 日	生ゴミ、紙くず	1.40m ³	7,280 円
平成 23 年 11 月 7 日	生ゴミ、紙くず	1.70m ³	8,840 円
平成 23 年 11 月 10 日	生ゴミ、紙くず	0.72m ³	3,744 円
平成 23 年 11 月 14 日	生ゴミ、紙くず	0.60m ³	3,120 円
平成 23 年 11 月 21 日	生ゴミ、紙くず	0.60m ³	3,120 円
平成 23 年 11 月 16 日	木材、植物性廃材	64.00m ³	332,800 円
平成 23 年 11 月 17 日	木材、植物性廃材	32.00m ³	166,400 円
平成 23 年 11 月 22 日	木材、植物性廃材	10.00m ³	52,000 円
平成 23 年 11 月 11 日	植物性廃材	19,760 k g	436,800 円

月日	内容	数量	金額(税抜き/円)
平成23年12月22日	生ゴミ、紙くず	0.08m3	416円
平成23年12月26日	生ゴミ、紙くず	0.84m3	4,368円
平成23年12月29日	生ゴミ、紙くず	0.60m3	3,120円
平成23年12月15日	木材、植物性廃材	16.00m3	83,200円
平成24年1月5日	生ゴミ、紙くず	2.60m3	13,520円
平成24年1月9日	生ゴミ、紙くず	2.00m3	10,400円
平成24年1月12日	生ゴミ、紙くず	2.56m3	13,312円
平成24年1月16日	生ゴミ、紙くず	1.80m3	9,360円
平成24年1月19日	生ゴミ、紙くず	0.52m3	2,704円
平成24年1月23日	生ゴミ、紙くず	1.12m3	5,824円
平成24年1月26日	生ゴミ、紙くず	0.40m3	2,080円
平成24年1月30日	生ゴミ、紙くず	0.96m3	4,992円
平成24年2月2日	生ゴミ、紙くず	0.38m3	1,976円
平成24年2月6日	生ゴミ、紙くず	1.34m3	6,968円
平成24年2月9日	生ゴミ、紙くず	0.40m3	2,080円
平成24年2月13日	生ゴミ、紙くず	1.76m3	9,152円
平成24年2月16日	生ゴミ、紙くず	0.64m3	3,328円
平成24年2月20日	生ゴミ、紙くず	2.28m3	11,856円
平成24年2月23日	生ゴミ、紙くず	0.48m3	2,496円
平成24年2月27日	生ゴミ、紙くず	0.80m3	4,160円
平成24年3月1日	生ゴミ、紙くず	0.40m3	2,080円
平成24年3月5日	生ゴミ、紙くず	0.90m3	4,680円
平成24年3月8日	生ゴミ、紙くず	0.48m3	2,496円
平成24年3月12日	生ゴミ、紙くず	1.96m3	10,192円
平成24年3月15日	生ゴミ、紙くず	0.42m3	2,184円
平成24年3月19日	生ゴミ、紙くず	0.96m3	4,992円
平成24年3月22日	生ゴミ、紙くず	0.44m3	2,288円
平成24年3月26日	生ゴミ、紙くず	0.76m3	3,952円
平成24年3月29日	生ゴミ、紙くず	0.56m3	2,912円

産業廃棄物（排出量、経費）

【H22】

月日	内容	数量	金額(税抜き/円)
平成 22 年 6 月 10 日	廃プラスチック	2.0m3	11,000 円
平成 22 年 6 月 10 日	廃プラスチック(プルシート)	540.0kg	54,000 円
平成 22 年 6 月 10 日	廃金属(再生不可)	2.0m3	8,000 円
平成 22 年 6 月 10 日	蛍光管	192.0 本	23,040 円
平成 22 年 6 月 10 日	ガラス陶磁器	20.0kg	600 円
平成 22 年 11 月 25 日	廃プラスチック	4.5m3	24,750 円
平成 22 年 11 月 25 日	廃プラスチック(プルシート)	690.0kg	69,000 円
平成 22 年 11 月 25 日	廃金属(再生不可)	2.5m3	10,000 円
平成 22 年 11 月 25 日	乗用廃タイヤ ホール有	1.0 本	700 円
平成 22 年 11 月 25 日	コンクリ 無筋	8240.0kg	206,000 円
平成 22 年 11 月 25 日	発砲スチロール	1.0m3	1,500 円
平成 22 年 11 月 25 日	蛍光管	120.0 本	14,400 円
平成 22 年 11 月 25 日	ガラス陶磁器	90.0kg	2,700 円
平成 22 年 11 月 25 日	廃電池	5.0kg	1,250 円
平成 22 年 11 月 25 日	安定器	20.0kg	2,000 円
平成 22 年 11 月 25 日	廃テレビ	1.0 台	1,000 円

【H23】

月日	内容	数量	金額(税抜き/円)
平成 23 年 4 月 28 日	廃プラスチック	3.0m3	22,500 円
平成 23 年 4 月 28 日	廃金属(再生不可)	0.5m3	1,500 円
平成 23 年 4 月 28 日	混合廃棄物	8.5m3	72,250 円
平成 23 年 6 月 2 日	混合廃棄物	0.5m3	4,250 円
平成 23 年 6 月 2 日	廃金属(再生不可)	0.3m3	900 円
平成 23 年 6 月 2 日	廃プラスチック	1.0m3	7,500 円
平成 23 年 6 月 2 日	蛍光管	76.0 本	6,080 円
平成 23 年 6 月 2 日	廃電池	8.0kg	2,400 円
平成 23 年 11 月 24 日	廃プラスチック	12.3m3	92,250 円
平成 23 年 11 月 24 日	廃金属	7.0m3	21,000 円
平成 23 年 11 月 24 日	ガラス陶磁器	417.0kg	33,360 円
平成 23 年 11 月 24 日	廃電池	20.0kg	6,000 円
平成 23 年 11 月 24 日	蛍光管	150.0 本	12,000 円
平成 23 年 11 月 24 日	混合廃棄物	4.0m3	34,000 円

資源廃棄物（排出量、経費）

【H22】

月日	内容	数量	金額(税抜き/円)
平成 22 年 4 月 6 日	ビン・カン・ペットボトル	0.350m ³	595 円
平成 22 年 4 月 27 日	ビン・カン・ペットボトル	0.400m ³	680 円
平成 22 年 5 月 4 日	ビン・カン・ペットボトル	4.700m ³	7,990 円
平成 22 年 5 月 11 日	ビン・カン・ペットボトル	9.000m ³	15,300 円
平成 22 年 5 月 18 日	ビン・カン・ペットボトル	4.000m ³	6,800 円
平成 22 年 5 月 25 日	ビン・カン・ペットボトル	6.700m ³	11,390 円
平成 22 年 6 月 1 日	ビン・カン・ペットボトル	5.700m ³	9,690 円
平成 22 年 6 月 8 日	ビン・カン・ペットボトル	7.200m ³	12,240 円
平成 22 年 6 月 15 日	ビン・カン・ペットボトル	8.300m ³	14,110 円
平成 22 年 6 月 22 日	ビン・カン・ペットボトル	6.400m ³	10,880 円
平成 22 年 6 月 29 日	ビン・カン・ペットボトル	9.500m ³	16,150 円
平成 22 年 7 月 6 日	ビン・カン・ペットボトル	4.300m ³	7,310 円
平成 22 年 7 月 13 日	ビン・カン・ペットボトル	1.600m ³	2,720 円
平成 22 年 7 月 20 日	ビン・カン・ペットボトル	4.600m ³	7,820 円
平成 22 年 7 月 27 日	ビン・カン・ペットボトル	2.500m ³	4,250 円
平成 22 年 7 月 30 日	ビン・カン・ペットボトル	0.500m ³	850 円
平成 22 年 8 月 3 日	ビン・カン・ペットボトル	3.800m ³	6,460 円
平成 22 年 8 月 6 日	ビン・カン・ペットボトル	3.200m ³	5,440 円
平成 22 年 8 月 10 日	ビン・カン・ペットボトル	4.000m ³	6,800 円
平成 22 年 8 月 13 日	ビン・カン・ペットボトル	2.500m ³	4,250 円
平成 22 年 8 月 17 日	ビン・カン・ペットボトル	10.000m ³	17,000 円
平成 22 年 8 月 20 日	ビン・カン・ペットボトル	2.000m ³	3,400 円
平成 22 年 8 月 24 日	ビン・カン・ペットボトル	8.000m ³	13,600 円
平成 22 年 8 月 31 日	ビン・カン・ペットボトル	6.300m ³	10,710 円
平成 22 年 9 月 7 日	ビン・カン・ペットボトル	4.200m ³	7,140 円
平成 22 年 9 月 14 日	ビン・カン・ペットボトル	6.100m ³	10,370 円
平成 22 年 9 月 21 日	ビン・カン・ペットボトル	7.000m ³	11,900 円
平成 22 年 9 月 28 日	ビン・カン・ペットボトル	2.200m ³	3,740 円

月日	内容	数量	金額(税抜き/円)
平成22年10月5日	ビーン・カン・ペットボトル	1.300m ³	2,210円
平成22年10月12日	ビーン・カン・ペットボトル	1.600m ³	2,720円
平成22年10月19日	ビーン・カン・ペットボトル	1.800m ³	3,060円
平成22年10月26日	ビーン・カン・ペットボトル	1.000m ³	1,700円
平成22年11月2日	ビーン・カン・ペットボトル	0.500m ³	850円
平成22年11月9日	ビーン・カン・ペットボトル	0.300m ³	510円
平成23年1月11日	ビーン・カン・ペットボトル	2.500m ³	4,250円
平成23年1月18日	ビーン・カン・ペットボトル	2.300m ³	3,910円
平成23年1月25日	ビーン・カン・ペットボトル	1.200m ³	2,040円
平成23年2月1日	ビーン・カン・ペットボトル	0.900m ³	1,530円
平成23年2月8日	ビーン・カン・ペットボトル	0.700m ³	1,190円
平成23年2月15日	ビーン・カン・ペットボトル	1.400m ³	2,380円
平成23年2月22日	ビーン・カン・ペットボトル	0.700m ³	1,190円
平成23年3月1日	ビーン・カン・ペットボトル	0.800m ³	1,360円
平成23年3月8日	ビーン・カン・ペットボトル	0.800m ³	1,360円
平成23年3月15日	ビーン・カン・ペットボトル	0.400m ³	680円
平成23年3月22日	ビーン・カン・ペットボトル	0.400m ³	680円
平成23年3月29日	ビーン・カン・ペットボトル	3.800m ³	6,460円
平成23年3月30日	ビーン・カン・ペットボトル	3.500m ³	5,950円

【H23】

月日	内容	数量	金額(税抜き/円)
平成23年 4月 26日	ビーン・カン・ペットボトル	0.160m ³	272円
平成23年 5月 3日	ビーン・カン・ペットボトル	1.700m ³	2,890円
平成23年 5月 10日	ビーン・カン・ペットボトル	5.200m ³	8,840円
平成23年 5月 17日	ビーン・カン・ペットボトル	1.000m ³	1,700円
平成23年 5月 24日	ビーン・カン・ペットボトル	1.600m ³	2,720円
平成23年 5月 31日	ビーン・カン・ペットボトル	2.000m ³	3,400円
平成23年 6月 7日	ビーン・カン・ペットボトル	4.500m ³	7,650円
平成23年 6月 14日	ビーン・カン・ペットボトル	4.500m ³	7,650円
平成23年 6月 21日	ビーン・カン・ペットボトル	5.100m ³	8,670円
平成23年 6月 28日	ビーン・カン・ペットボトル	5.000m ³	8,500円
平成23年 7月 5日	ビーン・カン・ペットボトル	4.500m ³	7,650円
平成23年 7月 12日	ビーン・カン・ペットボトル	6.000m ³	10,200円
平成23年 7月 19日	ビーン・カン・ペットボトル	3.500m ³	5,950円
平成23年 7月 26日	ビーン・カン・ペットボトル	7.000m ³	11,900円
平成23年 8月 2日	ビーン・カン・ペットボトル	10.000m ³	17,000円
平成23年 8月 5日	ビーン・カン・ペットボトル	4.800m ³	8,160円
平成23年 8月 9日	ビーン・カン・ペットボトル	10.000m ³	17,000円
平成23年 8月 12日	ビーン・カン・ペットボトル	8.000m ³	13,600円
平成23年 8月 16日	ビーン・カン・ペットボトル	9.000m ³	15,300円
平成23年 8月 19日	ビーン・カン・ペットボトル	2.900m ³	4,930円
平成23年 8月 23日	ビーン・カン・ペットボトル	5.800m ³	9,860円
平成23年 8月 26日	ビーン・カン・ペットボトル	0.500m ³	850円
平成23年 8月 30日	ビーン・カン・ペットボトル	9.000m ³	15,300円
平成23年 9月 6日	ビーン・カン・ペットボトル	1.000m ³	1,700円
平成23年 9月 13日	ビーン・カン・ペットボトル	2.300m ³	3,910円
平成23年 9月 20日	ビーン・カン・ペットボトル	3.700m ³	6,290円
平成23年 9月 27日	ビーン・カン・ペットボトル	5.100m ³	8,670円
平成23年 10月 4日	ビーン・カン・ペットボトル	1.200m ³	2,040円
平成23年 10月 11日	ビーン・カン・ペットボトル	2.700m ³	4,590円
平成23年 10月 18日	ビーン・カン・ペットボトル	1.200m ³	2,040円
平成23年 10月 25日	ビーン・カン・ペットボトル	0.900m ³	1,530円

月日	内容	数量	金額(税抜き/円)
平成 23 年 11 月 1 日	ビーン・カン・ペットボトル	0.500m ³	850 円
平成 23 年 11 月 8 日	ビーン・カン・ペットボトル	0.800m ³	1,360 円
平成 23 年 11 月 15 日	ビーン・カン・ペットボトル	0.200m ³	340 円
平成 23 年 12 月 27 日	ビーン・カン・ペットボトル	0.200m ³	340 円
平成 24 年 1 月 10 日	ビーン・カン・ペットボトル	3.500m ³	5,950 円
平成 24 年 1 月 17 日	ビーン・カン・ペットボトル	1.500m ³	2,550 円
平成 24 年 1 月 24 日	ビーン・カン・ペットボトル	1.200m ³	2,040 円
平成 24 年 1 月 31 日	ビーン・カン・ペットボトル	1.100m ³	1,870 円
平成 24 年 2 月 7 日	ビーン・カン・ペットボトル	0.700m ³	1,190 円
平成 24 年 2 月 14 日	ビーン・カン・ペットボトル	0.800m ³	1,360 円
平成 24 年 2 月 21 日	ビーン・カン・ペットボトル	0.900m ³	1,530 円
平成 24 年 2 月 28 日	ビーン・カン・ペットボトル	0.700m ³	1,190 円
平成 24 年 3 月 6 日	ビーン・カン・ペットボトル	0.700m ³	1,190 円
平成 24 年 3 月 13 日	ビーン・カン・ペットボトル	1.000m ³	1,700 円
平成 24 年 3 月 20 日	ビーン・カン・ペットボトル	0.500m ³	850 円
平成 24 年 3 月 27 日	ビーン・カン・ペットボトル	0.500m ³	850 円

汲み取り（排出量、経費）

【H22】

月日	内容	数量	金額(税抜き/円)
平成 22 年 7 月 13 日	汲み取り(仮設トイレ)	297 L (11 単位)	3,667 円
平成 22 年 11 月 5 日	汲み取り	5,022 L (186 単位)	42,515 円
平成 22 年 11 月 8 日	汲み取り	5,346 L (198 単位)	45,258 円

【H23】

月日	内容	数量	金額(税抜き/円)
平成 23 年 10 月 5 日	汲み取り	6,345 L (235 単位)	53,715 円
平成 23 年 11 月 9 日	汲み取り	5,805 L (215 単位)	49,143 円

除雪出動実施実績（日時、日数）

稼働時間

項目		規格	単位	22年度	23年度
園内圧雪工	圧雪車運転	標準 5:00～22:00	h	816.0	1,026.0
		夜間 22:00～5:00	h	399.0	393.0
園内除雪工	除雪ドーザ運転	標準 5:00～22:00 ホイール型、11t、2.1 m ³ マルチブレード付	h	131.0	156.0
		夜間 22:00～5:00 ホイール型、11t、2.1 m ³ マルチブレード付	h	98.0	161.0
	除雪トラック運転	標準 5:00～22:00 除雪専用、7t、4×4、固定式、 路面整正装置、ワンウェイブレード付	h	30.0	29.0
		夜間 22:00～5:00 除雪専用、7t、4×4、固定式、 路面整正装置、ワンウェイブレード付	h	31.0	50.0
	ロータリー式除雪車運転	標準 5:00～22:00 ホイールステージ型、162kw 級 (220PS)	h	29.0	28.0
		夜間 22:00～5:00 ホイールステージ型、162kw 級 (220PS)	h	10.0	17.0
	小型ロータリー式除雪車運転	標準 5:00～22:00 ホイールステージ型、30kw 級 (40PS)	h	82.0	106.0
		夜間 22:00～5:00 ホイールステージ型、30kw 級 (40PS)	h	41.0	62.0
	小型除雪機運転	標準 5:00～22:00 クローラ・ハンドガイト型ガソリンエンジン 付、11～12kw 級 (15PS)	h	172.0	326.0
		夜間 22:00～5:00 クローラ・ハンドガイト型ガソリンエンジン 付、11～12kw 級 (15PS)	h	7.0	3.0
	人力除雪	標準 5:00～22:00 普通作業員 1	h	1,304.0	1,549.0
		夜間 22:00～5:00 普通作業員 1	h	26.0	21.0
運搬排雪工	除雪ドーザ運転	標準 5:00～22:00 ホイール型、11t、2.1 m ³ マルチブレード付	h	147.0	113.0
		夜間 22:00～5:00 ホイール型、11t、2.1 m ³ マルチブレード付	h	83.0	22.0
	ダンプトラック運転	標準 5:00～22:00 排雪用 10t、側板 60・80 cm	h	174.0	132.0
		夜間 22:00～5:00 排雪用 10t、側板 60・80 cm	h	137.0	55.0
	バックホウ運転	標準 5:00～22:00 ホイール型・排出ガス対策型、平積 0.35 m ³	h	43.0	28.0
		夜間 22:00～5:00 ホイール型・排出ガス対策型、平積 0.35 m ³	h	13.0	20.0
	ブルドーザ運転	標準 5:00～22:00 クローラ式 15t	h	27.0	25.0
		夜間 22:00～5:00 クローラ式 15t	h	12.0	6.0

項目		規格	単位	22年度	23年度
運搬排雪工	ロータリー式除雪車運転	標準 5:00～22:00 ホイールステージ型、162kw 級 (220PS)	h	64.0	50.0
		夜間 22:00～5:00 ホイールステージ型、162kw 級 (220PS)	h	45.0	24.0
	小型ロータリー式除雪車運転	標準 5:00～22:00 ホイールステージ型、30kw 級 (40PS)	h	6.0	0.0
		夜間 22:00～5:00 ホイールステージ型、30kw 級 (40PS)	h	4.0	0.0
駐車場除雪工	除雪ドーザ運転	標準 5:00～22:00 ホイール型、11t、2.1 m ³ マルチブレード付	h	88.0	150.16
		夜間 22:00～5:00 ホイール型、11t、2.1 m ³ マルチブレード付	h	19.5	66.0
	除雪トラック運転	標準 5:00～22:00 排雪用 10t、側板 60・80 cm	h	16.66	12.33
		夜間 22:00～5:00 排雪用 10t、側板 60・80 cm	h	4.16	1.66
	ロータリー式除雪車運転	標準 5:00～22:00 ホイールステージ型、162kw 級 (220PS)	h	0.33	12.83
		夜間 22:00～5:00 ホイールステージ型、162kw 級 (220PS)	h	0.83	9.33
	ダンプトラック運転	標準 5:00～22:00 排雪用 10t、側板 60・80 cm	h	0	13.0
		夜間 22:00～5:00 排雪用 10t、側板 60・80 cm	h	0	14.5

稼働日数

【H22】

項目		12月	1月	2月	3月	計(日)		
園内圧雪工	圧雪車運転	標準	3	30	28	24	85	
		夜間	2	18	28	21	69	
園内除雪工	除雪ドーザ運転	標準	4	7	13	11	35	
		夜間	3	3	4	5	15	
	除雪トラック運転	標準	3	2	5	5	15	
		夜間	3	2	3	5	13	
	ロータリー式除雪車運転	標準	0	0	0	5	5	
		夜間	0	0	0	1	1	
	小型ロータリー式除雪車運転	標準	3	2	6	9	20	
		夜間	3	3	4	6	16	
	小型除雪機運転	標準	4	3	9	8	24	
		夜間	0	1	1	1	3	
	人力除雪	標準	6	16	14	14	50	
		夜間	0	1	1	1	3	
	運搬排雪工	除雪ドーザ運転	標準	4	3	1	4	12
			夜間	1	3	1	3	8
ダンプトラック運転		標準	3	3	1	4	11	
		夜間	1	3	1	4	9	
バックホウ運転		標準	0	1	1	2	4	
		夜間	0	1	0	2	3	
ブルドーザ運転		標準	2	1	0	1	4	
		夜間	0	1	0	1	2	
ロータリー式除雪車運転		標準	3	3	1	4	11	
		夜間	1	3	1	4	9	
小型ロータリー式除雪車運転		標準	0	1	0	0	1	
		夜間	0	1	0	0	1	

【H23】

項目			12月	1月	2月	3月	計(日)	
園内圧雪工	圧雪車運転	標準	15	30	29	31	105	
		夜間	9	22	15	23	69	
園内除雪工	除雪ドーザ運転	標準	11	16	13	19	59	
		夜間	3	6	3	7	19	
	除雪トラック運転	標準	3	4	3	3	13	
		夜間	3	4	3	3	13	
	ロータリー式除雪車運転	標準	0	1	1	5	7	
		夜間	0	0	0	3	3	
	小型ロータリー式除雪車運転	標準	6	5	3	8	22	
		夜間	3	5	3	5	16	
	小型除雪機運転	標準	6	4	8	13	31	
		夜間	0	2	1	0	3	
	人力除雪	標準	7	11	15	12	45	
		夜間	0	2	1	1	4	
	運搬排雪工	除雪ドーザ運転	標準	5	2	0	2	9
			夜間	0	2	0	2	4
ダンプトラック運転		標準	3	2	0	2	7	
		夜間	0	2	0	2	4	
バックホウ運転		標準	0	2	0	1	3	
		夜間	0	1	0	1	2	
ブルドーザ運転		標準	2	0	0	1	3	
		夜間	0	0	0	1	1	
ロータリー式除雪車運転		標準	3	2	0	2	7	
		夜間	0	2	0	2	4	
小型ロータリー式除雪車運転		標準	0	0	0	0	0	
		夜間	0	0	0	0	0	

農薬、肥料、土壌改良材リスト

【H22】

	種別	作業回数	施工数量		施工箇所等	摘要(肥料名等)
			散布量	散布面積		
芝生	芝生施肥工(1)	1回	30g/m ²	149,481 m ²	つどいの森他	サンシャイン 30
	芝生施肥工(2)	1回	20g/m ²	25,644 m ²	花のまきば他	サンシャイン 30
	芝生施肥工(3)	1回	20g/m ²	115,682 m ²	つどいの森他	みどり有機 30号
	芝生施肥工(4)	1回	20g/m ²	73,716 m ²	東口広場他	パレット 363
	芝生施肥工(5)	1回	40g/m ²	5,409 m ²	カントリーハウスの庭園 他	E T C 1号
	芝生施肥工(6)	1回	20g/m ²	4,100 m ²	花のテラス他	フミロンエイト
	芝生病虫害防除工	1回	3,000 L	-	つどいの森他	スミチオン乳剤
中低木	低木施肥工	1回	200g/m ²	7,082 m ²	こどもの谷他	ちから 1号
		1回	150g/本	481 本	風のはらっぱ他	まるやま 1号
高木	高木施肥工	1回	300g/本	971 本	こどもの谷他	まるやま 1号
花壇	花壇病虫害防除工	1回	100 L	-	パレット花壇他	ダコニール
草花	草花施肥工	2回	50g/m ²	16,955 m ²	花のまきば他	化成肥料
		1回	50g/m ²	7,312 m ²	山のお花畑他	ハイコントロール
		1回	50g/m ²	7,885 m ²	疎林広場周辺他	フロンティア 8号
		1回	30g/m ²	2,611 m ²	平成の森	ちから 1号
		2回	30g/m ²	902 m ²	平成の森	油粕(骨粉入り)
花畑	花畑耕耘工	1回	5 L/m ²	9,763 m ²	花のまきば新規花畑造成 用	ペンケル 1号
		1回	10 L/m ²			ピートモス A級
		1回	100 g/m ²			アズミン
		1回	400 g/m ²			札幌コンポスト
		1回	150g/m ²			ようりん
		1回	1 k g/m ²			キューポラスグリーン
		1回	100 g/m ²			粗砕炭カル
	花畑病虫害防除工	1回	1,250 L	-	花のまきば他	ダコニール

	種別	作業回数	施工数量		施工箇所等	摘要(肥料名等)
			散布量	散布面積		
芝生	芝生施肥工(1)	1回	30g/m ²	145,444 m ²	つどいの森他	イーグル 30
	芝生施肥工(4)	1回	20g/m ²	73,716 m ²	東口広場他	パレット 363
	芝生施肥工(5)	1回	40g/m ²	5,409 m ²	カントリーハウスの庭園 他	E T C 1 号
	芝生施肥工(6)	1回	20g/m ²	1,520 m ²	花のテラス他	フミロンエイト
中低木	低木施肥工	1回	200g/m ²	4,494 m ²	こどもの谷他	ちから 1 号
		1回	150g/本	481 本	風のはらっぱ他	まるやま 1 号
	雑工(低木植栽)	1回	10 L/本	112 本	アジサイ	ネニサンソ
		1回	19kg/本		花人の隠れ家	キノックス
		1回	200g/本			ようりん
高木	高木施肥工	1回	300g/本	917 本	こどもの谷他	まるやま 1 号
林地	雑工	1回	250m L/本	2 本	ハルニレ広場ハルニレ	メネデール
花壇	花壇病虫害防除工	1回	50 L	-	パレット花壇他	フロンサイド水和剤
草花	草花施肥工	1回	30g/m ²	2,611 m ²	スズラン	ちから 1 号
		1回	50g/m ²	1,521 m ²	ヘメロカリス	ハイコントロール
		1回	50g/m ²	8,769 m ²	花のまきば他	イーグル 30
	雑工	1回	200 袋	-	カントリーガーデン	グリーンアース
	草花病虫害防除工	1回	400 L	-	山のお花畑他	マラソン乳剤
花畑	花畑耕耘工	1回	2 L/m ²	9,763 m ²	花のまきば 1 年草花畑土 壌改良用	ペンケル 1 号
		1回	50g/m ²			ハイコントロール
		1回	150g/m ²			ようりん
	花畑病虫害防除工	1回	350 L	-	花のまきば	ダコニール
		1回	500 L	-	花のまきば	スミチオン乳剤
		1回	500 L	-	花のまきば	カルホス乳剤
	雑工	1回	5 L/m ²	6,417 m ²	花のまきば	ピートモス

薬剤散布（位置、数量、時期、頻度等）

2012.01.20 現在

【H22】

	種 別	作業回数	施工数量	施工箇所等	摘要 (薬剤名等)
花畑	薬剤散布・機械	1回(5/13)	150L	花のまきば	ダコニール
花畑	薬剤散布・機械	1回(6/29)	500L	花のまきば 収穫の谷	馬拉ソン乳剤
花畑	薬剤散布・機械	1回(7/16)	300L	花のまきば	スミチオン
花畑	薬剤散布・機械	1回(9/1)	300L	花のまきば	トップジン水和剤
花壇	薬剤散布・機械	1回(5/13)	100L	パレット花壇 歓迎の花壇	ダコニール
芝生	薬剤散布・機械	1回(9/9)	3,000L	つどいの森 多目的ホール	スミチオン
低木	薬剤散布・機械	1回 (7/15.16)	150L	こどもの谷 まきばのせせらぎ	オルトラン

【H23】

	種 別	作業回数	施工数量	施工箇所等	摘要 (薬剤名等)
花壇	薬剤散布・機械	1回(5/20)	50L	パレット花壇 木箱	フロンサイド水和剤
花畑	薬剤散布・機械	1回(5/11)	350L	花のまきば	ダコニール
花畑	薬剤散布・機械	1回(6/29)	500L	花のまきば	スミチオン乳剤
草花	薬剤散布・機械	1回(6/29)	400L	山のお花畑	馬拉ソン乳剤
低木	薬剤散布・機械	1回(6/21)	500L	花のまきば周辺 収穫の谷	馬拉ソン乳剤
花畑	薬剤散布・機械	1回(7/21)	500L	花のまきば	カルホス乳剤
花畑	薬剤散布・機械	1回(8/9)	300L	花のまきば	ベンレート水和剤
花畑	薬剤散布・機械	1回(8/22)	200L	花のまきば	ダコニール1000水和剤
花畑	薬剤散布・機械	1回(8/30)	150L	花のまきば	トリフミン水和剤
草花	薬剤散布・機械	1回(8/30)	450L	花のまきば	トリフミン水和剤
草花	薬剤散布・機械	1回(9/8)	600L	花のまきば	モレスタン水和剤
草花	薬剤散布・機械	1回(9/14)	150L	花のまきば	サブロール乳剤
花壇	薬剤散布・機械	1回(9/14)	450L	花のまきば	サブロール乳剤

■平成22年度生態エリア管理指導事項 エリア番号	場所	面積(m ²)	管理時期	管理方法	作業実施日	管理詳細等	摘要
1	バツのはらっぱ	980	7月または初夏中	手刈りと地際刈り	7月26日	・ヨソハヒヨドリを守るため、青い棒で区画された外のみ地刈りする。 ・区画された内側はフキを手刈り作業するのみ。	林地除草工(2)
2	ホタル池(湿原回復地・ヘイケボタル等)	700	7月または初夏中	手刈りと高刈り	7月26日	・フキを手で刈る。 ・木道周辺は刈らない(安全管理上、現状のままでは一徹開放できないため)	林地除草工(2)
3	クワガタの森回復地(A)、(B)＝北側	2060	7月または初夏中	高刈り(10cm)	7月27日	・森を明るくするため10cm高刈りをする。実生の木々も刈ってしまっって構わない。Bこの管理手法の違いを明確にする。	林地除草工(2)
4	クワガタの森回復地(B)、(B)＝南側	1400	7月または初夏中	高刈り(20cm)	7月27日	・イタヤカエデより南側を高刈りする。しかし、(ノリウツギ・ホウ・コガネグク・ヤマグワ・ミズナラ)の若木や実生を残す。	林地除草工(2)
5	トンボ池(湿地回復地・北部溜池)	260	7月または初夏中	高刈り	7月26日	・チップソーを使用して高刈りする。 ・池の周囲30cm幅をできるだけ短く刈り取る。 ・人家があった高台は全て刈る。	林地除草工(2)
6	湿地回復地・トンボ類等解放環境選択水生物回復地	230	7月または初夏中			・土の掘り出し。	
7	湿地回復地・中央部溜池	1660	7月または初夏中		7月27日	・クリソウを保護する。 ・フキを手で刈る。	林地除草工(2)
7	湿原回復地・中央部溜池周辺部		7月または初夏中		7月27日	・フキを手で刈る。	林地除草工(2)
8	野生草花群生地回復地 シラネアオイ、フクジュソウ型(A)	910	7月または初夏中	手刈り	7月31日	・フキ、ヨソハヒヨドリ、ヨブスマソウ、チシマアザミ、ハンゴンソウ、クマイザサを手刈りする。範囲：1花が咲くまで3、4年の看板より北を刈る。同看板より南はシラネアオイを増殖させているため入りこまない。	生態管理巡回工
9	野生草花群生地回復地 シラネアオイ、フクジュソウ型(B)	620	7月または初夏中	手刈りと高刈り	7月31日 ~ 8月1日	・ヨブスマソウ、フキ、チシマアザミを抜く(手刈り)。白い棒より三角形の範囲で10cm高刈りする(場所は「子どもエリサンジョウウオ」の看板より右側にある白い棒周辺) ・オニシモツクとチシマアザミを残す。	生態管理巡回工
10	野生草花群生地回復地 ミスハシヨウ、ヒメオウセンソウ型	440	7月または初夏中	手刈り	8月1日	・フキを手で刈る。ミスハシヨウ群生地の南側～橋周辺 ・フキ、ヨブスマソウ、ハンゴンソウ、アザミを手抜きする。 ・ツルニンジンが残す。	生態管理巡回工
11	湿地回復地・エリサンジョウウオ産卵地	110	7月または初夏中	ポンプアップ		・ポンプで水を汲み上げる。 ・右岸の水際は幅1m刈らない。幅1mの外側から歩道までは地際刈り。	
12	沢の広場周辺(野牛沢の生態環境回復地)	1670	7月または初夏中	主に地際刈り	8月16日	・野牛沢の広場周辺～情報館側のシラネアオイ群生地まで)	生態管理巡回工
13	ヤナギラン周辺	不明	10月下旬	手刈り		・手刈りで笹を刈る。範囲：見える範囲すべて。	

100917現在

■平成28年度生態系管理指導事項

エリア番号	面積 (㎡)	管理時期	管理方法	作業実施日	管理詳細等	8/31打合せ内容	概要
1	980	7月または初夏中	手刈りと地際刈り	7月20日 ~ 7月22日	青い棒で区画された場所は、ヨシハヒヨドリを残して地際刈り。 トラロープから草刈機の草刈は、クガイソウ、ウサレタマ、ヨシハヒヨドリを残して機械刈り。 それ以外の草刈は、フキ、アザミ、ヨブスマソウを手刈りする。	対象区に繁茂してきたコウゾリナについては要経過観察。 オミナエが発芽してきており保護する方向で管理する。	林地除草工(2)
2	700	7月または初夏中	手刈りと高刈り	-	・施工しない。 ・クリンソウを保護。 ・但し、木道を開放しているならば施工を考慮。		林地除草工(2)
3	2060	7月中旬まで	高刈り(10cm)	7月12日	・ワラビのみ手刈りする。	・林内の光量調整のため間伐を行う必要が出てきた(検討事項)。 ・間伐を行った際に発生する玉切り木材は昆虫のコロニーにしない。(積み方については矢部先生の指示による)	生態管理巡回工
4	1400	7月または初夏中	高刈り(20cm)	7月15日	・日当たりが良く、フキ・ワラビが群生している箇所のみ機械高刈り(20cm)。	・本年度は地際から隣地だけ機械刈り(全刈り)を要し、クワガタの森回復地(A)と比較する(検討事項)。 ・ほろ芽観察エリアなおおで道脇近(のハハ)ニシとシメツキを切ってほろ芽を発生させる。	林地除草工(2)
5	260	7月または初夏中	高刈り	-	・施工しない。		林地除草工(2)
6	230	7月または初夏中		-	・施工しない。		
7	1660	7月または初夏中		7月19日	・フキ・アザミ・ヨブスマソウを手刈り。 ・ヤマジャクヤク周辺の人工除草。		生態管理巡回工
7		7月または初夏中		7月19日	・フキ・アザミ・ヨブスマソウの手刈り。		生態管理巡回工
8	910	7月または初夏中	手刈り	7月19日	・フキ、ヨシハヒヨドリ、ヨブスマソウ、チシマアザミ、ハンゴンソウ、クマイササを手刈りする。範囲:「花が咲く」 ・3、4年目の看桐より北を刈る。回看桐より南はシラネアオイを保護しているため入りこまない。 ・ヤマウドと実生木の手刈り追加。 ・青ポールや黄杭の半径1m以内は立ち入らない。		生態管理巡回工
9	620	7月または初夏中	手刈り	8月4日	・ヨブスマソウ、フキ、チシマアザミの手刈り。 ・シラネアオイ群生地への立ち入りを制限するため、地際から90cm位で木杭設置及びローピング。	・木杭だけが設置されている。ロープを2段で設置する。	生態管理巡回工
10	440	7月または初夏中	手刈り	8月4日	・フキ、アザミ、ヨブスマソウの手刈り。		生態管理巡回工
11	110	7月または初夏中	ポンプアップ	手刈り7/20 給水8/11	・土止め設置及びポンプで水を汲み上げる。 ・斜面のフキ・アザミ・ヤマウド、ヨブスマソウの手刈り。	・対象区域(プロットC)のササの回復が早い。今年度の生育終了後(10月下旬以降)と翌春6月の2回ササを手刈りする。 ・湿地(水生生物観察場所)脇のぬかるみに碎石を敷き均す。 ・プロットC32にスズメハタの巣があるので注意。	生態管理巡回工
12	1670	7月または初夏中	主に地際刈り	8月3日	・右岸全体と左岸水際幅1mは刈らない。 ・フキ、アザミ、ヨブスマソウ、イネ科雑草の手刈り。		生態管理巡回工
13	不明	花を咲かせるなら6月中旬がベスト	手刈り	6月22日	・ヤナギランを残して全て手刈り。	この管理方法は3年間は継続し生育状況及び開花状況を追跡する。	生態管理巡回工
14		7月中	手刈り		・フキ、アザミ、ヨブスマソウ、イタドリ手刈り。 ・キツリフネやトチハニンジン等踏まないように注意。		生態管理巡回工
15		10月下旬	手刈り		・山野草が枯れた後、ササを手刈り。 ・青ポールで囲まれた範囲。奥行きは一番高く打ちこまれた黄杭まで。	・対象区域(プロットC)のササの回復が早い。今年度の生育終了後(10月下旬以降)と翌春6月の2回ササを手刈りする。	生態管理巡回工

植物性廃棄物の取扱（発生・処理・活用量等）

2012.1.21 現在

【H22】

発生物の内容	発生量	処分量	処理方法	処理量	活用方法
芝、草、除草等、 植替(刈取)草花等	1023.5 m ³	80.0 m ³	堆肥化(芝刈草)	80.0 m ³	滝口ヤード内堆積
		42.0 m ³	堆肥化(落ち葉)	42.0 m ³	滝口ヤード内堆積 (腐葉土作成中)
		901.5 m ³	園外処分	901.5 m ³	園外施設へ搬出し、処 理される
剪定枝、伐採木等	476.5 m ³	2 m ³	チップ化处理	2 m ³	敷き込み材
		474.5 m ³	園外処分	474.5 m ³	園外施設へ搬出し、処 理される

【H23】

発生物の内容	発生量	処分量	処理方法	処理量	活用方法
芝、草、除草等、 植替(刈取)草花等	1026.5 m ³	306.5 m ³	管理ヤードストック	306.5 m ³	
		40 m ³	堆肥化(芝刈草)	40 m ³	滝口ヤード内堆積
		680 m ³	園外処分	680 m ³	園外施設へ搬出し、処 理される
剪定枝、伐採木等	398.5 m ³	0 m ³	チップ化处理	0 m ³	
		330 m ³	園外処分	330 m ³	園外施設へ搬出し、処 理される

収益施設（飲食・物販施設）サービス内容等一覧

現在のサービス内容を下記に示す。

1. 飲食施設等販売品目及び貸出品目

必須施設（販売）

施設名	販売品目（参考）
レストラン (カントリーハウス)	飲食（和定食・洋風セット・中華セット・カレー・オムライス・ピラフ・各種ラーメン・パスタ・サラダ・唐揚げ・ソーセージ・コーヒー・紅茶・ジュース・アイスクリーム等） 物販（つまみ・スナック菓子・ジュース類等、玩具類・Tシャツ・花鉢・リース等）
溪流口売店	飲食（カレー、うどん、そば、アメリカンドック、フランクフルト、牛丼、かき氷、ソフトクリーム、鶏唐揚げ、ポテト、揚げいも、おでん、たこ焼き、お菓子、塩、コショウ、缶ビール、焼き野菜、サガリ、ラム、牛カルビ、ホルモン、焼肉たれ） 物販（タバコ、玩具、炭、火バサミ、アミ、ジンギスカン用鍋、軍手、焚き付け、紙皿、割り箸、紙コップ）
子供の谷休憩所売店	飲食（ごはん類、パスタ類、クレープ類、ソフトクリーム類、ドリンク類、スナック類、揚げ物類） 物販（お菓子類、ソリ、手袋、帽子、靴下、ゴーグル、インスタントカメラ、紙おむつ、衛生用品、カットバン、ホッカロン）

必須施設（貸出）

施設名	必須品目（貸出）	内容
用具貸出所 (カントリーハウス)	ゲレンデスキー	80cm 5本
		90cm 7本
		100cm 13本
		110cm 11本
		120cm 9本
		130cm 8本
		140cm 7本
		150cm 23本
		160cm 22本
		170cm 20本
		180cm 4本
		計 129本
	クロスカントリースキー	130cm 4本
		140cm 7本
		150cm 13本
		160cm 20本
		170cm 12本
		175cm 18本
		180cm 16本
		185cm 9本
190cm 9本		
195cm 1本		
計 109本		

施設名	必須品目（貸出）	内容
	スケーティングスキー	130cm 2本
		155cm 2本
		170cm 1本
		175cm 5本
		180cm 4本
		185cm 1本
		190cm 2本
		200cm 2本
		計 19本
用具貸出所 (ロッジゆきざさ)	クロスカントリースキー	130cm 3本
		140cm 2本
		150cm 2本
		160cm 4本
		170cm 6本
		180cm 2本
		185cm 1本
		190cm 3本
		計 23本

裁量施設（販売）

施設名	販売品目（参考）
レストラン (溪流園)	飲食（ジンギスカン、サガリ、ホルモン、カルビ、タン、冷メン、生ビール、ジュース、缶ビール） 物販（タバコ）
鱒見口売店	飲食（チャーハン、たこ焼き、アメリカンドック、フランクフルト、唐揚げ、焼きそば、アイスクリーム、フライドポテト、菓子、缶ビール） 物販（カメラ、フィルム、タバコ）
中央口管理所売店	飲食（チャーハン、たこ焼き、ホットドック、焼おにぎり、フライドポテト、缶ビール、アイスクリーム、缶コーヒー、お茶、菓子） 物販（玩具類・オリジナルリース・タバコ）
東口情報センター レストハウス棟売店	飲食（菓子、ジュース類、コーヒー、ポテト、軽食、そば、うどん類、カレー、丼類、かき氷、豚汁等の季節のメニュー） 物販（使い捨てカメラ、フィルム、ドライフラワー等）

裁量施設（貸出）

施設名	裁量品目（貸出）	内容
用具貸出所 (カントリーハウス)	マウンテンバイク	26インチ 17台
		16インチ 6台

必須施設：公園の開園日時に常時営業する施設のこと。

必須品目：常時用意する物品のこと。

裁量施設：公園の開園日時内で運営日時を施設管理者が設定し、営業する施設のこと。

裁量品目：施設等管理者の判断によって用意する物品のこと。

2. キャンプ場販売及びレンタル品目

1) 販売品目一覧表

分 類	販 売 品 目
キャンプ用品	ロープ、ハンマー、ボール、マット、ランタンハンガー、燃料等
食料品	インスタント食品（ラーメン等）、レトルト食品（カレー・ピラフ等）、缶詰、調味料、嗜好品、清涼飲料水、アルコール類（ビール・ワイン等）、乳製品（バター・チーズ等冷蔵品）、アイスクリーム、冷凍食品、地元名産品等
日用品	・日用品 箸、スプーン、フィルム、レインコート、電池、虫除け、ティッシュ、ペーパー皿等 ・衛生用品 歯磨き、石鹸、シャンプー、紙おむつ、生理用品等 ・土産品 菓子、Tシャツ、タオル、マグカップ等
書籍	・道路地図 ・観光情報誌等

2) レンタル品目一覧表

分 類	貸 出 品 目
キャンプ用品	テント、タープ、寝袋、マット、毛布、バーナーストーブ、ランタン、コンロ、テーブル、椅子、マウンテンバイク等

3) 喫茶販売品目一覧表

分 類	販 売 品 目
品 目	清涼飲料水、生ビール等

収益施設利用状況

収益施設利用者数

< 駐車場 >

【 H22 】

月	大型車	小型車	二輪車	月計
4月	1	607	2	610
5月	54	25,488	60	25,602
6月	173	18,484	74	18,731
7月	158	12,452	32	12,642
8月	101	17,692	67	17,860
9月	105	14,555	38	14,698
10月	27	8,335	20	8,382
11月	1	525	0	526
12月	0	1,171	0	1,171
1月	68	10,662	0	10,730
2月	115	7,842	0	7,957
3月	15	3,874	0	3,889
年度計	818	121,687	293	122,798

(単位：台)

【 H23 】

月	大型車	小型車	二輪車	月計
4月	1	2,475	3	2,479
5月	79	13,171	38	13,288
6月	179	16,910	33	17,122
7月	130	15,721	89	15,940
8月	97	20,445	54	20,596
9月	140	11,327	24	11,491
10月	38	8,751	43	8,832
11月	1	1,763	6	1,770
12月	1	2,554	0	2,555
1月	70	13,267	0	13,337
2月	102	7,744	0	7,846
3月	21	5,291	1	5,313
年度計	859	119,419	291	120,569

(単位：台)

<サイクリング>

【 H22 】

月	貸台数	備考
4月	41	
5月	2,526	
6月	1,738	
7月	1,373	
8月	2,506	
9月	1,093	
10月	628	
11月	0	倒木のため営業中止
年度計	9905	

(単位：台)

【 H23 】

月	貸台数	備考
4月	223	
5月	891	
6月	1,074	
7月	1,586	
8月	2,376	
9月	725	
10月	489	
11月	123	
年度計	7,487	

(単位：台)

< レストラン利用者数 >

【 H22 】

月	溪流園	カントリーハウス	月計
4月	9	93	102
5月	1,039	8,668	9,707
6月	692	6,516	7,208
7月	520	5,782	6,302
8月	811	6,915	7,726
9月	729	5,121	5,850
10月	332	1,797	2,129
11月	0	86	86
12月		408	408
1月		3,173	3,173
2月		2,900	2,900
3月		1,195	1,195
合計	4,132	42,654	46,786

(単位：人)

【 H23 】

月	溪流園	カントリーハウス	月計
4月	115	711	826
5月	1,071	4,530	5,601
6月	1,349	6,522	7,871
7月	1,423	9,856	11,279
8月	2,456	11,506	13,962
9月	788	5,663	6,451
10月	499	3,221	3,720
11月	33	583	616
12月		1,223	1,223
1月		5,170	5,170
2月		3,007	3,007
3月		1,794	1,794
合計	7,734	53,786	61,520

(単位：人)

<釣掘>

【 H22 】

月	貸台数	備考
4月	4	
5月	926	
6月	535	
7月	511	
8月	1,201	
9月	504	
10月	274	
11月	0	倒木のため営業中止
年度計	3,955	

(単位：台)

【 H23 】

月	貸台数	備考
4月	102	
5月	470	
6月	505	
7月	694	
8月	1,390	
9月	355	
10月	289	
11月	42	
年度計	3,847	

(単位：台)

<オートキャンプ場>

【 H22 】

月	利用者数	利用サイト数
4月	92	14
5月	3,677	411
6月	4,637	564
7月	9,886	1,113
8月	19,528	2,104
9月	8,018	895
10月	2,116	203
年度計	47,954	5,304

(単位：人)

【 H23 】

月	利用者数	利用サイト数
4月	590	77
5月	2,478	269
6月	3,687	439
7月	11,148	1,358
8月	19,992	2,134
9月	6,779	721
10月	1,951	208
年度計	46,625	5,206

(単位：人)

<園内シャトルバス>

【 H22 】

月	営業日	大人	小人	無料	計	備考
4月	1日	12			12	
5月	7日	64	24	4,559	4,647	無料運行5日
6月					0	
7月	5日	187	60		247	
8月	6日	208	103		311	
9月	10日	311	101		412	
10月	5日	135	53		188	
11月						
12月						
1月						
2月						
3月						
年度計	34日	917	341	4,559	5,817	

(単位：人)

【 H23 】

月	営業日	大人	小人	無料	計	備考
4月	2日			268	268	無料運行2日
5月	6日	120	16	947	1,083	雨のため運休5/1,5/2、 無料運行4日
6月	2日	628	252		880	
7月	0日				0	
8月	2日	80	54		134	
9月	1日	129	16		145	
10月	4日	585	234		819	雨のため運休10/23、 無料運行1日
11月						
12月						
1月						
2月						
3月						
年度計	17日	1,542	572	1,215	3,329	

(単位：人)

< 園内交通施設利用者数「カントリーガーデン園内移動用施設（リフト）」 >

【 H22 】

月	チケット購入者数			乗車人数	備考
	大人	小人	計		
12月					雪不足のため運休
1月	4,908	6,879	11,787	54,019	1/7より営業開始
2月	3,134	7,949	11,083	62,094	
3月	1,274	1,471	2,745	18,066	
年度計	9,316	16,299	25,615	134,179	

(単位：人)

【 H23 】

月	チケット購入者数			乗車人数	備考
	大人	小人	計		
12月	1,120	1,381	2,501	15,255	
1月	6,412	9,057	15,469	73,289	
2月	2,563	7,144	9,707	61,851	
3月	1,494	1,726	3,220	22,371	
年度計	11,589	19,308	30,897	172,766	

(単位：人)

< 「ロープトウ（チューブそり）」 >

平成22年度ロープトウ延べ利用回数（概算） 約15万回

収益施設売上額

1. 固定的収益施設

施設区分		売上額（千円） （2箇年平均）	備考
施設区分	施設名/内訳		
駐車場	① 溪流・中央・東口駐車場	38,996	
	② 鱒見口駐車場	2,305	
	③ 南・滝野の森口駐車場	1,773	
サイクリング施設	サイクリング施設	1,883	
レストラン	① レストラン（溪流園）	7,222	
	② レストラン（カントリーハウス）	34,755	
売店	① 鱒見口売店	1,064	
	② 溪流口売店	4,280	
	③ 中央口管理所売店	3,372	
	④ 東口情報センターレストハウス棟売店	11,142	
	⑤ 子供の谷休憩所売店	19,264	
釣堀	釣堀	7,721	
オートキャンプ場	オートキャンプ場	40,221	
園内交通施設	園内シャトルバス	72	
園内交通施設	カントリーガーデン園内移動用施設（リフト）	6,045	
通信施設	公衆電話	6	
貸出施設	スキー、MTB	6,066	

2. 臨時収益施設

施設区分		売上額（千円）	備考
施設区分	施設名 / 内訳	（2箇年平均）	
	自動販売機	11,610	
	自動販売機（営業料方式）	3,164	
	臨時売店等	3,879	委託販売含む

収益施設修繕履歴

【H22】

(単位：円/税込)

施設区分	年間修繕回数	年間修繕金額	主な修繕	備考
駐車場				
国修繕	回	円		
テナント修繕	5回	102,754円	料金所FFストープ点検、修理等、案内看板修正	
サイクリング施設				
国修繕	回	円		
テナント修繕	4回	301,711円	TSマーク付点検、自家用電気工作物点検	
レストラン				
国修繕	回	円		
テナント修繕	7回	587,230円	冷蔵庫修理、電子レンジ修理	
売店				
国修繕	回	円		
テナント修繕	回	円		
釣堀				
国修繕	回	円		
テナント修繕	3回	30,000円	釣り池沿石補修、釣堀園路木製橋補修	
オートキャンプ場				
国修繕	回	円		
テナント修繕	15回	798,340円	トイレ修繕、ロフト階段修繕等	
園内交通施設（カントリーガーデン園内移動用施設）				
国修繕	回	円		
テナント修繕	5回	5,190,202円	索道整備業務、1か月点検	
貸出用具（MTB、レンタルスキー）				
国修繕	回	円		
テナント修繕	3回	1,053,970円	スキーメンテナンス、スキー補充、MTB修理	

【H23】

(単位：円/税込)

施設区分	年間修繕回数	年間修繕金額	主な修繕	備考
駐車場				
国修繕	回	円		
テナント修繕	4回	200,034円	側溝、中央分離帯、舗装補修、自家用電気工作物点検	
サイクリング施設				
国修繕	回	円		
テナント修繕	8回	836,680円	日除けテント張替、看板改修、自転車点検修理、自転車定期点検費、自家用工作物点検	
レストラン				
国修繕	回	円		
テナント修繕	11回	762,500円	冷蔵庫修理、電子レンジ修理、製氷機部品交換、食洗機ベルト交換	
売店				
国修繕	回	円		
テナント修繕	1回	98,700円	照明電気設備	
釣堀				
国修繕	回	円		
テナント修繕	3回	30,000円	建物出入口踏台補修、釣り池沿石補修	
オートキャンプ場				
国修繕	回	円		
テナント修繕	7回	306,262円	拡声器装置修理、便座、ゲートポール交換、自転車点検修理、自動扉保守点検	
園内交通施設（カントリーガーデン園内移動用施設）				
国修繕	回	円		
テナント修繕	9回	5,511,082円	索道整備業務、部品交換、1か月点検、整備車両用コンパネ設置等	
貸出用具（MTB，レンタルスキー）				
国修繕	回	円		
テナント修繕	6回	1,110,898円	スキーメンテナンス、スキー補充、MTB修理	

収益施設従業員数一覧

施設区分		面積 (m ²)		従業員数(人)			備 考
施設区分	施設名/内訳			通常期	繁忙期	閑散期	
駐車場	溪流・中央・東口駐車場			2	3	2	
	鱒見口駐車場			1	1	1	
	南・滝野の森口駐車場			1	2	1	
サイクリング施設	サイクリング施設			1	4	1	
レストラン	溪流園			3	8	1	
	②カントリーハウス			5	13	3	
売店	鱒見口売店			1	1	1	
	流口売店			1	2	1	
	③中央口管理所売店			1	2	1	
	④東口情報センターレストハウス棟売店			2	5	2	
	⑤子供の谷休憩所売店			3	7	1	
釣堀	フィッシングタキノ			6	7	3	
オートキャンプ場	オートキャンプ場			8	10	7	
園内交通施設	カントリーガーデン園内移動用施設(リフト)			8	10	7	リフト券 発券員含む
園内交通施設	園内シャトルバス			2	4	2	繁忙期は 無料運行日による 2台運行

事故等報告件数

【H22】

項目	事故等原因	内容	件数
自動車	なし		件
自転車	歩行者と接触、転倒	打撲裂傷	1件
その他	なし		件
合計			1件

【H23】

項目	事故等原因	内容	件数
自動車	なし		件
自転車	なし		件
その他	なし		件
合計			件

収益施設利用料金一覧表

現在の施設利用料金を下記に示す。

駐車場利用料金

車種	利用料金			備考
	一般	回数券 (6枚綴り)	パスポート 提示	
大型 (1台につき)	1,220 円	6,100 円	—	車体総重量 8 トン以上、最大積載量 5 トン以上、又は乗車定員が 30 人以上の自動車。
普通 (1台につき)	400 円	2,000 円	300 円	上記以外の自動車。
原付・自動二輪 (1台につき)	150 円	750 円	120 円	自動二輪車及び原付自転車。
身障者等	無料	無料	無料	身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健手帳の交付を受けている心身障害者の方もしくは同乗者の方の手帳提示が条件。 大型バスの場合には、2 名以上の障害者手帳等の所持者の乗車が必要。

レンタサイクル利用料金表

車種	利用料金 (超過料金)	備考
大人	2 時間…250 円 (30 分ごとに 70 円)	
小人	2 時間…100 円 (30 分ごとに 30 円)	

※別途割引有

釣堀施設の利用料金表

		利用料金	備考
時間釣り	基本料金 (1 人/1 回 1 時間)	1,800 円	10 匹までの利用料金
	超過料金 (30 分ごとに)	700 円	大人・子供ともに
目方釣り	基本料金	350 円	10g 当たり 30 円

オートキャンプ場

・施設利用料(一泊/一回につき) 滝野公園の入園料(1日分)込み

宿泊/デイキャンプ		
区分	個人	団体 ¹
大人	800円	560円
小人(小・中学生)	160円	140円
シルバー(65歳以上)	600円	—

※1 団体人数は20名以上(幼児は含まず)

・サイト利用料(一泊/一回につき)

区分	設備	宿泊		デイキャンプ	
		繁忙期 ²	左記以外の 宿泊	繁忙期 ³	左記以外の 日帰り
キャビンS(6人用)	電源、暖房、TV端子、 キッチン、トイレ	15,000円	7,500円	7,500円	3,750円
キャビンA(6人用)	電源、暖房、TV端子	9,000円	4,500円	4,500円	2,250円
キャビンB(5人用)	電源、暖房	8,000円	4,000円	4,000円	2,000円
キャンピングカー	電源、TV端子、上下水道	5,000円	2,500円	2,500円	1,250円
スタンダードカー	電源	4,000円	2,000円	2,000円	1,000円
フリーテント(車)		1,500円	750円	—	—
フリーテント(二輪)		500円	250円	—	—

※2 該当日 4/29～5/5・7/19～8/31・土曜・連休(最終日除く)

※3 該当日 4/29～5/5・7/19～8/31・土曜・日曜・祝日

【キャビンにはすべて冷蔵庫完備】

宿泊の方には1サイトに1台分の駐車料金が含まれます。追加の駐車料金は1,000円/台、
デイキャンプ利用の方の駐車料金は溪流口料金所で400円/台を支払っていただきます。

キャビン追加料金：1名につき宿泊1,000円、デイキャンプ500円

キャビンS・Aの最大定員10名まで(赤ちゃんを含む)

キャビンBの最大定員8名まで(赤ちゃんを含む)

・ レンタル用具(一泊/一回につき)

区 分	規格内容	料金
テント	6人用	3,000円
メッシュタープ		1,500円
毛布/寝袋/テーブル4人用		各500円
ハンモック		600円
イス/キャンピングマット/ 延長コード		各300円
電池ランタン	電池別売り	500円
ガスランタン	ガス別売り	1,000円
ツーバーナー	ガス別売り	1,000円
バーベキューコンロ	炭・網別売り	大 1,000円 小 800円
スモーカー	チップ別売り	500円
クッカーセット	鍋・フライパン他	500円
食器セット	4人分	500円
包丁・まな板セット/ ランタンスタンド		300円
調理用具セット	おたま・しゃもじ・ フライ返し	300円
ホットプレート/電磁調理器/炊飯器/ ダッチオーブン		各1,000円
テレビ	14型(テレビ)	1,500円
扇風機/ハロゲンヒーター		各500円
枕		200円
シーツ		100円
鉄板		400円

・ M T B レンタル

区 分	基本料金(1時間)	追加料金(30分毎)
大人用(24・26インチ)	250円	100円
小人用(20・22インチ)	150円	50円

キャンセル料

キャンセル日	7日~前日	当日	連絡なし
キャンセル料率	サイト使用料の 20%	サイト使用料の 50%	サイト使用料の 100%

園内シャトルバスの利用料金表

区分	利用料金
大人	200 円
小人 (中学生以下)	100 円

園内移動用施設 (リフト) の利用料金一覧

利用区分	一般		団体 (20人以上)	
	大人	小人 (中学生以下)	大人	小人 (中学生以下)
1 回券	150 円	100 円		
回数券 (11 回)	1,500 円	1,000 円		
4 時間券	1,000 円	600 円	700 円	400 円
1 日券	1,500 円	1,000 円	1,000 円	700 円
学校利用券			350 円	350 円

(1) 学校利用券の対象となる学校とは、「小学校、中学校、盲学校、聾学校、養護学校、幼稚園及び保育園」をいう。なお、学校職員が正規の教課のために児童及び生徒を引率して指導するときは、その引率者を含み、かつ、利用人数の制限はしない。

(2) 団体券は 1 組 20 人以上の団体及び厚生利用券持三者に対して発券する。

(3) 利用券及びチケットホルダーは券売所にて手売りで販売する。なお、チケットホルダーの販売価格は、市場価格並みとする。

臨時物販施設等一覧

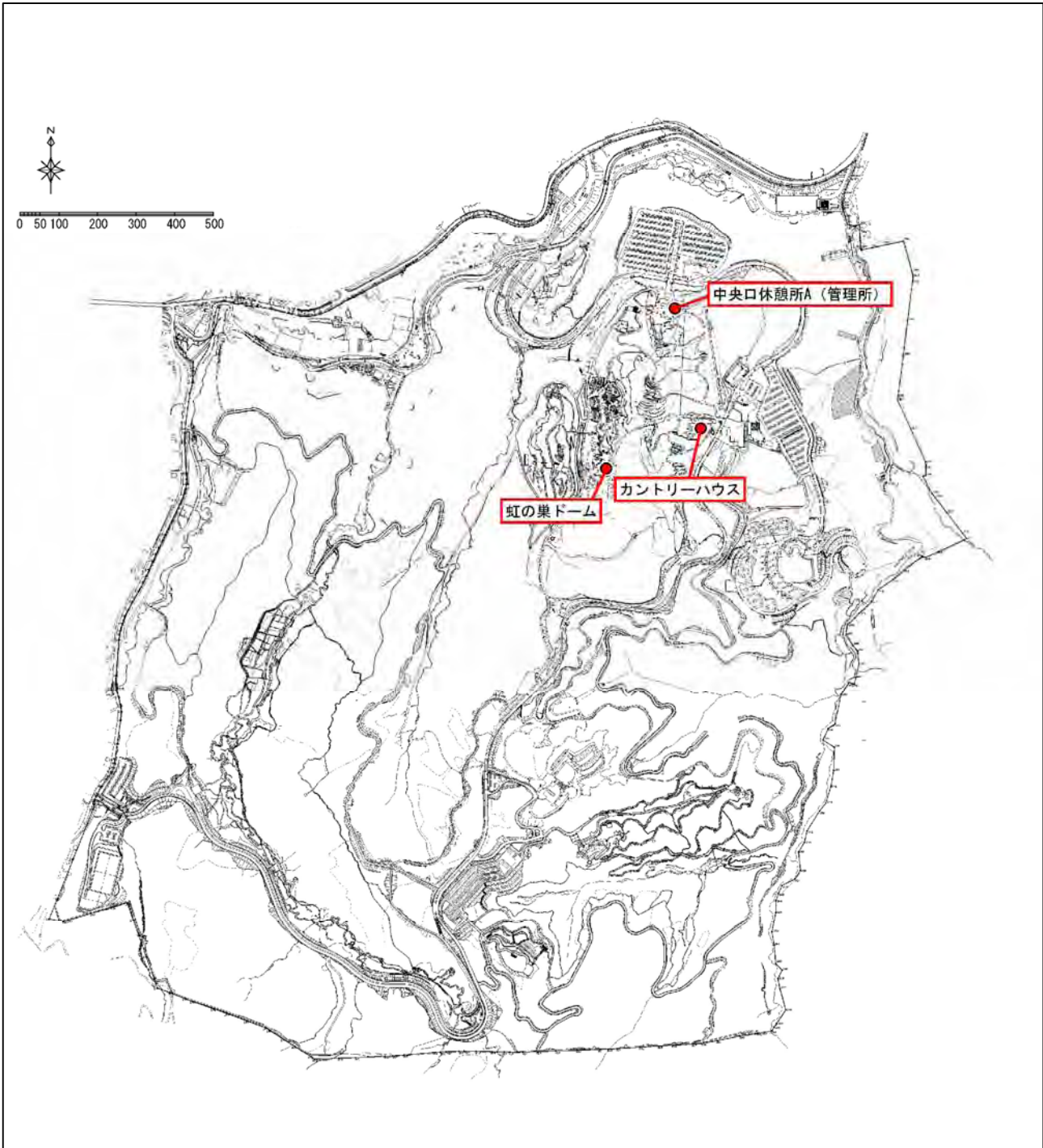
【 H22 】

施設名称	営業場所	開設期間
きのたん café	こどもの谷	平成 22 年 4 月 29 日～平成 22 年 5 月 5 日
札幌南区体験紹介コーナー 南区物産	カントリーハウス横芝生広場	平成 22 年 5 月 2 日～平成 22 年 5 月 5 日
森の花屋さん	東口休憩所前	平成 22 年 5 月 3 日～平成 22 年 5 月 5 日
カレーケータリング販売	こどもの谷	平成 22 年 5 月 4 日～平成 22 年 5 月 5 日
きのたん café	こどもの谷	平成 22 年 5 月 22 日～平成 22 年 5 月 23 日
いか焼きケータリング販売	こどもの谷	平成 22 年 5 月 22 日～平成 22 年 5 月 23 日
森の花屋さん	東口休憩所前	平成 22 年 5 月 23 日
きのたん café	こどもの谷	平成 22 年 5 月 29 日～平成 22 年 5 月 30 日
いか焼きケータリング販売	こどもの谷	平成 22 年 5 月 29 日～平成 22 年 5 月 30 日
森の花屋さん	東口休憩所前	平成 22 年 5 月 30 日
きのたん café	こどもの谷	平成 22 年 6 月 5 日～平成 22 年 6 月 6 日
いか焼きケータリング販売	こどもの谷	平成 22 年 6 月 5 日～平成 22 年 6 月 6 日
森の花屋さん	東口休憩所前	平成 22 年 6 月 6 日
きのたん café	こどもの谷	平成 22 年 6 月 12 日～平成 22 年 6 月 13 日
いか焼きケータリング販売	こどもの谷	平成 22 年 6 月 12 日～平成 22 年 6 月 13 日
森の花屋さん	東口休憩所前	平成 22 年 6 月 13 日
札幌南区物産市	カントリーハウス横芝生広場	平成 22 年 7 月 10 日～平成 22 年 7 月 11 日
森の花屋さん	東口休憩所前	平成 22 年 7 月 18 日～平成 22 年 7 月 19 日
滝野の夜祭り	溪流ゾーン疎林広場	平成 22 年 8 月 6 日～平成 22 年 8 月 8 日
きのたん café	こどもの谷	平成 22 年 9 月 11 日～平成 22 年 9 月 12 日
ファーマーズマーケット	サイクリングセンター前	平成 22 年 9 月 18 日～平成 22 年 9 月 20 日
きのたん café	こどもの谷	平成 22 年 9 月 18 日～平成 22 年 9 月 20 日
カレーケータリング販売	こどもの谷	平成 22 年 9 月 19 日～平成 22 年 9 月 20 日
森の花屋さん	東口休憩所前	平成 22 年 9 月 19 日～平成 22 年 9 月 20 日
きのたん café	こどもの谷	平成 22 年 9 月 25 日～平成 22 年 9 月 26 日
ファーマーズマーケット	サイクリングセンター前	平成 22 年 10 月 2 日～平成 22 年 10 月 3 日
オクトーバーフェスト	こどもの谷	平成 22 年 10 月 9 日～平成 22 年 10 月 11 日
スノーフェスティバル売店	つどいの森	平成 23 年 2 月 11 日～平成 23 年 2 月 13 日

【 H23 】

施設名称	営業場所	開設期間
きのたん café	こどもの谷	平成 23 年 4 月 29 日～平成 23 年 5 月 1 日
ピザケータリング	こどもの谷	平成 23 年 5 月 1 日～平成 23 年 5 月 3 日
きのたん café	こどもの谷	平成 23 年 5 月 3 日～平成 23 年 5 月 5 日
ピザケータリング	こどもの谷	平成 23 年 5 月 7 日～平成 23 年 5 月 8 日
カレーのケータリング	こどもの谷	平成 23 年 5 月 4 日～平成 23 年 5 月 5 日
ぎょうざのケータリング	カントリーハウス横芝生	平成 23 年 5 月 4 日～平成 23 年 5 月 5 日
カレーのケータリング	こどもの谷	平成 23 年 5 月 21 日～平成 23 年 5 月 22 日
きのたん café	こどもの谷	平成 23 年 5 月 21 日～平成 23 年 5 月 22 日
ぎょうざのケータリング	カントリーハウス横芝生	平成 23 年 5 月 21 日～平成 23 年 5 月 22 日
ピザケータリング	こどもの谷	平成 23 年 5 月 28 日～平成 23 年 5 月 29 日
初夏の滝野のビアガーデン	つどいの森	平成 23 年 6 月 4 日～平成 23 年 6 月 5 日
ぎょうざのケータリング	こどもの谷	平成 23 年 6 月 4 日～平成 23 年 6 月 5 日
ピザケータリング	こどもの谷	平成 23 年 6 月 4 日～平成 23 年 6 月 5 日
ぎょうざのケータリング	こどもの谷	平成 23 年 7 月 2 日～平成 23 年 7 月 3 日
ポップコーンのワゴン販売	こどもの谷	平成 23 年 7 月 2 日～平成 23 年 7 月 3 日
ポップコーンのワゴン販売	こどもの谷	平成 23 年 7 月 9 日～平成 23 年 7 月 10 日
ポップコーンのワゴン販売	こどもの谷	平成 23 年 7 月 16 日～平成 23 年 7 月 18 日
ポップコーンのワゴン販売	こどもの谷	平成 23 年 7 月 23 日～平成 23 年 7 月 24 日
ポップコーンのワゴン販売	こどもの谷	平成 23 年 7 月 30 日～平成 23 年 7 月 31 日
滝野の夜祭り	溪流ゾーン疎林広場	平成 23 年 8 月 5 日～平成 23 年 8 月 7 日
ピザケータリング	こどもの谷	平成 23 年 8 月 13 日～平成 23 年 8 月 14 日
ポップコーンのワゴン販売	こどもの谷	平成 23 年 8 月 14 日～平成 23 年 8 月 15 日
ポップコーンのワゴン販売	こどもの谷	平成 23 年 9 月 10 日・11 日、23 日～25 日
ぎょうざのケータリング	こどもの谷	平成 23 年 9 月 17 日～平成 23 年 9 月 19 日
ファーマーズマーケット	東口休憩所前	平成 23 年 9 月 17 日～平成 23 年 9 月 19 日
札幌南オータムフェスティバル 南区物産市	カントリーハウス横芝生	平成 23 年 9 月 18 日～平成 23 年 9 月 19 日
カレーのケータリング	こどもの谷	平成 23 年 9 月 18 日～平成 23 年 9 月 19 日
ポップコーンのワゴン販売	こどもの谷	平成 23 年 10 月 1 日・2 日・15 日・16 日
ぎょうざのケータリング	こどもの谷	平成 23 年 10 月 9 日～平成 23 年 10 月 10 日
ポップコーンのワゴン販売	スキーヤーズサロン	平成 24 年 1 月 14 日・15 日・21 日・22 日

公衆電話



業務評定

【概要】

公園名	国営滝野すずらん丘陵公園
所在地	北海道札幌市南区滝野
事業者	〇〇、〇〇、〇〇共同体
履行期間	自；平成〇〇年〇〇月〇〇日 至；平成〇〇年〇月〇〇日
評価対象	平成〇〇年度

【目標達成状況】

設定した目標指標と目標値		達成状況	備考
①入園者数	年間〇〇万人		
②満足度	〇〇%		
③〇〇	〇〇		

【運行状況】

評価内容		
評価ランク		優 ・ 良 ・ 可
特記事項	特に評価すべき事項	
	改善が望まれる事項	
	今後の課題等	
備考		

(提出様式1 - 1)

競争参加資格確認申請書

平成 年 月 日

支出負担行為担当官
北海道開発局札幌開発建設部長 殿

住 所
商号又は名称
代表者氏名 印
(担当者)
所属部署
氏 名
電話番号
FAX番号
E-mail

(共同企業体の場合は、以下のように記入すること。)

住 所 共同体事務所の所在地
商号又は名称 H25-27国営滝野すずらん丘陵公園
運営維持管理業務 共同体
代表者氏名 印

平成24年 月 日付けで入札公告のありました「H25-27国営滝野すずらん丘陵公園運営維持管理業務」に係わる競争に参加する資格について、関係書類を添えて申請します。

なお、添付書類の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

(提出様式1-2)
企業の業務実績

担当する分担業務: ○○業務				
会社名: ○○○○(株)				
業務名	発注者	受注形態	業務概要	履行期間
業務	県	・単独 ・共同企業体 (・代表者・代表者以外)	公園種別、○○施設(園地管理面積約○㎡)、展示面積、業務内容等を記載。	平成 年 月 ~ 平成 年 月
内容種別 1) 2)				
内容種別 1) 2)				
企業の延べ業務年数				○ヶ月
1級造園施工管理技士保有者数(植物管理業務のみ記入) 平成25年4月1日時点 ○名				

- 注1:業務概要欄には業務の具体的内容が分かるよう記述する。
 注2:面積、植栽地の存在が分かる資料(施工図面、空中写真、地形図等)を添付する。図面等で植栽地の存在が証明できない場合は、図面等と照合できる現地写真を添付する。
 注3:実績として記載した業務に係る契約書の写し及び業務計画書等の写しを提出する。
 注4:複数の業務を記載する場合は行を追加して記入する。
 注5:記載する業務件数による評価は行わない。
 注6:内容種別欄は実施要項3.2.の「表7 企業の業務実績等に関する要件」の1)~2)のいずれか該当するものを選び を記入する。
 注7:実施要項3.2.の「表7 企業の業務実績等に関する要件」の注意事項に沿って記載する。
 注8:参加する法人の会社概要がわかる公表資料(会社紹介パンフレット、HP等)を別途提出する。

(提出様式1-3)

総括(業務)責任者の業務実績 担当する分担業務: ○○業務

ふりがな 氏名							
生年月日 年 月 日							
会社名・所属・役職 ○○会社・○○部・○○部長							
保有資格(植物管理業務責任者は、1級造園施工管理技士を必ず記入すること) ・1級造園施工管理技士(登録番号:) (取得年月日: 年 月 日)							
業務名	発注者	受注形態	業務概要	期間	総括責任者の経験期間	業務責任者の経験期間	業務経験の期間
業務		・単独 ・共同企業体 (代表者・代表者以外)	公園種別、○○施設(園地管理面積約○㎡)、展示面積、業務内容等を記載。	平成 年 月 ~ 平成 年 月	平成 年 月 ~ 平成 年 月	平成 年 月 ~ 平成 年 月	平成 年 月 ~ 平成 年 月
内容種別 1) 2) 3) 4)							
業務		・単独 ・共同企業体 (代表者・代表者以外)	公園種別、○○施設(園地管理面積約○㎡)、展示面積、業務内容等を記載。	平成 年 月 ~ 平成 年 月	平成 年 月 ~ 平成 年 月	平成 年 月 ~ 平成 年 月	平成 年 月 ~ 平成 年 月
内容種別 1) 2) 3) 4)							
総括責任者の延べ経験年数					○年○ヶ月		
業務責任者の延べ経験年数						年 月	
業務経験 の延べ経験年数							年 月

注1:業務概要欄には業務の具体的内容が分かるよう記述する。

注2:面積、植栽地の存在が分かる資料(施工図面、空中写真、地形図等)を添付すること。図面等で植栽地の存在が証明できない場合は、図面等と照合できる現地写真を添付する。

注3:実績として記載した業務に係る契約書の写し及び業務計画書等を提出する。

注4:経験年数が複数件にまたがる場合は行を追加して記入する。

注5:企画書の提出時に雇用関係が無い場合は、業務開始時までに雇用される念書(任意様式)及び業務経験証明書(様式1-8)を添付する。

注6:内容種別欄は実施要項3.3.「表8 配置予定者の業務実績等に関する要件」の1)~4)のいずれか該当するものを選び を記入する。

注7:実施要項3.3.配置予定者の業務実績等に関する要件の実施体制に沿って記載する。

柱8:実施要項3.3.に定める業務を分割し複数の業務責任者を配置できない。配置した場合には、特定しない。ただし、実施要項に定める範囲において兼務は可能とする。

(提出様式1 - 4) 守秘性に関する要件

守秘義務に関し、下記の処置が講じられているか記載する。

イ. 社内規則等(守秘義務に関する規程及びその罰則規定が明示されているものに限る)制定について

ロ. 守秘義務に関する研修、講習等の定期的な実施について

注1: 守秘義務に関する規程及びその罰則規定を定めた社内の規則等(該当ページのみ)を添付することとし、該当部分に下線を引くこと。

共同体の場合は、各構成員それぞれの提出様式1 - 4を作成し、かつ各構成員それぞれの守秘義務に関する規程及びその罰則を定めた社内の規則等(該当ページのみ)を添付することとし、該当部分に下線を引くこと。

(提出様式1-5-1) 業務実施体制

[実施要項で定める業務責任者]

実施要項3.3.に定める業務責任者	具体的な業務内容	雇用形態				資格、能力、実務経験年数等 (業務内容に対する適切性について記載)	1週間の予定勤務時間								備考	
		常勤	非常勤	委託	その他(具体的に)		月	火	水	木	金	土	日	計		
総括責任者		○	—	—												代表企業 ○○会社 北海道 太郎
施設・設備維持 管理業務責任者																○○会社 ○○ ○○
植物管理 業務責任者																○○会社 ○○ ○○
収益施設等管理 運営業務責任者																○○会社 ○○ ○○

- ※ 組織図(業務実施のための管理機構)を添付する(任意様式)。
- ※ 総括責任者および業務責任者が資格要件の条件を満たさない場合は特定しない。
- ※ 備考欄には、所属企業名および配置予定者の氏名を記載する。共同体の場合は、各構成員の所属企業名および配置予定者の氏名を記載する。
- ※ 実施要項 3.3.に定める業務を分割し複数の業務責任者を配置できない。配置した場合には、特定しない。ただし、実施要項に定める範囲において兼務は可能とする。
- ※ [実施要項以外で提案する業務責任者の下に配置し、責任者を補佐する者]を配置する場合には、別紙に記入すること。
- ※ 総括責任者及び総括責任者以外の業務責任者は、原則、実施期間中専任(注)とする。なお、病気・死亡等の事情によりやむを得ず総括責任者又は総括責任者以外の業務責任者を変更する場合は、上記に掲げる基準を満たし、かつ、当初の者と同等以上の者を配置するものとし、予め北海道開発局札幌開発建設部の承諾を得るものとする。
(注：専任とは、他の工事及び業務等に係る職務を兼務せず、常時継続的に当該業務に係る職務にのみ従事していることをいう。ただし、契約の締結後、業務開始するまでの期間(準備期間)は専任を要しない。)

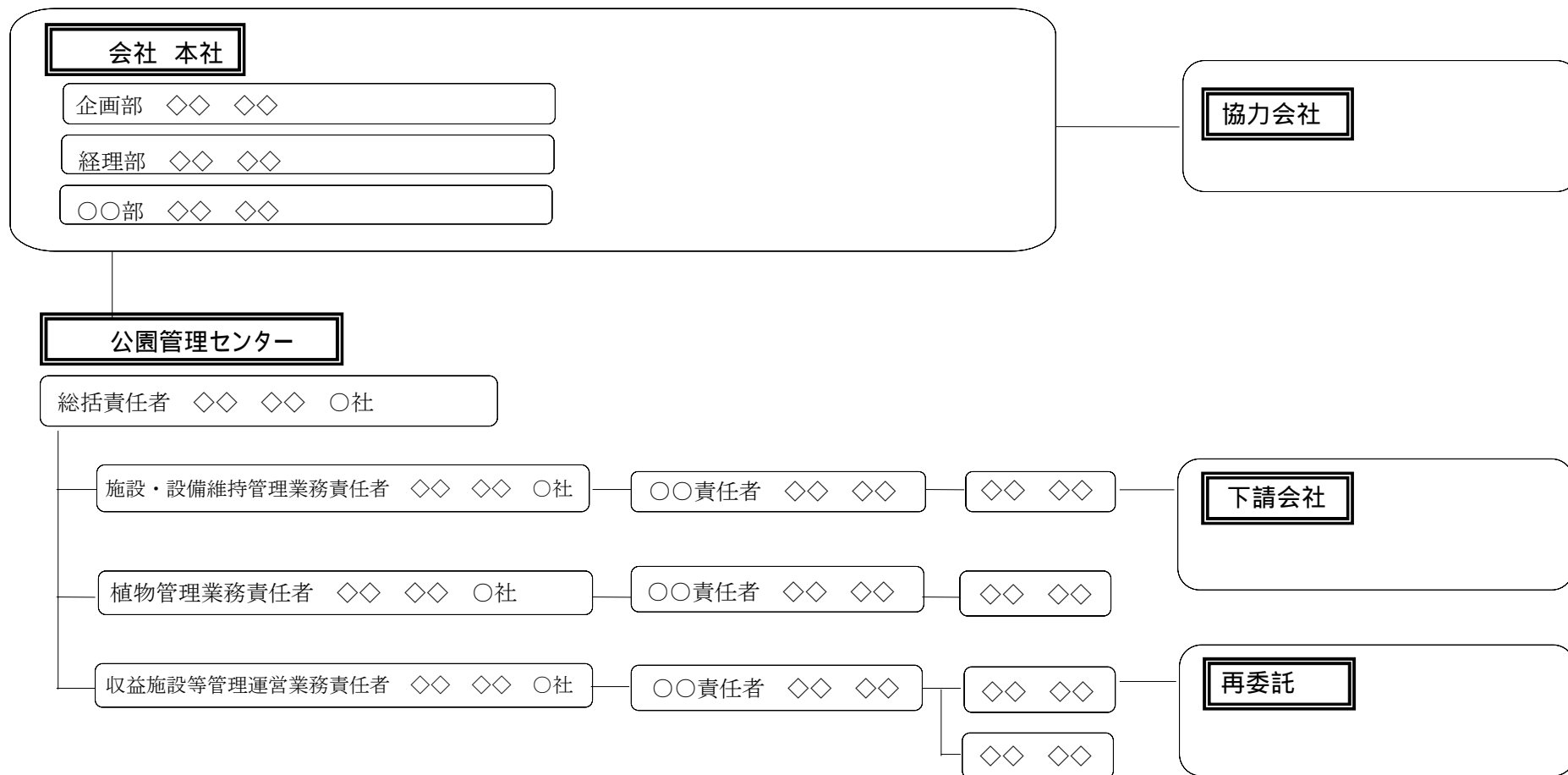
(別紙)

[実施要項以外で提案する業務責任者の下に配置し、責任者を補佐する者]

業務責任者の下に配置し、責任者を補佐する者	具体的な業務内容	雇用形態				資格、能力、実務経験年数等 (業務内容に対する適切性について記載)	1週間の予定勤務時間								備考
		常勤	非常勤	委託	その他(具体的に)		月	火	水	木	金	土	日	計	
△△業務責任者の下 ----- ○○係長		○	—	—			月	火	水	木	金	土	日	計	○○会社 ○○ ○○
							8	8	8	8	8	0	0	40	
□□業務責任者の下 ----- ○○リーダー							月	火	水	木	金	土	日	計	○○会社 ○○ ○○
							月	火	水	木	金	土	日	計	○○会社 ○○ ○○
							月	火	水	木	金	土	日	計	○○会社 ○○ ○○

- ※ [実施要項で定める業務責任者]の下に配置するのか責任区分を明確にすること。
- ※ [実施要項で定める業務責任者]と併せた組織図(業務実施のための管理機構)を添付する(任意様式)。
- ※ 災害、繁忙期等の緊急時を含み、現地を支援する本社等の体制(責任体制、現地体制)を記載する。
- ※ 配置予定人員の枠が足りなければ、追加して記入する。
- ※ 備考欄には、所属企業名および配置予定者の氏名を記載する。共同体の場合は、各構成員の所属企業名および配置予定者の氏名を記載する。(氏名が未確定の場合は、氏名について、記載しなくてもよい)
- ※ 業務責任者の下に配置し、業務責任者を補佐する者を変更する場合は、当該業務に精通した者を配置するものとし、予め北海道開発局札幌開発建設部の承諾を得るものとする。

業務実施体制 組織図（業務実施のための管理機構）（作成例）



注1：共同体の場合は、責任者の氏名の後に構成企業名を記載すること。

注2：災害、繁忙期等の緊急時における体制（責任体制、現地体制）についても分かるように記載すること。

(提出様式1-5-2) 業務実施における対応方針

- ・迅速かつ円滑な意志決定及び臨機の対応等の体制に関し、緊急時等においても混乱なく対応できる水準を超えた優れた提案を記述。

※上記について、組織面、費用面の対応等を付带的に記載すること。

※A4版1枚以内にまとめる(図表含む。)

※文字寸法は10.5ポイント以上。

※白黒片面印刷で提出すること。

(提出様式1-5-3)

申請した総括責任者以外で同一企業に在籍する総括責任者(代替総括責任者)の業務実績

<small>ふりがな</small> 氏名 生年月日 年 月 日							
会社名・所属・役職 ○○会社・○○部・○○部長							
保有資格 ・技術士(建設部門:都市及び地方計画) (登録番号:) (取得年月日: 年 月 日)							
業務名	発注者	受注形態	業務概要	期間	総括責任者の経験期間	業務責任者の経験期間	業務経験の期間
業務		・単独 ・共同企業体 (・代表者・代表者以外)	公園種別、○○施設(園地管理面積約○㎡)、展示面積、業務内容等を記載。	平成 年 月 ~ 平成 年 月	平成 年 月 ~ 平成 年 月	平成 年 月 ~ 平成 年 月	平成 年 月 ~ 平成 年 月
内容種別 1) 2) 3) 4) 5)							
業務		・単独 ・共同企業体 (・代表者・代表者以外)	公園種別、○○施設(園地管理面積約○㎡)、展示面積、業務内容等を記載。	平成 年 月 ~ 平成 年 月	平成 年 月 ~ 平成 年 月	平成 年 月 ~ 平成 年 月	平成 年 月 ~ 平成 年 月
内容種別 1) 2) 3) 4) 5)							
総括責任者の延べ経験年数					○年○ヶ月		
業務責任者の延べ経験年数						年 月	
業務経験 の延べ経験年数							年 月

注1:業務概要欄には業務の具体的内容が分かるよう記述する。

注2:面積、植栽地の存在が分かる資料(施工図面、空中写真、地形図等)を添付すること。図面等で植栽地の存在が証明できない場合は、図面等と照合できる現地写真を添付する。

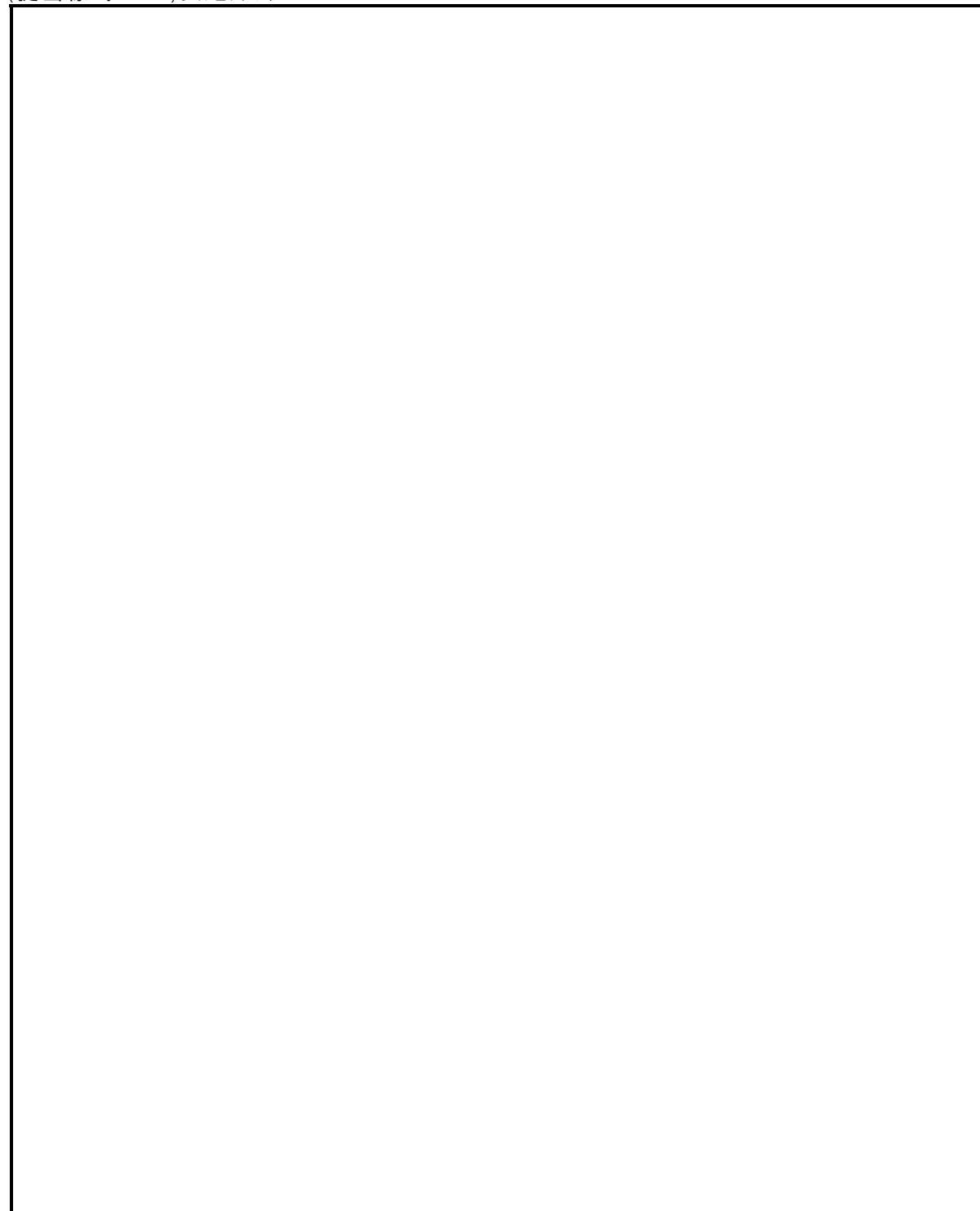
注3:実績として記載した業務に係る契約書の写し及び業務計画書等を提出する。

注4:経験年数が複数件にまたがる場合は行を追加して記入する。

注5:内容種別欄は実施要項3.3.「表8 配置予定者の業務実績等に関する要件」の1)~5)のいずれか該当するものを選び を記入する。

注6:実施要項3.3.配置予定者の業務実績等に関する要件の実施体制に沿って記載する。

(提出様式1 - 6)実施方針



- ※A4版 2枚以内にまとめる(図表含む)。
- ※文字寸法は10.5ポイント以上。
- ※別紙年間業務計画を添付する。それ以外の添付資料は認めない。
- ※白黒片面印刷で提出すること。

年間業務計画 (作成例)

工 種	種別	実施頻度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
植物管理	芝生管理	●回/年			—————									
	低木管理	●回/年												
	高木管理	●回/年												
	草花管理	●回/年												
●●●●														
●●●●														
●●●●														
●●●●														

(提出様式1 - 7)再委託又は、下請負の予定(協力企業の名称等)

企業名		代表者名	
所在地			
再委託する理由及び具体的内容			
分担業務内容			

企業名		代表者名	
所在地			
再委託する理由及び具体的内容			
分担業務内容			

企業名		代表者名	
所在地			
再委託する理由及び具体的内容			
分担業務内容			

注1：再委託又は、下請負（予定含む）がある場合に記入する。

注2：原則として、小規模な業務を除き、記載された以外の業務を再委託又は下請負する場合には、金額および必要性等について協議が必要となる。

※ 小規模な業務とは、基本的に契約金額が100万円未満の業務等

注3：再委託又は、下請負の枠が足りなければ、追加して記入すること。

注4：組織図（業務実施のための管理機構）に記入すること。

念書(例) (申請書類提出時に当該法人と雇用関係が無い場合)

支出負担行為担当官
北海道開発局札幌開発建設部長 様

念書(例)

株式会社〇〇〇〇と北海道太郎は、現在雇用関係に無いが、下記の場合において雇用契約を締結するものとする。

記

国土交通省北海道開発局札幌開発建設部で、平成23年 月 日付けで入札公告のあった「H25-27国営滝野すずらん丘陵公園運営維持管理業務」と契約締結した場合。

平成23年〇月〇日

住所
電話番号
会社名 株式会社〇〇〇〇
代表者 代表取締役社長△△ △△ 印

住所
氏名 北海道 太郎 印

(提出様式1 - 8)業務経験証明書

氏名 <small>ふりがな</small>	北海道 太郎 (年 月 日生)
会社名	□□□□株式会社
業務実績	〇〇業務の〇〇責任者として従事。
従事期間	年 月 日 ～ 年 月 日
備考	

上記の通りであることを証明します。

平成23年〇月〇日

住 所

電話番号

会社名 □□□□株式会社

代表者 役職名 氏名 印

収益施設管理運営実績書

国土交通省 北海道開発局札幌開発建設部 殿

(申請者) 社 名
代表者
所在地
TEL(FAX)

印

下記収益施設等について運営実績書を提出します。

記

(記入例)

	国営滝野すずらん丘陵公園 収益施設名	収益施設管理運営実績 (※ 1)		収益施設管理運営予定 (※ 2)	
		企業としての 実績	配置予定者と しての実績	申請者 (共同 体構成員を含 む)	申請者以外 の者 (再委託 ・下請け等)
1	駐車場			○ (株)○○)	
2	サイクリング施設				○ (株)○○)
3	飲食・物販施設	◎ (株)○○)	◎ (○○太郎)	○ (株)○○)	
4	釣堀施設	○ (株)○○)		○ (株)○○)	
5	オートキャンプ場				○ (株)○○)
6	園内シャトルバス				○ (未定)
7	園内移動用 (リフト) 施設	○ (株)○○)		○ (株)○○)	
8	自動販売機	○ (株)○○)		○ (株)○○)	
9	公衆電話	○ (株)○○)		○ (株)○○)	

(提出様式1-9-1)の注意事項

- ※1 収益施設管理運営実績について、実施要項3. 2. 企業の業務実績に関する要件、及び3. 3. 配置予定者の業務実績に関する要件の「④収益施設等管理運営業務」で申請している収益施設に「◎」を記入し、その他実績を有する収益実績は「○」を記入する（共同体の場合は、代表企業又は構成員の実績でも可。その場合「◎」、「○」のあとに実績のある者を具体的に記入する。（例「○（株）○○」、「◎（○○太郎）」）
又、「◎」、「○」を記入した施設の全ての施設について（提出様式1-9-3）に記入すること。
- ※2 収益施設等管理運営予定について、国営滝野すずらん丘陵公園において、申請者または申請者以外の者で行うのかいずれかに「○」を記入する。なお、収益施設管理運営実績の申請者と収益施設管理運営予定の申請者が必ずしも同一箇所でもなくともよい。（共同体の場合は、代表企業又は構成員の実績でも可。その場合「○」のあとに実績のある者を具体的に記入する。（例「○（株）○○」、「○（○○太郎）」）。申請者以外の者が未定の場合は、「○」のあとに「未定」と記載すること。（例「○（未定）」）
又、申請者以外の者によって実施し、予定している企業等がある場合は、（提出様式1-7）に記載すること。
- ※3 「H25-27国営滝野すずらん丘陵公園運営維持管理業務」に入札参加しようとする者は、公園施設と連携して収益施設を運営することから、国営滝野すずらん丘陵公園収益施設等管理運営規定書（以下、「規定書」という。）の事項を確認の上、収益施設管理運営実績書を提出しなければならない。
また、「H25-27国営滝野すずらん丘陵公園運営維持管理業務」の受託者は、収益施設について都市公園法第5条の申請を行い、許可を受け所定の使用料を国へ支払なければならない。
- ※4 共同体として参加する者が提出する場合は、H25-27国営滝野すずらん丘陵公園運営維持管理業務について、代表企業を申請者とする。

(提出様式1-9-2)

会社の概要

(1) 以下について記入するものとする。

- | | | | |
|----------|---|-------------|--------|
| ①社名 | (| |) |
| ②業種(主・副) | (| |) |
| ③設立 | (| 年 | 月) |
| ④資本金 | (| | 円) |
| ⑤従業員数 | (| | 人) |
| ⑥株式 | (| 上場 | ・ 非上場) |
| ⑦株主数 | (| | 人) |
| ⑧営業範囲 | (| 北海道・札幌地方・全国 |) |
| ⑨年商 | (| | 円) |

(2) 下記の最新資料を添付するものとする。

- ①会社概要書等
- ②登記簿謄本
- ③財務諸表(過去3ケ年分)

※ 提出様式1-9-1で記載している全ての収益施設の施設等運営者について記載すること。
(収益施設管理運営実績、収益施設管理運営予定を含む)

※ 財務諸表については、決算報告に使用された「貸借対照表」「損益計算書」「営業報告書」「利益の処分又は損失の処理に関する議案」等(過去3ケ年分)を提出するものとする。

※ 申請者以外の者については、上記(2)②、③は提出しなくてもよい。ただし、落札者決定された場合は、業務計画書提出時までに提出するものとする。

※ 申請者以外の者が未定の場合は、上記(1)①社名に「未定」と記載すること。ただし、落札者決定された場合は、本様式と上記(2)①～③を業務計画書提出時までに提出するものとする。

(提出様式1-9-3)

〇〇施設運営実績

項目	内 容
<ul style="list-style-type: none"> ・施設名 ・所在地 ・開設年 	(記入例) <ul style="list-style-type: none"> ・〇〇〇〇 〇〇店 ・北海道〇〇市〇〇1-2-3 ・平成〇年〇月
<ul style="list-style-type: none"> ・業態 ・取扱品目 ・主な客層 	(記入例) <ul style="list-style-type: none"> ・フルサービス和食レストラン ・郷土料理 ・家族連れ、観光客
<ul style="list-style-type: none"> ・構造 ・規模 	(記入例) <ul style="list-style-type: none"> ・構造 RC構造 ・延床面積 401.88㎡ ・客席面積 300㎡ ・席数 100席 ・厨房面積 50㎡ ・駐車場 平面駐車場 普通車20台
<ul style="list-style-type: none"> ・売上高 	記入例) <ul style="list-style-type: none"> ・120,000千円/年 (過去3ヶ年の平均)
<ul style="list-style-type: none"> ・従業員数 	(記入例) <ul style="list-style-type: none"> ・社員3人、補員5人

※ 提出様式1-9-1の収益施設管理運営実績の◎及び○と記載した箇所についてそれぞれ1件以上記載すること。企業及び配置予定者の業務実績が同じ収益施設で異なる施設(別の施設)の場合は、それぞれ記載すること。又、施設等により物理的条件より記載が難しい場合であっても実施している概要がわかる内容を記載すること。

※ 売上高は、過去3ヶ年の平均とし、実績がないものは、過去2年又は1年でもよい。又1年に満たない場合は、予定金額でもよい。

※ 実績を証明する登記簿又は契約書等の写しと、自由様式で施設概要がわかる資料又は写真等を2~3枚添付すること。

なお、自由様式は、A4版2枚までとし、文字サイズは10.5ポイント以上とする。

平成 年 月 日

支出負担行為担当官
北海道開発局札幌開発建設部長
〇〇 〇〇 殿

入札参加事業者 住 所 (郵便番号)

電話番号 () -

商 号
又は名称

氏 名 ㊟

(法人にあつては、代表者氏名)

〔 法定代理人
氏 名 ㊟ 〕

入 札 参 加 事 業 者 等 確 認 書

この書面の記載事項は、事実と相違ありません。

(留意事項)

- 1 この書面及び提出書類は、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律第10条各号に規定されている欠格事由該当性の審査に必要であり、この書面及び提出書類に記載されている個人情報については、欠格事由該当性の審査のため、必要な範囲において利用し又は警察庁等関係行政機関に対し提供します。
- 2 この書面とともに、第8面の一覧表に示す書類の提出をお願いします。
3. 提出した様式のデータおよび電磁的記録媒体（第8面※8参照）をCD-Rで提出願います。

1 入札参加事業者

個人・法人の別	<input type="checkbox"/> 個人	<input type="checkbox"/> 法人
---------	-----------------------------	-----------------------------

ア 入札参加事業者が個人の場合

フリガナ	生年月日 (性別)	本籍
氏名		住所
フリガナ		事業活動の内容
商号又は屋号		
	()	

イ 入札参加事業者が法人の場合

フリガナ	主たる事務所の所在地
商号又は名称	代表者の氏名
事業活動の内容	

(記載上の注意)

- 「個人・法人の別」は、該当するものに○印を付けて下さい。
- 「商号又は屋号」は、商号登記をしているときはその商号を、商号登記していないときは屋号等の名称のうち1個を記載して下さい。

2 法定代理人

フリガナ	生年月日 (性別)	本籍
氏名		住所
	()	
	()	

(記載上の注意)

- 「法定代理人」は、
 - 入札参加事業者（法人の場合は、当該法人の役員）
 - 入札参加事業者の親会社等（法人の場合は、当該法人の役員）
 が、法第10条第6号に規定する「営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者」である場合に、当該未成年者の法定代理人を記載して下さい。
- 記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、第2面の次に添付して下さい。

3 役員等

フリガナ	生年月日(性別)	本籍
氏名	役職名又は名称	住所
	()	
	()	
	()	
	()	
	()	
	()	
	()	
	()	
	()	

(記載上の注意)

- 1 入札参加事業者が法人の場合に記載して下さい。
- 2 「役員等」とは、役員(理事、取締役、執行役、業務を執行する社員、監事、監査役又はこれらに準ずる者)及び相談役、顧問等名称のいかんを問わず、役員と同等以上の支配力を有する者をいい、その全てを記載して下さい。
- 3 記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、第3面の次に添付して下さい。

4 主要株主・主要出資者

発行済株式の総数		出資総額	
----------	--	------	--

ア 主要株主・主要出資者が個人の場合

フリガナ 氏名	生年月日(性別)	本籍	
		住所	割合
		所有株式数又は出資金額	
	()		
	()		
	()		
	()		
	()		
	()		
	()		
	()		
	()		
	()		

5 親会社等

ア 施行令第3条第1項第1号に該当する場合

○ 個人の場合

フリガナ	生年月日(性別)	本 籍		
氏 名		住 所		
		議決権の総数	所有する議決権の数	割 合
	()			

○ 法人の場合

フリガナ	フリガナ	主たる事務所の所在地		
商号又は名称	代表者氏名	議決権の総数	所有する議決権の数	割 合

イ 施行令第3条第1項第2号に該当する場合

フリガナ	フリガナ	主たる事務所の所在地
商号又は名称	代表者氏名	その役員に占める自己の役員等の割合

ウ 施行令第3条第1項第3号に該当する場合

フリガナ	フリガナ	主たる事務所の所在地
商号又は名称	代表者氏名	その代表権を有する役員の地位を占める自己の役員等の氏名

(記載上の注意)

- 1 「親会社等」には、入札参加事業者と次の関係(特定支配関係)にある者(施行令第3条第1項第1号から第3号まで)を記載して下さい。
 - ① その株主(株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株主を除く。)又は総出資者の議決権の過半数を有していること。(第1号)
 - ② その役員(理事、取締役、執行役、業務を執行する社員又はこれらに準ずる者をいう。)に占める自己の役員又は職員(過去2年間に役員又は職員であった者を含む。以下同じ。)の割合が2分の1を超えていること。(第2号)
 - ③ その代表権を有する役員の地位を自己又はその役員若しくは職員が占めていること。(第3号)
- 2 親会社等に該当するものがある場合は、その該当する欄に記載して下さい。
- 3 その役員に占める自己の役員等の割合は、「入札参加事業者における自己の役員等の数/入札参加事業者の役員の数×100」とします。

6 親会社等の役員等

法人の商号又は名称		本籍
フリガナ	生年月日(性別)	
氏名	役職名又は名称	住所

法人の商号又は名称		本籍
フリガナ	生年月日(性別)	
氏名	役職名又は名称	住所
	()	
	()	
	()	
	()	

法人の商号又は名称		本籍
フリガナ	生年月日(性別)	
氏名	役職名又は名称	住所
	()	
	()	
	()	
	()	

(記載上の注意)

- 1 親会社等が法人の場合は、当該法人の役員等(第3面でいう「役員等」に同じ。)を全て記載して下さい。
- 2 記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、第7面の次に添付して下さい。

7 提出書類

この書面のほか、下表に示す提出書類のうち、該当するものを提出して下さい。なお、提出する書類については、チェック欄に○印を付けて下さい。

提出書類一覧表		チェック
1 住民票の写し（外国人の場合は外国人登録原票の写し）¹【落札者決定後】		
① 入札参加事業者（個人）		
② 入札参加事業者（個人）の法定代理人 ²		
③ 入札参加事業者（法人）の役員		
④ 入札参加事業者（法人）の役員の法定代理人		
⑤ 入札参加事業者（法人）の役員と同等以上の支配力を有する者 ³		
⑥ 入札参加事業者（法人）の親会社等 ⁴ （個人）		
⑦ 入札参加事業者（法人）の親会社等（個人）の法定代理人		
⑧ 入札参加事業者（法人）の親会社等（法人）の役員		
⑨ 入札参加事業者（法人）の親会社等（法人）の役員の法定代理人		
⑩ 入札参加事業者（法人）の親会社等（法人）の役員と同等以上の支配力を有する者		
2 登記事項証明書（履歴事項全部証明書）⁵		
⑪ 入札参加事業者（法人）		
⑫ 入札参加事業者（法人）の親会社等（法人）		
3 戸籍抄本⁶		
⑬ 入札参加事業者（個人）		
⑭ 入札参加事業者（法人）の役員		
⑮ 入札参加事業者（法人）の親会社等（個人）		
⑯ 入札参加事業者（法人）の親会社等（法人）の役員		
4 未成年者登記簿の謄本⁷		
⑰ 入札参加事業者（個人）		
⑱ 入札参加事業者（法人）の役員		
⑲ 入札参加事業者（法人）の親会社等（個人）		
⑳ 入札参加事業者（法人）の親会社等（法人）の役員		
5 誓約書 [別添]		
㉑ 入札参加事業者（個人）		
㉒ 入札参加事業者（法人）		
6 電磁的記録媒体⁸		

※1 住民票の写しは、本籍地の記載のあるものとし、外国人登録原票の写しは、その者が外国人で外国人登録をしている場合に提出して下さい。また、いずれも発行後6ヶ月以内のものを提出して下さい。

※2 法定代理人とは、その者が営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者の場合の当該未成年者の法定代理人をいいます。

- ※3 役員と同等以上の支配力を有する者とは、正規の役員ではないが、相談役、顧問等名称のいかんを問わず、役員と同等以上の支配力を有する者をいいます。
- ※4 親会社等とは、入札参加事業者と施行令第3条第1項各号のいずれかに該当する関係（特定支配関係）を有する者とします。
- ※5 登記事項証明書（履歴事項全部証明書）は、発行後6ヶ月以内のものを提出して下さい。
- ※6 戸籍抄本は、その者が営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者の場合及びその者が未成年者で婚姻により成年に達したものとみなされている場合（民法第753条）に提出して下さい。
- ※7 未成年者登記簿の謄本は、その者が未成年者であって、営業に関し成年者と同一の行為能力を有する場合（婚姻により成年に達したものとみなされている場合を除く。）に提出して下さい。
- ※8 電磁的記録媒体の作成要領
意見聴取に必要な電磁的記録は、氏名カナ、氏名漢字、生年月日、性別とし、これらをC S V形式（例えば、エクセル、アクセス等）により、電磁的記録媒体（CD-R）に以下の要領で記録する。
- ① 氏名カナは、半角で記録し、姓と名の間を半角で1マス空ける。
 - ② 氏名漢字は、全角で記録し、姓と名の間を全角で1マス空ける。なお、常用漢字でない等の理由により、漢字が記録不可能な場合は、当該漢字に代えて平仮名を記録する。
 - ③ 生年月日のうち、年、月及び日については、半角の2桁で記録する。元号については、明治の場合は「M」、大正の場合は「T」、昭和の場合は「S」、平成の場合は「H」と半角で記録する。
 - ④ 性別については、男性の場合は「M」、女性の場合は「F」と半角で記録する。
 - ⑤ 氏名カナ、氏名漢字、元号、年、月、日及び性別は、それぞれセル毎で区切る。
 - ⑥ 記載例（データ上の記載）
昭和38年7月14日生まれの公共太郎（男性）の場合は、

氏名カナ(半角)	氏名漢字(漢字)	元号(半角)	年	月	日	性別
コキョウ タロウ	公共 太郎	S	38	7	14	M

[別添]

支出負担行為担当官
北海道開発局札幌開発建設部長
〇〇 〇〇 殿

平成 年 月 日
住 所
商号又は名称
代表者氏名

㊟

誓約書

平成24年●月●日付けで公告のありました「H25-27国営滝野すずらん丘陵公園運営維持管理業務」の入札に参加するにあたり、下記のとおり誓約します。

記

- 1 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成18年法律第51号）第15条において準用する第10条各号に該当する者でないこと。
- 2 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- 3 他の入札参加者又は所属する共同体以外の共同体の構成員との間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。
 - 1)資本関係
以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社又は子会社の一方が更生会社又は更生手続が存続中の会社である場合は除く。
 - ①親会社と子会社の関係にある場合
 - ②親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合
 - 2)人的関係
以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし②については、会社の一方が更生会社又は更生手続が存続中の会社である場合は除く。
 - ①一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
 - ②一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合
- 4 国営滝野すずらん丘陵公園事務所で平成22年度に実施した「滝野公園 運営維持管理に関するモニタリング調査検討業務」の受託者でないこと。
- 5 国営滝野すずらん丘陵公園事務所で平成23年度に実施した「滝野公園 管理運営計画検討業務」の受託者でないこと。
- 6 国営滝野すずらん丘陵公園事務所で平成24年度に実施の「滝野公園管理運営方針検討業務」の受託者でないこと。
- 7 業務の一部について再委託等を行わせる場合、暴力団又は暴力団関係者を再委託先としないこと。又、再委託先等が暴力団又は暴力団関係者と知りながらそれを容認して再委託契約を継続させないこと。
- 8 申請書類の内容については事実と相違ないこと。

上記誓約に相違があった場合は、入札参加の取消し、契約解除等の措置又は処分も甘受し、一切の意義を申し立てないことを併せて誓約します。

以上

申請書類における留意事項について

1. 提出部数は1部とし、通しの頁数を次の例のように頁右下に記載するものとする。
(例 1/10, 2/10…9/10, 10/10)。
2. 提出様式1-2「企業の業務実績」
 - ①記載した業務に係る契約書の写し及び業務計画書等を必ず添付すること。
 - ②単体および共同体の担当する分担業務については、「本業務全体の企画立案及びマネジメント業務」、「施設・設備維持管理業務」、「植物管理業務」、「収益施設等運營業務」とし、さらに細かく業務を分担する場合には「施設・設備維持管理業務のうち、施設管理」などの記載とし、独自に「総合運営管理業務(例)」など独自の名称は作らないこと。
 - ③本業務全体の企画立案及びマネジメント業務の実績については、説明書1.(2)1)で記載しているとおり、必ず「本公園の運営維持管理全般について目標及び業務計画を策定し、多岐にわたる業務について総合的な調整を行い、適切な進捗管理を実施」した会社とし、その内容について契約書で記載されていない場合は、その内容が確認できる業務の仕様書等も添付すること。
 - ④共同体の場合は、本業務全体の企画立案及びマネジメント業務を担当する企業を代表企業とすること。
3. 提出様式1-3「総括(業務)責任者等の業務実績」
 - ①記載した業務に係る契約書の写し及び業務計画書等を必ず添付すること。
 - ②「本業務全体の企画立案及びマネジメント業務」、「施設・設備維持管理業務」、「植物管理業務」、「収益施設等運營業務」の業務責任者においては、業務を分割し複数の業務責任者を配置できないものとする。なお、複数配置した場合には、特定しない。
ただし、実施要領に定めた範囲において兼務は可能とする。
 - ③共同体の場合は、本業務全体の計画立案及びマネジメント業務を担当する総括責任者を代表企業の社員(予定を含む)とすること。また、「所属・役職」の欄に会社名を記載すること。
4. 提出様式1-4「守秘性に関する要件」
 - ①守秘義務に関する規定を定めた社内の規則等(該当ページのみ)を添付すること。また、共同体の場合は、構成員毎に様式1-4の提出及び守秘義務に関する規定を定めた社内の規則等(該当ページのみ)を添付すること。該当部分に下線を引くこと。
5. 提出様式1-5-1「業務実施体制」
 - ①共同体の場合は、備考欄に所属企業名および職務、配置予定者の氏名を記載すること。
 - ②組織図(業務実施のための体制図)を添付すること。その際に担当する分担業務を記載すること。
 - ③実施要項3.3.表8に定める業務を分割し複数の業務責任者を配置できないものとする。なお、複数配置した場合には、特定しない。
6. 提出様式1-5-2「業務実施における対応方針」

A4版片面1枚以内で、文字寸法は10.5ポイント以上とすること。
図表等を入れる場合は、コピー等により判読不可能とならない文字の大きさ9ポイント程度までとし、判読できない場合は、図表等を評価しない場合がある。
白黒片面印刷で提出すること。
7. 提出様式1-6「実施方針」

A4版片面2枚以内で、文字寸法は10.5ポイント以上とすること。
図表等を入れる場合は、コピー等により判読不可能とならない文字の大きさ9ポイント程度までとし、判読できない場合は、図表等を評価しない場合がある。

白黒片面印刷で提出すること。

8. 提出様式 1 - 1 0 「入札参加事業者等確認書」

落札者は、住民票の写し（外国人の場合は外国人登録原票の写し）について、落札決定日から2週間以内に提出すること。

様式のデータおよび電磁的記録媒体（第8面参照）をCD-Rで提出すること。

(提出様式2 - 1)

企画書

業務の名称 H25-27国営滝野すずらん丘陵公園運営維持管理業務

履行期限 平成 年 月 日

標記業務について、企画書を提出します。

平成 年 月 日

支出負担行為担当官
北海道開発局札幌開発建設部長 殿

提出者)住 所
電話番号
会社名
代表者 役職名 氏 名 印

作成者)担当部署
氏 名
電話番号
F A X
E - mail

(共同企業体の場合は、以下のように記入すること。)
住 所 : 共同体事務所の所在地
電話番号 : 共同体事務所の電話番号
F A X : 共同体事務所のF A X番号
会社名 : 業務
・ 共同体
代表者 : (株) 役職名 氏名 印

注)紙入札方式による場合は代表者印を押印してください。

(提出様式 2 - 2 - 1)

1) 目標とする公園利用者数の確保に関する提案

基本的な考え方・方針
 ○○○を基本的な方針として、○○○

公園利用者数【数値目標】 (単位：万人)

年目	1年目			2年目	3年目
年間及び運営 シーズン毎の公 園利用者数	年間：				
	1	2	計		
本公園の札幌都 市圏外からの公 園利用者の割合	年間：				
	1	2	計		
滝野の森3施設（ 森の教室、森の情 報館、森の交流館 ）の年間及び運営 シーズン毎の利用 者数	年間：				
	1	2	計		

1. 企画提案項目：○○○の活用

- 具体的な企画提案：○○○を活用し、・・・実施します。
- 期待される効果：○○○を活用することにより、・・・が期待されます。

2. 企画提案項目：

- 具体的な企画提案：
- 期待される効果：

3. 企画提案項目：

- 具体的な企画提案：
- 期待される効果：

4. 企画提案項目：

- 具体的な企画提案：
- 期待される効果：

5. 企画提案項目：

- 具体的な企画提案：
- 期待される効果：

※各企画提案項目には1から5までの通し番号を付けること。

※企画提案項目の1.～5.に、年間及び運営シーズンごとの公園利用者数、札幌都市圏外からの公園利用者の割合、指定施設の年間及び運営シーズンごとの利用者数の目標を各年度設定の上、その公園利用者数確保に向けて、実現性のある企画提案および期待される効果を具体的に記述する。

※企画提案によって、設計数量が変更する場合には、必ず提出様式2-2-1 2の改善提案も行うこと。

※記載にあたっての注意事項等は、本様式の【別添】に示すので必ず確認すること。

(提出様式 2 - 2 - 2)

2) 利用者満足度の確保に関する提案

基本的な考え方・方針

〇〇〇を基本的な方針として、〇〇〇

公園利用者の満足度（非常に満足）【数値目標】（単位：％）

年目	1 年目			2 年目	3 年目
年間 公園利用者の 満足度					
運営シーズン毎 公園利用者の 満足度	1	2	計		

1. 企画提案項目：〇〇〇の活用

- ・具体的な企画提案：〇〇〇を活用し、・・・・実施します。
- ・期待される効果：〇〇〇を活用することにより、・・・・が期待されます。

2. 企画提案項目：

- ・具体的な企画提案：
- ・期待される効果：

3. 企画提案項目：

- ・具体的な企画提案：
- ・期待される効果：

4. 企画提案項目：

- ・具体的な企画提案：
- ・期待される効果：

5. 企画提案項目：

- ・具体的な企画提案：
- ・期待される効果：

※各企画提案項目には1から5までの通し番号を付けること。

※企画提案項目の1.～5.に、年間及び運営シーズンごとの公園の運営に関する満足度の目標を各年度設定の上、その満足度の確保に向けて、実現性のある企画提案および期待される効果を具体的に記述する。

※企画提案によって、設計数量が変更する場合には、必ず提出様式2-2-12の改善提案も行うこと。

※記載にあたっての注意事項等は、本様式の【別添】に示すので必ず確認すること。

(提出様式 2 - 2 - 3)

3) 地域特性を生かした植物管理に関する提案

基本的な考え方・方針

〇〇〇を基本的な方針として、〇〇〇

年目	1年目	2年目	3年目
北海道の気候風土にあった 花風景に関する 「非常に満足」の回答比率			

1. 企画提案項目：〇〇〇の活用

- ・具体的な企画提案：〇〇〇を活用し、・・・実施します。
- ・期待される効果：〇〇〇を活用することにより、・・・が期待されます。

2. 企画提案項目：

- ・具体的な企画提案：
- ・期待される効果：

3. 企画提案項目：

- ・具体的な企画提案：
- ・期待される効果：

4. 企画提案項目：

- ・具体的な企画提案：
- ・期待される効果：

5. 企画提案項目：

- ・具体的な企画提案：
- ・期待される効果：

※各企画提案項目には1から5までの通し番号を付けること。

※企画提案項目の1.～5.に、本公園の植生、生態系、景観等を踏まえ、周辺環境と調和しつつ公園内の自然資源等を活用した魅力のある花修景や風景の演出に関する満足度の目標を各年度設定の上、その満足度の確保に向けて、実現性のある企画提案および期待される効果を具体的に記述する。

※企画提案によって、設計数量が変更する場合には、必ず提出様式2-2-12の改善提案も行うこと。

※記載にあたっての注意事項等は、本様式の【別添】に示すので必ず確認すること。

4) 公園特性及び資源、施設を生かした運営管理に関する提案

基本的な考え方・方針

〇〇〇を基本的な方針として、〇〇〇

1. 企画提案項目：〇〇〇の活用

- ・具体的な企画提案：〇〇〇を活用し、・・・・実施します。
- ・期待される効果：〇〇〇を活用することにより、・・・・が期待されます。

2. 企画提案項目：

- ・具体的な企画提案：
- ・期待される効果：

3. 企画提案項目：

- ・具体的な企画提案：
- ・期待される効果：

4. 企画提案項目：

- ・具体的な企画提案：
- ・期待される効果：

5. 企画提案項目：

- ・具体的な企画提案：
- ・期待される効果：

※各企画提案項目には1から5までの通し番号を付けること。

※企画提案項目の1.～5.に、本公園の「子どもの谷」「森のすみか」「滝野の森」の機能を発揮させるための維持管理方法について、実現性のある企画提案および期待される効果を具体的に記述する。

※企画提案によって、設計数量が変更する場合には、必ず提出様式2-2-12の改善提案も行うこと。

※記載にあたっての注意事項等は、本様式の【別添】に示すので必ず確認すること。

(提出様式 2 - 2 - 5)

5) 多様な利用プログラムの提供に関する提案				
基本的な考え方・方針 ○○○を基本的な方針として、○○○イベント・行事等利用プログラムの種類・開催数、参加人数【数値目標】				
イベント・行事名	1 年目		2 年目	3 年目
	開催数 (回)	参加人数 (人)		

1. 企画提案項目：○○○の実施

- 具体的な企画提案：○○○において、・・・・○○○を実施します。
- 期待される効果：○○○を実施することにより、・・が期待されます。

2. 企画提案項目：

- 具体的な企画提案：
- 期待される効果：

3. 企画提案項目：

- 具体的な企画提案：
- 期待される効果：

4. 企画提案項目：

- 具体的な企画提案：
- 期待される効果：

5. 企画提案項目：

- 具体的な企画提案：
- 期待される効果：

- ※各企画提案項目には1から5までの通し番号を付けること。
- ※企画提案項目の1. に、本公園の意義や役割、機能を踏まえ、滝野の森ゾーン（森のすみかを含む）における利用プログラムの種類・開催回数と延べ参加人数の目標を各年度設定の上、多くの公園利用者が参加、体験、交流できる自然、歴史文化等に関する多様な利用プログラムの実施について、企画提案項目にそれらの実施、達成に向けて、実現性のある企画提案および期待される効果を具体的に記述する。
- ※企画提案項目の2. に、本公園の意義や役割、機能を踏まえ、滝野の森ゾーン（森のすみかを含む）における体験系の利用プログラムについて、実現性のある企画提案および期待される効果を具体的に記述する。
- ※企画提案項目の3. に、本公園の意義や役割、機能を踏まえ、滝野の森ゾーン（森のすみかを含む）におけるコンテスト系の利用プログラムについて、実現性のある企画提案および期待される効果を具体的に記述する。
- ※企画提案項目の4. に、本公園の意義や役割、機能を踏まえ、滝野の森ゾーン（森のすみかを含む）における展示系の利用プログラムについて、実現性のある企画提案および期待される効果を具体的に記述する。
- ※企画提案項目の5. に、本公園の意義や役割、機能を踏まえ、滝野の森ゾーン（森のす

みかを含む)における講習会系の利用プログラムについて、実現性のある企画提案および期待される効果を具体的に記述する。

※自主事業の自主イベントの企画提案については「(提出様式2-2-10)自主事業に関する提案」に記述するものとし、本様式では委託費で行う行催事(材料代等実費を公園利用者から徴収すること等ができるものを含む)のみを記載すること。

※企画提案によって、設計数量が変更する場合には、必ず提出様式2-2-12の改善提案も行うこと。

※記載にあたっての注意事項等は、本様式の【別添】に示すので必ず確認すること。

6) 情報受発信に関する提案

基本的な考え方・方針

〇〇〇を基本的な方針として、〇〇〇

マスコミ報道件数・ホームページアクセス件数【数値目標】 (単位：件)

年目	1年目	2年目	3年目
年間 マスコミ報道 件数	〇〇	〇〇	〇〇
年間 ホームページ アクセス件数	〇〇	〇〇	〇〇

1. 企画提案項目：〇〇〇の活用

- ・具体的な企画提案：〇〇〇を活用し、・・・実施します。
- ・期待される効果：〇〇〇を活用することにより、・・・が期待されます。

2. 企画提案項目：

- ・具体的な企画提案：
- ・期待される効果：

3. 企画提案項目：

- ・具体的な企画提案：
- ・期待される効果：

4. 企画提案項目：

- ・具体的な企画提案：
- ・期待される効果：

5. 企画提案項目：

- ・具体的な企画提案：
- ・期待される効果

※各企画提案項目には1から5までの通し番号を付けること。

※企画提案項目の1.～5.に、マスコミ報道件数やホームページアクセス件数の目標を各年度設定の上、本公園が提供するサービス内容や公園の魅力等に関する広報宣伝・情報の受発信について、企画提案項目にそれら実施、達成に向けて、実現性のある企画提案および期待される効果を具体的に記述する。

※企画提案によって、設計数量が変更する場合には、必ず提出様式2-2-12の改善提案も行うこと。

※記載にあたっての注意事項等は、本様式の【別添】に示すので必ず確認すること。

7) 地域との連携活動・市民との協働活動に関する提案

基本的な考え方・方針

〇〇〇を基本的な方針として、〇〇〇

1. 企画提案項目：〇〇〇と連携

- ・具体的な企画提案：〇〇〇と連携し、・・・・実施します。
- ・期待される効果：〇〇〇と連携することにより、・・・・が期待されます。

2. 企画提案項目：

- ・具体的な企画提案：
- ・期待される効果：

3. 企画提案項目：

- ・具体的な企画提案：
- ・期待される効果：

4. 企画提案項目：

- ・具体的な企画提案：
- ・期待される効果：

5. 企画提案項目：

- ・具体的な企画提案：
- ・期待される効果

※各企画提案項目には1から5までの通し番号を付けること。

※企画提案項目1.～2.に、周辺自治体や学校、地域住民等関係機関や関係者との連携体制、協力体制の構築に向けて、実現性のある企画提案および期待される効果を具体的に記述する。

※企画提案項目3.～5.に、ボランティアやNPO団体との連携方策及びボランティア活動の充実・継続に向けて、実現性のある企画提案および期待される効果を具体的に記述する。

※企画提案によって、設計数量が変更する場合には、必ず提出様式2-2-12の改善提案も行うこと。

※記載にあたっての注意事項等は、本様式の【別添】に示すので必ず確認すること。

8) 公園利用者等の安全を確保する管理手法に関する提案

基本的な考え方・方針

〇〇〇を基本的な方針として、〇〇〇

1. 企画提案項目：〇〇〇の活用

- ・具体的な企画提案：〇〇〇を活用し、・・・・実施します。
- ・期待される効果：〇〇〇を活用することにより、・・・・が期待されます。

2. 企画提案項目：

- ・具体的な企画提案：
- ・期待される効果：

3. 企画提案項目：

- ・具体的な企画提案：
- ・期待される効果：

4. 企画提案項目：

- ・具体的な企画提案：
- ・期待される効果：

5. 企画提案項目：

- ・具体的な企画提案：
- ・期待される効果：

※各企画提案項目には1から5までの通し番号を付けること。

※企画提案項目1.～2.に、公園利用者の安全・安心を確保する施設管理および運営管理について、実現性のある企画提案および期待される効果を具体的に記述する。

※企画提案項目3.～4.に、既存地形や本公園の特性を踏まえた上で、ハード面、ソフト面でのユニバーサルデザイン対応について、実現性のある企画提案および期待される効果を具体的に記述する。

※企画提案項目5.に、公園スタッフに関する事故を未然に防ぐ取組について、実現性のある企画提案および期待される効果を具体的に記述する。

※企画提案によって、設計数量が変更する場合には、必ず提出様式2-2-12の改善提案も行うこと。

※記載にあたっての注意事項等は、本様式の【別添】に示すので必ず確認すること

9) 緊急時及び非常時の対応に関する提案

基本的な考え方・方針

〇〇〇を基本的な方針として、〇〇〇

1. 企画提案項目：〇〇〇の実施

- ・具体的な企画提案：〇〇〇について、・・・・実施します。
- ・期待される効果：〇〇〇をすることにより、・・・・の防止が期待されます。

2. 企画提案項目：

- ・具体的な企画提案：
- ・期待される効果：

3. 企画提案項目：

- ・具体的な企画提案：
- ・期待される効果：

4. 企画提案項目：

- ・具体的な企画提案：
- ・期待される効果：

5. 企画提案項目：

- ・具体的な企画提案：
- ・期待される効果：

※各企画提案項目には1から5までの通し番号を付けること。

※企画提案項目1.～2.に、緊急事態を想定し、実現性のある企画提案および期待される効果を具体的に記述する。

※企画提案項目3.～4.に、トラブル時や緊急時に円滑に対応し、かつ被害を拡大させないための体制、対策について、実現性のある企画提案および期待される効果を具体的に記述する。

※企画提案項目5.に、繁忙期において、混乱回避のための対応策について、実現性のある企画提案および期待される効果を具体的に記述する。

※企画提案によって、設計数量が変更する場合には、必ず提出様式2-2-12の改善提案も行うこと。

※記載にあたっての注意事項等は、本様式の【別添】に示すので必ず確認すること。

1 0) 自主事業に関する提案

基本的な考え方・方針

〇〇〇を基本的な方針として、〇〇〇

1. 企画提案項目：〇〇〇の実施

- ・具体的な企画提案：〇〇〇において、・・・〇〇〇を実施します。
- ・期待される効果：〇〇〇を実施することにより、・・・が期待されます。

2. 企画提案項目：

- ・具体的な企画提案：
- ・期待される効果：

3. 企画提案項目：

- ・具体的な企画提案：
- ・期待される効果：

4. 企画提案項目：

- ・具体的な企画提案：
- ・期待される効果：

5. 企画提案項目：

- ・具体的な企画提案：
- ・期待される効果：

※各企画提案項目には1から5までの通し番号を付けること。

※公園の目的・魅力の向上の観点について、実現性のある企画提案および期待される効果
を具体的に記述する。

※企画提案によって、設計数量が変更する場合には、必ず提出様式2-2-12の改善提
案も行うこと。

※自主事業：事業者の独立採算により行う事業をいう。

※記載にあたっての注意事項等は、本様式の【別添】に示すので必ず確認するこ
と。

(提出様式 2 - 2 - 1 1)

1 1) 収益施設の運営に関する提案

基本的な考え方・方針

〇〇〇を基本的な方針として、〇〇〇

1. 企画提案項目：〇〇〇の活用

- ・具体的な企画提案：〇〇〇を活用し、・・・実施します。
- ・期待される効果：〇〇〇を活用することにより、・・・が見込まれます。

2. 企画提案項目：

- ・具体的な企画提案：
- ・期待される効果：

3. 企画提案項目：

- ・具体的な企画提案：
- ・期待される効果：

4. 企画提案項目：

- ・具体的な企画提案：
- ・期待される効果：

5. 企画提案項目：

- ・具体的な企画提案：
- ・期待される効果：

※各企画提案項目には1から5までの通し番号を付けること。

※企画提案項目1. **駐車場**における公園利用者サービスの向上に向けた運営について、実現性のある企画提案および期待される効果を具体的に記述する。

※企画提案項目2. **レンタサイクル施設**における公園利用者サービスの向上に向けた運営について、実現性のある企画提案および期待される効果を具体的に記述する。

※企画提案項目3. **飲食・物販施設**における公園利用者サービスの向上に向けた運営について、実現性のある企画提案および期待される効果を具体的に記述する。

※企画提案項目4. **オートキャンプ場**における公園利用者サービスの向上に向けた運営について、実現性のある企画提案および期待される効果を具体的に記述する。

※企画提案項目5. **園内移動用（リフト）施設**における公園利用者サービスの向上に向けた運営について、実現性のある企画提案および期待される効果を具体的に記述する。

※企画提案によって、設計数量が変更する場合には、必ず提出様式2-2-12の改善提案も行うこと。

※記載にあたっての注意事項等は、本様式の【別添】に示すので必ず確認すること。

(提出様式 2 - 2 - 1 2)

1 2) 各業務の最低水準 (現行基準) として示された仕様書に対する、改善提案

基本的な考え方・方針

〇〇〇を基本的な方針として、〇〇〇

1. 改善提案項目：〇〇〇工

- ・設計数量：〇〇m²
- ・変更数量：〇〇m²
- ・変更可能な理由：〇〇〇を導入し、・・・の質が向上 (〇〇を削減) します。
- ・期待される効果：〇〇〇を導入することにより、・・・の削減が見込まれます。

2. 改善提案項目：

- ・設計数量：
- ・変更数量：
- ・変更可能な理由：
- ・期待される効果：

3. 改善提案項目：

- ・設計数量：
- ・変更数量：
- ・変更可能な理由：
- ・期待される効果：

4. 改善提案項目：

- ・設計数量：
- ・変更数量：
- ・変更可能な理由：
- ・期待される効果：

5. 改善提案項目：

- ・設計数量：
- ・変更数量：
- ・変更可能な理由：
- ・期待される効果

※各改善提案項目には通し番号を付けること。

※改善提案による質の維持向上又は経費の削減 (あるいはその両方) に関する提案について、実現性のある改善提案および期待される効果を具体的に記述する。

※設計数量が変更となる場合には、数量総括表に変更数量を記述して提出すること。

※記載にあたっての注意事項等は、本様式の【別添】に示すので必ず確認すること。

企画書の提案に関する注意事項等

1. 各企画提案および改善提案について、着眼点が他と比較して優れており、具体性、実現性があり、当該公園において適切かつ効果的なものであるか等の妥当性について総合的な観点から評価する。
2. 各企画提案および改善提案の頁数は、説明図表を含めA4版2頁以内とする。
上記頁数を超えた場合、加点評価対象は2頁目までに記載されている内容とし、3頁目以降に記載した内容は加点評価対象としない。ただし、3頁目以降に記載した内容（履行不可と判断されたものを除く。）についても特定された場合は、履行義務は負うものとする。
3. 各企画提案の項目数は最大5項目までとし、記載の順に1から5までの通し番号を付けること。
加点評価対象は番号1から5の企画提案項目までとし、これを超えた企画提案項目は加点評価対象としない。また、通し番号の記載がない企画提案項目についても加点評価対象としない。ただし、超過した企画提案項目又は通し番号の記載がない企画提案項目（履行不可と判断されたものを除く。）についても特定された場合は、履行義務は負うものとする。
4. 改善提案は、記載の順に1から通し番号を付けること。
通し番号の記載がない改善提案項目については加点評価対象としない。ただし、通し番号の記載がない改善提案項目（履行不可と判断されたものを除く。）についても特定された場合は、履行義務は負うものとする。
頁数は、上記2.によるものとする。
5. 1つの企画提案項目は1つの着目対象（〇〇対策、等）に限って設定すること。
複数の着目対象に対する企画提案項目を記載した場合には、当該企画提案項目を加点評価対象としない場合がある。ただし、当該企画提案項目（履行不可と判断されたものを除く。）についても特定された場合は、履行義務は負うものとする。
6. 1つの企画提案項目に対する具体的な企画提案は、業務の特性及び現場条件等を考慮のうえ、企画提案項目とした着目対象に関して効果を発現させるための実施方法（効果を高めるために付帯して行うものを含む。）を具体的に記載する。
曖昧な表現及び「仕様書に基づき履行」等の簡易な表現はしないこと。

7. 以下に示すような企画提案項目は、標準案と同程度であり効果が期待できないものとし、加点評価しない。

①仕様書及び関係法令を遵守した標準的な内容

8. 以下に示すような企画提案項目は、実施を認めないもの（履行不可）とする。

①関係法令に違反するもの

②入園料、使用料等の増減を変更させるもの

③開園日時を変更させるもの（主催イベントなど仕様書で明示してあるものは除く）

9. 文字寸法は10.5ポイント以上とする。図表等を入れる場合は、コピー等により判読不可能とならない文字の大きさ9ポイント程度までとし、判読できない場合は、図表等を評価しない場合がある。

10. 白黒片面印刷で提出するものとする。

11. 企画書の提出部数は1部とし、通しの頁数を以下の例のように頁右下に記載するものとする。（例 1/10, 2/10…9/10, 10/10）。

12. 企画書に個別法人および個別グループ等が特定できる記載内容（法人名、個人名など）がある場合は、その記載された頁に該当する実施要項表9に示す「区分」は加点評価対象としない。ただし、当該区分（履行不可と判断されたものを除く。）についても特定された場合は、履行義務は負うものとする。

（例） ▲▲会社 → 当法人
 ■ ■財団 → 当法人
 ◇◇共同体 → 当法人
 □□グループ → 関連グループ 等
 ※固有の名称は用いないこと。

13. 各企画提案および改善提案を作成する上で、同様な内容を記述する場合は、該当箇所「（再掲）」と記載すること。ただし、加点対象とするが、実施要項表9に示す「区分」によって評価が異なる場合がある。

国営滝野すずらん丘陵公園

収益施設運営計画書

提 出 様 式

国土交通省 北海道開発局札幌開発建設部

【企画書提出時に提出すること】
(様式3-1)

平成 年 月 日

収益施設運営計画書

国土交通省 北海道開発局札幌開発建設部長 殿

(申込者) 社 名

代表者

印

所在地

TEL(FAX)

下記施設について、国営滝野すずらん丘陵公園収益施設運営計画書を提出します。

記

- (1) 所在地 北海道札幌市南区滝野247番地
- (2) 対象施設 駐車場(6箇所)、レンタサイクル施設(4箇所)、レストラン(2箇所)、
用具貸出所(1箇所)、売店(5箇所)、釣堀(1箇所)、オートキャンプ場(1箇所)、
園内シャトルバス(1路線)、園内移動用施設(リフト)(1箇所)、ロープトウ(2
箇所)、自動販売機、公衆電話

* 共同体として参加する者が提出する場合は、H25-27 国営滝野すずらん丘陵公園運営維持管理業務について、業務全体の企画立案及びマネジメント業務をする者とする。

収益施設運営計画

(1) 運営施設全体の運営計画
・ 基本的な考え方
・ 取組方策
・ 混雑期、閑散期に対応した運営方針

※運営施設全体の運営計画について、基本的な考え方及び取組み方策を具体的に記述すること。

また、混雑期、閑散期に対応した運営方針も具体的に記述すること。

※図表を含みA4版2枚までとし、文字サイズは10.5ポイント以上とする。

(2) 収益施設の運営に関する提案

1. 企画提案項目：〇〇〇の設定

- ・具体的な企画提案：〇〇〇を設定し、・・・実施します。
- ・期待される効果：〇〇〇を設定する事により、・・・が見込まれます。

2. 企画提案項目：

- ・具体的な企画提案：
- ・期待される効果：

3. 企画提案項目：

- ・具体的な企画提案：
- ・期待される効果：

4. 企画提案項目：

- ・具体的な企画提案：
- ・期待される効果：

5. 企画提案項目：

- ・具体的な企画提案：
- ・期待される効果

6. 企画提案項目：

- ・具体的な企画提案：
- ・期待される効果：

7. 企画提案項目：

- ・具体的な企画提案：
- ・期待される効果

8. 企画提案項目：

- ・具体的な企画提案：
- ・期待される効果

※各企画提案項目には1から8までの通し番号を付けること。

※企画提案項目1. **駐車場**における公園利用者サービスの向上に向けた運営について、実現性のある企画提案および期待される効果を具体的に記述する。

※企画提案項目2. **レンタサイクル施設**における公園利用者サービスの向上に向けた運営について、実現性のある企画提案および期待される効果を具体的に記述する。

※企画提案項目3. **飲食・物販施設**における公園利用者サービスの向上に向けた運営について、実現性のある企画提案および期待される効果を具体的に記述する。

※企画提案項目4. **釣堀施設**における公園利用者サービスの向上に向けた運営について、実現性のある企画提案および期待される効果を具体的に記述する。

※企画提案項目5. **オートキャンプ場**における公園利用者サービスの向上に向けた運営について、実現性のある企画提案および期待される効果を具体的に記述する。

※企画提案項目 6. **園内シャトルバス**における公園利用者サービスの向上に向けた運営について、実現性のある企画提案および期待される効果を具体的に記述する。

※企画提案項目 7. **園内移動用（リフト）施設**における公園利用者サービスの向上に向けた運営について、実現性のある企画提案および期待される効果を具体的に記述する。

※企画提案項目 8. **ロープトウ**における公園利用者サービスの向上に向けた維持管理について、実現性のある企画提案および期待される効果を具体的に記述する。

※文字寸法は 10.5 ポイント以上とする。図表等を入れる場合は、コピー等により判読不可能とならない文字の大きさ 9 ポイント程度までとする。白黒片面印刷で提出するものとする。

※本様式に記述した企画提案については、企画書提出様式 2-2-11 と同様な内容とする。

(3-1) 駐車場の運営期間、運営時間、料金設定、主なサービス
運営期間、運営時間
料金設定
主なサービス

※収益施設の運営期間、運営時間、料金設定、主なサービスを具体的に記述すること。

※様式は、図表を含みA4版2枚までとし、文字サイズは10.5ポイント以上とする。

※仕様書に示す期間・時間、料金を超える提案は不可とする。

(3-2) レンタサイクル施設の運営期間、運営時間、料金設定、主なサービス
運営期間、運営時間
料金設定
主なサービス

※収益施設の運営期間、運営時間、料金設定、主なサービスを具体的に記述すること。

※様式は、図表を含みA4版2枚までとし、文字サイズは10.5ポイント以上とする。

※仕様書に示す期間・時間、料金を超える提案は不可とする。

(3-3) 飲食・物販施設の運営期間、運営時間、料金設定、主なサービス
運営期間、運営時間
料金設定
主なサービス

※収益施設の運営期間、運営時間、料金設定、主なサービスを具体的に記述すること。

※様式は、図表を含みA4版2枚までとし、文字サイズは10.5ポイント以上とする。

※仕様書に示す期間・時間・料金を超える提案は不可とする。

※ただし、中央レストラン及び展望レストラン付帯バーベキューコーナーの運営については、義務付けを行わない。

(3-4) 釣堀施設の運営期間、運営時間、料金設定、主なサービス
運営期間、運営時間
料金設定
主なサービス

※収益施設の運営期間、運営時間、料金設定、主なサービスを具体的に記述すること。

※様式は、図表を含みA4版2枚までとし、文字サイズは10.5ポイント以上とする。

※仕様書に示す期間・時間・料金を超える提案は不可とする。

(3-5) オートキャンプ場の運営期間、運営時間、料金設定、主なサービス
運営期間、運営時間
料金設定
主なサービス

※収益施設の運営期間、運営時間、料金設定、主なサービスを具体的に記述すること。

※様式は、図表を含みA4版2枚までとし、文字サイズは10.5ポイント以上とする。

※仕様書に示す期間・時間、料金を超える提案は不可とする。

(3-6) 園内シャトルバスの運営期間、運営時間、料金設定、主なサービス
運営期間、運営時間
料金設定
主なサービス

※収益施設の運営期間、運営時間、料金設定、主なサービスを具体的に記述すること。

※様式は、図表を含みA4版2枚までとし、文字サイズは10.5ポイント以上とする。

※仕様書に示す期間・時間、料金を超える提案は不可とする。

※野外炊飯広場バーベキューコーナーの運営については、義務付けを行わない。

(3-7) 園内移動用(リフト)施設の運営期間、運営時間、料金設定、主なサービス
運営期間、運営時間
料金設定
主なサービス

※収益施設の運営期間、運営時間、料金設定、主なサービスを具体的に記述すること。

※様式は、図表を含みA4版2枚までとし、文字サイズは10.5ポイント以上とする。

※仕様書に示す期間・時間、料金を超える提案は不可とする。

(3-8) ロープトウの維持管理、料金設定、主なサービス
維持管理
料金設定
主なサービス

※収益施設の維持管理、料金設定、主なサービスを具体的に記述すること。

※様式は、図表を含みA4版2枚までとし、文字サイズは10.5ポイント以上とする。

※仕様書に示す維持管理、料金を超える提案は不可とする。

(3-9) 自動販売機の運営期間、運営時間、料金設定、主なサービス
運営期間、運営時間
料金設定
主なサービス

※収益施設の運営期間、運営時間、料金設定、主なサービスを具体的に記述すること。

※様式は、図表を含みA4版2枚までとし、文字サイズは10.5ポイント以上とする。

※仕様書に示す期間・時間、料金を超える提案は不可とする。

(3-10) 公衆電話の運営期間、運営時間、料金設定、主なサービス (新たに設置する場合)
運営期間、運営時間
料金設定
主なサービス

※収益施設の運営期間、運営時間、料金設定、主なサービスを具体的に記述すること。

※様式は、図表を含みA4版2枚までとし、文字サイズは10.5ポイント以上とする。

※仕様書に示す期間・時間、料金を超える提案は不可とする。

H25-27 国営滝野すすらん丘陵公園
運営維持管理業務

別添資料
(案)

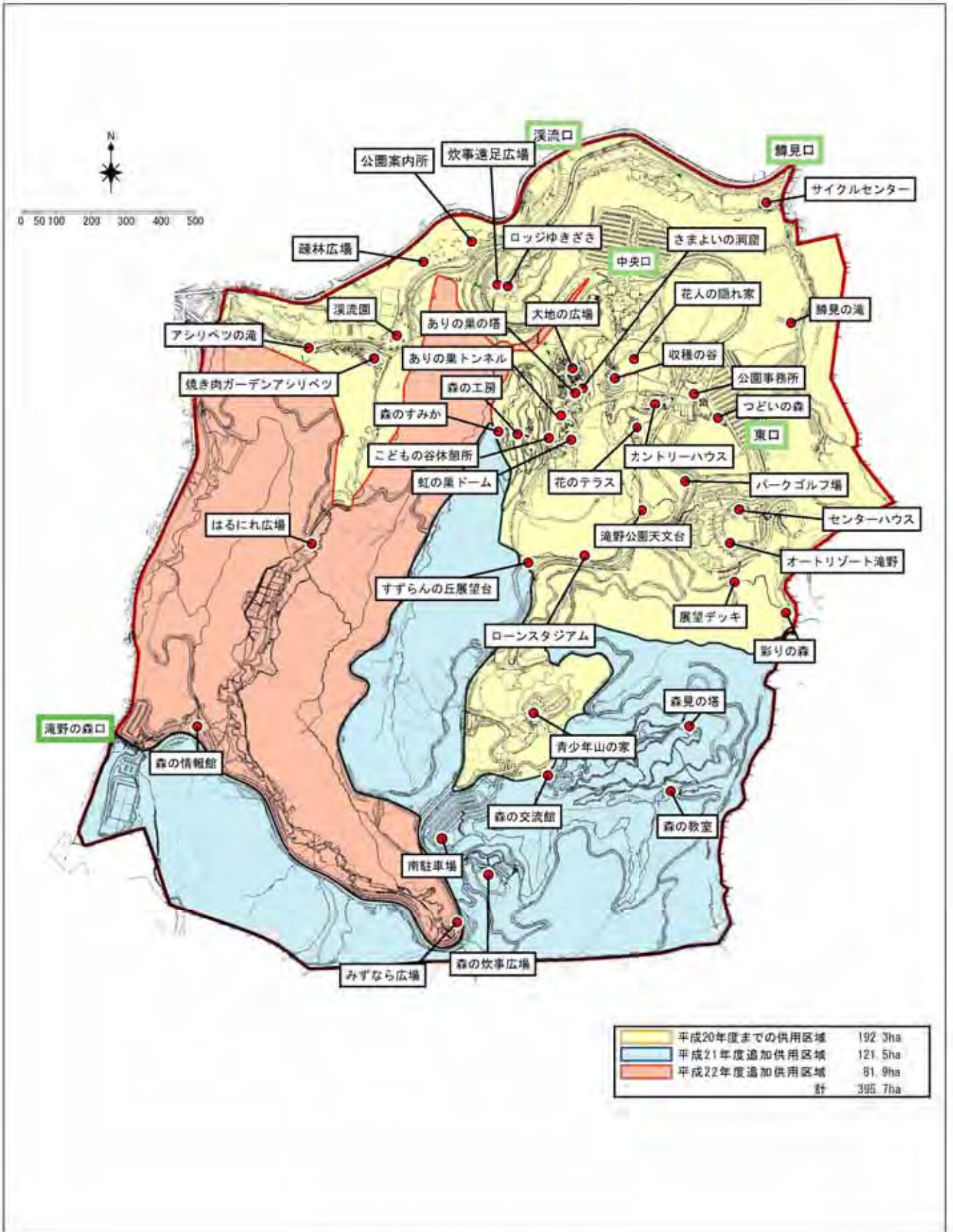
平成24年 月

国土交通省北海道開発局札幌開発建設部

仕様書に関連する別添・様式

【国営滝野すずらん丘陵公園】

分類	資料名		頁番号
共通仕様書	別添 1	公園平面図	別添 1
	別添 2	国土交通本省委託契約取扱要領	別添 2
	別添 3	管理事務所図	別添 13
	別添 4	滝野すずらん丘陵公園における行為の禁止等に関する取扱要領	別添 15
	別添 5	土地利用方針図	別添 20
	別添 6	設置・管理許可申請書	別添 21
	別添 7	「国営滝野すずらん丘陵公園 運営維持管理業務」における情報セキュリティについて	別添 24
	別添 8	運営維持管理業務 作業日誌(案)	別添 26
	別添 9-1	危機管理マニュアル(案) (災害対策部運営計画)	別添 39
	別添 9-2	滝野すずらん丘陵公園における事故対応について	別添 48
	別添 10	野生動植物危機管理マニュアル(案) (ヒグマ、スズメバチ)	別添 49
	別添 11	園内施設(設備等)位置図	別添 54
	別添 12	運営維持管理業務に要する提供施設等取扱いについて	別添 75
別添 13	運営維持管理業務委託費で取得した備品の取扱いについて(案)	別添 80	
計画立案 企画運営 管理	別添 14	業務入園について	別添 85
	別添 15	国営滝野すずらん丘陵公園 園内車両入園規則	別添 87
	別添 16	団体、持込イベント、ロケーション、施設占用利用の手続き	別添 91
	別添 17	国営滝野すずらん丘陵公園消防計画(案)	別添 102
	別添 18	防火管理自主検査チェック表(案)	別添 112
	別添 19	3年継続しているイベント・連携先	別添 113
	別添 20	行催事・利用プログラムについて	別添 114
	別添 21	滝野公園ボランティア規約	別添 117
	別添 22	PARK IDENTITY MANUAL	別添 124
	別添 23	ペットをお連れのお客様へ	別添 127
	別添 24	パスポート発行	別添 128
施設設備 維持管理	別添 25	巡視ルート、巡視ルート図(案)	別添 129
	別添 26	門衛業務日誌(案)	別添 137
	別添 27	国営滝野すずらん丘陵公園 建物に係る点検整備(位置図)	別添 138
	別添 28	国営滝野すずらん丘陵公園 工作物に係る点検整備(位置図)	別添 140
	別添 29	自動ドア及び天体望遠鏡保守点検等対象施設	別添 142
	別添 30	除雪工等実施要領(案)	別添 144
	別添 31	開閉園準備実施要領(案)	別添 149
	別添 32	遊具取扱説明書	別添 159
	別添 33	日常点検表	別添 172
	別添 34-1	ロープトウ安全点検	別添 174
別添 34-2	ロープトウ設置撤去実施要領	別添 175	
別添 35	国営滝野すずらん丘陵公園ロープトウ取扱説明書	別添 177	
別添 36	滝野スノーワールド「そりゲレンデ」運営マニュアル	別添 185	
植物管理	別添 37	芝生管理区域図	別添 186
	別添 38	中低木管理区域図	別添 187
	別添 39	高木管理区域図	別添 188
	別添 40	林地管理区域図	別添 189
	別添 41	植栽管理区分図【草花管理】	別添 190
	別添 42	滝野の森ゾーン(西エリア)植物維持管理計画書	別添 193
収益施設運 営規定書	別添 43	収益施設運営対象区域図および備品一覧	別添 195
	別添 44	臨時売店指定設置場所および指定設置期間	別添 251
	別添 45	公園利用重点調整区域	別添 252
	別添 46	施設の定期点検項目	別添 253
	別添 47	収益施設に係る自主点検一覧	別添 256
	別添 48	滝野第1リフト運転操作取扱説明書	別添 257
	別添 49	自動販売機(単独設置)位置図	別添 261
様式	様式 1	管理運営月報(案)	別添 262
	様式 2	管理運営月報総括表(案)	別添 263
	様式 3	管理四半期報	別添 264



公園平面図(供用区域図)

国土交通本省委託契約取扱要領

平成13年4月2日

国官会第293号

平成17年6月 2日	国官会第321 - 2号
平成17年9月 1日	国官会第823号
平成20年8月 1日	国官会第836 - 2号
平成20年9月17日	国官会第984号
平成22年3月23日	国官会第2117号
平成23年3月31日	国官会第2994号

(通則)

第1 国土交通本省の所掌業務を委託契約を締結して国以外の者に委託する場合の取扱いについては、他の法令等に定めるもの並びに各委託事業に係る委託契約書又は委託費の取扱いに関する要領等に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

(委託業務実施要領)

第2 支出負担行為担当官(分任支出負担行為担当官を含む。以下「担当官」という。)は、業務委託をしようとするときは、次に掲げる項目を明らかにした委託業務実施要領(以下「実施要領」という。)を、委託しようとする者に送付するものとする。

- 一 名称
- 二 委託料の限度額
- 三 業務の目的及び内容
- 四 業務の実施場所
- 五 業務の実施期間
- 六 その他必要な事項(成果物の仕様)

(委託料の算定)

第3 担当官は、実施要領に基づく委託料の積算調書を作成する。

(実施計画書等の提出)

第4 担当官は、第2により実施要領の送付を受けこれを受託しようとする者(以下「受託者」という。)から、次に掲げる計画書等を提出させるものとする。なお、変更しようとするときも同様とする。

- 一 実施計画書(別記様式第1)
- 二 四半期別必要経費内訳書(別記様式第2)
- 三 承諾書
- 四 受託者が業務の一部(「主たる部分」を除く。)を第三者に委任し、又は請け負わせようとする

るとき（以下「再委託」という。）は、再委託（変更等）承諾申請書（別記様式第3）

五 再委託の相手方がさらに再委託を行うなど複数の段階で再委託が行われるときは、その履行体制に関する書面（別記様式第4）

六 その他担当官が必要とする書類

（契約の締結）

第5 担当官は、受託者から第4に掲げる書類を受領し、その内容を審査のうえ適当と認めるときは、別紙委託契約書により委託契約を締結するものとする。

2 委託契約書の各条項により難い特別の事情がある場合においては、必要に応じ適宜条項を変更することができる。

（報告書等の提出）

第6 担当官は、受託者が当該業務の委託を完了したときは、遅滞なく、次に掲げる報告書（正副2通）を成果物に添えて提出させるものとする。

- 一 完了報告書（別記様式第5）
- 二 精算報告書（別記様式第6）
- 三 委託費経費内訳報告書（別記様式第7）
- 四 残存物件報告書（別記様式第8）

2 担当官は、受託者が第7第3項による補正命令に基づき当該業務の委託を完了したときは、遅滞なく、次に掲げる報告書（正副2通）を成果物に添えて提出させるものとする。

- 一 補正完了報告書（別記様式第5に準ずる様式）
- 二 精算報告書
- 三 残存物件報告書

（検査等）

第7 担当官は、第6第1項の成果物及び完了報告書等を受領したときは、自ら又は国土交通本省会計事務取扱細則（以下「細則」という。）第32条に基づき補助者に命じて検査を行うものとする。

2 前項により検査を命じられた職員（以下「検査職員」という。）は、前項の検査の結果不合格と認めるときは、細則第33条に定める検査調書に次に掲げる事項を付記して担当官に提出するものとする。

- 一 不合格である旨
- 二 不合格と認めた理由
- 三 その措置についての意見

3 担当官は、第1項の検査の結果不合格と認めるとき、又は前項の検査調書を受領したときは、受託者に対し補正を命ずるものとする。

4 第1項の規定は、第6第2項の成果物及び補正完了報告書等を受領した場合に準用する。

5 検査職員は、第1項（第4項において準用する場合を含む。）の検査の結果合格と認めるときは、細則第33条により検査調書を担当官に提出するものとする。

(担当職員の任命等)

第8 担当官は、必要があると認めるときは、次に掲げる事務を行わせるため、担当職員を任命し、任命後すみやかに受託者に通知するものとする。

- 一 委託業務の処理状況についての調査
- 二 委託料の経理状況についての監査
- 三 その他委託業務についての必要な指示

(概算払)

第9 担当官は、必要があると認めるときは、受託者に対し概算払を請求させることができる。

(委託費の精算)

第10 担当官は、受託者から第6の報告を受けたときは、遅滞なくその内容を審査し、適正と認めるときは、委託費の額を確定し、これを受託者に通知するものとする。

(請求書の受理)

第11 担当官は、受託者から官署支出官官職宛ての請求書を受理するものとし、受理後は、必要書類を添えて官署支出官に回付するものとする。

附則

1. この要領は、平成13年4月2日から適用する。

附則(平成17年6月2日国官会第321-2号)

1. この要領は、平成17年6月2日から適用する。

附則(平成17年9月1日国官会第823号)

1. この要領は、平成17年9月1日から適用する。

附則(平成20年8月1日国官会第836-2号)

1. この要領は、平成20年8月1日から適用する。

附則(平成20年9月17日国官会第984号)

1. この要領は、平成20年10月1日以降に入札手続を開始する契約について適用する。

附則(平成22年3月23日国官会第2117号)

1. この要領は、平成22年4月1日から適用する。

実 施 計 画 書

(受託の名称) _____

(単位:千円)

受託の内容	実施期間	経費積算内訳	成果物	摘要

- (備 考)
1. 用紙の大きさは、日本工業規格A列4横とする。
 2. 必要に応じ適宜項を加除して使用すること。
 3. 受託の内容は、調査項目毎に区分すること
 4. 経費積算内訳は、直接人件費、技術経費、謝金、旅費、庁費、再委託費及び諸経費に区分し、庁費にあつては、備品費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、光熱水料、賃金、会議費及び雑役務費に細分して計上すること。なお、区分等は必要に応じ適宜加除して計上すること。
 5. 変更にあつては、変更後の部分を上段に()書きすること。
 6. 業務委託の処理を第三者に委託する必要があるときは、摘要欄にその事務の内容及び委託先等必要な事項を記載すること。

別記様式第2(第4)

四半期別必要経費内訳書

(受託の名称) _____

(単位:千円)

四半期別 経費区分	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	計	摘要

- (備考)
1. 用紙の大きさは、日本工業規格A列4横とする。
 2. 経費区分は、直接人件費、技術経費、謝金、旅費、庁費、再委託費及び諸経費の区分により記入すること。なお、区分は必要に応じ適宜加除して記入すること。
 3. 変更にあたっては、変更後の部分を上段に()書きすること。

再委託(変更等)承諾申請書

平成 年 月 日

支出負担行為担当官
北海道開発局札幌建設部長 殿

受託者 住所
氏名 印

平成 年 月 日付けの「_____業務契約」(契約金額 ¥ _____, _____, _____円、税込み)に関して、下記の通り申請するので、手続き方お願いします。

記

1. 再委託の(変更等)承諾を申請する業務及びその範囲(具体的に記載すること)
2. 再委託の(変更等)承諾を申請する必要性(具体的に記載すること)
3. 再委託の(変更等)承諾を申請する業務の契約(予定)金額(総計)
4. 再委託の(変更等)承諾を申請する業務の契約金額の根拠
 - ・ 業務の再委託に際し、当該業務の履行(予定)者から、入札書・見積書を徴収した結果(この場合、その「写し」を添付)
 - ・ 継続的な履行関係が存在する(この場合、その証明書(契約書、協定書)の「写し」を添付)
5. その他特記事項

平成 年 月 日

受託者氏名 _____ 殿

平成 年 月 日付けで申請のあった上記については、承諾したので、その旨通知する。なお、承諾内容等に変更等を生じる場合は、あらかじめ協議すること。

また、当該承諾内容等の履行については、次のことを承諾の条件とする。

- 受託者は、再委託の相手方に対し業務の適正な履行を求めること。
- 受託者は、再委託業務に係る契約書、請求書、領収書などの書類を提出させた場合は、適切に保管し、事後において履行の確認ができるように徹底すること。
- 受託者は、委託者(支出負担行為担当官等)からの求めに応じ、_____の書類の写しを提出すること。

支出負担行為担当官
北海道開発局札幌建設部長 印

- (備考)
1. 用紙の大きさは、日本工業規格A列4縦とする。
 2. 必要に応じ、適宜加除して使用すること。

履行体制に関する書面

平成 年 月 日

当該履行体制に関する書面は、「委託契約書第4条」に基づいて作成したものである。

(受託者)

住 所
氏 名

受託者 ××株式会社	(再委託先1)	有限会社	(再々委託先1)	株式会社
	住 所		住 所	
	電 話 番 号		電 話 番 号	
	代 表 者 氏 名		代 表 者 氏 名	
	担当業務範囲 若しくは内容	に関する 地区基 礎調査	担当業務範囲 若しくは内容	
	(再委託先2)	株式会社(予定)		
	住 所			
	電 話 番 号			
	代 表 者 氏 名			
	担当業務範囲 若しくは内容			
	(再委託先3)	合資会社	(再々委託先2)	株式会社
	住 所		住 所	
	電 話 番 号		電 話 番 号	
	代 表 者 氏 名		代 表 者 氏 名	
	担当業務範囲 若しくは内容		担当業務範囲 若しくは内容	
	(再委託先)		

(備考) 本様式は、適宜加除して差し支えないものであるが、次の項目は必須事項とする。

- 再委託の相手方の住所
- 氏名(若しくは代表者氏名)
- 再委託を行う業務の範囲

完了報告書

平成 年 月 日

支出負担行為担当官

北海道開発局札幌建設部長 殿

受託者 住所
氏名

印

平成 年 月 日付契約(契約金額 ¥ , , 円)の が完了したので、下記の書類を添えて報告します。

記

- | | |
|---------------|---|
| 1. 精算報告書 | 通 |
| 2. 委託費経費内訳報告書 | 通 |
| 3. 残存物件報告書 | 通 |
| 4. 業務実施の記録 | 通 |

(備考) 用紙の大きさは、日本工業規格A列4縦とする。

別記様式第6(第6)

精 算 報 告 書

(単位:円)

経 費 区 分	予定経費(A)	支出額(B)	過不足額		摘 要
			(A)-(B)		
計					

- (備 考)
1. 用紙の大きさは、日本工業規格A列4横とする。
 2. 経費区分は、別記様式第1備考4により記入すること。
 3. 第6第2項に基づき提出する場合は、その旨を付記すること。

別記様式第8(第6)

残存物件報告書

取得年月日	物件名	規格	数量	単価	価格	経費区分	摘要

- (備考)
1. 用紙の大きさは、日本工業規格A列4横とする。
 2. 価格は取得価格を記載し、受託中に派生的に取得した物件については、見積額を記載すること。
 3. 経費区分は、別記様式第1備考4の区分により記入し、区分が明らかでないものは、摘要に取得の理由を記入すること。

滝野すずらん丘陵公園における行為の禁止等に関する取扱要領

国営滝野すずらん丘陵公園事務所

(目的)

第1条 この要領は、滝野すずらん丘陵公園（以下「公園」という。）における行為の禁止等に関する運用方針を定め、もって安全で快適な公園利用に資することを目的とする。

(運用)

第2条 公園内における行為の禁止等については、都市公園法（以下「法」という。）、北海道開発局都市公園における行為に係る事務取扱手続及びその他関連法令に定めるほか、この要領によるものとする。

(定義)

第3条 この要領において「公園内」とは、法の定めるところにより滝野すずらん丘陵公園として公告された次の各号に掲げるものをいう。

- 一 法第2条の2により、すでに供用が開始されている区域
- 二 法第33条第2項により定められた区域のうち、すでに公園管理者が権限を取得している区域
- 2 この要領において、「職員等」とは、次の各号に掲げるものをいう。
 - 一 北海道開発局（以下、「国」という。）の公園担当職員
 - 二 国から公園の管理に関する業務を受託した機関（以下「管理センター等」という。）に属する職員
 - 三 札幌市から野外活動拠点（以下「青少年山の家」という。）の施設管理を委託された機関の職員
 - 四 管理センター等との契約により、管理センター等の指揮監督を受けて公園の利用上の指導等の業務を行う者
- 3 この要領において、「職員等の管理行為」とは、次の各号に掲げるものをいう。
 - 一 前項一、二及び四に該当する者が公園全域を対象に行う公園管理
 - 二 前項三に該当する者が、法第5条第3項による協議の対象となる区域内で、協議事項の範囲内で行う施設管理
- 4 この要領において「利用者」とは、勤務中の職員等を除く公園に入る全ての者をいう。

(禁止する行為)

第4条 公園内における行為のうち、次の各号に掲げるものは法第11条に準ずる行為とみなし、その行為を禁止する。

- 一 花卉または果実種子等を採取する行為
- 二 別に指定する場所以外の場所でガスコンロ、石油コンロ等の火気（たき火は除く）を使用する行為
- 三 別に指定する場所以外の場所で花火を使用する行為
- 四 自転車の利用に関し、公園の安全かつ快適な利用に支障を及ぼす行為で別に定める行為
- 五 別に指定する場所へペット（盲導犬・介助犬・聴導犬は除く）を持ち込む行為
- 六 別に指定する場所で一輪車、キックボード、スケートボード、ローラースケート、インラインスケート類を使用する行為
- 七 別に指定する場所以外の場所でパラソル、テント、タープ類を設営する行為

- 八 別に指定する場所以外の場所でスキー類（クロスカンリースキーを除く）、スノーボードを使用する行為
- 九 別に指定する場所以外の場所でクロスカンリースキーを使用する行為
- 十 別に指定する場所以外の場所でスノーシューを使用する行為
- 十一 別に指定する場所以外の場所でチューブそりを使用する行為
- 十二 別に指定する場所以外の場所でプラスチックそり（子供用）、手作りそり、ミニスキー（子供用）を使用する行為
- 十三 他の利用者の快適性を損なう音響の発生を伴う行為
- 十四 他の利用者の安全または公園施設の正常な利用に支障を及ぼす行為
- 十五 公園の利用に際し、許可無く次の各号に掲げる物件を持ち込みまたは、使用する行為
 - イ 銃及び刀剣類（モデルガン、木刀、竹刀等含む。）
 - ロ 花火（手持ち花火を除く）、火薬、大量のガス、油脂類
 - ハ 野球バット（ビニール製を除く）及び野球用の硬球
 - ニ ゴルフクラブ（パークゴルフクラブを除く）
 - ホ ブーメラン、弓矢、パチンコ、スポーツカイト、ラジコン飛行機類
 - ヘ 変形自転車類（二人乗りタンデム自転車等）
 - ト 職員等が安全かつ快適な公園利用に支障を及ぼし公園施設を毀損する恐れがあると認められたもの

（法第11条の規定に関する適用除外）

第5条 公園内における行為のうち、次の各号に掲げるものは、法第11条の規定を適用しない。

- 一 職員等の管理行為として行うもの
- 二 法第12条の申請により許可された行為
- 三 緊急車両及び別に定める許可を受けた車両を令第18条第五号に指定する場所以外の場所に乗り入れる行為

（場所の指定）

第6条 都市公園法施行令（以下「令」という。）第18条第三号、第四号及び第五号に指定する場所は、別に定めるものとする。

（許可を要する行為）

第7条 公園内における行為のうち、次の各号に掲げるものは、法第12条に準ずる行為とみなし、公園管理者の許可を受けるものとする。

- 一 アンケート調査又は動植物等の調査
- 二 公園内の一定の場所を独占的に使用する行催事
- 三 開催日時を事前に告知することにより参加者を公募して行う行催事
- 四 ステージ、テント、マイクロホン、机、椅子等を公園内に設置して行うもの
- 五 営利を目的として、または会費などを徴収して写真等の撮影を行うもの
- 六 公園内に標識または横断幕を掲示して行うもの
- 七 駐車場及びその進入路以外の場所へ自動車の乗り入れを行うもの
- 八 その他、事務所長が公園の利用上または管理上から必要と認められたもの

（法第12条の規定に関する適用除外）

第8条 公園内における行為のうち、職員等の管理行為として行うものについては、法第12条の規定を適用しない。

（利用指導）

第9条 職員等は、その責務に応じ、法令等及びこの要領に定める禁止行為または許可条件に違反する行為を発見したときは、必要の都度、入園の制限または、適切な利用指導を行うものとする。

附則 この要領は平成 年 月 日から適用する。

滝野すずらん丘陵公園における行為の禁止等に関する取扱要領の細目

平成 年 月 日
国営滝野すずらん丘陵公園事務所

(火気)

- 第1条 要領第4条第二号で指定する場所は次の各号とする。
- 一 炊事遠足広場、溪流園炊事コーナー、鱒見口炊事コーナー、森の炊事広場(チップ敷箇所を除く)
 - 二 スタンダードカーサイト、キャンピングカーサイト、フリーテントサイト、キャビンA・B・Sのサイト及びテラス(建物内を除く)
 - 三 建物内の炊事施設及び燃焼施設
 - 四 職員等の管理のもと、くわの実広場、どんぐり広場、くるみ広場、しらかば広場その他行催事等で使用する場所
 - 五 職員等の管理のもと行われる行催事等で使用する場所
 - 六 法第12条の申請により使用が許可された場所

(花火)

- 第2条 要領第4条第三号で指定する場所は次の各号とする。
- 一 オートリゾート滝野(建物内を除く)
 - 二 職員等の管理のもと、くわの実広場、どんぐり広場、くるみ広場、しらかば広場その他行催事等で使用する場所
 - 三 法第12条の申請により使用が許可された場所

(ペット)

- 第3条 要領第4条第五号で指定する場所は次の各号とする。
- 一 オートリゾート滝野
 - 二 公園内全ての建造物内

(一輪車等)

- 第4条 要領第4条第六号で指定する場所
- 一 中心ゾーン(幹線園路及び補助幹線園路を除く)

(パラソル等)

- 第5条 要領第4条第七号で指定する場所は次の各号とする。
- 一 スタンダードカーサイト、キャンピングカーサイト、フリーテントサイト、キャビンA・B・S(建物内を除く)
 - 二 くわの実広場、どんぐり広場、くるみ広場、しらかば広場、風のはらっぱ、屋外ステージその他職員等の管理のもと行われる行催事等で使用する場所
 - 三 法第12条の申請により使用が許可された場所

(スキー類等)

- 第6条 要領第4条第八号で指定する場所は次の各号とする。
- 一 ファミリーゲレンデ(12月23日から3月31日までの間に限る)
 - 二 職員等の管理のもと行われる行催事等で使用する場所
 - 三 法第12条の申請により使用が許可された場所

(クロスカントリースキー)

第7条 要領第4条第九号で指定する場所は次の各号とする。

- 一 ファミリーゲレンデ、歩くスキーコース(12月23日から3月31日までの間に限る)
- 二 職員等の管理のもと行われる行催事等で使用する場所
- 三 法第12条の申請により使用が許可された場所

(スノーシュー)

第8条 要領第4条第十号で指定する場所は次の各号とする。

- 一 スノーシューエリア(12月23日から3月31日までの間に限る)
- 二 職員等の管理のもと行われる行催事等で使用する場所
- 三 法第12条の申請により使用が許可された場所

(チューブそり)

第9条 要領第4条第十号で指定する場所は次の各号とする。

- 一 そりゲレンデ、プッチそりコーナー(12月23日から3月31日までの間に限る)
- 二 風のはらっぱ(12月23日から3月31日までの間に限る)
- 三 職員等の管理のもと行われる行催事等で使用する場所
- 四 法第12条の申請により使用が許可された場所

(プラスティックそり等)

第10条 要領第4条第十号で指定する場所は次の各号とする。

- 一 ちびっこそりコーナー、プッチそりコーナー(12月23日から3月31日までの間に限る)
- 二 風のはらっぱ(12月23日から3月31日までの間に限る)
- 三 職員等の管理のもと行われる行催事等で使用する場所
- 四 法第12条の申請により使用が許可された場所

(たき火)

第11条 令第18条第三号で指定する場所は次の各号とする。

- 一 炊事遠足広場、渓流園炊事コーナー、鱒見口炊事コーナー、森の炊事広場
- 二 建物内の燃焼施設
- 三 職員等の管理のもと、くわの実広場、どんぐり広場、くるみ広場、しらかば広場その他行催事等で使用する場所
- 四 法第12条の申請により使用が許可された場所

(立入禁止区域)

第12条 令第18条第四号で指定する区域は次の各号とする。

- 一 保全ゾーン(園路を除く)
- 二 車庫、苗圃
- 三 滝野の森ゾーンの歩くスキーコース(4月20日から11月10日までの間に限る)
- 四 不老の谷、白帆の谷並びに平成の森、疎林広場及び鱒見の谷の一部で立入禁止の標示をしている区域
- 五 事務所長が公園の安全上、管理上から臨時に立入禁止が必要と認めた区域

(車両の乗り入れ)

第13条 令第18条第五号で指定する場所は次の各号とする。

- 一 アプローチ園路
- 二 鱒見口駐車場、渓流口駐車場、中央口駐車場、東口駐車場、南第1駐車場、南第2駐車場、滝野の森口駐車場、及びそれらの進入路
- 三 オートリゾート滝野のアスファルト舗装を施している園路及び駐車場並びにスタンダードカーサイト、キャンピングカーサイト、キャビンA・B・S(芝生を除く)

(自転車利用)

第14条 要領第4条第四号に定める行為は次の各号とする。

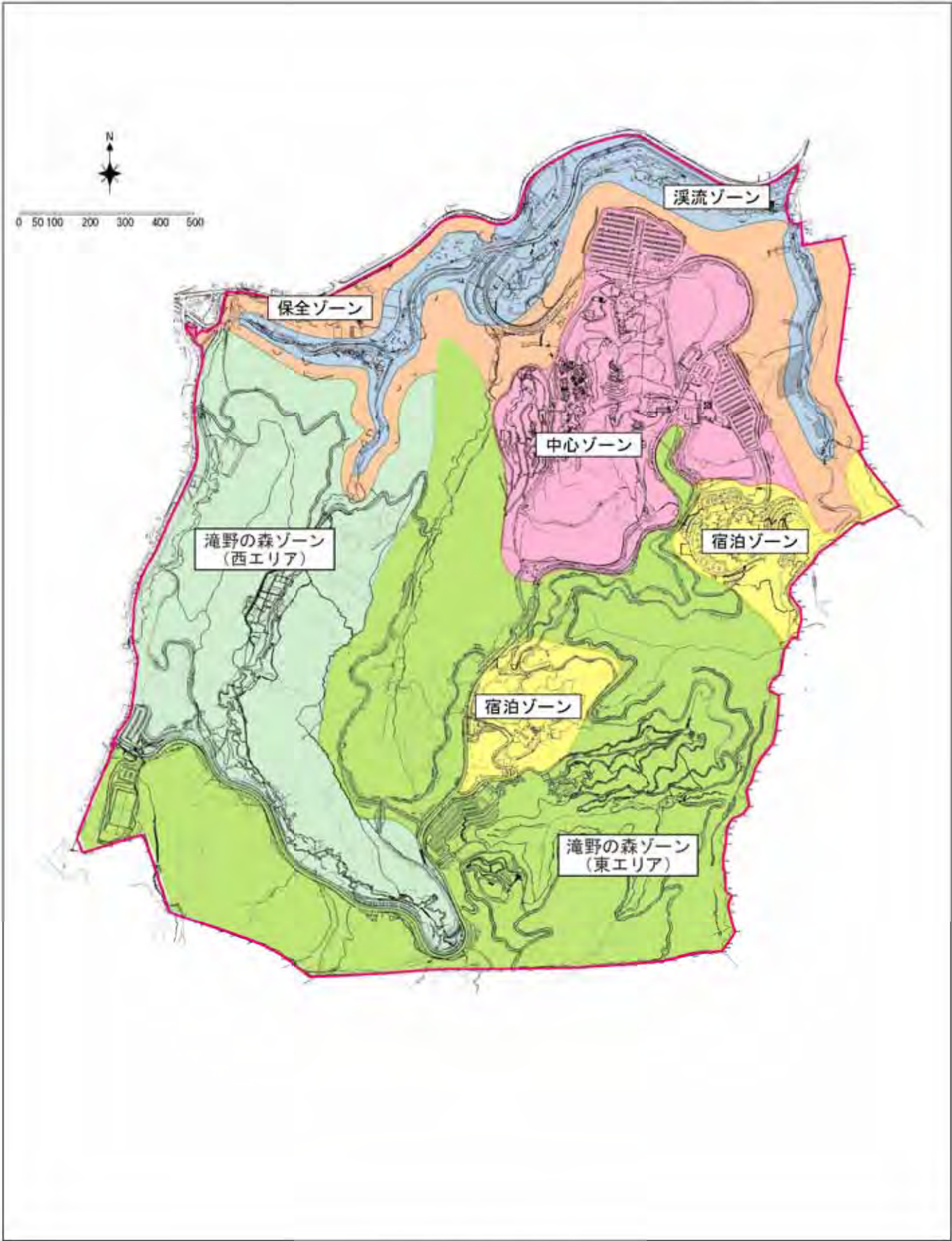
- 一 定められた区域(溪流ゾーンのアスファルト舗装が施されている園路、アプローチ園路、マウンテンバイクコース、オートリゾート滝野のアスファルト舗装を施している園路、滝野の森口駐車場から森の交流館前駐輪場までのアスファルト舗装を施している園路)以外に自転車を乗り入れること
- 二 定められた場所(駐輪場)以外の場所に自転車を駐輪すること
- 三 スピードの出し過ぎ、無理な追い越し等、他の利用者の安全に支障が及ぶ行為

(車両許可)

第15条 要領第5条第三号に定める許可を受けようとする者は、「車両入園許可申請書」(別紙様式第1号)を事務所長に提出しなければならない。

- 2 事務所長は、公園内の工事に使用する車両その他公園の管理上やむを得ないと認められる場合に限り、前項の申請に基づき「車両入園許可書」(別紙様式第2号)を交付するものとする。
- 3 事務所長は前項の許可に公園の管理上、必要な範囲内で条件を付することができる。

附則 この要領は平成 年 月 日から適用する。



土地利用方針図

設置・管理許可申請書

設置・管理許可申請書 様式ア

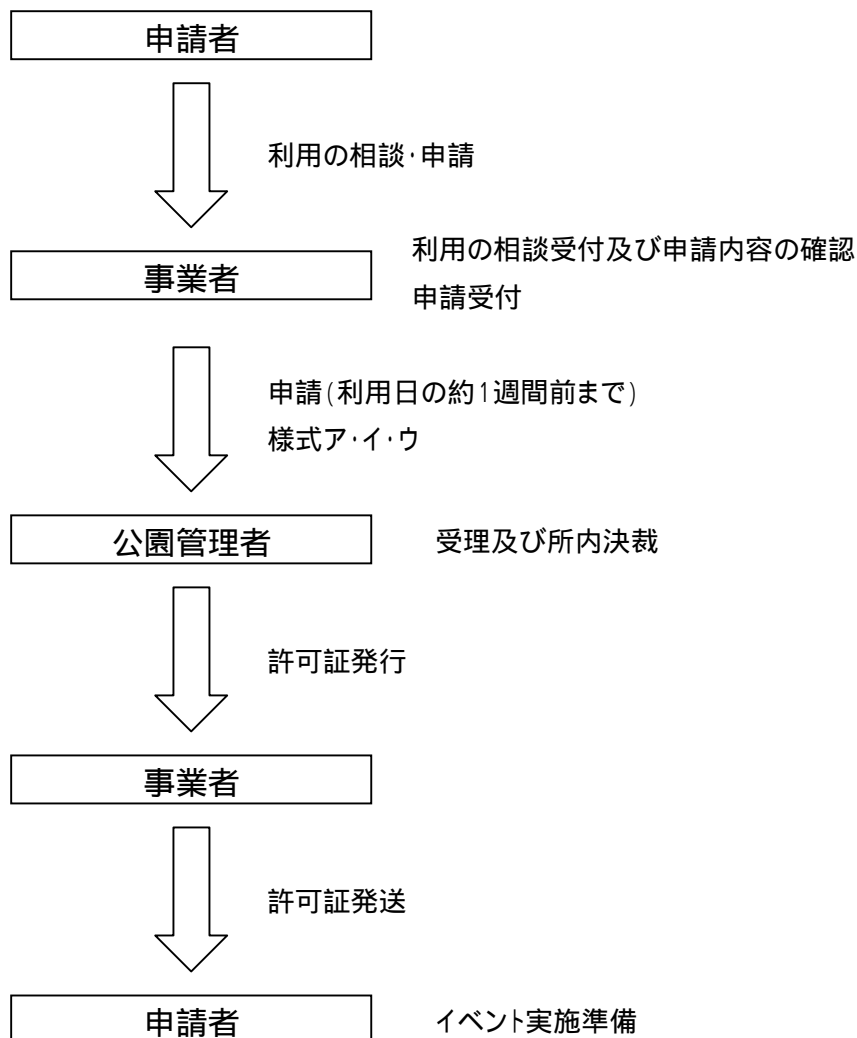
調査職員等以外の方が、公園内に売店等の公園施設を設け、又はその公園施設を管理しようとするときは、申請書（様式ア）を調査職員等に提出してその許可を受ける必要があります。

許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様です。

発注者との協議が成立することをもって許可します。その際には許可証の発送を行います。

都市公園法（昭和 31 年法律第 79 号）第 5 条

申請手続きの流れ
(都市公園法(昭和31年法律第79号)第5条)



原則として事業者は窓口となり、申請の補助業務を行う。

平成 年 月 日

公園施設の設置等許可申請書

北海道開発局長 殿

申請者 住所
電話
氏名

担当部署

都市公園法第5条第1項の許可を受けたいので、下記により申請します。

記

1 設置の目的		
2 設置の期間	(自)平成 年 月 日 (至)平成 年 月 日	
3 設置の場所		
4 公園施設の構造		
5 公園施設の外観	寸法	
	色彩	
6 公園施設の管理の方法		
7 工事の実施方法		
8 工事の着手及び完了の時期	着手 完了	
9 都市公園の復旧方法		

「国営滝野すずらん丘陵公園 運営維持管理業務」における情報セキュリティについて

(情報資産の取り扱い)

第1条 事業者は、情報資産（情報及び情報システム等）の機密性、完全性及び可用性を維持するよう、情報資産の取り扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2条 事業者は、業務に関して知り得た情報を他に漏らしてはならない。また、契約が終了し、又は解除されたときも同様とする。

(安全確保の措置)

第3条 事業者は、業務に関して取り扱う情報資産について、漏えい、滅失及びき損の防止その他の情報資産の適正な管理のための必要な措置を講じなければならない。

(収集の制限)

第4条 事業者は、業務を処理するために情報を収集するときは、業務を処理するために必要な範囲内で適正かつ公正な手段により収集しなければならない。

(目的外利用及び第三者への提供の禁止)

第5条 事業者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、業務に関して知り得た情報を、本契約の目的外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写または複製の禁止)

第6条 事業者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、業務を行うため発注者から提供を受けた情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(下請負の制限)

第7条 事業者は、発注者の承諾があるときを除き、業務について、第三者に委託してはならない。

(資料等の返還等)

第8条 事業者は、業務を行うため、発注者から提供を受け又は事業者自らが収集し、若しくは作成した情報が記録された資料等（電子媒体を含む）は、当該契約終了後直ちに発注者に返還し、又は引き渡さなければならない。

(事故等の報告)

第9条 事業者は、第1条から第8条に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従わなければならない。

(体制の整備)

第10条 事業者は、情報セキュリティを確保するための体制を整備し、責任者や従事させる者の名簿及び連絡体系図を発注者に提出しなければならない。

(管理状況の調査)

第11条 発注者は、事業者が業務を行うに当たり、取り扱っている情報資産の管理の状況について、必要に応じて調査することができ、事業者はそれに協力しなければならない。

(契約解除及び損害賠償)

第 1 2 条 発注者は、事業者が本要領に違反していると認めるときは、本契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。

国営滝野すずらん丘陵公園

運営維持管理業務 作業日誌(案)

平成 年 月 日() の利用者数

天気:

記入者:

管理センター確認欄		発注者確認欄	

有料区域	無料区域		合計	総入園者数
	小人	シルバー		
大人				

青少年山の家		オートキャンプ場	
延利用者数	宿泊者数	延利用者数	宿泊者数

貸自転車貸出数	
大人	小人
合計	

滝野の森3施設	有料区域		年間合計
	利用者数	無料	
森の教室	人	人	人
森の情報館	人	人	人
森の交流館	人	人	人

ホームページアクセス件数	
1週間のアクセス総数	アクセス総数
	件

イベント開催状況	
滝野の森エリアでの利用プログラム	
開催日数	日
延開催日数	日
参加者数	人
延参加者数	人

取材・放映状況	
今週のマスコミによる報道件数(毎週金曜日)	今年度のマスコミによる報道件数累計

その他報告事項	

駐車台数(有料+無料)	

駐車台数及び満車状況		渓流口・中央口・東口・南・滝野の森口駐車場の駐車台数は駐車場管制システム測定値に基づく推定値	
渓流口駐車場	鱒見口駐車場	東口駐車場	南駐車場
満車時間	満車時間	満車時間	満車時間

平成 年 月 日() までの累計

有料区域	無料区域		合計	総入園者数
	小人	シルバー		
大人				

青少年山の家		オートキャンプ場	
延利用者数	宿泊者数	延利用者数	宿泊者数

貸自転車貸出数	
大人	小人
合計	

駐車台数

今年度目標 (前年度目標)	()	目標達成率 (前年度同日累計人数/目標達成率)	()
------------------	-----	----------------------------	-----

昭和58年7月30日 開園からの総入園者	()
-------------------------	-----

作業日誌(料金所)(案)

平成 年 月 日()曜日 天候

記入者氏名

㊟

				9:00の気温	12:00の気温	15:00の気温
業務内容	本日の業務内容(通常業務及び臨時的に行った作業等) 注意伝達事項等(事故防止のための確認作業等)			日本人観光客 外国人観光客	人 人	
	遺失物件数	件	拾得物件数	件	駐車総台数	台
入園者からの 苦情・要望事項等	(苦情・要望等の内容、現場の対処・回答の内容、入園者の性別・年齢を記入)					
	(管理センターのコメント)					
怪我・急病人の 有無とその対応						
ヒヤリ・ハットの 事例	(いつ・どこで・どうしていた時にヒヤっとしたのか、そのあらましを記入)					
その他 特記事項	(現場からの提案・要望事項等)					
	(管理センターのコメント)					

作業日誌(案内所)(案)

平成 年 月 日()曜日 天候

記入者氏名



業務内容	本日の業務内容(通常業務及び臨時的に行った作業等) 手指用消毒液残量なし(補充必要) 注意伝達事項等(事故防止のための確認作業等)					
	遺失物件数	件	拾得物件数	件	迷子取扱件数	件
	電動カート貸出	件	ベビーカー貸出	件	双眼鏡貸出	件
	ノルディック用ボール	件	万歩計貸出	件	スノーシュー貸出数	件
	団体受付件数	件	下見件数	件		
入園者からの苦情・要望事項等	(苦情・要望等の内容、現場の対処・回答の内容、入園者の性別・年齢を記入)					
	(管理センターのコメント)					
怪我・急病人の有無とその対応						
ヒヤリ・ハットの事例	(いつ・どこで・どうしていた時にヒヤっとしたのか、そのあらましを記入)					
その他特記事項	(現場からの提案・要望事項等)					
	(管理センターのコメント)					

作業日誌 (ゲート) (案)

平成 年 月 日 () 曜日 天候

記入者氏名

印

				9:00の気温	12:00の気温	15:00の気温
業務内容	本日の業務内容(通常業務及び臨時的に行った作業等) <div style="float: right; text-align: right;"> 日本人観光客 人 外国人観光客 人 手指用消毒液残量なし(補充必要) </div> 注意伝達事項等(事故防止のための確認作業等)					
	遺失物件数	件	拾得物件数	件	迷子取扱件数	件
	車いす貸出	件	電動カー貸出	件	ベビーカー貸出	件
			積雪深			cm
	地下タンク灯油メーター()	ℓ	情報センター灯油メーター()	ℓ		ℓ
入園者からの 苦情・要望事項等	(苦情・要望等の内容、現場の対処、回答の内容、入園者の性別・年齢を記入)					
	(管理センターのコメント)					
怪我・急病人の 有無とその対応						
ヒヤリ・ハットの 事例	(いつ、どこで、どうしていた時にやっとしたのか、そのあらましを記入)					
その他 特記事項	(現場からの提案・要望事項等)					
	(管理センターのコメント)					

作業日誌(カントリーハウス)(案)

平成 年 月 日()曜日 天候

記入者氏名

㊞

				9:00の気温	12:00の気温	15:00の気温
業務内容	本日の業務内容(通常業務及び臨時的に行った作業等)			手指用消毒液残量なし(補充必要)		
				外国人観光客 人		
	注意伝達事項等(事故防止のための確認作業等)					
	遺失物件数	件	拾得物件数	件	迷子取扱件数	件
	車いす貸出	件	パークゴルフ貸出	組	防寒服貸出件数	件
	スノーシュー貸出数	件	双眼鏡貸出	件		
	万歩計貸出	件	地下タンク灯油メーター(3,000ℓ)			ℓ
入園者からの 苦情・要望事項等	(苦情・要望等の内容、現場の対処・回答の内容、入園者の性別・年齢を記入)					
	(管理センターのコメント)					
怪我・急病人の 有無とその対応						
ヒヤリ・ハットの 事例	(いつ・どこで・どうしていた時にヒヤっとしたのか、そのあらましを記入)					
その他 特記事項	(現場からの提案・要望事項等)					
	(管理センターのコメント)					

作業日誌(こどもの谷)(案)

平成 年 月 日()曜日 天候

記入者氏名

㊞

				9:00の気温	12:00の気温	15:00の気温
			期			
			期			
業務内容	本日の業務内容(通常業務及び臨時的に行った作業等) 秘密の抜け道: 気温() 湿度()% 手指用消毒液残量なし(補充必要) 注意伝達事項等(事故防止のための確認作業等)					
	遺失物件数 件		拾得物件数 件		迷子取扱件数 件	
	地下タンク灯油メーター(2,000ℓ) 0					
入園者からの 苦情・要望事項等	(苦情・要望等の内容、現場の対処・回答の内容、入園者の性別・年齢を記入)					
	(管理センターのコメント)					
怪我・急病人の 有無とその対応						
ヒヤリ・ハットの 事例	(いつ・どこで・どうしていた時にヒヤっとしたのか、そのあらましを記入)					
その他 特記事項	(現場からの提案・要望事項等)					
	(管理センターのコメント)					

作業日誌(スキースクール)(案)

平成 年 月 日()曜日 天候

記入者氏名

㊞

				9:00の気温	12:00の気温	15:00の気温
利用状況	受講者数	グループ数	お断りした人数	スタッフ		
午前						
午後						
合計						
業務内容	本日の業務内容(通常業務及び臨時的に行った作業等)					
	注意伝達事項等(事故防止のための確認作業等)					
	遺失物件数	件	拾得物件数	件		
入園者からの 苦情・要望事項等	(苦情・要望等の内容、現場の対処・回答の内容、入園者の性別・年齢を記入)					
	(管理センターのコメント)					
怪我・急病人の 有無とその対応						
ヒヤリ・ハットの 事例	(いつ・どこで・どうしていた時にヒヤっとしたのか、そのあらましを記入)					
その他 特記事項	(現場からの提案・要望事項等)					
	(管理センターのコメント)					

作業日誌(そりゲレンデ)(案)

平成 年 月 日()曜日 天候

記入者氏名

印

				9:00の気温	12:00の気温	15:00の気温
ロフト利用状況	第1ロフト	人	第2ロフト	人	合計	人
業務内容	本日の業務内容(通常業務及び臨時的に行った作業等)					
	注意伝達事項等(事故防止のための確認作業等)					
	遺失物件数	件	拾得物件数	件	迷子取扱件数	件
	地下タンク灯油メーター(2,000ℓ)				ℓ	
入園者からの 苦情・要望事項等	(苦情・要望等の内容、現場の対処・回答の内容、入園者の性別・年齢を記入)					
	(管理センターのコメント)					
怪我・急病人の 有無とその対応						
ヒヤリ・ハットの 事例	(いつ・どこで・どうしていた時にヒヤっとしたのか、そのあらましを記入)					
その他 特記事項	(現場からの提案・要望事項等)					
	(管理センターのコメント)					

作業日誌(森の交流館)(案)

平成 年 月 日()曜日 天候

記入者氏名

㊞

				9:00の気温	12:00の気温	15:00の気温
業務内容	本日の業務内容(通常業務及び臨時的に行った作業等) 手指用消毒液残量なし(補充必要) 注意伝達事項等(事故防止のための確認作業等)					
	遺失物件数	件	拾得物件数	件	迷子取扱件数	件
	車いす貸出	件	ベビーカー貸出	件	双眼鏡貸出	件
	虫めがね貸出	件	ノルディック用ポール	件	万歩計貸出	件
	スノーシュー貸出数	人	地下タンク灯油メーター(800ℓ)			ℓ
入園者からの 苦情・要望事項等	(苦情・要望等の内容、現場の対処・回答の内容、入園者の性別・年齢を記入)					
	(管理センターのコメント)					
怪我・急病人の 有無とその対応						
ヒヤリ・ハットの 事例	(いつ・どこで・どうしていた時にヒヤとしたのか、そのあらましを記入)					
その他 特記事項	(現場からの提案・要望事項等)					
	(管理センターのコメント)					

作業日誌(森の情報館)(案)

平成 年 月 日()曜日 天候

記入者氏名

㊞

				9:00の気温	12:00の気温	15:00の気温
業務内容	本日の業務内容(通常業務及び臨時的に行った作業等) 手指用消毒液残量なし(補充必要)					
	注意伝達事項等(事故防止のための確認作業等)					
	遺失物件数	件	拾得物件数	件	迷子取扱件数	件
	双眼鏡貸出	件	虫めがね貸出	件	ノルディック用ポール	件
万歩計貸出	件	地下タンク灯油メーター(1,004ℓ)				ℓ
入園者からの 苦情・要望事項等	(苦情・要望等の内容、現場の対処・回答の内容、入園者の性別・年齢を記入)					
	(管理センターのコメント)					
怪我・急病人の 有無とその対応						
ヒヤリ・ハットの 事例	(いつ・どこで・どうしていた時にヒヤとしたのか、そのあらましを記入)					
その他 特記事項	(現場からの提案・要望事項等)					
	(管理センターのコメント)					

収益作業日誌(キャンプ場)(案)

平成 年 月 日()曜日 天候

記入者氏名

㊞

				9:00の気温	12:00の気温	15:00の気温
業務内容	本日の業務内容(通常業務及び臨時的に行った作業等) 注意伝達事項等(事故防止のための確認作業等)					
	遺失物件数	件	拾得物件数	件	迷子取扱件数	件
	宿泊組数	組	ディキャンプ	組		
区 分	キャンプ場での対応			管理センターへの報告		
入園者からの 苦情・要望事項等	入園者の性別・年齢を記入					
怪我・急病人の 有無とその対応						
ヒヤリ・ハット の事例	(いつ・どこで・どうしていた時にヒヤッとしたのか、あらましを記入)					
その他 特記事項						

収益作業日誌(サイクルセンター)(案)

平成 年 月 日()曜日 天候

記入者氏名

㊞

業務内容	本日の業務内容(通常業務及び臨時的に行った作業等) 手指用消毒液残量なし(補充必要) 注意伝達事項等(事故防止のための確認作業等)					
	遺失物件数	件	拾得物件数	件	車いす貸出	件
	ベビーカー貸出	件	自転車貸出	台		
入園者からの 苦情・要望事項等	(苦情・要望等の内容、現場の対処・回答の内容、入園者の性別・年齢を記入) (管理センターのコメント)					
怪我・急病人の 有無とその対応						
ヒヤリ・ハットの 事例	(いつ・どこで・どうしていた時にヒヤっとしたのか、そのあらましを記入)					
その他 特記事項	(現場からの提案・要望事項等) (管理センターのコメント)					

収益作業日誌(リフト)(案)

平成 年 月 日()曜日 天候

記入者氏名

印

				9:00の気温	12:00の気温	15:00の気温
業務内容	本日の業務内容(通常業務及び臨時的に行った作業等) 注意伝達事項等(事故防止のための確認作業等)					
				利用状況		人
入園者からの 苦情・要望事項等	(苦情・要望等の内容、現場の対処・回答の内容、入園者の性別・年齢を記入)					
	(管理センターのコメント)					
怪我・急病人の 有無とその対応						
ヒヤリ・ハットの 事例	(いつ・どこで・どうしていた時にヒヤっとしたのか、そのあらましを記入)					
その他 特記事項	(現場からの提案・要望事項等)					
	(管理センターのコメント)					

国営滝野すすらん丘陵公園

危機管理マニュアル（案） （災害対策部運営計画）

平成 年 月 日

北海道開発局札幌開発建設部
国営滝野すすらん丘陵公園事務所

国営滝野すずらん丘陵公園災害対策部運営計画（案）

第1条（目的）

この計画は、北海道開発局防災対策事務規程第12条に基づく国営滝野すずらん丘陵公園内における各種災害（地震、風水害、雪害、火災等）及び事故が発生した場合または発生の恐れがある場合において、災害対策時の組織運営について明確にし、適切かつ迅速な対応を図ることを目的とする。

第2条（災害対策部の設置及び体制）

国営滝野すずらん丘陵公園事務所長は、災害が発生または発生する恐れのある場合は災害対策部設置基準（別紙1）により以下の体制を発令するとともに災害対策部（以下「対策部」という。）を設置する。

- ・注意体制
- ・警戒体制
- ・非常体制

また、対策部を設置した場合は、速やかに札幌開発建設部道路整備保全課長補佐並びに北海道開発局事業振興部都市住宅課公園係に報告することとする。

なお、各体制は基本的に開園時間内のものであり、深夜未明に災害が発生した場合には二次災害等を考慮し、発令及び人員徴集については対策部長が適宜判断することとする。

第3条（組織）

対策部は、対策部長、対策副部長、班長・副班長・班員及び災害対策部員をもって組織し、別紙2のとおりとする。

- ・対策部長は、滝野公園事務所長とし、対策部を統括する。
- ・対策副部長は、滝野公園事務所総務課長、工務課長及び滝野管理センター長とし、対策部長を補佐するとともに、対策部長が不在時の場合は、工務課長が対策部長の業務を代行する。
- ・班長及び班員は、各班担当の災害対策業務に従事する。なお、各災害対策班の業務内容は別紙3による。
- ・災害対策部員は、各担当施設の被害・被災状況を把握し報告する。

第4条（災害対策体制の解除）

対策部長は、次に該当する場合、災害対策体制を解除することができる。

- ・災害応急復旧が概ね完了し、二次災害の恐れがなくなったとき。
- ・公園全施設の安全が確認され、災害の恐れがないと判断されたとき。
- ・その他、対策部設置の必要がなくなったと判断されたとき。

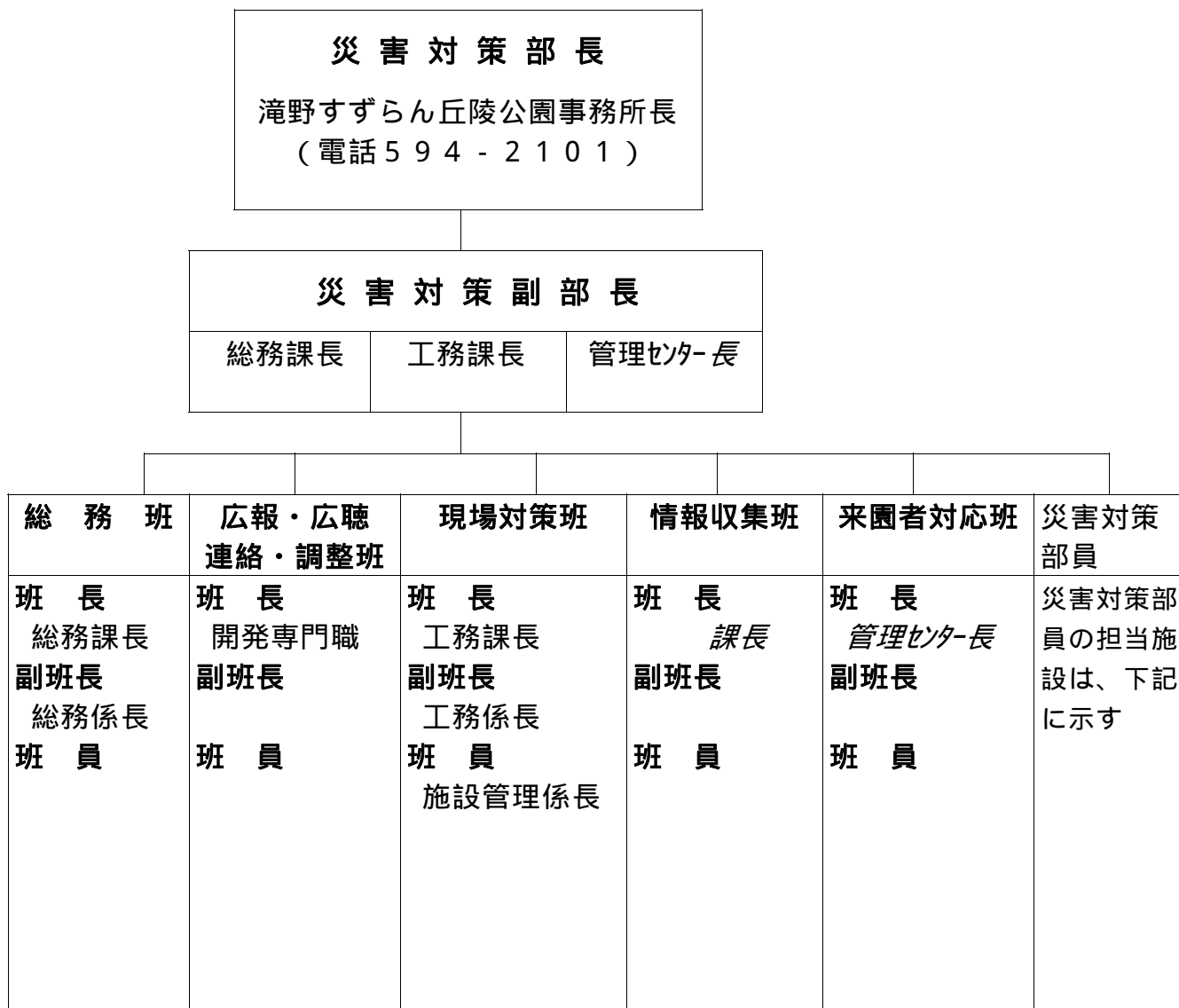
付 則

この計画は、平成 年 月 日から施行する。

災害対策部設置基準（案）

災 害	注意体制	警戒体制	非常体制
地震災害	札幌市で震度4の地震が発生した場合 対策部長が必要と判断した場合	札幌市で震度5弱以上の地震が発生した場合 対策部長が必要と判断した場合	札幌市で震度6弱以上の地震が発生した場合 対策部長が必要と判断した場合
風水害及び雪害	<p>災害の発生が予想される場合</p> <p>大雨注意報もしくは大雨警報が発表され、連続雨量が100mmに達した場合</p> <p>風雨により公園施設に危険があると対策部長が判断した場合</p> <p>大雪注意報もしくは大雪警報が発表され、公園施設内に危険があると対策部長が判断した場合</p>	<p>災害が発生した場合、又は重大な災害が発生する恐れがある場合</p> <p>大雨注意報もしくは大雨警報の発表下で、連続雨量が150mmに達した場合</p> <p>風雨により公園内に災害が発生した場合</p> <p>大雪警報の発表下で、公園内に災害が発生した場合</p>	<p>重大な災害が発生した場合</p> <p>大雨注意報もしくは大雨警報の発表下で、連続雨量200mmに達した場合</p> <p>風雨により公園内に重大な災害が発生した場合</p> <p>大雪警報の発表下で、公園内に重大な災害が発生した場合</p>
	各データは、テレメーター（管理）及びすすらの丘展望台（滝野公園事務所管理）の各テレメーターを基本とする		
火災等	園外で火災・爆発等が発生し、園内に延焼・危害の恐れがある場合	園内で火災・爆発等が発生した場合、または園外で発生した火災・爆発等が園内に延焼又は危害を及ぼした場合	山火事等の大規模な火災が発生した場合
参 考	部分閉園の検討	部分閉園または完全閉園の検討	完全閉園の検討

災害対策部組織表（非常体制時）（案）



緑色の役職名は、滝野管理センターを示す。

国営滝野すずらん丘陵公園事務所
滝野管理センター（

代表電話（011）594 - 2100
）代表電話（011） -

なお、災害対策部員は、各担当施設の被害、被災状況の詳細を早急に把握し、情報収集班に報告する。（不在の場合は次席が代行する）

- | | |
|-----------------|---|
| 青少年山の家館長 | 青少年山の家及び周辺 |
| オートリゾート滝野マネージャー | オートリゾート滝野エリア |
| (株)マネージャー | カントリーハウス、ロッジゆきざさ、焼き肉ガーデンアシリベツ、サイクルセンター、東口情報センター売店、「子供の谷」休憩所 |
| (株) | 中央口管理所売店 |
| | フィッシング滝野エリア |

災害対策部体制編成表（案）

名 称	注意体制	警戒体制	非常体制	役 職（内 線）
災害対策部				
対策部長				滝野公園事務所長（ ）
対策副部長				（事）総務課長（ ）
〃				（事）工務課長（ ）
対策部員		○		青少年山の家館長
〃				オートリゾート滝野マネージャー
〃				(株)マネージャー
〃				(株)
・ 総務班				
班 長				（事）総務課長（ ）
副班長				（事）総務係長（ ）
班 員				（セ）（ ）
班 員				（セ）（ ）
・ 広報・広聴 連絡・調整班				
班 長				（事）開発専門職（ ）
副班長				（セ）（ ）
班 員	○			（セ）（ ）
班 員	○			（セ）（ ）
・ 現場対策班				
班 長				（事）工務課長（ ）
副班長				（事）工務係長（ ）
班 員	○			（事）施設管理係長（ ）
班 員				（セ）（ ）
・ 情報収集班				
班 長				（セ） 課長（ ）
副班長				（セ）（ ）
班 員				（セ）（ ）
班 員				（セ）（ ）
・ 来園者対応班				
班 長				（セ）管理センター長（ ）
副班長				（セ）（ ）
班 員				（セ）（ ）

災害対策班の業務内容（案）

災害対策班	業 務 内 容
総務班	<ol style="list-style-type: none"> 1 職員の被災状況の取りまとめ及び被災職員の手当並びに救急の手配 2 職員の安否の確認 3 公園施設等の被害状況の取りまとめ 4 連絡車の統制運用 5 各班との連絡調整 6 物資の調達及び会計 7 職員の健康、安全管理
広報・広聴 連絡・調整班	<ol style="list-style-type: none"> 1 報道機関用の災害状況及び災害対策情報の作成（発表は本部道路整備保全課及び広報官室と打ち合わせを行う） 2 報道機関との連絡調整 3 災害広聴に関する事務 4 ホームページによる被災状況等の情報提供 5 本部、本局及び他の防災関係機関との情報連絡、調整 6 気象情報の収集及び伝達 7 部局間応援に関する事務 8 バス等交通機関との連絡、調整
現場対策班	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害発生箇所の点検・調査 2 災害応急対策の検討・実施 3 災害対策用建設機械、労務、資材の手配 4 災害対策に関わるコンサルタントの手配、打ち合わせ 5 災害恒久対策の検討 6 災害対策進捗状況の把握及び連絡・調整班への報告
情報収集班	<ol style="list-style-type: none"> 1 各施設からの情報収集 ・青少年山の家、オートリフト滝野、カントリーハウス等園内各主要施設の被災・被害情報を災害対策部員より収集し、総務班及び連絡・調整班に報告する。（第1報は電話連絡により連絡担当者周辺状況を20分以内に取りまとめる） 2 被災・避難状況の情報収集 ・巡視員及び来園者対応班より現地の状況並びに避難状況等の情報を収集し、総務班及び連絡・調整班に報告する。 3 園外の情報収集 ・道路通行止め箇所、公共交通機関の状況及び園外の被害状況等を把握し、総務班及び来園者対応班に伝達する。
来園者対応班	<ol style="list-style-type: none"> 1 来園者の避難誘導 ・各施設の避難担当者とともに安全エリアに来園者を誘導し、待機注意事項について指示する。 2 被災者の介護及び飲料水、食料品の配給 3 臨時閉園時の案内板の設置（溪流口、鱒見口、滝野の森口） 4 来園者への園外情報の提供

災害発生時の初動体制（案）

地震、水害等災害発生時の適切かつ円滑な対応を目的とし、
被災者の救助
来園者の避難誘導
被災、被害状況の調査、報告を早急を実施する。

1 初動期の救助及び避難誘導

初動期の被災者の救助及び避難誘導については、各施設の担当者（別紙4）が迅速に行うこととし、施設内の安全が確認されるまでは公園利用者を避難場所で待機させることとする。待機中には、来園者対応班が人数、内訳、氏名、住所、連絡先等避難者の情報を収集する。

2 被災、被害状況の調査、報告

初動期の被災、被害状況の調査、報告は、状況調査報告担当者が目視により周辺の状況を20分以内に電話連絡する。連絡先は「情報収集班 滝野管理センター 課 係 - 内線 、 」とする。報告内容は被災者の有無、各施設内等の状況（キャビネットが倒れた、本棚から本が落ちた等）とする。また、情報収集班は、総務班及び広報・広聴連絡・調整班に状況を報告する。

3 入園業務

重大な災害が発生又は発生するおそれがある時点で入園業務は災害対策部長が中止する。入園業務の再開は、公園内の全ての施設の安全が確認され、災害対策部長が入園可能と判断した時点とする。

ただし、公園周辺の被害が甚大で、当公園に避難することが地域の安全確保上必要と災害対策部長が判断した場合は、避難先として当公園の入園を認めるものとする。

4 その他

各施設の避難誘導並びに被災、被害状況の報告担当者は、別紙4による。

各施設利用者避難誘導場所等一覧(案)

施設名	避難誘導場所	避難担当	状況調査報告担当
青少年山の家	どんぐり広場	山の家 事業係	山の家 管理係
オートリゾート滝野	センターハウス広場	(株) 社員	(株) 責任者
カントリーハウス	つどいの森	(株) 社員	(株) 社員
ロジックゆきざさ	炊事遠足広場	(株) 社員	(株) 責任者
焼肉ガーデンアシパツ	炊事広場	(株) 社員	(株) 責任者
サイクルセンター	鱒見口駐車場	(株) 社員	(株) 社員
フィッシング 滝野	炊事広場	(株) 社員	(株) 代表
展望台・天文台	ロ-ンスタジアム	管理センター	管理センター
中央口案内所、休憩所	中央口駐車場	管理センター	管理センター
こどもの谷	ロ-ンスタジアム	管理センター	管理センター
公園事務所、車庫 国事務所等 管理センター等	つどいの森 つどいの森	事務所 総務係 管理センター	事務所 工務係 管理センター
ビクターセンター	つどいの森	管理センター	管理センター
東口情報センター	つどいの森	管理センター	管理センター
森のすみか	ロ-ンスタジアム	管理センター	管理センター
滝野の森ゾーン 東エリア	南駐車場	管理センター	管理センター
滝野の森ゾーン 西エリア	滝野の森口駐車場	管理センター	管理センター

避難誘導場所については、状況により最寄りの駐車場へ適宜誘導する。

災害対策関係者連絡先一覧表（案）

所 属・役 職	氏 名	自宅電話番号	携帯電話番号
札幌開発建設部			
公物管理業務課長			
公物管理業務課 上席管理専門官			
道路整備保全課長			
道路整備保全課長補佐			
防災課長			
防災課長補佐			
滝野公園事務所			
所 長			
総務課長			
工務課長			
開発専門職			
総務係長			
工務係長			
建築設備係長			
非常勤職員			
発注者支援業務担当			
運転手			
管理センター			
センター長			
課長			
課長			
オートリゾート滝野マネージャー			
青少年山の家			
館長			
警察署			
消防署			
森林管理局			
防衛施設局			

滝野すずらん丘陵公園における事故対応について

種別	事故の程度		報告体制	事故発生後の対応
	人身との関わり	施設の設定・管理との関わり		
A	<p>・死亡事故及び重大事故(失明又は切断等、及び全治30日以上)の重傷のもの、直ちに判断できないものを含む)</p> <p>_____</p>	<p>_____</p> <p>・施設の設定又は管理について重大な瑕疵が予想されるもの(直ちに判断できないものを含む)</p> <p>_____</p>	<p>本省</p> <p>北海道局</p> <p>局 都市住宅課</p> <p>札幌開発建設部公物管理課(道路整備保全課)</p> <p>公園事務所</p> <p>管理センター</p> <p>(調整中)</p>	<p>事故発生後の対応</p> <p>(1)報告</p> <ul style="list-style-type: none"> ・左記の報告体制に従い、迅速に報告する <p>(2)原因調査</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上記のうち施設の設定又は管理について重大な瑕疵が予想されるものについて管理センターは事故発生後、速やかに原因調査を行うものとし、調査終了時には、発生状況の詳細とその原因、および再発防止対策(案)を添えて、公園事務所に報告する ・(3)事故調査会の開催 ・施設の設定又は管理について重大な瑕疵が予想されるものについて開催する。 ・上記報告を受けた公園事務所長、総務課長、工務課長、管理センター、センター長、総務課長、業務課長(必要に応じて、事務所、センターの担当係長も参加) ・本調査会の目的は、事故の発生状況の詳細とその原因について確認すること、及び再発防止にむけて検討をおこない対策について方針を決定することである ・決定した内容について、左記の体制に従い、迅速に報告をおこなう
B	<p>・管理センターで処置後に病院に搬送されたもの</p> <p>・管理センターで処置後に病院で治療を受けたもののうち重傷(全治2週間以上)のもの(直ちに判断できないものを含む)</p> <p>_____</p>	<p>_____</p> <p>・施設の設定又は管理について瑕疵が懸念されるもの(直ちから施設又は管理状況に対し強いクレームがあるものを含む)</p> <p>・施設等への被害が発生した場合</p>	<p>本省</p> <p>北海道局</p> <p>局 都市住宅課</p> <p>札幌開発建設部公物管理課(道路整備保全課)</p> <p>公園事務所</p> <p>管理センター</p> <p>(調整中)</p>	<p>(1)報告</p> <ul style="list-style-type: none"> ・左記の報告体制に従い、迅速に報告する <p>(2)原因調査</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上記のうち、施設の設定又は管理について瑕疵が懸念されるものについて、管理センターは事故発生後、速やかに原因調査を行うものとし、調査終了時には発生状況の詳細とその原因、および再発防止対策(案)を添えて、公園事務所に報告する ・施設の設定又は管理について瑕疵が懸念されるものについては、上記報告を基に、「滝野公園マネジメント会議」(状況に応じて随時に開催)にて、事故の発生状況やその原因を確認し、必要に応じて対応策を検討する ・参加者は以下のとおりとする <ul style="list-style-type: none"> 公園事務所 総務課長、業務課長 管理センター 総務課長、業務課長
C	<p>・上記の他管理センターで処置したもの</p> <p>_____</p>	<p>_____</p> <p>・施設等に軽微な被害が発生した場合(日常の維持管理業務の範囲内で修繕できるもの)</p> <p>_____</p>	<p>救護日誌等による事後報告</p> <p>公園事務所</p> <p>管理センター</p>	<p>(1)報告</p> <ul style="list-style-type: none"> ・左記の報告体制に従い、管理月報とともに報告する。

野生動植物危機管理マニュアル(案)
(ヒグマ、スズメバチ)

平成 19(2007)年 3 月

北海道開発局札幌開発建設部
国営滝野すずらん丘陵公園事務所

滝野公園ヒグマ対応マニュアル(案)

滝野公園ヒグマ対応マニュアル(案)

もくじ

滝野公園におけるヒグマ対応のフロー

1. 通常時の対策（段階1）	1
(1) 情報収集	
(2) 体制の整備	
(3) 誘引物の管理	
(4) 注意喚起・普及啓発	
2. 公園周辺でヒグマが出没した場合（段階2）	4
3. 園内でヒグマの出没情報が発生した場合（段階3）	5
4. 園内でヒグマの侵入を確認した場合（段階4）	6
5. 園内からヒグマを排除する場合（段階5・段階6）	8
6. 警戒時の対策（段階7）	9
(1) 想定される状況	
(2) 具体的な対応策	
(3) 利用者への情報提供	
付録1. 捕獲許可申請について	10
付録2. 問題ヒグマとその対応について	11
(1) 問題ヒグマの定義	
(2) 問題ヒグマの確認と対応	
付録3. 現地調査におけるポイント	12
付録4. ヒグマ関係機関連絡先リスト	14

網掛け箇所は、主に新規開園区域においての対応を示す。

滝野公園スズメバチ等ハチ類対応マニュアル(案)

滝野公園スズメバチ等ハチ類対応マニュアル(案)

目次

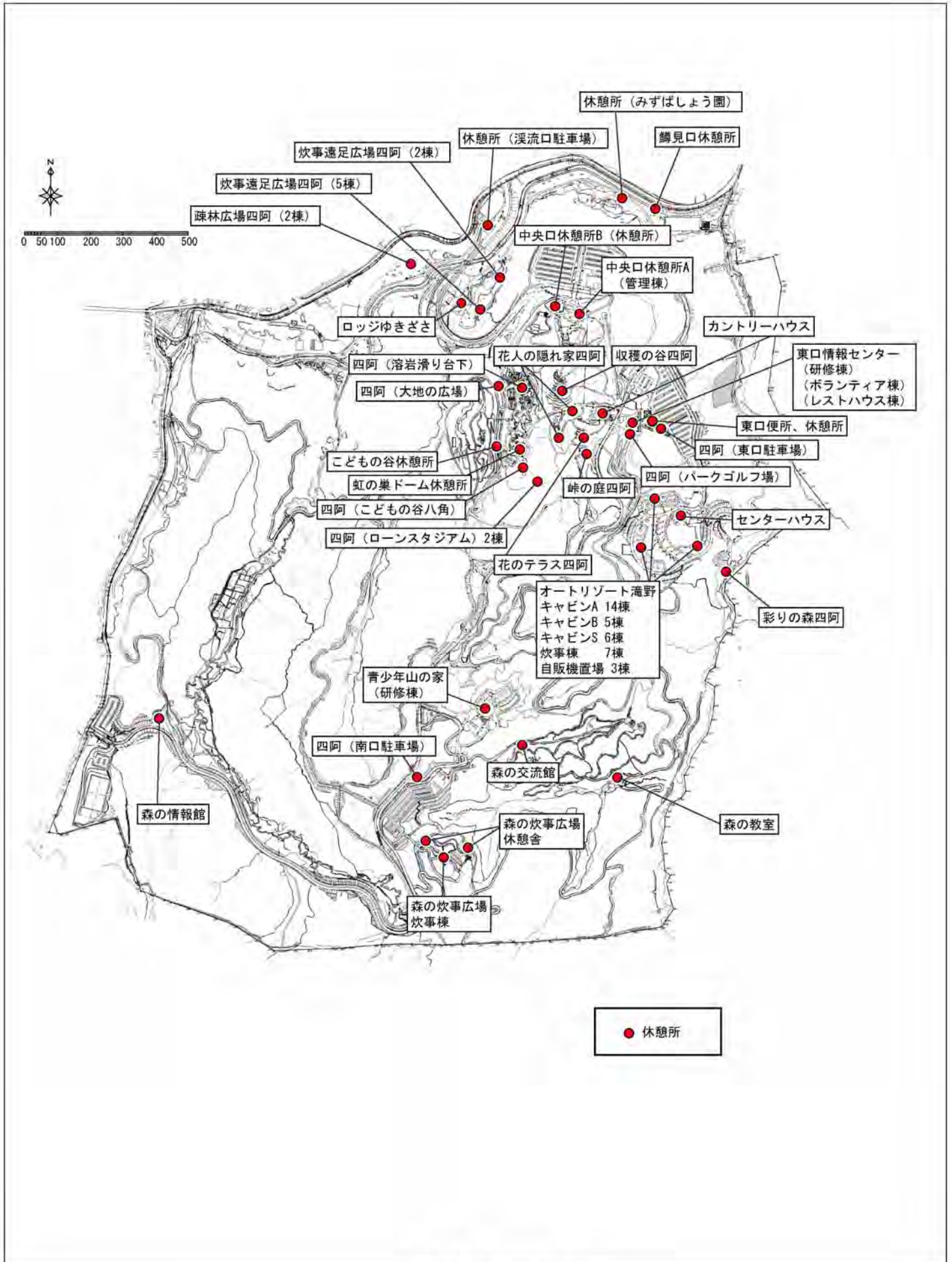
1. 通常時（段階1）	1
(1) 情報収集	
(2) 体制の整備	
(3) 誘引物の管理	
(4) 注意喚起・普及啓発	
2. ハチ情報把握時（段階2）	3
3. 確認調査（段階3）	4
4. 立入禁止区域設定（段階4）	5
5. 巣あるいは誘引物の除去（段階5-1）	6
監視、注意表示（段階5-2）	
6. 立入禁止解除（段階6）	7
7. 注意表示（段階7）	8
8. 刺傷者救護（救護段階1～3）	9

参考資料

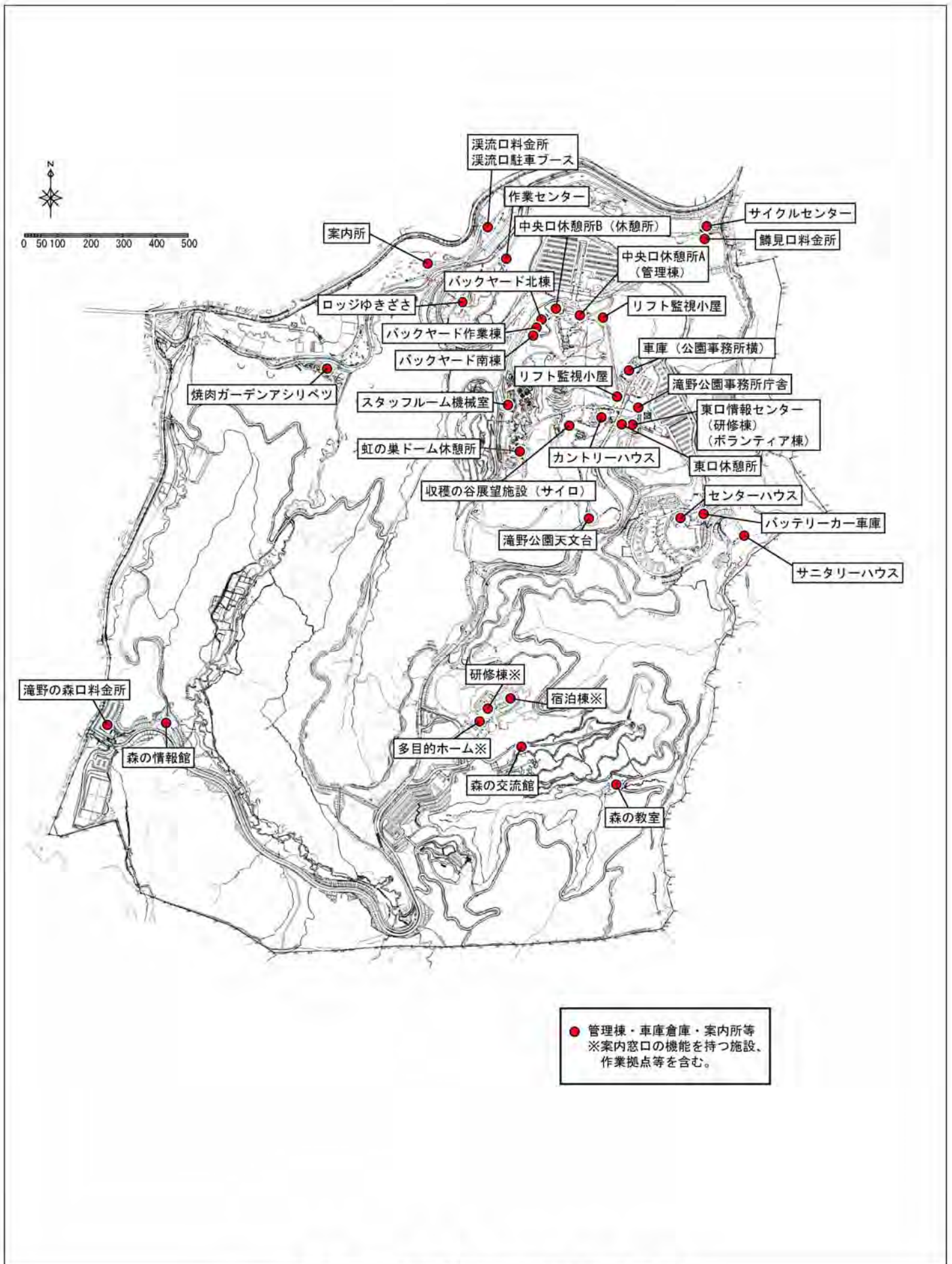
網掛け箇所は、主に新規開園区域における対応を示す。

国営滝野すずらん丘陵公園

園内施設（設備等）位置図

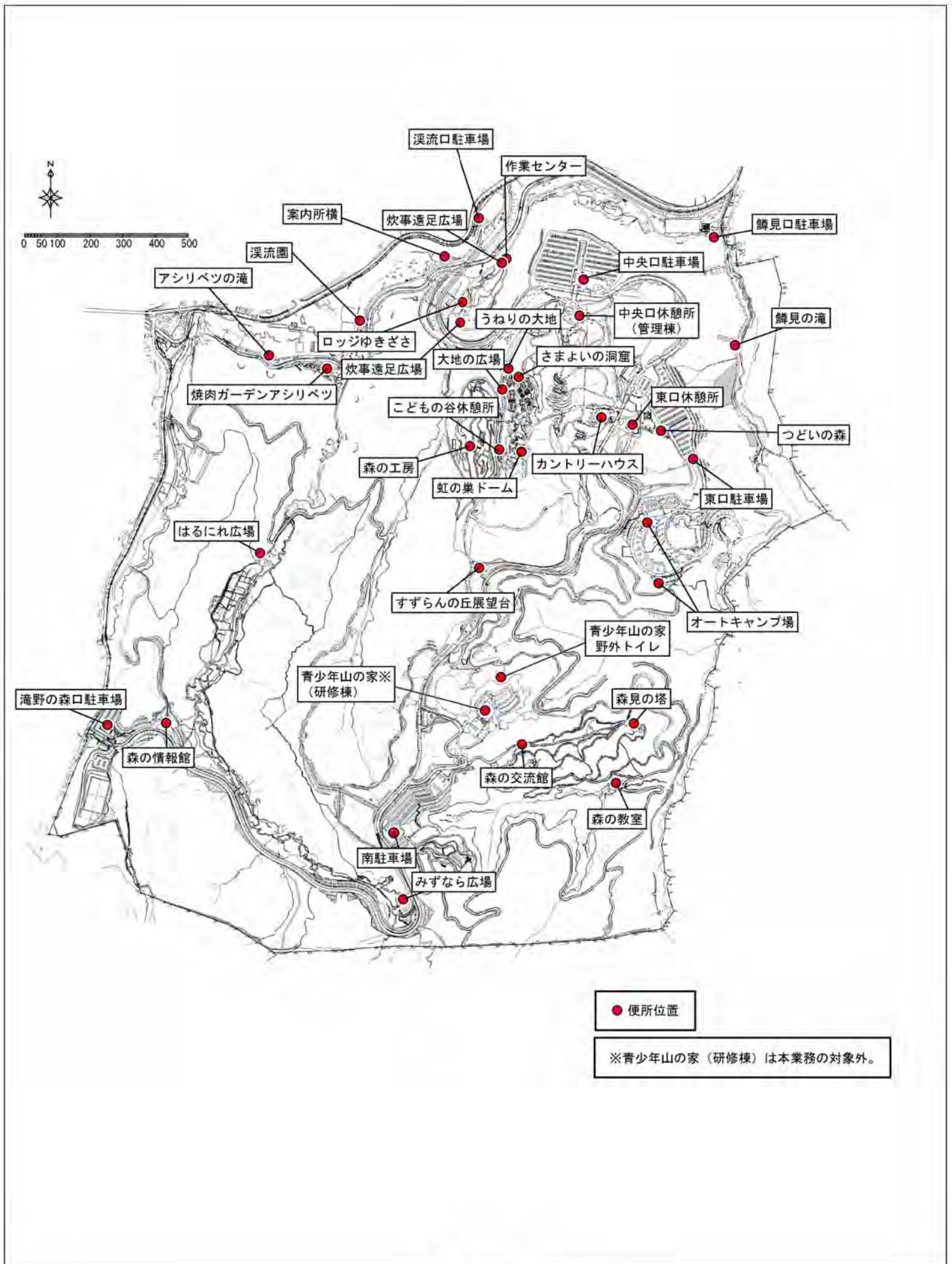


休憩所位置図

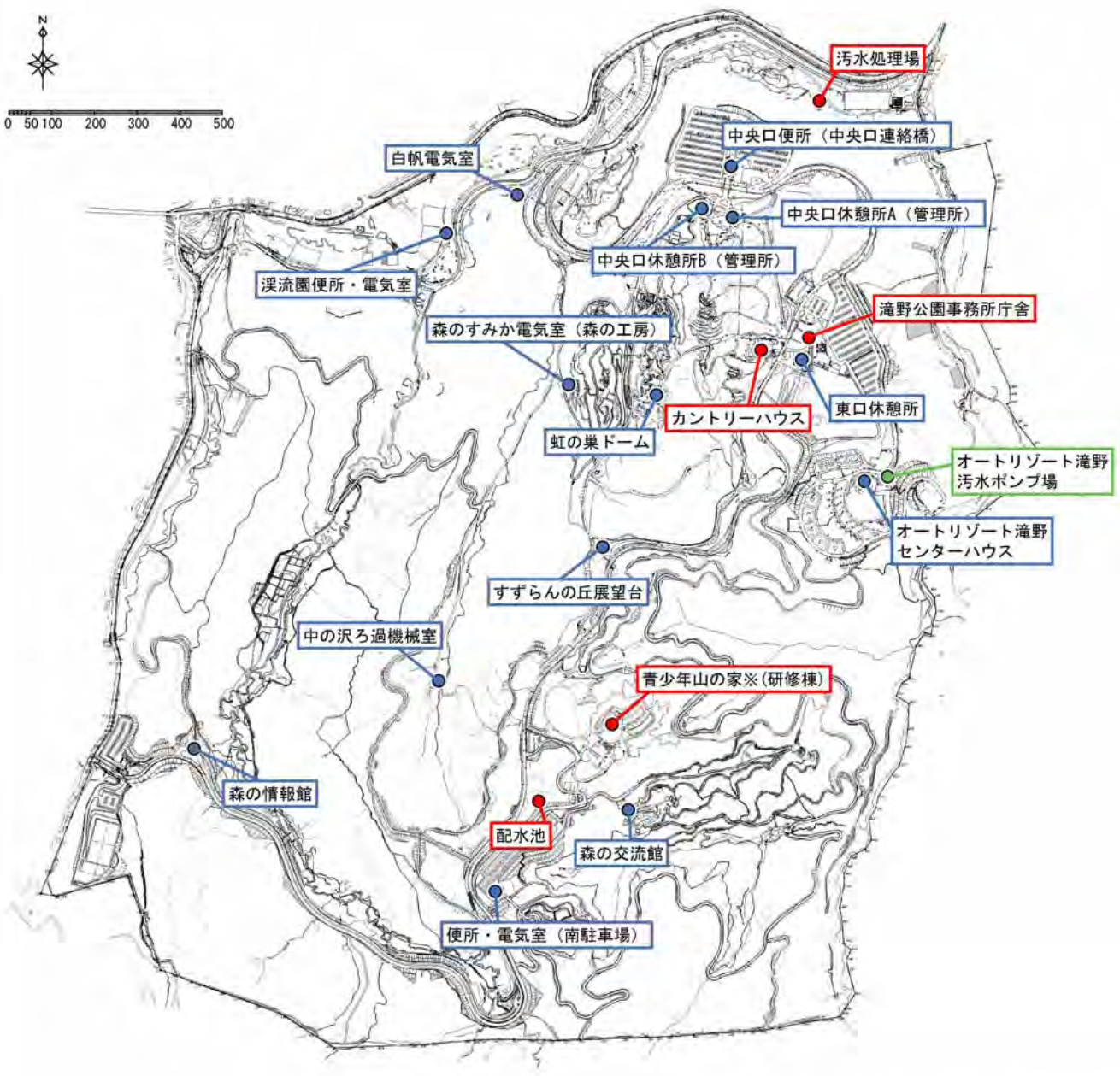
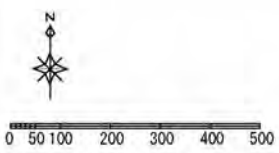


● 管理棟・車庫倉庫・案内所等
 ※案内窓口の機能を持つ施設、
 作業拠点等を含む。

管理棟・車庫倉庫・案内所等位置図



便所位置図

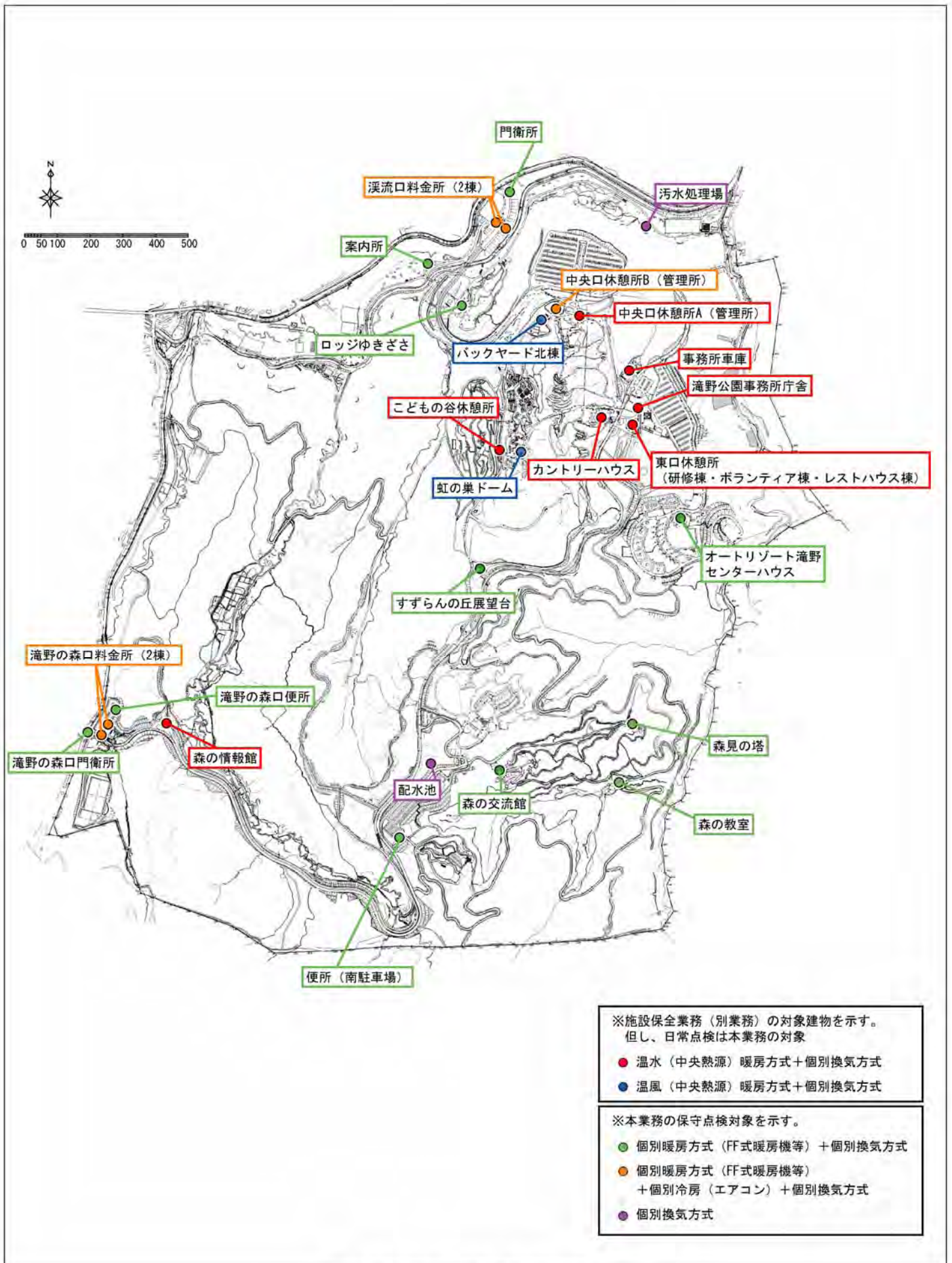


※施設保全業務（別業務）の対象建物を示す。
 但し、日常点検は本業務の対象

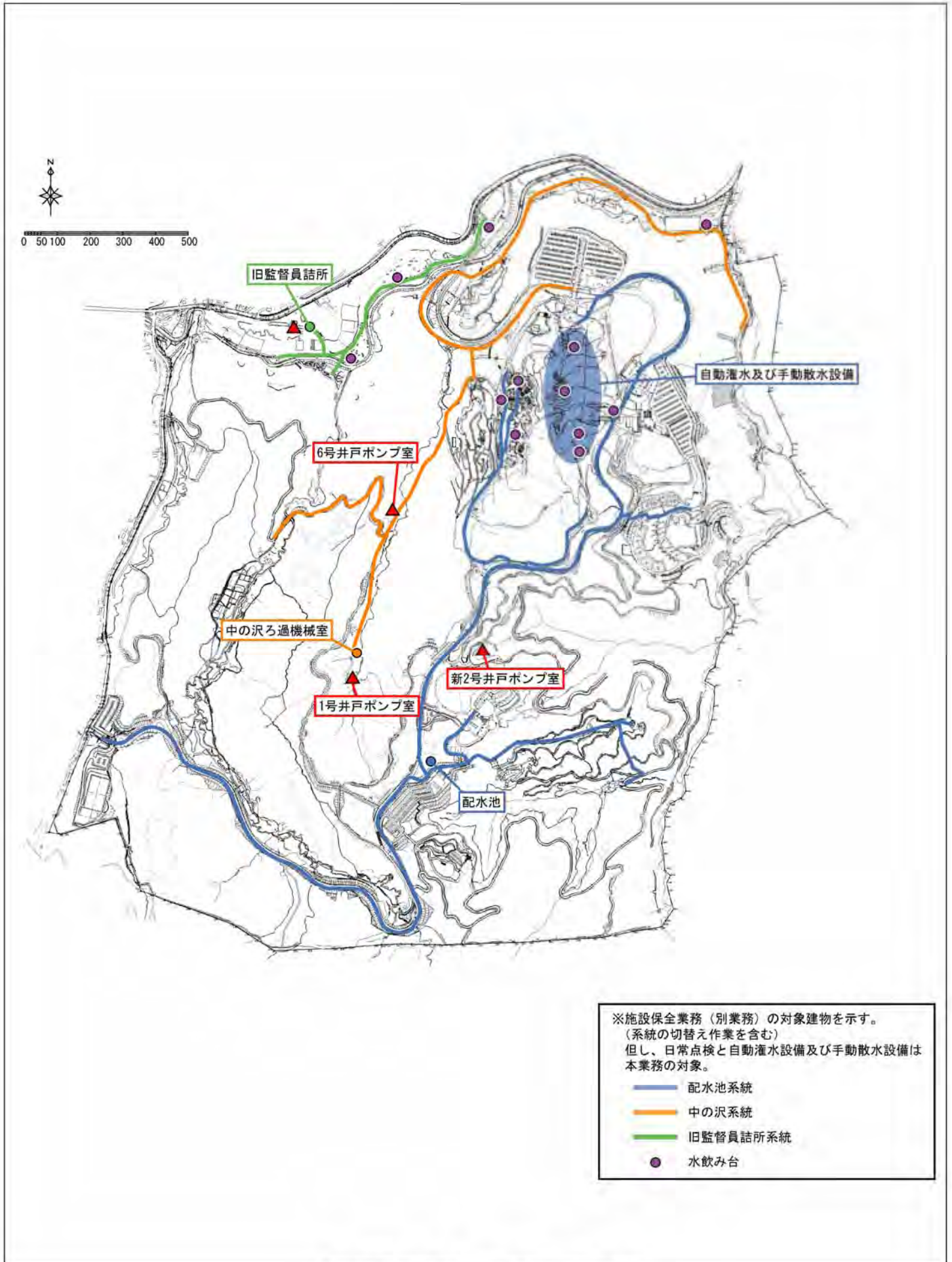
- 受変電・自家発電設備
- 受変電設備
- 自家発電設備

※青少年山の家（研修棟）の設備は本業務の対象外。

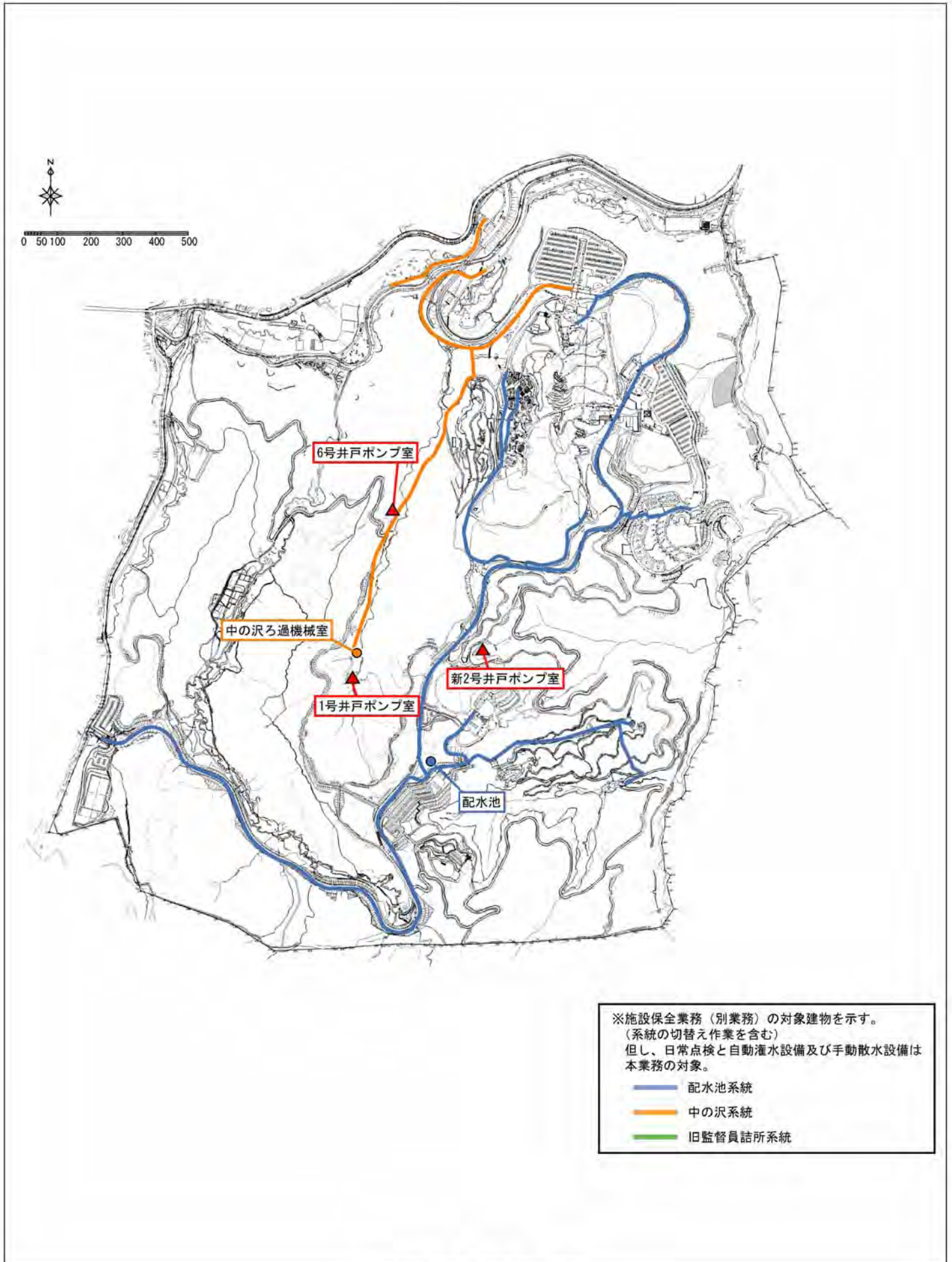
電気設備位置図



空調設備 設置箇所位置図



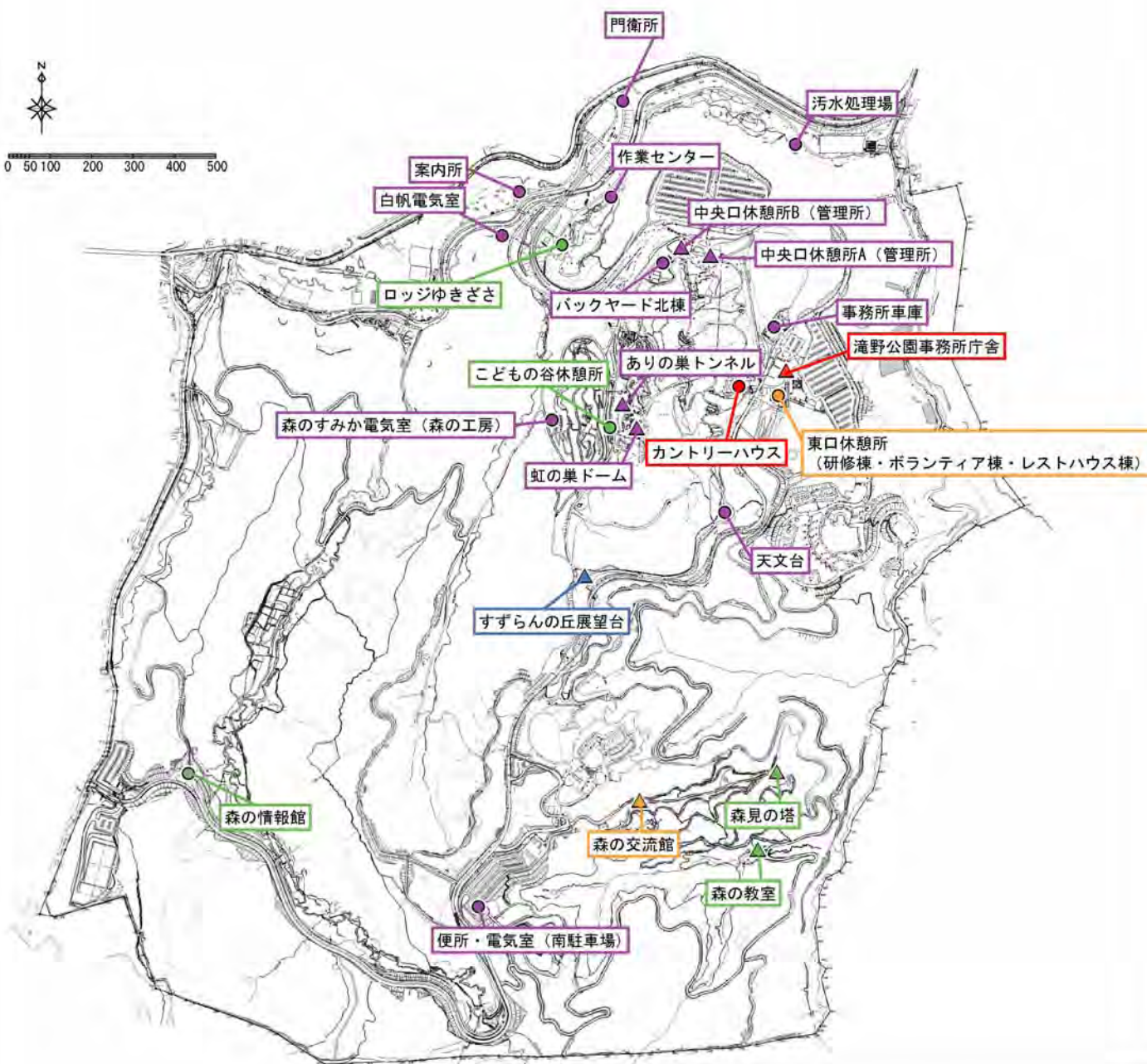
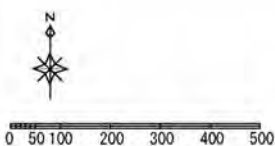
水道設備位置図（春・夏・秋）



※施設保全業務（別業務）の対象建物を示す。
 （系統の切替え作業を含む）
 但し、日常点検と自動灌水設備及び手動散水設備は
 本業務の対象。

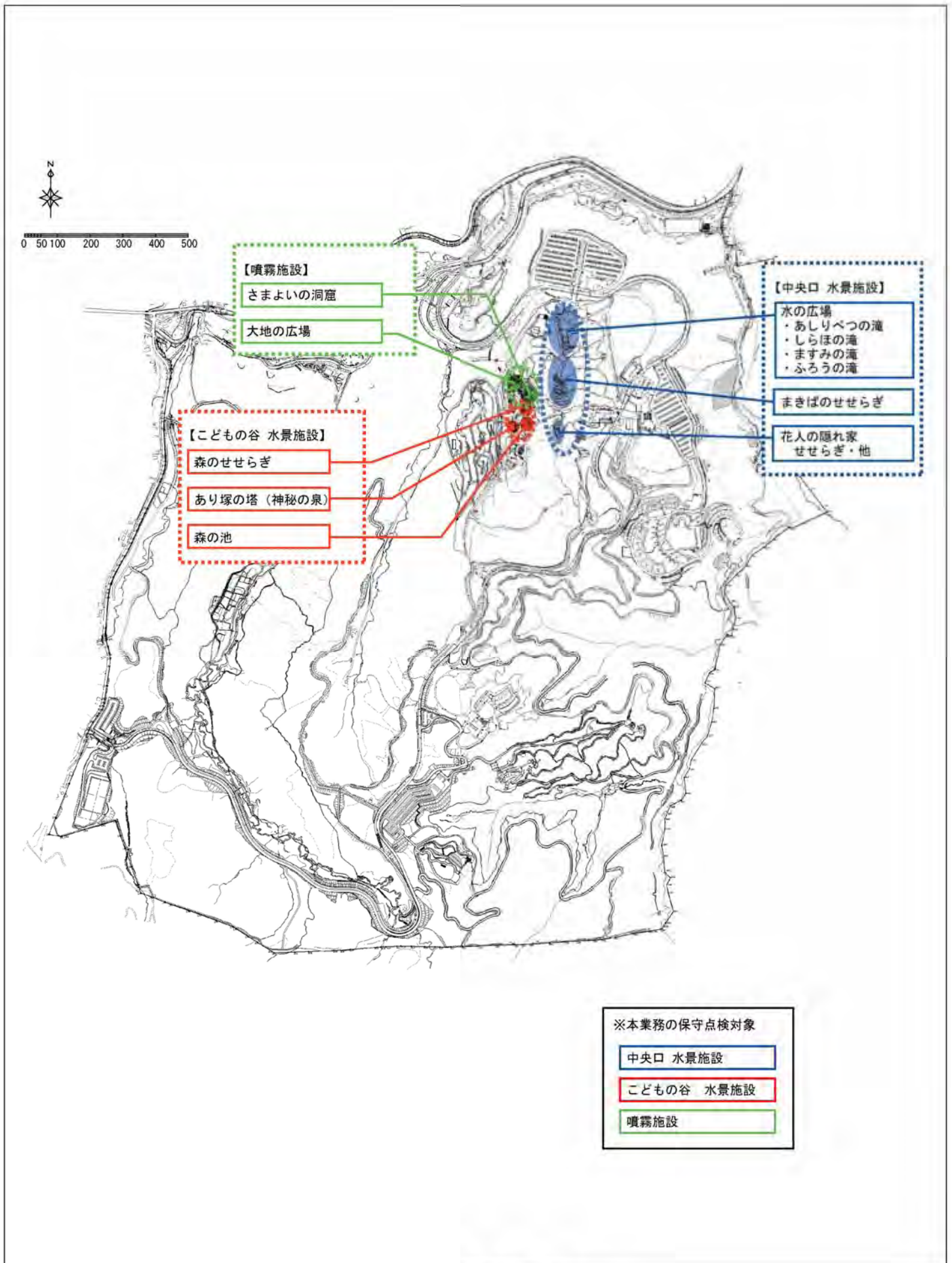
— 配水池系統
 — 中の沢系統
 — 旧監督員詰所系統

水道設備位置図（冬）

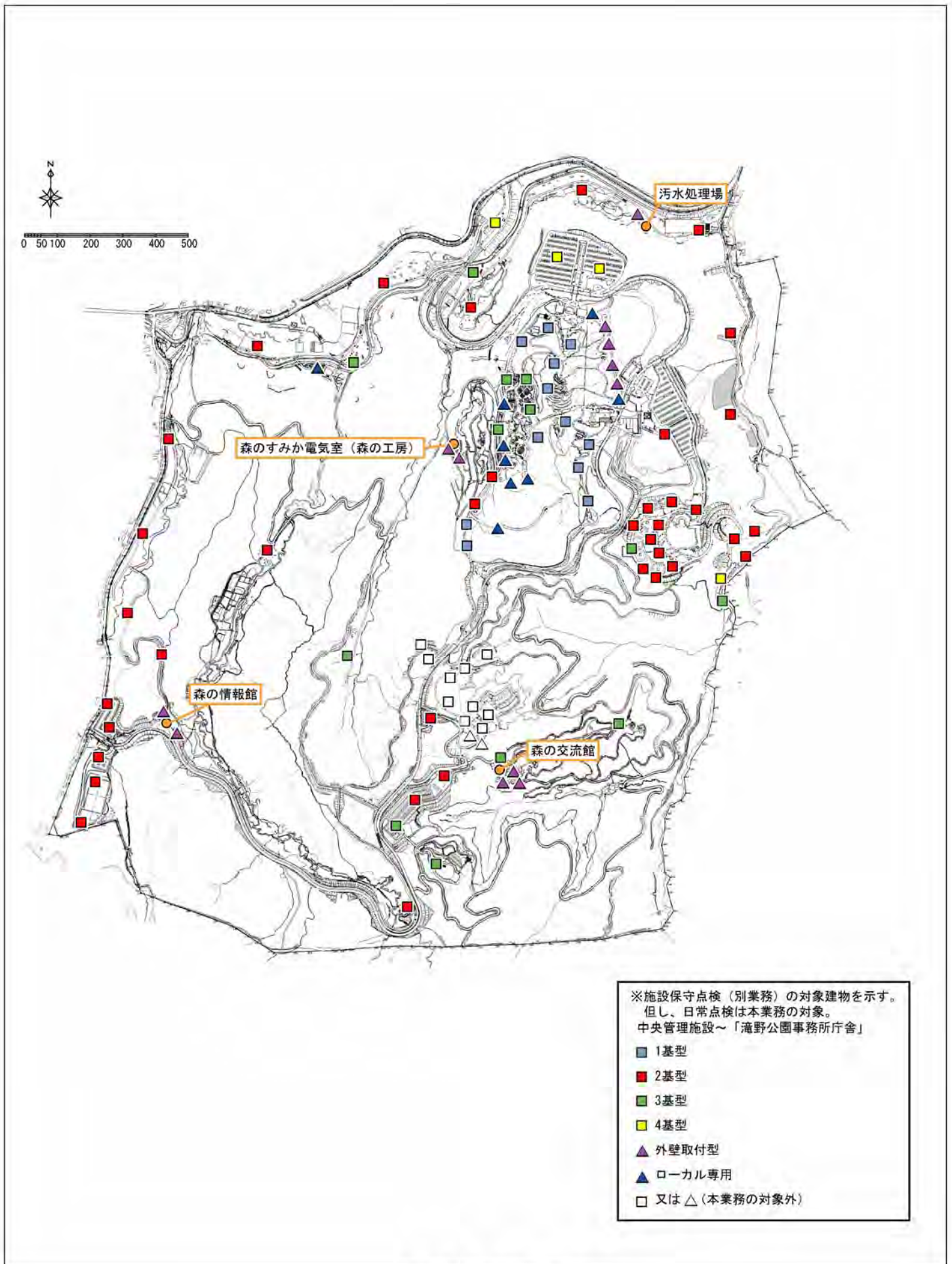


- ※施設保全業務（別業務）の対象建物を示す。
但し、日常点検は本業務の対象
- ▲ 消火器、屋内消火栓設備、自動火災報知設備、防火防煙設備、誘導灯
 - 消火器、屋内消火栓設備、自動火災報知設備、防火防煙設備、誘導灯、非常警報器具・設備
 - ▲ 消火器、自動火災報知設備、誘導灯、非常警報器具・設備、避難器具
 - 消火器、自動火災報知設備、誘導灯、非常警報器具・設備
 - ▲ 消火器、自動火災報知設備
 - 消火器、自動火災報知設備、誘導灯
 - ▲ 消火器、自動火災報知設備、誘導灯、避難器具
 - 消火器、誘導灯、非常警報器具・設備
 - ▲ 消火器、誘導灯又は非常警報器具・設備
 - 消火器

消防設備位置図



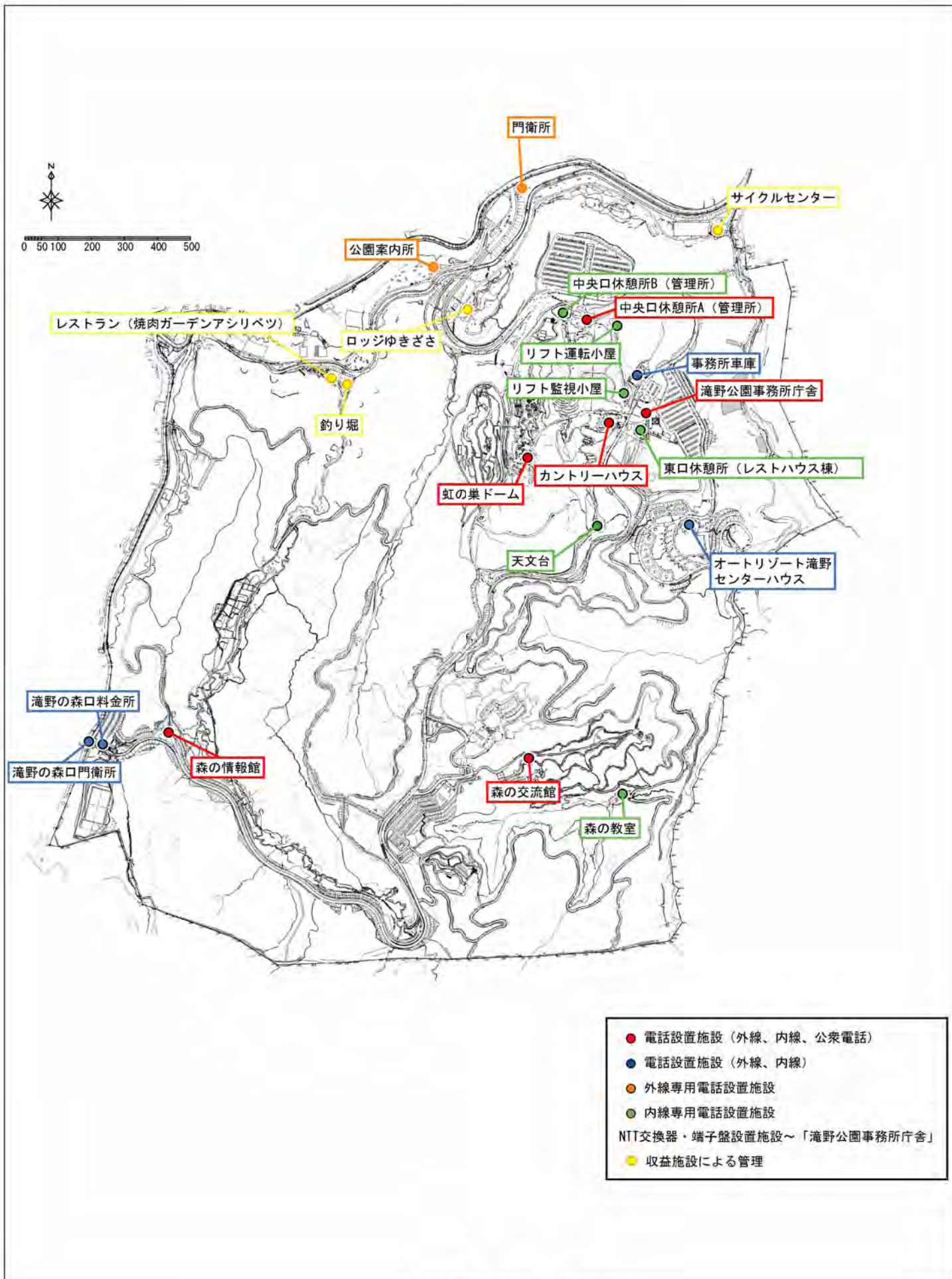
水景設備位置図



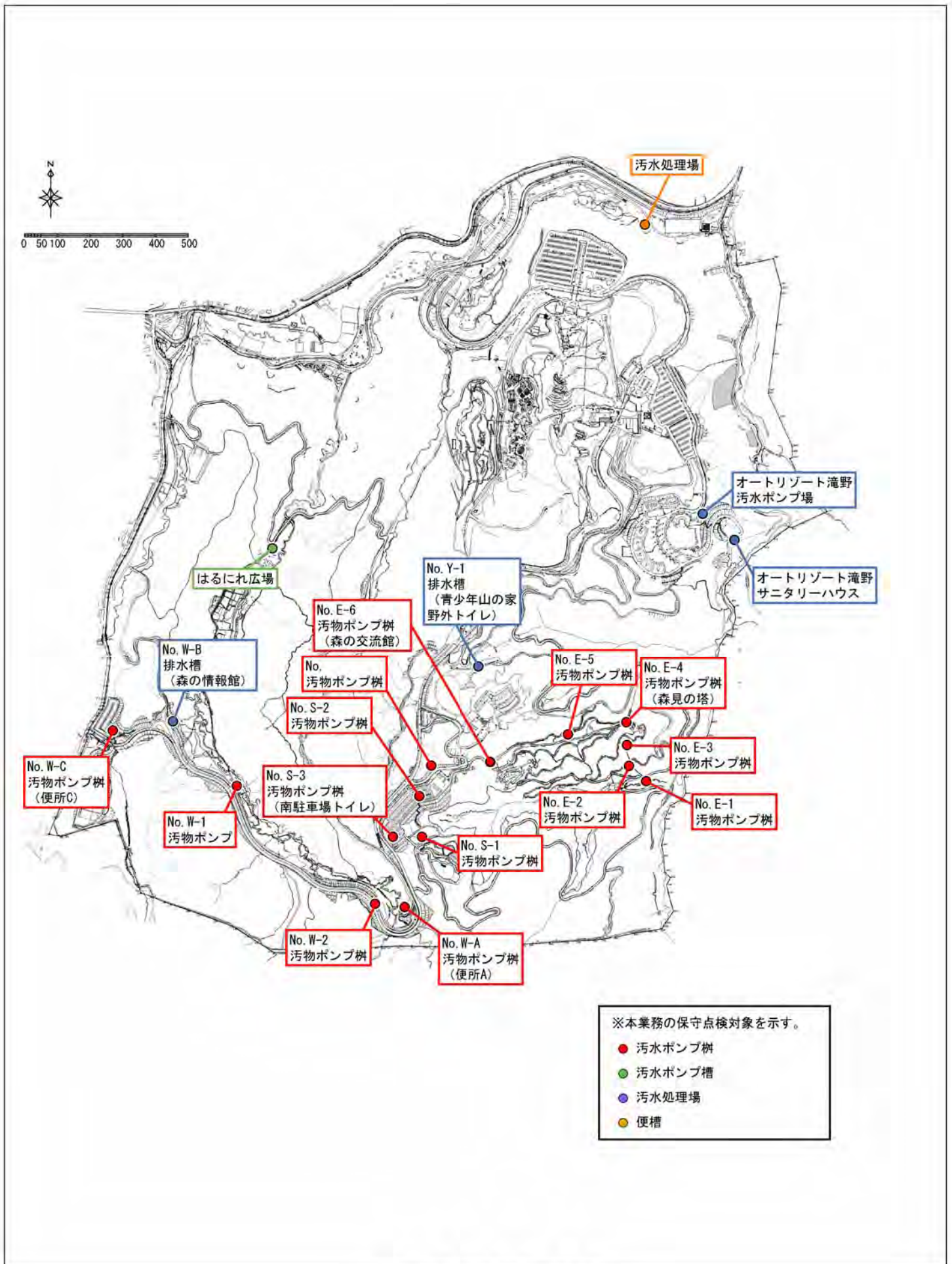
※施設保守点検（別業務）の対象建物を示す。
 但し、日常点検は本業務の対象。
 中央管理施設～「滝野公園事務所庁舎」

- 1基型
- 2基型
- 3基型
- 4基型
- ▲ 外壁取付型
- ▲ ローカル専用
- 又は △ (本業務の対象外)

放送設備位置図



電話設備位置図



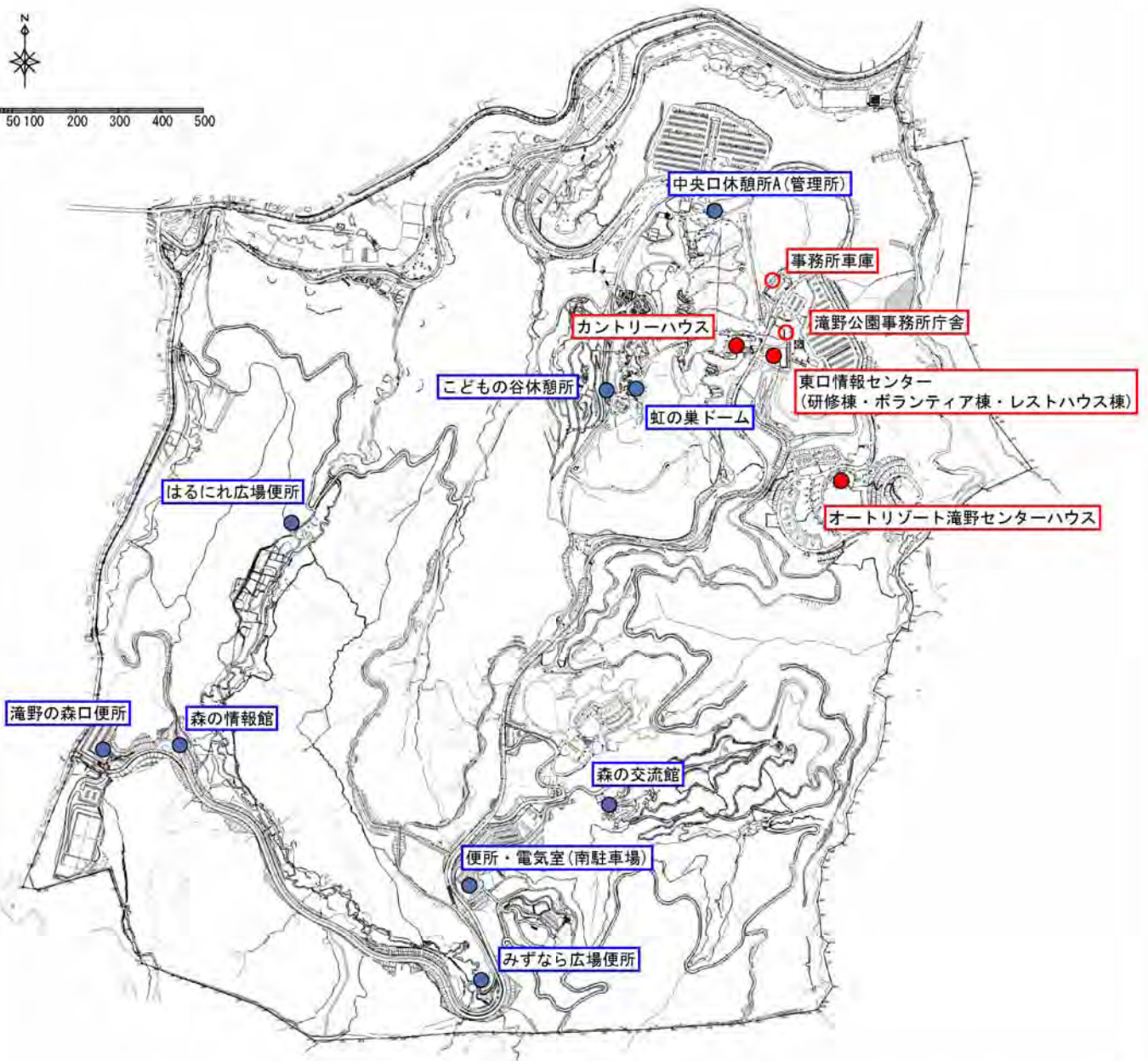
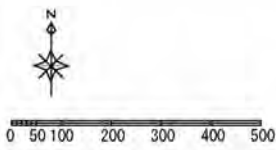
汚水処理設備位置図



※本業務の保守点検対象を示す。

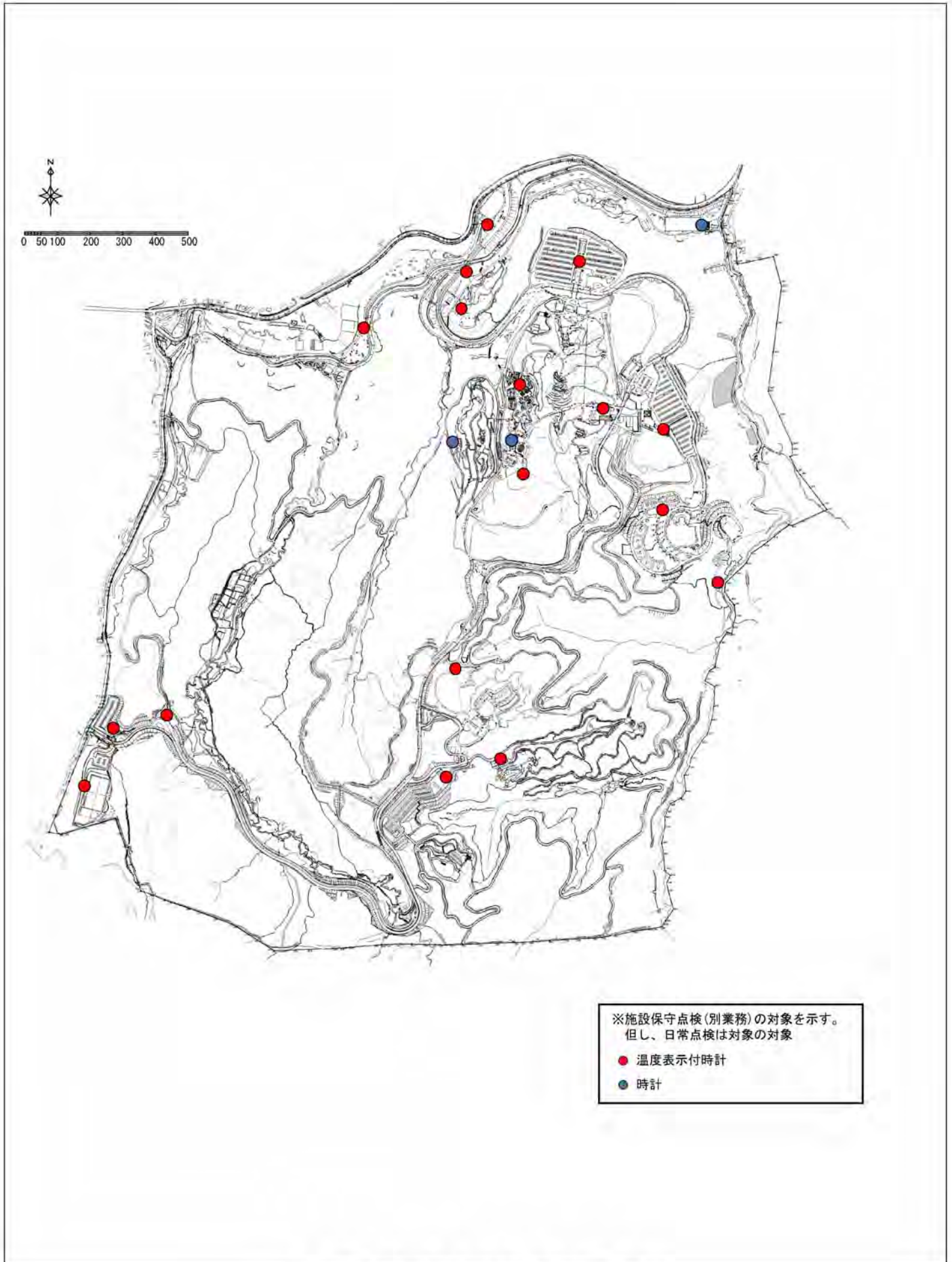
● コンプレッサー

ポンプ設備位置図

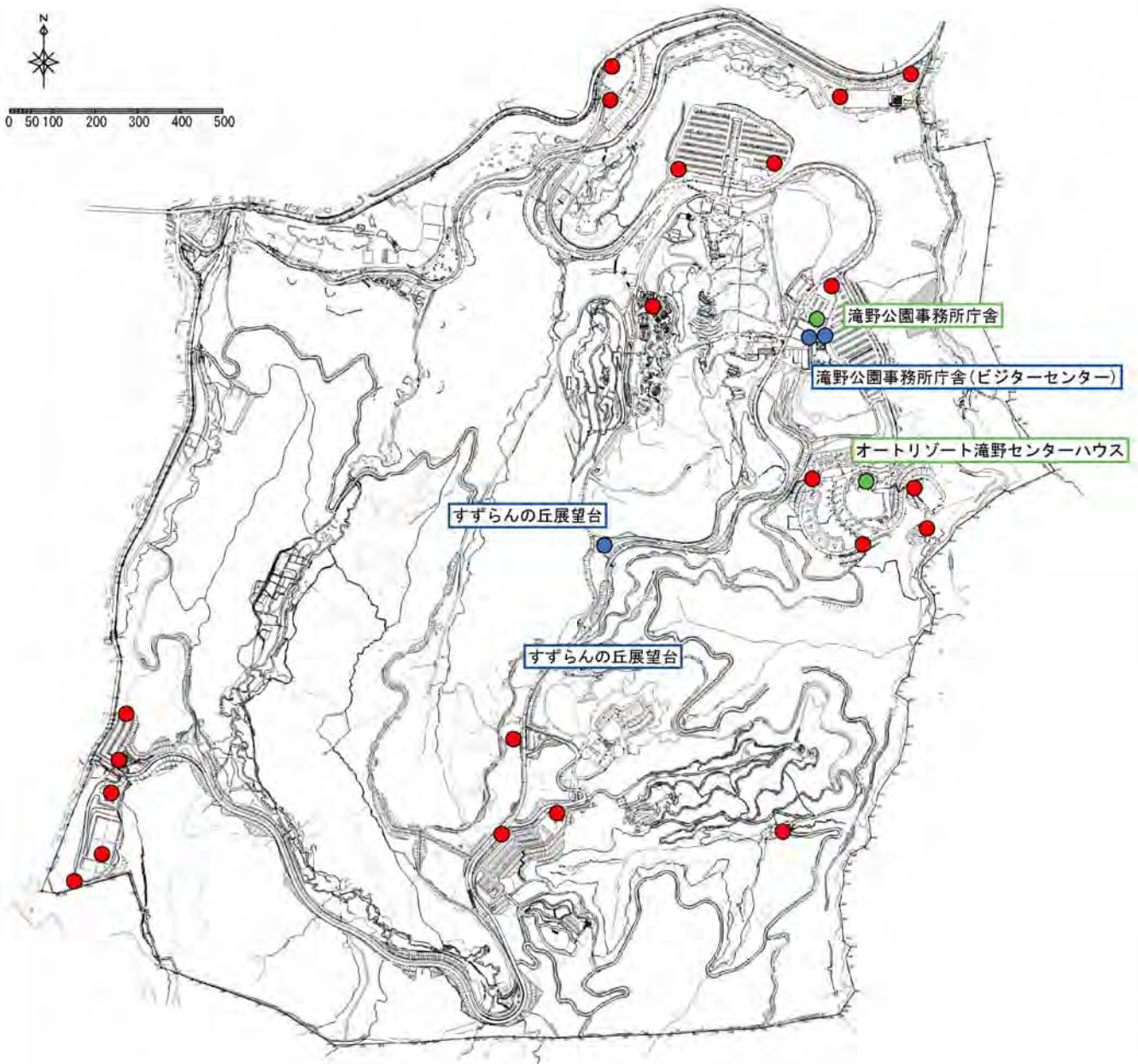
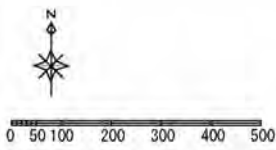


- ※施設保全業務（別業務）の対象建物を示す。
但し、日常点検は本業務の対象
- 給湯(中央熱源)方式
- ※施設保全業務（別業務）の対象建物を示す。
(日常点検を含む)
- 個別給湯方式(電気温水器)
- ※本業務の保守点検対象を示す。
- 個別給湯方式(電気温水器又は灯油給湯機等)

衛生(給湯)設備位置図

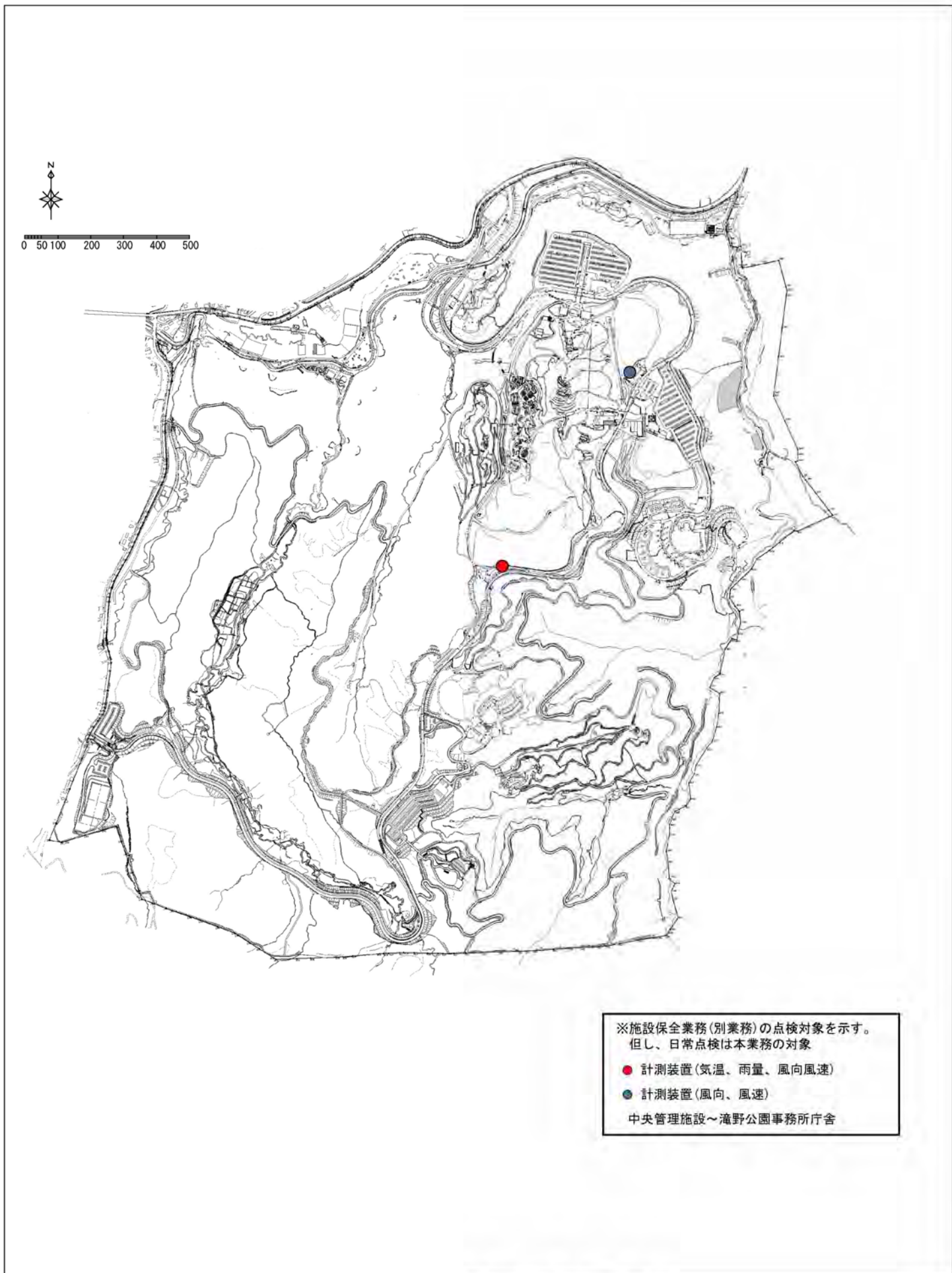


その他設備(情報表示設備)位置図



- ※施設保守点検(別業務)の対象を示す。
 但し、日常点検は本業務の対象
- 管理カメラ(ボール取付)
 - 管理カメラ(建物外壁取付)
 - 管理端末設置施設
 中央管理端末～滝野公園事務所庁舎
 サブ管理端末～オートリゾート滝野
 センターハウス

その他設備(中央管理システム設備(ITV))位置図

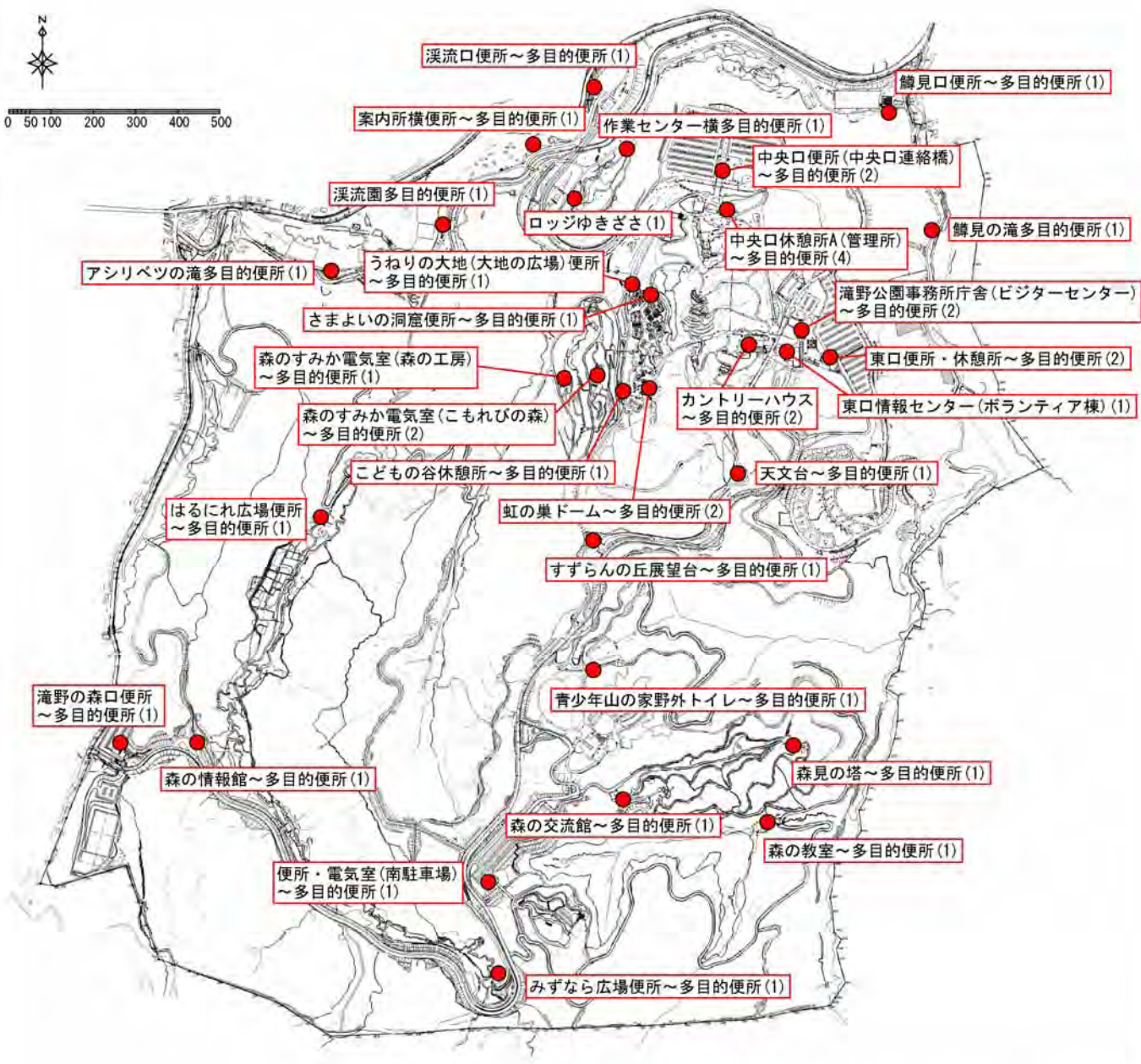


※施設保全業務(別業務)の点検対象を示す。
 但し、日常点検は本業務の対象

- 計測装置(気温、雨量、風向風速)
- 計測装置(風向、風速)

中央管理施設～滝野公園事務所庁舎

その他設備(気象観測設備)位置図

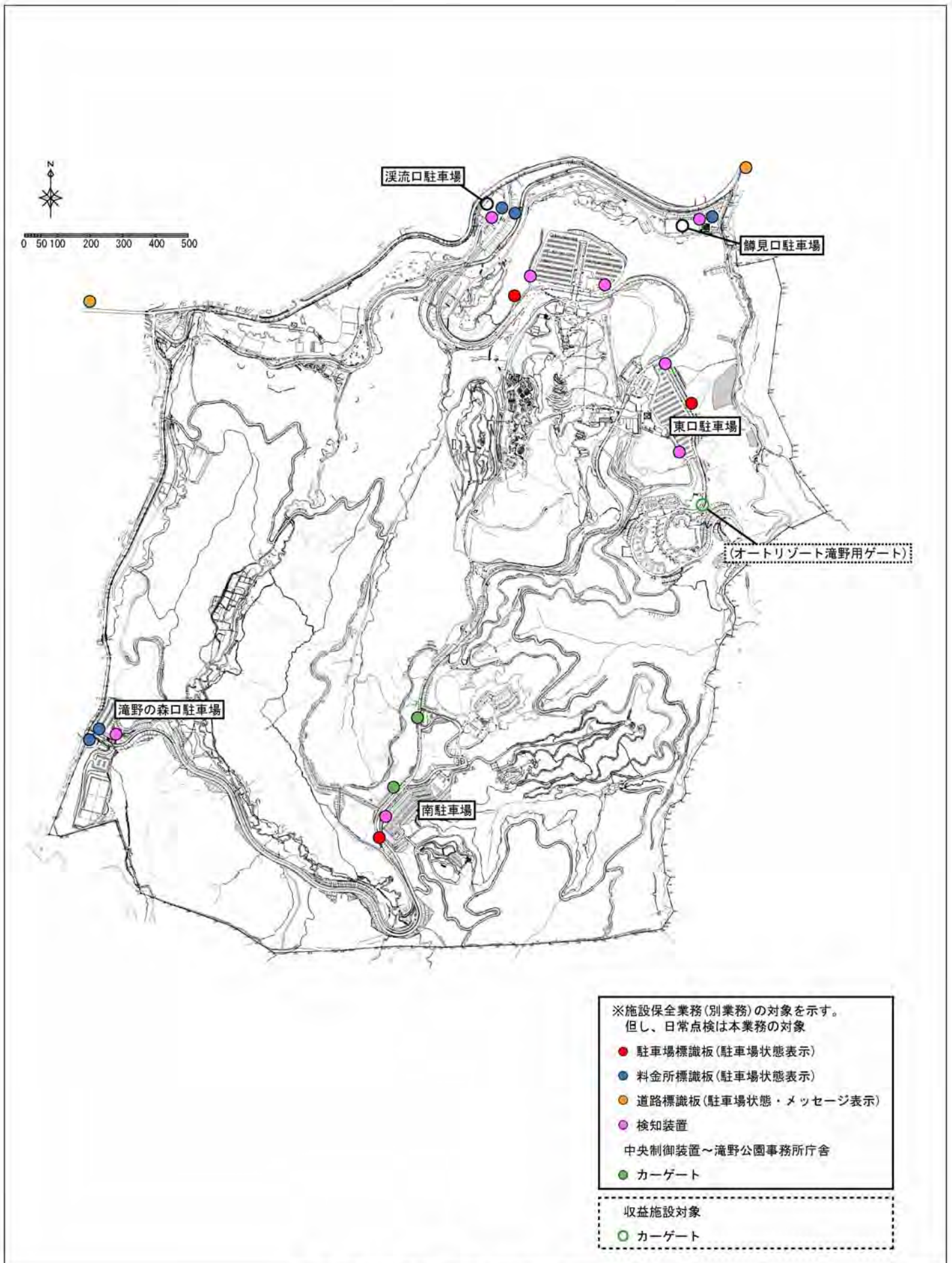


※施設保全業務(別業務)の対象を示す。
 但し、日常点検は本業務の対象

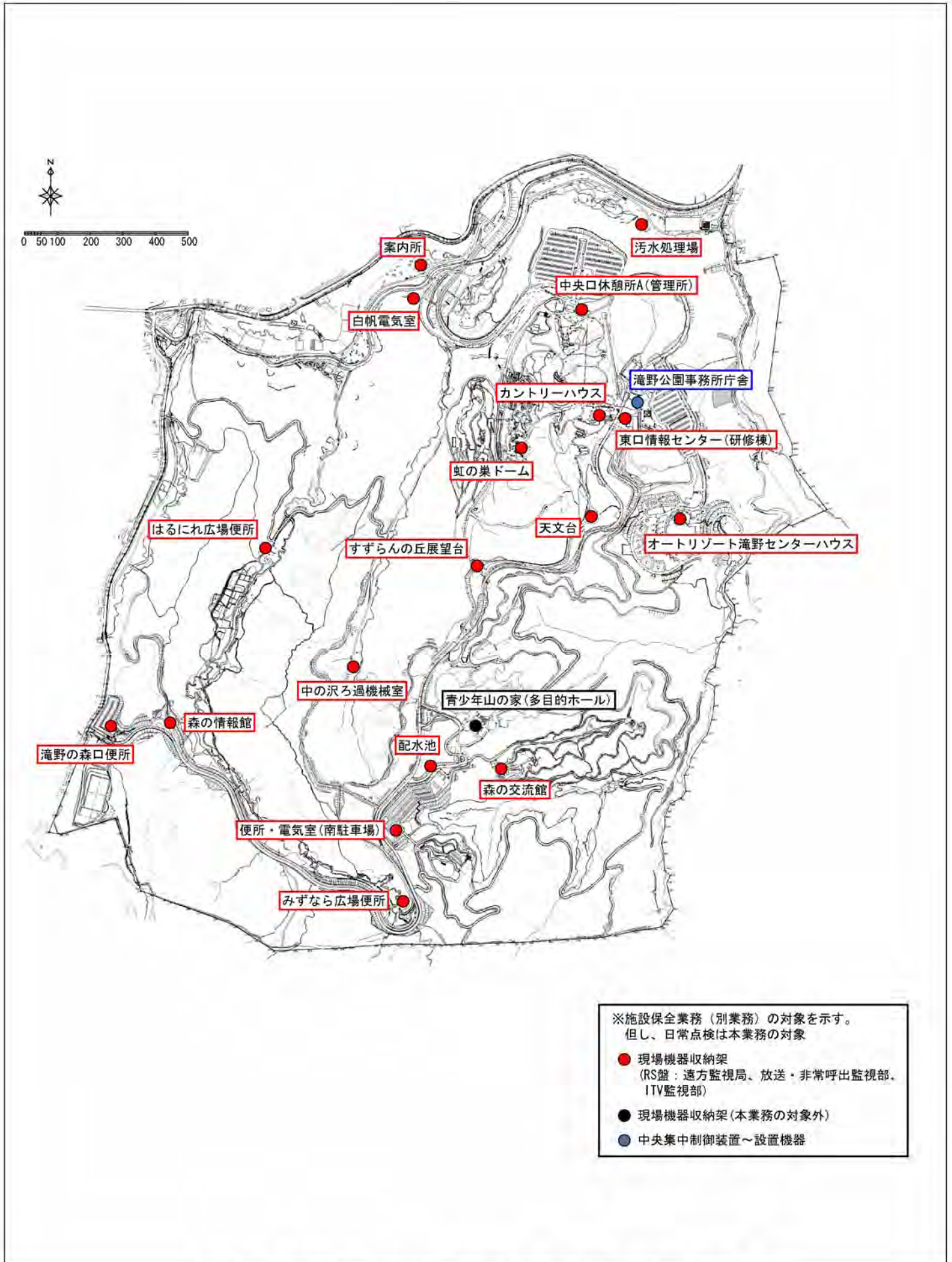
● 非常呼出設置施設
 (()内の数字は呼出装置の数量を示す。)

中央管理施設～滝野公園事務所庁舎

その他設備(中央管理システム設備(非常呼出設備))位置図



その他設備(駐車場管制設備)位置図



その他設備(中央管理システム設備(主要機器))位置図

H25-27 国営滝野すずらん公園運営維持管理業務実施に要する

提供施設等取扱いについて

別紙 5「共通仕様書」第 30 条第 12 項に基づく提供施設等については、下記により取り扱うものとする。

記

1. 提供施設（別添 12 提供施設一覧表参照）の取り扱い

- (1) 事業者（以下「乙」という。）は、提供施設等を善良なる管理者の注意を持って使用しなければならない。
- (2) 乙は、提供施設等を業務委託契約書第 1 条の業務以外に使用してはならない。
- (3) 乙は、提供施設等を適正に維持管理しなければならない。
- (4) 乙は、提供施設等の修繕、模様替え等の行為（維持のための修繕等で軽微なものを除く。）をしようとするときは、調査職員等（以下「甲」という。）の承認を受けなければならない。
- (5) 乙の責に帰すべき理由により提供施設等を滅失し又は棄損したときは、乙の負担において補てんし又は修理しなければならない。ただし、乙の故意又は重大な過失によらない場合は、この限りでない。
- (6) 乙は、業務委託契約が完了した場合、又は解除になった場合は、提供施設等を提供施設等返納書（別紙様式第 2）により、直ちに甲に返納しなければならない。

2. 貸付物品の取り扱い

- (1) 乙は、下記法令等を遵守しなければならない。
 - () 物品の無償貸付及び譲渡等に関する法律
 - () 国土交通省所管に属する物品の無償貸付及び譲渡等に関する省令
 - () 国土交通省所管に属する物品の無償貸付及び譲渡等に関する事務取扱規則
- (2) 物品とは国の所有に属する動産であって、国有財産法の適用を受けないものをいう。（物品の無償貸付及び譲渡等に関する法律 第 1 条）
- (3) 乙は、物品の貸付を受けたときは、借受書（別紙様式第 1）を甲に提出しなければならない。
 - （国土交通省所管に属する物品の無償貸付及び譲渡等に関する省令 第 7 条）
- (4) 物品の貸付期間は特に必要と認める場合を除き、1 年を超えることができない。
 - （国土交通省所管に属する物品の無償貸付及び譲渡等に関する省令 第 3 条）
 - 「特に必要と認める場合」とは、1 年を超える継続的な試験研究等又は長期に渡る災害復旧など、貸付を注しすることで貸付目的の趣旨が損なわれる場合をいう。
 - （国土交通省所管に属する物品の無償貸付及び譲渡に関する省令の運用について 第 3 条 関係）
- (5) 貸付物品の使用場所は本公園内とする。
- (6) 乙は業務委託契約が完了した場合、又は解除になった場合は、提供施設等返納書（別紙様式第 2）により、直ちに甲に返納しなければならない。乙は、返納する場合、甲行う検査に合格しなければならない

(別紙様式第1)

平成 年 月 日

殿

住所

氏名

印

提 供 施 設 等 返 納 書

下記のとおり提供物件を返納致します。

件 名				契約年月日	
物 件 名	規 格	単 位	数 量	提供年月日	備 考

(備考) 用紙の大きさは、日本工業規格A列4縦とする。

(別紙様式第2)

借 受 書

借 受 物 品				
品 目	規 格	単 位	数 量	備 考
借 受 期 間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日 (日間)			
返 納 場 所				

上記物品を正に借り受けました。

なお、国土交通省所管に属する物品の無償貸付及び譲与に関する省令第4条に定める貸付条件を遵守します。

平成 年 月 日

物品管理官等 殿

借受人 住所
氏名 印

国土交通省所管に属する物品の無償貸付及び譲与に関する省令 抜粋

第四条 国土交通大臣等は、第二条の規定により物品を貸し付ける場合には、次に掲げる条件を付さなければならない。

- 一 貸付物品の引渡し、維持、修理及び返納に要する費用(国土交通大臣等が貸付けの性質により、これらの費用を借受人に負担させることが適当でないとして認めた場合を除く。)は、借受人において負担すること。
 - 二 貸付物品は、善良な管理者の注意をもって管理し、その効率的使用に努めること。
 - 三 貸付物品について修繕、改造その他物品の現状を変更しようとするときは、あらかじめ国土交通大臣等の承認を受けること。ただし、軽微な修繕については、この限りでない。
 - 四 貸付物品に投じた改良費等の有益費を請求しないこと。
 - 五 貸付物品は、転貸し、又は担保に供しないこと。
 - 六 貸付物品は、貸付けの目的以外の目的のために使用しないこと。
 - 七 貸付物品について使用場所が指定された場合は、指定された場所以外の場所では使用しないこと。
 - 八 貸付物品は、貸付期間満了の日までに、指定の場所において返納すること。
 - 九 借受人が貸付条件に違反したときは、国土交通大臣等の指示に従って貸付物品を返納すること。
 - 十 国土交通大臣等が特に必要があると認めて貸付期間満了前に返納を命じたときは、その指示に従って貸付物品を返納すること。
 - 十一 貸付物品を亡失し、又は損傷したときは、直ちに詳細な報告書を国土交通大臣等に提出し、その指示に従うこと。この場合において、その原因が天災、火災又は盗難に係るものであるときは、亡失又は損傷の事実を証する関係官公署の発行する証明書当該報告書に添付すること。
 - 十二 国土交通大臣等が、貸付物品について、必要に応じて実地調査を行い、若しくは所要の報告を求め、又は当該物品の維持、管理及び返納に関して必要な指示をするときは、これに応ずること。
- 2 国土交通大臣等は、前項各号に掲げる条件のほか、必要と認める条件を付することができる。

(別紙様式第3)

返 納 書

平成 年 月 日

物品管理官等

殿

氏名

印

下記物品を返納しました。

借 受 物 品				
品 目	規 格	単 位	数 量	備 考
借 受 期 間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日 (日間)			
返 納 場 所				

受 領 書

上記物品を受領しました。

平成 年 月 日

殿

物品管理官等

印

注意事項

1. 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 縦とする。
2. 正副 2 部作成し、物品管理官等に提出するものとする。

H25-27 国営滝野すずらん公園運営維持管理業務委託費で取得した

備品の取扱いについて（案）

H25-27 国営滝野すずらん丘陵公園運営維持管理業務委託費で取得した備品については、下記により取り扱うものとする。

記

1. 取扱い

- (1) 事業者は（以下「乙」という。）、備品を善良なる責任者の注意をもって管理しなければならない。
- (2) 前号の備品は、備品台帳に登載し管理しなければならない。
- (3) 乙は、業務委託契約が完了した場合又は解除になった場合は、備品を業務委託契約書第9条に基づく検査の結果、合格通知があった後、備品引渡書（様式第1）により、国に引渡さなければならない。ただし、翌年度において、当該委託契約が引続き締結され当該業務に継続して使用する備品で備品継続使用承認申請書（様式第2）により国の承諾を得た場合はこの限りでない。
- (4) 乙は、乙の責に帰すべき事由により備品を滅失又は棄損したときは、乙の負担において補てんし、又は修理しなければならない。ただし、乙の故意又は重大な過失によらない場合はこの限りではない。

2. 処 分

- (1) 備品が、次の各号の一に該当すると認められる場合は、不用の決定をすることができる。

備品の使用年数、能力等から勘案して当該備品を引続き使用することが困難であると認められる場合。

備品が乙の責に帰さない事由により、老朽化、損傷等により利用価値がなくなったと認められる場合。

備品の修理用部品の補給が困難で、整備に多大の支障をきたすと認められる場合。

- (2) 処分の方法

乙は、前号に該当する備品を売払った場合は、その内容を証する書類を添えて国に書面により報告し、国の発行する納入告知書により国庫に納入するものとする。

また、売払うことが不利（備品の売払価格が、当該備品の売払いのために要する費用に満たないと認められる場合）又は、売払うことができないものは、破棄することができる。乙は破棄した場合はその都度その旨を書面により国に報告しなければならない。

(様式第1)

平成 年 月 日

殿

住所

氏名

印

備 品 引 渡 書

H25-27国営滝野すずらん丘陵公園運営維持管理業務委託にかかる別紙記載の備品を引渡します。

(備考) 1. 用紙の大きさは、日本工業規格A列4縦とする。

(様式第 2)

平成 年 月 日

殿

住 所

氏 名

印

備 品 継 続 使 用 承 認 申 請 書

H25-27国営滝野すずらん丘陵公園運営維持管理業務委託にかかる別紙について、平成 年
月 日まで継続して使用したく申請いたします。

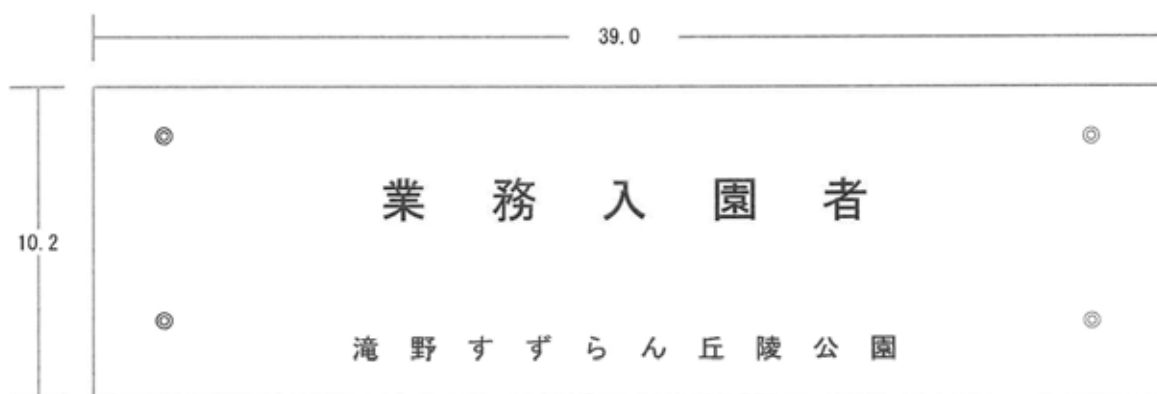
(備 考) 1 . 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 縦とする。

業務入園について

業務で公園内に入園する場合は、車両入園申請をするとともに、業務入園者名簿（別紙様式1）を事務所に提出して入園許可を受ける。そして、業務入園許可者は、腕章を装着して入園するものとする。

1. 業務入園許可者が公園内に立ち入る際に装着する腕章は、下記の仕様を標準とする。
2. 業務遂行者が腕章を作成した場合、数量を監督職員に届け出ること。
3. 業務完了後、腕章を速やかに事務所に返却すること。

腕章の仕様は下記のとおりとする。



1. 材料は布を使用し、透明ビニールで表面を覆うこと。
2. 下地は黄色とし、文字は緑色とする。
3. 文字の大きさは、大字は縦 3.7×横 3.5cm、小字は縦 1.2×横 1.3cm とする。

国営滝野すずらん丘陵公園 園内車両入園規則

国営滝野すずらん丘陵公園の車両管理及び運行について、滝野すずらん丘陵公園利用規則に定めるものとする。

【滝野すずらん丘陵公園利用規則 抜粋】

(車両の入園制限)

第7条 公園利用者の安全等を図るため、公園内（公園管理者の指定した場所を除く。）への車両の乗り入れを禁止する。ただし、公園管理者は、次に掲げる車両に限り必要に応じ入園の許可をすることが出来る。

- 一 管理業務用車両
植物管理及び清掃等管理上必要があると認めた車両
- 二 特定公園施設業務用車両
- 三 工事用車両
公園整備等に関わる車両
- 四 その公園管理者が必要と認めた車両

(車両の入園許可等)

第8条 公園管理者は、前条に掲げる車両の入園許可にあたっては、「車両入園許可申請書」（別紙様式第1号）による申請に基づき、第2項各号に掲げる条件を付した「車両入園許可書」（別紙様式第2号、省略。）「車両入園許可証」（別紙様式第3号、省略。）の交付をもって行う。この場合、できる限り閉園時間帯での入園を指導するとともに、原則として乗用車の使用を認めてはならない。

(許可条件)

- 一 公園内では、必ず「車両入園許可証」をフロントガラスに掲示（入退園時を含む。）すること。
- 二 公園内では原則として駐車は認めない。やむをえず駐車をする場合は、一般入園者の通行及び利用の支障とならないよう配慮すること。
- 三 公園内では徐行し、歩行者、自転車、特に幼児の飛び出しに充分注意し、その安全の確保を行うこと。
- 四 公園内では、園路及び広場のみの走行とし、芝生への乗り入れは認めない。

(緊急車両の特例)

第9条 第7条及び第8条の規定は、緊急車両にはこれを適用しない。

【滝野すずらん丘陵公園内の事故防止基本方針】

滝野すずらん丘陵公園内の事故防止のため、工事用車両の開園区域内の通行にあたっては下記の措置を講じなければならない。

- 1 . 原則として開園区域内への進入禁止。
- 2 . 公園管理者の許可によりやむを得ず進入する場合は、監督職員と進入経路及び駐車場所について協議し、図面により承諾を得るほか、公園利用者（歩行者、自転車）と工事用車両及び工事現場を分離する措置を講じる。
 - 1) 広場等と進入経路が並行している所は安全ロープ等により区分し、立入禁止等の表示を行う。
 - 2) 必要に応じ現場及び道路の出入口に誘導員の配備。
 - 3) 必要に応じ公園利用者の園路利用を禁止し代替園路の設置。
 - 4) 交差部に交通整理員を配備。
- 3 . 原則として園路以外の通行及び駐、停車の禁止。
- 4 . 利用者（歩行者、自転車）の最優先。
- 5 . 走行速度 20 km/h以下及び交差部の一旦停止。
- 6 . 車両の黄色回転灯及び通行許可証の装添。
- 7 . その他利用者の安全確保に必要な措置。

【車両入園許可申請書】

機材搬入等で車両を乗り入れる必要がある場合に、車両入園許可申請書（別紙様式第1号）を提出する。駐車料は徴収しない。

(別紙様式第1号)

平成 年 月 日

車両入園許可申請書

公園管理者
北海道開発局長 殿

申請者	住所	
	氏名	印
	担当者名	
	連絡先	

滝野すずらん丘陵公園における行為の禁止等に関する取扱要領第5条の規定に基づき、下記のとおり車両入園の許可を申請します。

記

公園名	滝野すずらん丘陵公園
目的	
期間	平成 年 月 日 から 平成 年 月 日 まで
時間	午前 時 分 から 午前 時 分 まで 午後 時 分 から 午後 時 分 まで
台数等	台 乗車人数 計 名 (内訳は別紙のとおり)
その他	

入園車両

	車種	車両番号	備考
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			

乗車人員氏名

	乗車人員氏名		
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			

入園車両はメーカー・車種・車両番号詳細を記入する。

乗車人員氏名は各車両ごとに乗車する者全員の氏名を記入する。

内容等に変更があった場合には、速やかに変更または追加申請を行うものとする。

団体、持込イベント、ロケーション、施設占用利用の手続き

(記 入 要 望)

1.

{	新規・更新・変更	}
	第 号	
	年 月 日	

 については、該当するものを で囲み、更新及び変更の場合
は従前の許可書又は回答書の番号及び年月日を記載すること。

2. 申請者が法人である場合においては「氏名」は、その法人の名所及び代表者の氏名
を記載するとともに、担当者の所属、氏名及び電話番号を記載すること。

文書番号

都市公園占用 許可書
回答

住所
氏名 _____

年 月 日付で申請のあった都市公園の占用については、都市公園法
第 条の規定に基づき、下記の通り許可する。
申請協議 回答

年 月 日

北海道開発局長 印

記

都市公園名	
占用場所及び 占用期間	(自) 年 月 日 (至) 年 月 日
占用の目的	
占用物件の 名称・規模・構造 及び数量	
工事の実施方法及び 工事の着手及び完了 の時期	(掘削面積) 長 _____ (自) 年 月 日 巾 _____ (年 月 日) 面積 m ² (自) 年 月 日
使用料	総額 _____ 初年度 _____ 年度 _____ 年度 _____ (履行期限) 納入通知書により指定する期限
許可条件	(下記のほか別紙のとおり)

この都市公園の占用許可について不服があるときは、行政不服審査法の定めるところにより、この許可書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に国土交通大臣に審査請求することができる。ただし、この許可書を受け取った日の翌日から起算して60日以内であっても、処分の日から1年を経過すると審査請求することができなくなる。

また、行政事件訴訟法の定めるところにより、この許可書を受け取った日(当該処分につき、審査請求した場合においては、これに対する判決の送達を受けた日)の翌日から起算して6か月以内に、国を被告として(訴訟において国を代表するものは法務大臣となる。)処分の取消しの訴えを提起することができる。ただし、この許可書を受け取った日又は判決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日又は判決の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。

許 可 条 件

1 原則

- (1) 管理の実施方法については、許可書に特別の定めがない限り申請書及びその添付図書により実施すること。
- (2) 管理の実施に当たっては、国営滝野すずらん丘陵公園事務所長の指導監督を受けること。

2 管理の権利の譲渡等の禁止

- (1) 管理の権利は、他人に譲渡し又は使用させ若しくは担保に供してはならない。
- (2) 法人の合併の場合には、その権利義務を継承しようとする者が届けることにより、管理の権利を継承することができる。

3 管理に関する手続き

- 2の(2)の届出のほか、次の異動があった場合は、すみやかに届けでること。
- (1) 住所又は氏名を変更(譲渡による場合を除く。)したとき。
 - (2) 管理を廃止しようとするとき。

4 許可の取消等

次に掲げる場合には、許可の取消等の処分若しくは管理物件の保全又は原状回復等の必要な措置を命ずることがある。

- (1) 都市公園法若しくは都市公園法に基づく命令の規定又はこの許可に違反したとき。
- (2) この許可に付した条件に違反したとき。
- (3) 詐欺その他不正な手段により、この許可を受けていたとき。
- (4) 都市公園に関する工事のためやむを得ない必要が生じたとき。
- (5) 都市公園の保全又は公衆の都市公園の利用に著しい支障が生じたとき。
- (6) (4)及び(5)に掲げる場合のほか、都市公園の管理上の事由以外の事由に基づく公益上やむを得ない必要が生じたとき。

5 許可の取消等に係る費用の負担

4の規定により処分を受け又は必要な措置を名知られた場合で4(1)から(3)に該当するときは、当該義務履行に要する費用は、許可受者の負担とする。

6 原状回復

管理の期間が満了し又は管理を廃止しようとするときは、その日までに許可受者の費用で管理物件を原状に回復しなければならない。ただし、原状に回復することが不適当なとき又は都市公園の利用に支障を及ぼすおそれのある行為を伴う場合には、あらかじめ指示を受けて行うこと。

7 使用料の還付

既納の使用料は、還付しない。ただし、4(4)から(6)までに掲げる事由により許可の取消その他の変更の処分が行われた場合の当該処分により管理できなくなった分に相当する使用料については、この限りではない。

8 経費の負担

管理許可された物件の維持保全のため、通常必要とする経費のほか当該管理物件に付帯する電話、暖房、電気、ガス、水道等の諸設備の使用料を負担しなければならない。

9 損害賠償

許可受者は、その責めに帰する事由により管理を許可された物件の全部又は一部を滅失又は毀損したときは、当該滅失又は毀損による管理を許可された物件の損害額に相当する金額を損害賠償として支払わなければならない。

許 可 書

札 建 滝 公 第 号
平成 年 月 日

殿

北海道開発局長

平成 年 月 日付け都市公園法第 1 2 条第 1 項の申請について、下記のとおり許可する。

なお、この処分に不服があるときは、行政不服審査法の定めるところにより、この許可書を受け取った日の翌日から起算して 6 0 日以内に国土交通大臣に審査請求することができる。ただし、この許可書を受け取った日の翌日から起算して 6 0 日以内であっても、処分の日から 1 年を経過すると審査請求することができなくなる。

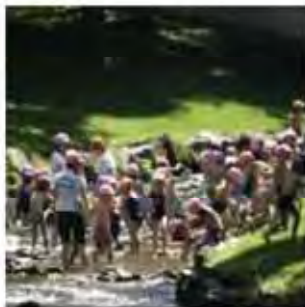
また、行政事件訴訟法の定めるところにより、この許可書を受け取った日（当該処分につき、審査請求した場合においては、これに対する採決の送達を受けた日）の翌日から起算して 6 か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となる。）、処分の取消しの訴えを提起することができる。


ただし、この許可書を受け取った日又は裁決の送達を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、処分の日又は裁決の日から 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。

記

行為の種別	
日時又は期間	
場所	
目的	
内容	
許可条件	別紙のとおり

グリーンシーズン団体利用の手引き



 豊滝野すずらん丘陵公園

目次

I. はじめに	1
II. 滝野公園の概要	1
1. 基本事項	2
1) 開園日時	2
2) 入園料	2
3) 駐車料金	3
2. 施設概要	4
1) 渓流ゾーン	4
2) 中心ゾーン	8
3) 滝野の森ゾーン	12
4) 休憩所	15
5) トイレ	17
6) コインロッカー	18
7) 無料貸出物品	19
III. 団体受付・下見の方法	20
1. 団体受付	20
2. 下見	21
IV. 当日の利用方法	22
1. こどもの谷・カントリーガーデン（有料エリア）	22
2. 炊事遠足広場（無料エリア）	25
3. 滝野の森ゾーン（有料エリア）	28
V. 救護	29
1. 救護室	29
2. 緊急車両の要請	29
VI. 注意事項	30
1. 禁止行為	30
2. 持ち込み禁止物品	30
3. ペット同伴のお客様へ	30
VII. よくある問い合わせ	31

様式集

- ・ 様式-1 炊事遠足広場・一般遠足 利用申込書
- ・ 様式-2 身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳 所有証明書

申し込み日時 平成____年____月____日(____)曜日 ____時____分

FAX : 011-592-4061

炊事遠足広場
一般遠足 **利用申込書**

滝野すずらん丘陵公園 案内所

TEL : 011-592-3333

※該当する項目の□にチェック(☑)を付けてご記入の上、FAXにて利用日前日の閉園1時間前までにお申し込み下さい

申込者	団体名					
	担当者名					
	連絡先	住所 〒				
	TEL : _____	FAX : _____	当日の緊急時の連絡先(携帯電話番号) : _____			
利用希望日時	平成____年____月____日(____)曜日 ____時____分 ~ ____時____分頃まで 天候不順の場合 (<input type="checkbox"/> 実施する <input type="checkbox"/> 中止する <input type="checkbox"/> 後日再度申し込む)					
利用人数	大人(高校生以上)	小・中学生	小学生未満	シルバー (65歳以上)	身障者手帳・療育手帳・ 精神障害者手帳お持ちの方	合計
	人	人	人	人	人	人
交通手段	<input type="checkbox"/> 大型バス _____台(<input type="checkbox"/> 駐車 <input type="checkbox"/> 送迎) <input type="checkbox"/> マイクロバス _____台(<input type="checkbox"/> 駐車 <input type="checkbox"/> 送迎) <input type="checkbox"/> 普通車 _____台(<input type="checkbox"/> 駐車 <input type="checkbox"/> 送迎) <input type="checkbox"/> その他 (_____)		ご希望駐車場	<input type="checkbox"/> 溪流口 <input type="checkbox"/> 鱒見口 <input type="checkbox"/> 中央口 <input type="checkbox"/> 東口 <input type="checkbox"/> 滝野の森口 <input type="checkbox"/> 南 <input type="checkbox"/> 溪流口 <input type="checkbox"/> 鱒見口 <input type="checkbox"/> 中央口 <input type="checkbox"/> 東口 <input type="checkbox"/> 滝野の森口 <input type="checkbox"/> 南 <input type="checkbox"/> 溪流口 <input type="checkbox"/> 鱒見口 <input type="checkbox"/> 中央口 <input type="checkbox"/> 東口 <input type="checkbox"/> 滝野の森口 <input type="checkbox"/> 南 <input type="checkbox"/> 溪流口 <input type="checkbox"/> 鱒見口 <input type="checkbox"/> 中央口 <input type="checkbox"/> 東口 <input type="checkbox"/> 滝野の森口 <input type="checkbox"/> 南		
※身障者手帳等または所有証明書を提示して 入園料 ・ 駐車料金 の 免除を (<input type="checkbox"/> 受ける <input type="checkbox"/> 受けない)						
領収書について						
利用施設	溪流ゾーン		中心ゾーン		滝野の森ゾーン	
	<input type="checkbox"/> 鱒見の滝 <input type="checkbox"/> 炊事遠足広場 <input type="checkbox"/> 平成の森 <input type="checkbox"/> アシリベツの滝 <input type="checkbox"/> 厚別川 <input type="checkbox"/> パークブリッジ下広場 <input type="checkbox"/> その他		<input type="checkbox"/> カントリーガーデン <input type="checkbox"/> こどもの谷 <input type="checkbox"/> すずらんの丘展望台 <input type="checkbox"/> 森のすみか <input type="checkbox"/> ローンスタジアム <input type="checkbox"/> つどいの森 <input type="checkbox"/> その他		<input type="checkbox"/> 滝野の森西エリア <input type="checkbox"/> 森の情報館 <input type="checkbox"/> 滝野の森東エリア <input type="checkbox"/> 森の交流館 <input type="checkbox"/> 森の教室 <input type="checkbox"/> その他	
利用希望	利用希望研修室等				希望時間帯	
研修室等	<input type="checkbox"/> 森の情報館レクチャールーム <input type="checkbox"/> 森の交流館研修室 <input type="checkbox"/> 多目的広場				: ~ :	

下見 申込書

※下見は平日のみ受け付けております。ご希望の場合には、以下もご記入下さい

※下見は1団体1回に限り、駐車料金は1台、入園料は5名まで無料です

下見希望日時	平成____年____月____日(____)曜日 ____時____分頃ご来園				
下見予定人数	_____人	交通手段	<input type="checkbox"/> 車両_____台 <input type="checkbox"/> 路線バス <input type="checkbox"/> その他		

FAX : 011-592-4061

記入例

炊事遠足広場
一般遠足 利用申込書

滝野すずらん丘陵公園 案内所

TEL : 011-592-3333

※該当する項目の□にチェック () を付けてご記入の上、FAXにて利用日前日の閉園1時間前までにお申し込み下さい

申込者	団体名	たきのアウトドアクラブ				
	担当者名	滝野 一郎				
	連絡先	住所 〒005 - 0862 札幌市南区滝野 247 番地				
		TEL : 011 - 592 - 3333	FAX : 011 - 592 - 4061			
		当日の緊急時の連絡先 (携帯電話番号) : 090 - 52×△ - 2◆○8				
利用 希望日時	平成 23 年 6 月 28 日 (月) 曜日 10 時 30 分 ~ 15 時 30 分頃まで 天候不順の場合 (<input type="checkbox"/> 実施する <input type="checkbox"/> 中止する <input checked="" type="checkbox"/> 後日再度申し込む)					
利用人数	大人(高校生以上)	小・中学生	小学生未満	シルバー (65歳以上)	身障者手帳・療育手帳・ 精神障害者手帳お持ちの方	合計
	12 人	58 人	人	人	17 人	87 人
交通手段	<input checked="" type="checkbox"/> 大型バス 1 台 (<input checked="" type="checkbox"/> 駐車 <input type="checkbox"/> 送迎) <input checked="" type="checkbox"/> マイクロバス 1 台 (<input checked="" type="checkbox"/> 駐車 <input type="checkbox"/> 送迎) <input checked="" type="checkbox"/> 普通車 1 台 (<input checked="" type="checkbox"/> 駐車 <input type="checkbox"/> 送迎) <input type="checkbox"/> その他 ()		ご希望 駐車場	<input type="checkbox"/> 溪流口 <input type="checkbox"/> 鱒見口 <input checked="" type="checkbox"/> 中央口 <input type="checkbox"/> 東口 <input type="checkbox"/> 滝野の森口 <input type="checkbox"/> 南 <input type="checkbox"/> 溪流口 <input type="checkbox"/> 鱒見口 <input type="checkbox"/> 中央口 <input type="checkbox"/> 東口 <input type="checkbox"/> 滝野の森口 <input type="checkbox"/> 南 <input type="checkbox"/> 溪流口 <input type="checkbox"/> 鱒見口 <input checked="" type="checkbox"/> 中央口 <input type="checkbox"/> 東口 <input type="checkbox"/> 滝野の森口 <input type="checkbox"/> 南 <input type="checkbox"/> 溪流口 <input type="checkbox"/> 鱒見口 <input checked="" type="checkbox"/> 中央口 <input type="checkbox"/> 東口 <input type="checkbox"/> 滝野の森口 <input type="checkbox"/> 南		
※身障者手帳等または所有証明書を提示して 入園料 ・ 駐車料金 の 免除を (<input checked="" type="checkbox"/> 受ける <input type="checkbox"/> 受けない)						
領収書に ついて	記入例) 領収書は、レシートではなく、宛名入りの領収書にしてほしい。 宛名は、団体名と異なり、「たきのアウトドアクラブセンター」としてほしい。					
利用施設	溪流ゾーン <input type="checkbox"/> 鱒見の滝 <input checked="" type="checkbox"/> 炊事遠足広場 <input type="checkbox"/> 平成の森 <input type="checkbox"/> アシリベツの滝 <input type="checkbox"/> 厚別川 <input type="checkbox"/> パークブリッジ下広場 <input type="checkbox"/> その他		中心ゾーン <input type="checkbox"/> カントリーガーデン <input type="checkbox"/> こどもの谷 <input type="checkbox"/> すずらんの丘展望台 <input type="checkbox"/> 森のすみか <input checked="" type="checkbox"/> ローンスタジアム <input type="checkbox"/> つどいの森 <input type="checkbox"/> その他		滝野の森ゾーン <input type="checkbox"/> 滝野の森西エリア <input type="checkbox"/> 森の情報館 <input type="checkbox"/> 滝野の森東エリア <input type="checkbox"/> 森の交流館 <input type="checkbox"/> 森の教室 <input type="checkbox"/> その他	
利用希望 研修室等	利用希望研修室等 <input type="checkbox"/> 森の情報館レクチャールーム <input type="checkbox"/> 森の交流館研修室 <input type="checkbox"/> 多目的広場				希望時間帯 : ~ :	

下見 申込書

※下見は平日のみ受け付けております。ご希望の場合には、以下もご記入下さい

※下見は1団体1回に限り、駐車料金は1台、入園料は5名まで無料です

下見希望日時	平成 23 年 6 月 24 日 (木) 曜日 10 時 30 分頃ご来園				
下見予定人数	4 人	交通手段	<input checked="" type="checkbox"/> 車両 1 台 <input type="checkbox"/> 路線バス <input type="checkbox"/> その他		

身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳 所有証明書

来園日 平成____年____月____日

滝野管理センター長 殿

団体名 _____
 住 所 _____
 代表者氏名 _____ 印

当団体は、滝野すずらん丘陵公園に入園する際に、身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者福祉手帳を所有していることを下記のとおり証明します。

記

NO	氏名	手帳の種類	手帳の番号	備考
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				
21				
22				
23				
24				
25				

※手帳の代わりとなりますので、必要事項を記入の上、当日、駐車料金所で提示して下さい
 ※記入欄が足りない場合は、この証明書をコピーしてお使い下さい

国営滝野すずらん丘陵公園消防計画（案）

【総 則】

（目的）

第1条 この消防計画は、消防法第8条第1項の規定に基づき、国営滝野すずらん丘陵公園における、火災、震災その他の災害等の予防及び防止並びに人命の安全確保のため、防火管理についての必要な事項を定める。

（諸規定との関係）

第2条 消防法の規定のほか、「国土交通省庁舎の管理に関する訓令（平成13年国土交通省訓令第65号）」に定める規定を準用する。

【防火管理組織】

（防火管理委員会）

第3条 防火管理の目的を達成するため「防火管理委員会」を設け、下記について審議する。

- (1) 消防計画及び実践に関すること
- (2) 消防用設備等の改善強化について
- (3) 防火思想の普及教育について
- (4) 管理区分における消防計画の調整
- (5) その他防火管理に関すること

（委員会の構成）

第4条 前条の委員会は、国営滝野すずらん丘陵公園事務所（以下「事務所」という。）においては、所長、総務課長、工務課長、総務係長、工務係長、建築設備係長をもって、滝野管理センター（以下「センター」という。）においては、センター長、課長、課長、をもって、事務所とセンターの合同により構成する。

- 2 防火管理委員会の総括担当者は防火管理者の総務課長とし、議長は工務課長とする。

（委員会の開催）

第5条 防火管理委員会は、総括担当者又は議長が必要と認めたときに招集する。

（副防火管理者の指定）

第6条 管理者は、公園施設一円の防火管理体制に万全を期すため、センターの課長を副防火管理者に指定する。

- 2 副防火管理者の任務は「別記1」のとおり。

(補助者の指名)

第7条 管理者は、防火管理業務の遂行に必要な補助者を指名する。

2 補助者の指名及び任務は「別記2」のとおり。

(火気責任者の指名と任務)

第8条 日常の火災予防を期するため、防火管理者は、火気責任者を指名する。

2 火気責任者の指名及び任務は、「別記3の1」及び「別記3の2」のとおり。

(自衛消防組織)

第9条 火災その他の災害等の発生時の被害を最小限に止めるため、自衛消防隊を編成する。

2 自衛消防隊の組織及び任務は、「別記4の1」及び「別記4の2」のとおり。

【消防用設備等の検査等】

(自主検査)

第10条 防火管理者は、消防用設備等の機能の良否について、自主検査を実施するものとし、その対象及び項目等は、「別記5」のとおりとする。

2 副防火管理者は、国の施設以外に維持管理業務を受託している施設について、消防用設備等を運営している期間中は毎月1回、施設の消防用設備等の自主検査を実施し、防火管理者に報告するものとする。

(検査及び報告等)

第11条 管理権原者は、消防用設備等の機能維持のため、有資格者による点検を「別記5」により実施し、南消防署長に報告する。

【震災対策】

(震災予防措置)

第12条 防火管理者及び副防火管理者並びに火気責任者は地震時の災害発生を予防するため、次の事項の自主点検を行うものとする。

- (1) 建物及び施設内に陳列又は設置してある物の倒壊、転倒及び落下の恐れのあるものの点検
- (2) 火気使用設備器具の転倒及び落下の防止についての点検
- (3) 火気使用設備器具の自動消火装置及び燃料停止装置の作動についての点検
- (4) 危険物施設及び当該施設内の物品等の転倒及び落下並びに流出の防止についての点検

(地震時の活動)

第13条 地震時の活動は、第9条によるほか、次の措置をとらなければならない。

- (1) 火気責任者又は火気を使用している者は、火気使用設備器具の使用を停止するとともに、燃料の供給を遮断し出火の防止に努めること。
- (2) 地震が発生したときは、情報収集のため通報連絡係は、テレビ、ラジオ及び関係機関からの情報を収集し自衛消防隊長に報告すること。
- (3) 自衛消防隊長は施設等の被害状況及び地震状況を各班員等に把握させるとともに、必要な事項を指示すること。
- (3) 避難又は移動は隊列を組み避難するとともに、先頭と最後尾に避難誘導係を配置すること。

(地震後の安全確認)

第14条 防火管理者及び副防火管理者並びに火気責任者は、地震動の終了後、建物等及び消防用設備等の点検を行い、安全を確認するものとする。

【教育訓練】

(訓練等)

第15条 自衛消防活動の一環として、火災等の災害が発生したことを想定し、人的・物的な被害を最小限に止めるための「消火」・「通報」・「避難誘導」の各訓練を実施する。

2 訓練の実施要領は別に定める。

附則 この計画は、平成16年4月1日から施行する。

平成23年4月1日一部変更し施行する。

「別記1」

副防火管理者の指定及び任務

管理者は副防火管理者として維持管理業務の受託者である「センター」 課長を副防火管理者に指定する。

副防火管理者は防火管理者の指示を受け、公園施設の防火管理の指導監督にあたる。

「別記2」

補助者の指名及び任務

管理者は防火管理業務遂行に必要とする補助者として、下記の者を指名する。

所 属	職 名	補 助 者 の 任 務
事 務 所	総務係長	防火管理者の事務に関する補助
事 務 所	建築設備係長	電気設備・消防施設保守点検業務の監督及び施設管理
センター		副防火管理者の指示を受け、公園施設についての防火管理事務を補助する。

火 気 責 任 者 の 指 名 (案)

「別記3の1」

施設の区域	主施設の名称	付随施設の名称	管理権原者	火気責任者		副火気責任者		備 考
庁舎等エリア	庁舎(事務所使用区域)		国	事務所	総務係長	事務所	工務係長	
	" (センター使用区域)		国	センター		センター		
	車庫棟(事務所使用区域)		国	事務所	総務係長	事務所	工務係長	
	" (センター使用区域)		国	センター		センター		
渓流口エリア	料金所・門衛所	(便所)	国	センター		センター		
	案内所		案内所横	国	センター		センター	
	ロッジゆきざさ		炊事遠足広場(2)	国	センター			
	レストランアシリベツ		アシリベツの滝、渓流園	国	センター			
	釣り堀			国	センター			
	白帆電気室		(四阿)	国	センター			
作業センター	炊事遠足広場(2)	国		センター				
汚水処理場		国		センター				
鱒見口エリア	鱒見料金所	(便所)	国	センター		センター		
	サイクルセンター		国	センター		センター		
	鱒見口売店		国	センター				
中央口エリア	中央口休憩所(A)	(便所)	国	センター		センター		
	中央口売店		国	センター				
	中央口休憩所(B)		国	センター		センター		
東口エリア	カントリーハウス	(四阿)	国	センター		センター		
	カントリーハウス内レストラン・売店		収穫小屋、展望の庭、峠の庭 花人の隠れ家、収穫の谷展望台	国	センター			
	(仮称)休憩棟			国	センター			
	(仮称)ボランティア棟			国	センター		センター	
	(仮称)研修棟			国	センター		センター	
	東口レストハウス		つどいの森	国	センター		センター	
こどもの谷エリア	すずらんの丘展望台	(管理施設)	国	センター		センター		
	滝野天文台		貯水槽(配水池)、ポンプ場(1) ポンプ場(2)、排水槽	国	センター		センター	
	虹の巣ドーム			国	センター		センター	
	あり塚の塔			国	センター		センター	
	ありの巣トンネル			国	センター		センター	
	子供の谷休憩所			国	センター		センター	
滝野の森エリア	森の交流館		国	センター		センター		
	森の教室		森の炊事場 南駐車場トイレ	国	センター		センター	
	森見の塔			国	センター		センター	
宿泊エリア	オートリゾート滝野	(四阿)	国	センター		センター		
宿泊エリア	青少年山の家		札幌市					

【略称】 国土交通省 = 国 滝野管理センター = センター

火気責任者の任務

(平成13年1月6日国土交通省訓令第65号)

国土交通省庁舎の管理に関する訓令(抜粋)

(火気責任者)

第14条 管理者は、庁舎等の場所単位に火気責任者を定めて、火気を直接使用する設備及び器具を管理させるものとする。

2 火気責任者は、火災予防のため次に掲げる措置を講じなければならない。

- 一 使用していない電気のスイッチを切ること。
- 二 使用していないガスの元栓を締めること。
- 三 残火を点検し、完全に消滅させること。
- 四 引火のおそれのある物件を処理すること。
- 五 前各号に掲げるもののほか、発火防止のため必要な措置を講じなければならない。

(副火気責任者)

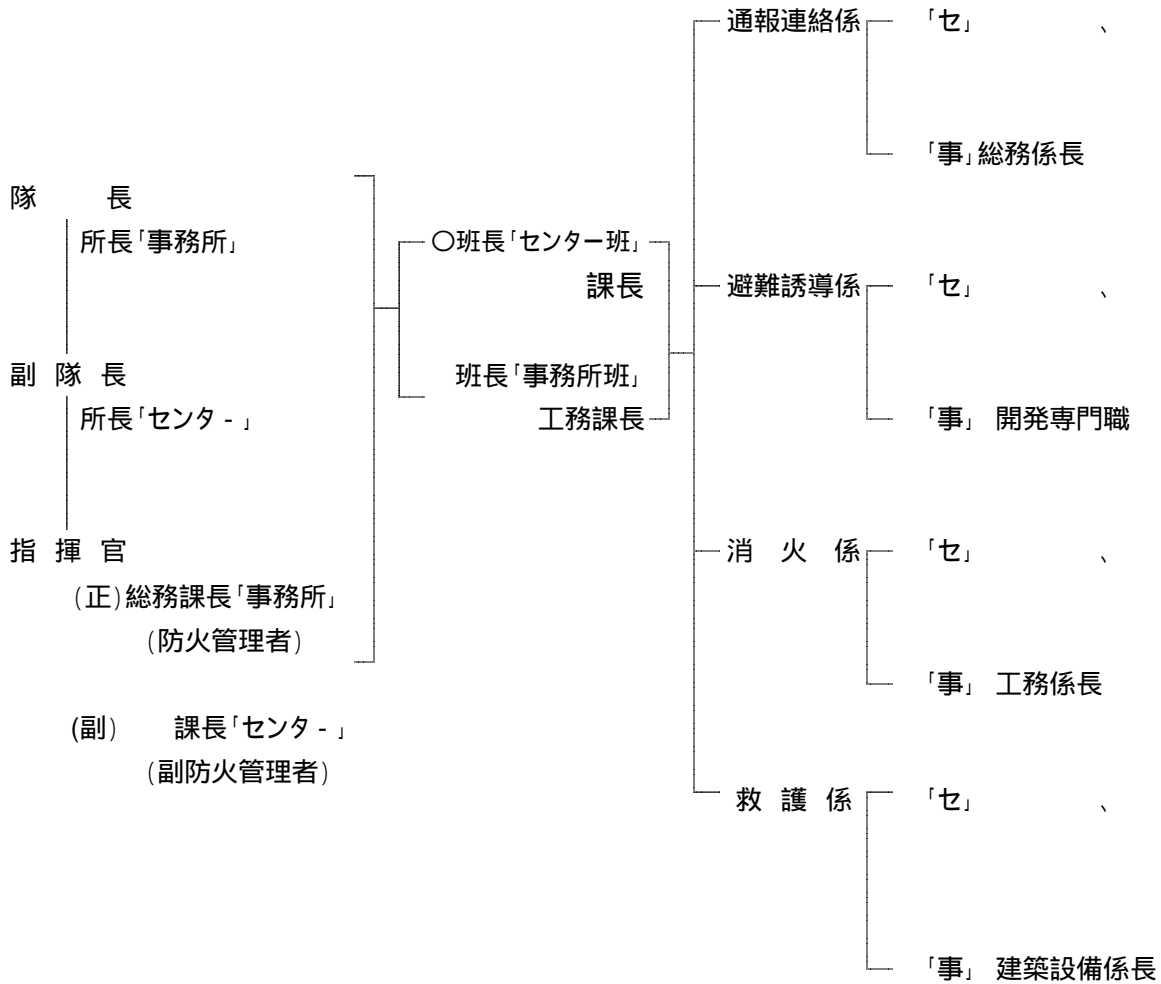
(指名) 管理者は、施設に即して副火気責任者を指名する。

(任務) 副火気責任者は、火気責任者の指示を受け火気を直接使用する設備及び器具を管理するものとする。

副火気責任者は、火気設備及び器具に異常がある場合は、火気責任者に報告しなければならない。

国営滝野すずらん丘陵公園自衛消防隊編成表(案)

印は責任者「セ」はセンター職員
印は副責任者「事」は事務所職員



自衛消防隊任務分担表

消防隊役職		任務の分担
隊長	所長「事務所」	火災発生時における自衛消防隊活動の総指揮及び状況の掌握 その他必要な事項
副隊長	所長「センタ - 」	隊長の全般的な補佐 隊長不在時の隊長代行 その他必要な事項
指揮官	正「防火管理者」 副「副防火管理者」	隊長の指示による自衛消防活動の指揮及び監督 「事務所班」通報連絡係に消防車の入園路誘導を指示(溪流口で待機) 「センタ - 班」通報連絡係に事務所横の門扉の開閉を指示 その他必要な事項
		指揮官は火災発生場所」により交代する。 「公園施設火災の時は、副防火管理者が指揮をとる。」 (理由、施設の状況を熟知している者が指揮を執る。)
班長	事務所班 センター班	班における自衛消防活動の指示 各係の消防活動の掌握 その他必要な事項 各係の活動状況を隊長に報告
通報連絡係		在庁者に対する火災発生の周知、避難指示(庁舎等で火災発生の場合) 入園者に対する火災発生の周知、避難指示(公園内で火災発生の場合) 消防署への通報 その他必要な事項 通報連絡状況を班長に報告
避難誘導係		在庁者を避難場所へ誘導(庁舎等で火災発生の場合) 入園者を避難指定場所へ誘導(公園内で火災発生の場合) 未避難者の確認 その他必要な事項 避難状況を班長に報告
消火係		最寄りの消火器、消火栓による初期消火 その他必要な事項 消火活動の状況を班長に報告
救護係		負傷者の応急救護 救急隊(119番)への連絡 その他必要な事項 救護活動の状況を班長に報告
搬出警護係		非常持ち出し文書(重要文書)の搬出及び管理 危険区域の立ち入り警護 その他必要な事項 搬出警護の状況を班長に報告

消防用設備点検計画

	点検実施項目及び時期			点検実施者
	作動点検 外観点検 (6ヵ月に1回) 機能点検		総合点検 (年1回)	
自動火災報知器	6月	12月	12月	有資格者による点検
消火器				
屋内消火栓				
ガス漏れ警報機				
排煙装置				
誘導灯				
火気使用設備等	6月	12月	12月	有資格者による点検
危険物施設				
電気設備				

12月期の総合点検結果については、南消防署長に報告する。

点検の実施者は「別記6」による。

防火管理業務の委託状況

(平成23年4月1日現在)

委託の方式	<p>(業務委託名)</p> <p>滝野公園 自家用電気工作物保守点検外一連業務</p> <p>*一連業務に下記業務を含む。</p> <p>防災設備、地下オイルタンクの保守及び点検</p>
<p>受託者の名称及び住所</p> <p>〔 法人にあっては 名称及び主たる 事務所の所在地 〕</p>	<p>氏名(名称)</p> <p>千翔エンジニアリング株式会社</p> <p>代表取締役 稲見 孝明</p> <p>住所(所在地)</p> <p>札幌市東区北23条東10丁目1番7号 011-721-8921</p> <hr/> <p>担当事務所</p> <p>札幌市東区北23条東10丁目1番7号 011-721-8921</p>
受託者の行う防火管理業務の範囲	<p>滝野公園「危険物製造所等」の保安監督、点検</p> <p>滝野公園 消防用設備点検業務「別記5」</p> <p>滝野公園 電気施設の保守</p> <p>滝野公園 火気使用施設の自主点検及び巡回指導</p>
受託者の行う防火管理業務方法	有資格者による保守、監督、検査を実施する。

3年継続しているイベント・連携先

	名称	時期	イベント内容・連携先
主 催	滝野わんぱくフェスタ	4月下旬～5月上旬	紙ヒコーキづくりや風車づくりなど NPO 法人こども共育サポートセンター
	花のある北のくらし塾 誰でも簡単ハーブ活用術	5月～9月	ハーブの効用とハーブを活用したさまざま なクラフト体験など ハーブコーディネーター 狩野亜砂乃氏
	パッチワークキルト展	6月	草花や風景などをモチーフとしたパッチ ワークキルトの世界を紹介 斉藤純子パッチワークキルト教室
	オータム(オクトーバー)フェス ティバル	9月又は10月	地域文化や特産品などの紹介 南区商店街連絡協議会
	滝野公園歩くスキー大会	1月	6km・10km・16kmのコースを完歩する 大会 北海道新聞社・NPO 法人北海道歩くス キー協会
共 催	ニューイヤー歩くスキー大会	1月	大人から子どもまでを対象とした6km・ 10km・16kmのコースを完歩する大会 読売新聞社・NPO 法人北海道歩くス キー協会
	道民・札幌市民歩くスキーの 集い	3月	シーズン最後の大会 NPO 法人北海道歩くスキー協会

行催事・利用プログラムについて

1. 国費の支出対象となる行催事・利用プログラムについて

- 1) 国営滝野すずらん丘陵公園運営維持管理基本方針に則していること
- 2) 公園・緑化に関する意識の高揚や知識の普及に資するもの
- 3) 歴史や自然に関する学術的なもの
- 4) その他公園のイメージアップや利用促進に資するもので国営公園内の行催事としてふさわしいものの

2. 国費を充当できる支出項目について

国費を充当できる支出項目は、当公園の行催事としてふさわしいものであるとともに、公共性が高く、利用者全体に関わるもので、社会通念上理解の得られる範囲内での必要十分な経費に限られる。

なお具体には以下のとおりとする。

- 1) 会場設営費
- 2) 会場運営費（飲食費については不可）
- 3) 資機材費（参加者が持ち帰らない工作物等材料費は可）
- 4) 講師謝礼金
- 5) パンフレット類等広報物作成費

3. 国費を充当できない支出項目について

国費の支出対象となる行催事であっても、以下の項目には国費を充当できない。

- 1) 参加者に配付する参加賞
- 2) 参加者が持ち帰る工作物等の材料費

ただし、いずれの場合にも国費以外の自主財源、または参加者からの参加費を充当することを妨げない。

4. 主催イベント

1) 行催事

事業者は、北海道開発局札幌開発建設部主催の行催事を適切に実施し、公園の設立趣旨の達成及び利用の促進に寄与する。

行催事は以下の4つの大型主催イベントを想定しているが、下記以外の行催事についても適切に行う。

- ・チューリップ・すずらんフェスタ（6月頃）
- ・ラベンダーフェスタ（7月頃）
- ・コスモスフェスタ（9月・10月頃）
- ・滝野スノーフェスティバル（2月頃）

2) 利用プログラム

事業者は、計画に基づく利用プログラムを適切に実施し、公園の設立趣旨の達成及び利用の促進に寄与する。

利用プログラムは、本公園の基本方針に即した、事業者が主催する 10 人程度以上を想定した体験系、コンテスト系、展示系、講習会系の 4 つのプログラムで、入園者に対するサービス水準向上の一貫として提供されるサービスとする。

なお上記期間中に開催する主催イベントについては、各大型主催イベント名を冠につけて、広報してもよい。

5. 補完イベント

国費の支出対象となる事業について自主財源を充当するものを補完事業といい、補完事業として実施する行催事を「補完イベント」という。

補完イベントについては、一の行催事の支出項目の中で、人件費等は国費を充当し、その他は自主財源を充当することができる。

具体的な内容については、提案の内容を踏まえて発注者と協議の上、年間行事計画書に記載して実施するものとする。

6. 自主イベント

本業務の目的達成や利用促進の一環として、人件費を含む国費を一切充当せず、都市公園法（昭和 31 年法律第 79 号）第 5 条、第 6 条又は 12 条に基づく許可を得た上で実施する事業を自主事業といい、自主事業として実施する行催事を「自主イベント」という。

自主イベントに実施にあたっては、都市公園法施行令（昭和 31 年政令 290 号）第 20 条に基づき、占有した土地または建物の使用料を納めることが必要となる。ただし、公共性の高い行催事を公園管理者との共催により行う場合、使用料が不要となる場合がある。

具体的な内容については、提案の内容を踏まえて発注者と協議の上、年間行事計画書に記載するものとする。

7. 持ち込みイベント

第 3 者が都市公園法（昭和 31 年法律第 79 号）第 5 条、第 6 条又は 12 条に基づく許可を得た上で実施する行催事を「持ち込みイベント」という。

事業者は、実施に向け必要な調整を行わなければならない。なお、継続する可能性の高い持ち込みイベントは以下の通りである。

- ・ 歩くスキー講習会
- ・ 障害者歩くスキーの集い
- ・ DOG PIT Lure Coursing
- ・ DOG DISC GAME CHAMPIONSHIP

8. 行催事における印刷、名義使用等について

1) 印刷物の作成及び行事の実施についての協議

当公園内で行事を実施する場合又は委託費(一部他の資金を活用する場合を含む。)により広報宣伝又は利用者指導等に関する印刷物を作成し、又は行事を実施する場合には、十分時間的余裕をもって協議の上、書面により事前に国の承諾を得るものとする。

2) 行催事における北海道開発局の名義使用等について

公園内行事における北海道開発局の名義使用等は、以下に従って施行するものとする。

委託費が投入(一部他の資金の活用を含む。)される場合

北海道開発局は「主催」または「共催」とする。

委託費の投入がなく、他の資金により行われる場合

その内容が

(1) 宗教的・政治的色彩がないこと

(2) 公共性が高く、公園内のイメージアップにつながること

の条件を両方とも満たすものについては(後援依頼文書の提出を受けて)「後援」をするものとする。この場合、主催者は文書により北海道開発局の名義使用の許可を得なければならない。

3) 印刷物及び行事に係わる表示

委託費(一部他の資金を活用する場合を含む。)により印刷物を作成し、又は行事を実施する場合には当該印刷物を作成し、又は行事を実施する者として、次に掲げる表示を行うものとする。ただし、表示の詳細については個別に協議をして定めるものとする。

滝野公園ボランティア規約

滝野公園ボランティア規約	
第1章 総則	
(目的)	
第1条	<p>本ボランティアは、国営滝野すずらん丘陵公園(以下「本公園」という。)において、“自然とのふれあい”を実現するために、本公園にふさわしいレクリエーション活動の場を創造し、また、地域や市民との連携による新しい社会づくりへ貢献するための活動を行っていただくことを目的とします。</p> <p>本規約は、当該活動を円滑に推進することを目的として、国営滝野すずらん丘陵公園滝野管理センター(以下、管理センターという。)が定めるものです。</p>
(名称)	
第2条	<p>本活動に参加するボランティア組織及びその構成員の総称を、滝野公園ボランティア(以下本会という。)と称します。各ボランティア組織の構成員個人については、本会においてはメンバーと称します。</p>
(構成及び資格・ボランティア組織登録)	
第3条	<p>本会は、本公園で活動する全てのボランティア組織によって構成します。</p> <p>2 本会を構成するボランティア組織は、管理センターが入会を認定・登録した組織・団体とします。</p> <p>3 本会を構成するボランティア組織の認定・登録は、1年度毎の更新とさせていただきます。</p> <p>4 次の各号に掲げる条件を満たした場合に、本会を構成するボランティア組織及びその構成メンバーとして認定します。</p> <p>一 公園の管理運営方針に適合した活動を実施する場合</p> <p>二 維持管理上・運営管理上必要な作業を企画・実施または補助している場合</p> <p>三 団体・組織としての規約・会則等が明確であり、公園として認められる内容である場合</p> <p>四 公園スタッフの一員として必要な研修(当公園についての基本情報、活動時における安全管理、来園者への対応のあり方等)を修了していただいている場合</p> <p>五 活動についての対価が無償である場合</p> <p>5 本会を構成するボランティア組織は次の各号に掲げる内容について記載した「ボランティア活動実施計画書」を作成、管理センターに提出していただきます。</p> <p>一 活動(団体)名</p> <p>二 活動目的 : なぜこの活動を行うのかについて記載</p> <p>三 活動内容 : 実際に行う活動を具体的に記載</p> <p>四 活動エリア : どこを活動範囲、活動拠点とするかについて記載</p> <p>五 活動期間・時間 : いつ活動するのかについて記載</p> <p>六 登録者名簿 : 本会に登録するメンバーの氏名、連絡先等について記載</p> <p>七 代表者名、連絡先</p> <p>八 その他 : 過去の活動実績、母体団体の存在等管理センターが記載を必要とする事項について記載</p> <p>6 「ボランティア活動実施計画書」は、当該ボランティア組織の活動を認定する際及び年度毎の更新時にも作成・提出していただきます。</p> <p>7 登録の有効期間は年度末までとします。</p> <p>8 本会を構成するボランティア組織が、事情によりやむを得ず1年以上活動を休止する場合には、その期間を書面にて管理センターに提出いただいた上で休会扱いとします。一度休会した後に復帰する場合には、その構成メンバーについては、管理センターによる再研修を受講していただいた後に再登録して活動を行うこととします。</p>
第2章 事務局及び役員等	
(事務局)	
第4条	<p>本会の事務局は管理センターの担当係に置きます。</p>
(役員)	
第5条	<p>本会には、次の役員を置きます。</p> <p>世話人 各構成ボランティア組織より1名 代表世話人 世話人の中から1名</p> <p>2 代表世話人は本会を代表し、事務局との連絡調整を行い、ボランティア活動全体の円滑な運営に努めていただきます。</p> <p>3 世話人は代表世話人を補佐し、メンバー相互の連絡調整を図り、活動の円滑な運営に努めていただきます。</p>

(選任)	
第6条	<p>本会の世話人は、各構成ボランティア組織内において、構成メンバーの立候補または推薦により選任されます。</p> <p>2 代表世話人は、世話人の互選により選任されます。</p>
(任期)	
第7条	各役員の内任期は1年とし、再任は妨げません。
(役員会)	
第8条	<p>役員会は、代表世話人、世話人、事務局担当者で構成し、活動の状況に応じて代表世話人の召集により開催します。</p> <p>2 役員会(世話人会議)は、世話人またはメンバーから提案される活動方針や活動内容の連絡調整、活動で生じる様々な課題等を討議します。</p>
(総会)	
第9条	総会は、本会の活動状況の報告や活動計画及びその他の案件の意見交換や承認・決議等を行う場として、代表世話人と事務局担当者との協議により必要に応じて開催します。
第3章 構成メンバーの登録	
(構成メンバーの登録)	
第10条	<p>各構成ボランティア組織は研修終了後に構成メンバーへの登録の意思確認を行っていただき、同意された方をメンバーとして登録し、「ボランティア活動実施計画書」の登録者名簿に記載して提出していただきます。提出後に登録メンバーを追加される場合については、その登録の旨を別途書面にて提出していただきます。なお、住所等の個人情報は、登録メンバーから直接管理センターへ提出していただくこととします。</p> <p>2 各構成ボランティア組織は、年度当初に構成メンバーへの登録更新の確認を行っていただき、同意された方をメンバーとして登録し、「ボランティア活動実施計画書」の登録者名簿に記載して提出していただきます。提出後に登録メンバーを追加される場合については、その登録の旨を別途書面にて提出していただきます。なお、住所等の個人情報は、登録メンバーから直接管理センターへ提出していただくこととします。</p> <p>3 メンバーは、登録する年度の3月31日に11歳以上であることとします。また、18歳未満の者については、活動時に保護者同伴であることとします。</p> <p>4 前3号に適合する場合においても、活動内容について管理センターが適切でないと判断した場合には、未成年者の当該活動への参加を認めないものとします。</p> <p>5 登録の有効期間は年度末までとします。</p> <p>6 メンバーは、家庭の事情等でやむを得ず1年以上活動を休止する場合には、その期間を書面にて管理センターに届けていただいた上で休会扱いとします。一度休会した後に復帰される場合には、管理センターによる再研修を受講していただいた後に再登録して活動を行うこととします。</p>
(登録に必要な研修)	
第11条	<p>本会の活動を実施する際には、次の各号に掲げる事項に関する研修を受講していただきます。特に、一、二、三号については最初の園内活動前に研修を修了する必要があります。当研修は管理センターが行います。</p> <p>一 当公園についての基本情報</p> <p>二 活動時における安全管理</p> <p>三 来園者への対応のあり方</p> <p>四 別途指定する研修</p>
第4章 活動内容	
(活動内容)	
第12条	<p>第1条の目的を達成するため、次の各号に掲げる内容について活動していただきます。</p> <p>一 管理センターとの協議により定めた活動</p> <p>二 別途指定する活動</p> <p>2 本会の活動に当たっては公園規則を遵守し、公園のボランティアとして相応しい服装、言動、行動に十分ご配慮下さい。</p>
(活動エリア)	
第13条	本会の活動エリアは、原則として本公園供用区域内とします。但し、他の施設・団体等との交流や、活動上必要な研修を実施する場合等はこの限りではありません。
(活動日時)	
第14条	<p>本会の活動期間・時間は、原則として、国営滝野すずらん丘陵公園の開園期間・時間内とします。</p> <p>2 活動計画日以外の日または時間に活動する場合は、管理センターと協議していただきます。</p>

第5章 IDカード及び活動支援	
(IDカード)	
第15条	<p>管理センターは、登録したメンバーに対してIDカードを発行します。</p> <p>2 メンバーには、本公園内での活動中や入退園時には必ずIDカードを携行していただきます。</p> <p>3 本会の活動を目的とするメンバー本人の来園については、管理センターの発行するIDカードを提示していただくことにより、活動日および研修日(自主研修含む)に限って入園料金、駐車料金ともに無料とします。</p> <p>4 IDカードは個人的な来園時には使用してはいけません。不正な利用があった場合、ボランティアの登録を抹消する場合があります。</p> <p>5 IDカードの有効期間は1年度内とし必要に応じて更新させていただきます。</p> <p>6 本会を休会、退会した場合及びIDカードの有効期間が終了した場合には、速やかにIDカードを返却していただきます。</p>
(活動支援)	
第16条	<p>活動に必要なと認められる資材等は、管理センターが現物を提供します。</p> <p>2 活動にあたって必要な場合には、管理センターとの協議していただいた上で、活動拠点となる場所を提供します。ただし、公園施設として公平かつ清潔な利用に十分ご配慮下さい。</p> <p>3 公園までの交通費相当として、各メンバーに、活動実施した1回・日あたり、源泉徴収を行った後900円を管理センターより支給します。</p>
第6章 ボランティア保険	
(ボランティア保険)	
第17条	<p>メンバーには、ボランティア活動保険への加入をお願いします。ただし、加入にかかる費用は各メンバーにご負担いただきます。</p> <p>2 ボランティア保険加入に関する事務手続きについては、事務局が支援します。</p> <p>3 ボランティア活動中に生じた事故や怪我については、ボランティア保険の適用範囲内で対応します。</p> <p>4 他組織にてボランティア保険に加入時は、証明できるもののコピーを事務局に提出していただきます。</p>
第7章 退会	
(退会)	
第18条	<p>本会を退会するボランティア組織もしくはその構成メンバーは、事前に事務局に報告していただいた上で、書面にてその旨を提出していただきます。</p>
(退会勧告)	
第19条	<p>次の各号に掲げる事項に該当したボランティア組織もしくはその構成メンバーについては、休会または退会勧告、もしくは登録を抹消します。</p> <p>一 他のメンバーを誹謗中傷する行為又は公序良俗に反する行為を行った場合</p> <p>二 来園者の安全・快適な公園利用を妨げる行為を行った場合</p> <p>三 都市公園法等法令等に違反している行為を行った場合</p> <p>四 本会及び国営滝野すずらん丘陵公園の名誉を傷つけ、他の会員に著しく迷惑を及ぼした場合</p> <p>五 無断遅刻・無断欠勤が続いた場合</p> <p>六 その他、本規約、及び活動の手引きのいずれかに違反した場合</p>
第8章 安全衛生管理	
(安全衛生管理)	
第20条	<p>活動にあたっては、活動内容に応じた服装、安全具の装着のほか、活動日の健康状態、自身の安全衛生に留意いただくとともに、公園利用者の安全についても十分に留意して下さい。</p>
第9章 その他	
(個人情報の取扱い)	
第21条	<p>各登録手続きによって提出された個人情報(氏名、住所、連絡先)は、認定及びIDカードの発行許可にかかる公園事務所への協議、活動に関する連絡のためのみに用い、その他の用途には使用しません。</p> <p>2 活動により取得した公園利用者の個人情報については、管理センターにおいて適切に管理します。</p>
(著作権の取扱い)	
第22条	<p>本会活動において制作・撮影された作品等の著作権は、管理センターに帰属します。</p>
付 則	<p>この規約は、平成23年4月23日から施行します。</p>

滝野公園フラワーガイドボランティア細則

- 第1条 本ボランティアは、国営滝野すずらん丘陵公園(以下「本公園」という。)カントリーガーデンにおいて、来園者が適切に見どころに接することが出来るよう、さまざまなガイドを行うことを目的とします。
本細則は、「滝野公園ボランティア規約」に付随するものであり、当該活動を円滑に推進することを目的として、国営滝野すずらん丘陵公園滝野管理センター(以下、管理センターという。)が定めるものです。
- 第2条 本活動に参加するボランティアを、滝野公園フラワーガイドボランティア(以下本ボランティアという)と称します。
- 第3条 本ボランティアはフラワーガイドボランティア(以下、ガイドという。)をもって構成します。
- 第4条 本ボランティアの事務局は本ボランティアの役員により構成されます。
- 第5条 本ボランティアには、次の役員を置きます。
代表幹事 2～3名
- 2 代表幹事はガイドの互選により選任されるものとします。
- 3 代表幹事は本ボランティアを代表し、事務局との連絡調整を行い、ボランティア活動全体の円滑な運営を図るための業務を行っていただきます。また、代表幹事は滝野公園ボランティア規約(案)第5条に掲げられた「滝野公園ボランティア」世話人を兼務していただきます。
- 第6条 各役員の任期は1年とし、再任は妨げません。
- 第7条 役員会は、各代表幹事またはガイドから提案される活動方針や活動内容の連絡調整、活動で生じる様々な課題等を討議します。
- 2 役員会は、代表幹事、管理センター担当職員で構成し、活動の状況に応じて代表幹事もしくは管理センター担当職員の召集により開催します。
- 第8条 総会は、本ボランティアの活動状況の報告や活動計画及びその他の案件の承認・決議を行う場として、代表幹事と事務局担当者との協議により必要に応じて開催します。
- 2 総会は登録ガイドの3分の2の出席をもって成立し、委任状を提出したガイドは出席とみなします。
- 第9条 滝野公園ボランティア規約(案)第11条四号で掲げた研修は、次の各号とします。
- 一 サービス接遇研修
二 新規エリア、新規サービスに関する研修
三 一度休会した後に復帰する場合には、2時間を1単位とする自主的なガイド研修を最低2単位終了した後、再登録してガイド活動を行うこととします。
- 四 前年度の年間ガイド活動が5回に満たなかった場合には、新年度の活動開始時に、2時間を1単位とする自主的なガイド研修を最低2単位終了した後、ガイド活動を行うこととします。
- 第10条 滝野公園ボランティア規約(案)第12条二号で掲げた活動は、次の各号とします。
- 一 フラワーガイド
・園内みどころの案内
・植物に関する各種の情報の提供
・公園に関する各種の案内や禁止事項の周知
- 二 その他別途指定する活動
・札幌旬の公園ツアー等
- 第11条 管理センターは、本ボランティア円滑に活動できるように、各種の情報を速やかに提供します。
・公園に関する各種の情報や禁止事項、連絡体制、イベント情報等、来園者に案内する必要度が高いものについては、管理センターがマニュアル等を作成し、ガイドに提供します。
・花畑やプランターなどに植栽される植物については、それらの配植や性状などの情報を速やかにガイドに提供するとともに、ラベル等も正確なものを設置します。
- 第12条 本ボランティアの活動エリアは、基本的にカントリーガーデンを中心とした本公園供用区域内とします。
- 付 則
この細則は、平成22年5月16日から施行します。

滝野の森クラブ細則(案)

- 第1条 本ボランティアは、国営滝野すずらん丘陵公園(以下「本公園」という。)において、訪れた利用者に対し、滝野の自然の素晴らしさやそれを体験する方法を紹介し、また、保全管理の一部を補助出来る「滝野の森の案内人」となっていただくことを目的とします。
- 本細則は、「滝野公園ボランティア規約(案)」に付随するものであり、当該活動を円滑に推進することを目的として、国営滝野すずらん丘陵公園維持管理業務受託者(以下、管理受託者という。)が定めるものです。
- 第2条 本活動に参加するボランティアを、滝野の森クラブ(以下本クラブという。)と称します。
- 第3条 本クラブはボランティアメンバー(以下、メンバーという。)をもって構成します。また、本クラブはその活動内容によって「森林ガイドボランティア」、「森づくりボランティア」、「インタプリターボランティア」、「遊びの達人ボランティア」に4区分されます。
- 2 「森林ガイドボランティア」は、滝野の森のフィールドをより深く楽しむために、セルフガイドコースを始めとしたネイチャーガイドを活動の中心とします。
- 3 「森づくりボランティア」は、森という素材そのものをより魅力的に、また、安全・快適に楽しめるように整える活動を中心とします。
- 4 「インタプリターボランティア」は、自然を感じ、自然とのふれあいを楽しんだり、その魅力に気づきかけを作るための環境教育プログラムをコーディネートし、実施する活動を中心とします。
- 5 「遊びの達人ボランティア」は、冒険遊び場きのたんの森において、プレーリーダーとして子供たちの安全と自由な遊ぶを見守る活動を中心とします。
- 第4条 本クラブの事務局は本クラブの役員により構成されます。
- 第5条 本クラブには、次の役員を置きます。
- 世話人 6名
代表世話人 世話人の中から1名
- 2 世話人は「森林ガイドボランティア」、「森づくりボランティア」、「インタプリターボランティア」、「遊びの達人ボランティア」各区分より二名ずつ、各登録メンバーの互選により選任されるものとします。また、代表世話人は、世話人の互選により選任されます。
- 3 代表世話人は本クラブを代表し、事務局との連絡調整を行い、ボランティア活動全体の円滑な運営を図るための業務を行っていただきます。また、代表世話人は滝野公園ボランティア規約(案)第5条に掲げられた「滝野公園ボランティア」世話人を兼務していただきます。
- 4 世話人は、代表世話人を補佐し、メンバー相互の連絡調整を図り、活動の円滑な運営を図るための業務を行っていただきます。
- 第6条 各役員の任期は1年とし、再任は妨げません。
- 第7条 役員会(世話人会議)は、各世話人またはメンバーから提案される活動方針や活動内容の連絡調整、活動で生じる様々な課題等を討議します。
- 2 役員会は、代表世話人、世話人、管理受託者担当職員で構成し、活動の状況に応じて代表世話人の召集により開催します。
- 第8条 総会は、本クラブの活動状況の報告や活動計画及びその他の案件の承認・決議を行う場として、代表世話人と事務局担当者との協議により必要に応じて開催します。
- 2 総会は登録メンバーの3分の2の出席をもって成立し、委任状を提出したメンバーは出席とみなします。
- 第9条 滝野公園ボランティア規約(案)第11条四号で掲げた研修は、次の各号とします。
- (森林ガイドボランティア)
- 一 セルフガイドコース研修
 - 二 スノーシュー研修

(森づくりボランティア)
三 森林管理実技研修

(インタープリターボランティア)
四 インタープリテーション研修

(遊びの達人ボランティア)
五 プレーパーク実践研修

(滝野の森クラブ全体)
六 その他、本クラブ内での活動上必要な安全管理に関わる研修
七 その他、本クラブ内での活動に必要な技能に関する研修

第10条 滝野公園ボランティア規約(案)第12条二号で掲げた活動は、次の各号とします。

(森林ガイドボランティア)
一 ネイチャーガイド
二 スノーシューガイド

(森づくりボランティア)
三 森林管理作業の補助
四 世話人は代表世話人を補佐し、メンバー相互の連絡調整を図り、活動の円滑な運営に努めるための業務を行っていただきます。

(インタープリターボランティア)
五 環境学習プログラムの企画・実施

(遊びの達人ボランティア)
六 冒険遊び場きのたんの森の運営補助

(滝野の森クラブ全体)
七 その他、本クラブに係る活動

第11条 本クラブの活動エリアは、基本的に滝野の森を中心とした本公園供用区域内とします。

付 則
この細則は、平成23年4月9日から施行します。

国 滝野すずらん丘陵公園

PARK IDENTITY MANUAL





はじめに

このパークアイデンティティマニュアル (Park Identity Manual=PI)は、「国営滝野すずらん丘陵公園」の開園15周年を迎えるにあたり、札幌市民や道内外の来園者へのサービス向上と、広報の一環として、「より親しみ易く」、「より分かり易く」をコンセプトに、統一した“イメージの定着”と“差別化”をより明確に行ない、当公園のメインとなる中心ゾーンのオープンに向けた公園整備事業や広報活動への理解と認知度の向上、さらには「滝野すずらん丘陵公園」のブランドロイヤリティーの確立を視野に獲えた幅広い活動のサポートツールとして、将来的にも汎用可能なデザイン機能を持たせることを目的として作成しました。

ご使用にあたってはこのPIマニュアルを運用規範としますが、内容・目的により運用規定がありますので、事前に「国営滝野すずらん丘陵公園事務所」までご連絡ください。

使用上の注意

シンボルマーク・ロゴタイプ・マスコットキャラクター等は本PIマニュアルの運用規定により正確に使用して下さい。また、カラー表現も同様に、モノクロ(単色)・カラー(多色)のそれぞれのマニュアル上のカラー指定に従って正確に使用して下さい。

シンボルマーク・ロゴタイプ・マスコットキャラクター等の確定書体組み合わせの使用は、ベーシックエレメントやシグネチャシステムの該当項目を参照とし、正確に表現して下さい。

INDEX

1	ベーシックエレメント		
	シンボルマーク	1	P1
	シンボルマーク割り出し図	2	P2
	シンボルマーク・カラー	3	P3
	シンボルマーク・モノクローム	4	P4
	ロゴタイプ・ロゴタイプ割り出し図	5	P5
	テーマカラー・モノクローム	6	P6
	マスコットキャラクター	7	P7
	マスコットキャラクター・カラー	8	P8
	マスコットキャラクター・アプリケーション	9	P9
	指定書体・和文・英文	10	P10
2	シグネチャシステム		
	シンボルマーク・ロゴタイプ・カラー	1	P11
	シンボルマーク・ロゴタイプ・モノクローム	2	P12
	シンボルマーク・ロゴタイプ・和文指定書体	3	P13
	シンボルマーク・ロゴタイプ・和文・英文指定書体	4	P14
	シンボルマーク・英文指定書体	5	P15
	マスコットキャラクター ^① ・ロゴタイプ・英文指定書体	6	P16
	マスコットキャラクター・アプリケーション ^{①②③④} ・ロゴタイプ・英文指定	7 ~ 8	P17~18
3	禁止表示例		
	シンボルマーク・ロゴタイプ・マスコットキャラクター	1	P19
4	アプリケーションアイテム		
	事務帳票類	1 ~ 5	P20~24
	ステッカー・テレホンカード	6	P25
	Tシャツ・ユニホーム	7	P26
5	カラーチャート		
	シンボルマークマークカラー・マスコットキャラクターカラー	1 ~ 2	P27~28
6	清刷り		
	ベーシックエレメント清刷り	1 ~ 6	P29~34
	シグネチャシステム清刷り	7 ~ 14	P35~42

ペットお連れのお客様へ

別添 23

ペットお連れのお客様へ

(グリーンゾーン用)

本日は滝野すずらん丘陵公園にご来園いただきありがとうございます。ペットをお連れのお客様は、以下のルールをお守りください。

<公園内のルール>

1. オートキャンプ場及びその他公園内の建物内へはペットを連れて入場はできません(盲導犬・介助犬・聴導犬は除く)。
2. 公園内では必ずリードをつけて放さないようにして下さい。
3. ペットの排泄物の処理は飼い主が責任を持って行い、持ち帰るようして下さい。
4. 園内の河川や水遊び施設等では、ペットを水の中に入れて下さい。
5. ペットを連れられた状態での、こどもの谷の遊具等のご利用はご遠慮下さい。
5. 他のお客様に吠えたり飛びかかるなど、迷惑がからならないようにして下さい。
7. ペットによる事故・トラブルなどが発生した場合は、同伴されたお客様の責任とさせていただきます。
8. 上記のルール・マナーをお守りいただけない場合は、ただちに退園いただく場合があります。また、その際にはお支払いいただいた入園料金・駐車料金等は返却いたしませんのでご了承下さい。

国営滝野すずらん丘陵公園

(ホワイトゾーン用)

本日は、滝野すずらん丘陵公園「滝野スノーワールド」にご来園いただきありがとうございます。ペットをお連れのお客様は、以下のルールをお守りください。

<公園内のルール>

1. 滝野スノーワールド内の建物内(カントリーハウス、東口・中央口休憩所、虹の巣ドーム、売店、レストラン、すずらんの丘展望台)へは、ペットを連れて入場はできません(盲導犬・介助犬は除く)。
2. 滝野スノーワールド内では、必ずリードをつけて放さないようにして下さい。
3. ペットの排泄物の処理は飼い主が責任を持って行い、持ち帰るようして下さい。
4. 他のお客様に吠えたり飛びかかるなど、迷惑がからならないようにして下さい。
5. ペットによる事故・トラブルなどが発生した場合は、同伴されたお客様の責任とさせていただきます。
6. 上記のルールをお守りいただけない場合は、ただちに退場いただく場合がございます。また、その際にはお支払いいただいた駐車料金等は返却いたしませんのでご了承下さい。

国営滝野すずらん丘陵公園

パスポート発行

公園の利用者に対し、当該公園に限り1年間有効な年間パスポート券を発行する。

【対象】一般入園料、駐車料金

【料金】大人2,500円、小人(小・中学生)500円

【有効期限】購入日より1年間有効

【発行方法】公園発券窓口及び駐車場窓口において申込み受付及び販売、領収書の発行を行う。

【チェック方法】入園ゲート及び駐車場入口において確認する。

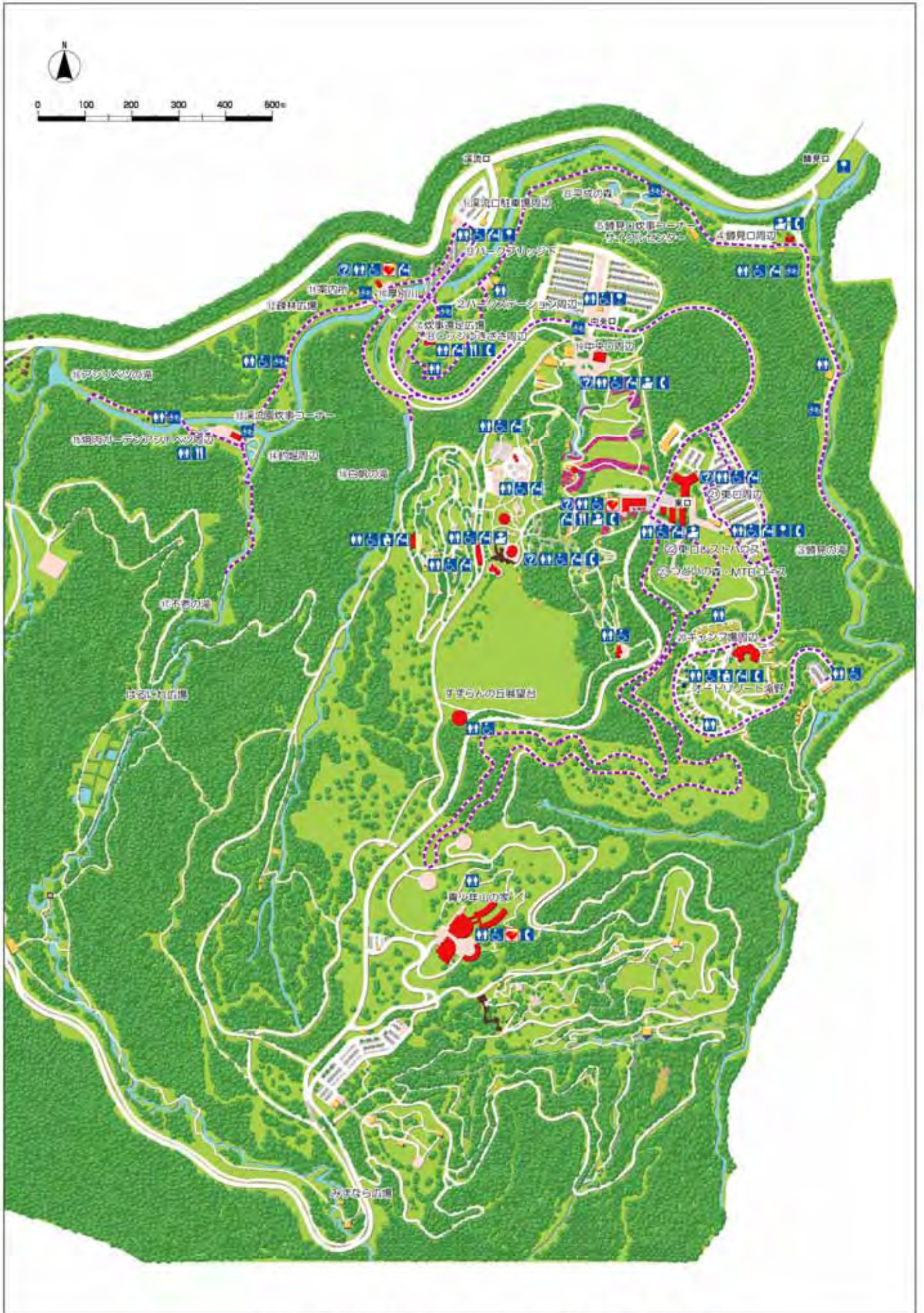
【備考】年間パスポート券の発行に必要な機械費及び材料費については、公園運営維持管理業務の事業者が負担する。

巡視ルート、巡視ルート図（案）

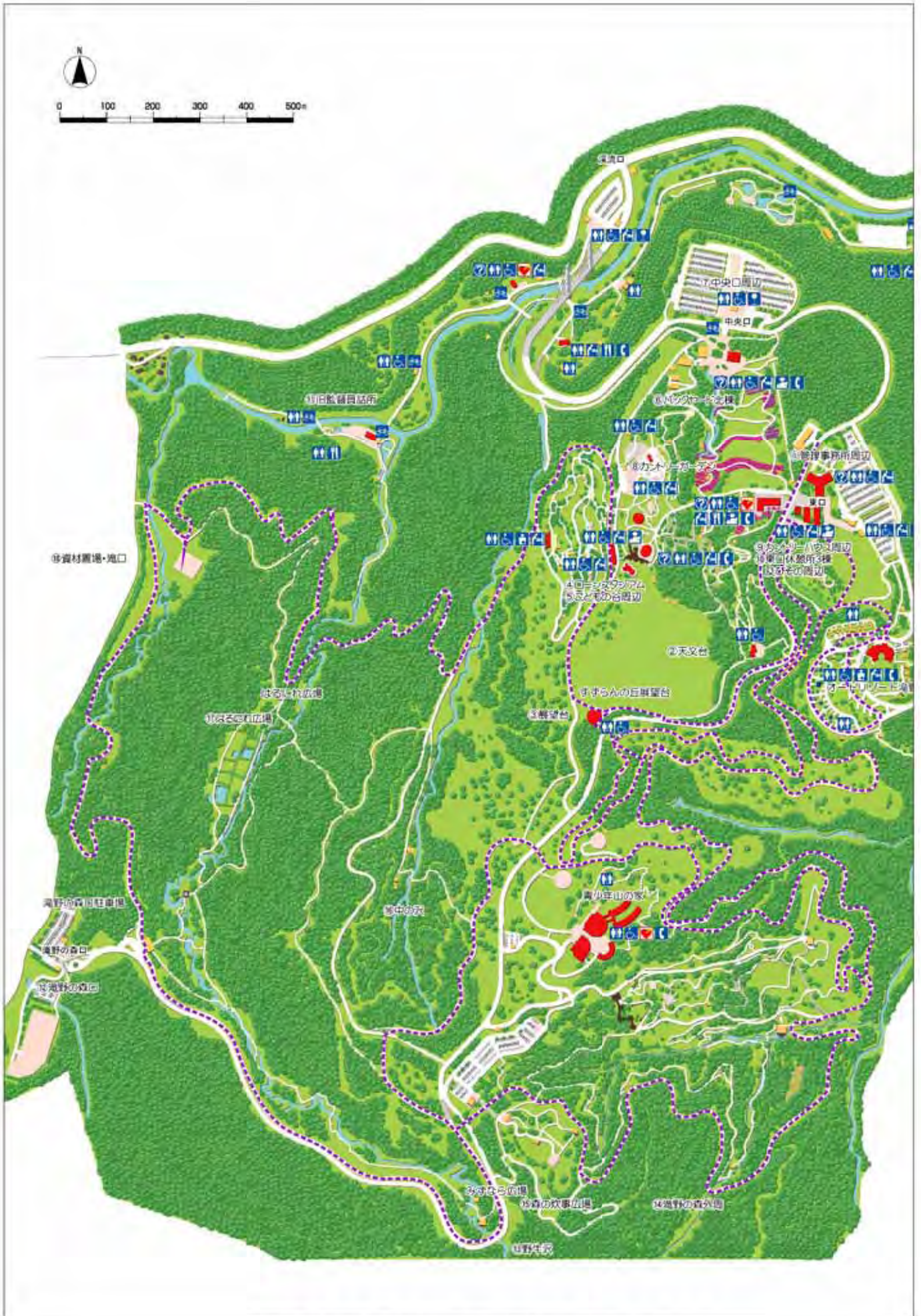
夏季園内巡視順路（案）

巡視区分	A巡視（通常巡視）	B巡視（通常巡視）	C巡視（繁忙日巡視）	D巡視（通常巡視）
発着地	管理センター	管理センター	管理センター	森の交流館
巡視ルート	管理センター （溪流口駐車場周辺） パークステーション周辺 鱒見の滝 （鱒見口周辺） 鱒見口炊事コーナー サイクルセンター サイクルセンター屋外にある動物センサーを確認すること。 平成の森 炊事遠足広場 ロッジゆきざさ周辺 パークブリッジ下 厚別川 案内所 疎林広場 溪流園炊事コーナー 釣堀周辺 焼肉ガーデンアシリベツ周辺 アシリベツの滝 不老の滝 白帆の滝 （中央口周辺） キャンプ場周辺 （東口周辺） 東口レストハウス つどいの森・MTBコース 管理センター	管理センター 管理事務所周辺 天文台 展望台 ローンスタジアム こどもの谷周辺 バックヤード北棟 中央口周辺 カントリーガーデン カントリーハウス周辺 東口休憩所3棟及びその周辺 （旧監督官詰め所） 滝野の森口 野牛沢 滝野の森外周 森の炊事広場 （中の沢） はるにれ広場 資材置場・滝口 管理センター	・混雑状況に応じて適宜入園ゲート周辺及び駐車場周辺を巡回し利用者指導及び案内・誘導を実施 ・東口周辺 ・中央口周辺 ・溪流口周辺 ・鱒見口周辺 ・滝野の森口周辺 ・南駐車場周辺 ・旧監督官詰め所 ・中の沢	・滝野の森ゾーンの主要施設を巡回し、利用者指導及び施設の開錠、点検等を実施 ・2回/日実施 南駐車場周辺・トイレ 森の炊事広場 （南駐車場周辺） 森の交流館 ローラー滑り台 ねずみのみち 森見の塔 森の教室 12号線～14号線 配水池 森の情報館 散策路

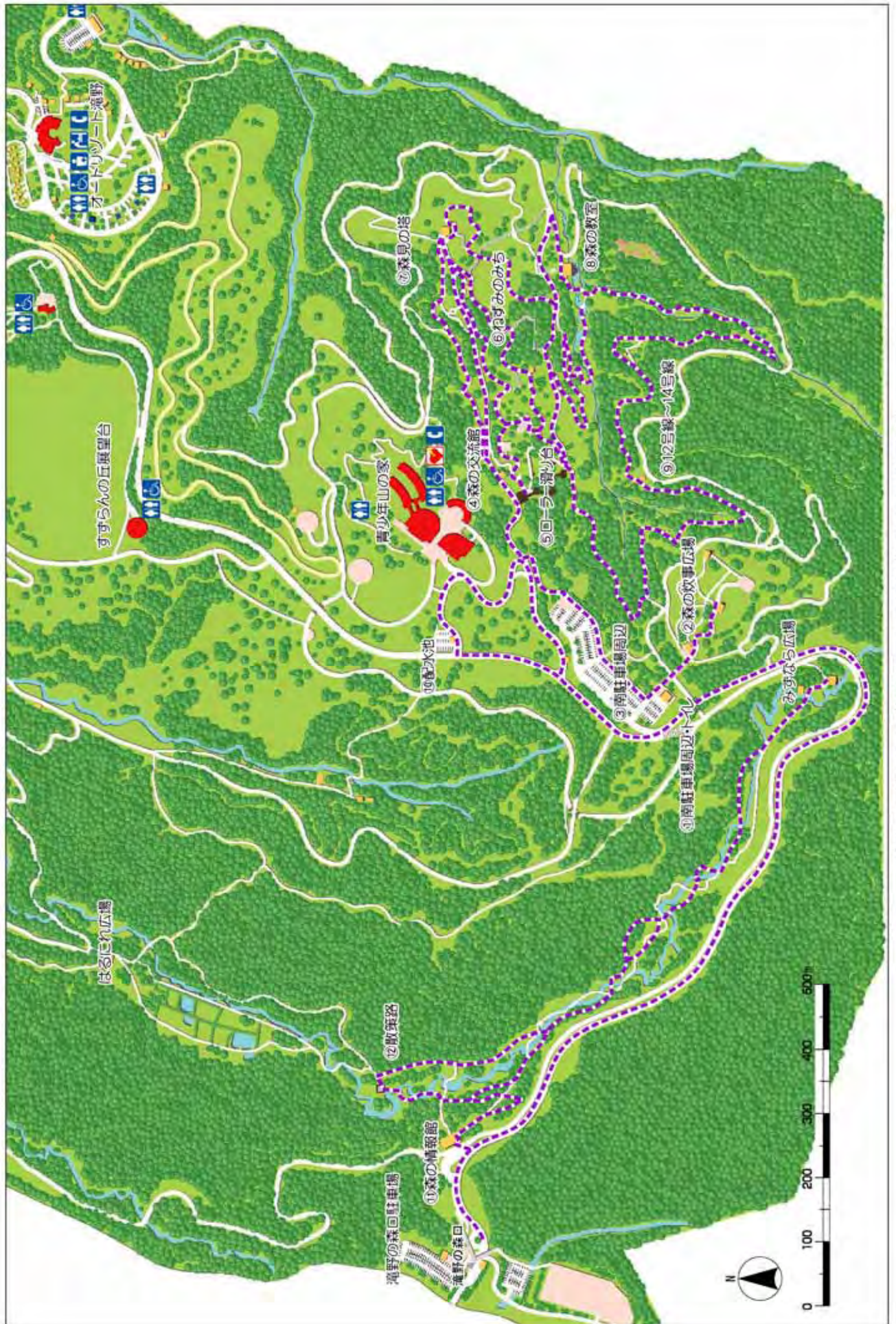
* C巡視を配置している時は、（ ）箇所をC巡視で巡回



滝野すずらん丘陵公園 夏季A 巡視エリア図 (案)



滝野すずらん丘陵公園 夏季B巡視エリア図 (案)



滝野すずらん丘陵公園 夏季D巡視エリア図 (案)

冬季園内巡視順路（案）

巡視区分	A巡視（通常巡視）	B巡視（通常巡視）	C巡視（通常巡視）	D巡視（通常巡視）
飛着地	管理センター	管理センター	管理センター	森の交流館
巡視ルート	管理センター ビジターセンター 東口休憩所3棟及びその周辺 東口レストハウス 東口ワックスルーム ファミリーゲレンデ 歩くスキー連絡通路 パークブリッジ下ワックスルーム プッチそりコーナー ロッジゆきざさ周辺 案内所横便所 歩くスキーコース ・アシリベツの滝 ・鱒見の滝 歩くスキー連絡通路 管理センター	管理センター 管理事務所周辺 歩くスキーコース ・展望台 はるにれ広場 滝口 森の情報館 風のはらっぱトイレ 森の教室 M T Bコース つどいの森	・混雑状況に応じて適宜入園 ゲート周辺及び駐車場を巡回し利用者指導、案内・誘導及び軽微な除雪作業を実施 ・配水池は2回/日巡回 ・東口駐車場周辺 ・中央口駐車場周辺 ・溪流口駐車場周辺 ・滝野の森口周辺 ・南駐車場周辺 ・配水池	・滝野の森ゾーンスノーシューエリア等を巡回し、利用者指導及び施設の点検等を実施 ・平日は1回/日、土日祝日は2回/日実施 ・森の情報館 ・森の交流館 ・スノーシューエリア ・南駐車場周辺 ・配水池

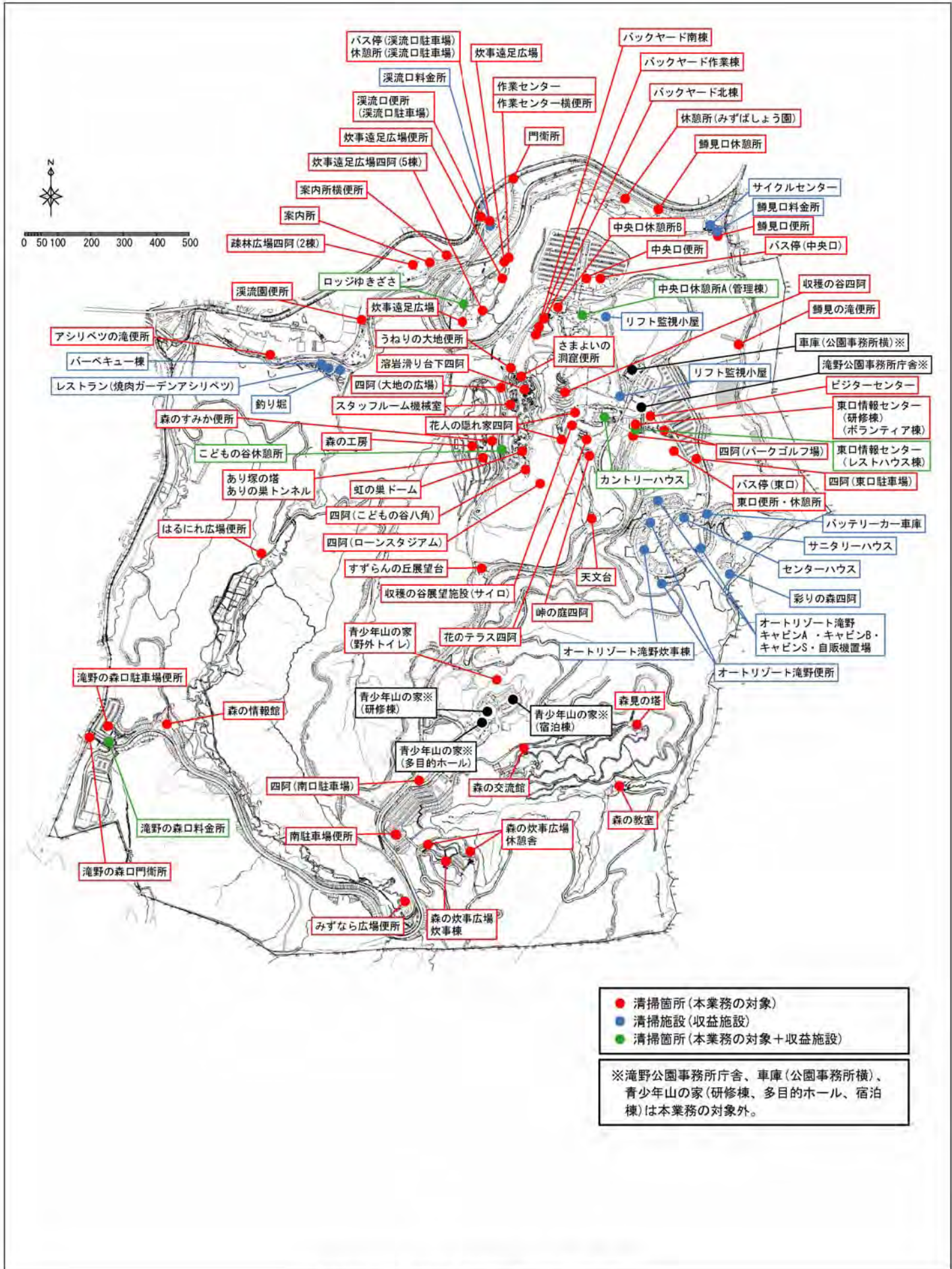


滝野すずらん丘陵公園 冬季B巡視エリア図（案）

平成 年度 門衛業務日誌(案)				総括責任者	責任者		
平成 年 月 日 曜日				記載者(氏名・印)			
入口名	番号	業務開始時間	業務終了時間	警備員氏名	備考		
渓 流 口	1	:	:				
	2	:	:				
	3	:	:				
	4	:	:				
	5	:	:				
	車両区分		入園台数		特記・注意事項		
	工事関係				台		
	業務関係				台		
	警察・消防等緊急				台		
	オートリゾート滝野利用者				台		
	その他				台		
	緊急事案処理報告内容						

国営滝野すずらん丘陵公園

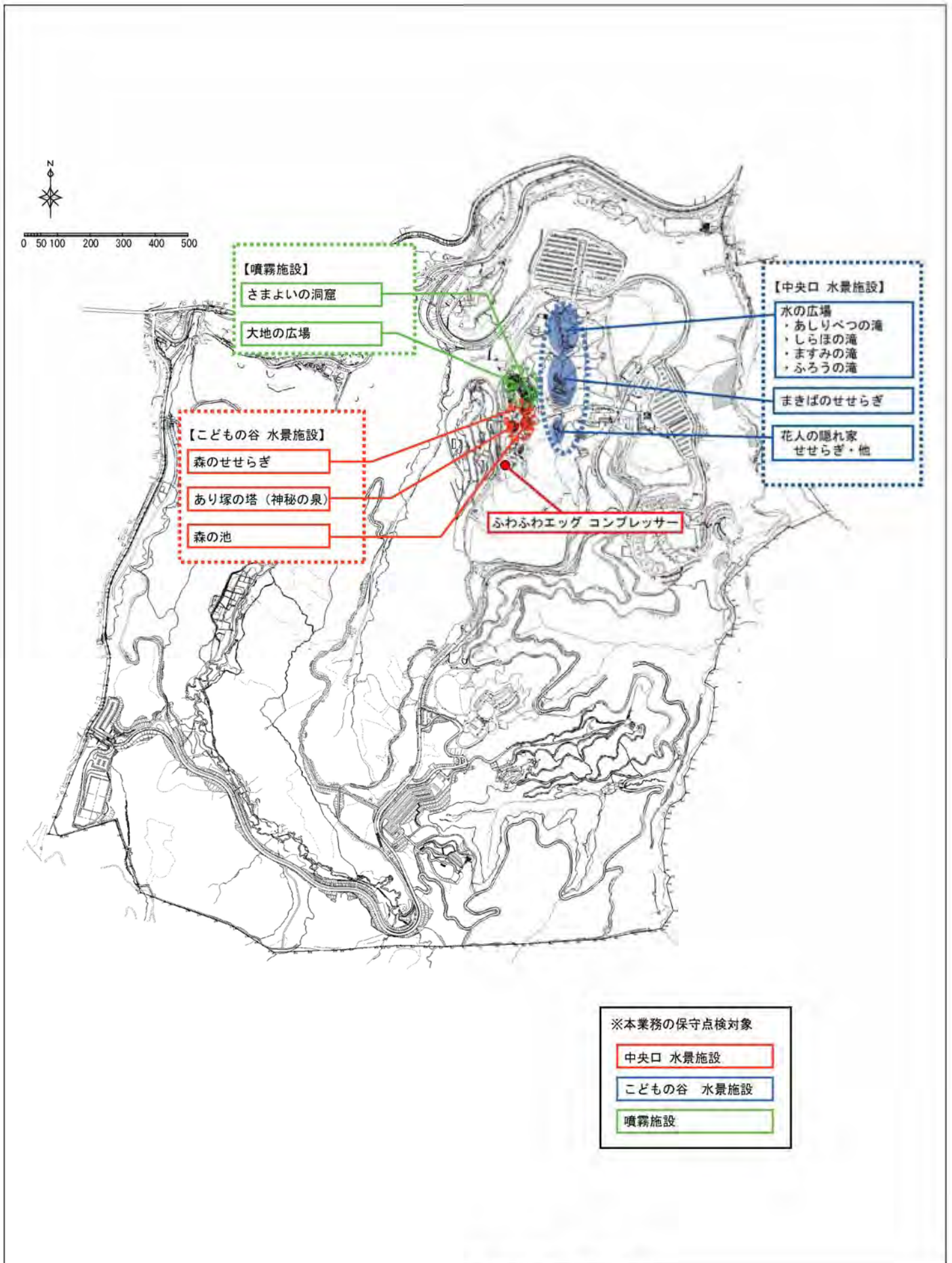
建物に係る点検整備（位置図）



建物に係る点検整備 (位置図)

国営滝野すずらん丘陵公園

工作物に係る点検整備（位置図）



工作物に係る点検整備（位置図）

自動ドア及び天体望遠鏡保守点検等対象施設

自動ドア保守点検等対象施設

設置箇所	仕様	製造会社（参考）
すずらの丘展望台正面	両引き分け式	寺岡ファシリティーズ（株）
滝野公園事務所庁舎 （ビジターセンター） 2 F 外	片引き分け式	寺岡ファシリティーズ（株）
滝野公園事務所庁舎 （ビジターセンター） 2 F 内	片引き分け式	寺岡ファシリティーズ（株）
虹の巣ドーム	両引き分け式	寺岡ファシリティーズ（株）
東口情報センター 研修棟	両引き分け式	寺岡ファシリティーズ（株）
東口情報センター レストラン棟	両引き分け式	寺岡ファシリティーズ（株）
東口情報センター ボランティア棟	両引き分け式	寺岡ファシリティーズ（株）
こどもの谷休憩所 外右	両引き分け式	寺岡ファシリティーズ（株）
こどもの谷休憩所 外左	両引き分け式	寺岡ファシリティーズ（株）
こどもの谷休憩所 内右	片引き分け式	寺岡ファシリティーズ（株）
こどもの谷休憩所 内左	二重引き分け式	寺岡ファシリティーズ（株）
中央口休憩所A	両引き分け式	ナブコシステム（株）
カントリーハウス1F	両引き分け式	ナブコシステム（株）
カントリーハウス2F	片引き分け式	ナブコシステム（株）
ロッジゆきざさ	片引き分け式	ナブコシステム（株）
滝野公園事務所庁舎 （ビジターセンター） 2 F 外	片引き分け式	ナブコシステム（株）
案内所	片引き分け式	ミリオン自動ドア（株）
森の交流館 1 F 外	両引き分け式	ナブコシステム（株）
森の交流館 1 F 内	両引き分け式	ナブコシステム（株）
森の交流館 B 2 F 外	両引き分け式	ナブコシステム（株）
森の交流館 B 2 F 内	片引き分け式	ナブコシステム（株）
森見の塔 2 F	両引き分け式	ナブコシステム（株）
森見の塔 3 F	両引き分け式	ナブコシステム（株）
森の情報館 2 F 外	両引き分け式	YKK AP（株）
森の情報館 2 F 内	両引き分け式	YKK AP（株）
森の情報館 2 F 外	片引き分け式	YKK AP（株）
森の情報館 2 F 内	片引き分け式	YKK AP（株）
森の情報館 1 F 外	片引き分け式	YKK AP（株）
森の情報館 1 F 外	片引き分け式	YKK AP（株）
森の情報館 B 1 F 外	片引き分け式	YKK AP（株）
溪流口門扉	両開き式	（株）北辰

設置箇所	仕様	製造会社（参考）
滝野の森口門扉	両開き式	ナブコシステム（株）

天体望遠鏡保守点検等対象施設

設置箇所	型式	製造会社（参考）
15cm屈折望遠鏡（4基）	GNR-15	三鷹光器（株）
30cm反射望遠鏡（1基）	GNC-30	三鷹光器（株）
周辺機器(パソコン)		
可動式上屋・ドーム		

除雪工等実施要領(案)

第1章 共通事項

第1条 計画・準備

1. 事業者は、作業を円滑に実施できるよう無積雪時の状態を確実に把握すると同時に、スノーポール等を設置し、縁石等各工作物を破損することが無いよう備えなくてはならない。
2. 事業者は、使用機械・機種等の変更が必要な場合には、事前に調査職員等と協議するものとする。

第2条 情報収集

事業者は、作業を実施する箇所の気象に関する情報を集め、気象状況及び路面状況等を確実に把握しなければならない。また、早急に対応できるよう連絡体制を整えなければならない。

第3条 作業時間

作業(ハンドガイド式除雪機を除く)は特別な指示がない場合、原則として閉園時間内に行うものとし、それを過ぎて作業を行う場合には、公園利用調整を行うこと。

ただし、ハンドガイド式除雪機により行う除雪作業はこの限りではない。

注 開園時間(12/23～3/31)9:00～16:00

第4条 機械作業に伴う安全の確保等

1. 機械作業中は、常に黄色回転灯を点灯するとともに、「作業中注意」等の標示板を取り付け、必要に応じサイレンを鳴らして利用者及び他の管理車輛等に注意を促すこと。
2. 機械作業を行う事業者は、自動車保険(対人無制限、対物 500 万円、免責無し、搭乗者傷害あり)に加入すること。また、加入の証明として保険証書の写しを提出すること。

第2章 除雪工(園内除雪工、運搬排雪工)

第5条 出動基準

出動の基準は、以下の通りとする。

1. 除雪作業

(1)降雪量による出動は以下を基準とする。(ソリゲレンデを除く)

昼間(5:00～22:00)...5～10cm以上の降雪(新たな積雪)があった場合。

夜間(22:00～5:00)...10cm以上の降雪(新たな積雪)があった場合。

(2)ソリゲレンデにおけるハンドガイド式除雪機及び人力除雪出動は以下を基準とする。

新規降雪 10cm 以上～20cm 未満...人力除雪

新規降雪 20cm 以上...ハンドガイド式除雪機除雪、人力除雪

なお、当エリアの作業は、原則として8:45から行うこととし、ソリゲレンデ使用可能状態までの作業とする。

(3)(1)に定める基準の他、路面状況・降雪強度・風雪・地吹雪・吹き溜まり等の状況を総合判断し、適切かつ迅速に出動すること。

(4)その他業務責任者が判断した場合。

2. 運搬排雪

(1)園路路肩及びパークブリッジ、公園事務所周辺等に雪堤が生じ、拡幅する余地がなく、必要な幅員の確保が困難となった時、又は次の除雪作業が困難となる恐れがある時には業務責任者が判断し、運搬排雪を行うものとする。

(2)その他業務責任者が判断した場合。

第6条 除雪箇所

- 1.幹線園路(溪流口～東口駐車場)
- 2.幹線園路(滝野の森口～青少年山の家)
- 3.溪流口バス停周辺
- 4.中央口駐車場プロムナードデッキ及び中央口バス停周辺～中央口ゲート周辺
- 5.東口レストハウス周辺～東口バス停周辺
- 6.東口ゲート及び東口情報センター周辺
- 7.公園事務所周辺
- 8.虹の巣ドーム及び子どもの谷休憩所周辺
- 9.中央口通用口～子どもの谷管理用園路
- 10.すずらんの丘展望台入口周辺
- 11.公園事務所脇通用門～東口情報センター脇(給油作業時：施工日は別途指示)
- 12.ソリゲレンデ
- 13.森の交流館～幹線園路
- 14.その他業務責任者が判断する箇所
- 15.その他調査職員等の要請する箇所

第7条 除雪作業の仕上げ

除雪作業の仕上げは以下の通りとする。

1. 除雪作業

- (1)園路の幅員を確保するよう仕上げること。
- (2)園路面は、公園利用者の歩行及び車両の走行に支障がないよう仕上げること。
- (3)凍結によって路面条件が悪くなり車両の走行及び歩行者に危険を及ぼす恐れがあると判断された場合は、幹線園路等に砂を散布すること。
- (4)駐車場の出入口、通行の交差がある箇所等については安全視距の確保を行うこと。
- (5)青少年山の家周辺の避難路については、災害時に支障のないよう適宜、圧雪及び除雪を行うこと。

2. 運搬排雪

- (1)路面等の堆雪を排除し、路面は通行上支障になる段差が生じないよう仕上げること。
- (2)排雪作業期間の雪捨場は、事業者が常に良好な状態を保たなければならない。

第8条 その他

作業日報には、天候、気温、降雪量の気象情報と除雪作業機械の出動機種台数、出動時刻、終了時刻を記載すること。

第3章 滝野スノーワールド整備（園内圧雪工）

第9条 出動基準

出動の基準は、以下の通りとする。

1. 圧雪作業

圧雪作業の出動は以下を基準とする。

(1) スキーゲレンデ、ソリゲレンデ...降雪に関わらず原則として毎日出動する。

歩くスキーコース..... 5 cm 以上の降雪(新たな積雪)があった場合。

(2) (1)に定める基準の他、圧雪面状況・地吹雪等の状況により圧雪が必要と判断された場合。

(3) その他業務責任者の指示する場合。

(4) 上記(1)～(3)基準を満たす場合においても、以下の場合、雪崩による事故が発生する危険性があるため該当箇所の圧雪作業は行わないものとする。

1) . 圧雪作業中に雪崩を発見した場合。

2) . 法面上の雪面に亀裂が確認された場合。

3) . 圧雪作業開始時の気象情報において、雪崩注意報に加えて暴風雪警報又は大雪警報が発令されていた場合。気象情報は電話番号 177 の札幌管区気象情報とし、該当地域は石狩中部とする。

4) . その他業務責任者の指示する場合。

上記1)、2)、3)の理由により作業を中止した場合、すみやかに調査職員等に報告し、必要に応じ施設を閉鎖するものとする。

雪崩確認後の作業は、以下の基準もしくは調査職員等の指示に基づいて実施するものとする。

雪崩発生

雪崩発生区間閉鎖

降雪終了(24時間以内に10cm以上の降雪がなければ降雪終了とみなす)

48時間以内に10cm以上の降雪がなければ閉鎖解除、作業開始

第10条 圧雪箇所

1. 歩くスキーコース

2. 連絡通路

3. つどいの森

4. スキーゲレンデ：ファミリーゲレンデ

5. そりゲレンデ

6. プッチそりコーナー(そりゲレンデ、パークブリッジ下)

7. 東口広場～こどもの谷園路

8. 青少年山の家周辺

9. 風のはらっぱ

10. 公園事務所脇通用門～東口情報センター脇(給油作業後埋戻し：施工日は別途指示)

11.その他業務責任者の指示する箇所

各歩くスキーコースは一部重複する。

第11条 圧雪作業の仕上げ

1. 圧雪面に凹凸などの危険箇所がないよう均一に仕上げること。
2. 歩くスキーコースで設計図書に示している区間にカッター（ｽｷｰ板溝）を設けること。
3. もしくは業務責任者の指示によるものとする。

第12条 圧雪車仕様等

1. 設計では、圧雪車3台(PB100 - 28、PB100 - 25、PB200TEdge)を通年のリース契約で計上している。
2. 圧雪車は、運行前・運行後点検を確実にを行い、異常及び故障を発見した場合は、速やかに事業者の責任において対応するものとする。また、修理等により圧雪基準を満たされない恐れがある場合は調査職員等に報告・協議すること。
3. 圧雪車は、シーズンオフに年点検整備を行うこととする。

第13条 燃料給油等

1. バックヤード北棟横にある固定給油設備を使用することができる。
2. 圧雪車の給油作業は、丙種危険物取扱者が直接行うか、もしくは甲種危険物取扱者又は乙種第4類危険物取扱者の立会いのもとで行うこと。
3. 給油伝票は必ず保管すること。

第14条 その他

作業日報には、天候、気温、降雪量の気象情報と除雪作業機械の出動機種台数、出動時間、終了時間を記載すること。

第4章 附帯除雪工（春季開園準備園内・こどもの谷遊具周辺・屋根雪下ろし）

第15条 作業時間（屋根雪下ろし作業工）

原則として閉園時間内に行うものとし、それを過ぎて作業を行う場合には、必ず公園利用調整を行うこと。注 閉園時間（12/23～3/31 16：00～9：00）

ただし、雪下ろし対象構造物が公園利用者等の影響の無い箇所であるときはこの限りではない。

第16条 施工箇所及び施工手順（参考）は次のとおりとする。

1. 春季開園準備園内除雪工
 - (1)ローンスタジアムについては、スノーワールドで利用した雪山を突き崩し、敷き均す作業を行うものとする。
 - (2)バックホウは、圧雪車で突き崩しが困難な雪山部分に使用するものとする。
 - (3)園内幹線園路等に堆積した雪をロータリ除雪車にて切り崩し、除雪ドーザにて敷き均す作業を行うものとする。
 - (4)歩道部及びカントリーガーデン園路、こどもの谷周辺園路は小型ロータリ除雪車、ハンドガ

イド式除雪機を使用して融雪促進作業を行うものとする。

2. こどもの谷遊具周辺他除雪工

(1)作業はフワフワエッグ、マウントコニーデ、アプローチ園路、さまよいの洞窟周辺、アシリベツの滝のトイレの融雪除雪を行うものとする。

(2)園路が狭いため、バックホウは現場条件にあった機械を使用するものとする。

3. その他作業

管理施設の冬囲い撤去および設置。

4. 屋根雪下ろし対象箇所

(1)設計図書による。

(2)工作物の屋根の雪下ろし作業は、1シーズン1～2回行うこと。

第17条 除雪作業の仕上げ

除雪作業の仕上げは以下の通り、もしくは調査職員等の指示によるものとする。

(1)園路の幅員を確保するよう仕上げること。

(2)遊具周辺の積雪の融雪を促進するよう仕上げること。

第18条 その他

屋根雪下ろし作業には、必ず安全帯を着用し、建物等からの墜落、転落、滑落、転倒などには十分注意すること。

開閉園準備実施要領(案)

第1章 共通事項

第1条 計画

1. 事業者は、作業計画において使用機械、作業方法等の変更が生じた場合は、事前に調査職員等と協議するものとする。

第2条 施工箇所及び施工方法

1. 春季開園準備工は、冬期撤去していた遊具の設置、雪囲いの撤去を行い、また、遊具の使用前点検を行うものとする。第2章の「春季開園準備作業手順」を参考とする。

2. 冬季開園準備工は、冬期間に備え、使用していた遊具の撤去、雪囲いの設置、リフト設備整備進入路等の作業を行うものとする。第3章の「冬季開園準備作業手順」を参考とする。

第3条 資材の搬入及び撤去

作業に必要な資材(部材)は、看板倉庫から搬出するものとし、撤去・解体した資材は、看板倉庫に整理整頓すること。

第2章 春季開園準備作業

以下に代表的な作業を示しているが、それ以外の作業についても適切に行う。

第5条 遊具等設置及び雪囲い(養生)撤去作業(代表事例)

(1) 溶岩滑り台養生撤去・滑り台ゲート設置

- ・ 溶岩滑り台(9レーン)の養生を撤去する。
- ・ 滑り台(9レーン)にゲートを保管場所より搬入し、設置する。

(2) フワフワエッグ(大)養生撤去

- ・ 覆っているコンパネを撤去し、外周及び高さ調整に使用した土のうを撤去する。

(3) フワフワエッグ(小)養生撤去

- ・ 養生用シート及び土のうを撤去する。

(4) フワフワエッグバタフライ弁養生撤去

- ・ 子供の谷フワフワエッグ(大・小)のバタフライ弁グレーチング部(2箇所)ベースコンクリート部周囲(100×100)に設置の断熱材及び上部土のうの撤去を行う。パネル固定資材(土のう)を撤去した後、同寸大のスタイロホームを取り除く。
- ・ なお、グレーチング内の堆積雪を撤去した上で作業を実施する。

(5) マウントコニーデ搬入・設置

- ・ マウントコニーデ(64本)をありの巣トンネル内から搬入する。
- ・ 養生用シート及び土のうを撤去し、マウントコニーデを搬入した後、設置する。

(6) 光の遊具養生撤去

- ・ 光の遊具(3基)の養生用シートを撤去する。

(7) スイングボール取付

- ・ 高さ4m以上に巻き上げていたロープを所定の高さに調整し、収納先からスイングボールを搬入する。
- ・ スイングボールはボールを設置し、下部固定チェーン(34本)をしっかりと固定する。

(8) 標識取付

- ・ 溪流ゾーンからアプローチ園路沿いにある、サイクリング看板(11 箇所 / 14 基)を収納先から搬入し、設置する。なお、規制標識(2 箇所 / 5 基...基礎ごと外せて、「押して歩いてください」という標記のもの)については看板本体ごと設置、それ以外のもの(9 箇所 / 9 基...基礎が外せないタイプで園路沿いに設置されているもの)については板面のみを取り付ける。

(9) りすの散歩路養生撤去(トンネル)

- ・ 養生用シートを撤去する。

(10) りすの散歩路養生撤去(ジャングルジム)

- ・ 養生用シートを撤去し、単管のフレームを解体する。

(11) 木登りネット養生撤去

- ・ 養生用シートを撤去する。

(12) こかげネット A, B 養生撤去

- ・ 養生用シート及びコンパネを撤去し、単管のフレームを解体する。

(13) 森の吊橋設置・養生撤去

- ・ 養生用シートを撤去し、森の工房から吊橋部を搬入後、設置する。

(14) トロッコ遊具・材木飛ばし・こもれびネット養生撤去

- ・ トロッコ遊具と材木飛ばし(2 基)については、養生用シートを撤去する。
- ・ こもれびネット(1 基)については、ありの巣トンネルより搬入し、設置する。

(15) ありの巣トンネル雪囲い撤去

- ・ トンネル出入り口の固定ビスを抜き取り、コンパネを撤去する。コンパネ撤去後、枠を取外し、単管を解体する。

(16) 秘密の抜け道雪囲い撤去

- ・ トンネル入口 2 箇所の松材の控柱を外し、内部へ進入可能な扉を備えた脱着式コンパネを取外す。

(17) ねずみのみちロープ柵緊張

- ・ 冬期間、弛めてあったロープ柵のロープを緊張させる。

第 6 条 建物雪囲い(養生)撤去作業

(1) 森の教室雪囲い設置

- ・ 冬期間設置してあった森の教室窓用防雪板を撤去し、森の教室倉庫に収納する。

(2) トロッコ橋展望台横便所雪囲い撤去

- ・ 垂木の控柱を外し、コンパネを取外す。(正面 1 基、左右窓 2 基)

(3) 天文台雪囲い撤去

- ・ 設置している杭丸太、鉄ピン、ブルーシート、コンパネ、スタイロホーム、ヌキ、垂木、発泡材袋を全て撤去する。

(4) 森見の塔雪囲い撤去

- ・ 入口正面の外側階段のパネルを撤去し、単管骨組み及びジャッキベース等を解体する。

(5) ワックスルーム移設(2 棟)

- ・ 冬期間使用していたパークブリッジ下及び、東口駐車場付近に設置のワックスルーム(7200×5400)の四隅にワイヤーを掛け、トラッククレーンにて吊上げ車両に積み込み、

滝口ヤード内（調査職員等の指示場所）に運搬した後、ブロック(6個)を置き、その上に仮置する。

第7条 スノーワールド撤去作業（代表事例）

(1) 中央口クロスポイント鉄板撤去

- ・中央口北園路とアプローチ園路のクロスポイントの鉄板9枚を撤去する。なお、作業方法は鉄板にワイヤーを掛け、トラッククレーンにて吊上げ車両に1枚ずつ積み込み、倉庫に搬入保管する。

(2) 歩くスキースタート・ゴール看板撤去

- ・芝生の損傷を防止するため、積雪の残るうちにバックホウを使用して作業する。
- ・看板本体を養生した後、ベルトを掛け、バックホウにより、吊り下げ固定した状態で基部を人力掘削し撤去する。その後、看板部と脚部に分け運搬車両に積み込み、指定場所に運搬し整頓する。
- ・撤去掘削の際には地下埋設物(パークブリッジ下電線、つどいの森水道管)に損傷を与えないよう十分留意すること。
- ・芝生部分に重機が侵入する際にはパネル等により養生を行う。

(3) 第1・第2ロープトゥ防護柵撤去

- ・各ロープトゥの固定ビスを抜き取り、カラーコンパネを取外す。
- ・カラーコンパネ撤去後、垂木を取外し、単管を解体する。

(4) 玉入れ場スノコ設置

- ・冬期間撤去していたローンスタジアム第2ロープトゥ山麓小屋付近のビックリボール収納場所に敷設のスノコを設置すること。

(5) 鯉のぼりポール設置・撤去(8箇所)

- ・ポールの先端に矢車と滑車を取付け、基礎柱の間に建て込み、2箇所をボルトで固定し鯉のぼりを取り付ける。
- ・期間終了後、鯉のぼりを取外し、ボルトを抜き、ポールを横にし、矢車と滑車を取外し、運搬車両に積み込み指定場所に運搬し整頓する。

第8条 積雪柵撤去

撤去箇所は次のとおり。

1) 展望台から天文台間脱色アスファルト園路(地点A)

延長 115.6m、高さ 1.8m

2) 展望台裏幹線園路(地点B)

延長 73.1m、高さ 0.9m

3) やまびこトンネル上幹線園路(地点D)

延長 15.3m、高さ 0.9m

4) やまびこトンネル上幹線園路(地点E)

延長 15.3m、高さ 0.9m 総延長 219.3m(合計)

第9条 資材の搬出・搬入撤去

資材は指定場所へ搬出・整理、また、使用資材は看板倉庫等より搬入するものとする。

第3章 冬季開園準備作業

以下に代表的な作業を示しているが、それ以外の作業についても適切に行う。

第10条 遊具等撤去及び雪囲い(養生)設置作業

- (1) 溶岩滑り台養生・滑り台ゲート撤去
 - ・ 溶岩滑り台(9レソ)をブルーシートで養生した後、土嚢を設置する。
 - ・ 滑り台(9レソ)のゲートを撤去し、指定した箇所へ搬入する。
- (2) フワフワエッグ(大)養生
 - ・ 該当する外周部に沿って土のう(150袋程度)を設置し、内側にはコンパネの高さを保持するための土のう(250袋程度)を設置する。
 - ・ 土のうで高さが均等となるようにコンパネ(300枚程度)を平坦に設置していく。
- (3) フワフワエッグ(小)養生
 - ・ 内部の空気を抜き、養生用シートで覆ったうえ、土のうを全面に配置し、固定する。
- (4) フワフワエッグバタフライ弁養生
 - ・ こどもの谷フワフワエッグ(大・小)のバタフライ弁グレーチング部(2箇所)にベースコンクリート部周囲(100×100)にシリコンコーキングを行い、その上にスタyroホームを設置し、同寸のパネルを乗せた上で土のうを設置する。
 - ・ なお、グレーチング内の堆積土砂を撤去した上で作業を実施する。
- (5) マウントコニーデ撤収・養生
 - ・ マウントコニーデ(64本)を取り外したうえでありの巣トンネル内に撤収する。
 - ・ 突起物(ウレタン)を足元のボルトから外し、室内に保管する。突起物を外した状態でゴムチップ舗装部にブルーシートを敷く。
 - ・ マウントコニーデを撤収した後、養生用シートで覆ったうえ、土のうを全面に配置し、固定する。
- (6) 光の遊具養生
 - ・ 光の遊具(3基)を養生用シートにて覆い、ナイロンロープにて結び固定する。
- (7) スイングボール取外
 - ・ スイングボールの下部固定チェーンを取り外したうえでボールを撤去し(34本)、別図に指定した倉庫内プレハブに収納する。
 - ・ さらにロープを高さ4m(圧雪車高)以上の高さに巻き上げ結ぶ。
- (8) 標識取外
 - ・ 渓流ゾーンからアプローチ園路沿いにある、サイクリング看板(11箇所/14基)についてこれを撤去し、別図に指定した倉庫に収納する。なお、規制標識(2箇所/5基...基礎ごと外せて、「押して歩いてください」という標記のもの)については看板本体ごと引き抜き、それ以外のもの(9箇所/9基...基礎が外せないタイプで園路沿いに設置されているもの)については板面のみを取り外す。
- (9) りすの散歩路養生(トンネル)
 - ・ 養生用シートにて覆い、ナイロンロープにて結びつける。
- (10) りすの散歩路養生(ジャングルジム)
 - ・ 単管にて外側にフレームを作り、その上を養生用シートにて覆いナイロンロープで結びつける。
- (11) 木登りネット養生

- ・養生用シートにて覆い、ナイロンロープで結びつける。
- (12) こかげネット A, B 養生
 - ・単管にて外側にフレームを作り、その上をコンパネと養生用シートにて覆いナイロンロープで結びつける。
- (13) 森の吊橋撤去・養生
 - ・吊橋部を外した後、森の工房へ搬出し、養生用シートで全体を隠すように覆い、エースロープで結びつける。
- (14) トロッコ遊具・材木飛ばし・こもればいネット養生
 - ・トロッコ遊具と材木飛ばし(2基)については養生用シートで覆ったうえナイロンロープで結びつける。
 - ・こもればいネット(1基)については外したうえでありの巣トンネル内に収納する。
- (15) ありの巣トンネル冬囲い設置
 - ・トンネル出入口をコンパネと単管にて固定し養生する。
- (16) 秘密の抜け道雪囲い設置
 - ・トンネル入口2箇所を垂木で入口内側に支柱を格子状に設置し、内部へ進入可能な扉を備えた脱着式コンパネを木ネジで固定する。
- (17) ねずみのみちロープ柵養生
 - ・ロープ柵のロープの緊張を弛める。

第11条 建物雪囲い(養生)設置作業

- (1) 森の教室雪囲い設置
 - ・森の教室倉庫収納してある教室窓用防雪板を設置する。
- (2) トロッコ橋展望台横便所雪囲い設置
 - ・便所(正面1基、左右窓2基)を垂木で内側に支柱を設置し、その支柱にパネルを木ネジで固定する。
- (3) 天文台雪囲い設置
 - ・天文台立ち上げ窓ガラス部8枚(7箇所)に雪囲いを設置する。
 - ・窓全面にスタイロホームを張り、その後、ビニールシートでスタイロホームを覆い、又キと垂木で格子を作り、押さえとする。
 - ・又キ上部に控え用の杭丸太を斜に設置し、杭丸太基部は鉄ピンにて固定する。
 - ・杭丸太上部にコンパネを敷き、ブルーシートで覆い、又キを使いコンパネとブルーシートを固定する。
 - ・縦又キと杭丸太基部に張り止めの又キを設置する。
 - ・テント状となった内部に発泡材粒子の詰まった袋を詰め込む。
- (4) 森見の塔雪囲い設置
 - ・外部階段入口に積雪時にも進入を防止できる構造・範囲で雪囲いを設置する。
 - ・入口正面の外側階段にパネルをL字型に設置し、単管を骨組みしてジャッキベース、番線等使用し、パネルを固定する。
- (5) ワックスルーム移設(2棟)
 - ・冬期間、滝口ヤード内に仮置していたワックスルーム(7200×5400)をパークブリッジ下及び、東口駐車場付近へ積み込み・運搬後、ブロック(6個)を置き、その上に設置する。

第12条 スノーワールド準備作業（代表事例）

(1) 中央口クロスポイント敷鉄板設置

- ・中央口北棟裏園路とアプローチ園路のクロスポイント(除雪路と歩くスキーコースの交差部)に敷鉄板を9枚設置する。

(2) 歩くスキースタート・ゴール看板設置

- ・パークブリッジ下園路を跨ぐような形で歩くスキースタート・ゴール看板を設置する。
- ・つどいの森に歩くスキースタート・ゴール看板を設置する。
- ・上記の2箇所については看板倉庫より部材を運搬し、現地にて組み立てる。その際、部材に腐食等により使用に耐えうることができないと思われる場合は調査職員等に報告し、指示を仰ぐ。
- ・建て込みの際には十分な据削深を保ち、埋め込み部は寝枷丸太を用いて十分な強度を達成すること。なお、振削の際には地下埋設物(とりわけパークブリッジ下電線、つどいの森水道管)に留意する。
- ・芝生部分に重機が進入する際には事前にパネルを敷設するなど養生を行う。
- ・設置箇所については調査職員等と現場にて協議のうえ決定するものとする。

(3) 第1・第2ロープトゥ防護柵設置

- ・第1・第2ロープトゥ山麓原動滑車巻き込み防止防護柵の設置、第1ロープトゥは原動滑車の前にコンパネ1枚分をロープと直角に設置する。第2ロープトゥは乗車位置より長さ4m、高さ2mのL字形柵を設置する。

(4) 玉入れ場スノコ撤去

- ・ローンスタジアム第2ロープトゥ山麓小屋付近の、ビックリボール収納場所に敷設のスノコを撤去し、指定した場所へ搬入する。

第13条 積雪柵設置作業

設置箇所は、撤去箇所による。

資材の搬入及び撤去

作業に必要な資材は看板倉庫から搬出するものとし、撤去・解体した資材(部材)は看板倉庫に整理整頓すること。

また、不足資材等については、調査職員等と協議すること。

【参考資料】冬季開閉園準備作業

1. 降雪前に行う作業その1

移動式木製ベンチ移動・設置・撤収・収納・冬囲い作業

《作業内容》

- ・ 木製ベンチを冬季利用実態に合わせて、建物内や建物周辺に移動する。
- ・ 溪流ゾーンのベンチは、サイクルセンターへ収納する。
- ・ 子供の谷内で必要のないベンチは、ありの巣トンネル内への収納と子供の谷皿期地区内のベンチは、森のせせらぎに集め雪が入らないよう、ブルーシートをかぶせてひもで縛る。
- ・ 子供の谷皿期地区内に重量があるイス6基については、ユニックで吊って1箇所にとまとめ整理し、ブルーシートをかぶせてひもで縛る。
- ・ カントリーガーデン内のベンチについては、峠の庭や花人の隠れ家・東口休憩所裏のあずまやなどへ集めてブルーシートをかぶせてひもで縛る。

野外卓・イス移動・設置・撤収・収納作業

《作業内容》

- ・ カントリーガーデンからカントリーハウス2階と東口休憩所へ移動し、設置する。
- ・ 冬季必要のない野外卓については、中央口B棟倉庫へ収納する。

半割丸太イス移動・設置・撤収・収納作業

《作業内容》

- ・ カントリーハウス軒先からワックスルーム内へ移動し、設置する。

ブロック整理・冬囲い作業

《作業内容》

- ・ 来年使用可能な物と廃棄する物とに分別する。ブロックを各炊事場何箇所かに集めて丸太椅子と一緒に整理し、雪が入らないようブルーシートをかぶせてひもで縛る。

残り火入れ撤収・収納作業

《作業内容》

- ・ 各炊事場の残り火入れを汚水処理場に収納する。

ゴミ箱移動・設置作業

《作業内容》

- ・ 冬季利用に合わせて建物内や建物周辺に移動し、設置する。必要のないゴミ箱は汚水処理場へ収納する。

バリケード(スチール製・木製)撤収・冬囲い作業

《作業内容》

- ・ 看板倉庫へ撤収してから1箇所に集め、ブルーシートをかぶせてひもで縛る。
- ・ 森のすみか内のバリケードについては、森の工房に集め、ブルーシートをかぶせてひもで縛る。

バリカー撤収・収納作業

《作業内容》

- ・ 東口駐車場周囲とロッジ下駐輪場に設置されたバリカーを撤去し、汚水処理場へ収納する。

スキー立て移動・設置作業

《作業内容》

- ・ 中央口B棟倉庫、東口休憩所倉庫に収納されているスキー立てを、各現場前へ移動し設置する。

ゲート移動式ブース(東口ゲート2基、中央口ゲート2基)移動・収納作業

《作業内容》

- ・ 各ゲートから中央口B棟倉庫へ収納する。

仮橋設置作業

《作業内容》

- ・ 地面を平らにしてから角材を敷いて、その上にコンパネを重ねて置いて釘を打ち込む。

リヤカー、車イス撤収・収納作業

《作業内容》

- ・ 渓流口倉庫から移動し、サイクリングセンターへ収納する。

温度計、積雪計設置作業

《作業内容》

- ・ 温度計、積雪計を中央口B棟、東口休憩所倉庫、車庫から移動して設置する。温度計は、ワックスルーム2箇所については、1基ずつ木ネジで設置すること。
- ・ 他の4箇所は置くだけとする。積雪計は、3箇所の場所に鉄杭を打ち込み固定させる。

鱒見サイクルセンター・売店テント撤収・収納作業

《作業内容》

- ・ トラックの荷台に上がりテントを外し、サイクルセンターへ収納する。

看板撤収・収納・設置作業

《冬看板設置の作業内容》

- ・ 歩くスキーコース内が雪で車両等が使えなくなる前に、設置場所に鉄ピンを打ち込むかまたは、木に固定させて看板を設置する。

《夏看板撤収・収納作業》

- ・ 冬季開園に支障のある看板を撤収し、看板倉庫へ収納する。

ビックリボール収納テント撤収・収納作業

《作業内容》

- ・ 虹の巣ドーム前に2張り設置されたテントを、解体してパーツごとに縛り、虹の巣ドーム内倉庫へ収納する。

天文台オブジェ撤収・収納作業

《作業内容》

- ・ 天文台玄関上に設置した3体のオブジェは脚立を使い、オブジェを固定していたネジをはずして天文台倉庫へ収納する。天文台裏に設置した1体のオブジェは、地面についているネジをはずし、天文台倉庫へ収納する。

マット設置作業

《作業内容》

- ・ 中央口B棟から薄いマット厚いマットを出し、ファミリーゲレンデ内山麓周辺(中央口A棟の石柱や木)やリフト鉄柱へ設置する。また、歩くスキーコース内障害物(橋の柱や放送設備の鉄柱等)などに

ロープトウ準備作業

《作業内容》

- ・ 車庫横から土嚢を車両にて運びそりゲレンデロープトウの山頂降り場周辺に設置する。

2. 降雪前に行う作業その2

雪により場所が分からなくなる前に行う作業とする。作業項目は以下のとおりとする。

植栽地周囲ロープ杭抜き取り作業

《作業内容》

- ・ カントリーハウス、平成の森周辺の植栽ロープ杭を抜いて、圧雪車の邪魔にならな

いよう周辺に寝かせておく。

コンパネ切断・設置作業

《作業内容》

- ・ 雪が積もりマンホールや側溝がどこにあるのか分からなくなる前に、設置する場所の形に合わせコンパネを切断し、設置していく。

スノーポール設置作業

《作業内容》

- ・ 園内の大部分は、スノーポール用の単管が設置されていることから、地面が見えている内に単管を探し設置する。また、単管のない場所には、スノーポール用の台を置くか、鉄ピン(スノーポールをピンに差し込む)を地面に打ち込んでスノーポールを設置する。

カラーコーン撤収・収納・移動作業

《作業内容》

- ・ 駐車場等に設置されたコーンを撤去し、溪流口トイレ裏倉庫に収納する。一部冬季使用するコーン(イベントや東口駐車場等)は、車庫へ移動する。

3. 降雪前に行う作業その3

雪などの影響により、腐食などを防ぐために降雪前に行う作業とする。作業項目は以下のとおりとする。

固定式ベンチ・灰皿冬囲い作業

《作業内容》

- ・ 雪が入らないよう、ブルーシートやビニール袋をかぶせてひもで縛る。

丸太イス清掃・冬囲い作業

《作業内容》

- ・ 来年使用可能な物と廃棄する物(木が腐っている物、地面に置いた時に不安定な物)とに分類する。使用可能な椅子は各炊事場にて洗浄後、各炊事場数箇所に集めてブロックと一緒に整理し、ブルーシートをかぶせてひもで縛る。

パークゴルフ関連用具類等撤収・収納・冬囲い作業

《作業内容》

- ・ パークゴルフコースは、ピンを外しカップは、専用の蓋で閉める。その他境界ネット・杭・抽選器などは、外してから東口休憩所倉庫へ収納する。案内看板は、ブルーシートをかぶせてひもで縛る。

4. 荒天時等屋内作業

室内で行うことより荒天時等の作業とする。

カントリーハウス風除室マット交換作業

《作業内容》

- ・ カントリーハウス地下室倉庫から冬用マットを出し交換する。

ゴムスレー準備作業

《作業内容》

- ・ 東口休憩所倉庫から虹の巣ドームへ搬送し、ゴムスレーを組み立て(リング、チューブ、カバーの3点)空気を入れる。設置予定のあづまや2棟には、3箇所オレンジネットで覆い、その中に整理してゴムスレーを入れる。

スキースクール受付関係物品設置作業

《作業内容》

- ・ 東口休憩所倉庫よりフルシート(1枚)、パーテーション(13枚)、ワックス台(1台)及び工具箱(1箱)をスキヤーズサロン内スクール休憩場所へ移動する。
- ・ スキヤーズサロン内のロッカーの一部をスクール休憩場所へ移動する。
- ・ 冷蔵庫1台を東口発券場からスキヤーズサロン内スクール休憩場所へ移動する。

- ・ スキーヤーズサロン受付前に、東口休憩所よりイスを 18 脚移動する。
- ・ 四角椅子・机をビジターセンターより移動して受付との境界に柱を挟んで横一列に設置する。
- ・ 横断幕をカントリーハウス 2 階ベランダへ設置する。

5. 積雪後の作業

ネットフェンス設置作業については、強風でネットフェンスが飛ばされる事態が多くみられることより積雪後にネットフェンスを取り付けてから雪でネットフェンスを固定する。

ネットフェンス設置作業

《作業内容》

- ・ 強風でネットフェンスが飛ばされないよう積雪後、オレンジポールにネットフェンスを設置する。
- ・ ただし、橋に設置するネットフェンスについては、橋に結束するため、任意の時期に行う作業とする。

ロープトウ準備作業その 2

《作業内容》

- ・ 第 1・2 ロープトウ乗り場、降り場を作るのに、必要な雪が積もってから乗り場、降り場を作る。

国営滝野すずらん丘陵公園
遊具取扱説明書

滝野すずらん丘陵公園フワフワエッグ

■この管理マニュアルは実際に遊具を管理される方にお渡してください

- ・ この度は、フワフワドームをご採用頂きまして、誠にありがとうございます。
- ・ 本書をよくお読み頂き、正しくお取り扱い下さるようお願い致します。
- ・ 本書はお読みになった後も大切に保管して下さい。

株式会社小川テック

・・・はじめに・・・

フワフワドームとは

自由に、楽しく、のびのびと
子供たちの知力と体力をのばす新感覚遊具です

フワフワドームの魅力

1. 受身でなく、能動的に体を動かす
遊園地などにあるほとんどの遊器具では、子供たちはまったくの受身で、遊器具から刺激を受け、その対価としてお金を払うという構造になっています。フワフワドームは子供たちが能動的に体を動かすことによって遊びが広がっていきます。
2. 与えられたイメージの世界ではなく自ら遊びを創造する
子供たちが自分たちでいろいろな創造の世界をふくらまし、イメージ豊かに遊びを展開していきます。
3. いろいろな動きが同時多発的に起こり、互いに関連しあっている
フワフワドームの特色は走る、跳ねる、登る、滑るなどの様々な動きがあり、それぞれの動きが相互に影響を及ぼしあうことにあります。これは、滑り台やブランコといった機能が限定され 1 種類の運動だけで完結している遊具との大きな違いです。

目 次

第1 本施設の概要	1
第2 耐久性と保守	2
第3 取扱説明	3
第4 注意事項	4
第5 遊具の点検	5
第6 参考資料	7

添付資料

フワフワドーム点検表《日常点検》	添付資料ー1
フワフワドーム事故報告書	添付資料ー2

制御盤取扱説明書

滝野すずらん丘陵公園フワフワドーム

■この取扱説明書は実際に遊具を管理される方にお渡しください

- ・ この度は、フワフワドームをご採用頂きまして、誠にありがとうございます。
- ・ 本書をよくお読み頂き、正しくお取り扱い下さるようお願い致します。
- ・ 本書はお読みになった後も大切に保管して下さい。

株式会社小川テック

送風システムについて

- ・ フワフワドームは膜と空気で構成される安全な遊具です。
- ・ 送風機で連続的に空気を送ることにより遊具として使用できる状態になります。
- ・ タイマーによる自動運転と手動による運転が可能なので自由な運用が可能です。
- ・ 自動運転に設定しておくこととタイマーにより朝の設定時間に膨らみ、夕刻の設定時間にしぼみます。管理者の方が電源のON-OFFを行うことなく使用できる状態になります。
- ・ フワフワドームの内部が異常に高い圧力になった場合は安全のため自動停止します。



通常制御盤の内部を操作する必要はありません。フワフワドームに対して十分な知識を有している方以外は触らないようお願い致します。

口一滑り台 取扱説明書

御 客 様 名: 滝野すずらん丘陵公園 様

納 入 日: 平成 19年 3月 20日

工 事 名: 滝野公園 森林体験ゾーン園路広場整備外一連工事

お客様へ

- ・本書は遊具の管理者がいつでも見られるところに必ず保管して下さい。
- ・遊具管理者は日常点検を行い、記録を保管し遊び場の安全管理にご活用下さい。
- ・製品保障期間は、商品お引渡しの日より2年間です。(但し、消耗部品や木部の干割れ変色につきましては、一部保障適用外の内容があります。)
- ・弊社では別途、保守点検契約を承っております。また、安全管理のご相談も承りますので、お気軽にご連絡下さい。

お問い合わせ先

㈱ 北 辰

本 社 TEL 0126-25-5611
札幌営業所 TEL 011-711-9990

⊗HOKUSHIN

岩見沢市志文町966番地15

株式会社 北 辰



■ 維持管理について ■

多くの子供たちの利用された遊具は、利用状況や使用頻度によって変化します。また、季節や天候による変化、自然現象による経年劣化、不届きな者によるいたずらや故意による破壊行為などにより、遊び場が荒らされる事もあります。遊具および遊び場の維持管理は、安全管理における重要な役割を果たします。日常的な点検を行ない、常に安全な遊び場が確保できるように維持管理をお願いいたします。

日常点検を行なって下さい

遊び場の維持管理の基本は、目視・触診・聴診などの現場確認による日常点検です。点検を行なうことにより事故を誘発する危険（ハザード）を取り除くことが、遊び場での事故を未然に防ぐ第一のポイントです。万一、重大な事故を引き起こしかねない箇所が発覚した場合は、使用禁止の措置を講じ早急に安全確保の為に修理を行なう必要があります。

『日常点検記録簿』を必要に応じて複写して、日常点検におけるチェックリストとしてご利用下さい。

— 日常点検の手順 —

1. 遊具まわりを廻りながら

- ・ 樹木が成長し、子供たちが乗り移れるような状態で枝がかかっていますか？
- ・ 遊具のまわりに、ガラス片や鉄屑、有害物質など異物が持ち込まれていませんか？
- ・ 遊具の設置面は踏み固められて固まっていませんか？また、砂やチップ材が掘り起こされていたり、弾性床材が敗れたり剥がれたりしていませんか？

2. 遊具の主要構造材をみて

- ・ 主要構造体のぐらつきはありませんか？
- ・ 主要構造体の地際に腐食等の異常はありませんか？
- ・ 主要構造体の固定基礎部のコンクリート等が危険な状態になっていませんか？

3. 遊具の各パーツをみて

- ・ ビス・ボルト・ナットの緩み、脱落はありませんか？
- ・ 継手（ジョイント）やフックの緩み、磨耗による劣化・がたつきはありませんか？
- ・ 可動部の動作変化・異常音・磨耗・がたつき・劣化はありませんか？
- ・ シート・ネットの破れ、樹脂部分の変色・劣化・反りはありませんか？
- ・ ワイヤーやロープの緩み・磨耗・ほつれはありませんか？
- ・ 危険な状態となる木部の腐れ・割れ・ささくれはありませんか？

滝野すずらん丘陵公園
虹の巣ドーム内ネット遊具

運用管理マニュアル

製品情報

利用人数

このネットは構造計算上下記の利用人数に設定されております。

虹の巣ネット 大 30人

虹の巣ネット 小 10人

(利用人数の制限規制が必要かもしれません)

対象年齢

虹の巣ネット 大 3歳から 12歳

虹の巣ネット 小 3歳までの幼児とハンディキャップを持った人

ネット基本高さ寸法

ネット下端からFLまでの基本寸法は下記のとおりです。

設置後ネット本体の編み目・巻き取りロープ・繊維自体の伸びにより設定した寸法より下がる事があります。尚、ネットとFLまでの間隔が350mm以下になった場合は、張り上げの調整を推奨いたします。

虹の巣ネット大 本体 800mm

600mm

ぶら下がりポールB1 1,400mm

ぶら下がりネット

(B2・B3・B5・B7) 500mm

ぶら下がりネットB4 1,400mm

ぶら下がりネットB6 2,000mm

(別紙添付図面の詳細図2に記載)

虹の巣ネット小 本体 650mm

溶岩すべり台取扱説明書

- ご使用の前に、この取扱説明書をよくお読み頂き、製品を安全に正しくお使いいただきますよう、ご指導をお願いいたします。
- この取扱説明書は、製品管理者または製品所有者が大切に保管してください。

滑降系遊具（溶岩滑り台）

[製品対象年齢] 6歳～12歳以上（児童用）

1、製品名称・滑降口番号

NO1～NO3 NO6～NO9 7箇所

（上記の滑降に準ずる製品）

降面は上記のとおり（NO1～3・NO6～9）色々なタイプの滑降滑面が存在し、その形状ならびに想定する利用姿勢や形態等は多種多様であります。対象年齢だとしても利用者の能力に応じた遊び方をご指導ください。

2、使用上のご注意

1. 滑る前に必ず、ヘルメットをかぶらせて下さい。（あご紐もきちんとしてください。）
2. 滑降面にお尻をつき、両側の側面に手を添え、正しい姿勢で滑ってください。- 手は丈夫ですか？
3. 滑降面の側壁を上手に使い安全な速度調整を行ってください。
4. 滑り終わった次に滑る人のために速やかに降り口を空けてください。
5. 滑降面の下から登ったり、降り口で遊ばないでください。
6. 使用中は、滑降面から出たり立ったりしないでください。
7. 滑降面出入口の段差がある場所での歩行は十分に注意してください。
8. 上部柵などの開口部に無理に頭や体を入れないでください。

3、安全上のご注意

1. 製品に著しいひび割れが見られた場合は、ただちに使用を中止し、管理者にすみやかにご連絡ください。
2. 製品が濡れている時は使用しないでください。
3. 上着の前を開けっ放しにしたり、フードや紐等、引っ掛かりやすい服装で使用しないで下さい。
4. マフラーや鞆、ランドセル等、引っ掛かりやすいものは外して使用してください。
5. 一人ずつ順番を守って使用し、特に高い所で押したり、引いたり、ふざけたりしないでください。
6. 日射により使用部材が過熱することがあるのでご注意ください。
7. 滑降口は衝撃吸収効果を有するものを推奨致します。

溶岩すべり台取扱説明書

- ご使用の前に、この取扱説明書をよくお読み頂き、製品を安全に正しくお使いいただきますよう、ご指導をお願いいたします。
- この取扱説明書は、製品管理者または製品所有者が大切に保管してください。

滑降系遊具（溶岩滑り台）

[製品対象年齢]保護者同伴用滑降系（抱っこ滑り台）

1、製品名称・滑降口番号

NO4・5 2箇所

（上記の滑降に準ずる製品）

降面は上記のとおり（NO 4・5）2箇所タイプの滑降滑面が存在し、その形状ならびに想定する利用姿勢や形態等は多種多様であります。対象年齢だとしても利用者の能力に応じた遊び方をご指導ください。

2、使用上のご注意

1. 保護者は幼児にヘルメットなど安全な装備をし、無理のない、正しい姿勢で滑って下さい。
2. 滑降面の側壁を上手に使い安全な速度調整を行ってください。
3. 滑りおわたたら次に滑る人のために速やかに降り口を空けてください。
4. 滑降面の下から登つたり、降り口で遊ばないでください。
5. 使用中は、滑降面から出たり立ったりしないでください。
6. 滑降面出入口の段差がある場所での歩行は十分に注意してください。
7. 上部欄などの開口部に無理に頭や体を入れないでください。

3、安全上のご注意

1. 製品に著しいひび割れが見られた場合は、ただちに使用を中止し、管理者にすみやかにご連絡ください。
2. 製品が濡れている時は使用しないでください。
3. 上着の前を開けっ放しにしたり、フードや紐等、引っ掛かりやすい服装で使用しないで下さい。
4. マフラーや靴、ランドセル等、引っ掛かりやすいものは外して使用してください。
5. 一組ずつ順番を守って使用し、特に高い所で押したり、引いたり、ふざけたりしないでください。
6. 日射により使用部材が過熱することがあるのでご注意ください。
7. 滑降口は衝撃吸収効果を有するものを推奨致します。
8. 保護者一人に一名（3歳以上）の滑降りを抱っこ可能です。

溶岩すべり台防護柵・看板取扱説明書

- ご使用前に、この説明書をよくお読み頂き、製品を安全に正しくお使いいただきますよう、ご指導をお願いいたします。
- この取扱説明書は、製品管理者または製品所有者が大切に保管してください。

1、 製品名称

溶岩滑り台 NO1～NO9 転落防護柵

2、 使用上のご注意

- 1、柵に登らないで下さい。
- 2、扉の開け閉めは、挟み込みに注意して下さい。
- 3、扉にぶら下がったり、内側に無理に押ししたりしないで下さい。
- 4、扉の開放時は、がたつきのないように固定金具で止め確認して下さい。
- 5、柵などの開口部に無理に頭や体を入れないでください。
- 6、看板にぶらさがったり、引張ったりしないで下さい。

3、 安全上のご注意

- 1、製品に著しい変形や破損が見られた場合は、ただちに使用を中止し、管理者にすみやかにご連絡ください。
- 2、柵の段差部分に足などかけて内側をのぞきこまき無のように注意して下さい。
- 3、柵に衣類・鞆などかけないで下さい。 *せないよ*

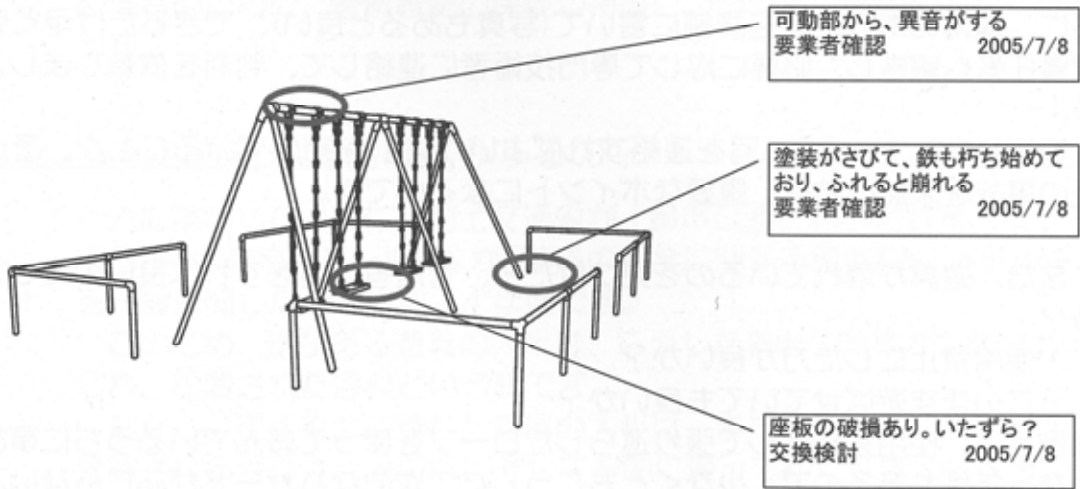
■点検例

日常点検表

点検期間	平成17年4月1日 ~ 平成17年9月30日		点検者名	管理責任者名 (本表の最終確認)		公園番号	
設置場所	みなと公園		宮田	狩谷	日付印	50	
施設名称/主材質	ぶらんこ (金属・木質・樹脂・他)					整理番号	
設置年月/製造社名	年 月・不明					5	
備考							
部位	重要度	点検内容	チェック欄			備考(気づいた点を具体的に記入する)	
A. 共通点検項目			1	2	3	4	
① 各部	○	身体に触れる部分に鋭利な状態等はないか	レ	レ	×		座面が割れたため、尖った箇所がある
② 落下防止	—	落下防止柵などにガタツキや変形はないか	—	—	—		—
③ 支柱部	◎	部材に亀裂、劣化はないか	レ	レ	×		地際の腐食を確認、業者の確認を要す
	○	ぐらつきはないか	レ	レ	×		ぐらつきあり、業者の確認を要す
④ 基礎部	○	設置面へ基礎が露出していないか	レ	レ	レ		
⑤ 着地面・周辺	○	着地面や遊具周辺に大きな凹凸や石などはないか	レ	レ	レ		
⑥ 接合部	○	ボルトの緩みや欠落はないか	レ	レ	レ		
	○	継手金具の破損はないか	レ	レ	レ		
⑦ 塗装・メッキ	△	著しい塗装剥離や退色、錆の発生等はないか	×	×	×		塗装が全体的にはがれている
⑧ 汚れ・異物	△	著しい汚れや落書き、異物等はないか	レ	レ	レ		
B. 個別点検項目							
<揺動系遊具>							
⑨ 着座部	○	破損や変形はないか	レ	レ	×		いたずらと思われる破損あり。交換検討。
	◎	着座側金具は摩耗していないか	レ	レ	レ		
⑩ 揺動部	◎	吊り金具は破損していないか	レ	レ	レ		
	○	吊り金具の回転不良はないか	レ	レ	レ		
	○	吊り金具から回転時に異音がしないか	レ	レ	×		可動部から異音あり。要業者確認。
	◎	チェーンは摩耗していないか	×	×	×		全体的に、摩耗している。要業者確認。
◎	チェーンは変形やねじれがないか	レ	レ	レ			
⑪ 梁部	○	部材の腐食、変形はないか	レ	レ	レ		
⑫ 境界柵部	○	部材の腐食、変形はないか	レ	レ	レ		

点検1回目の
チェック欄(左)と
実施日記入場所(下)

施設写真/略図

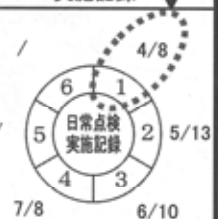


特記事項(利用時の状況、人気度等):

利用頻度は高い。柱、座板等に異常があり、7月8日現在、業者確認が済むまで使用禁止とした。

補修等履歴メモ:
補修等履歴無し

実施記録



※チェック欄には、異常がなければ“レ”印を、異常があれば“×”印を記入し、備考欄もしくは写真欄に異常の状況を記入してください。
※本表は、6回の日常点検に使用できます。実施記録欄の該当する数字に“○”印をつけ、横に実施した日付を記入してください。

こどもの谷 期地区 点検日報(1)

定時点検時間目安 10:30 12:00 14:00

平成 年 月 日()曜日 天候

記入者氏名



施設名	実施時間	点検名	点検結果	異常ありの場合の内容
ビーバードム ・森の池	:	始業点検	異常あり・なし	
	:	定時・混雑・終業	異常あり・なし	
	:	定時・混雑・終業	異常あり・なし	
	:	定時・混雑・終業	異常あり・なし	
		特記事項		
さまよいの洞窟 トイレ	:	始業点検	異常あり・なし	
	:	定時・混雑・終業	異常あり・なし	
	:	定時・混雑・終業	異常あり・なし	
	:	定時・混雑・終業	異常あり・なし	
		特記事項		
さまよいの洞窟	:	始業点検	異常あり・なし	
	:	定時・混雑・終業	異常あり・なし	
	:	定時・混雑・終業	異常あり・なし	
	:	定時・混雑・終業	異常あり・なし	
		特記事項		
フワフワエッグ (オレンジ)	:	始業点検	異常あり・なし	
	:	定時・混雑・終業	異常あり・なし	
	:	定時・混雑・終業	異常あり・なし	
	:	定時・混雑・終業	異常あり・なし	
		特記事項		
マウントコーデ	:	始業点検	異常あり・なし	
	:	定時・混雑・終業	異常あり・なし	
	:	定時・混雑・終業	異常あり・なし	
	:	定時・混雑・終業	異常あり・なし	
		特記事項		
溶岩すべり台(小)	:	始業点検	異常あり・なし	
	:	定時・混雑・終業	異常あり・なし	
	:	定時・混雑・終業	異常あり・なし	
	:	定時・混雑・終業	異常あり・なし	
		特記事項		
溶岩すべり台(大)	:	始業点検	異常あり・なし	
	:	定時・混雑・終業	異常あり・なし	
	:	定時・混雑・終業	異常あり・なし	
	:	定時・混雑・終業	異常あり・なし	
		特記事項		

ロープトウ安全点検

装置名		点検箇所	点検方法
線路	索条及びハンガー	ロープの断線、損傷の状況	目視・計測
		ロープの張りの状態	目視
原動装置	ギヤードモーター	運転中の異音、異常発熱、異常振動の状態	聴感・触感
		歯車の噛み合いの状況	聴感
		油量、油質の状況	目視
		組付け状態	目視
	原動滑車	滑車の回転状態	目視
		滑車、軸等の変形、損傷、亀裂、溶接箇所のはく離の状態	目視
		組み付けボルトのゆるみの状態	打検
	ルーム・ガイド類	滑車軸ボルトの状態	打検
		部材の変形、損傷の状態	目視
		溶接箇所のはく離、亀裂の状態	目視
緊張装置	緊張滑車	組み付け、据え付けの状態	目視
		滑車の回転状態	目視
		滑車、軸等の変形、損傷、亀裂、溶接箇所のはく離の状態	目視
	ルーム・ガイド類	組み付けボルトのゆるみの状態	打検
		部材の変形、損傷の状態	目視
		溶接箇所のはく離、亀裂の状態	目視
		組み付け、据え付けの状態	目視
	緊張装置(レバーブロック)の作動状態	動作確認	

ロープトウ設置撤去実施要領

第1条 設置撤去の時期

撤去作業は、毎年、4月1日～4月19日の間に行うこと。

設置作業は、毎年、11月11日～12月22日の間に行うこと。

第2条 作業内容

1. 第1ロープトウ設置作業

- ・虹の巣ドーム内倉庫（状況により山麓小屋）にある山頂支柱（1基）中間支柱（2基）山頂滑車（1基）ロープ（1巻）山頂支柱固定用チェーンブロック（1基）アンカーロープ（1本）をローンスタジアムまで運搬すること。
- ・山頂支柱及び、山頂滑車を設置すること。
- ・既存アンカーと山頂支柱をアンカーロープ及びチェーンブロックにて固定すること。
- ・夏季の間、養生してあった山麓支柱及び原動機を適正な位置にすえつけること。
- ・中間支柱を設置すること。

2. 第2ロープトウ設置作業

- ・資材置場にある山頂・山麓支柱（2基）山頂・山麓滑車（2基）、ロープ（1巻）、アンカーロープ（2本）、山麓支柱固定用チェーンブロック（チンホール1基）、山頂支柱固定用ターンバックル（1基）、原動機（9.2KW / 1基）、制御盤（1基）、非常停止鉤スタンド（1基）、乗越検出装置（1基）、ハンガー（ノーマル11個・ジョイント用ハンガー1個）、ハンガーガイド（1基）をローンスタジアムに運搬すること。
- ・山頂、山頂支柱および山頂、山麓滑車を設置すること。
- ・既存アンカーと山麓支柱をアンカーロープ及びチェーンブロック（チンホール）にて固定すること。
- ・既存アンカーと山頂支柱をターンバックルで固定すること。
- ・原動機を設置すること。
- ・ロープを山麓滑車及び山頂滑車にかけ、ジョイントハンガーにてスプライス（結合）させること。
- ・制御盤を設置すること。
- ・運転操作盤を設置すること。
- ・ハンガーガイドを設置すること。設置する際、ロープとの当たりに留意すること。
- ・ハンガーを設置すること。設置数、設置間隔は下記のとおりとする。
 - a) ハンガー設置数...12基（片側6基、ジョイントハンガー含む）
 - b) 設置間隔.....26m毎
- ・乗越検出装置を設置すること。
- ・非常停止押しボタンボックスを山麓山頂に設置すること。
- 第1、2ロープトウ山頂山麓滑車のゴムライナーの交換を行うこと。

3. 試運転 安全点検

- ・上記作業が終了した後、各ロープトウにおいて試運転—安全点検を実施すること。

第3条 撤去作業

1. 第1ロープトウ撤去作業

・第1ロープトウの下記の部材について、取り外したうえで虹の巣ドーム内倉庫(状況により山麓小屋)に運搬し、山麓支柱にブルーシートにてカバーをかけ養生すること。

- a) ワイヤー b) 中間支柱... 2本 c) 山頂滑車及びカバー d) 山頂支柱
- e) 山頂支柱固定ワイヤー及びチェンブロック
- f) 巻き込み防止装置及び付属ケーブル g) 非常停止ボタン
- h) 非常停止電源用ケーブル i) Tバーフック回収スタンド
- j) 運転換作盤及び付属ケーブル

2. 第2ロープトウ撤去作業

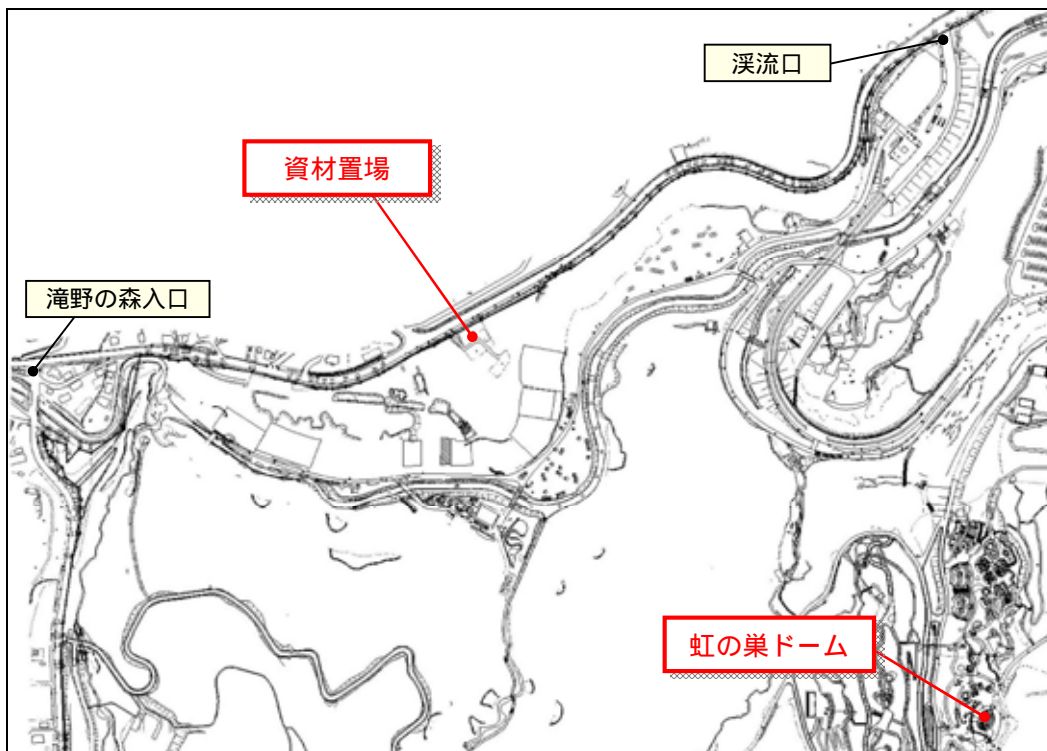
第2ロープトウのワイヤー、滑車(山頂・山麓)、支柱(山頂・山麓)、原動機、ハンガーを資材置場に搬出するものとする。

第4条 作業にあたっての注意事項

- 1. 作業の前に、床、壁、機器などを損傷や支障を与えないように養生を行うこと。
- 2. 作業終了後は、養生材や工具の撤去、床、壁、機器などを清掃すること。
- 3. 事業者は、管理する施設、設備及び備品等について異常が発生したとき又は異常を発見したときは直ちに調査職員等に報告すること。
- 4. 重機等を使用して作業する場合は、積雪状況にあわせて、コンパネ等を敷設し、芝生の養生に努めること。

第5条 点検作業

第1ロープトウ・第2ロープトウを月1回点検すること。



ロープトウ保管位置図

国営滝野すずらん丘陵公園

ロープトウ取扱説明書

スカイバードリフト運転取扱注意事項

- 当リフトを運行させる前には、計画通り人員を配置し、起点・終点停留場及び線路に積雪、障害物が無いかを良く確認し、安全に運行できる環境を確保してから運行にあたって下さい。
- 当リフトは一般供給電源を利用して運転しますので、運転前に1次側キュービクルのブレーカーをONにし、リフト運転盤内のブレーカーを上げて（ONの状態にして）下さい。また、運転盤内ブレーカーを先に上げた状態で後から1次側電源を作動させると運転盤内のインバーターに悪影響を及ぼしますので、必ずブレーカーを下げた状態で一次側電源を作動させて下さい。
- 受電確認後、コントローラーを使ってリフトを運転します。まずFWDのつまみをONにし、速度調整つまみで徐々に速度を上げます。速度を上げてからしばらく（5分以上）回してみて異音、異臭等の異状が無いかを確認してから乗客を乗車させて下さい。特に寒い日はオイルがなじむまで充分回して下さい。
- 当リフトはラフティングソリのみを搬送となっておりますが、ラフティングのみを搬送させる場合は、得られる荷重が少なく、フックが外れる可能性が高くなりますので、特に線路上の凹凸を無くすように整備して下さい。その状態を確保した後、ゆっくりティーバー搬器のフック金具をワイヤーにかけて下さい。金具のワイヤー握索部の近くを持ってかける作業をすると手袋を巻き込まれる可能性がありますので、握索部からなるべく離れた箇所を持って作業にあたって下さい。
- 終点ではラフティングソリがスムーズに降りられるようスロープを作り、常に最適な傾斜を保つよう整備して下さい。
- ラフティングの利用客には、滑走前に握索（フック）金具をラフティングソリ前部にある収納装置に入れてから滑走するように指導して下さい。金具を外に出したままの滑走は危険です。

- 人間の集中力や忍耐力には限界があります。特に吹雪等厳しい気象条件の時などは係の方のローテーションをできるだけ短時間に行ってください。
- リフトを運行すると必ずワイヤーが伸びてきます。ワイヤーがスリップしたり、著しく地面につくようになりましたら、終点停留場の緊張装置（レバーブロック）を引いて調整して下さい。
- リフト運行終了後は実線側（上り線）ワイヤーを空線側（下り線）に設置してある中間ポールフックに掛けて、降雪時に実線側ワイヤーが雪の下にならないようにして下さい。また運行再開時には必ず取り外しして下さい。
- リフト運転終了後は起点停留場にあるコントローラーの速度調整つまみを0にして、運転盤内のブレーカーを下げて下さい。コントローラー及びモーターには、専用のカバーを必ずお掛け下さい。
- 担当の係員以外の者が運転しないように運転盤の鍵は必ず掛け、きちんと保管して下さい。
- 習熟後の油断にはお気をつけ下さい。モーターで強いトルクを発生させている回転物ですので、注意を怠ると人命にかかわる事故が起きる可能性が充分にあります。運行中は係員以外の方をむやみに近づけないで下さい。

今後スキーヤーやラフティングソリに人を乗せて利用する場合

- スキーヤーを乗車させる際は、スキー板を線路に対し平行に揃えさせ、ティーバー搬器のプラスチックバーがお尻に対し平行にかかるよう調整し、ストックをワイヤーと逆側の手にまとめさせて下さい。ラフティングソリに乗客を乗せて搬送する場合は、利用者をチューブの中央部に乗るようにさせ、乗車中に足が雪面に着かないように状態を整えさせて下さい。それらの状態を確保した後、ゆっくりティーバー搬器のフック金具をワイヤーにかけて下さい。

- 終点では乗客がスムーズに降りられるようスロープを作り、常に最適な傾斜を保つよう整備をして、乗客が降り場で留まらないようにして下さい。万が一乗客が転倒した場合は、非常停止装置の停止ボタンを押すか、起点の運転係にすぐ連絡をしてリフトを停止させて下さい。起点と終点とではすぐに連絡が取れるように無線機等の連絡手段を必ずご用意下さい。
- スキーリフト終点で回収するティーバー搬器は、十個単位ぐらいをヒモで結束してワイヤーの空線側（下り線側）に束の真ん中を乗せるとそのままワイヤーの上に乗って起点停留場のティーバー回収装置まで届きます。起点の係の方はティーバー搬器が届きましたら速やかにワイヤーから搬器を降ろして下さい。
- 機器の異常が改善されない場合は、乗客がいてもリフトを停止し下記まですぐご連絡を下さい。

サカイエンジニアリング

代表 酒井 和直

新潟市美咲町1丁目9番21号1005

TEL・FAX 025-283-8684

携帯電話 090-314-80982

取扱説明書

ボラー スターリフト
ボラー スーパースターリフト
(スライディングチューブ搬送設備兼用)

運転操作編

目 次

項 目	ページ
1. 施設概要	4
※図面1 起点停留場設備概要図	7
※図面2 終点停留場設備概要図	8
※図面3 スライディングチューブ搬送状態断面図	9
2. 運転取扱方法	10
2.1 運転前準備	10
2.1.1 設備の確認	10
2.1.2 人員の配置	10
2.1.3 始業点検	10
2.2 試運転	11
2.2.1 電源投入	11
2.2.2 停止状態での点検	11
2.2.3 運転	11
2.2.4 運転状態での点検	11
2.3 営業運転	12
2.3.1 運転状態の監視	12
※2.3.2 スライディングチューブ搬送の手順	12
2.3.3 異常発生時の対応	12
2.4 営業運転の終了	13
2.4.1 運転の停止	13
2.4.2 電源を切る	13
2.5 事故発生時の対応	13
表1 始業点検一覧表	14
表2 停止状態での点検一覧表	14
表3 運転状態での点検一覧表	15
表4 故障内容及び復旧方法一覧表	16

※はスライディングチューブ搬送設備のみ

取扱説明書

ボラー スターリフト
ボラー スーパースターリフト
(スライディングチューブ搬送設備兼用)

保守・点検編

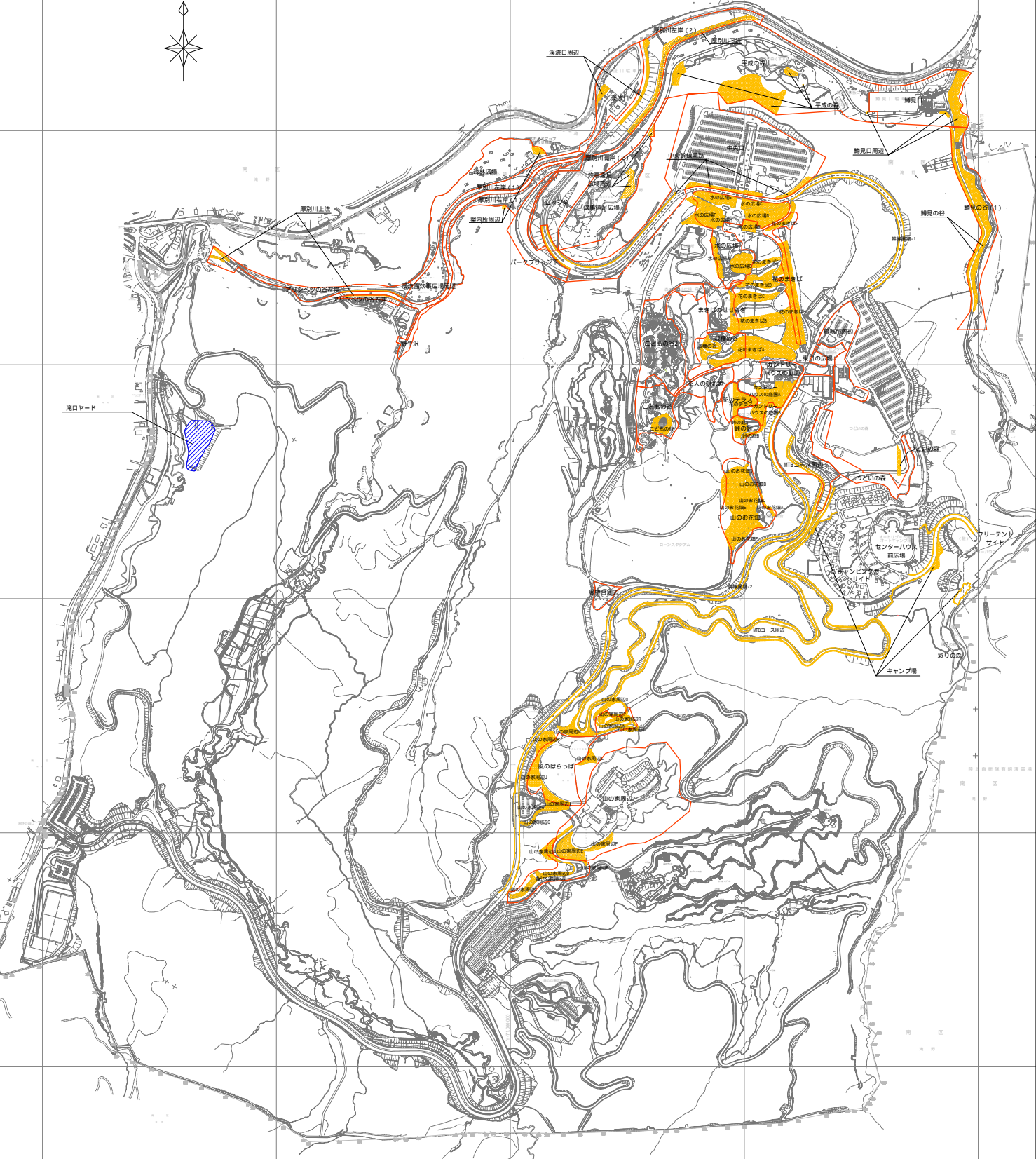
目 次

項 目	ページ
1. 線路中の設備	4
1.1 支えい索	4
2. ハンガー	4
図面 1 ハンガー構造図	5
3. ハンガーガイド	6
図面 2 ハンガーガイド取付位置図	7
4. 原動装置	8
4.1 原動滑車	8
4.2 原動フレーム	8
4.3 ギヤードモータ	9
図面 3-1 原動装置構造図 (スターリフト)	10
図面 3-2 原動装置構造図 (スーパースターリフト)	12
図面 4 ギヤードモータ構造図	14
5. 折返装置	17
5.1 折返滑車	17
5.2 折返フレーム	17
図面 5-1 折返装置構造図 (スターリフト)	18
図面 5-2 折返装置構造図 (スーパースターリフト)	20
図面 6 折返滑車軸構造図	22
6. 保安装置	23
6.1 乗越検出器	23
図面 7 乗越検出器外形図	24
7. 制御装置	25
図面 8 電気回路設計図	26
図面 9 制御盤組立図	27
図面 10 運転操作スタンド組立図	28
図面 11 停止押ボタンスタンド組立図 (オプション)	29
8. 消耗品リスト	30
9. スライディングチューブ搬送設備	31
9.1 ハンガー	31
図面 12 ハンガー構造図	32
9.2 チューブ搬送用ハンガーガイド	33
図面 13 チューブ搬送用ハンガーガイド取付位置図	34
9.3 乗越検出器	35
図面 14 乗越検出器外形図	36

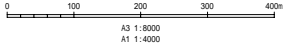
滝野スノーワールド「そりゲレンデ」運営マニュアル

目 次

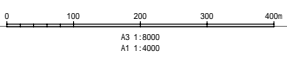
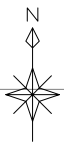
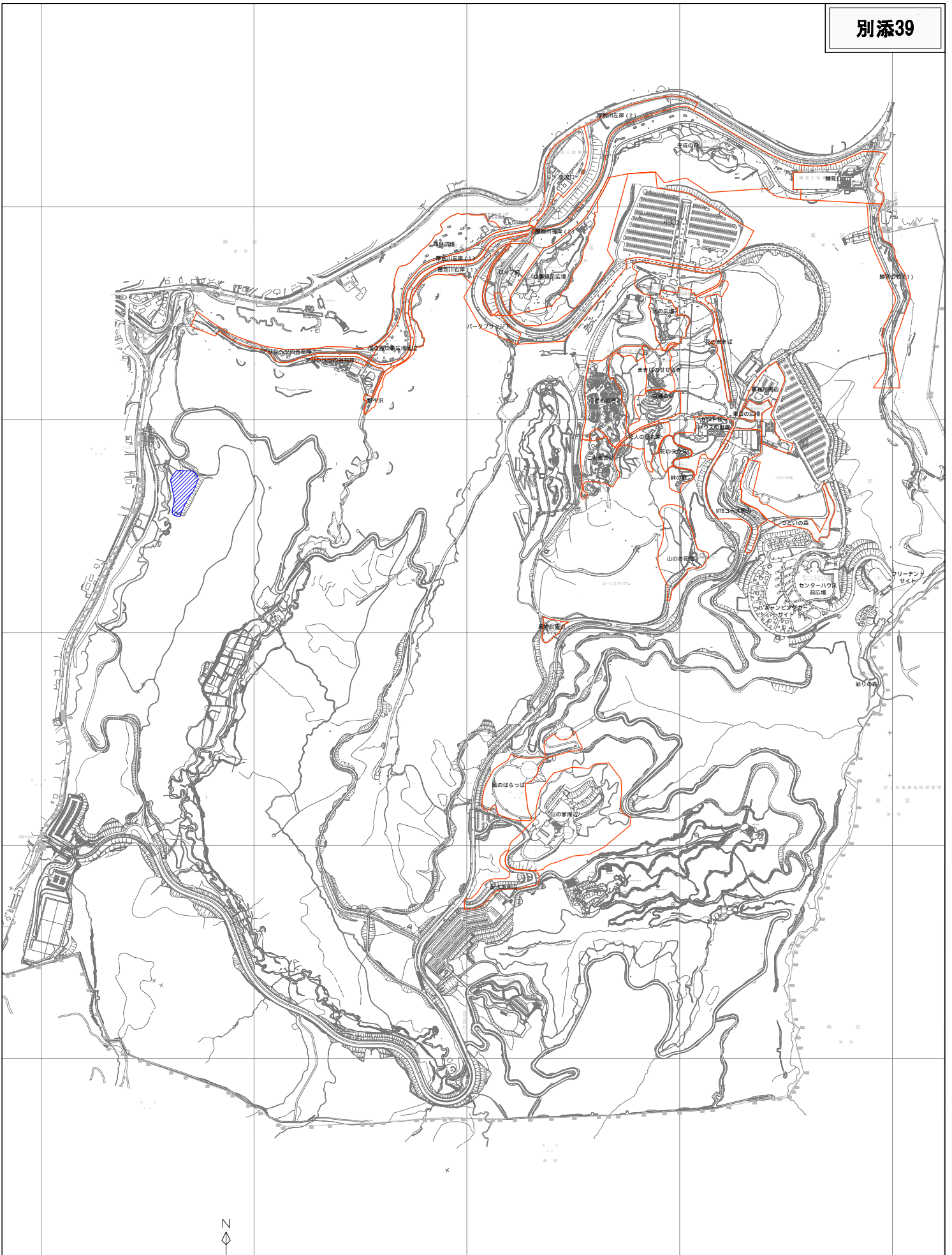
1 . ロープトウ	5
1) 始業前点検	5
2) 運行	9
3) 終業点検	14
2 . そりゲレンデ	15
1) 始業前整備	15
2) コースの供用	15
3) 終了	16



凡例	
人力除草	
機械除草	

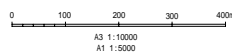
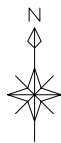
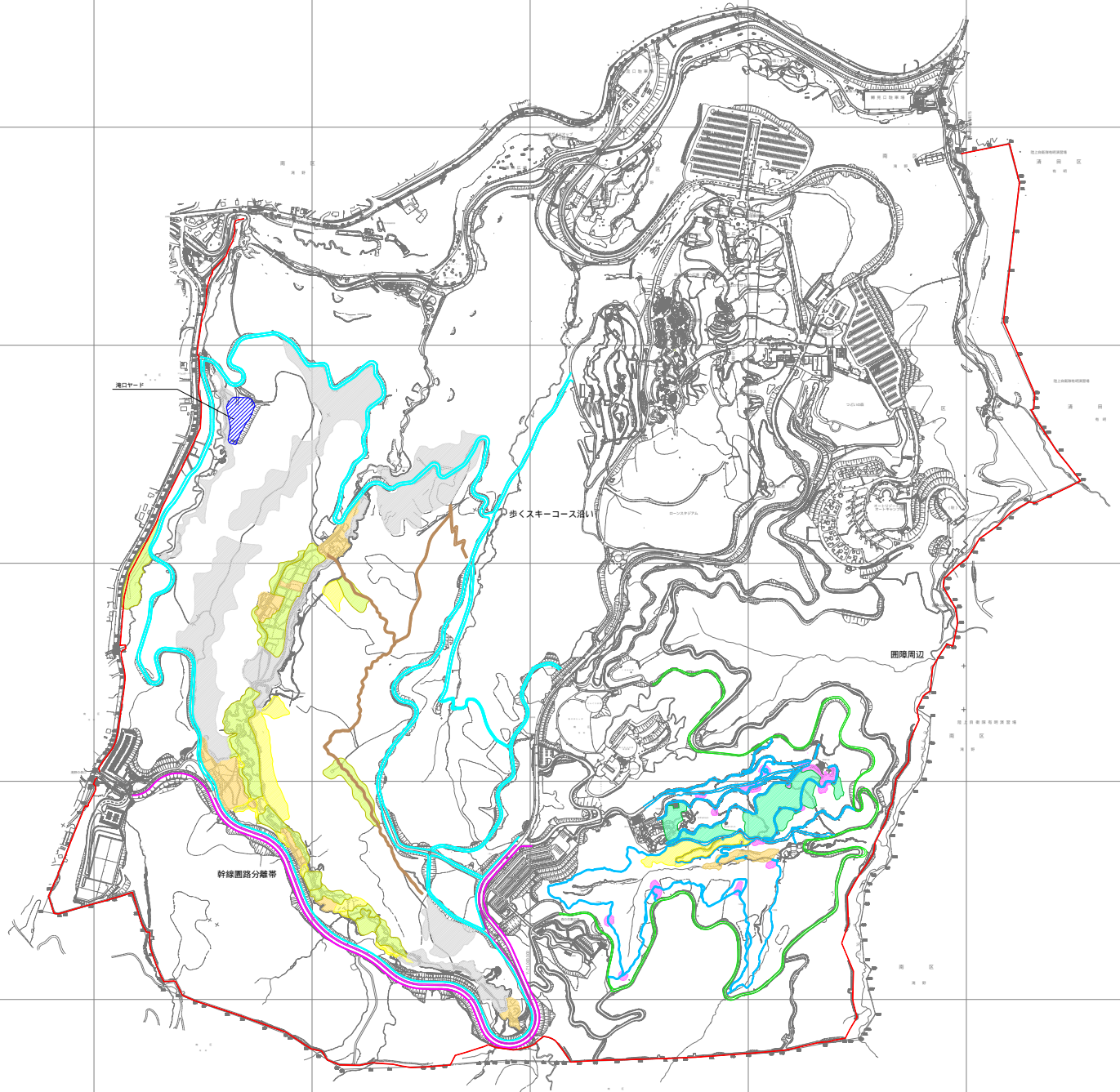


図面	中低木管理区域図	図面番号
	平成25年度～平成27年度 国営滝野すずらん丘陵公園 運営維持管理業務	



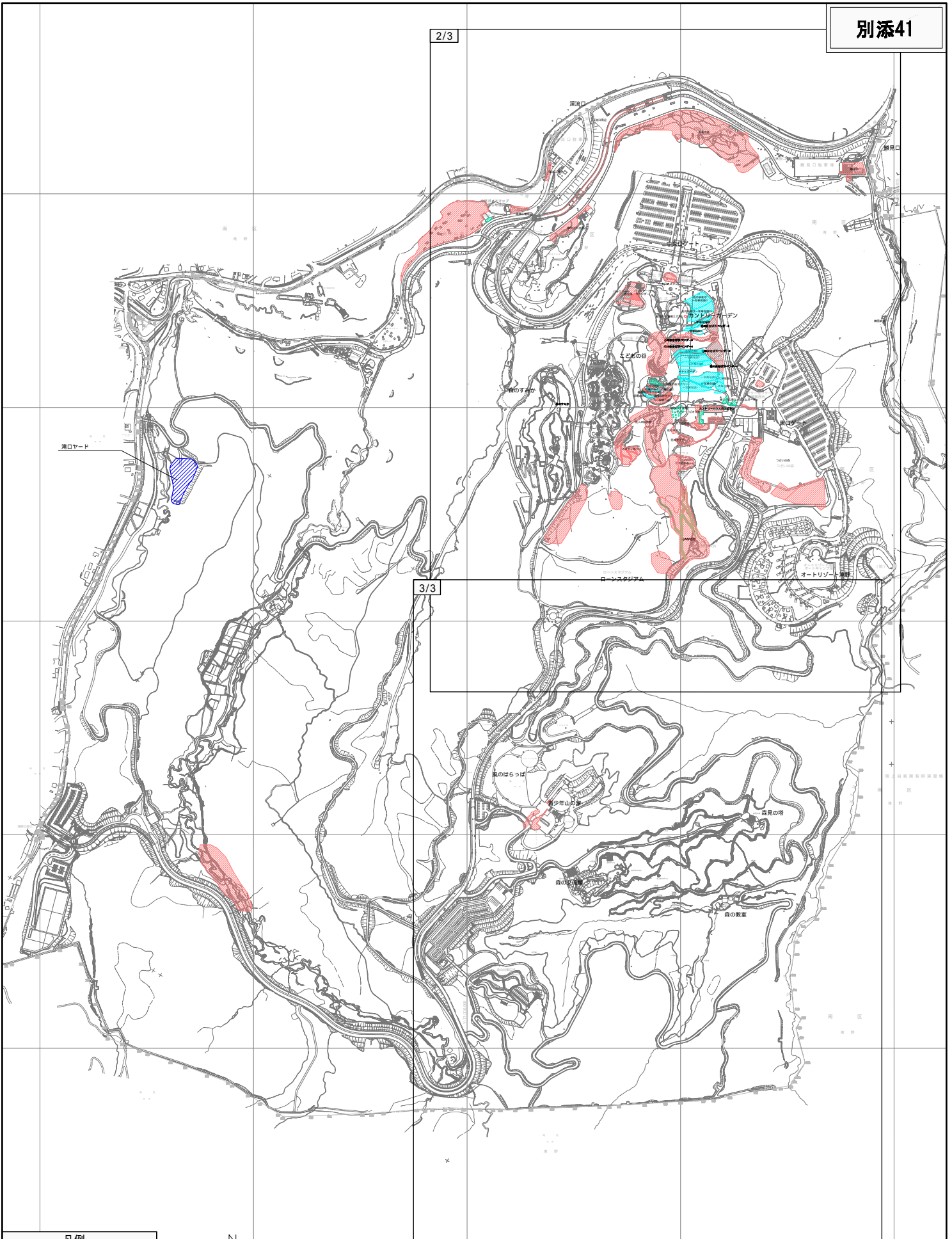
凡例	
高木管理施工範囲	

図面	高木管理区域図	図面番号
	平成26年度～平成27年度 国営滝野すずらん丘陵公園 運営維持管理業務	

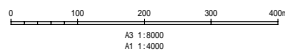
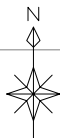


凡例	
林地管理施工範囲	
着色範囲	

図面	林地管理区域図	図面番号
	平成25年度～平成27年度 国営滝野すずらん丘陵公園 運営維持管理業務	



凡例	
花壇管理エリア	
花畑管理エリア	
草花管理エリア	

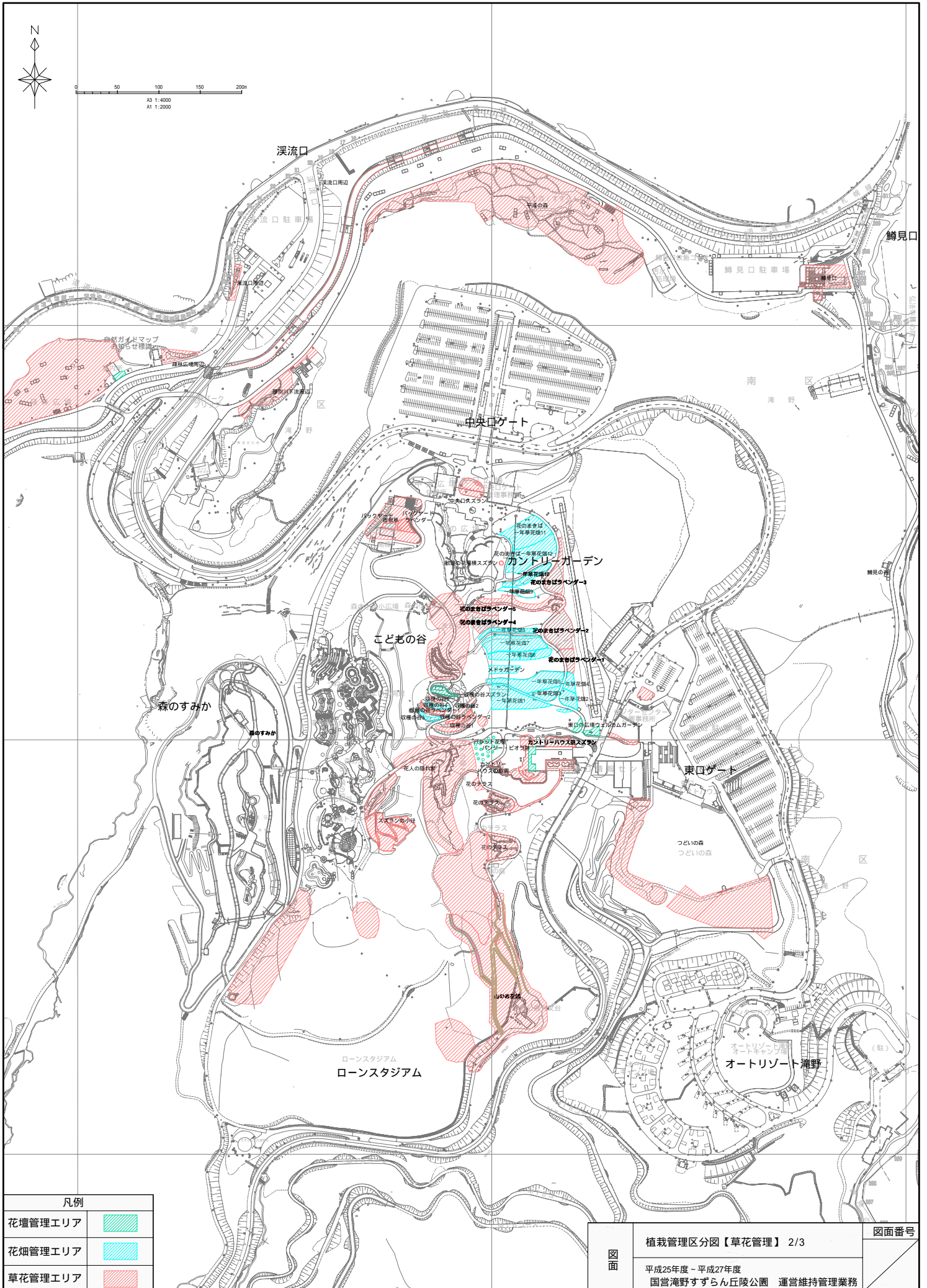


図面

植栽管理区分図【草花管理】 1/3

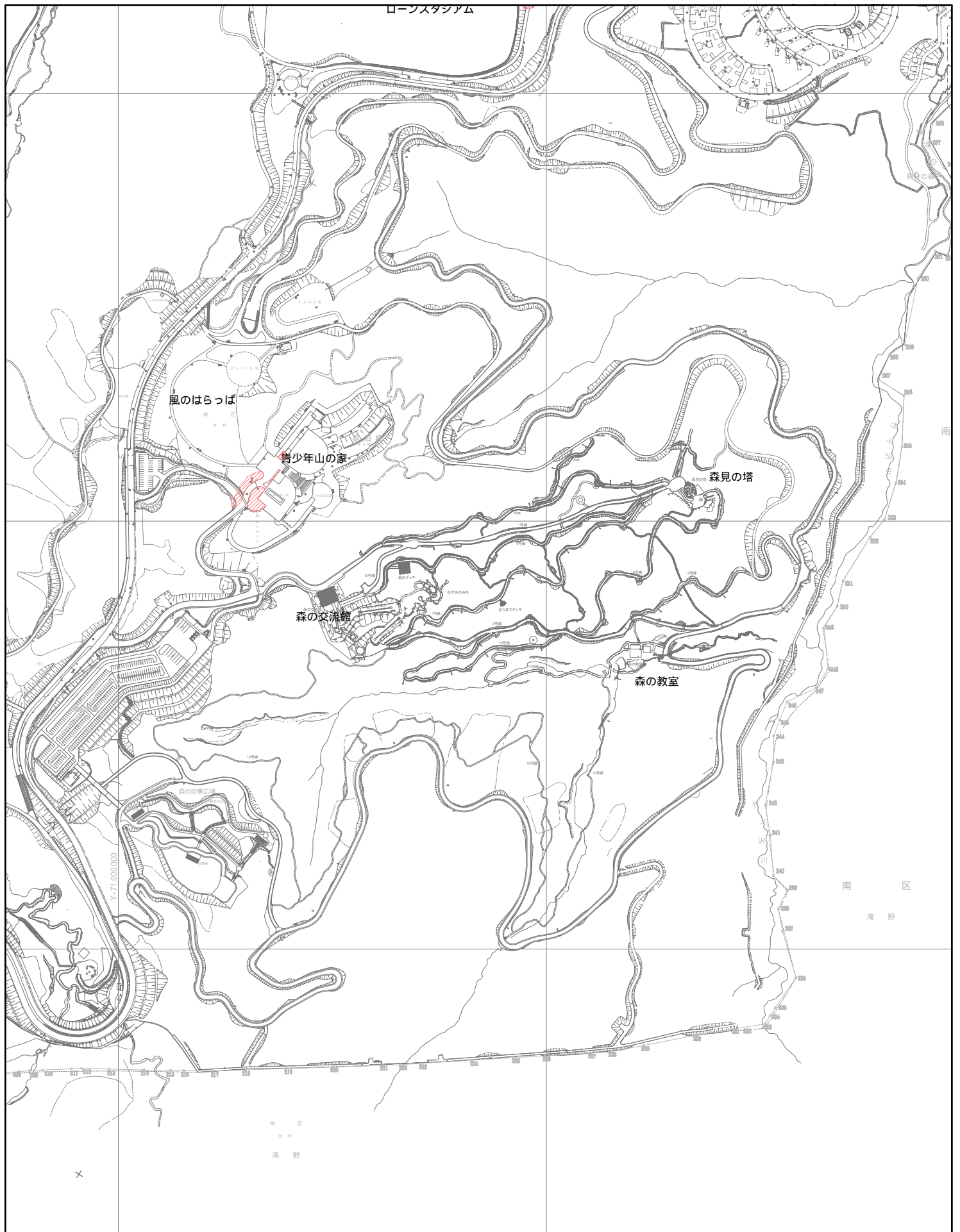
平成25年度～平成27年度
国営滝野すずらん丘陵公園 運営維持管理業務

図面番号

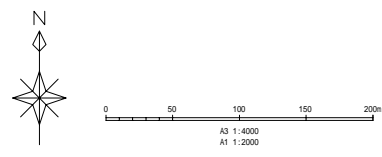


凡例	
花壇管理エリア	
花畑管理エリア	
草花管理エリア	

図面	植栽管理区分図【草花管理】 2/3	図面番号
	平成25年度～平成27年度 国営滝野すずらん丘陵公園 運営維持管理業務	



凡例	
花壇管理エリア	
花畑管理エリア	
草花管理エリア	



図面	植栽管理区分図【草花管理】 3/3	図面番号
	平成25年度～平成27年度 国営滝野すずらん丘陵公園 運営維持管理業務	

維持管理計画書修正版

滝野の森ゾーン（西エリア） 植物維持管理計画書

平成 23 年度修正版

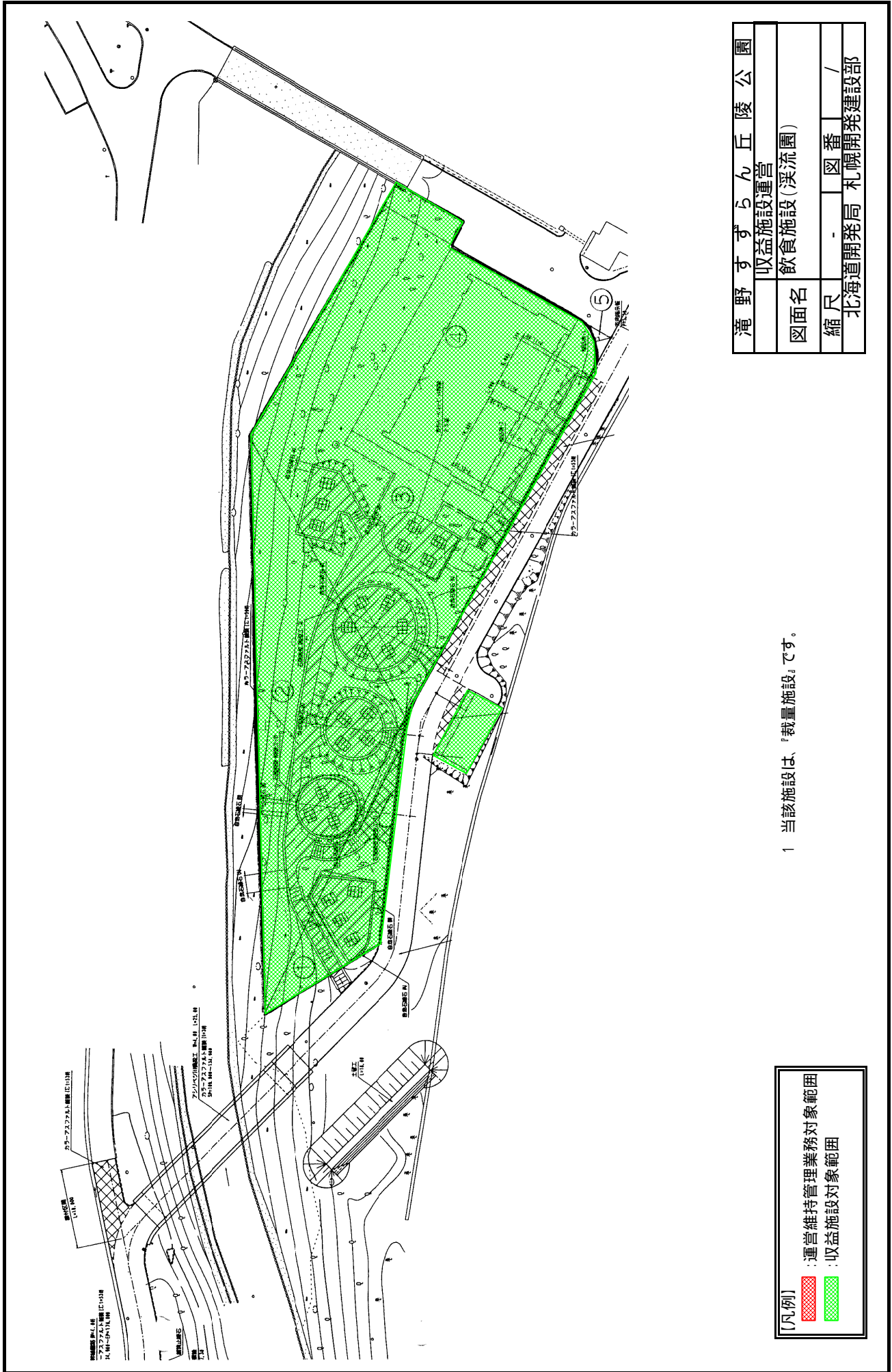
平成 24 年 2 月

もくじ

1 . 滝野の森ゾーン（西エリア）における自然再生の考え方	
2 . 主要な利活用資源種と分布状況	
3 . 再生目標の区分	
4 . 管理目標植生区分	
5 . エリア区分ごとの管理目標、利活用のイメージ	
6 . 維持管理方針の考え方	
7 . 管理内容	
8 . ステージごとの管理内容	
9 . 管理水準	
10 . 主な植生区分ごとの管理内容	
11 . シラネアオイとヤマシャクヤクの増殖管理	
12 . 維持管理作業要領	

滝野すずらん丘陵公園

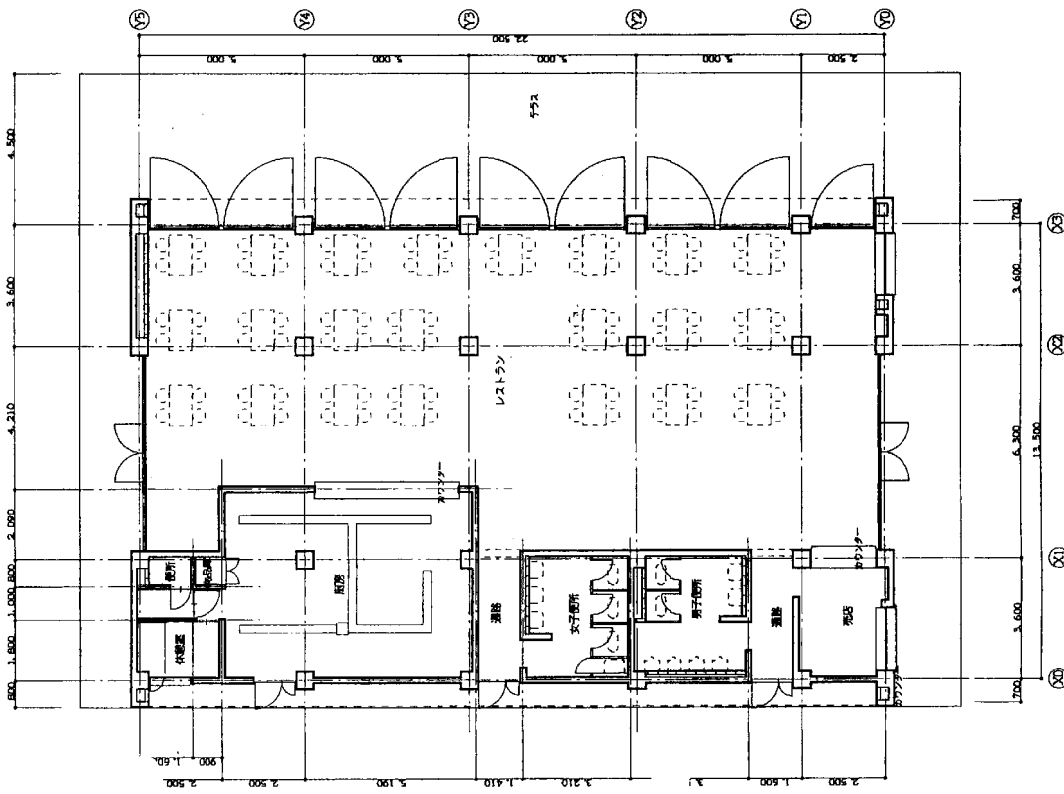
収益施設運営対象区域図および備品一覧



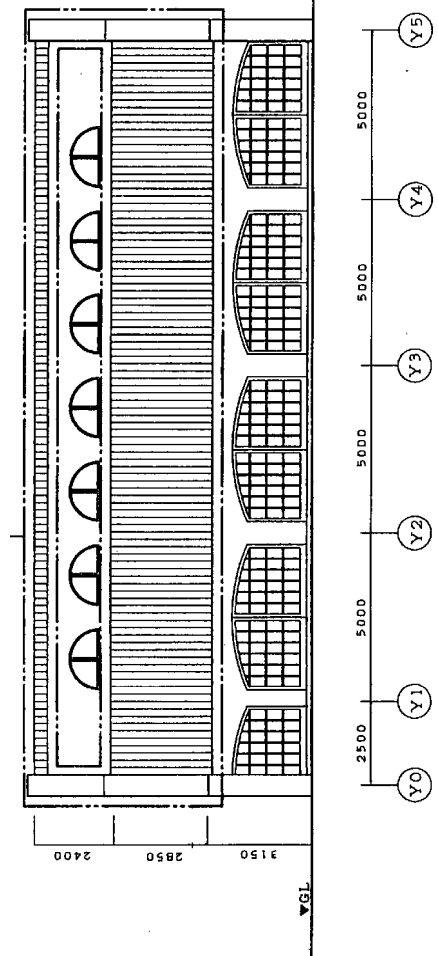
1 当該施設は、「裁量施設」です。

【凡例】
 : 運営維持管理業務対象範囲
 : 収益施設対象範囲

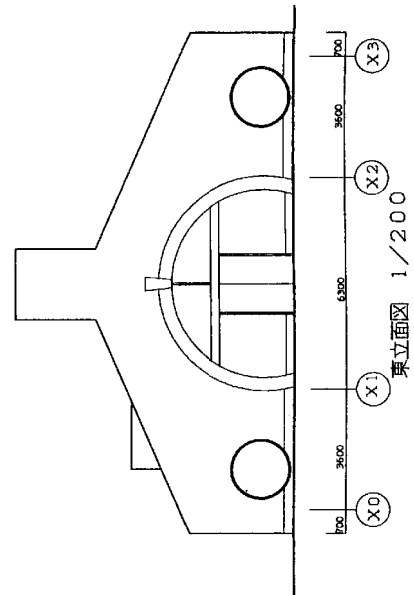
滝野すずらん丘陵公園	
収益施設運営	
図面名	飲食施設(溪流園)
縮尺	- 図番 / -
北海道開発局 札幌開発建設部	



平面図 1/200

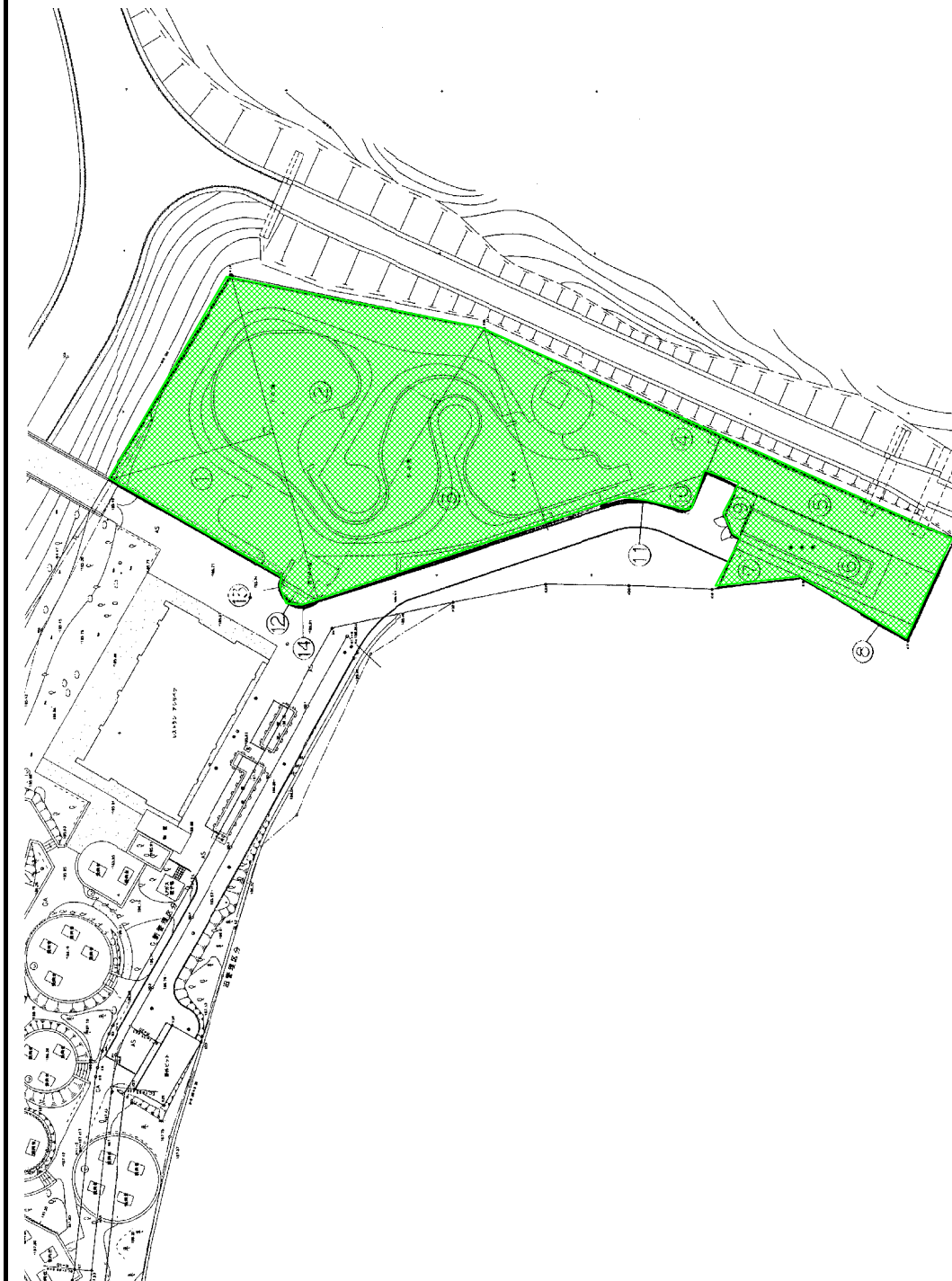


北立面図 1/200



東立面図 1/200

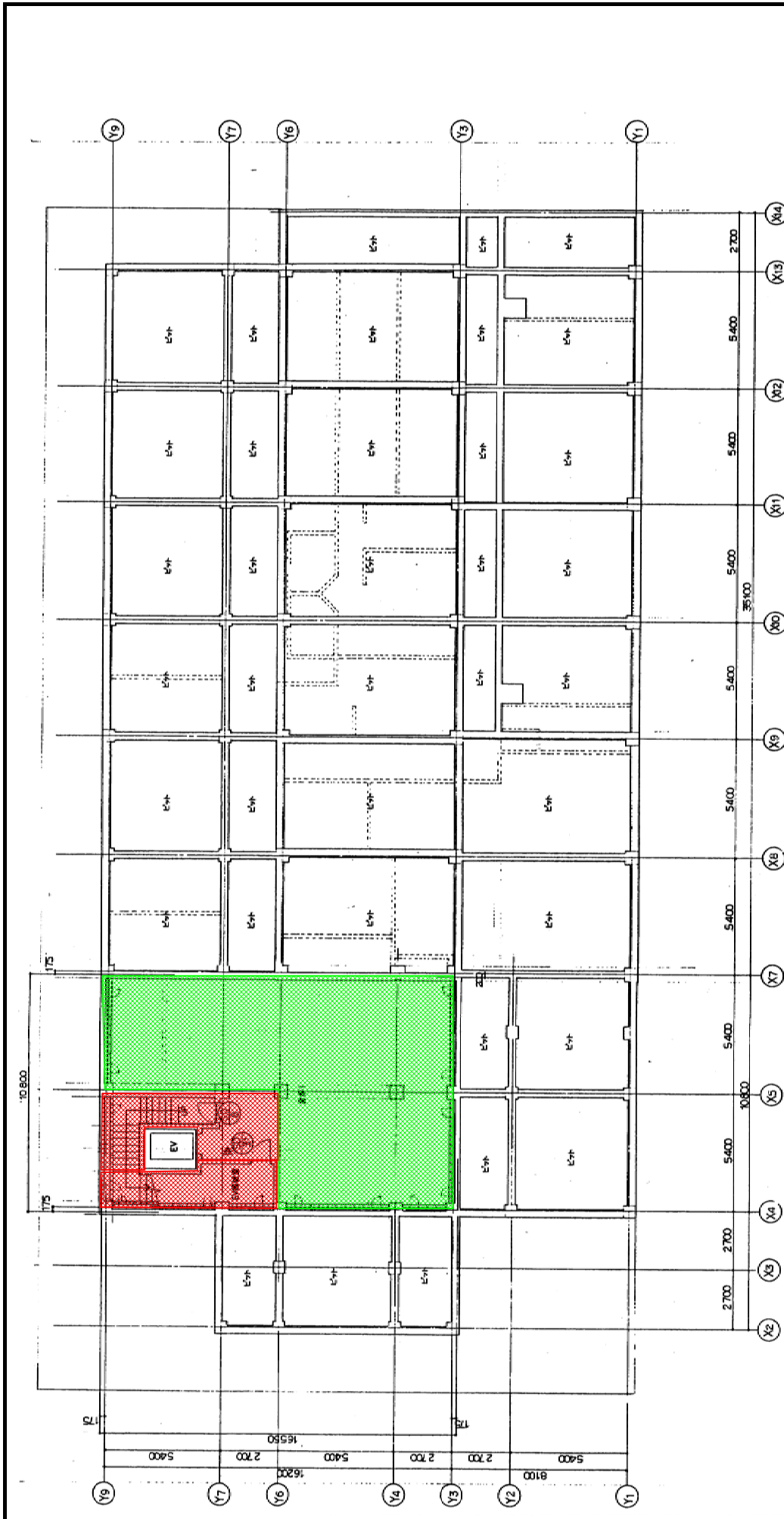
滝野すずらん丘陵公園
収益施設運営
図面名 飲食施設(溪流園) (うちレストランアシリベツ)
縮尺 - 図番 - / 北海道開発局 札幌開発建設部



1 当該施設は、「裁量施設」です。

滝野すずらん丘陵公園	
収益施設運営	
図面名	飲食施設(魚釣り場)
縮尺	- 図番 / -
北海道開発局 札幌開発建設部	

[凡例]	: 運営維持管理業務対象範囲
	: 収益施設対象範囲



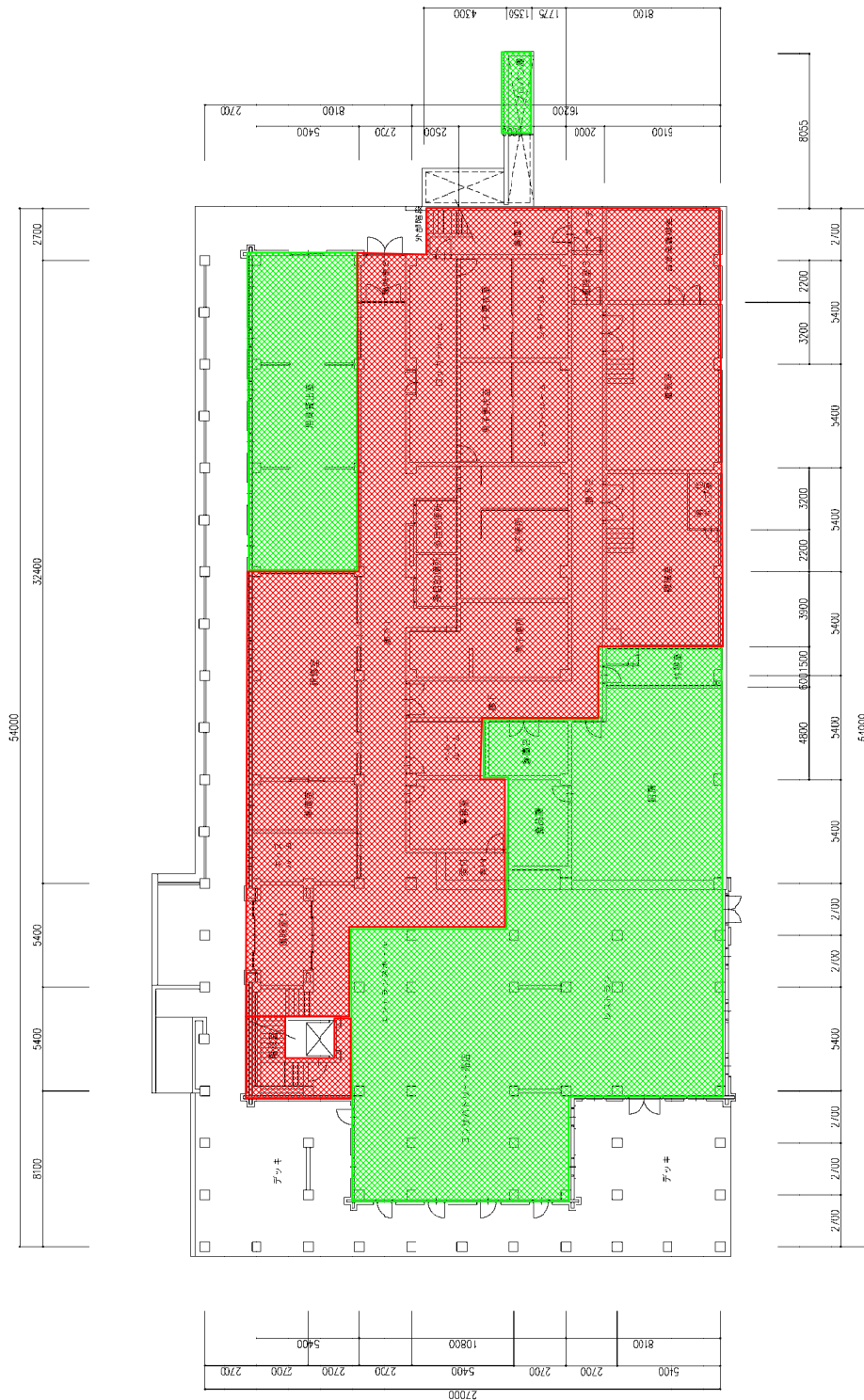
地下1階平面図

1 当該施設は、「裁量施設」です。

[凡例]

	: 運営維持管理業務対象範囲
	: 収益施設対象範囲

滝野すずらん丘陵公園	
収益施設運営	
図面名	飲食施設 (カントリーハウス売店)
縮尺	図番 /
北海道開発局 札幌開発建設部	

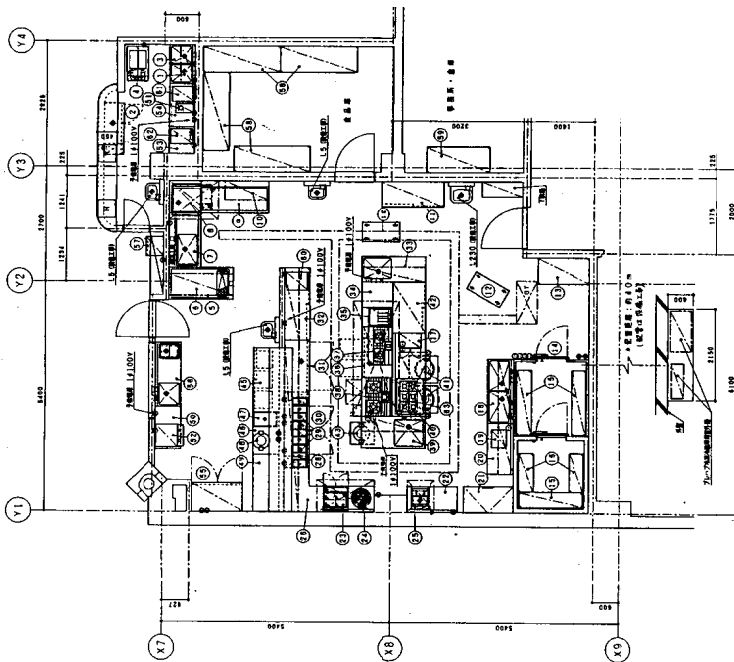


1階平面図 S=1:200

【凡例】
 : 運営維持管理業務対象範囲
 : 収益施設対象範囲

1 当該施設は、「裁量施設」です。

滝野すずらん丘陵公園	
収益施設運営	
図面名	飲食施設 (カントリーハウス売店)
縮尺	- 図番 /
北海道開発局 札幌開発建設部	



厨房器具表

No.	品名	MODEL	消費電力		設置場所	備註
			定格消費電力 (W)	最大消費電力 (W)		
1	業務用冷蔵庫
2	業務用冷蔵庫
3	業務用冷蔵庫
4	業務用冷蔵庫
5	業務用冷蔵庫
6	業務用冷蔵庫
7	業務用冷蔵庫
8	業務用冷蔵庫
9	業務用冷蔵庫
10	業務用冷蔵庫
11	業務用冷蔵庫
12	業務用冷蔵庫
13	業務用冷蔵庫
14	業務用冷蔵庫
15	業務用冷蔵庫
16	業務用冷蔵庫
17	業務用冷蔵庫
18	業務用冷蔵庫
19	業務用冷蔵庫
20	業務用冷蔵庫
21	業務用冷蔵庫
22	業務用冷蔵庫
23	業務用冷蔵庫
24	業務用冷蔵庫
25	業務用冷蔵庫
26	業務用冷蔵庫
27	業務用冷蔵庫
28	業務用冷蔵庫
29	業務用冷蔵庫
30	業務用冷蔵庫

※新築設備の○印は別途工事となります。

厨房器具表

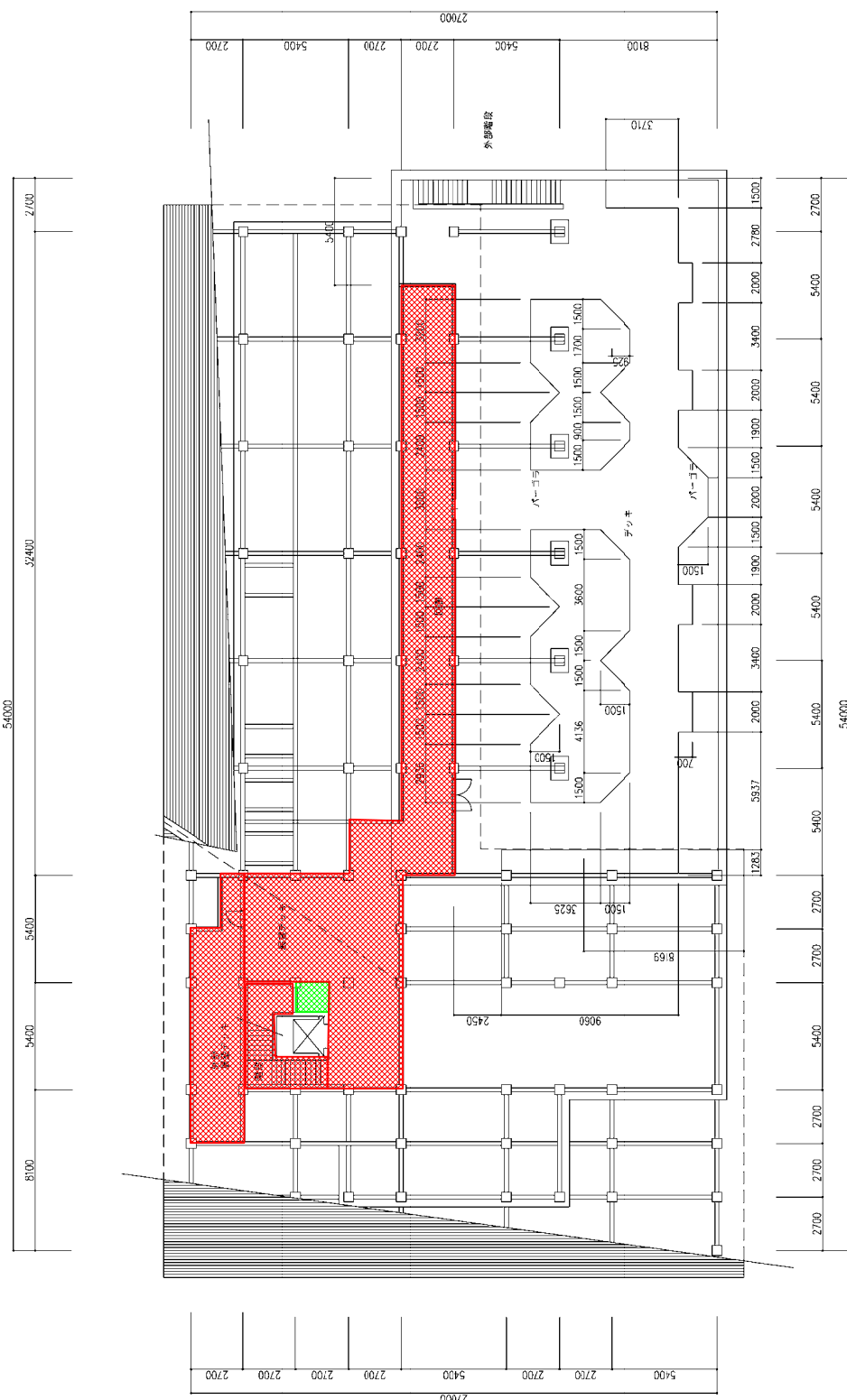
No.	品名	MODEL	消費電力		設置場所	備註
			定格消費電力 (W)	最大消費電力 (W)		
1	業務用冷蔵庫
2	業務用冷蔵庫
3	業務用冷蔵庫
4	業務用冷蔵庫
5	業務用冷蔵庫
6	業務用冷蔵庫
7	業務用冷蔵庫
8	業務用冷蔵庫
9	業務用冷蔵庫
10	業務用冷蔵庫
11	業務用冷蔵庫
12	業務用冷蔵庫
13	業務用冷蔵庫
14	業務用冷蔵庫
15	業務用冷蔵庫
16	業務用冷蔵庫
17	業務用冷蔵庫
18	業務用冷蔵庫
19	業務用冷蔵庫
20	業務用冷蔵庫
21	業務用冷蔵庫
22	業務用冷蔵庫
23	業務用冷蔵庫
24	業務用冷蔵庫
25	業務用冷蔵庫
26	業務用冷蔵庫
27	業務用冷蔵庫
28	業務用冷蔵庫
29	業務用冷蔵庫
30	業務用冷蔵庫

[凡例]

: 運営維持管理業務対象範囲
 : 収益施設対象範囲

1 当該施設は、「収益施設」です。

滝野すずらん丘陵公園
収益施設運営
図面名 飲食施設 (カントリーハウス売店)
縮尺 - 図番 / 北海道開発局 札幌開発建設部

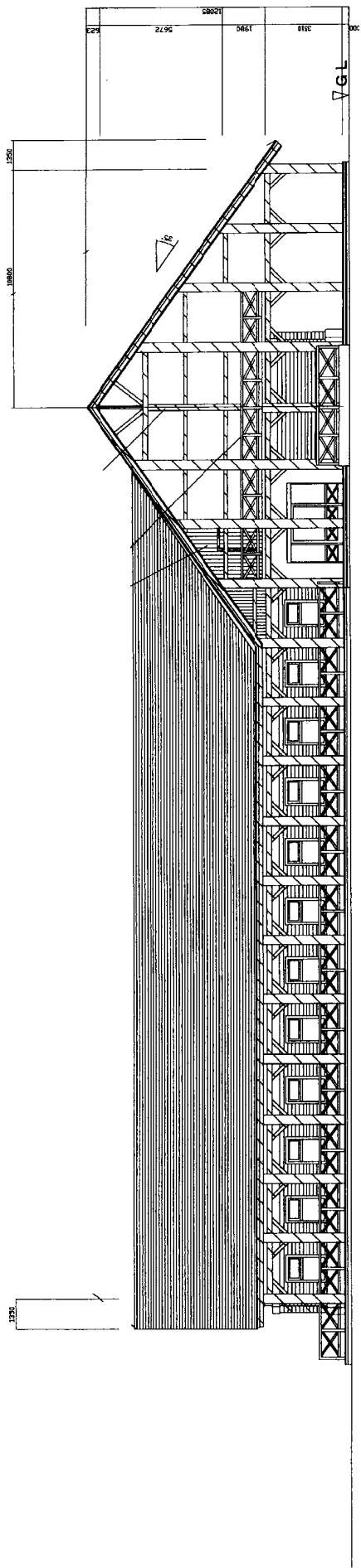


2階平面図 S=1:200

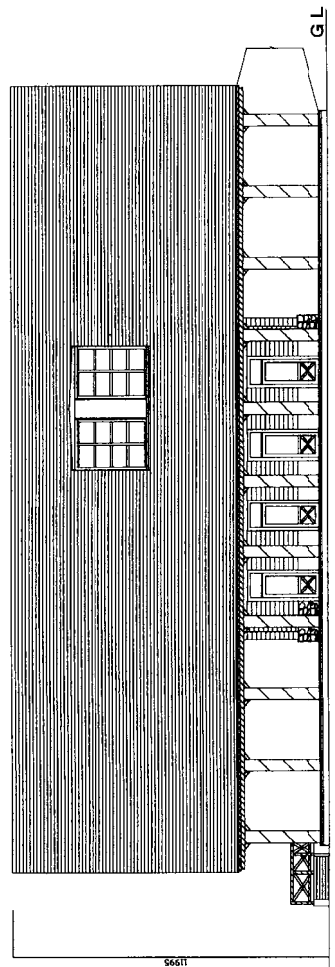
〔凡例〕
 : 運営維持管理業務対象範囲
 : 収益施設対象範囲

1 当該施設は、「裁量施設」です。

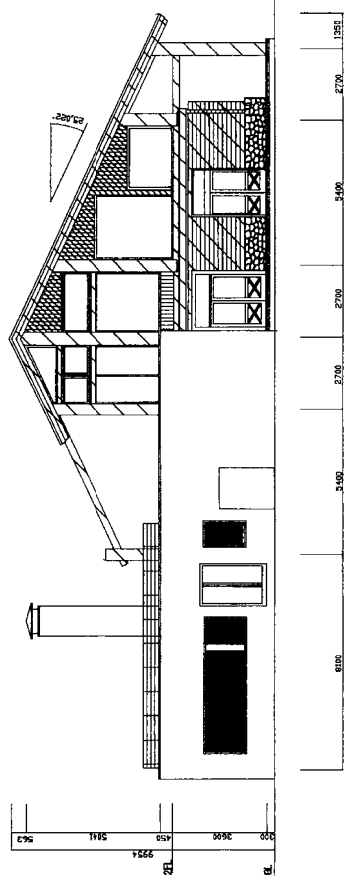
滝野すずらん丘陵公園	
収益施設運営	
図面名	飲食施設 (カントリーハウス売店)
縮尺	1/200 図番 /
北海道開発局 札幌開発建設部	



北側立面図

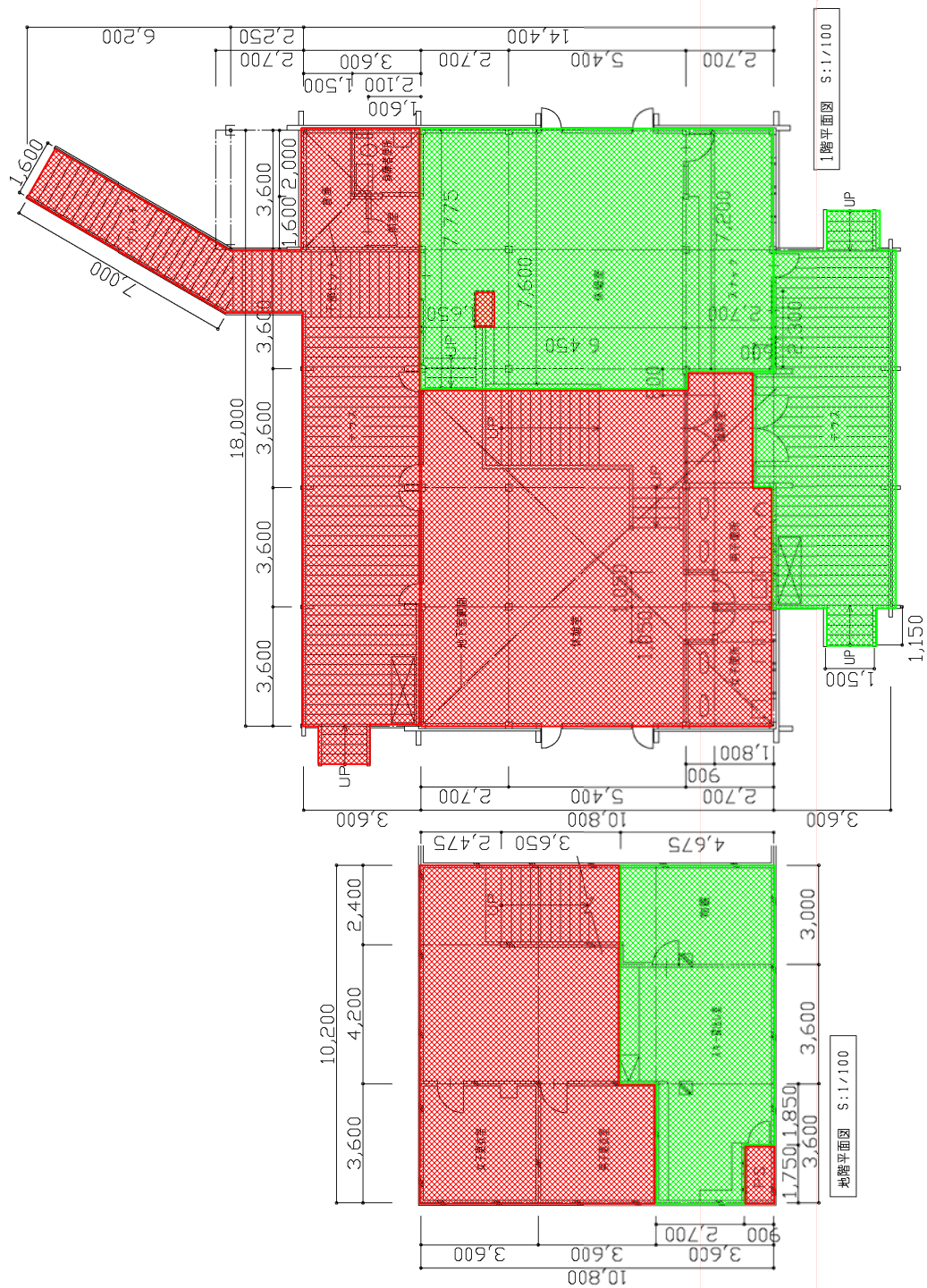


西側立面図



東側立面図

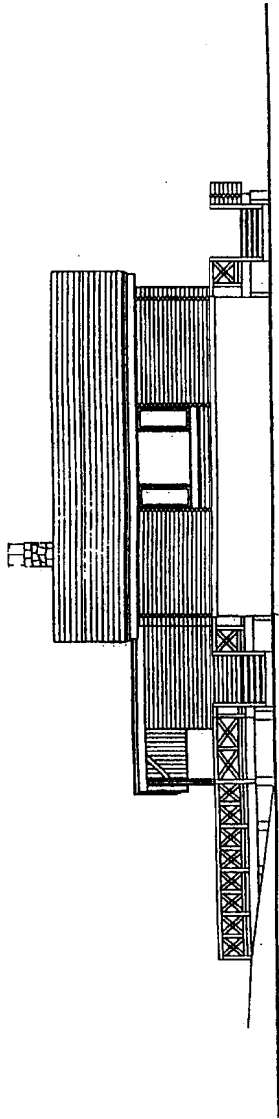
滝野すずらん丘陵公園
収益施設運営
飲食施設 (カントリーハウス売店)
縮尺 - 図番 /
北海道開発局 札幌開発建設部



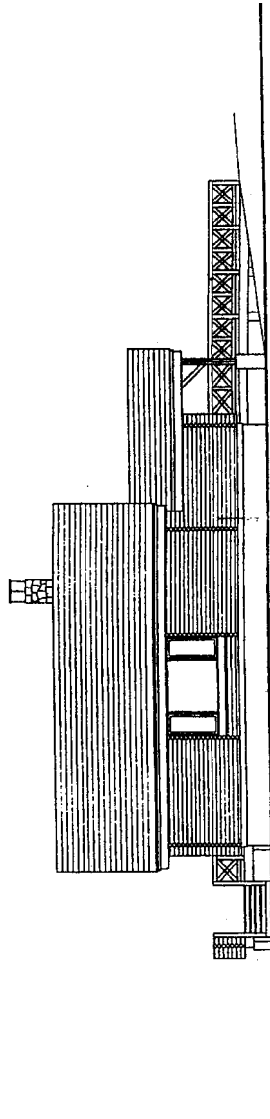
〔凡例〕
 :運営維持管理業務対象範囲
 :収益施設対象範囲

滝野すずらん丘陵公園	
収益施設運営	
図面名	飲食施設(溪流口売店) 『呼称:ロジージュさ』
縮尺	- 図番 /
北海道開発局 札幌開発建設部	

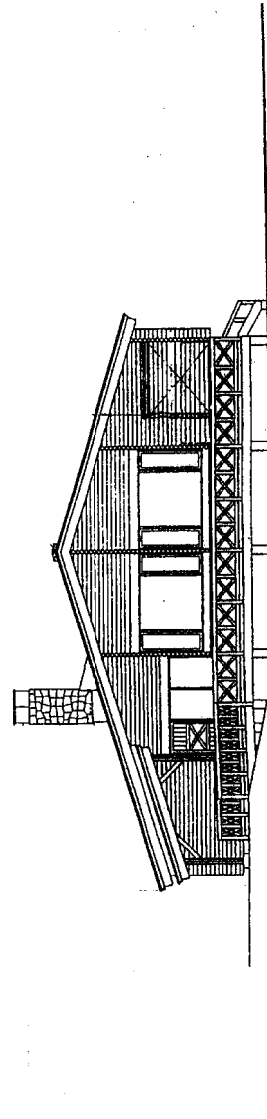
1 当該施設は、『載量施設』です。



立面図 S=1:100

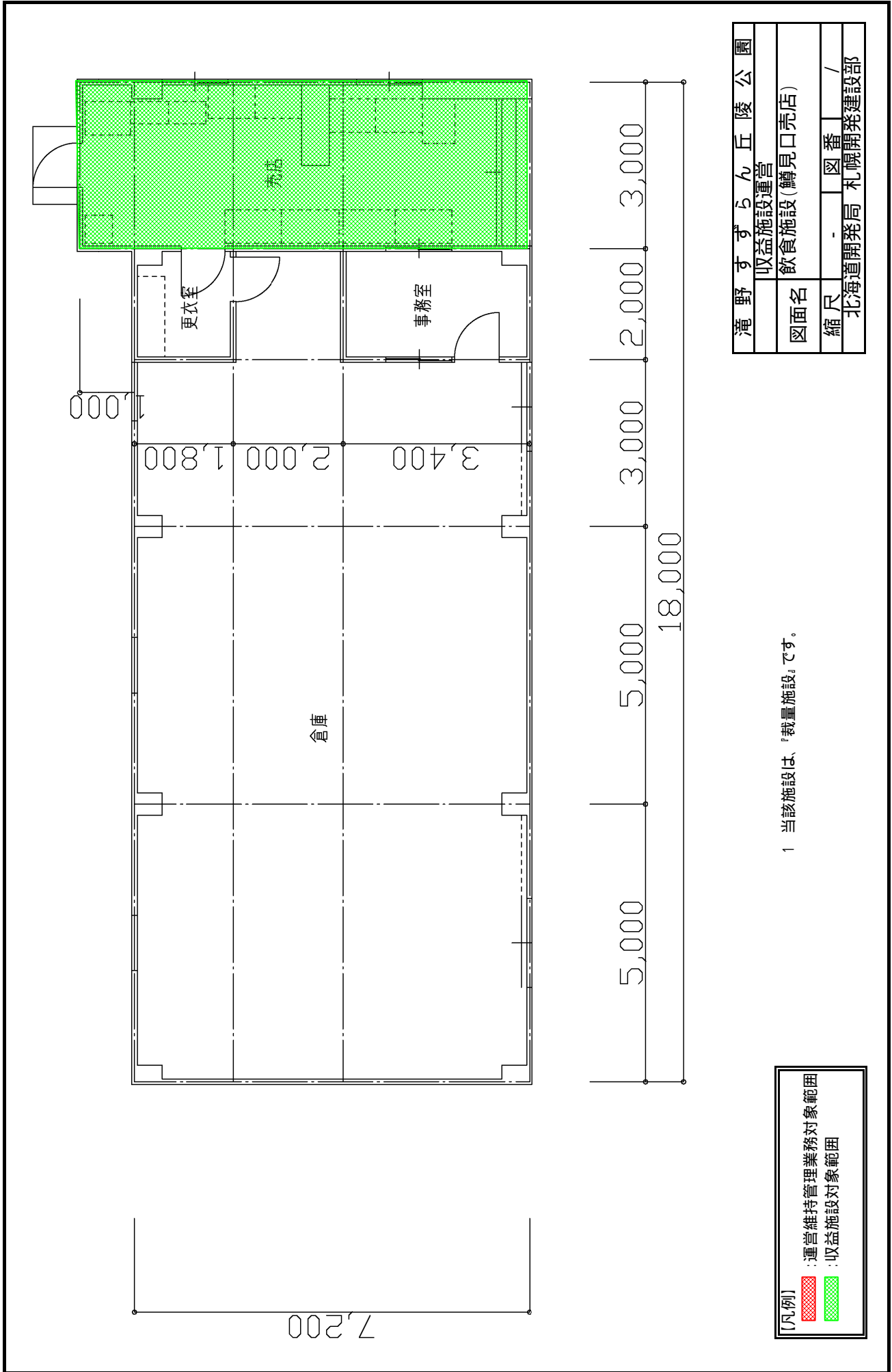


立面図 S=1:100




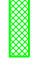
立面図 S=1:100

滝野すずらん丘陵公園
収益施設運営
飲食施設(溪流口売店) 『呼称:ロジックやさ』
縮尺 1/1000
北海道開発局 札幌開発建設部

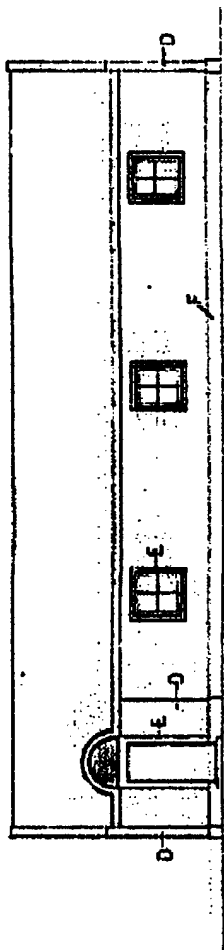


1 当該施設は、「裁量施設」です。

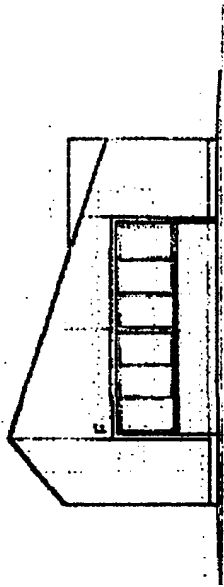
[凡例]

	: 運営維持管理業務対象範囲
	: 収益施設対象範囲

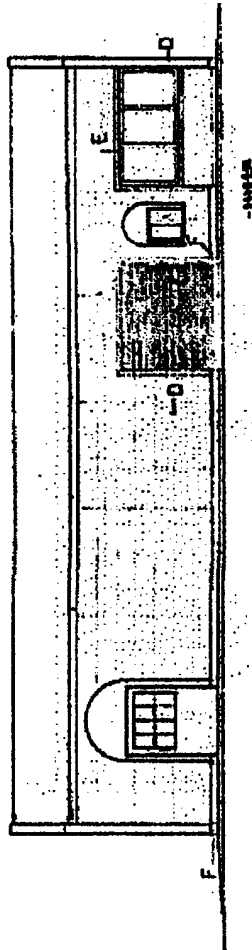
滝野すずらん丘陵公園	
収益施設運営	
図面名 飲食施設(鱒見口売店)	
縮尺	- 図番 /
北海道開発局 札幌開発建設部	



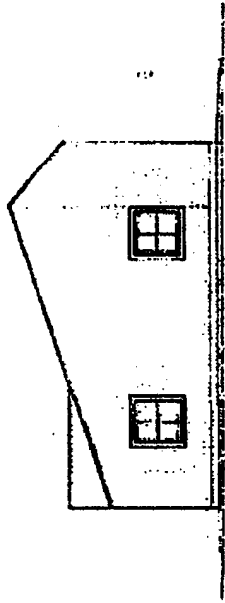
サイクルセンター 南側



サイクルセンター 西側

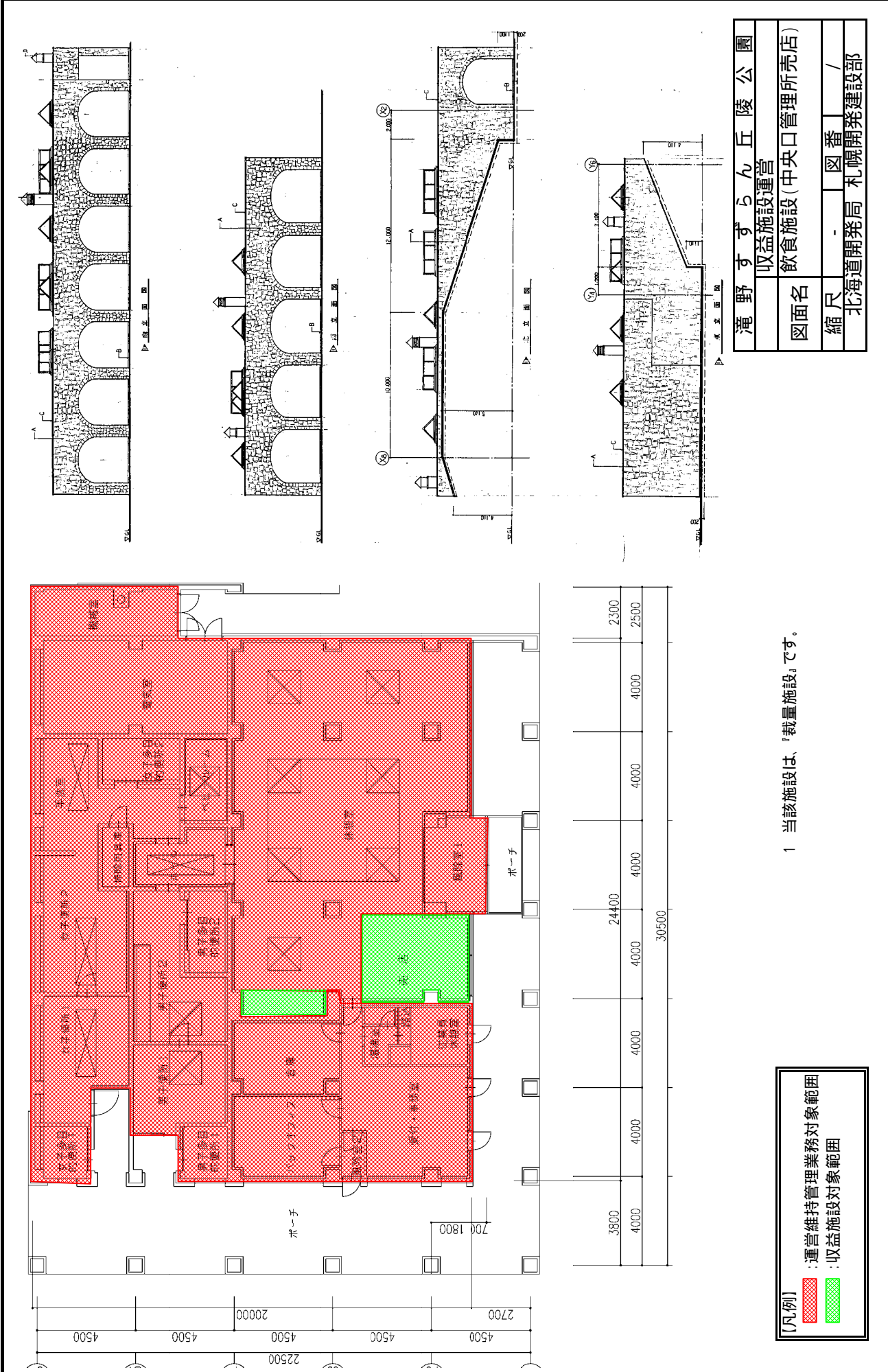


サイクルセンター 北側



サイクルセンター 東側

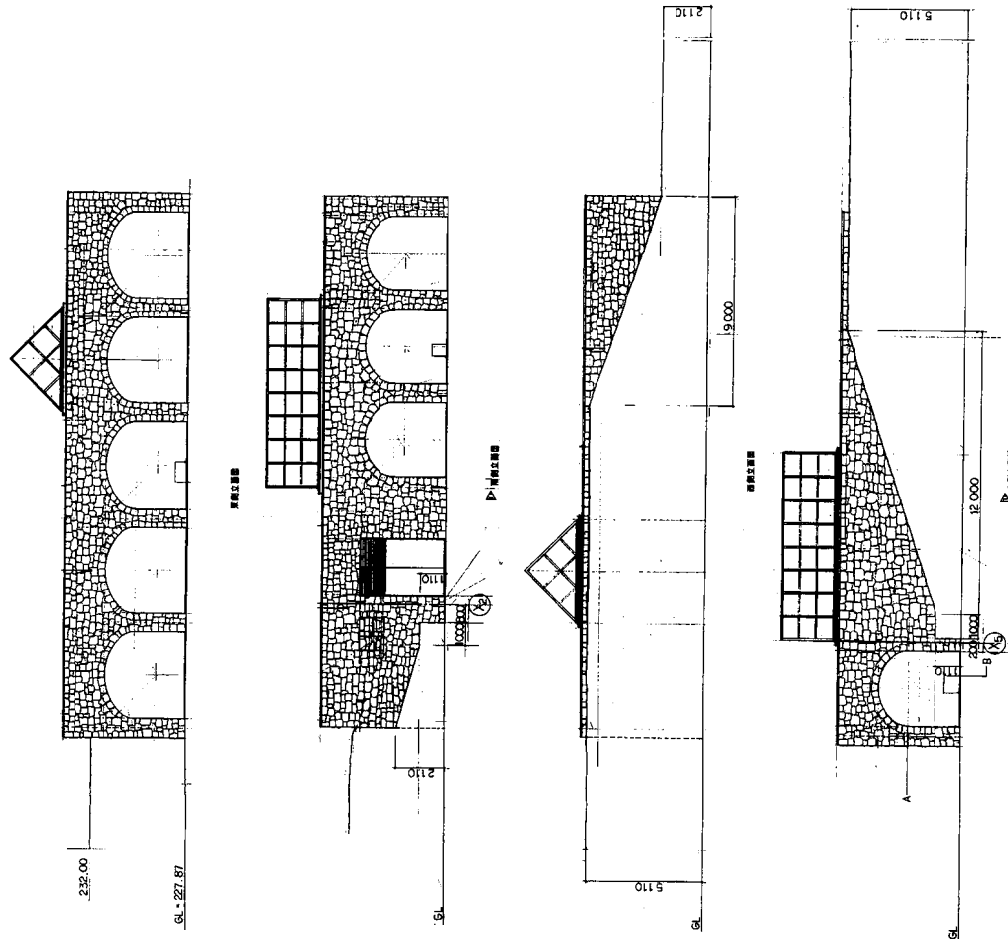
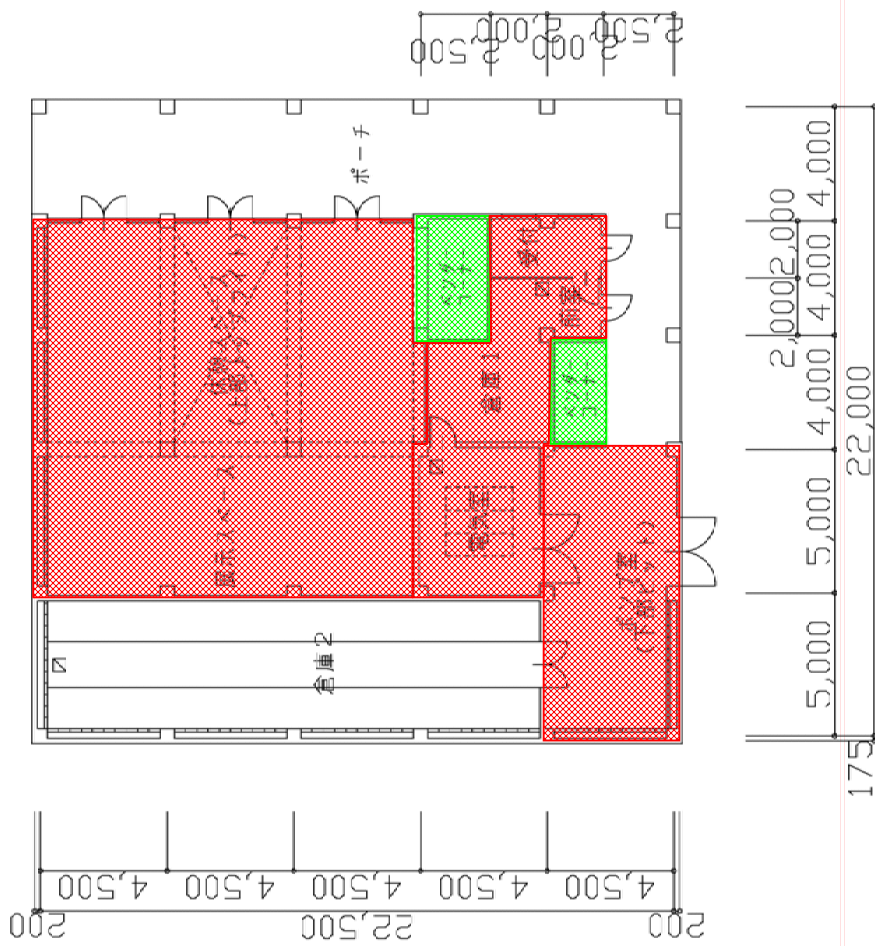
滝野すずらん丘陵公園
収益施設運営
飲食施設(鱒見口売店)
図番 /
縮尺 北海道開発局 札幌開発建設部



1 当該施設は、「裁量施設」です。

【凡例】
 : 運営維持管理業務対象範囲
 : 収益施設対象範囲

滝野すずらん丘陵公園	
収益施設運営	
図面名	飲食施設(中央口管理所売店)
縮尺	1/100 図番 /
北海道開発局 札幌開発建設部	



中央口休憩所 平面図 S:1/200

[凡例]

■: 運営維持管理業務対象範囲

■: 収益施設対象範囲

1 当該施設は、「裁量施設」です。

滝野すずらん丘陵公園	
収益施設運営	
図面名	飲食施設(中央口休憩所売店)
縮尺	- 図番 /
北海道開発局 札幌開発建設部	



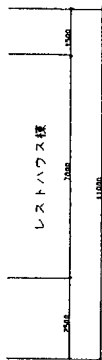
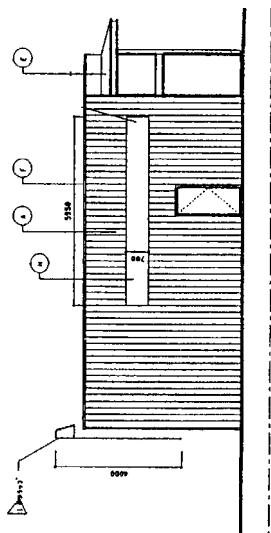
レストラン構 平面図 S:1/100

1 当該施設は、「載量施設」です。

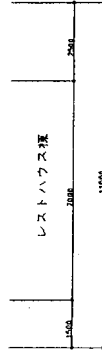
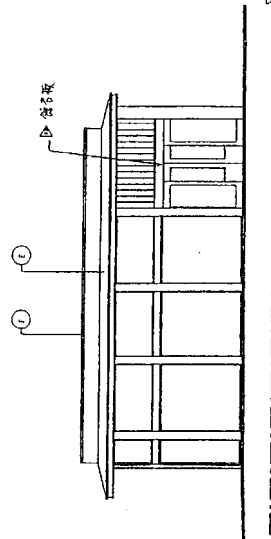
[凡例]

	: 運営維持管理業務対象範囲
	: 収益施設対象範囲

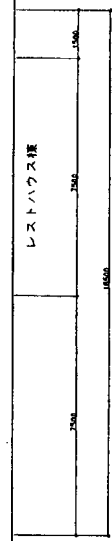
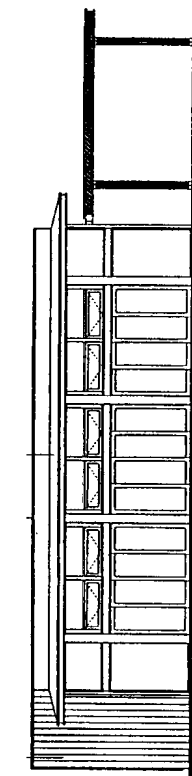
滝野すずらん丘陵公園	
収益施設運営	
図面名	飲食施設(東口レストハウス棟売店)
縮尺	- 図番 / -
北海道開発局 札幌開発建設部	



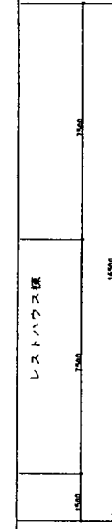
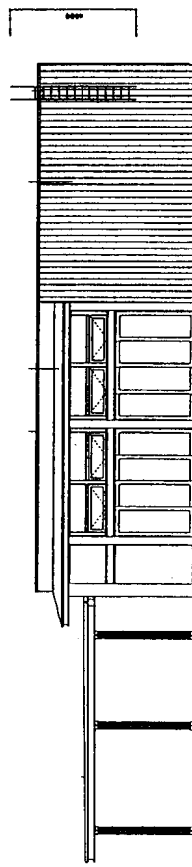
東ロレストハウス棟南側



東ロレストハウス棟北側

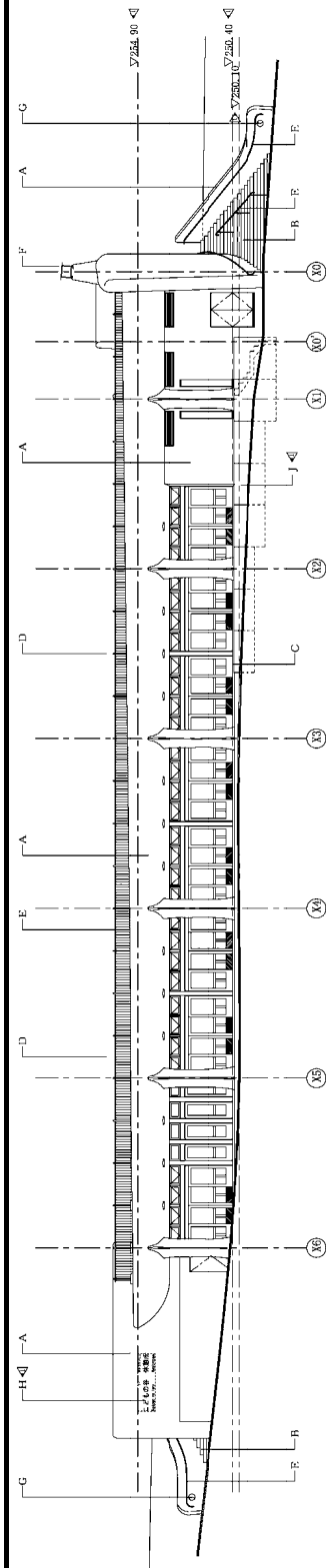


東ロレストハウス棟東側

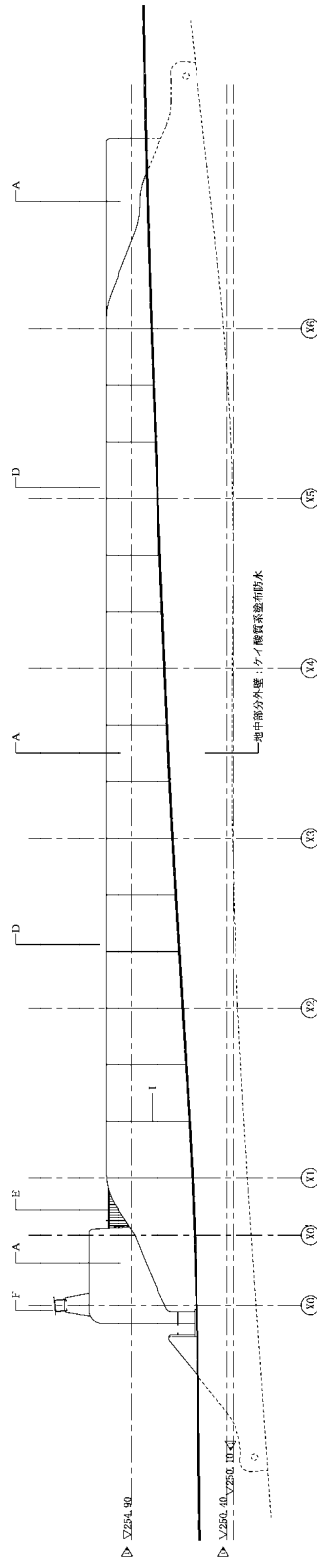


東ロレストハウス棟西側

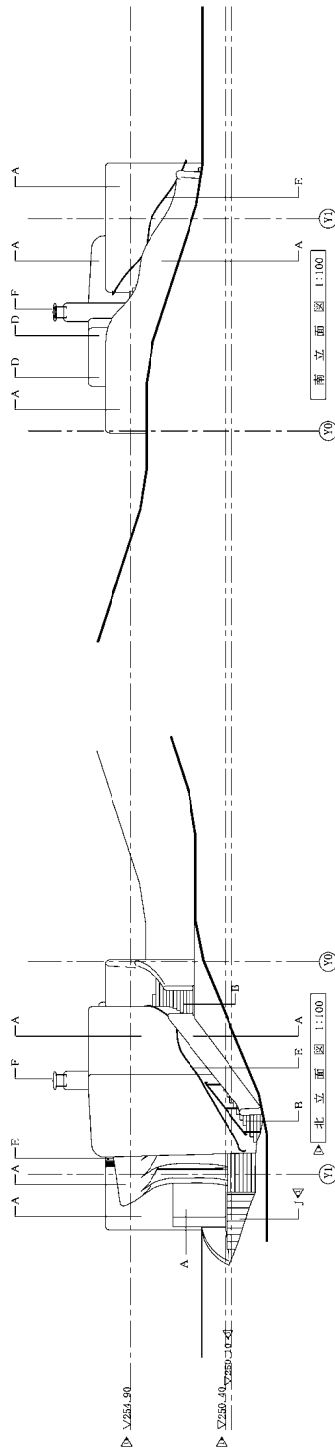
滝野すずらん丘陵公園
収益施設運営
飲食施設(東ロレストハウス棟売店)
図面名
縮尺
図番
北海道開発局 札幌開発建設部



▷ 東立面図 1:100



▷ 西立面図 1:100



▷ 南立面図 1:100

1 当該施設は、「裁量施設」です。

滝野すずらん丘陵公園
収益施設運営
飲食施設 (子供の谷休憩所売店)
縮尺 - 図番 /
北海道開発局 札幌開発建設部

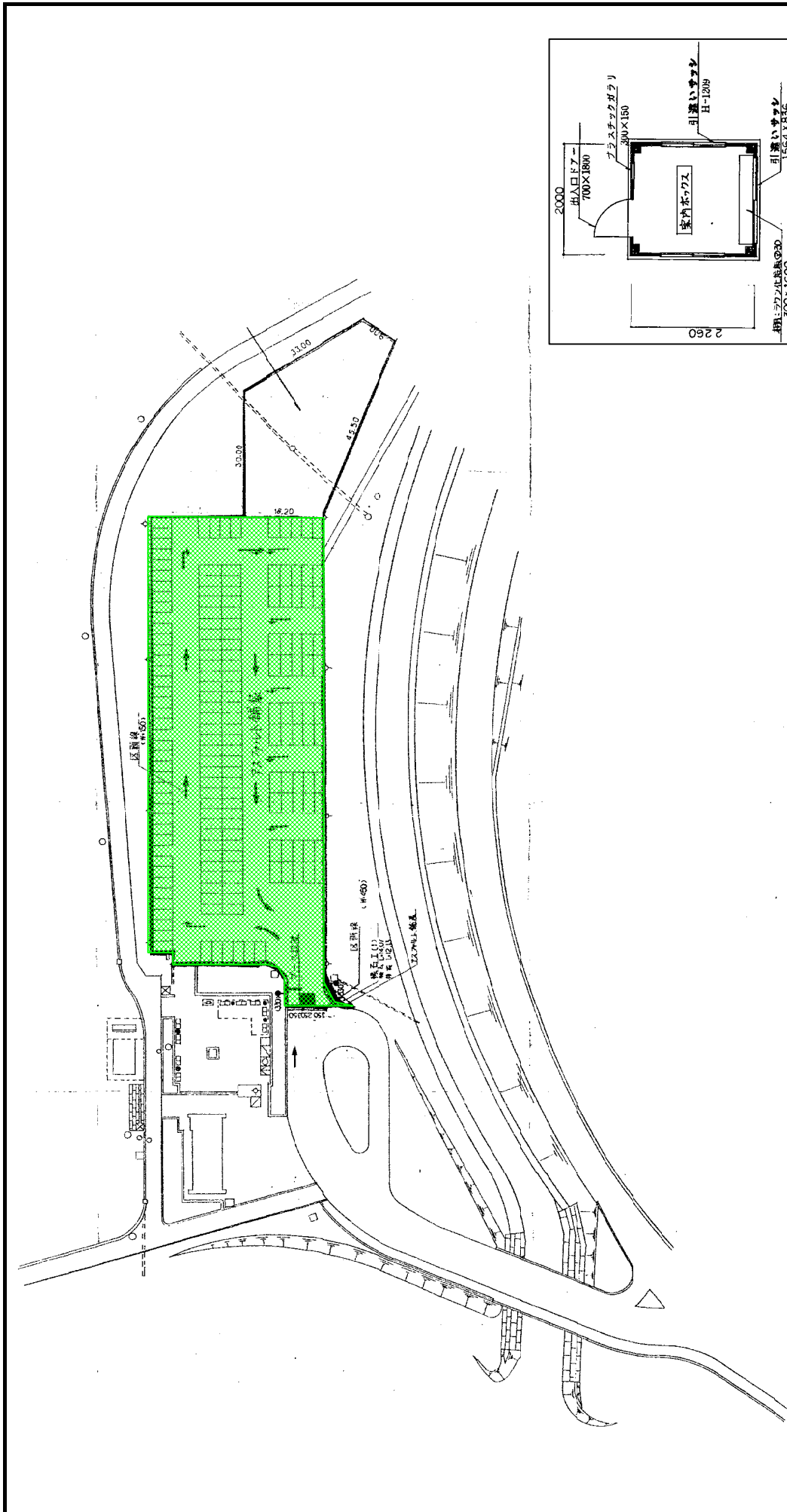


1 当該施設は、「必須施設」です。

[凡例]

	: 運営維持管理業務対象範囲
	: 収益施設対象範囲

滝野すずらん丘陵公園	
収益施設運営	
図面名	駐車施設(中央口)
縮尺	- 図番 / -
北海道開発局 札幌開発建設部	

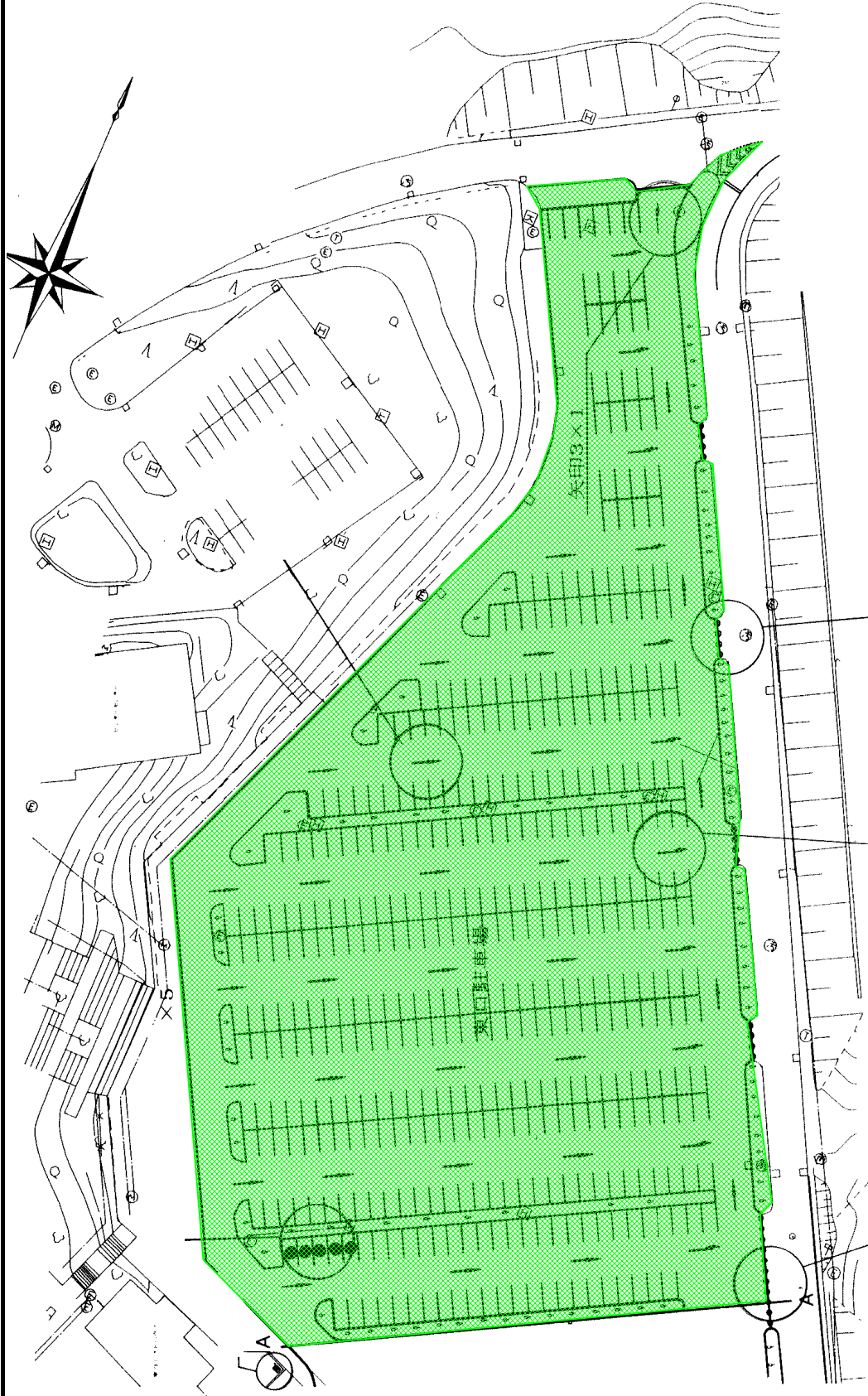


1 当該施設は、「裁量施設」です。

[凡例]

: 運営維持管理業務対象範囲
 : 収益施設対象範囲

滝野すずらん丘陵公園	
収益施設運営	
図面名	駐車場施設(縛見口)
縮尺	図番 /
北海道開発局 札幌開発建設部	



1 当該施設は、「必須施設」です。

[凡例]

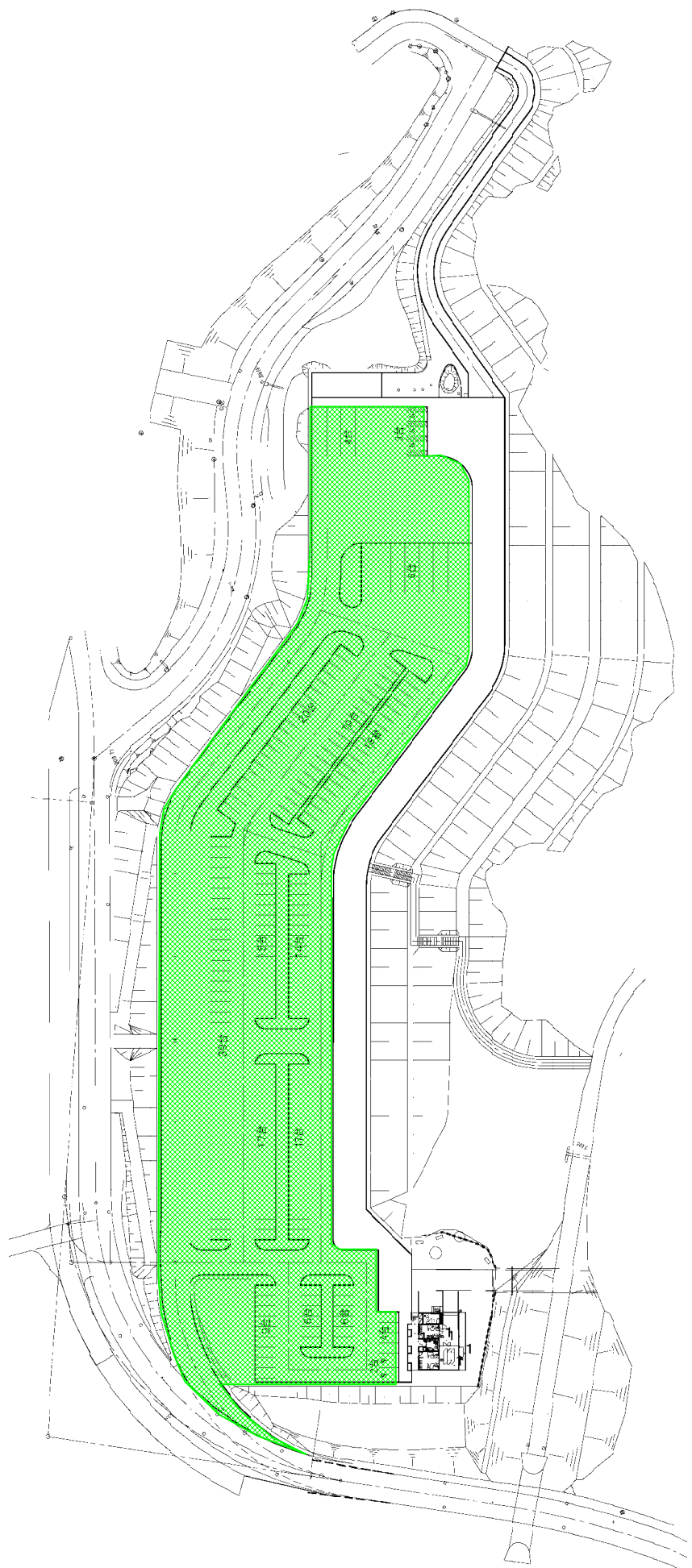
	: 運営維持管理業務対象範囲
	: 収益施設対象範囲

滝野すずらん丘陵公園	
収益施設運営	
図面名	駐車場施設(東口1)
縮尺	- 図番 / -
北海道開発局 札幌開発建設部	



滝野すずらん丘陵公園
収益施設運営
図面名 駐車場施設(東口2)
縮尺 - 図番 / -
北海道開発局 札幌開発建設部

[凡例]
: 運営維持管理業務対象範囲
: 収益施設対象範囲



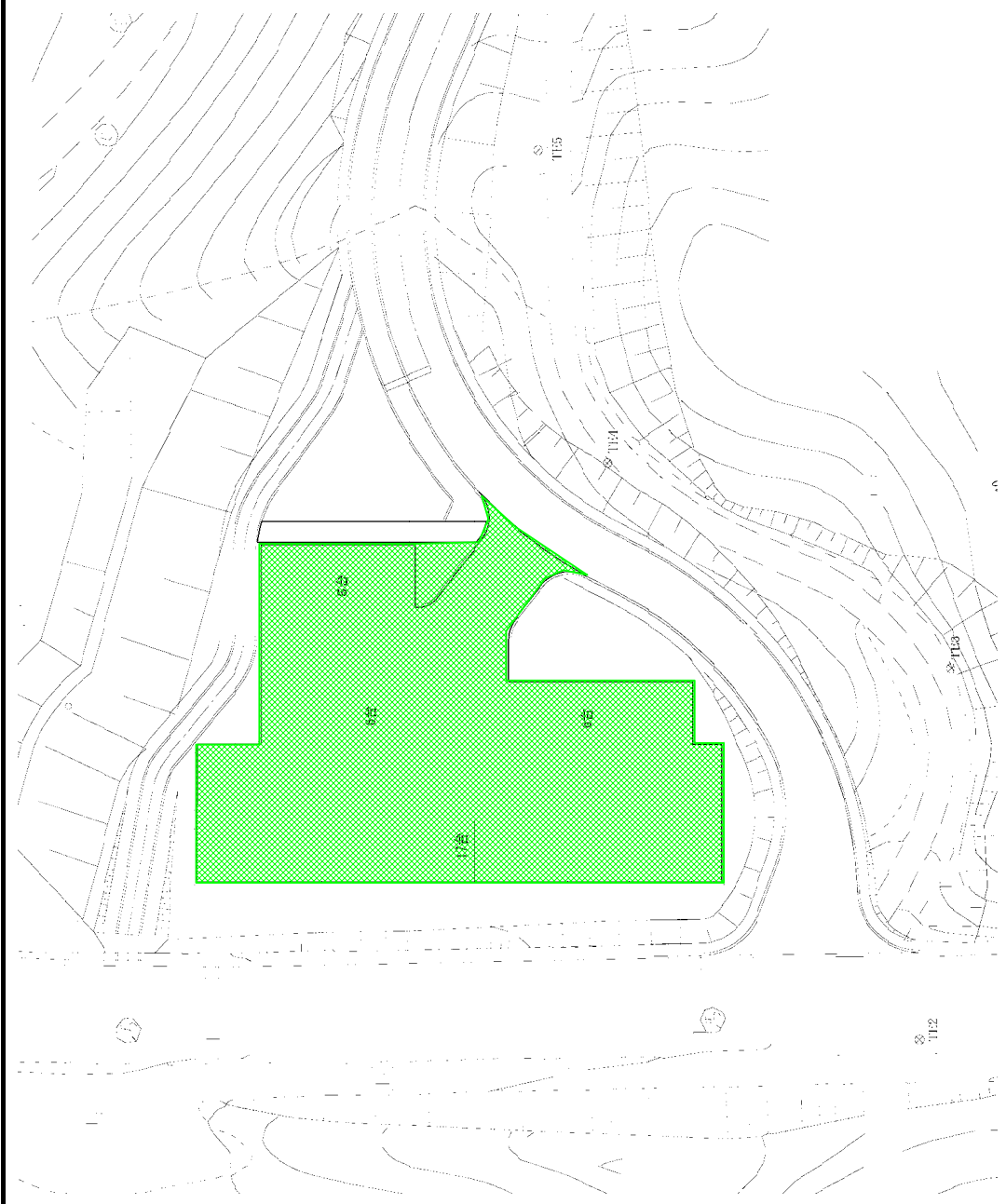
[凡例]

■: 運営維持管理業務対象範囲

■: 収益施設対象範囲

1 当該施設は、「必須施設」です。

滝野すずらん丘陵公園	
収益施設運営	
図面名	駐車場施設(南1)
縮尺	- 図番 / -
北海道開発局 札幌開発建設部	

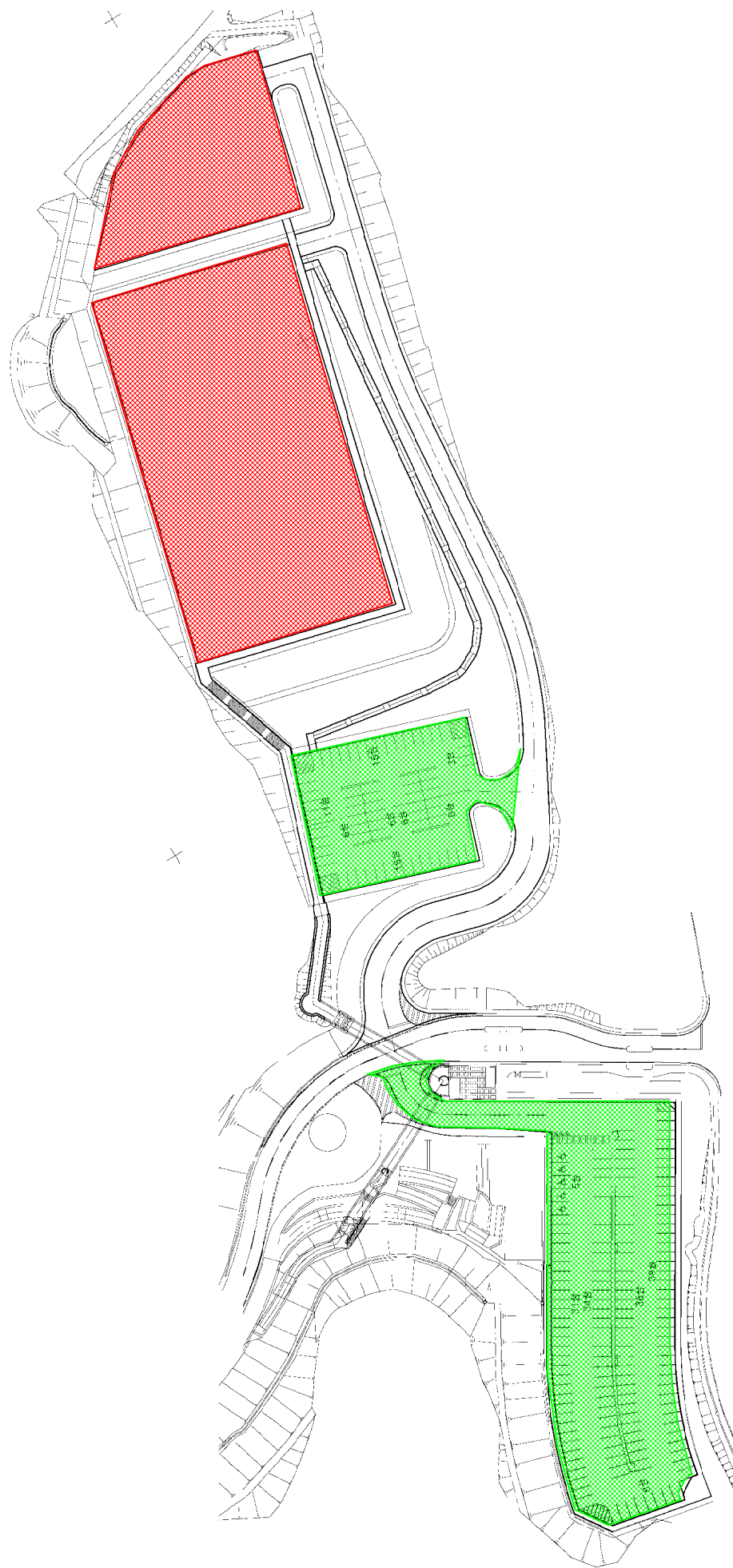


【凡例】

- : 運営維持管理業務対象範囲
- : 収益施設対象範囲

1 当該施設は、「必須施設」です。

滝野すずらん丘陵公園	
収益施設運営	
図面名	駐車場施設(南2)
縮尺	- 図番 / -
北海道開発局 札幌開発建設部	

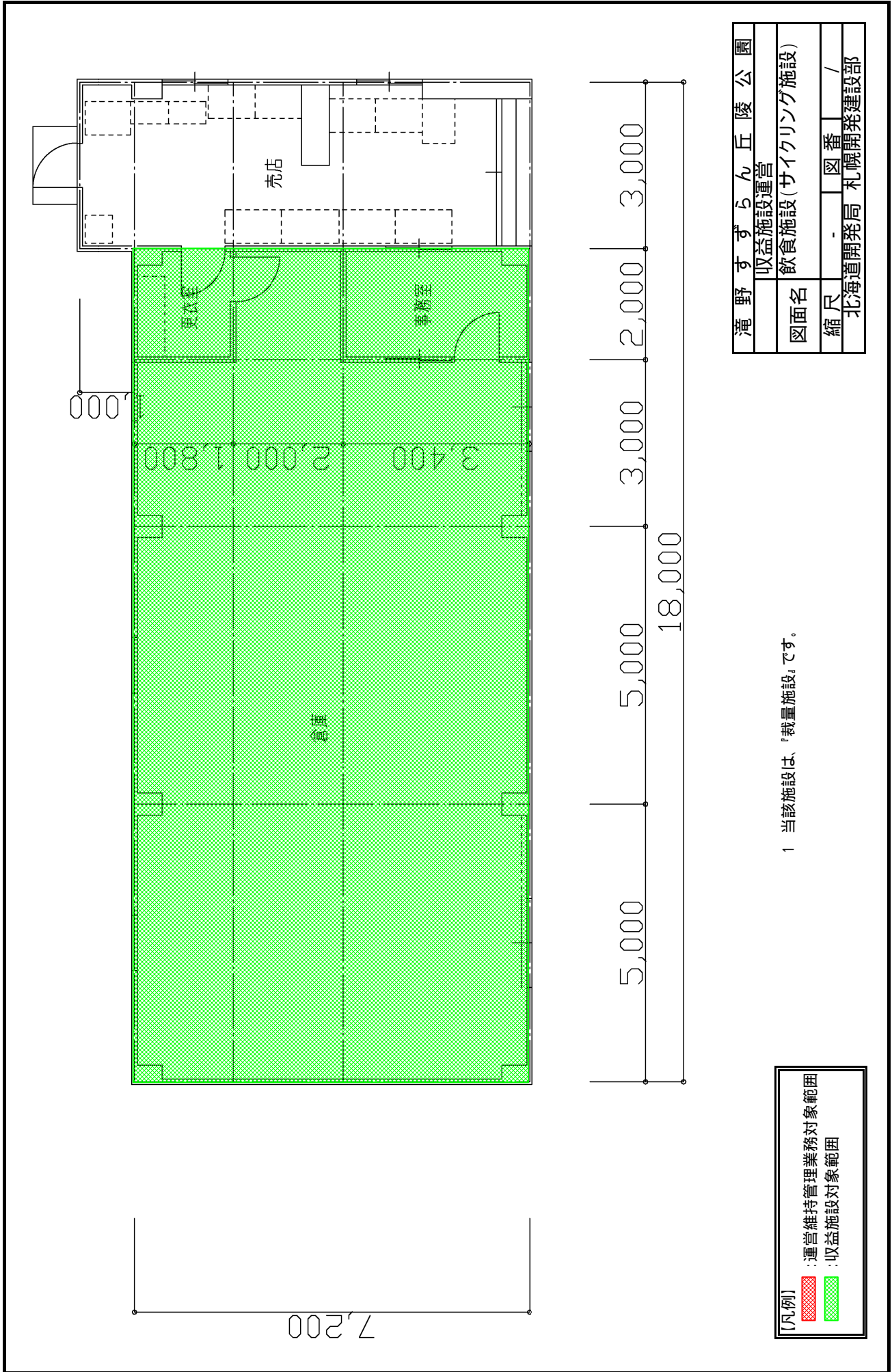


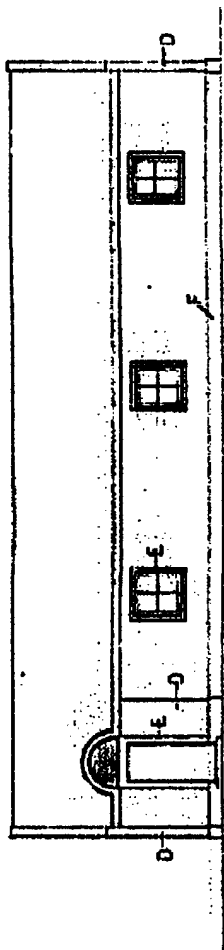
[凡例]

- : 運営維持管理業務対象範囲
- : 収益施設対象範囲

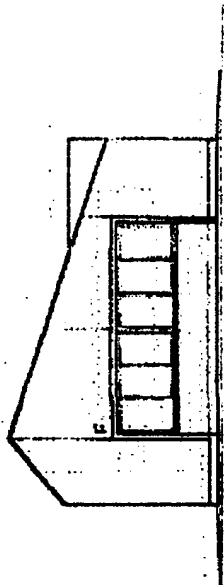
1 当該施設は、「必須施設」です。

滝野すずらん丘陵公園	
収益施設運営	
図面名	駐車場施設(滝野の森口)
縮尺	- 図番 / -
北海道開発局 札幌開発建設部	

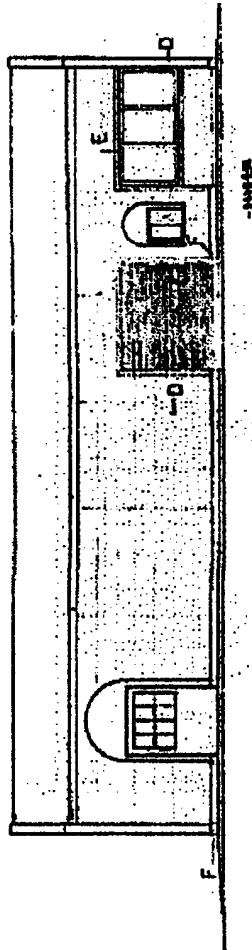




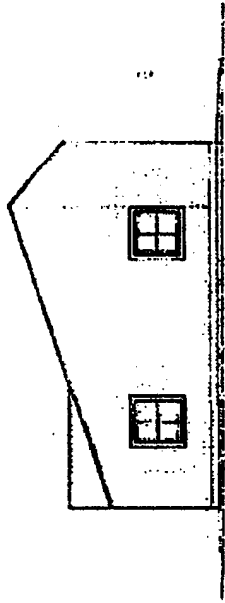
サイクルセンター 南側



サイクルセンター 西側

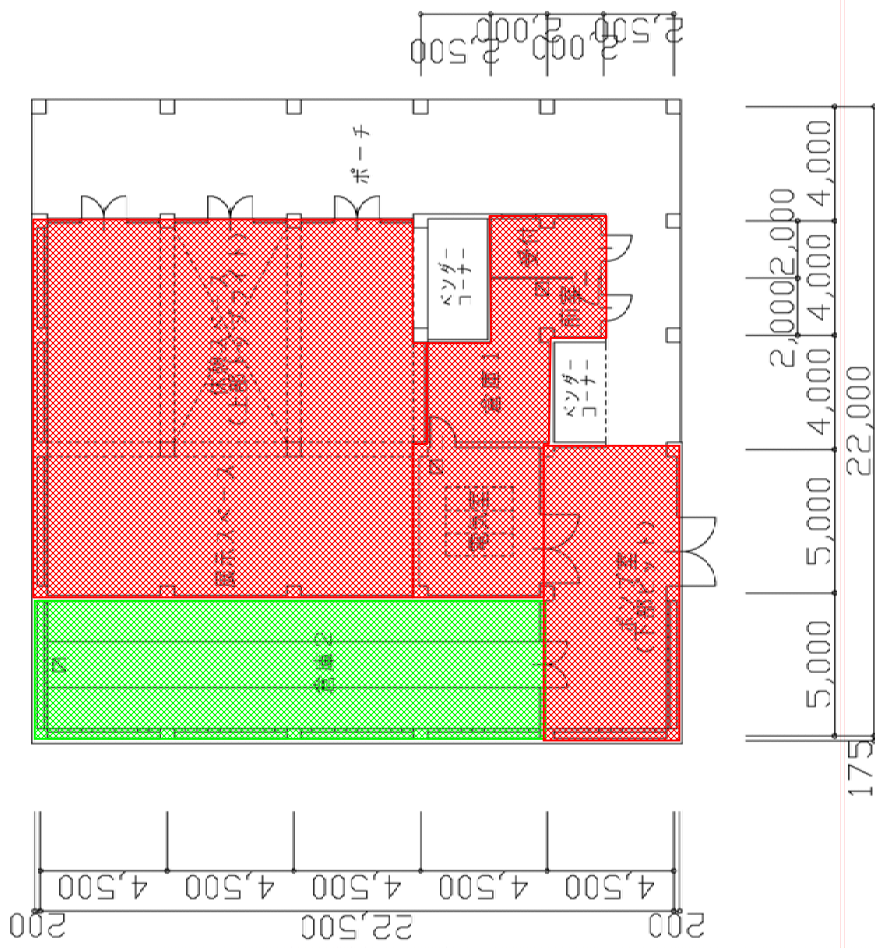


サイクルセンター 北側

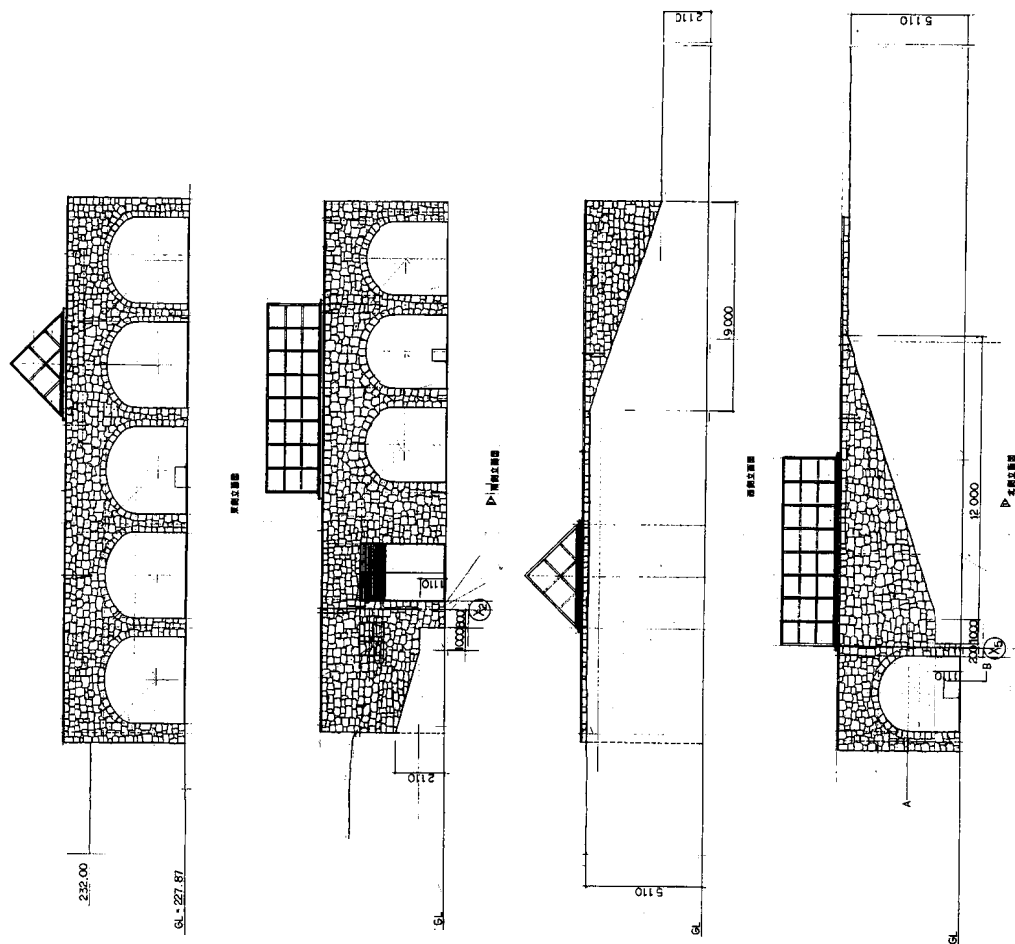


サイクルセンター 東側

滝野すずらん丘陵公園
収益施設運営
飲食施設(サイクリング施設)
図面名
縮尺
図番
北海道開発局 札幌開発建設部



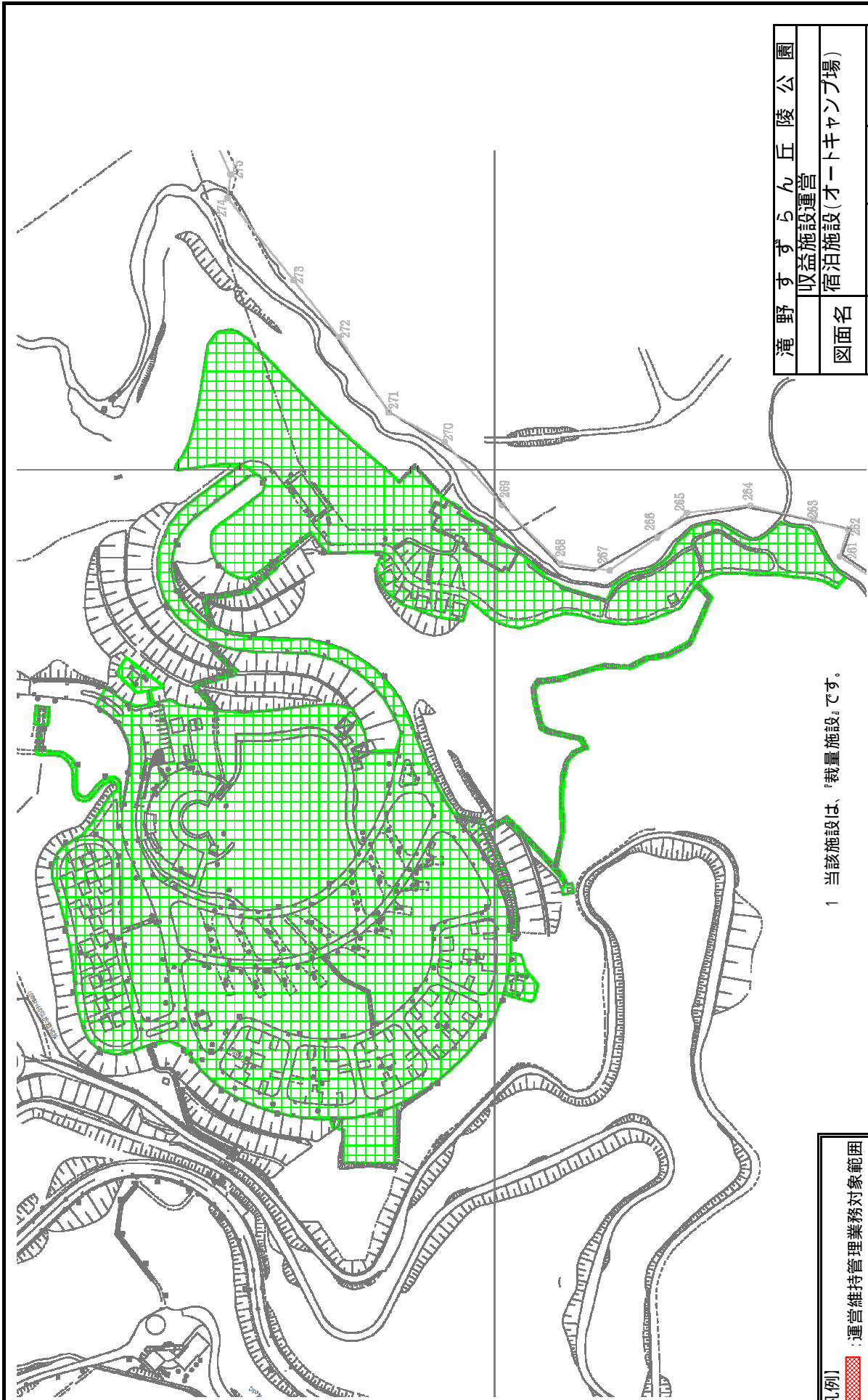
[凡例]
 : 運営維持管理業務対象範囲
 : 収益施設対象範囲



滝野すずらん丘陵公園	
収益施設運営	
図面名	園内移動用施設(カントリーガーデン)
縮尺	- 図番 / -
北海道開発局 札幌開発建設部	


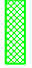
1 当該施設は、「裁量施設」です。

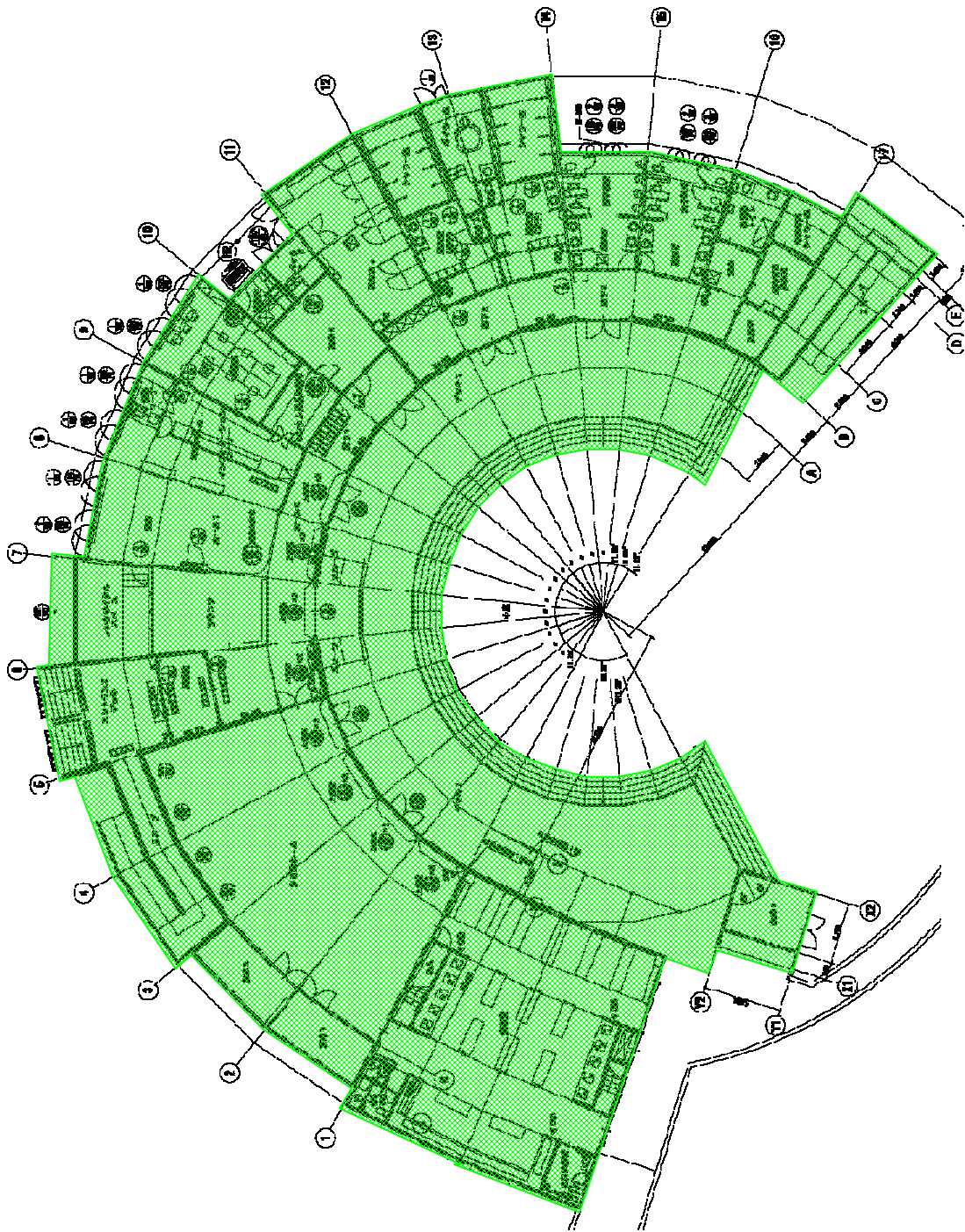
中央口休憩所 平面図 S:1/200



滝野すずらん丘陵公園	
収益施設運営	
宿泊施設(オートキャンプ場)	
図面名	
縮尺	- 図番 - /
北海道開発局 札幌開発建設部	

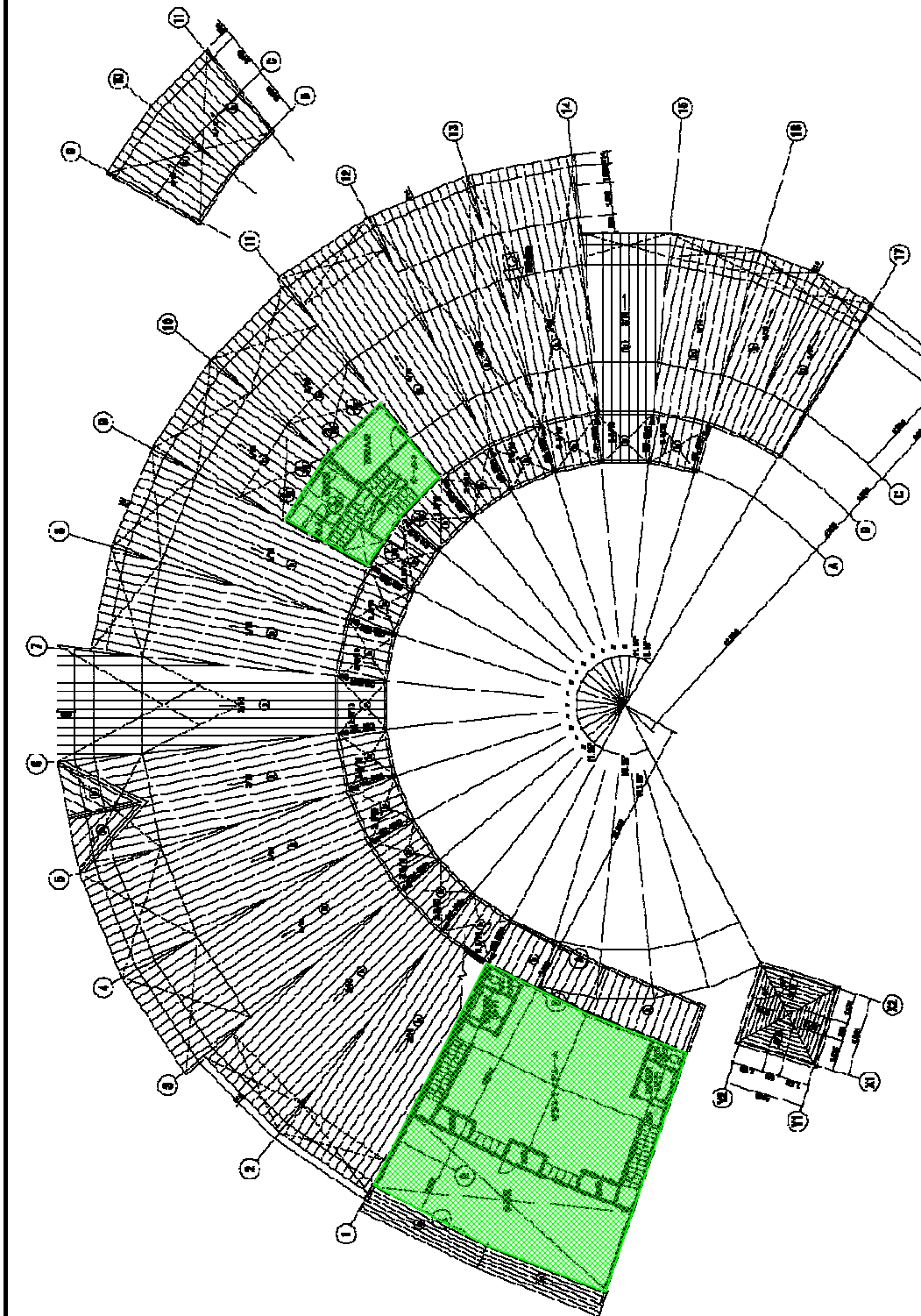
1 当該施設は、「載量施設」です。

[凡例]	 : 運営維持管理業務対象範囲
	 : 収益施設対象範囲



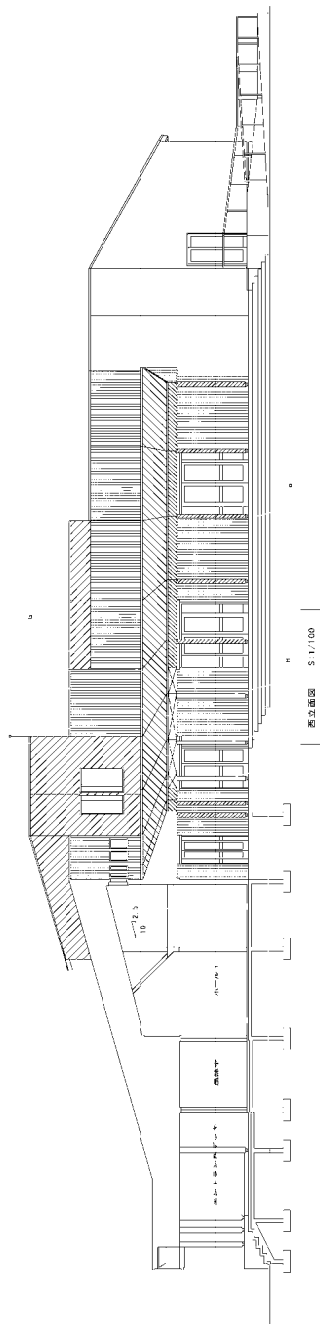
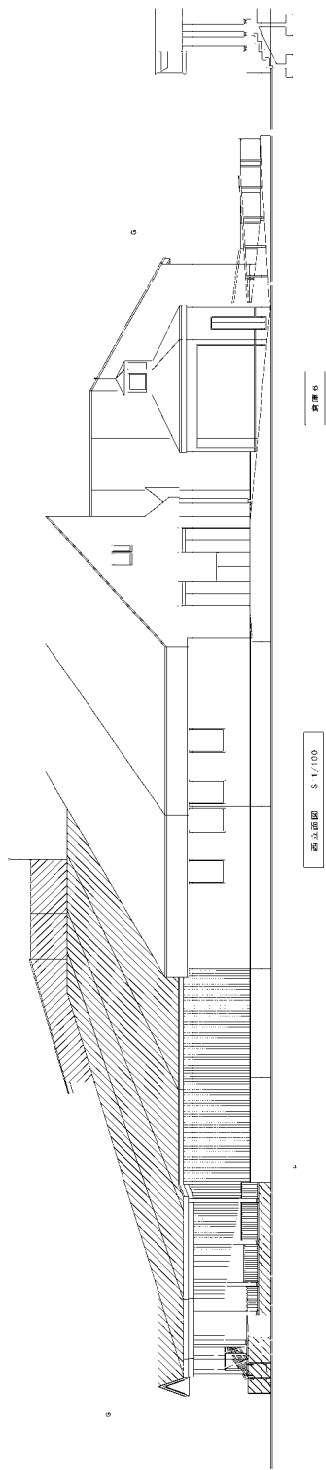
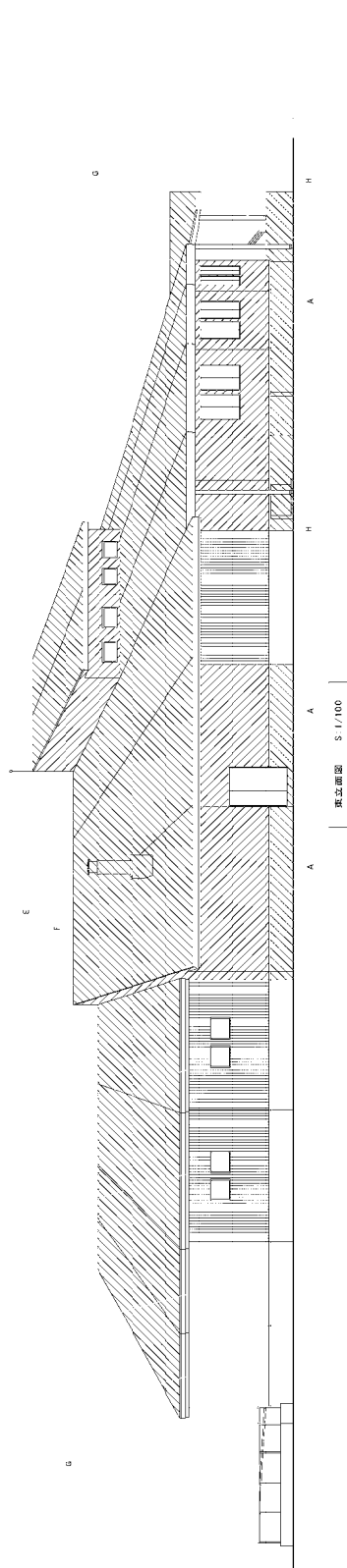
滝野すずらん丘陵公園	
収益施設運営	
図面名	宿泊施設(オートキャンプ場) センターハウス1F平面図
縮尺	図番 /
北海道開発局 札幌開発建設部	

[凡例]	: 運営維持管理業務対象範囲
	: 収益施設対象範囲

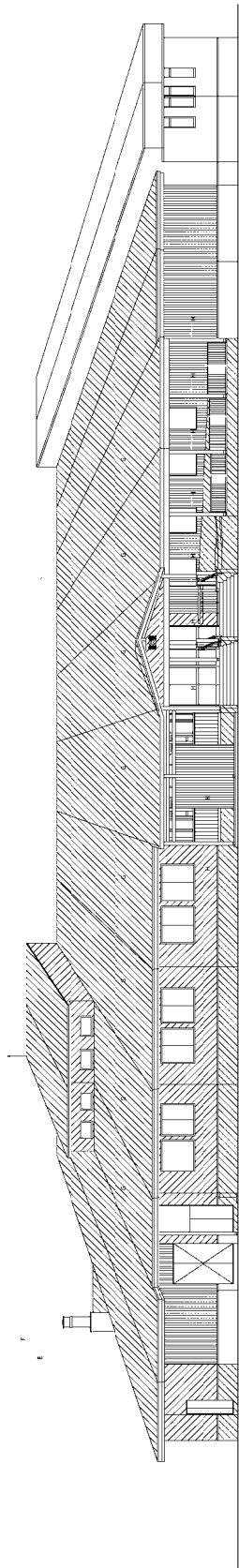


[凡例]
 : 運営維持管理業務対象範囲
 : 収益施設対象範囲

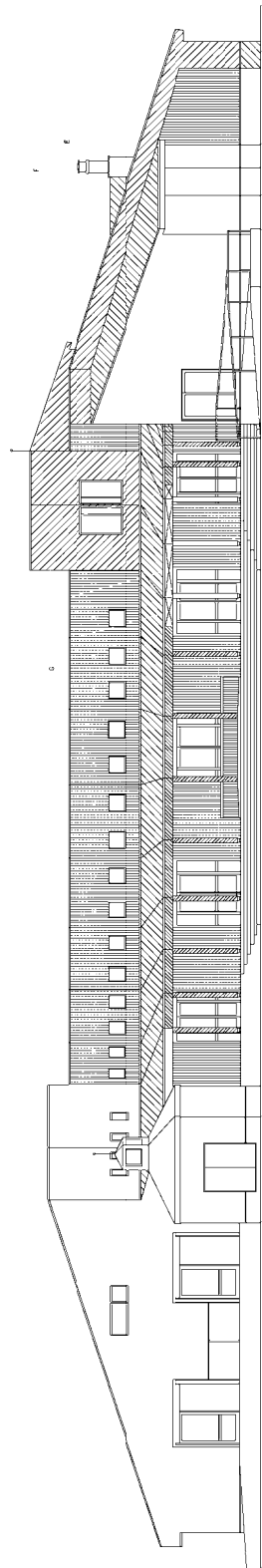
滝野すずらん丘陵公園	
収益施設運営	
図面名	宿泊施設(オートキャンプ場) センターハウス2F平面図
縮尺	図番 /
北海道開発局 札幌開発建設部	



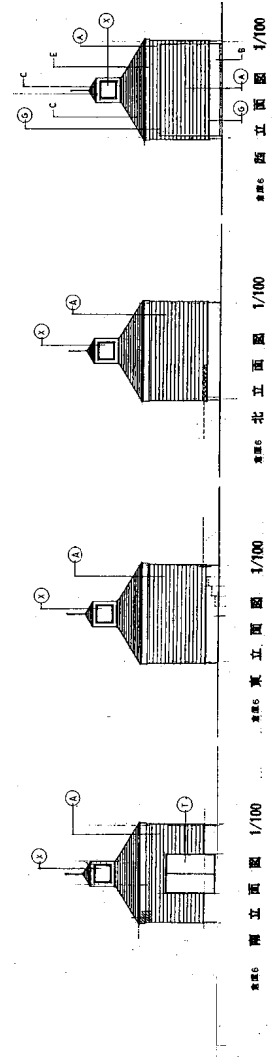
滝野すずらん丘陵公園	収益施設運営
図面名	宿泊施設(オートキャンプ場) センターハウス立面図1
縮尺	図番 /
北海道開発局 札幌開発建設部	



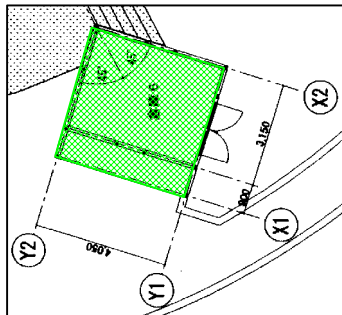
北立面図 5:1/100



南立面図 5:1/100



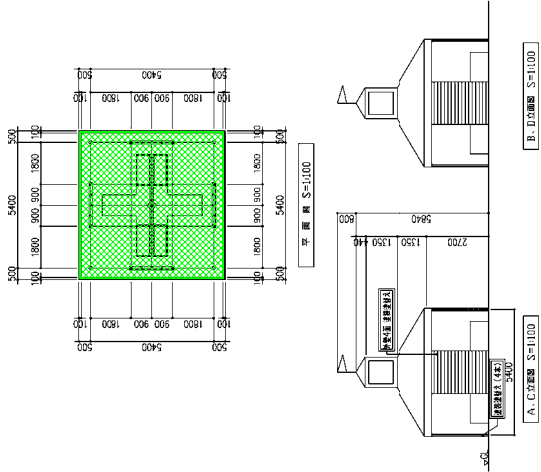
倉庫6平面図



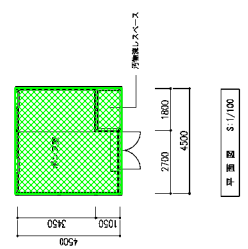
[凡例]
 : 運営維持管理業務対象範囲
 : 収益施設対象範囲

滝野すずらん丘陵公園
収益施設運営
宿泊施設(オートキャンプ場)
センターハウス立面図・倉庫6
縮尺 図番 /
北海道開発局 札幌開発建設部

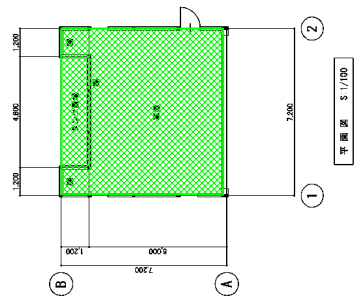
炊事棟



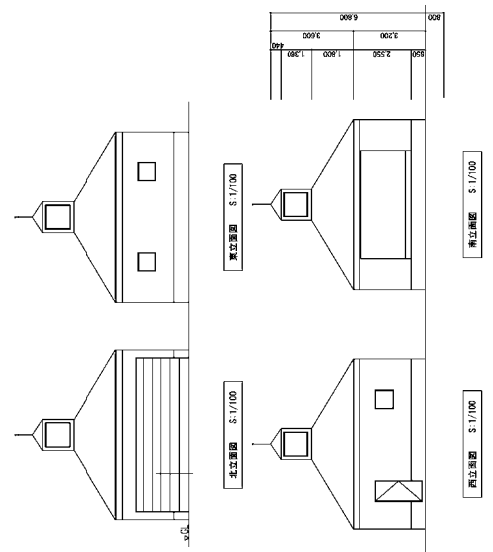
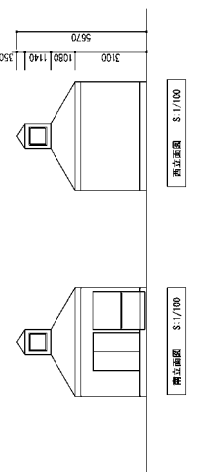
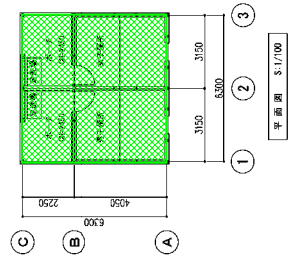
汚水ポンプ棟



バッチリーカー駐庫



便所棟 (2棟)

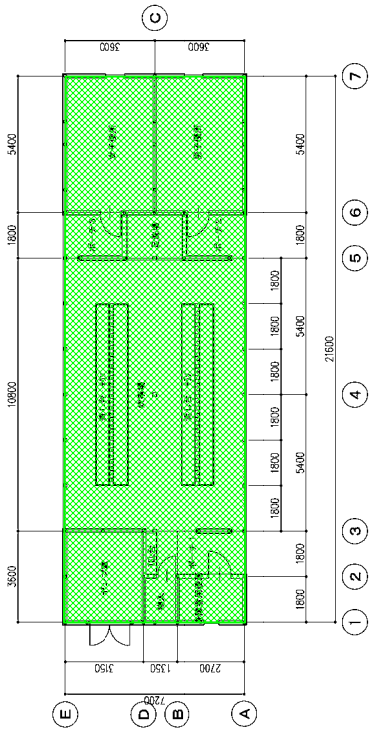


〔凡例〕

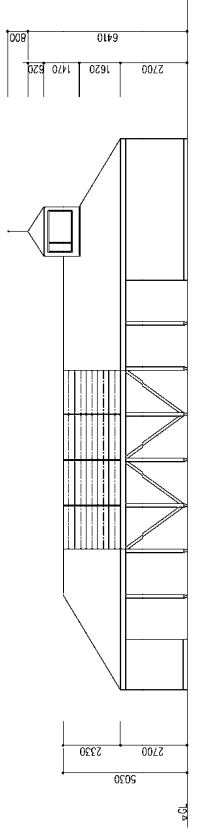
- : 運営維持管理業務対象範囲
- : 収益施設対象範囲

滝野 すすらん丘陵公園
収益施設運営
宿泊施設(オートキャンプ場) 炊事棟・車庫棟・ダンプステーション・便所
縮尺 - 図番 /
北海道開発局 札幌開発建設部

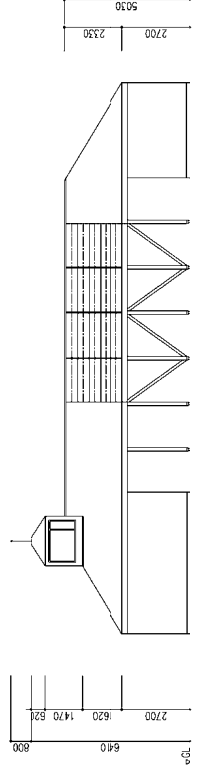
サニタリーハウス



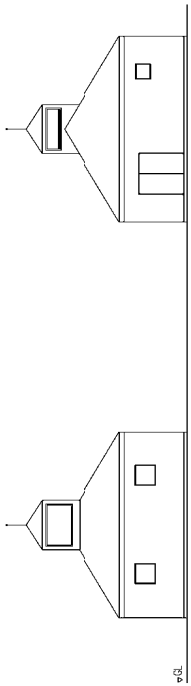
平面図 S 1/100



東立面図 S 1/100

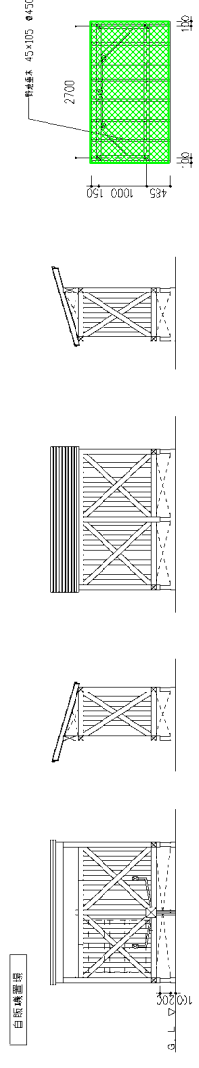


北立面図 S 1/100

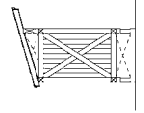


東立面図 S 1/100

西立面図 S 1/100

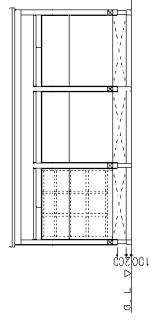


自動開閉扉

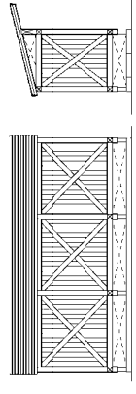


自動開閉扉

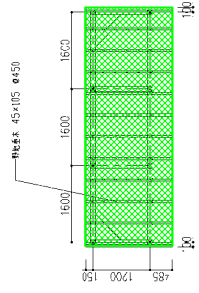
ゴミ入サッシ



ゴミ入サッシ



ゴミ入サッシ

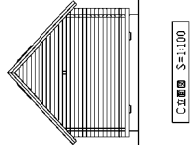
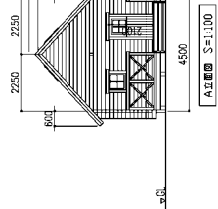
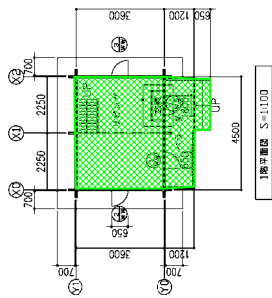


自動開閉扉

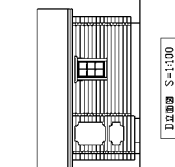
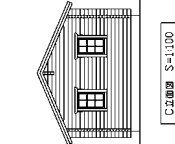
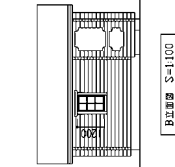
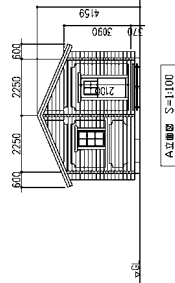
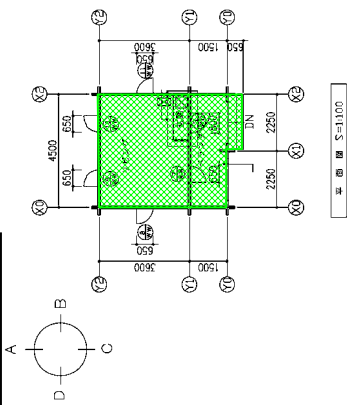
〔凡例〕
 : 運営維持管理業務対象範囲
 : 収益施設対象範囲

滝野 すすらん丘陵公園
収益施設運営
宿泊施設(オートキャンプ場)
サニタリーハウス・自販機置場・ゴミステーション
縮尺 - 図番 /
北海道開発局 札幌開発建設部

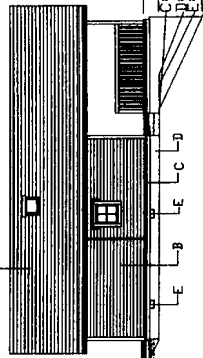
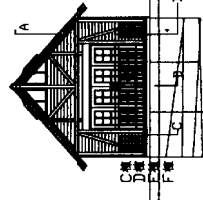
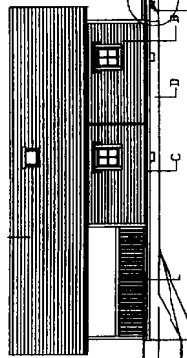
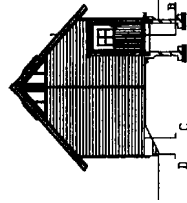
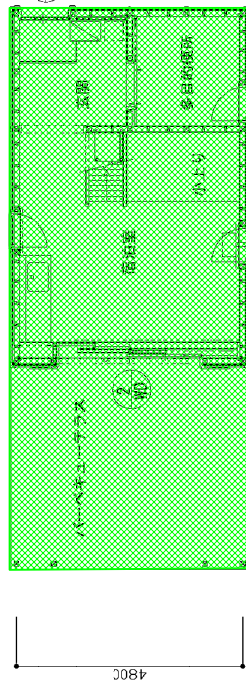
ログハウスキャビンA



ログハウスキャビンB



ログハウスキャビンS



〔凡例〕
 :運営維持管理業務対象範囲
 :収益施設対象範囲

滝野 すすらん丘陵公園	収益施設運営
収面名	宿泊施設(オートキャンプ場) ログハウスキャビンA・B・S
縮尺	- 図番 / 北海道開発局 札幌開発建設部

施設資産一覧 (1/15)

施設名	区分	詳細	数量等	公簿記載
レストラン				
レストラン(カントリーハウス)				
躯体・設備	カントリーハウス建物(躯体・電気・機械設備等)		一式	国
設備	厨房機器		一式	テナント
備品	二段棚		1台	テナント-01
	ジュース冷蔵庫		1台	テナント-02
	二段棚		1台	テナント-03
	ラック		7台	テナント-04
	食品棚		1台	テナント-05
	冷蔵ストッカー		1台	テナント-06
	洗浄機器セット		1式	テナント-07
	計量器		1台	テナント-08
	シンク付調理台		1台	テナント-09
	調理台		1箇所	テナント-10
	ビールディスペンサー		1台	テナント-11
	ジュース冷蔵庫		1台	テナント-12
	調理台		1台	テナント-13
	調理台		1台	テナント-14
	調理台		1台	テナント-15
	ワゴン		8台	テナント-16
	冷凍庫		1台	テナント-17
	冷蔵庫		1台	テナント-18
	調理台		2台	テナント-19
	茹で麺器		1台	テナント-20
	ローレンジ		2台	テナント-21
	保温器		3台	テナント-22
	シンク		1箇所	テナント-24
オープン付ガス台		2台	テナント-25	
ガス台		1台	テナント-26	
冷凍庫		2台	テナント-27	
フライヤー		1台	テナント-28	
調理台		1台	テナント-29	
シンク		1箇所	テナント-30	
調理台		1台	テナント-31	
ガス釜		3台	テナント-32	
ジュース冷蔵庫		1台	テナント-33	

施設資産一覧(2/15)

施設名	区分	詳細	数量等	公簿記載
レストラン				
レストラン(カントリーハウス)				
備品		アイス冷凍庫	1台	テナント-34
		調理台	1台	テナント-35
		二槽シンク	1台	テナント-36
		洗濯機	1台	テナント-37
		消毒器	1台	テナント-38
		調理台	1台	テナント-39
		順番待ち案内板	1台	テナント-40
		レジ	1台	テナント-41
		ジュースディスペンサー	1台	テナント-42
		コーヒーサーバー	1台	テナント-43
		調理台	1台	テナント-44
		製氷機	1台	テナント-45
		吊戸棚	1台	テナント-46
		二槽シンク	1台	テナント-47
		カップウォーマー	1台	テナント-48
		ソフトクリームフリーザー	1台	テナント-49
		コールドテーブル	1台	テナント-50
		ティッシュボックス	5箱	テナント-51
		サンプルケース	3台	テナント
		ジュース冷蔵庫	2台	テナント-52
		レンジフード	1式	国-01
		吊戸棚	1式	国-02
		吊戸棚	1式	国-03
		冷凍室	1式	国-04
	外部用テーブル、イス類	1式	国-05	
	カウンターテーブル	1式	国-06	
	売店陳列棚	1式	国-07	
レストラン(カントリーハウス事務室)				
備品		ロッカー	3台	テナント-01
		空気清浄機	1台	テナント-02
		扇風機	1台	テナント-03
		事務所扉	1台	テナント-04
		暖房機	1台	テナント-05
		予定表	1台	テナント-06
		事務所吊棚	1式	国

施設資産一覧 (3/15)

施設名	区分	詳細	数量等	公簿記載
レストラン				
レストラン(渓流園)				
	躯体・設備	レストラン建物(躯体・電気・機械設備等)		国
	設備	厨房機器・テーブル・イス		テナント
		プロパン庫		国
		BBQ コーナー		国
		BBQ 舎		国
	備品	屋内テーブル、イスセット	17 セット	テナント
		ガスコンロ	17 台	テナント
		照明類	1 式	テナント
		食器棚	1 式	テナント
		ガス配管	1 式	国
		ゴミ箱(屋外、大)	2 個	国
		厨房機器	1 式	テナント
		屋外ピット	1 式	国
		屋外テーブル、イスセット	1 式	国
魚釣場				
	躯体	魚釣場躯体		国
	設備	給排水路		国
		養魚場		国
		魚釣場園路・四阿・テーブル・イス・灰皿		国
		釣具貸出棟		国
		釣具貸出棟内装・釣具一式・休憩所棟ベンチ・看板		テナント
		休憩所棟		国
	備品	棚	1 台	国-01
		休憩台	1 台	国-02
		シンク	1 箇所	国-03
		吊棚	1 台	国-04
		ブラインド	4 枚	国-05
		シンク	3 箇所	国-01 ~ 03
		テーブルセット	6 セット	国
		ゴミ箱	1 台	国
		棚	2 台	国
		灰皿	4 台	国
		ジュース冷蔵庫	1 台	テナント
		調理台	1 台	テナント

施設資産一覧(4/15)

施設名	区分	詳細	数量等	公簿記載
レストラン				
	魚釣場			
	備品	ガス湯沸し器	1台	テナント
		洗濯機	1台	テナント
		冷蔵庫	1台	テナント
		冷凍庫	1台	テナント
		傘立て	1台	テナント
		扇風機	1台	テナント
		テーブル	1台	テナント
		テーブル・イス二脚	1式	テナント
		電子レンジ	1台	テナント
		レジ	1台	テナント
		カウンターテーブル	1台	テナント
		竿立て	1式	テナント
		バケツ置き	1台	テナント
		案内看板	1枚	テナント
		イス	3脚	テナント
		机	1台	テナント
		台車	1台	テナント
		時計	1台	テナント
売店				
	鱒見口売店			
	躯体・設備・内装	売店建物(躯体・電気・機械設備・内装)		国
	設備	厨房機器		テナント
	備品	アイス用冷凍ショーケース	1台	テナント-01
		業務用ラック×2、吊戸棚	1式	テナント-02
		テーブル、イス	1セット	テナント-03
		殺虫器	1台	テナント-04
		ガス湯沸かし器	1台	テナント-05
		レンジフード	2箇所	国
		調理台	1台	テナント-06
		ガス台 2口	1台	テナント-07
		ガス台 1口	1台	テナント-08
		ガスコンロ台	1台	テナント-09
		コールドテーブル	1台	テナント-10
		レジ	1台	テナント-11
	製氷機	1台	テナント-12	

施設資産一覧 (5/15)

施設名	区分	詳細	数量等	公簿記載
売店	鱒見口売店			
	備品	冷凍ストッカー 大	1台	テナント
		冷凍ストッカー 小	1台	テナント
		殺菌灯	1台	テナント
		電話	1台	国
		スポット照明	2個	国
		吊戸棚	1枚	テナント-15
		棚	1台	テナント-16
		棚	1台	テナント-17
		メニューボード	1台	テナント-18
		ショーケース	1台	テナント-19
		タバコケース	1台	テナント-20
		二槽シンク	1箇所	テナント-21
		ソフトアイスメーカー	1台	テナント-22
		カウンター	1台	国
		二槽シンク	1箇所	テナント-23
		調理台	1台	テナント-24
		調理台	1台	テナント-25
		電子レンジ	1台	テナント-26
		調理台	1台	テナント-27
		ホットウォーマー	1台	テナント-28
		ゴミ箱		国
		足置台		不明
		日除け		国
	スピーカー		国	
	監視カメラ		国	
	利用案内		テナント	
	渓流口売店(ロッジ雪笹)			
	躯体・設備・内装	売店建物(躯体・電気・機械設備・内装・厨房機器)		国
	設備	厨房機器		テナント
		休憩所		国
	備品	ゴミ箱		1台 テナント
		テーブル×3、イス×6		1式 テナント
灰皿		1台 テナント		
日除け		3枚 テナント		

施設資産一覧(6/15)

施設名	区分	詳細	数量等	公簿記載
売店	溪流口売店(ロッジ雪笹)			
	備品	冷凍庫	2台	テナント-05、06
		ストーブ	1台	テナント-07
		金庫	1台	テナント-08
		扇風機	1台	テナント-09
		ラック	3台	テナント-10～12
		ロッカー棚	1台	テナント-13
		移動カート	1台	テナント-14
		折りたたみテーブル	1台	テナント-15
		ロッカー	1台	テナント-16
		陳列棚	1台	テナント-17
		メニュー板	1台	テナント-18
		ストーブ囲い	1台	国-01
		スキー立て	1個	国-02
		コインロッカー	1枚	国
		衝立	1台	国-03
		トレーディスペンサー	1台	テナント-01
		グラストレ	1台	テナント-02
		ウォーターディスペンサー	1台	テナント-03
		ビールディスペンサー	1台	テナント-04
		メニューボード	1箇所	テナント
		調理台	1台	テナント-05
		陳列棚	6台	テナント-06
		暖炉	1箇所	国
		冷凍庫	1台	テナント-07
		冷凍庫	1台	テナント-08
		冷蔵庫	1台	テナント-09
		台車	1台	テナント-10
		看板	1台	テナント-11
		レジカウンター	1台	テナント-12
		茹で麺器	1台	国
		ホットウォーマー	1台	国
		ガス台	1台	国
冷凍庫		1台	国	

施設資産一覧(7/15)

施設名	区分	詳細	数量等	公簿記載
売店	溪流口売店(ロッジ雪笹)			
	備品	吊戸棚	1台	国
		レンジフード	1箇所	国
		レジ	1台	テナント-13
		シンク	1箇所	テナント-14
		製氷機	1台	テナント-15
		ソフトクリームフリーザー	1台	テナント-16
		調理台	1台	テナント-17
		フライヤー	1台	テナント-18
		ガス台	1台	テナント-19
		冷蔵庫	1台	テナント-20
		電子レンジ	1台	テナント-21
		シンク	1箇所	テナント-22
		ガス湯沸かし器	1台	テナント-23
		冷凍冷蔵庫	1台	テナント-24
		シンク	1台	テナント-25
		調理台	1台	テナント-26
		ガス炊飯器	1台	テナント-27
殺虫灯	1台	テナント-28		
中央口売店	躯体・設備	売店建物(躯体・電気・機械設備・テーブル・イス等)		国
	設備	厨房機器		テナント
	備品	ラック	3台	テナント-01
		冷凍庫	2台	テナント-02
		調理台	1台	テナント-03
		調理台	1台	テナント-04
		冷凍冷蔵庫	1台	テナント-05
		シンク	1箇所	テナント-06
		アイス冷凍庫	2台	テナント-07
		電子レンジ	1台	テナント-08
		レジ	1台	テナント-09
		蒸し器	1台	テナント-10
		ソフトクリームマシン	1台	テナント-11
		コーヒーマシン	1台	テナント-12
調理台	1台	テナント-13		

施設資産一覧(8/15)

施設名	区分	詳細	数量等	公簿記載
売店	中央口売店			
	備品	棚	3台	テナント-14
		ワゴン	1台	テナント-15
	東口情報センター売店			
	躯体・設備	売店建物(躯体・電気・機械設備・テーブル・イス等)	一式	国
	設備	厨房機器		テナント
	備品	冷凍冷蔵庫	1台	テナント-01
		スープウォーマー	1台	テナント-02
		ホットウォーマー	1台	テナント-03
		調理台	1台	テナント-04
		茹で麺器	1台	テナント-05
		調理台	1台	テナント-06
		オープン付ガス台	1式	テナント-07
		調理台	1台	テナント-08
		フライヤー	1台	テナント-09
		二槽シンク	1箇所	テナント-10
		調理台	1台	テナント-11
		移動式調理台	3台	テナント-12
		電子レンジ	2台	テナント-13
		湯沸かし器	1台	テナント-14
		冷凍冷蔵庫	1台	テナント-15
		回転式炒め器	1台	テナント-16
		調理台	1台	テナント-17
		ガス炊飯器	1台	テナント-18
		ワゴン	1台	テナント-19
		冷凍庫	2台	テナント-20
	ラック	2台	テナント-21	
	冷蔵庫	1台	テナント-22	
	調理台(小)	1台	テナント-23	
	調理台	1台	テナント-24	
調理台	1台	テナント-25		
製氷機	1台	テナント-26		
レジ	1台	テナント-27		
カキ氷器	1台	テナント-28		
シンク	1箇所	テナント-29		

施設資産一覧(9/15)

施設名	区分	詳細	数量等	公簿記載
売店				
東口情報センター売店				
備品		ウォーターディスペンサー	1台	テナント-30
		ホットウォーマー	1台	テナント-31
		コーヒーサーバー	1台	テナント-32
		タバコケース	1個	テナント-33
		売店棚	2面	テナント
		ジュース冷蔵庫	1台	テナント-34
		ゴミ箱	1個	テナント-35
		券売機	1台	テナント-36
		メニューボード	1枚	テナント-37
		サンプルケース	1台	テナント-38
		イーゼル	1台	テナント-39
		フード、戸棚	1式	国
子供の谷休憩所売店				
躯体・設備		売店建物(躯体・電気・機械設備・テーブル・イス等)	1台	国
設備		厨房機器	1台	国
		厨房機器	1台	テナント
備品		シェルフ 1070×610×1900	1台	国
		シェルフ 1220×610×1900	1台	国
		冷凍冷蔵庫 SRR-F1283C2 1210×800×2000	1台	国
		電気炊飯器 ERC-9R 530×470×395	1台	国
		置台 900×700×500	1台	国
		卓上電気グリドル TCG-9060E 900×600×300	1台	国
		電子保温ジャー THS-C80 461×390×392	1台	国
		ジャー置台 450×450×800	1台	国
		電子レンジ NE-1401GTA 422×508×337	1台	国
		二槽シンク 1100×700×800	1箇所	国
		吊戸棚 1280×350×600	1台	国
		電磁フライヤー N-T1FL-87W 870×100・600×800	1台	国
		脇台 330×700×800	1台	国
		台 920×600×800	1台	国
		電気テーブル TET-S-90 900×600×800	1台	国
	炊飯台 600×600×800	1台	国	

施設資産一覧(10/15)

施設名	区分	詳細	数量等	公簿記載
売店				
		子供の谷休憩所売店		
	備品	電気ゆで麺器 TEU-6 550×600×800	1台	国
		台 900×600×800	1台	国
		卓上電気ウォーマー TCW-3860E-2 380×600×300	2台	国
		吊戸棚 1500×350×600	1台	国
		冷凍冷蔵コールドテーブル SUR-F1561C 1500×600×800	1台	国
		移動台 900×600×800	2台	国
		電気クレープ焼器 CM-410 500×500×200	1台	不明
		一槽シンク 450×600×800	1箇所	国
		冷凍冷蔵コールドテーブル SUR-F1561C 1500×600×800	1台	国
		ホットショーケース NH-202 450×300×460	2台	国
		盛付台 1500×750×600・800	1台	国
		スチームマシン	1台	不明
		製氷機 SIM-S87U 1004×600×800	1台	国
		アイススライサー HC-80 293×427×501	2台	テナント-10
		コーヒーサーバー FO 380×485×750	1台	テナント-12
		ソフトドリンクディスペンサー	1台	テナント-11
		置台 1300×600×800	1台	国
		ソフトクリームフリーザー	2台	テナント-09
		ウォータークーラー SD-P102 345×449×555	1台	不明
		置台 900×600×800	1台	国
		冷凍庫 SRF-F1283S 1210×800×2000	1台	国
		ビールディスペンサー	1台	テナント-13
		ラック	2台	テナント-01
		券売機	2台	テナント-02
		サンプルケース	1台	テナント-03
		看板	1枚	テナント-04
		電子レンジ	1台	テナント-05
		冷蔵庫	2台	テナント-06
		炊飯ジャー	1台	テナント-07
		エアコン	1台	国-01
		ロッカー棚	1台	テナント-08

施設資産一覧(11/15)

施設名	区分	詳細	数量等	公簿記載
売店				
	子供の谷休憩所売店			
	備品	ホットウォーマー	2台	テナント-14
		ジュース冷蔵庫	1台	テナント-15
		レジ	1台	テナント-16
		アイスストッカー	1台	テナント-17
		カウンター台	1台	国-01
		ジュース冷凍庫	1台	テナント-18
		ゴミ箱	2個	テナント-19
		ラティス	1台	テナント-20
園内交通施設				
	園内移動用施設(リフト)			
	躯体	リフト本体・周辺施設一式		国
	備品	リフト用工作物(搬器等)	1式	国
オートキャンプ場				
	躯体・設備	センターハウス・キャビン建物(躯体一式)・駐車場・放送器材等		国
	設備	事務用品・備品等一部		テナント
	事務所1F		1式	テナント
	備品	両袖机	2	テナント
		事務用椅子	4	テナント
		平机	2	テナント
		平机用ワゴン	2	テナント
		センターコア	1	テナント
		クリアーキャビネット	1	テナント
		下段両開・上段オープン書庫	2	テナント
		下段両開・上段両開書庫	1	テナント
		スライドボード白(後)	1	テナント
		スライドボード月予定表(前)	1	テナント
		スライドボードレールセット	3	テナント
		MD/CD ラジカセ	1	テナント
		テブラ PRO	1	テナント
		ハンドラベラー	1	テナント
		テレビデオ	1	テナント
		掃除機	1	テナント
	冷蔵庫	1	テナント	
	手提げ金庫	1	テナント	

施設資産一覧(12/15)

施設名	区分	詳細	数量等	公簿記載
オートキャンプ場				
事務所1F				
備品	ペーパーカッター	1	テナント	
	電子レンジ	1	テナント	
	案内板	2	テナント	
	電話機	4	テナント	
	コードレス電話機	1	テナント	
	タイムカード	1	テナント	
売店			1式	テナント
備品	業務用掃除機	1	テナント	
	ミニコンポ	1	テナント	
宿直室			1式	テナント
備品	テレビ	1	テナント	
	ビデオ	1	テナント	
	テレビ台	1	テナント	
	寝具セット	3	テナント	
外			1式	テナント
備品	洗濯機	1	テナント	
貸出物品			1式	テナント
備品	テント	10	テナント	
	タープ	5	テナント	
	テーブル	6	テナント	
	マウンテンバイク	10	テナント	
	マウンテンバイク	10	テナント	
	マウンテンバイク	10	テナント	
	マウンテンバイク	10	テナント	
無線機			1式	テナント
備品	携帯用無線機	5	テナント	
	バッテリー	5	テナント	
	急速充電器	5	テナント	
	マイクスピーカー	5	テナント	
センターハウス他			1式	テナント
備品	直冷式フリーザー	1	テナント	
	テント	6	テナント	
	卓球台	2	テナント	
	デジタルカメラ	1	テナント	
	ロッカー	1	テナント	

施設資産一覧 (13/15)

施設名	区分	詳細	数量等	公簿記載
オートキャンプ場				
センターハウス他				
備品		石釜キット	1	テナント
		石釜用備え付け台	1	テナント
		石釜キット	1	テナント
		テレビ	6	テナント
		テント	5	テナント
		焼印	1	テナント
		スクリーンターフ	1	テナント
		ルームエアコン	1	テナント
		耐火金庫	1	テナント
		キーボックス (60本)	1	テナント
		商品陳列棚一式	1	テナント
		傘たて (24本用)	2	テナント
		ホワイトボード	2	テナント
		新聞掛け	1	テナント
		コインランドリー (洗濯機、乾燥機、ラック付)	4	テナント
		ごみ箱	2	テナント
		掛け時計	3	テナント
		ガーデンテーブル	5	テナント
		ガーデン椅子	20	テナント
		ベンチ椅子	3	テナント
		コインロッカー (10人用)	2	テナント
		小型冷蔵庫	2	テナント
		食卓テーブル (座卓)	2	テナント
		トースター & 電子レンジ	1	テナント
		IHクッキングヒーター	1	テナント
		掃除機	1	テナント
		食器棚 (ヨドコウ2分割式)	1	テナント
		更衣ロッカー	1	テナント
		座卓	19	テナント
		マットレス	109	テナント
		留守番電話	1	テナント
		サッカーゴール	1	テナント
		集会用テント	1	テナント
		リアカー	4	テナント

施設資産一覧 (14/15)

施設名	区分	詳細	数量等	公簿記載
オートキャンプ場				
センターハウス				
備品		レンタル品陳列棚(メタル)	2	テナント
		水切り大型スクレーパー	3	テナント
		保管整理棚(スチール製)	9	テナント
		営業用かき氷機	1	テナント
		パソコンラック	1	テナント
		縦型冷蔵ストッカー(東芝)	1	テナント
		冷蔵品ストッカー(サンヨウ)	1	テナント
		お天気ボード	1	テナント
		台車	1	テナント
		冷食用ストッカー2段式	1	テナント
		アイス用ストッカー	1	テナント
		ロツテアイスストッカー	1	テナント
駐車場				
駐車場				
駐車場料金ブース				
設備		渓流口・鱒見口ブース	一式	国
		中央口・東口ブース	一式	国
駐車場表層				
設備		中央口表層造成		国
		東口・渓流口・鱒見口表層造成		国
駐車場ライン、看板				
設備		東口ライン・看板	一式	国
		中央口・渓流口・鱒見口ライン・看板	一式	国
		備品等一部(レジ等)		テナント
鱒見口駐車場				
備品		レジ	1台	テナント
		無線機	1式	国
		エアコン 三菱 MSZ-GXV22F	1台	国
		ブース	1基	国
		白線、看板等	1式	国
渓流口駐車場				
備品		レジ	1台	テナント
		無線機	1式	国
		FF ストープ コロナ FF-326GY	1台	国

施設資産一覧 (15/15)

施設名	区分	詳細	数量等	公簿記載
駐車場				
渓流口駐車場				
備品	FFストーブ サンデン FF-441WK		1台	国
	エアコン 東芝 RAS-225JD		1台	国
	エアコン 東芝 RAS-2256D		1台	国
	ブース		1基	国
	白線、看板等		1式	国
中央口駐車場				
備品	表層		1式	国
	白線、看板等		1式	国
東口駐車場				
備品	白線、看板等		1式	国
サイクリング施設				
備品	サイクルセンター建物（躯体・電気・機械設備・内装）			国
	自転車・利用案内看板等			テナント
	レジ		1台	テナント
	無線機		1式	国
	電気ストーブ		1台	国
	棚		1台	国
	机		1台	テナント
	エアーコンプレッサー		1台	国
	放送機器		1式	国
	時計		1個	不明
	利用案内		2枚	テナント
	監視カメラ		1基	テナント
	電気ポット		1台	テナント

臨時売店指定設置場所および指定設置期間

1. 臨時売店指定設置場所

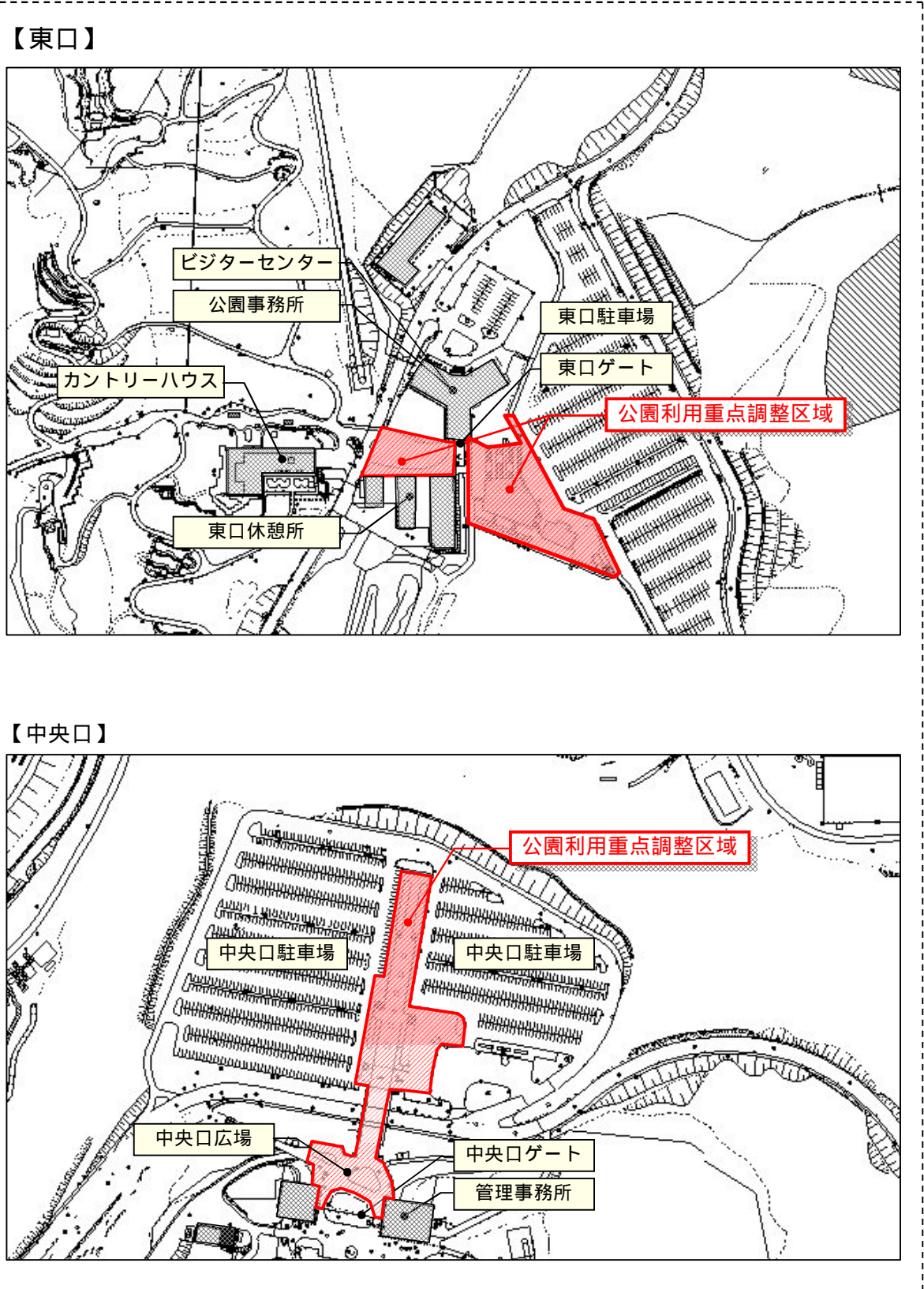
臨時売店を設置できる場所は、公園利用重点調整区域および青少年の家を除く公園区域内とする。

2. 臨時売店設置期間

下記の開園期間を、臨時売店設置可能な期間とする。

- ・ 夏季期間 4月20日 ~ 11月10日
- ・ 冬季期間 12月23日 ~ 3月31日

公園利用重点調整区域



施設の定期点検項目

施設の定期点検項目(1)

印：国の法定点検項目
 印：事業者の点検項目
 印：事業者の点検項目（目視等）

中項目	小項目	法定点検
外部	屋根	
	外壁	
	ひさし(車寄せ)・とい	
	軒天井・ひさし下端	
	外部床	
	屋外階段	
	バルコニー	
	外部建具	
	外部用自動ドア	
	エキスパンションジョイント金物	
	内部	内壁・柱・はり
内部天井		
内部床		
内部階段		
内部建具		
内部用自動ドア		
構造部	構造体・基礎	
電灯・動力設備	照明器具(蛍光灯)	
	分電盤・開閉器箱	
	制御盤	
	幹線	
受変電設備	配電盤等(内部機器を除く。)	
	変圧器	
	交流遮断機	
	断路器	
	計器用変成器	
	避雷器	
	高圧負荷開閉器	
	高圧カットアウト	
	高圧電磁接触器	
	力率改善装置	
	指示計器・保護継電器	
	低圧開閉器類	
	特別高圧ガス絶縁スイッチギヤ(GIS、C GIS)	
	その他の特別高圧関連機器	

施設の定期点検項目(2)

中項目	小項目	法定点検
自家発電設備	自家発電設備	
直流電源設備	共通事項	
	整流装置	
	蓄電池	
通信・情報設備	構内情報通信網設備	
	構内交換設備	
	拡声設備	
	誘導支援設備	
	情報表示設備	
	テレビ共同受信設備	

中項目	小項目	法定点検
通信・情報設備	監視カメラ設備	
	駐車場管制設備	
外灯	外灯	
雷保護設備	雷保護設備	
構内配電線路・構内通信線路	構内配電線路・構内通信線路	
温熱源機器	無圧式温水発生機・真空式温水発生機	
	温風暖房機	
冷熱源機器	空気熱源ヒートポンプユニット	
	パッケージ形空気調和機	
空気調和等関連機器	オイルタンク	
	熱交換器・ヘッダー・密閉型隔膜式膨張タンク	
	還水タンク・開放型膨張タンク	

「森の交流館」のオイルタンクは、事業者の点検項目とする。

施設の定期点検項目(3)

中項目	小項目	法定点検
空気調和等関連機器	ポンプ	
	送風機	
	天井扇・有圧換気扇	
	全熱交換器	
給排水衛生機器	受水タンク	
	貯湯タンク	
	汚水槽・雑排水槽	
	汚水槽・雑排水槽の清掃	
	給水ポンプ	
	排水ポンプ	
	ガス湯沸器	
	電気温水器	
ダクト及び配管	ダクト	
	配管	
水質管理	飲料水(給水設備)	
井戸	井戸	
中央監視制御装置	中央監視制御装置	
消防用設備等		
建築基準法関係防災設備	非常用照明装置	
	防火戸・防火シャッター	
	防火ダンパー	
	排煙設備	

施設の定期点検項目(4)

中項目	小項目	法定点検
エレベーター	点検共通事項	
	油圧式エレベーター	
	機械室なしエレベーター	
外構	敷地	
	へい	
	門	
	排水枡・マンホール・側溝・街きよ	
執務環境測定	空気環境測定	
ねずみ・昆虫等の防除		

関係法令

法令名	参照条項	条件の有無	条件に関わる参照条項
建築基準法	第十二条		第六条、別表第一 【令】 第十四条の二、第十六条
官公庁施設の建設等に関する法律	第十一条、第十二条		官公庁施設の建設等に関する法律第12条第1項の規定によりその敷地及び構造に係る劣化の状況の点検を要する建築物を定める政令
消防法	第十四条の三の二		【危険物の規制に関する政令】 第七条の三、第八条の五
	第十七条、第十七条の三の二、第十七条の三の三	× (公共建築)	【令】 第六条、第七条、第三十五条、第三十六条、別表第一
人事院規則 10-4	第十五条、第三十二条、第三十四条	×	別表第七、別表第八
事務所衛生基準規則	第七条、第九条、第十条、第十五条	×	
建築物における衛生的環境の確保に関する法律	第四条		第二条 【令】 第一条
水道法	第三十四条		第三条 【令】 第二条
			第三十八条 【令】 第五十条
電気事業法	第三十九条、第四十二条		第二条 【則】 第一百七条
ガス事業法	第四十条の二	×	第一条 【労働安全衛生法施行令】 第一条
ボイラー及び圧力容器安全規則	第三十二条、第六十七条		

[条件の有無] : 義務付けする施設、設備等について、規模等の条件が付されているもの

収益施設に係る自主点検一覧


施設の自主点検項目

大項目	中項目	小項目
建築	建築	建築
電気設備	電灯・動力設備	電灯・動力設備
機械設備	温熱源機器	温風暖房機、灯油タンク
	給排水衛生機器	給排水衛生機器
その他	消防用設備	消化器、非常用照明

財団法人 公園緑地管理財団殿

滝野第1リフト

運転操作取扱説明書

 安全索道株式会社

平成 11 年 11 月 19 日 発行

はじめに

本書は、運転取り扱いについて説明するものです。

索道の管理者及び現業従業員各位におかれましては、運転取り扱い及び設備の構造と整備点検に関し熟知せられ、機に応じて善処されるようにお願いします。

安全上のご注意

本書および製品への表示では製品を安全に正しくお使いいただき、あなたや他の人々への危害や財産への損害を未然に防止するために、いろいろな表示をしています。

その表示と意味は次のようになっています。

内容をよく理解してから本文をお読みになり、正しくお使い下さい。






表示の意味

⚠警告
この表示を無視して、誤った取り扱いをすると、人が死亡または重傷を負う可能性が想定される内容を示しています。
⚠注意
この表示を無視して、誤った取り扱いをすると、人が傷害を負う可能性が想定される内容および物的損害のみの発生が想定される内容を示しています。




図記号の意味

△○○注意
この図記号は警告（注意を含む）を促す事項を示しています。△の中や近くに、具体的な警告内容（例：⚠感電注意）が描かれています。
⊘○○禁止
この図記号はしてはいけない行為（禁止事項）を示しています。○の中や近くに、具体的な禁止内容（例：①分解禁止）が描かれています。
●○○の事
この図記号は必ずしてほしい行為を示しています。●の中や近くに具体的な指示内容（例：⚡プラグをコンセントから抜く）が描かれています。

⚠警告

-  リフトの運転中は運転係、監視係は持ち場を離れないで下さい。
禁止
-  異常な状態、乗客に危険な状態が発生した場合は、
停止 直ちに停止操作を行い索道を停止させて下さい。
-  水分や湿気の多い場所での電気品の使用は行わないで下さい。
禁止 火災、感電の恐れがあります。
-  自分で改造や分解をしないで下さい。
分解禁止 火災や感電、やけどの恐れがあります。
-  異常な臭いがしたり、過熱、発煙した場合は、電源を遮断して下さい。
電源遮断 そのまま使用しますと、火災、故障の恐れがあります。

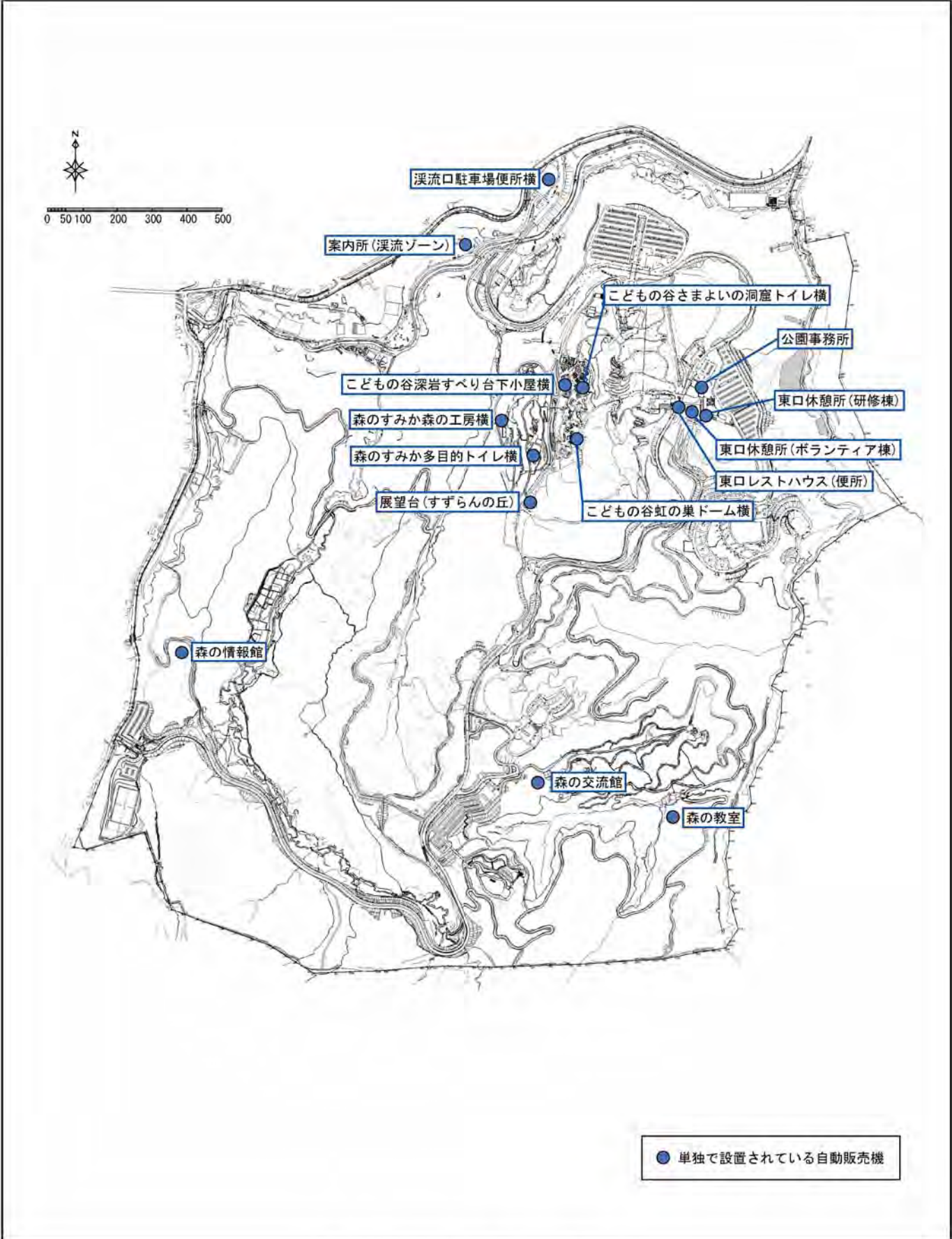
⚠注意

-  リフトの運転は、各機器の構造、機能について十分な知識を持ち、
注意 運転操作に熟知した係員によって行って下さい。
-  リフトが正常に運転されているときの状態を把握し、
注意 異常の有無を逸早く察知することが必要です。
-  作業を行うときは必ず電源を遮断して下さい。
注意

目 次

[1]	計器、スイッチ	4
	Ⅰ. 計器	4
	Ⅱ. スイッチ	5～6
[2]	表示灯	7
	Ⅰ. 通常運転状態表示灯	7～8
	Ⅱ. 異常状態表示灯	9～10
[3]	運転操作説明	11
	Ⅰ. 電源投入	11
	Ⅱ. 運転準備	12
	Ⅲ. 運転	13
	Ⅳ. 減速運転	14
	Ⅴ. 運転停止	14
	Ⅵ. 運転終了	14
[4]	調整及び設定方法	15
	Ⅰ. 限時継電器の設定	15
	Ⅱ. 風速検出装置の設定	15
	Ⅲ. 主電動機過電流の設定	16
[5]	絶縁測定	17
[6]	電気機器の寿命	18
	Ⅰ. 機器の劣化と寿命	18
	Ⅱ. 更新時期	18
	Ⅲ. 電気品点検整備・交換時期	19
[7]	電気回路図	
[8]	制御盤図	
[9]	制御盤端子接続図	
[10]	運転盤図	
[11]	運転盤端子接続図	
[12]	監視盤図	

別冊 整流子電動機取扱説明書



自動販売機(単独設置)位置図

平成 年度 国営滝野すずらん丘陵公園 管理運営月報(月分)

総括調査職員	主任調査職員	調査職員	総括責任者	検査担当者		
印	印	印	印	印	印	印

		当月	累積	備考	
	開園日数(日)				
公園利用者数の確保	公園利用者数(人)				
	札幌都市圏外の地域からの利用者の割合(%)			同月調査無し	
	滝野の森3施設(森の教室、森の情報館、森の交流館)の利用者数(人)	森の教室			
		森の情報館			
森の交流館					
	合計				
利用満足度の確保	公園の運営に関する「非常に満足」の回答比率(%)			同月調査無し	
地域特性を生かした植物管理	北海道の気候風土にあった花風景に関する「非常に満足」の回答比率(%)			同月調査無し	
多様なプログラムの提供	滝野の森エリア(森のすみかを含む)における当公園の基本テーマ「自然とのふれあい」に即した利用プログラム	開催回数(回)			
		参加人数(人)			
情報受発信	マスコミによる報道件数(件)				
	ホームページの総アクセス件数(件)				

行催事の実施状況

自主事業の実施状況

その他特記事項

平成25～27年度 国営滝野すずらん丘陵公園 管理運営月報総括表(案)

主要事項	上段:達成すべき質項目 下段:国仕様書	%												ホワイト計	累積		
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月				
公園利用者数の確保	・本公園の年間及び運営シーズンごとの公園利用者数 [平成22年度及び平成23年度実績平均値:年間約 人、第1期 人、第2期 人] ・本公園の札幌都市圏外からの公園利用者の割合 [平成22年度及び平成23年度の実績平均値:約 %] ・滝野の森3施設(森の教室、森の情報館、森の交流館)の年間及び運営シーズンごとの利用者数 [平成23年度の実績値:年間約 人/年、第1期 人、第2期 人]	計画	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	
		実施															
		計画															%
		森の教室															
		森の情報館															
		森の交流館															
		計															
		計画															%
		実施															
		計画															%
地域特性を生かした植物管理	・年間及び運営シーズンごとの公園の運営に関する「非常に満足」の回答比率 [平成23年度実績値:「満足」の回答比率:年間約 %、グリーンシーズン約 %、ホワイトシーズン約 %] ・北海道の気候風土にあった花風景に関する「非常に満足」の回答比率 [平成23年度実績値:年間約 %]	計画															
		実施															
		計画															%
		実施															
		計画															%
		実施															
		計画															%
		実施															
		計画															%
		実施															
多様なプログラムの提供	・滝野の森エリア(森のすみかを含む)における利用プログラムの開催回数 [平成22年度及び平成23年度実績値:年間開催回数 回] ・滝野の森エリア(森のすみかを含む)における利用プログラムの延べ参加人数 [平成22年度及び平成23年度実績値:延べ参加人数 人]	計画	回	回	回	回	回	回	回	回	回	回	回	回	回	回	
		実施															
		計画															%
		実施															
		計画															%
		実施															
		計画															%
		実施															
		計画															%
		実施															
情報発信	・マスコミによる報道件数 [平成22年度及び平成23年度実績平均値:年間 件] ・ホームページの総アクセス件数 [平成 年度及び平成 年度実績平均値:年間 件]	計画	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	
		実施															
		計画															%
		実施															
		計画															%
		実施															
		計画															%
		実施															
		計画															%
		実施															

札幌都市圏外の地域からの利用者の割合は、調査実施当月の利用者数を勘案した結果の加重平均のため算出を留意する

運営維持管理業務

実施予定		当期までの契約状況							
項	単位	数量	予定額	契約額	業務名等	金額	業務等の内容	実施期間	請負業者名等
植物管理									
芝生管理	式	1							
	式	1							
	式	1			工事			H. 月~ 月	
					工事(第1回変更)			H. 月~ 月	
	式	1							
中低木管理	式	1							
	式	1			中低木管理				
					工事			H. 月~ 月	
	式	1							
	式	1			高木管理				
					工事			H. 月~ 月	
	式	1							
林地管理	式	1							
	式	1			林地管理				
	式	1							
草花管理	式	1							
	式	1			草花管理				
建物管理									
	式	1							
	式	1			維持管理				
	式	1			維持管理				
	式	1						H. 月~ 月	
	式	1			設備維持管理				
					設備維持管理				
	式	1						H. 月~ 月	
	式	1			建物清掃				
					建物清掃				
工作物									
	式	1							
	式	1							
	式	1			維持修繕				
	式	1						H. 月~ 月	
	式	1			その他の維持修繕				
					その他の維持修繕				

